

# 呉市地域防災計画

(資料編)

令和6年3月修正

呉市防災会議

## 共通編・総則関係

資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
呉市防災会議条例	総-1-1~2	総-1-1
呉市防災会議運営規程	総-1-3	総-1-1
呉市防災会議委員・幹事	総-1-4~7	総-1-1
異常気象観測表(昭和20年以降)	総-4-1	総-4-2
主な気象災害一覧表(昭和20年以降)	総-4-2~3	総-4-2
過去の降雨状況 (年別(月別)降水量一覧表)	総-4-4	総-4-2
広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況	総-4-5	総-4-2
地震・津波災害の被害想定	総-4-6~11	総-4-3

## 共通編・災害予防編関係

資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
重要水防箇所	予-2-1~4	予-2-1
危険な箇所(主な浸水予想区域)	予-2-5	予-2-1
要配慮者利用施設の施設分類及び洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表	予-2-6~8	予-2-1
要配慮者利用施設の施設分類及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表	予-2-9~15	予-2-6
避難促進施設の施設分類及び津波災害警戒区域内にある避難促進施設一覧表	予-2-16~19	予-2-9
海岸保全施設一覧表	予-2-20~23	予-2-3
土砂災害警戒区域等指定箇所一覧表	予-2-24~93	予-2-4
急傾斜地崩壊危険区域指定状況	予-2-94	予-2-4, 12
山地災害危険地の状況	予-2-94	予-2-12
砂防指定地指定状況	予-2-94	予-2-12
孤立予想集落一覧表	予-2-95	予-2-15
林野火災対策用資機材の状況	予-3-1	予-3-2
消防組織等の状況	予-3-1	予-3-3
消防水利の状況	予-3-2	予-3-3
市街再開発事業等の状況	予-4-1	予-4-1
防火, 準防火地域の指定状況	予-4-1	予-4-2
呉市被災宅地危険度判定実施要綱	予-4-2~3	予-4-5
緊急輸送道路の指定路線の状況	予-4-4	予-4-6
港湾の現況	予-4-5~7	予-4-7
危険物施設の状況	予-4-8	予-4-7
高圧ガス施設の状況	予-4-8	予-4-7

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
火薬類施設の状況	予-4-9	予-4-8
毒劇物取扱施設の状況	予-4-9	予-4-8
防災重点ため池の状況	予-4-10~17	予-4-8
防災行政無線の整備状況	予-5-1~11	予-6-2
消防・救急無線の整備状況	予-6-1	予-6-2
中国地方非常通信協議会	予-6-2~4	予-6-2, 4
危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置 状況	予-6-5~6	予-6-2
呉市避難情報の発令・伝達マニュアル	予-7-1~54	予-7-4
指定避難所・指定緊急避難場所の状況	予-7-58~129	予-7-10, 12
指定緊急避難場所の災害種別ごとの指定基準	予-7-130	予-7-11
避難所開設謝礼金支出要領	予-7-131	予-7-13
救助・救急・救難資器材等の配置状況	予-8-1	予-8-1
災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表	予-9-1	予-9-1
災害医療コーディネーター活動要領	予-9-2~8	予-9-1
災害時健康危機管理支援チーム活動要領	予-9-9~20	予-9-2
物資・人員輸送	予-10-1	予-10-2
備蓄物資	予-12-1~4	予-12-1
呉市自主防災組織結成及び助成要綱	予-14-1~2	予-14-1
気象の知識・解説	予-16-1~7	予-16-1~2

### 共通編・災害復旧・復興編関係

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
災害復旧本部体制図	復-1-1	復-1-1
災害復旧事業計画一覧表	復-1-2	復-1-1
呉市被災者支援制度・相談窓口一覧表	復-2-1~10	復-2-1
罹災証明等の様式	復-2-11~12	復-2-2
主な支援・融資・救済の制度・概要（災害復 旧又は災害復興のための資金に窮する者への 融資制度表）	復-2-13~15	復-2-4~5
激甚法の適用対象事業一覧表	復-3-1	復-3-1
激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準	復-3-2~5	復-3-1

## 風水害・震災応急対策編関係

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン（抜粋））	風－２－１～５	風－２－１～３, ５
災害注意体制（第２次防災体制）の組織及び分掌事務	風震－２－６～７	風－２－２ 震－２－１
災害警戒体制（第３次防災体制）の組織及び分掌事務	風震－２－８～１０	風－２－４ 震－２－３
災害対策本部設置（第４次防災体制）の組織及び分掌事務	風震－２－１１～３３	風－２－５～６ 震－２－４～５
呉市防災会議構成機関，指定地方公共機関等への通知先及び方法	風震－２－３４～３５	風－２－６ 震－２－５
呉市災害対策本部条例	風震－２－３６	風－２－６ 震－２－５
災害体制時における職員の配置・編成表	風震－２－３７～４２	風－２－８ 震－２－７
気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の発表官署，種類及び発表基準	風－２－４３～５０	風－２－１１
気象庁本庁及び広島地方気象台が発表する地震・津波に関する情報	震－２－５１～５３	震－２－１０
災害発生報告書（様式及び用語の定義）	風震－２－５４～５７	風－２－２２ 震－２－１９
市町・消防本部（局）の連絡先	風震－３－１～２	風－３－１～２ 震－３－１～２
ヘリコプター離着陸場の状況	風震－３－３	風－３－３ 風－４－１ 震－３－３ 震－４－１
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・実施細目	風震－３－４～１０	風－３－４ 震－３－４
緊急消防援助隊	風震－３－１１～２８	風－３－４ 震－３－４
自衛隊の災害派遣	風震－３－２９～３３	風－３－６ 震－３－６
ヘリコプターの緊急離着陸場の設定基準（地積）・表示	風震－３－３４	風－３－９ 震－３－９
災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表	風震－４－１	風－４－６ 震－４－６

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
緊急通行車両・規制除外車両の確認標章	風震－５－１	風－５－６ 震－５－６
緊急輸送道路の指定路線の状況	風震－５－２	風－５－１３ 震－５－１３
呉市被災宅地危険度判定実施要綱	風震－６－１	風－６－１４ 震－６－１４
備蓄状況	風震－７－１	風－７－２ 震－７－２
炊き出しのできる給食施設を有する施設一覧表	風震－７－２	風－７－３ 震－７－３
給水拠点一覧表	風震－７－３～４	風－７－５ 震－７－５
飲料水兼用型耐震性貯水槽	風震－７－５	風－７－６ 震－７－６
応急給水機器の保有状況	風震－７－６	風－７－６ 震－７－６
災害時における呉市行方不明者の捜索，遺体の埋火葬マニュアル	風震－８－１～４	風－８－３～５ 震－８－３～５
収集車両台数・収集能力，収集機関，し尿の処理能力	風震－９－１	風－９－８，１０ 震－９－８，１０
災害救助法による援助	風震－１２－１～７	風－１２－３ 震－１２－３

## 災害協定関係

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
第1節 相互応援	協-1-1~44	風-3-1~3 風-3-5~6 風-3-10 震-3-1~3 震-3-5~6 震-3-10
第2節 医療救護等	協-2-1~15	風-4-3 震-4-3
第3節 資器材等提供	協-3-1~16	風-6-1~10 震-6-1~10
第4節 物資供給	協-4-1~28	風-7-1~8 震-7-1~8
第5節 資器材等提供	協-5-1~4	風-8-4 震-8-4 (災害時における 呉市行方不明者の 捜索, 遺体の埋火 葬マニュアル内に 記述あり)
第6節 支援・協力	協-6-1~58	記載なし
第7節 施設提供	協-7-1~7	記載なし

## 水防計画関係

資料名	ページ番号	該当する本編 のページ番号
重要水防箇所及び主な浸水予想区域	水-2-1	水-3-1 水-10-1～2
水防倉庫及び備蓄場所並びに備蓄資器材	水-9-1～3	水-9-1
水防工法一覧表	水-10-1～3	水-10-2
水防活動実績報告書及び水防活動状況報告書	水-14-1～2	水-14-1
呉市水防協力団体指定要領	水-17-1～4	水-17-1
呉市における水防協力団体との水防協働活動実施 要領	水-17-5～6	水-17-1

## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
気象に係る資料・統計	総則	異常気象観測表 (昭和20年以降)	総-4-1	総-4-2
	総則	主な気象災害一覧表 (昭和20年以降)	総-4-2~3	総-4-2
	総則	過去の降雨状況 (年別(月別)降水量一覧表)	総-4-4	総-4-2
	総則	広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況	総-4-5	総-4-2
	総則	地震・津波災害の被害想定	総-4-6~11	総-4-3
	災害予防	気象等の知識・解説	予-16-1~7	予-16-1~2
	風水害対策	気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の発表官署、種類及び発表基準	風-2-43~50	風-2-11
	震災対策	気象庁本庁及び広島地方気象台が発表する地震・津波に関する情報	震-2-51~53	震-2-10
救助・救済制度	復旧復興	呉市被災者支援制度・相談窓口一覧表	復-2-1~7	復-2-1
	復旧復興	主な支援・融資・救済の制度・概要(災害復旧又は災害復興のための資金に窮する者への融資制度表)	復-2-14~16	復-2-4~5
	復旧復興	激甚法の適用対象事業一覧表	復-3-1	復-3-1
	復旧復興	激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準	復-3-2~5	復-3-1
	風水害対策 震災対策	災害救助法による援助	風震-12-1~7	風-12-3 震-12-3
緊急車両・輸送	風水害対策 震災対策	ヘリコプター離着陸場の状況	風震-3-3	風-3-3 風-4-1 震-3-3 震-4-1
	風水害対策 震災対策	ヘリコプターの緊急離着陸場の設定基準(地積)・表示	風震-3-34	風-3-9 震-3-9
	風水害対策 震災対策	緊急通行車両・規制除外車両の確認標章	風震-5-1	風-5-6 震-5-6
	風水害対策 震災対策	緊急輸送道路の指定路線の状況	風震-5-2	風-5-13 震-5-13



## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
災害危険箇所等の一覧	災害予防	重要水防箇所	予-2-1~4	予-2-1
	災害予防	土砂災害警戒区域等指定箇所一覧表	予-2-24~93	予-2-11
	災害予防	急傾斜地崩壊危険区域指定状況	予-2-94	予-2-4, 12
	災害予防	山地災害危険地の状況	予-2-94	予-2-12
	災害予防	砂防指定地指定状況	予-2-94	予-2-12
	災害予防	孤立予想集落一覧表	予-2-95	予-2-15
	災害予防	危険な箇所（主な浸水予想区域）	予-2-5	予-2-1
	災害予防	防災重点ため池の状況	予-4-10~18	予-4-8
	水防計画	重要水防箇所及び主な浸水予想区域	水-2-1	水-3-1 水-10-1~2
災害協定	風水害対策 震災対策	第1節 相互応援	協-1-1~44	風-3-1~3, 5~6, 10 震-3-1~3, 5~6, 10
	風水害対策 震災対策	第2節 医療救護等	協-2-1~15	風-4-3 震-4-3
	風水害対策 震災対策	第3節 資器材等提供	協-3-1~16	風-6-1~10 震-6-1~10
	風水害対策 震災対策	第4節 物資供給	協-4-1~23	風-7-1~8 震-7-1~8
	風水害対策 震災対策	第5節 資器材等提供	協-5-1~4	風-8-4 震-8-4 (災害時における呉市 行方不明者の捜索, 遺 体の埋火葬マニュアル 内に記述あり)
	—	第6節 支援・協力	協-6-1~56	記載なし
	—	第7節 施設提供	協-7-1~4	記載なし

## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
災害時医療	災害予防	災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表	予-9-1	予-9-1
	災害予防	災害医療コーディネーター活動要領	予-9-2~8	予-9-1
	災害予防	災害時健康危機管理支援チーム活動要領	予-9-9~20	予-9-2
	風水害対策 震災対策	災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表	風震-4-1	風-4-6 震-4-6
災害体制等に係るもの	風水害対策	市町村の体制と災害時対応の流れ(避難情報に関するガイドライン(抜粋))	風-2-1~5	風-2-1~3,5 風-2-5
	風水害対策 震災対策	災害注意体制(第2次防災体制)の組織及び分掌事務	風震-2-6~7	風-2-2 震-2-1
	風水害対策 震災対策	災害警戒体制(第3次防災体制)の組織及び分掌事務	風震-2-8~10	風-2-4 震-2-3
	風水害対策 震災対策	災害対策本部設置(第4次防災体制)の組織及び分掌事務	風震-2-11~33	風-2-5~6 震-2-4~5
	風水害対策 震災対策	呉市災害対策本部条例	風震-2-36	風-2-6 震-2-5
	風水害対策 震災対策	災害体制時における職員の配置・編成表	風震-2-37~42	風-2-8 震-2-7
資機材・設備等の一覧	災害予防	物資・人員輸送	予-10-1~3	予-10-2
	災害予防	備蓄物資	予-12-1~4	予-12-1
	災害予防	林野火災対策用資機材の状況	予-3-1	予-3-2
	災害予防	消防水利の状況	予-3-2	予-3-3
	災害予防	防災行政無線の整備状況	予-5-1~11	予-6-2
	災害予防	消防・救急無線の整備状況	予-6-1	予-6-2
	災害予防	危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置状況	予-6-5~6	予-6-2
	災害予防	救助・救急・救難資器材等の配置状況	予-8-1	予-8-1
	風水害対策 震災対策	備蓄状況	風震-7-1	風-7-2 震-7-2
	風水害対策 震災対策	炊き出しのできる給食施設を有する施設一覧表	風震-7-2	風-7-3 震-7-3

## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
資機材・設備等の一覧	風水害対策 震災対策	給水拠点一覧表	風震－7－3～4	風－7－5 震－7－5
	風水害対策 震災対策	飲料水兼用型耐震性貯水槽	風震－7－5	風－7－6 震－7－6
	風水害対策 震災対策	応急給水機器の保有状況	風震－7－6	風－7－6 震－7－6
	風水害対策 震災対策	収集車両台数・収集能力，収集機 関，し尿の処理能力	風震－9－1	風－9－8，10 震－9－8，10
社会基盤等の状 況	水防計画	水防倉庫及び備蓄場所並びに備蓄 資器材	水－9－1～3	水－9－1
	災害予防	海岸保全施設一覧表	予－2－20～23	予－2－3
	災害予防	市街再開発事業等の状況	予－4－1	予－4－1
	災害予防	防火，準防火地域の指定状況	予－4－1	予－4－1
	災害予防	緊急輸送道路の指定路線の状況	予－4－4	予－4－5
	災害予防	港湾の現況	予－4－5～7	予－4－7
	避難・避難所 ・避難場所	災害予防	呉市避難情報の発令・伝達マニユ アル	予－7－1～54
災害予防		指定避難所・指定緊急避難場所の 状況	予－7－58～131	予－7－10，12
災害予防		指定緊急避難場所の災害種別ごと の指定基準	予－7－132	予－7－11
災害予防		避難所開設謝礼金支出要領	予－7－133	予－7－13
防災会議	総則	呉市防災会議条例	総－1－1～2	総－1－1
	総則	呉市防災会議運営規程	総－1－3	総－1－1
	総則	呉市防災会議委員・幹事	総－1－4～7	総－1－1
防災上注意すべ き施設	災害予防	危険物等の状況	予－4－8	予－4－7
	災害予防	高圧ガス施設の状況	予－4－8	予－4－7
	災害予防	火薬類施設の状況	予－4－9	予－4－8
	災害予防	毒劇物取扱施設の状況	予－4－9	予－4－8

## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
防災に係る組織	災害予防	消防組織等の状況	予-3-1	予-3-3
	災害予防	中国地方非常通信協議会	予-6-2~4	予-6-2, 4
	災害予防	呉市自主防災組織結成及び助成要綱	予-14-1~2	予-14-1
風水害対策 震災対策	風水害対策 震災対策	呉市防災会議構成機関、指定地方公共機関等への通知先及び方法	風震-2-34~35	風-2-6 震-2-5
風水害対策 震災対策	風水害対策 震災対策	市町・消防本部(局)の連絡先	風震-3-1~2	風-3-1~2 震-3-1~2
風水害対策 震災対策	風水害対策 震災対策	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・実施細目	風震-3-4~10	風-3-4 震-3-4
風水害対策 震災対策	風水害対策 震災対策	緊急消防援助隊	風震-3-11~28	風-3-4 震-3-4
風水害対策 震災対策	風水害対策 震災対策	自衛隊の災害派遣	風震-3-29~33	風-3-6 震-3-6
	水防計画	呉市水防協力団体指定要領	水-17-1~4	水-17-1
	水防計画	呉市における水防協力団体との水防協働活動実施要領	水-17-5~6	水-17-1
災害復旧	復旧復興	災害復旧本部体制図	復-1-1	復-1-1
	復旧復興	災害復旧事業計画一覧表	復-1-2	復-1-1
要配慮者利用施設	災害予防	要配慮者利用施設の施設分類及び洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表	予-2-6~8	予-2-1
	災害予防	要配慮者利用施設の施設分類及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表	予-2-9~15	予-2-6
	災害予防	避難促進施設の施設分類及び津波災害警戒区域内にある避難促進施設一覧表	予-2-16~19	予-2-9
その他	災害予防	呉市被災宅地危険度判定実施要綱	予-4-2~3	予-4-5
	風水害対策 震災対策	呉市被災宅地危険度判定実施要綱	風震-6-1	風-6-14 震-6-14
	風水害対策 震災対策	災害時における呉市行方不明者の捜索、遺体の埋火葬マニュアル	風震-8-1~4	風-8-3~5 震-8-3~5
	水防計画	水防工法一覧表	水-10-1~3	水-10-2

## テーマ別索引

テーマ	編	資料名	ページ番号	該当する本編のページ番号
様式	復旧復興	罹災証明等の様式	復-2-8~17	復-2-2
	風水害対策 震災対策	災害発生報告書（様式及び用語の定義）	風震-2-54~57	風-2-22 震-2-19
	水防計画	水防活動実績報告書及び水防活動状況報告書	水-14-1~2	水-14-1

## 呉市防災会議条例

昭和38年6月1日  
条例 第27号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、呉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 呉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画に関すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関（これらの機関の所掌事務の一部を分掌する事務所等を含む。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 広島県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 広島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命し、又は委嘱する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認めた者

6 前項の委員は、55人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（幹事）

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 呉市防災会議運営規程

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、呉市防災会議条例（昭和38年条例第27号）第6条の規定に基づき、呉市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて随時開くものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の代理者）

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、会議の議事の参加については、委員とみなす。

（書面表決）

第4条 委員は、議長が委員若しくはその代理者を会議に出席させることが適当ではないと判断したとき又は委員若しくはその代理者がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、書面により議決権を行使する者は、会議の出席者とみなす。

（専決）

第5条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき又はやむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、軽易な事項については専決することができる。
- 3 会長は、第1項の規定による専決については、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（幹事会）

第6条 防災会議に市長の任命する幹事をもって構成する幹事会を置き、幹事会の会長は、防災会議の事務を担当する市の部長をもってこれに充てる。

- 2 幹事会の招集は、幹事会の会長が行う。
- 3 幹事会の会長は、幹事会議の議長となる。
- 4 第2条第3項及び第4項、第3条並びに第4条の規定は、幹事会議に準用する。

（会議録）

第7条 会議を開いたときは、会長は、防災会議の事務を担当する市の課の職員をして、会議録を調整させるものとする。

- 2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席委員の氏名
  - (3) 会議の経過の概要
  - (4) 議案別の議事の概要

（提案）

第8条 会議に提案しようとする事項は、特別の場合を除き、幹事会を経て会議に提案するものとする。

付 則

この規程は、昭和39年6月30日から施行する。

付 則

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。



## 呉市防災会議委員・幹事

## 1 呉市防災会議委員

## (1) 指定地方行政機関の職員（条例第3条第5項第1号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
中国財務局呉出張所	所長	呉市中央3丁目9-15	0823-21-6411	0823-23-2551
中国四国農政局広島県拠点	企画調整室 総括 農政推進官 (広島県拠点)	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-9676	082-228-5817
中国運輸局呉海事事務所	所長	呉市宝町9-25	0823-22-2520	0823-22-2522
中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	所長	広島市南区宇品海岸3丁目10-28	082-254-6414	082-254-6427
呉海上保安部	部長	呉市宝町9-25	0823-26-0018	0823-26-0116
広島地方気象台	次長	広島市中区上八丁堀6-30	082-223-3953	082-223-3968
呉労働基準監督署	署長	呉市中央3丁目9-15	0823-22-0005	0823-22-0008
呉公共職業安定所	所長	呉市西中央1丁目5-2	0823-25-8609	0823-22-1106
中国地方整備局 広島国道事務所	所長	広島市南区東雲2丁目13-28	082-281-4133	082-286-7897

## (2) 広島県知事部内の職員（条例第3条第5項第2号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
広島県西部総務事務所呉支所	支所長	呉市西中央1丁目3-25	0823-22-5400	0823-21-6910

## (3) 広島県警察の警察官（条例第3条第5項第3号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
呉警察署	署長	呉市西中央2丁目2-4	0823-29-0110	0823-24-2447
広警察署	〃	呉市広大新開1丁目5-6	0823-75-0110	0823-74-0199

## (4) 市長部内の職員（条例第3条第5項第4号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
呉市	副市長	呉市中央4丁目1-6	0823-25-3234	0823-24-9875
	〃	〃	0823-25-3234	0823-24-9875
	上下水道事業 管理者	呉市中央6丁目2-9	0823-26-1601	0823-26-1656
	復興総室長	呉市中央4丁目1-6	0823-25-5621	0823-21-8849
	総務部長	〃	0823-25-3565	0823-21-8849
	市民部長	〃	0823-25-3283	0823-25-3013
	危機管理監	〃	0823-25-3326	0823-25-0315

## (5) 教育長（条例第3条第5項第5号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
呉市教育委員会	教育長	呉市中央4丁目1-6	0823-25-3444	0823-24-9807

## (6) 消防長及び消防団長（条例第3条第5項第6号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
呉市消防局	消防長	呉市西中央3丁目1-9	0823-26-0303	0823-26-0308
呉市消防団	消防団長	〃	0823-26-0305	0823-26-0308

## (7) 指定公共機関, 指定地方公共機関の職員（条例第3条第5項第7号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
日本赤十字社広島県支部	事務局長	広島市中区千田町2丁目5-49	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会広島放送局	コンテンツセンター長	広島市中区大手町2丁目11-10	082-504-5286	082-504-5320
西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅	呉管理駅長	呉市宝町1-16	0823-32-7625	0823-24-2574
西日本電信電話株式会社中国支店	設備部長	広島市中区基町6-77	082-226-2127	082-221-2771
株式会社NTTドコモ中国支社	災害対策室室長	広島市中区大手町4丁目1-8	082-544-1910	082-544-2366
国立病院機構呉医療センター	管理課長	呉市青山町3-1	0823-22-3111	0823-21-0478
日本郵便株式会社呉郵便局	呉郵便局長	呉市西中央2丁目1-1	0823-21-8803	0823-22-9763
中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター	所長	呉市西中央2丁目2-11	0823-26-2631 夜間・休日 0120-188-514	0823-26-2614
広島ガス株式会社呉支店	常務執行役員 呉支店長	呉市中央1丁目6-16	0823-22-1240	0823-22-1314
広島電鉄株式会社バス事業本部バス輸送営業部	バス輸送営業部長	呉市築地町2-8	0823-36-2460	0823-36-2681
済生会呉病院	事務部長	呉市三条2丁目1-13	0823-21-1601	0823-24-5274
瀬戸内海汽船株式会社	運行管理者	広島市南区宇品海岸1丁目13-13	(平日9:00 ~19:00) 082-255-3342 (上記時間外当直者) 082-255-3326	082-505-0134
株式会社中国放送呉支局	支局長	呉市中央2丁目5-14-805	0823-21-2269	0823-22-4546
広島テレビ放送株式会社呉支局	支局員	呉市西中央1丁目5-14-402	0823-23-9322	0823-23-5799
株式会社広島ホームテレビ呉支局	支局長	呉市中央3丁目6-21	0823-25-1131	0823-25-1131
株式会社テレビ新広島呉支局	支局長	呉市宮原10丁目2-10-211		0823-27-3650
広島エフエム放送株式会社	コンテンツ本部編成制作部副部長	広島市南区皆実町1丁目8-2	082-251-2260	082-255-6633

## (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者（条例第3条第5項第8号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
呉市自治会連合会	会長	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3501	0823-25-3013
呉市女性連合会	会長	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3581	0823-25-3013
呉市赤十字奉仕団	委員長	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3581	0823-25-3013
呉市社会福祉協議会	常務理事(兼) 事務局長	呉市中央5丁目12-21	0823-25-3509	0823-69-2205
呉市民生委員・児童委員協議会	会長	呉市中央4丁目1-6（福祉保健課）	0823-25-3524	0823-24-4863
ウィ・カメラア	会長	呉市安浦町下垣内810-1	0823-84-4673	0823-84-4673
呉工業高等専門学校	教授	呉市阿賀南2丁目2-11	0823-73-8405	0823-71-9125

## (9) 市長が特に必要と認めたる者（条例第3条第5項第9号該当者）

機関名	職	所在地	電話番号	FAX番号
海上自衛隊呉地方総監部	防衛部長	呉市幸町8-1	0823-22-5511	0823-22-5692
呉市議会	議長	呉市中央4丁目1-6（議会事務局）	0823-25-3240	0823-24-7903
呉市議会	総務委員長	呉市中央4丁目1-6（議会事務局）	0823-25-3240	0823-24-7903
呉市医師会	会長	呉市朝日町15-24	0823-22-2326	0823-23-2120
労働者健康安全機構 中国労災病院	事務局次長	呉市広多賀谷1丁目5-1	0823-72-7171	0823-74-0371
呉共済病院	事務次長	呉市西中央2丁目3-28	0823-22-2111	0823-25-4752
広島県看護協会	理事	広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361
呉市薬剤師会	会長	呉市中通1丁目4-2	0823-21-4695	0823-21-4855
広島県トラック協会	理事	広島市東区光町2丁目1-18	082-264-1539	082-261-2496

## 2 呉市防災会議幹事

機 関 名	職
呉海上保安部	警備救難課長
広島地方気象台	防災管理官
海上自衛隊呉地方総監部	防衛部第三幕僚室長
中国地方整備局広島国道事務所	防災情報課長
広島県西部建設事務所呉支所	維持課長
広島県西部農林水産事務所呉農林事務所	次長
呉警察署	警備課長
広警察署	警備課長
広島電鉄株式会社バス事業本部バス輸送営業部	呉中央営業所長
西日本電信電話株式会社中国支店	災害対策室長
株式会社NTTドコモ中国支社	災害対策室 災害対策担当課長
広島ガス株式会社呉支店	呉供給グループマネジャー
中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター	配電課長
日本郵便株式会社呉郵便局	総務部長
呉市医師会	事務局長
呉市	復興総室副総室長
	総務部副部長
	企画部副部長
	財務部副部長
	市民部副部長
	文化スポーツ部副部長
	福祉保健部副部長
	こども部副部長
	保健所副所長
	環境部副部長
	産業部副部長
都市部副部長	
土木部副部長	
呉市上下水道局	経営総務部副部長
呉市教育委員会	教育部副部長
呉市消防局	警防課長

（ 空 白 ）

異常気象観測表（昭和20年以降）

年月日	種類	最低気圧 (hpa)	最大風速		最大瞬間風速		総降水量 (mm)	潮位(cm)		災害の種類	備考
			風速 m/Sec	風向	風速 m/Sec	風向		最高	最大 偏差		
昭和 20. 9.17～18	枕崎台風	965.0	23.9	E	—	—	250.7	—	—	強風・洪水	被害大
24. 6.21	デラ	987.5	21.0	E	—	—	92.2	—	—	強風	
25. 9.13～14	キジア	991.6	14.4	ENE	—	—	188.5	—	—	強風・雨	
26. 7.12～15	梅雨前線	999.9	13.9	SW	—	—	306.9	—	—	洪水	
〃 10.13～15	ルース台風	966.3	23.0	SW	—	—	138.3	121 (356)	123	高潮	
28. 6.25～28	梅雨前線	1009.0	9.8	SW	16.0	NNE	205.3	—	—	洪水	
29. 8.17～18	台風5号	976.4	16.2	ENE	24.5	ENE	40.2	231 (466)	86	高潮	
〃 9.13～14	〃 12号	972.1	20.0	SSW	27.2	ENE	61.0	275 (510)	110	〃	
〃 9.25～26	〃 15号	968.7	25.3	WNW	32.4	WNW	90.6	279 (514)	130	〃	(洞爺丸台風)
30. 9.29～30	〃 22号	987.3	18.1	SW	29.0	SW	50.7	273 (508)	132	〃	偏差極値
〃 10. 3～ 4	〃 23号	1002.3	18.4	ENE	29.7	ENE	88.6	242 (477)	72	〃	
31. 2.12	雪	1012.4	9.4	WNW	12.8	WNW	23.9	—	—	大雪	積雪27cm, 累年の極値
31. 8.16～17	台風9号	983.4	19.5	SSW	26.9	SSW	48.5	144 (379)	46	風浪	
35. 7. 7～ 8	梅雨前線	999.8	6.9	SW	9.6	SW	190.9	—	—	洪水	黒瀬川堤防決壊
37. 7. 1～ 6	〃	1003.9	8.5	SW	13.5	SSW	247.5	—	—	〃	
42. 7. 7～ 9	〃	1002.6	6.5	NW	9.5	NW	305.4	—	—	〃	昭和42年7月豪雨
45. 8.21	台風10号	975.2	25.5	NE	46.8	NE	56.0	—	—	強風・高潮	
46. 4.27～28	異常乾燥	—	6.7	ESE	11.6	ESE	—	—	—	林野火災	呉東消防署員18名殉職 焼失面積340ha
51. 9. 8～13	台風17号	990.3	14.3	SW	24.6	S	301.0	—	—	強風・雨	大雨
54. 6.26～7. 2	梅雨前線	—	—	—	—	—	409.5	—	—	雨	長雨
58. 9.26～28	台風10号	992.8	8.7	E	16.3	N	281.0	—	—	雨	
平成 2. 8.22	台風14号	981.6	19.2	S	35.1	SSE	95.0	—	—	強風	
3. 9.27	台風19号	976.8	20.8	SSW	37.7	SSW	11.0	(485) DL上	140	強風・高潮	潮位については第六管区海上保安部呉検潮所調べ
11. 6.28～30	梅雨前線	1000.4	10.8	SE	26.9	ESE	186.5	—	—	洪水	
16. 8.29～31	台風16号	971.2	15.7	SW	26.3	S	111.5	467	68	強風・高潮	潮位については第六管区海上保安部呉検潮所調べ
16. 9. 7～ 8	台風18号	978.9	21.1	S	44.5	S	34.5	456	180	強風・高潮	潮位については第六管区海上保安部呉検潮所調べ
17. 9. 6～ 7	台風14号	982.2	15.7	SW	27.6	ENE	207.5	—	—	大雨・高潮	
18. 9.16～18	台風13号	988.6	13.2	SW	26.3	S	19.0	—	—	強風	
22. 7.10～14	梅雨前線	—	—	—	—	—	257.5	—	—	雨	長雨・大雨
30. 7. 5～ 8	梅雨前線	—	—	—	—	—	470.5	—	—	大雨, 洪水	大雨

※注:最高潮位は東京湾平均海面上の値であり,カッコ内の値は検潮所観測 DL 上の値である。

※注:観測値(潮位を除く)は, 呉測候所(平成 14.3 月からは呉特別地域気象観測所)のデータである。

主な気象災害一覧表（昭和20年以降）

（昭和20年～平成29年）

区分	年月日	昭和20.9.17 ～ 1 8	昭和26.7.12 ～ 1 5	昭和26.10.13 ～ 1 5	昭和29.9.13 ～ 1 4	昭和29.9.25 ～ 2 6	昭和30.9.29 ～ 3 0	昭和35.7.7 ～ 8	昭和42.7.7 ～ 9	昭和53.9.15 ～ 1 6	昭和54.6.26 ～ 7.2	平成3.9.27	平成11.6.28 ～ 3 0	平成16.9.7 ～ 8	平成22.7.12 ～ 1 4
	種類	枕崎台風	梅雨前線	ルース台風	台風12号	台風15号	台風22号	梅雨前線	梅雨前線	台風18号	梅雨前線	台風19号	梅雨前線	台風18号	梅雨前線
人的被害	死者(人)	1,154	14					3	88	1		2	8		1
	負傷者(人)	440	11	1	2	1		3	467	2		6	5	14	2
	行方不明(人)			2人											
建築物被害	全壊家屋(戸)		17	11	12	12		4	232			64	18	14	4
	半壊 〃(戸)	792	10	1	69	26	1	29	325		1	31	13	29	16
	流失 〃(戸)	1,162		1	1		1								
	床上浸水(戸)	8,814	175		205	80	352	2	1,936	133	6	1,015	900	407	175
	床下浸水(戸)		508	148	1,319	1,288	1,117	307	5,579	560	72	1,221	880	525	332
耕地被害	田流失埋没(ha)		0.33				86.4		57		0.21		20.3		3か所
	田冠水(ha)	1,852	20	0.6		11.1	21.2	70.4	185		0.71		1.3		1か所
	畑流失埋没(ha)		103.7			0.3	0.7	0.1	12		0.06		34.4		3か所
	畑冠水(ha)		0.4	0.1		0.1	128.5	1.6	50			0.08			
	山林崩壊(ha)	48							150		194				
公共土木施設被害	河川(か所)	161	31	142		2		21	330		27	1	62	3	10
	海岸(か所)				11		2				1	22			
	砂防(か所)								125						
	道路(か所)	513	60	58	10	14	35	22	310	22	88	38	129	14	72
	橋りょう(か所)	79		17				2	11			2	4		
	港湾(か所)	12			3				3			7			
	その他(か所)										3		5	28	
山,崖崩れ(か所)		336						136	1,251			14	399	1,160	178
その他	り災者数(人)				5,000	5,797	5,984		28,717		384	14,158	4,470	504	954
	り災世帯数				1,600	1,445	1,572		8,282		117	5,000	1,875	66	465
	船舶被害(件)			20		15			15						
	宅地流出	386,892 m <sup>2</sup>													31か所

(平成30年～)

区分	年月日	平成 30.7.5 ～ 8 梅雨前線
	種類	
要素		
人的被害	死者(人)	30
	負傷者(人)	22
	行方不明(人)	
建築物被害	全壊(件)	324
	大規模半壊(件)	133
	半壊(件)	766
	一部損壊(件)	1,266
	床下浸水(件)	741
耕地被害	田流失埋没(ha)	35.5
	田冠水(ha)	
	畑流失埋没(ha)	14.3
	畑冠水(ha)	1.6
	山林崩壊(ha)	
公共土木施設被害	河川(件)	155
	海岸(件)	
	砂防(件)	35
	道路(件)	215
	橋りょう(件)	17
	港湾(件)	13
	その他(件)	
り災証明の申請(件)		4,654



過去の降雨状況(年別(月別)降水量一覧表)

(平成14年3月からは、呉特別地域気象観測所のデータ)

総一4-4

年別 月別	昭和 30年	42年	51年	58年	平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	
( <small>年平均降水量</small> )	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm
1月 (41.5)	26.2	39.3	12.5	38.0	36.0	21.0	51.0	29.5	24.0	4.0	9.0	35.0	30.5	83.0	63.0	36.5	52.0	19.0	92.5	50.5	19.5	
2月 (59.3)	81.1	18.9	148.0	50.0	81.5	50.5	35.5	109.5	121.5	55.5	101.0	89.5	32.5	30.5	82.5	48.0	28.5	62.0	62.0	44.0	16.5	
3月 (106.7)	79.8	192.3	83.5	168.5	83.0	65.5	140.0	89.5	142.5	42.0	127.0	73.5	138.5	125.0	72.0	43.5	183.5	103.0	124.5	113.0	129.5	
4月 (126.0)	233.7	271.1	263.5	143.5	223.5	57.5	117.5	93.5	182.5	70.0	107.5	78.5	72.5	159.5	245.0	144.5	146.5	109.5	146.0	135.0	150.5	
5月 (147.2)	61.2	65.6	19.0	114.0	239.0	160.5	167.0	29.5	183.0	339.0	44.5	83.5	82.0	96.5	149.0	59.0	185.5	49.0	172.0	249.0	41.5	
6月 (217.9)	284.6	112.3	193.5	117.0	299.0	49.5	150.5	148.5	264.5	172.0	204.0	334.0	141.0	213.5	573.5	232.0	143.5	191.0	259.0	142.5	110.5	
7月 (251.4)	181.1	448.3	130.0	193.0	290.5	65.5	334.0	594.5	300.5	159.0	320.5	223.5	246.5	93.5	175.0	119.0	522.0	246.0	485.0	237.5	198.0	
8月 (113.2)	63.7	15.5	143.5	90.5	87.5	62.0	74.5	52.0	0.0	93.0	144.5	255.0	196.0	294.0	35.5	90.0	19.0	217.0	0.0	623.5	109.0	
9月 (143.7)	176.2	5.6	373.0	340.5	157.5	32.0	157.5	74.5	76.5	186.0	34.5	188.5	55.5	201.5	256.5	180.5	343.0	48.5	169.5	262.0	294.0	
10月 (97.2)	135.8	124.5	111.0	65.0	15.5	44.0	46.5	51.5	72.0	140.5	61.5	249.0	84.5	83.5	96.0	370.0	29.0	90.5	80.0	12.5	25.5	
11月 (65.1)	58.9	100.8	68.0	41.5	76.0	16.5	59.5	140.0	30.5	95.5	101.0	54.5	66.5	151.0	86.0	23.0	22.0	7.0	33.0	70.0	42.0	
12月 (48.3)	14.4	18.1	69.5	28.0	57.0	83.5	43.0	28.0	78.0	35.0	86.0	40.5	60.0	96.0	91.0	13.5	82.5	73.0	36.5	22.5	16.5	
年間降水量 1,417.2	1,360.7	1,412.3	1,793.0	1,449.5	1,646.0	983.0	1,067.0	1,439.5	1,475.5	1,391.5	1,341.0	1,705.0	1,206.0	1,627.5	1,925.0	1,359.5	1,757.0	1,215.5	1,660.0	1,962.0	1,153.0	

(注) 平年値(統計期間 1991年(平成3年)～2020年(令和2年))

## 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年月日	北緯	東経	マグニチュード	深さ (km)	(被害地域) 又は震源地	被害等の概要
寛永元(1625) 1. 21	震源不明				(安芸)	広島で大震
慶安2(1649) 3. 17	33.7°	132.5°	7.0±1/4		(安芸・伊予)	広島にて待屋敷等多数破損
貞享2(1686) 1. 4	34.0°	132.6°	7.0~7.4		(安芸・伊予)	死者2名 広島県中西部199ヶ村で被害
宝永4(1707)10. 28	33.2°	135.9°	8.4		(五畿七道)	日本最大級の地震の一つ。町・郡中で全壊 家屋78, 半壊68 (宝永地震)
享保18(1733) 9. 18	震源不明		6.6		(安芸)	奥郡で被害あり
安政元(1854)12. 24	33.0°	135.0°	8.4		(畿内, 東海, 北陸, 南海, 山 陰, 山陽)	広島県内被害不明 (安政南海地震)
安政元(1854) 12. 26	33.3°	132.0°	7.3~7.5		(伊予西部)	広島県内被害不明
安政4(1857)10. 12	34.0°	132.5°	7 1/4±0.5		(伊予・安芸)	広島で家屋の破損 三原, 呉で被害
安政5(1859) 1. 5	34.8°	131.9°	6.2±0.2		(石見)	広島, 三原で灯籠等小損 余震が約1ヶ月続く
明治5(1872) 3. 14	35.2°	132.1°	7.1±0.2		(石見・出雲)	中野村(現芸北町)で亀裂(延長500m) を生じた。県内各地で小被害。 余震が半年余り続く。(浜田地震)
明治38(1905) 6. 2	34.1°	132.5°	7 1/4		安芸灘	広島県南部で被害大(特に呉) 死者11名, 家屋全壊102他(芸予地震)
大正 8(1919)11. 1	34.8°	132.9°	5.8		広島県三次付近	県北部で被害。井戸水の増減有。
昭和5(1930)12. 20	34.9°	132.8°	6.1	12	広島県三次付近	県北部で被害
昭和21(1946)12. 21	33.0°	135.6°	8.0	24	南海道沖	負傷3名, 家屋・道路に被害(南海地震)
昭和24(1949) 7. 12	34.1°	132.7°	6.2	29	安芸灘	死者2名。道路に多くの亀裂が生じた。
昭和45(1970) 3. 13	34° 56'	132° 49'	4.6	10	広島県北部	4月末まで地震が頻発 落石が多く, 農家の納屋及び屋根破損
昭和45(1970) 9. 29	34° 26'	133° 18'	4.9	10	広島県南東部	久井町で用水路破損し, 水田が冠水
昭和53(1978) 6. 4	35° 05'	132° 42'	6.1	0	島根県中部	県北部で小被害
平成7(1995) 1. 17	34° 36'	135° 02'	7.3	16	淡路島	福山市の一部で水道管の一部が破損 (平成7年(1995年)兵庫県南部地震・阪神淡路大震災)
平成9(1997) 6. 25	34° 26'	131° 40'	6.6	8	山口県北部	口和町で民家の屋根瓦落下。広島市安佐北 区可部町で落石により列車脱線(負傷なし)。
平成11(1999) 7. 16	34° 25'	133° 12'	4.5	20	広島県南東部	広島市中央区在住の男性(87才)が地震発生に驚き 転倒, 腰部を打撲
平成12(2000) 10. 6	35° 17'	133° 21'	7.3	9	鳥取県西部	広島市, 江田島町で軽傷者3名。ガラス窓 の破損, 壁の亀裂, 屋根瓦の落下等多数 (平成12年(2000年)鳥取県西部地震)
平成13(2001) 3. 24	34° 07'	132° 43'	6.7	47	安芸灘	呉市で死者1名。 呉市, 広島市等県南部を中心に被害大 (平成13年(2001年)芸予地震)
平成18(2006) 6. 12	33° 08'	131° 26'	6.2	145	大分県西部	廿日市市で重傷1名, 広島市で軽傷2名, 尾道市, 東 広島市で住家の一部損壊
平成26(2014) 3. 14	33° 07'	131° 09'	6.2	80	伊予灘	呉市等で軽傷9名, 呉市, 広島市, 東広島市, 大竹 市等で住家の一部損壊等

※1 広島地方気象台作成資料(参考:「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫著 東京大学出版会1996年8月発行))

※2 緯度経度については, 1970年の地震以後は度分表示, それ以前は度のみ。

## 地震・津波災害の被害想定

## 1 呉市に影響を及ぼす地震

## 【すでに明らかとなっている断層等を震源とする地震】

- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- (3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- (4) 石鎚山北縁
- (5) 石鎚山北縁西部－伊予灘
- (6) 五日市断層
- (7) 己斐－広島西縁断層帯
- (8) 岩国断層帯
- (9) 安芸灘断層群(主部)
- (10) 安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)
- (11) 長者ヶ原断層－芳井断層
- (12) どこでも起こりうる直下の地震

※ 津波浸水想定では、南海トラフ巨大地震の津波深層モデルは、「ケース1」を採用し、すでに明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象としている。

## 【瀬戸内海域活断層等による地震】

- (1) 安芸灘～伊予灘～豊後水道
- (2) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- (3) 石鎚山脈南縁－伊予灘
- (4) 安芸灘断層群(主部)
- (5) 安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)

## 【参考】

## ＜中国地域の活断層の長期評価結果について＞

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年7月1日に公表した。

この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の五つの活断層が新たに評価対象として加えられた。なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成29年2月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。（既に地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。）

## 【活断層の長期評価結果の概要】

想定地震	マグニチュード	地震タイプ	今後30年以内の発生確率
宇津戸断層	6.7	地殻内	不明
安田断層	6.0	地殻内	不明
筒賀断層	7.8	地殻内	不明
黒瀬断層	6.0	地殻内	不明

## 2 想定地震の諸元

想定地震	マグニチュード	地震タイプ	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	プレート内	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁 東部	8.0程度若しくはそれ以上	地殻内	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁	7.3～8.0程度	地殻内	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	8.0程度若しくはそれ以上	地殻内	ほぼ0～0.3%
五日市断層	7.0程度	地殻内	不明
己斐～広島西縁断層帯	6.5程度	地殻内	不明
岩国断層帯	7.6程度	地殻内	0.03～2%
安芸灘断層群（主部）	7.0程度	地殻内	0.1～10%
安芸灘断層群（広島湾～岩国 沖断層帯）	7.4程度	地殻内	不明
長者ヶ原断層～芳井断層	7.4	地殻内	—
呉市直下型	6.9	地殻内	—

## 3 地震動・液状化・土砂災害（呉市）

## (1) 地震動

想定地震	震度					
	面積割合(%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	0.0	18.9	67.0	14.0	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水 道	0.0	0.0	54.7	40.5	4.8	0.0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈 北縁東部	74.2	23.5	2.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁	64.3	31.2	4.5	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予 灘	11.3	69.2	19.3	0.2	0.0	0.0
五日市断層	61.6	31.7	6.7	0.0	0.0	0.0
己斐～広島西縁断層帯	72.4	26.0	1.7	0.0	0.0	0.0
岩国断層帯	58.0	35.6	6.4	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	49.3	30.1	19.2	1.4	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾～ 岩国沖断層帯）	10.7	43.5	39.8	6.0	0.0	0.0
長者ヶ原断層～芳井断層	92.8	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0
呉市直下型	0.4	14.6	43.5	35.4	6.1	0.0

## (2) 液状化

想定地震	液状化危険度（P L 値）					
	面積割合（%）					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震	0.0	62.6	11.0	11.6	12.7	2.1
安芸灘～伊予灘～豊後水道	0.0	62.5	0.8	13.9	14.0	8.8
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	74.2	5.3	14.5	5.3	0.6	0.0
石鎚山脈北縁	64.3	12.1	15.4	7.9	0.4	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	11.3	53.2	22.1	12.1	1.4	0.0
五日市断層	61.6	5.2	15.2	14.6	3.3	0.1
己斐～広島西縁断層帯	72.4	2.5	15.2	8.0	1.9	0.0
岩国断層帯	58.0	15.0	12.0	13.1	1.9	0.0
安芸灘断層群（主部）	49.3	20.4	10.9	11.0	7.9	0.5
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	10.7	52.1	12.9	13.3	9.7	1.3
長者ヶ原断層～芳井断層	92.8	0.6	5.6	1.0	0.0	0.0
呉市直下型	0.4	62.0	2.9	14.9	15.0	4.8

## (3) 土砂災害

想定地震	危険度ランク A（発生する可能性が高い）の箇所数	
	（箇所）	
	急傾斜地	山腹崩壊
南海トラフ巨大地震	24	52
安芸灘～伊予灘～豊後水道	124	177
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	0
石鎚山脈北縁	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	2	0
五日市断層	0	0
己斐～広島西縁断層帯	0	0
岩国断層帯	0	0
安芸灘断層群（主部）	2	2
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	15	25
長者ヶ原断層～芳井断層	0	0
呉市直下型	155	208

## 4 津波浸水想定（呉市）

## (1) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等における津波浸水面積

想定地震	浸水面積※(浸水深別)				
	ha				
	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
南海トラフ巨大地震	1,218	864	272	57	1
安芸灘～伊予灘～豊後水道	766	502	200	40	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	280	198	88	16	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	275	189	75	13	0
安芸灘断層群（主部）	229	161	59	8	0
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	246	173	65	10	0

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

## (2) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

	最高津波水位 ※1 (m)	うち津波の 高さ(m)	最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 ※2 (分)
南海トラフ巨大地震	3.6	1.6	240	12
瀬戸内海域活断層等	2.9	0.7	185	8

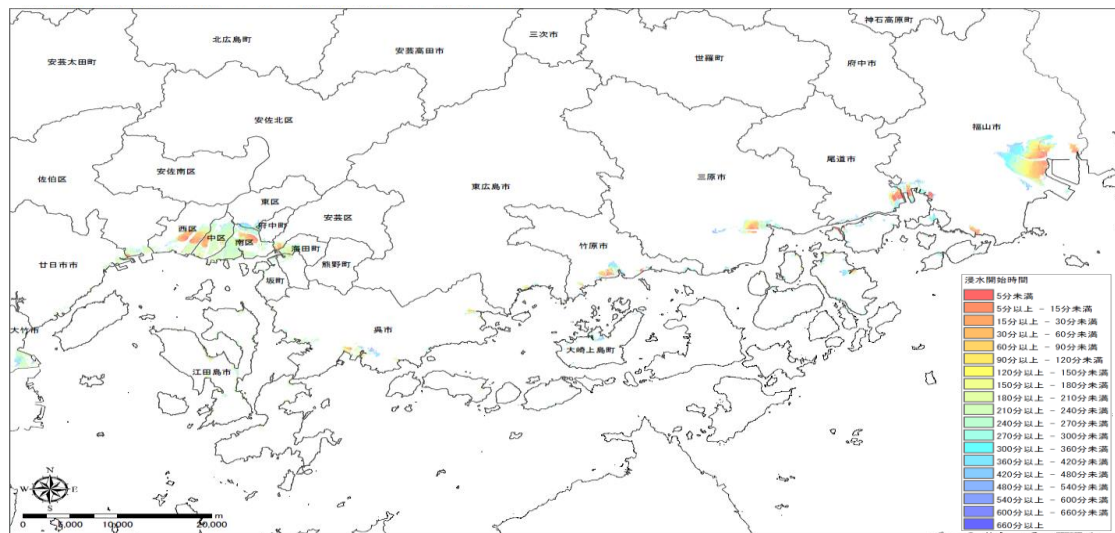
※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示。

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝搬してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間。

## (3) 南海トラフ巨大地震による「浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30cm）」

浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30cm））は、次の図のとおりとする。

浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30cm））



## ア 浸水開始時間

浸水深が30cmに達すると移動が困難になることから、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水深が30cmに達する時間をいう。

## イ 避難困難地域の有無

避難対象地域の中で、予想される浸水開始時間までに避難対象地域の外または避難対象地域内の指定緊急避難場所（本市では一時避難施設）へ避難することが困難な地域は存在しない。

## 5 想定する被害量(被害が最大となるシーン)

想定項目	被害量	想定地震												
		南海トラフ巨大	安芸灘～伊予灘～豊後水道	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁西部～伊予灘	五日市断層	己斐～広島西縁断層帯	岩国断層帯	安芸灘断層群(主部)	安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	長者ヶ原断層～芳井断層	呉市直下型	
建物被害	建物被害が最大となる季節・時間帯	冬 深夜 風速11m/s												
	被害総数	(棟) 5,529	5,626	320	336	529	669	684	561	717	973	92	7,134	
	揺れ	(棟) 420	4,300	0	0	1	0	0	0	17	104	0	6,162	
	液状化	(棟) 4,751	987	295	333	499	666	680	557	677	830	91	962	
	土砂災害	(棟) 8	10	2	2	4	3	4	3	4	7	0	10	
	津波	(棟) 351	330	23	—	26	—	—	—	18	33	—	—	
	被害総数	(棟) 19,351	24,444	667	667	1,565	1,438	1,461	1,138	1,784	4,604	180	20,262	
	揺れ	(棟) 5,481	19,239	33	47	472	169	168	85	466	2,889	0	18,541	
	液状化	(棟) 8,103	1,753	559	625	943	1,262	1,285	1,045	1,265	1,545	179	1,697	
	土砂災害	(棟) 19	23	4	5	9	7	9	8	10	16	1	24	
	津波	(棟) 5,748	3,430	72	—	141	—	—	—	43	155	—	—	
	火災による建物被害	出火件数	2	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11
		焼失棟数	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
	人的被害	人的被害が最大となる季節・時間帯	冬 深夜 風速11m/s											
被害総数		(人) 429	620	3	0	5	0	0	0	13	62	0	397	
建物損壊 (屋内収容物移動・転倒)		(人) 26(2)	276(6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	6(1)	0(0)	395(9)	
土砂災害		(人) 1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
火災		(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
津波		(人) 402	343	3	—	5	0	0	0	12	56	—	—	
ブロック塀等の倒壊		(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
被害総数		(人) 1,522	4,772	7	9	93	32	31	16	99	603	0	4,715	
建物損壊 (屋内収容物移動・転倒)		(人) 1,127(59)	4,506(125)	6(6)	9(9)	90(18)	31(17)	31(20)	16(13)	92(17)	570(41)	0(0)	4,711(173)	
土砂災害		(人) 1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
火災		(人) 0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
津波		(人) 394	263	0	—	3	—	—	—	6	33	—	—	
ブロック塀等の倒壊		(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
被害総数		(人) 179	556	0	0	1	0	0	0	4	22	0	667	
建物損壊 (屋内収容物移動・転倒)	(人) 45(10)	464(24)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	11(7)	0(0)	666(35)		
土砂災害	(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
火災	(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
津波	(人) 134	90	0	0	1	0	0	0	2	11	—	—		
ブロック塀等の倒壊	(人) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
要救助者	揺れによる(人)	94	984	0	0	0	0	0	4	23	0	1,412		
	津波による(人)	3,760	984	9	—	1	—	—	5	0	—	—		
	要捜索者	津波による(人)	769	590	3	—	7	—	—	18	86	—	—	
ライフライン施設被害	ライフライン施設被害が最大となる季節・時間帯	冬 18時 風速11m/s												
	上水道	断水人口(人)	185,200	171,092	0	0	240	0	0	0	0	2,882	0	172,961
	下水道	支障人口(人)	87,842	74,788	20,077	24,959	40,021	39,636	44,753	32,578	35,330	56,797	6,252	78,080
	電力	停電件数(軒)	5,007	13,513	256	18	309	24	31	24	452	1,779	2	12,592
	通信	不通回線数(回線)	3,325	8,864	172	11	206	15	20	15	294	1,145	1	8,143
道路	ガス	供給停止戸数(戸)	21,142	7,721	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直轄国道	(箇所)	8	9	1	1	3	3	4	2	2	6	0	9
直轄国道以外	(箇所)	93	115	17	20	45	25	30	23	33	64	4	104	

想定項目	被害量	想定地震												
		南海トラフ巨大	安芸灘～伊予灘～豊後水道	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁西部～伊予灘	五門市断層	己斐～広島西縁断層帯	岩国断層帯	安芸灘断層群（主部）	安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	長者ヶ原断層～芳井断層	呉市直下型	
生活への影響	その他の被害が最大となる季節・時間帯	冬 18時 風速11m/s												
	避難者数（人） 当日・1日後	避難所（人）	29,548	24,766	5,108	439	5,400	875	893	729	4,935	5,842	119	19,080
		災害時要配慮者（人）	6,300	5,281	1,089	94	1,151	187	190	155	1,052	1,246	25	3,950
		避難所外（人）	15,941	13,792	2,616	292	2,816	583	596	486	2,623	3,187	80	12,720
	帰宅困難者	帰宅困難者（人）	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	11,082	155,685
		滞留者（人）	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	9,379	163,735
	物資需要量 （当日・1日後）	食料（食）	106,371	89,156	18,388	1,579	19,441	3,150	3,216	2,624	17,765	21,031	430	284,239
		飲料水（ℓ）	555,601	513,276	0	0	721	0	0	0	0	8,646	0	359,140
		毛布（枚）	55,095	49,531	10,216	877	10,800	1,750	1,787	1,458	9,869	11,684	239	62,168
	災害廃棄物発生量	可燃物（万㎡）	10	10	1	1	1	1	1	1	1	2	0	19
不燃物（万㎡）		28	31	2	2	4	5	5	4	5	6	1	65	
経済被害	経済被害が最大となる季節・時間帯	冬の夕方18時 風速15m/s												
	直接被害	民間（億円）	5,428	5,901	276	278	526	585	596	472	652	1,201	75	10,439
		準民間（億円）	43	62	3	2	7	4	4	3	5	15	1	109
公共（億円）	1,369	1,560	389	474	771	755	851	620	682	1,095	119	10,889		



（ 空 白 ）

## 重要水防箇所

引用：広島県水防計画

## 1 総括表

河川		海岸		合計	
箇所	延長 (km)	箇所	延長 (km)	箇所	延長 (km)
6	10.80	41	25.55	47	36.35

(令和5年4月1日現在)

## 2 重要水防箇所

番号	水系名	河川名 海岸名	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 (Km)	位置	予想される危険	対策水 防工法
1	黒瀬川	黒瀬川	左岸	0.40	広石内1丁目芳洲隧道から広町田2丁目門の口橋まで	越水 漏水	積土俵 月の輪
2	大谷川	大谷川	左岸	1.20	阿賀町中央から河口まで	決壊 越水	木流し 積土俵
			右岸	1.20			
3	堺川	堺川	左岸	0.35	東中央1丁目	決壊 越水	木流し 積土俵
			右岸	0.35			
4	二河川	二河川	左岸	2.50	上二河4番地から河口まで 二河峡9番地から河口まで	決壊	木流し
			右岸	2.50			
5	野呂川	野呂川	左岸	1.10	安浦町南谷から中畑川合流点まで	決壊 漏水	木流し 月の輪
			右岸	0.60			
6	野呂川	中畑川	左岸	0.50	安浦町内海頓原から安浦町内海北川まで	決壊 越水	木流し 積土俵
			右岸	0.10			
7	呉海岸	天応地区		1.75	天応福浦町から天応大浜2丁目まで	越水	積土俵
8	大屋漁港海岸	大屋地区		1.25	天応大浜1丁目から天応南町まで	越水	積土俵
9	呉海岸	吉浦狩留賀地区		1.10	天応塩谷町から天応梅木町まで 狩留賀町	越水	積土俵
10	呉港海岸	吉浦地区		2.10	吉浦新町1丁目から若葉町まで	越水	積土俵
11	呉港海岸	川原石地区		4.80	若葉町から築地町まで	越水	積土俵
12	呉港海岸	宝町地区		1.30	宝町から幸町まで	越水	積土俵
13	呉港海岸	警固屋地区		2.10	幸町, 昭和町, 警固屋4丁目, 警固屋5丁目	越水	積土俵
14	呉海岸	警固屋地区		0.80	警固屋6丁目, 警固屋7丁目, 警固屋8丁目, 警固屋9丁目, 阿賀南9丁目	越水	積土俵
15	呉港海岸	阿賀(大入)地区		1.95	阿賀南7丁目から阿賀南8丁目まで	越水	積土俵
16	呉港海岸	阿賀(延崎)地区	右岸	0.60	阿賀南5丁目から阿賀南6丁目まで, 阿賀南4丁目から阿賀中央8丁目まで, 阿賀中央5丁目から阿賀中央6丁目まで	越水 決壊	積土俵
				2.50			
17	呉港海岸	広地区		7.20	広文化町から広末広2丁目まで	越水 決壊	積土俵

番号	水系名	河川名 海岸名	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 (Km)	位置	予想される危険	対策水 防工法
18	呉港海岸	長浜地区		1. 10	広長浜1丁目から広長浜5丁目まで	越水	積土俵
19	呉港海岸	小坪地区		0. 70	広長浜5丁目, 広小坪1丁目	越水 決壊	積土俵
20	呉海岸	仁方地区		0. 60	広小坪1丁目, 広小坪2丁目, 仁方町	越水	積土俵
21	呉港海岸	仁方地区		0. 73	仁方本町3丁目1から5, 仁方棧橋通10, 仁方皆実町9から10, 仁方本町2丁目20, 仁方錦町14から22	越水 逆流	積土俵
22	音戸漁港海岸	鰯浜地区		1. 35	音戸町鰯浜2丁目から音戸町高須2丁目まで, 音戸町高須2丁目から音戸町高須3丁目まで	越水 決壊	積土俵
23	音戸海岸	音戸地区		0. 65	音戸町鰯浜2丁目から音戸町坪井1丁目まで	越水	積土俵
24	音戸海岸	渡子地区		0. 65	音戸町渡子2丁目	越水	積土俵
25	田原漁港海岸	田原地区		0. 70	音戸町田原2丁目から音戸町田原3丁目まで	越水	積土俵
26	釣土田港海岸	東宇和木地区	左岸 右岸	0. 30 0. 30 0. 50	倉橋町宇和木	越水 決壊	積土俵
27	釣土田港海岸	重極地区		0. 10	倉橋町重生宇重極	越水	積土俵
28	釣土田港海岸	重生地区		0. 35	倉橋町重生	越水 決壊	積土俵
29	波多見港海岸	波多見地区		0. 10	音戸町波多見4丁目	越水	積土俵
30	奥の内港海岸	奥の内地区		2. 60	音戸町畑1丁目から音戸町先奥3丁目まで	越水 決壊	積土俵
31	袋の内港海岸	袋の内地区		1. 50	倉橋町納	越水	積土俵
32	倉橋漁港海岸	大向地区		0. 95	倉橋町大向	越水	積土俵
33	倉橋漁港海岸	西宇土地地区		1. 10	倉橋町西宇土	越水	積土俵
34	倉橋漁港海岸	須川地区		0. 70	倉橋町須川	越水 決壊	積土俵
35	倉橋漁港海岸	瀬郷地区		0. 25	倉橋町尾曾郷	越水	積土俵
36	倉橋漁港海岸	本浦地区		1. 55	倉橋町本浦	越水	積土俵

番号	水系名	河川名 海岸名	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 (Km)	位置	予想される危険	対策水 防工法
37	倉橋漁港 海岸	石持地区		0.40	倉橋町才ノ木浦字石持	越水	積土俵
38	倉橋漁港 海岸	尾立地区		1.65	倉橋町尾立	越水	積土俵
39	倉橋漁港 海岸	室尾地区		0.45	倉橋町室尾	越水	積土俵
40	倉橋漁港 海岸	海越地区		0.50	倉橋町海越	越水	積土俵
41	倉橋漁港 海岸	鹿老渡南 地区		0.45	倉橋町鹿老渡	越水	積土俵
42	倉橋漁港 海岸	瀬戸地区		0.10	倉橋町瀬戸	越水	積土俵
43	倉橋漁港 海岸	家之元地 区		0.25	倉橋町家之元	越水	積土俵
44	倉橋漁港 海岸	祖之元地 区		0.45	倉橋町硯之元	越水	積土俵
45	倉橋漁港 海岸	宮ノ口地 区		0.15	倉橋町宮ノ口	越水	積土俵
46	大迫港海 岸	大迫地区		0.70	倉橋町大迫	越水 決壊	積土俵
47	吉悪港海 岸	吉悪地区		0.45	川尻町小仁方1丁目	越水	積土俵
48	蒲刈港海 岸	見戸代地 区		0.15	下蒲刈町見戸代	越水	積土俵
49	蒲刈港海 岸	丸谷地区		0.45	下蒲刈町下島字丸谷	越水	積土俵
50	蒲刈港海 岸	三之瀬地 区		1.40	下蒲刈町下島字三之瀬	越水	積土俵
51	大地蔵漁 港海岸	大地蔵地 区		1.35	下蒲刈町下島字大地蔵	越水	積土俵
52	蒲刈港海 岸	向(南)地 区		0.20	蒲刈町向(南)	越水	積土俵
53	蒲刈港海 岸	向(北)地 区		0.80	蒲刈町向(北)	越水	積土俵
54	蒲刈港海 岸	田戸地区		0.15	蒲刈町田戸	越水	積土俵
55	蒲刈港海 岸	宮盛地区		0.30	蒲刈町宮盛	越水	積土俵
56	蒲刈港海 岸	大浦地区		1.45	蒲刈町大浦	越水 決壊	積土俵
57	川尻港海 岸	岩戸地区		0.10	川尻町西6丁目	越水	積土俵

## 資料編（災害予防編関係）

番号	水系名	河川名 海岸名	重要水防箇所				
			左岸 右岸	延長 (Km)	位置	予想される危険	対策水 防工法
58	川尻港海岸	森地区		0.45	川尻町西1丁目から川尻町西2丁目まで	越水	積土俵
59	川尻港海岸	久俊地区		0.90	川尻町東1丁目, 川尻町東3丁目から川尻町東4丁目まで	越水	積土俵
60	小用港海岸	小用地区		1.00	川尻町小用1丁目から川尻町小用2丁目まで	越水	積土俵
61	安浦漁港海岸	水尻地区	左岸 右岸	0.45 0.85	安浦町内海南1丁目, 安浦町内海南2丁目から安浦町内海南4丁目まで, 安浦町内海南5丁目, 安浦町中央2丁目, 安浦町中央3丁目	越水 決壊	積土俵
62	安浦漁港海岸	三津口地区		1.30	安浦町中央6丁目, 安浦町三津口1丁目から安浦町三津口3丁目まで, 安浦町三津口4丁目	越水 決壊	積土俵
63	豊島漁港海岸	内海地区		1.55	豊浜町大字豊島字小野浦, 豊浜町大字豊島字内浦	越水	積土俵
64	豊島漁港海岸	立花地区		0.80	豊浜町大字大浜字立花	越水	積土俵
65	豊島漁港海岸	斎地区		0.65	豊浜町大字斎島	越水 決壊	積土俵
66	御手洗港海岸	久比地区		1.20	豊町久比	越水	積土俵
67	御手洗港海岸	北堀地区		1.15	豊町大長北堀	越水	積土俵
68	御手洗港海岸	南堀地区		1.35	豊町大長南堀	越水	積土俵
69	御手洗港海岸	蛭子地区		0.75	豊町御手洗から豊町大長まで	越水	積土俵
70	豊島漁港海岸	沖友地区		1.10	豊町沖友	越水	積土俵
71		大江地区		0.80	倉橋町大江	越水	積土俵

(平成31年4月1日現在)

## 危険な箇所（主な浸水予想区域）

地 域	現 況	備 考
天応大浜 1～2丁目	大屋川の河床との高低差がない。	ポンプ所及びひ門あり
吉浦東本町 1～2丁目 吉浦潭鼓町	排水路が国道と鉄道を横断し勾配がない。	ひ門あり
中央 4～6丁目 中通 2～4丁目	満潮時には、堺川への配水が不能となる。	ポンプ所及びひ門あり
本通 4丁目	国道を横断した暗きょが小さい。	
阿賀中央 4～6丁目		ポンプ所及びひ門あり
阿賀南 1～3丁目	低地のため配水が不良である。	ひ門あり
広本町 1～3丁目 広名田 1～2丁目 広中新開 1～3丁目 広大新開 1～3丁目 広駅前 1～2丁目 広中町	排水路は、国道を横断し、名田及び大新開地区に通じているが、勾配がない。	ポンプ所及びひ門あり
広古新開 1～9丁目 広文化町 広弁天橋町	国道を横断した排水路に勾配がない。	
広大広 1～2丁目	黒瀬川の河床との高低差がない。	
広町田 1～2丁目 広塩焼 1～2丁目	国道より低いため、排水が不良である。	
広小坪 1～2丁目	低地のため排水が不良である。	ポンプ所及びひ門あり
仁方本町 1～2丁目 仁方棧橋通	低地のため高潮のとき逆流する。	
郷原町	黒瀬川の河床との高低差がない。	

## 要配慮者利用施設の施設分類及び洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表

## 1 要配慮者利用施設の施設分類一覧表

施設分類	
社会福祉施設等	(1) 養護老人ホーム，（地域密着型）特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，生活支援ハウス，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅 (2) （地域密着型）通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所，認知症対応型通所介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 介護老人保健施設，介護療養型医療施設，介護医療院 (4) 療養介護事業所，生活介護事業所，短期入所事業所，自立訓練事業所，就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，共同生活援助事業所，地域活動支援センター，身体障害者福祉センター (5) 障害者支援施設 (6) 児童発達支援事業所，医療型児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所 (7) 障害児入所施設 (8) 救護施設 (9) 婦人保護施設 (10) 保育所・認定こども園等，事業所内保育事業所，小規模保育事業所，認可外保育施設 (11) 母子生活支援施設，児童養護施設， (12) 児童館，放課後児童会

施設分類		
学校	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
医療施設	病院	
	診療所（入院病床を有するものに限る。）	
	助産所（入院病床を有するものに限る。）	



## 2 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表（24施設）

河川名	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
黒瀬川	保育所・認定こども園等	ニチイキッズ南横路保育園	呉市広横路1丁目8-32	76-3017	76-3037	電話・FAX・メール	子育て施設課
	通所介護事業所	デイサービス まる・さんかく・しかく	呉市広横路2丁目2-18	74-3360	74-6383	電話・FAX・メール	福祉保健課
	保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-32	71-0924	71-0933	電話・FAX・メール	子育て施設課
	小学校	呉市立横路小学校	呉市広横路4丁目1-9	71-7837	71-4116	電話・FAX・メール	学校安全課
	放課後児童会	横路パンピ児童会	呉市広横路4丁目1-9	74-2249	74-2249	電話・FAX・メール	子育て支援課
	保育所・認定こども園等	横路保育所	呉市広横路4丁目1-46	71-8197	74-7691	電話・FAX・メール	子育て施設課
	中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9-15	71-7827	74-3505	電話・FAX・メール	学校安全課
	放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービス事業所ハーモニー	呉市広古新開5丁目4-16-102	71-1457	71-1900	電話・FAX・メール	福祉保健課
	児童発達支援事業所	歩歩	呉市広古新開5丁目5-25	76-5711	76-5722	電話・FAX・メール	福祉保健課
	放課後等デイサービス事業所	歩歩	呉市広古新開5丁目5-25	76-5711	76-5722	電話・FAX・メール	福祉保健課
	放課後等デイサービス事業所	アーチ	呉市広古新開5丁目5-26	36-2602	36-2224	電話・FAX・メール	福祉保健課
	有料老人ホーム	ほほえみ有料老人ホーム広国際通り [介護型]	呉市広古新開8丁目25-6	71-4100	71-4099	電話・FAX・メール	福祉保健課
	小学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4-1	71-7054	71-4115	電話・FAX・メール	学校安全課
	放課後児童会	広みさか児童会	呉市広中迫町4-1	74-2257	74-2257	電話・FAX・メール	子育て支援課
保育所・認定こども園等	呉市三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2-19	71-0030	74-3245	電話・FAX・メール	子育て施設課	
二河川	保育所・認定こども園等	認定こども園焼山こぼと分園かえでの森	呉市焼山西3-19-14	33-0706	-	電話・メール	子育て施設課
	幼稚園	焼山フタバ幼稚園	呉市焼山中央1丁目6番22号	33-0787	33-2211	電話・FAX・メール	子育て施設課
	就労継続支援事業所	就労継続支援施設元きの子の里	呉市苗代町1002番地	33-6181	-	電話・メール	福祉保健課
野呂川	小学校	呉市立安浦小学校	呉市安浦町内海北1丁目2-5	84-2020	84-2332	電話・FAX・メール	学校安全課
	放課後児童会	安浦さつき児童会	呉市安浦町内海北1丁目2-5	84-5271	84-5271	電話・FAX・メール	子育て支援課
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム春香園	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX・メール	福祉保健課
	短期入所生活介護事業所	春香園ショートステイ	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118	84-2188	電話・FAX・メール	福祉保健課
	保育所・認定こども園等	呉市安浦中央保育所	呉市安浦町中央3丁目3-7	84-2250	84-5591	電話・FAX・メール	子育て施設課
	就労継続支援事業所	やすらぎ作業所	呉市安浦町中央3丁目3-19	84-0493	84-0493	電話・FAX・メール	福祉保健課

## 要配慮者利用施設の施設分類及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

## 1 要配慮者利用施設の施設分類

資料編「予-2-6～7」参照

## 2 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表（270施設）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
天応	保育所・認定こども園等	天応めぐみ園	呉市天応西条1丁目3-12	38-7744	38-7028	電話・FAX・メール	子育て施設課
天応	看護小規模多機能事業所	エンパワーライフ天応	呉市天応東久保1丁目5-20	38-8202	082-553-0486	電話・FAX・メール	福祉保健課
天応	通所介護事業所	おかげさま通所介護天応	呉市天応南町2-22-101	38-7373	38-7345	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	小学校	呉市立吉浦小学校	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-7042	31-2850	電話・FAX・メール	学校安全課
吉浦	放課後児童会	吉浦ふたば児童会	呉市吉浦中町2丁目6-5	31-3517	31-3517	電話・FAX・メール	子育て支援課
吉浦	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ワーカーズコープぱーちゅえ	呉市吉浦中町2丁目7-9	20-3380	20-3381	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	保育所・認定こども園等	落走保育園	呉市汐見町12-8	38-7751	38-7751	電話・FAX・メール	子育て施設課
吉浦	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームかるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	短期入所生活介護事業所	老人短期入所施設かるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームかるが	呉市狩留賀町3-16	20-3601	20-3602	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	通所介護事業所	老人デイサービスセンターかるが	呉市狩留賀町3-16	20-3603	20-3602	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	中学校	呉市立吉浦中学校	呉市狩留賀町8-6	31-7570	31-2837	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	幼稚園	聖慈幼稚園	呉市海岸3丁目5-41	21-6509	25-2262	電話・FAX・メール	子育て施設課
中央	小学校	呉市立港町小学校	呉市海岸3丁目5-30	21-3015	26-6074	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	放課後児童会	港町児童会	呉市海岸3丁目5-30	21-4062	-	電話・メール	子育て支援課
中央	就労継続支援事業所	クッキー	呉市上長迫町6-21	27-5610	27-5610	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	生活介護事業所	みのり	呉市上二河町5-12	29-3030	29-3031	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	みのり	呉市上二河町5-12	29-3030	29-3031	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労移行支援事業所	つばき	呉市上二河町5-12	29-3030	29-3031	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	つばき	呉市上二河町5-12	29-3030	29-3031	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	地域活動支援センター	つばみ	呉市上二河町5-12	29-3030	29-3031	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	幼稚園	ひかり幼稚園	呉市上山田町2-28	21-7561	24-7653	電話・FAX・メール	子育て支援課
中央	幼稚園	至心幼稚園	呉市郷町4-25	21-2468	21-2311	電話・FAX・メール	子育て施設課
中央	放課後児童会	二川児童館	呉市三条1丁目14-9	21-2205	-	電話・メール	子育て支援課
中央	小学校	呉市立両城小学校	呉市三条2丁目15-12	21-4866	26-6073	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	放課後児童会	両城児童会	呉市三条2丁目15-12	22-2170	-	電話・メール	子育て支援課
中央	放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービスどりーむ	呉市三和町5-6	74-3180	69-3190	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	保育所・認定こども園等	呉あそか幼稚園	呉市清水1丁目10-25	25-5671	25-5683	電話・FAX・メール	子育て施設課
中央	小学校	呉市立長迫小学校	呉市長迫町12-5	22-3191	26-6065	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	放課後児童会	長迫児童会	呉市長迫町12-5	23-8156	-	電話・メール	子育て支援課
中央	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能ホーム呉ベタニアホーム長迫	呉市長迫町10-3	23-2003	23-2003	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム呉ベタニアホーム長迫	呉市長迫町10-3	23-2013	23-2013	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	保育所・認定こども園等	至心保育所	呉市東中央3丁目1-5	25-2351	25-2389	電話・FAX・メール	子育て施設課
中央	小学校	呉市立荘山田小学校	呉市東中央3丁目1-23	21-3295	26-6069	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	放課後児童会	荘山田児童会	呉市東中央3丁目1-23	21-3701	-	電話・メール	子育て支援課
中央	中学校	呉市立東畑中学校	呉市東畑2丁目7-38	21-6210	24-9846	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	母子生活支援施設	嶺南荘	呉市東畑2丁目2-18	21-3197	-	電話・メール	子育て支援課
中央	保育所・認定こども園等	嶺南荘保育所	呉市東畑2丁目2-18	24-8298	24-8288	電話・FAX・メール	子育て施設課
中央	放課後等デイサービス事業所	にこにこ園	呉市平原町2-19	27-5252	-	電話・メール	福祉保健課
中央	地域活動支援センター	トモローくれ トモロー作業所	呉市伏原1丁目4-2	26-4157	-	電話・メール	福祉保健課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
中央	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームTOYO	呉市伏原1丁目7-22	21-0333	25-5658	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	診療所	医療法人社団豊和会豊田内科胃腸科	呉市伏原1丁目8-13	21-0333	-	電話・メール	地域保健課
中央	保育所・認定こども園等	認定こども園せいれんじ	呉市伏原1丁目13-16	21-7611	23-6825	電話・FAX・メール	こども施設課
中央	小学校	呉市立明立小学校	呉市伏原2丁目6-38	21-3396	26-6067	電話・FAX・メール	学校安全課
中央	放課後児童会	明立児童会	呉市伏原2丁目6-38	22-5112	-	電話・メール	こども支援課
中央	児童発達支援事業所	どりーむ	呉市本通7丁目12-6	74-3180	69-3190	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	介護老人保健施設	介護老人保健施設かがわ	呉市本通2丁目8-16	22-3420	24-7408	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	共同生活援助事業所	グループホームどりーむ	呉市溝路町6-10	74-3180	69-3190	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	保育所・認定こども園等	呉市山の手保育所	呉市山手2丁目11-1-101	21-4883	24-7319	電話・FAX・メール	こども施設課
中央	中学校	呉市立両城中学校	呉市両城2丁目22-15	21-4661	24-9849	電話・FAX・メール	学校安全課
宮原	小学校	呉市立宮原小学校	呉市宮原4丁目8-1	23-1881	26-6062	電話・FAX・メール	学校安全課
宮原	放課後児童会	宮原児童会	呉市宮原4丁目8-1	23-8251	-	電話・メール	こども支援課
宮原	保育所・認定こども園等	後藤保育所	呉市宮原5丁目9-5	21-7292	69-2729	電話・FAX・メール	こども施設課
宮原	小学校	呉市立坪内小学校	呉市宮原12丁目13-1	21-3192	26-6061	電話・FAX・メール	学校安全課
宮原	放課後児童会	坪内児童会	呉市宮原12丁目13-1	24-4551	-	電話・メール	こども支援課
宮原	中学校	呉市立宮原中学校	呉市船見町1-1	21-1468	24-9814	電話・FAX・メール	学校安全課
宮原	保育所・認定こども園等	坪内保育園	呉市船見町1-2	21-5427	24-7342	電話・FAX・メール	こども施設課
宮原	共同生活援助事業所	カッシーハウス坪内	呉市坪内町10-2-103	25-5455	25-5455	電話・FAX・メール	福祉保健課
宮原	共同生活援助事業所	クローバーフォー	呉市坪内町10-2-203	23-8676	36-3101	電話・FAX・メール	福祉保健課
宮原	共同生活援助事業所	クローバーツー	呉市坪内町10-2-204	23-8679	36-3101	電話・FAX・メール	福祉保健課
宮原	中学校	私立呉青山中学校	呉市青山町2-1	32-1721	32-2821	電話・FAX・メール	危機管理課
宮原	病院	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	呉市青山町3-1	22-3111	21-0478	電話・FAX・メール	地域保健課
警固屋	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所初音の家	呉市警固屋1丁目17-1	28-2008	28-0900	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉清光園	呉市警固屋1丁目17-15	28-0901	28-0925	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	通所介護事業所	通所介護事業所さざんか	呉市警固屋4丁目11-61	20-2101	20-2102	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	中学校	呉市立警固屋中学校	呉市警固屋7丁目4-1	28-0914	28-2985	電話・FAX・メール	学校安全課
警固屋	小学校	呉市立警固屋小学校	呉市警固屋7丁目5-1	28-0011	28-3712	電話・FAX・メール	学校安全課
警固屋	放課後児童会	警固屋児童会	呉市警固屋7丁目5-1	28-2012	-	電話・メール	こども支援課
警固屋	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム常楽園	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	短期入所生活介護事業所	常楽園短期入所生活介護事業所	呉市警固屋9丁目1-1	28-0370	28-0372	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	通所介護事業所	デイサービスセンター常楽園	呉市警固屋9丁目1-1	28-0555	28-3206	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	養護老人ホーム	養護老人ホーム呉保生院	呉市警固屋9丁目1-38	20-2066	28-1787	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	小学校	呉市立音戸小学校	呉市音戸町南隠渡1丁目12-6	51-2712	51-2819	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	放課後児童会	音戸児童会	呉市音戸町南隠渡1丁目12-6	51-3201	-	電話・メール	こども支援課
音戸	中学校	呉市立音戸中学校	呉市音戸町南隠渡4丁目15-1	51-2731	52-1505	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	サービス付き高齢者向け住宅	浮舟の家	呉市音戸町高須3丁目14-17	50-0033	50-0038	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	通所介護事業所	デイサービス・結いサロン	呉市音戸町波多見6丁目4-3	50-0876	50-0877	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	小学校	呉市立波多見小学校	呉市音戸町波多見9丁目11-1	51-2713	52-2021	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	放課後児童会	波多見児童会	呉市音戸町波多見9丁目11-1	51-2760	51-2760	電話・FAX・メール	こども支援課
音戸	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	短期入所生活介護事業所	あかさき園短期入所生活介護事業所	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	通所介護事業所	デイサービスセンターあかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	軽費老人ホーム	ケアハウスあかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	中学校	呉市立明徳中学校	呉市音戸町藤脇1丁目30-1	56-0303	56-0309	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	診療所	医療法人社団向日葵会 角医院	呉市音戸町藤脇2丁目19-3	56-0508	56-2368	電話・FAX・メール	地域保健課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
音戸	有料老人ホーム	ケアメント向日葵	呉市音戸町藤脇2丁目19-3	50-1585	56-1226	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	サービス付き高齢者向け住宅	ケアビレッジさゆり	呉市音戸町田原2丁目2-17	50-0255	50-0256	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームさゆり	呉市音戸町早瀬1丁目36-6	56-2360	56-2361	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	認知症対応型通所介護事業所	デイサービス歩歩	呉市音戸町渡子2丁目16-20	36-6611	36-6612	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	生活介護事業所	歩歩	呉市音戸町渡子2丁目16-20	36-6613	36-6614	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 常夏の家	呉市倉橋町字石持154-1	50-2112	50-2113	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム蛍の家	呉市倉橋町字石持154-1	50-2122	50-2123	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	保育所・認定こども園等	呉市倉橋保育所	呉市倉橋町183-1	53-1222	53-1225	電話・FAX・メール	こども施設課
倉橋	中学校	呉市立倉橋中学校	呉市倉橋町383-2	53-0019	53-0021	電話・FAX・メール	学校安全課
倉橋	小学校	呉市立倉橋小学校	呉市倉橋町383-2	53-0011	53-0033	電話・FAX・メール	学校安全課
倉橋	通所介護事業所	デイサービスいやしの村	呉市倉橋町2363-1	50-2886	50-2887	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町岳之下2638-3	50-3333	50-3355	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	障害者支援施設	倉橋の里	呉市倉橋町5364-2	53-2700	50-2188	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	生活介護事業所	倉橋の里	呉市倉橋町5364-2	53-2700	50-2188	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	短期入所事業所	倉橋の里	呉市倉橋町5364-2	53-2700	50-2188	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	保育所・認定こども園等	呉市明徳保育所	呉市倉橋町7531-1	56-0128	56-0135	電話・FAX・メール	こども施設課
倉橋	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームたちばな苑	呉市倉橋町14649	54-1515	54-2015	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	短期入所生活介護事業所	たちばな苑短期入所生活介護事業所	呉市倉橋町14649	54-1515	54-2015	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	認知症対応型共同生活介護事業所	たちばな苑グループホーム	呉市倉橋町14649	54-1516	54-2015	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	通所介護事業所	たちばな苑デイサービスセンター	呉市倉橋町14649	54-1881	54-2015	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	有料老人ホーム	有料老人ホームたちばな苑	呉市倉橋町14649	54-1515	54-2015	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	病院	医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北1丁目14-15	72-2111	70-0025	電話・FAX・メール	地域保健課
阿賀	介護老人保健施設	医療法人緑風会介護老人保健施設なごみ	呉市阿賀北1丁目14-15	74-7531	74-7533	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	共同生活援助事業所	医療法人緑風会グリーンホーム	呉市阿賀北1丁目15-12	72-2111	70-0025	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	病院	呉みどりケ丘病院	呉市阿賀北1丁目15-45	72-6111	71-6125	電話・FAX・メール	地域保健課
阿賀	就労継続支援事業所	ワークハウスおおたに	呉市阿賀北1丁目16-6	72-5554	72-6125	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	放課後児童会	大坪谷児童館	呉市阿賀北3丁目1-3	73-0223	-	電話・メール	こども支援課
阿賀	保育所・認定こども園等	原保育園	呉市阿賀北3丁目1-8	71-8801	74-3239	電話・FAX・メール	こども施設課
阿賀	軽費老人ホーム	ケアハウス花みずき	呉市阿賀北3丁目4-11	76-5710	76-5720	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	小学校	呉市立原小学校	呉市阿賀北4丁目3-16	71-7756	71-4118	電話・FAX・メール	学校安全課
阿賀	放課後児童会	原児童会	呉市阿賀北4丁目3-16	71-0145	71-0145	電話・FAX・メール	こども支援課
阿賀	病院	青山病院	呉市阿賀北5丁目15-3	71-0151	74-2711	電話・FAX・メール	地域保健課
阿賀	生活介護事業所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321	27-6325	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	短期入所事業所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321	27-6325	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	就労移行支援事業所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321	27-6325	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	就労継続支援事業所	障がい者総合支援センターすだち	呉市阿賀北6丁目3-10マウント九嶺103	27-6321	27-6325	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	共同生活援助事業所	医療法人緑風会希望の郷	呉市阿賀北6丁目15-16-101	75-2255	75-2266	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	共同生活援助事業所	グループホーム大空山Ⅰ・Ⅱ	呉市阿賀北6丁目15-16-102・103	71-6846	71-6846	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	介護老人保健施設	介護老人保健施設あおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311	76-3310	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	介護老人保健施設	介護老人保健施設ユニットあおやま	呉市阿賀北6丁目15-30	76-3311	76-3310	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	保育所・認定こども園等	宝徳幼稚園	呉市阿賀北7丁目20-15	71-8098	71-3949	電話・FAX・メール	こども施設課
阿賀	通所介護事業所	デイサービスセンター元気	呉市阿賀南5丁目5-12	75-2345	75-2323	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	適応指導教室	呉市適応指導教室延崎教室	呉市阿賀南6丁目4-28 (延崎小学校内)	71-8201	-	電話・メール	学校安全課
広	保育所・認定こども園等	ときわ保育園	呉市広横路3丁目11-36	71-0924	71-0933	電話・FAX・メール	こども施設課
広	小学校	呉市立横路小学校	呉市広横路4丁目1-9	71-7837	71-4116	電話・FAX・メール	学校安全課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
広	放課後児童会	横路パナビ児童会	呉市広横路4丁目1-9	74-2249	-	電話・メール	子育て支援課
広	中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9-15	71-7827	74-3505	電話・FAX・メール	学校安全課
広	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445	71-6776	71-6799	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	短期入所生活介護事業所	延寿荘短期入所生活介護事業所	呉市広町字中横路2445	71-6776	71-6799	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム延寿荘	呉市広町字中横路2445	71-6776	71-6799	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	通所介護事業所	延寿荘通所介護事業所	呉市広町字中横路2445	71-6776	71-6799	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	診療所	早川クリニック	呉市広大広2丁目7-4	76-6007	76-0039	電話・FAX・メール	地域保健課
広	認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所介護事業所隠居屋	呉市広大広2丁目7-10	76-6866	76-5707	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	保育所・認定こども園等	呉市三坂地保育所	呉市広塩焼1丁目2-19	71-0030	74-3245	電話・FAX・メール	子育て施設課
広	小学校	呉市立三坂地小学校	呉市広中迫町4-1	71-7054	71-4115	電話・FAX・メール	学校安全課
広	放課後児童会	広みさか児童会	呉市広中迫町4-1	74-2257	74-2257	電話・FAX・メール	子育て支援課
広	病院	ふたば病院	呉市広白石4丁目7-22	70-0555	70-0557	電話・FAX・メール	地域保健課
広	介護老人保健施設	介護老人保健施設バナケイア	呉市広白石4丁目7-22	70-0556	70-0557	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所ふたばの里	呉市広白石4丁目7-22	70-0566	70-0557	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	短期入所事業所	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	55-1913	76-4822	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	共同生活援助事業所	ふたばの丘	呉市広白石4丁目7-22	55-1913	76-4822	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	地域活動支援センター	地域活動支援センターふたば	呉市広白石4丁目7-22	76-4855	76-4822	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	共同生活援助事業所	ふたばの朝	呉市広白石4丁目10-5	72-3320	72-3320	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 ふたばハイツII	呉市広白石4丁目10-6	76-3317	76-3318	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	中学校	呉市立広中央中学校	呉市広吉松2丁目15-1	71-8524	74-3504	電話・FAX・メール	学校安全課
広	軽費老人ホーム	ケアハウス成寿園	呉市広町字白石免田13010	71-8500	73-6666	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム成寿園	呉市広町字白石免田13010	71-8500	73-6666	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	短期入所生活介護事業所	成寿園短期入所生活介護事業所	呉市広町字白石免田13010	71-8500	73-6666	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	通所介護事業所	デイサービスセンター成寿園	呉市広町字白石免田13010	71-8500	73-6666	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	介護老人保健施設	老人保健施設成寿園	呉市広町字白石免田13012	71-7171	73-6666	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	介護老人保健施設	老人保健施設成寿園ユニット	呉市広町字白石免田13012	71-7171	72-3400	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	小学校	呉市立広南小学校	呉市広長浜4丁目1-26	71-7965	71-4112	電話・FAX・メール	学校安全課
広	放課後児童会	広南かもめ児童会	呉市広長浜4丁目1-26	71-7101	-	電話・メール	子育て支援課
仁方	共同生活援助事業所	ぼこハウス	呉市仁方中筋町22-18	79-5119	79-5179	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	児童養護施設	仁風園	呉市仁方西神町35-11	79-5553	79-5674	電話・FAX・メール	子育て支援課
仁方	保育所・認定こども園等	仁方こども園	呉市仁方西神町38-7	79-0606	79-1460	電話・FAX・メール	子育て施設課
仁方	通所介護事業所	デイサービスセンターほほえみ呉東	呉市仁方本町1丁目2-3	79-2322	79-2331	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	保育所・認定こども園等	呉市皆実保育所	呉市仁方皆実町1-14-101	79-0641	79-6905	電話・FAX・メール	子育て施設課
仁方	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	短期入所生活介護事業所	短期入所介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	通所介護事業所	通所介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	短期入所事業所	短期入所事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	障害者支援施設	障害者支援施設仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	生活介護事業所	障害者支援施設仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	軽費老人ホーム	ケアハウス恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-5220	87-0282	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	短期入所生活介護事業所	恵の海短期入所生活介護事業所	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	通所介護事業所	恵の海通所介護事業所	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0280	87-0282	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	サービス付き高齢者向け住宅	さくらコンフォートくれ	呉市川尻町原山2丁目1-15	27-8301	27-8303	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	通所介護事業所	医療法人社団たつき会菅田医院デイサービスセンターつばき	呉市川尻町東1丁目21-10	87-0108	87-0160	電話・FAX・メール	福祉保健課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
川尻	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護なのほな	呉市川尻町東3丁目8-5	87-0707	87-0100	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームちゅうりっぷ	呉市川尻町東3丁目8-5	70-5700	70-5600	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	通所介護事業所	さくらデイサービス	呉市川尻町原山2丁目1-15	27-8302	27-8303	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	小学校	呉市立川尻小学校	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-2170	87-3109	電話・FAX・メール	学校安全課
川尻	放課後児童会	川尻児童会	呉市川尻町久俊1丁目5-24	87-0516	87-0516	電話・FAX・メール	子ども支援課
川尻	保育所・認定こども園等	認定こども園 かがやき	呉市川尻町久俊1丁目7-15	87-2199	87-2511	電話・FAX・メール	子ども施設課
川尻	幼稚園	川尻光幼稚園	呉市川尻町森2丁目5-32	87-2433	87-2454	電話・FAX・メール	子ども施設課
安浦	通所介護事業所	安浦デイサービスセンター	呉市安浦町内海北2丁目4-24	84-7400	84-7401	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	就労継続支援事業所	カンパネラ	呉市安浦町水尻1丁目3-1	84-3731	84-4041	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	短期入所事業所	ショートとらうむ	呉市安浦町水尻1丁目3-1	84-3731	84-4041	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームほほえみ呉安浦	呉市安浦町安登東5丁目4-5	84-7225	84-7226	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	生活介護事業所	ジョパニ	呉市安浦町安登西1丁目4-10	27-3399	27-3400	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	就労継続支援事業所	ジョパニ	呉市安浦町安登西1丁目4-10	27-3399	27-3400	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	介護老人保健施設	介護老人保健施設葵の園・安浦	呉市安浦町安登西5丁目11-19	84-0006	84-0116	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	診療所	呉市国民健康保険 安浦診療所	呉市安浦町安登西6丁目1-39	84-3034	84-6141	電話・FAX・メール	地域保健課
昭和	生活介護事業所	シャンティホーム	呉市焼山松ヶ丘1丁目6-5	050-4560-2065	-	電話・メール	福祉保健課
昭和	保育所・認定こども園等	桜ヶ丘幼稚園	呉市焼山桜ヶ丘2丁目6-28	33-0405	31-5025	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	小規模多機能型居宅介護事業所	特定非営利活動法人芸南たすけあい 小規模多機能型居宅介護事業所ひばりヶ丘	呉市焼山ひばりヶ丘町1-12	30-5266	30-5299	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	保育所・認定こども園等	明和保育園	呉市焼山ひばりヶ丘町18-15	33-7274	34-2423	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	放課後等デイサービス事業所	アルバカ	呉市焼山此原町5-15	33-2201	33-2203	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	小学校	呉市立昭和南小学校	呉市焼山此原町14-1	33-7473	34-2883	電話・FAX・メール	学校安全課
昭和	放課後児童会	昭和南ひまわり児童会	呉市焼山此原町14-1	33-9369	33-9369	電話・FAX・メール	子ども支援課
昭和	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム後楽荘	呉市焼山町字打田623	34-1388	34-0822	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623	34-1388	34-0822	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム楽々八景山	呉市焼山町字打田623	30-3578	30-3580	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	通所介護事業所	デイサービスセンター後楽荘	呉市焼山町字打田623	34-1388	34-0822	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	短期入所事業所	短期入所事業所後楽荘	呉市焼山町字打田623	34-1388	34-0822	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	保育所・認定こども園等	花の木幼稚園	呉市焼山中央3丁目17-23	33-5391	69-5391	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	小学校	呉市立昭和中央小学校	呉市焼山中央4丁目1-1	33-0611	34-2882	電話・FAX・メール	学校安全課
昭和	放課後児童会	昭和中央ひかり児童会	呉市焼山中央4丁目1-1	33-8377	33-8377	電話・FAX・メール	子ども支援課
昭和	放課後等デイサービス事業所	未来サポートステップアップ	呉市焼山中央5丁目11-24	34-5001	36-5656	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	幼稚園	焼山みどり幼稚園	呉市焼山東1丁目19-17	33-9747	33-0923	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	通所介護事業所	デイサービスセンターすまいる焼山	呉市焼山東1丁目19-43	30-5200	30-5201	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームすまいる焼山	呉市焼山東1丁目19-47	33-7373	33-7455	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	保育所・認定こども園等	焼山保育園	呉市焼山東3丁目18-1	33-0090	34-2765	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	病院	呉やけやま病院	呉市焼山南1丁目8-23	33-0511	34-1366	電話・FAX・メール	地域保健課
昭和	共同生活援助事業所	Lemon神山	呉市神山3丁目5-24	61-2990	61-2990	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	共同生活援助事業所	グループホーム カメリア	呉市神山3丁目21-5	69-7091	69-7091	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	共同生活援助事業所	Lemon神山II	呉市神山3丁目34-7	69-8700	69-8700	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	幼稚園	昭和幼稚園	呉市栃原町西谷638-2	33-7820	34-0854	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	保育所・認定こども園等	幼保連携型認定こども園昭和保育園	呉市栃原町西谷667-2	33-2388	34-0854	電話・FAX・メール	子ども施設課
昭和	放課後児童会	昭和西なかよし児童会	呉市焼山宮ヶ谷1丁目3-1	33-9023	33-9023	電話・FAX・メール	子ども支援課
昭和	小学校	呉市立昭和西小学校	呉市焼山宮ヶ谷1丁目3-1	33-0414	34-2880	電話・FAX・メール	学校安全課
昭和	軽費老人ホーム	ケアハウスコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームコスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX・メール	福祉保健課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
昭和	短期入所生活介護事業所	コスモス園短期入所生活介護事業所	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	通所介護事業所	コスモス園デイサービスセンター	呉市焼山北3丁目21-5	33-8000	33-6104	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	介護老人保健施設	老人保健施設コスモス園	呉市焼山北3丁目171-4	34-4000	34-4003	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	就労継続支援事業所	呉本庄作業所	呉市焼山北3丁目21-1	33-5553	33-3310	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	児童発達支援事業所	呉本庄つくり園	呉市焼山北3丁目21-1	33-8020	33-8290	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	特別支援学校	広島県立呉特別支援学校	呉市焼山北3丁目22-1	33-0300	33-0308	電話・FAX・メール	危機管理課
昭和	幼稚園	焼山こぼと幼稚園	呉市押込西平町29-84	33-0706	34-1413	電話・FAX・メール	こども支援課
昭和	保育所・認定こども園等	認定こども園焼山こぼと	呉市押込西平町29-84	33-0706	34-1413	電話・FAX・メール	こども施設課
昭和	地域密着型通所介護事業所	機能訓練特化型デイサービス リフット焼山	呉市焼山北原町1-30	34-0199	33-1280	電話・FAX・メール	福祉保健課
昭和	児童発達支援事業所	児童発達支援・放課後等デイサービス ほわほわ	呉市焼山西3丁目32-21	69-6510	-	電話・メール	福祉保健課
昭和	放課後等デイサービス事業所	児童発達支援・放課後等デイサービス ほわほわ	呉市焼山西3丁目32-21	69-6510	-	電話・メール	福祉保健課
郷原	中学校	呉市立郷原中学校	呉市郷原町大字大蔵1706	77-0014	77-0065	電話・FAX・メール	学校安全課
郷原	軽費老人ホーム	ケアハウス郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882-12	77-1558	77-1833	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882-12	77-1558	77-1833	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所生活介護事業所	ショートステイ郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882-12	77-1558	77-1833	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	通所介護事業所	デイサービスセンター郷原の里	呉市郷原町鴨畑1882-12	77-1558	77-1833	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	共同生活援助事業所	ケアホームたまご	呉市郷原町1630-1	77-1700	77-1700	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	生活介護事業所	生活介護センターたまご	呉市郷原町1943	70-3737	77-1840	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	就労継続支援事業所	障害者活動センターたまご	呉市郷原町1943	70-3737	77-1840	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所事業所	レスパイトルームたまご	呉市郷原町1943	70-3737	77-1840	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	保育所・認定こども園等	郷原保育所	呉市郷原町1946	77-0304	77-1232	電話・FAX・メール	こども施設課
郷原	保育所・認定こども園等	昭和第2園ココロ	呉市郷原町字林頭1995	70-3670	70-3675	電話・FAX・メール	こども施設課
郷原	養護老人ホーム	養護老人ホームあすらや荘	呉市郷原町2380	77-0949	77-1207	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあすらや荘	呉市郷原町2380	77-0949	77-1207	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所あすらや荘	呉市郷原町2380	77-0949	77-1207	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	介護老人保健施設	老人保健施設あすらや荘	呉市郷原町2380	77-0949	77-1207	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームあすらや荘	呉市郷原町2380	77-0949	77-1207	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームのろさん	呉市郷原町12380-181	77-2277	77-2278	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	通所介護事業所	デイサービスセンター グリーンヒル	呉市郷原町12380-181	77-0119	77-0112	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所生活介護事業所	短期入所事業所のろさん	呉市郷原町12380-181	77-2277	77-2278	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	障害者支援施設	障害者支援施設 野呂山学園	呉市郷原町12380-181	77-0111	77-0112	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	就労継続支援事業所	デイセンターのろさん	呉市郷原町12380-181	77-1717	77-1719	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	生活介護事業所	デイサービスセンター グリーンヒル	呉市郷原町12380-181	77-0111	77-0112	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所事業所	短期入所事業所野呂山学園	呉市郷原町12380-181	77-0111	77-0112	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	短期入所事業所	短期入所事業所のろさん	呉市郷原町12380-181	77-0111	77-0112	電話・FAX・メール	福祉保健課
郷原	共同生活援助事業所	グループホームのろさん	呉市郷原町12380-181	77-0411	-	電話・メール	福祉保健課
下蒲刈	病院	一般財団法人広島結核予防協会 住吉浜病院	呉市下蒲刈町下島2498	65-2345	65-3120	電話・FAX・メール	地域保健課
下蒲刈	介護医療院	介護医療院住吉浜	呉市下蒲刈町下島2498	65-2345	65-3102	電話・FAX・メール	福祉保健課
蒲刈	中学校	呉市立蒲刈中学校	呉市蒲刈町向771	68-0020	70-9030	電話・FAX・メール	学校安全課
蒲刈	小学校	呉市立蒲刈小学校	呉市蒲刈町向771	68-0019	70-9033	電話・FAX・メール	学校安全課
蒲刈	放課後児童会	蒲刈児童会	呉市蒲刈町向771	68-0838	68-0838	電話・FAX・メール	こども支援課
蒲刈	生活支援ハウス	蒲刈高齢者生活福祉センター	呉市蒲刈町田戸2308-1	66-1717	-	電話・メール	福祉保健課
豊浜	介護老人保健施設	介護老人保健施設大浜	呉市豊浜町大浜字深田482-1	67-1188	67-1177	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊浜	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム大浜	呉市豊浜町大浜字深田482-1	68-2626	68-3030	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊浜	児童養護施設	救世軍豊浜学寮	呉市豊浜町豊島3082-5	68-2029	-	電話・メール	こども支援課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
豊浜	通所介護事業所	デイサービスセンター豊浜	呉市豊浜町大字豊島3082-28	68-4800	68-3332	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊浜	中学校	呉市立豊浜中学校	呉市豊浜町大字豊島字妙現3438	68-2009	68-2909	電話・FAX・メール	学校安全課
豊	保育所・認定こども園等	呉市ゆたか保育所	呉市豊町大長字中大浦4783	66-3503	66-3505	電話・FAX・メール	こども施設課
豊	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム豊寿園	呉市豊町大長6000	66-3300	66-3310	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊	短期入所生活介護事業所	豊寿園短期入所生活介護事業所	呉市豊町大長6000	66-3300	66-3310	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊	認知症対応型通所介護事業所	豊寿園デイサービスセンター	呉市豊町大長6005-1	66-3300	67-2089	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊	通所介護事業所	ゆたかデイサービスセンター	呉市豊町大長6005-1	66-2244	67-2089	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊	就労継続支援事業所	若葉作業所	呉市豊町大長6007-1	66-3050	66-3050	電話・FAX・メール	福祉保健課



## 避難促進施設の施設分類及び津波災害警戒区域内にある避難促進施設一覧表

## 1 避難促進施設の施設分類

資料編「予-2-6～7」中、「1 要配慮者利用施設の施設分類一覧表」に同じ。

## 2 津波災害警戒区域内の避難促進施設一覧表（164施設）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
天応	放課後児童会	天応わかば児童会	呉市天応大浜2丁目1-64	38-8145	38-8145	電話・FAX・メール	こども支援課
天応	通所介護事業所	おかげさま通所介護天応	呉市天応南町2-22-101	38-7373	38-7345	電話・FAX・メール	福祉保健課
天応	生活介護事業所	ライフサポートてんのう	呉市天応南町15-35	30-0212	30-0213	電話・FAX・メール	福祉保健課
天応	就労継続支援事業所	ライフサポートてんのう	呉市天応南町15-35	30-0212	30-0213	電話・FAX・メール	福祉保健課
天応	義務教育学校	呉市立天応学園	呉市天応大浜2丁目1番64号	38-7545	38-8334	電話・FAX・メール	学校安全課
吉浦	通所介護事業所	もも通所介護事業所	呉市吉浦中町1丁目4-1	31-0100	31-1133	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	就労継続支援事業所	すだち 吉浦	呉市吉浦中町1丁目7-3	31-1255	31-1256	電話・FAX・メール	福祉保健課
吉浦	保育所・認定こども園等	だいしん	呉市吉浦中町1丁目9-18	31-1445	31-0761	電話・FAX・メール	こども施設課
吉浦	保育所・認定こども園等	よしうら	呉市吉浦東本町2丁目3-30	31-7561	31-2134	電話・FAX・メール	こども施設課
中央	通所介護事業所	デイサービスセンターほほえみ呉	呉市中通1丁目2-3	21-2525	21-3396	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	放課後等デイサービス	花うさぎkids	呉市中通1丁目2-5	25-1260	25-1261	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	花うさぎ工房	呉市中通1丁目2-5	25-1260	25-1261	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	ひかり作業所	呉市中通1丁目2-38	23-8676	36-3101	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	病院	医療法人社団中川会 呉中通病院	呉市中通1丁目3-8	22-2510	22-2514	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	病院	マッターホルンリハビリテーション病院	呉市中通1丁目5-25	22-6868	22-6870	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	介護医療院	マッターホルン介護医療院	呉市中通1丁目5-25	22-6868	22-6870	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスひまわりくらぶ呉 中通	呉市中通2丁目1-24	32-0015	32-0016	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	幼稚園	せんとく幼稚園	呉市中通2丁目6-18	21-5746	21-5726	電話・FAX・メール	こども支援課
中央	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 アネモ ネ	呉市中通2丁目8-18	27-5556	27-5554	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	診療所	医療法人社団 仁井谷医院 にいたに クリニック	呉市中通2丁目8-18	21-8585	-	電話・メール	地域保健課
中央	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ハレルヤ	呉市中通4丁目9-17	32-5980	32-5981	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	認知症対応型通所介護事業所	個別対応デイサービスべたにあ	呉市中通4丁目9-17	32-5983	32-5981	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームべたにあ	呉市中通4丁目9-17	32-5985	32-5981	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	認知症対応型共同生活介護事業所	ぐるーぷほーむ九嶺	呉市本通1丁目1-1	22-9090	22-6870	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	軽費老人ホーム	呉ベタニアホーム	呉市本通4丁目3-21	25-1140	24-1570	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	通所介護事業所	デイサービスセンター呉ベタニアホーム	呉市本通4丁目3-21	26-8844	24-1570	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	障害福祉サービス事業所 青虫の会	呉市本通4丁目9-6	24-9477	24-9477	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	診療所	医療法人 かわの内科胃腸科	呉市本町4-2	25-1411	-	電話	地域保健課
中央	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームかがやき	呉市中央2丁目6-20	25-2110	25-2160	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	介護老人保健施設	介護老人保健施設メディアク・くれ	呉市中央2丁目6-20	25-8100	25-8112	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	病院	医療法人社団永楽会 前田病院	呉市中央2丁目6-20	25-2600	25-7170	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	生活介護事業所	障害者支援センターたまご	呉市中央3丁目12-17	60-9008	60-9008	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	保育所・認定こども園等	あゆみ保育園	呉市中央3丁目12-17	23-5110	21-5520	電話・メール	こども施設課
中央	児童発達支援事業所	にこにこおひさま	呉市中央3丁目12-17	24-0718	27-5507	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	病院	医療法人社団ひかり会 木村眼科内科 病院	呉市宝町3-15	22-5544	25-9010	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	介護医療院	介護医療院グリーン三条	呉市三条1丁目3-14	23-0303	23-0642	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	通所介護事業所	デイサービスセンターあおぞら	呉市三条1丁目5-10	32-7877	32-7877	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 広島県済生会 済生会呉病院	呉市三条2丁目1-13	21-1601	24-5274	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	放課後児童会	両城児童会	呉市三条2丁目15-12	22-2170	22-2170	電話・FAX・メール	こども支援課
中央	小学校	呉市立両城小学校	呉市三条2丁目15-12	21-4866	26-6073	電話・FAX・メール	学校安全課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
中央	病院	木村胃腸科病院	呉市三条3丁目5-22	22-2306	22-2120	電話・FAX・メール	地域保健課
中央	通所介護事業所	デイサービス アネモネ	呉市三条3丁目6-18	27-7882	27-7880	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	保育所・認定こども園等	認定こども園明徳幼稚園	呉市海岸3丁目11-14	21-7585	25-9834	電話・FAX・メール	こども施設課
中央	自立訓練事業所	株式会社巣だち呉事業所	呉市光町7-4	32-1233	32-1211	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労移行支援事業所	株式会社巣だち呉事業所	呉市光町7-4	32-1233	32-1211	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	就労継続支援事業所	株式会社巣だち呉事業所	呉市光町7-4	32-1233	32-1211	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	放課後等デイサービス	キッズスタジオ オリーブの木	呉市本通2丁目5-1-103	27-3636	27-3637	電話・FAX・メール	福祉保健課
中央	放課後等デイサービス	キッズスタジオ オリーブの木 ST.2	呉市本通2丁目5-1-103	27-3636	27-3637	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	保育所・認定こども園等	鍋保育所	呉市警固屋4丁目1-11	28-0008	28-0008	電話・FAX・メール	こども施設課
警固屋	通所介護事業所	通所介護事業所さざんか	呉市警固屋4丁目11-61	20-2101	20-2102	電話・FAX・メール	福祉保健課
警固屋	放課後児童会	警固屋児童会	呉市警固屋7丁目5-1	28-2012	28-2012	電話・FAX・メール	こども支援課
警固屋	小学校	呉市立警固屋小学校	呉市警固屋7丁目5-1	28-0011	28-3712	電話・FAX・メール	学校安全課
警固屋	保育所・認定こども園等	警固屋みらい保育園	呉市警固屋8丁目8-17	28-2112	28-2113	電話・FAX・メール	こども施設課
音戸	通所介護事業所	デイサービスセンターすまいる音戸	呉市音戸町南隠渡1丁目8-5	50-0501	50-0502	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	地域活動支援センター	音戸町あゆみ作業所	呉市音戸町南隠渡1丁目11-16	26-4157	-	電話・メール	福祉保健課
音戸	放課後児童会	音戸児童会	呉市音戸町南隠渡1丁目12-6	51-3201	51-3201	電話・FAX・メール	こども支援課
音戸	小学校	呉市立音戸小学校	呉市音戸町南隠渡1丁目12-6	51-2712	51-2819	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	保育所・認定こども園等	なぎさ音戸保育園	呉市音戸町高須2丁目1-9	51-2752	51-2781	電話・FAX・メール	こども施設課
音戸	短期入所生活介護事業所	老人保健施設さざなみ苑	呉市音戸町高須3丁目7-15	50-0688	51-3139	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	介護老人保健施設	老人保健施設さざなみ苑	呉市音戸町高須3丁目7-15	50-0688	50-0689	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	診療所	呉市国民健康保険 音戸診療所	呉市音戸町高須3丁目7-15	50-0622	50-0623	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	サービス付き高齢者向け住宅	浮舟の家	呉市音戸町高須3丁目14-17	50-0033	50-0038	電話・メール	福祉保健課
音戸	保育所・認定こども園等	きらさら音戸保育園	呉市音戸町波多見2丁目27-1	52-2610	52-2520	電話・メール	こども施設課
音戸	放課後児童会	波多見児童会	呉市音戸町波多見9丁目11-1	51-2760	51-2760	電話・FAX・メール	こども支援課
音戸	小学校	呉市立波多見小学校	呉市音戸町波多見9丁目11-1	51-2713	52-2021	電話・FAX・メール	学校安全課
音戸	短期入所事業所	あかさき園短期入所事業所	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	短期入所生活介護事業所	あかさき園短期入所生活介護事業所	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	軽費老人ホーム	ケアハウス「あかさき園」	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	通所介護事業所	デイサービスセンターあかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555	56-2646	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	有料老人ホーム	ルネッサンス音戸（混合型特定施設）	呉市音戸町畑3丁目20-34	56-0055	56-0025	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム夕霧の家	呉市音戸町畑3丁目20-36	56-1202	56-1203	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 朝顔の家	呉市音戸町畑3丁目20-36	56-1230	56-1230	電話・メール	福祉保健課
音戸	診療所	医療法人社団向日葵会 角医院	呉市音戸町藤脇2丁目19-3	56-0508	56-2368	電話・FAX・メール	地域保健課
音戸	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム さゆり	呉市音戸町早瀬1丁目36-6	56-2360	56-2361	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	サービス付き高齢者向け住宅	ケアビレッジさゆり	呉市音戸町田原2丁目2-17	50-0255	50-0256	電話・メール	福祉保健課
音戸	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム 歩歩	呉市音戸町渡子2丁目16-20	36-6611	33-6112	電話・FAX・メール	福祉保健課
音戸	生活介護事業所	歩歩	呉市音戸町渡子2丁目16-20	36-6613	36-6614	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	通所介護事業所	デイサービスいやしの村	呉市倉橋町2363-1	50-2886	50-2887	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町岳之下2638-3	50-3333	50-3355	電話・FAX・メール	福祉保健課
倉橋	放課後児童会	明徳児童会	呉市倉橋町7490	56-0345	56-0345	電話・FAX・メール	こども支援課
倉橋	小学校	呉市立明徳小学校	呉市倉橋町7490	56-0205	56-0221	電話・FAX・メール	学校安全課
倉橋	診療所	室尾林医院	呉市倉橋町室尾浜/庄11897-26	54-0200	54-0771	電話・FAX・メール	地域保健課
阿賀	特別支援学校	広島県立呉南特別支援学校	呉市阿賀中央5丁目13-71	71-8263	72-7307	電話・FAX・メール	危機管理課
阿賀	中学校	呉市立阿賀中学校	呉市阿賀中央5丁目14-16	71-3304	74-3506	電話・FAX・メール	学校安全課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
阿賀	就労継続支援事業所	アイリス阿賀	呉市阿賀中央6丁目2-11	69-9870	69-9871	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	病院	呉芸南病院	呉市阿賀中央6丁目7-24	72-1155	71-8066	電話・FAX・メール	地域保健課
阿賀	幼稚園	阿賀中央幼稚園	呉市阿賀中央6丁目13-3	71-8071	71-8071	電話・FAX・メール	子ども支援課
阿賀	通所介護事業所	デイサービスセンターすまいる阿賀	呉市阿賀中央7丁目6-15	76-6800	74-3611	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	放課後児童会	阿賀いずみ児童会	呉市阿賀南2丁目1-1	74-2247	74-2247	電話・FAX・メール	子ども支援課
阿賀	小学校	呉市立阿賀小学校	呉市阿賀南2丁目1-1	72-0033	71-4117	電話・FAX・メール	学校安全課
阿賀	児童発達支援事業所	OZデイあが	呉市阿賀南2丁目11-21	36-4477	36-4478	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	放課後等デイサービス	OZデイあが	呉市阿賀南2丁目11-21	36-4477	36-4478	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	介護老人保健施設	介護老人保健施設阿賀コスモス園	呉市阿賀南3丁目7-1	73-7300	73-7500	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	保育所・認定こども園等	延崎保育園	呉市阿賀南4丁目2-29	71-8802	74-3240	電話・FAX・メール	子ども施設課
阿賀	共同生活援助事業所	ホームほかにほかに	呉市阿賀南4丁目4-15	27-3531	27-3533	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	児童発達支援事業所	ひだまり	呉市阿賀南4丁目4-15	27-3532	27-3523	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	放課後等デイサービス	ひだまり	呉市阿賀南4丁目4-15	27-3532	27-3523	電話・FAX・メール	福祉保健課
阿賀	通所介護事業所	デイサービスセンター元気	呉市阿賀南5丁目5-12	75-2345	75-2323	電話・メール	福祉保健課
広	保育所・認定こども園等	ニチイキッズ 南横路保育園	呉市広横路1丁目8-32	76-3017	76-3037	電話・FAX・メール	子ども施設課
広	通所介護事業所	デイサービス まる・さんかく・しかく	呉市広横路2丁目2-18	74-3360	74-6383	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	中学校	呉市立横路中学校	呉市広横路4丁目9-15	71-7827	74-3505	電話・FAX・メール	学校安全課
広	病院	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷1丁目5-1	72-7171	74-0371	電話・FAX・メール	地域保健課
広	幼稚園	やよい幼稚園	呉市広文化町1-52	71-7761	71-7763	電話・FAX・メール	子ども支援課
広	保育所・認定こども園等	くれよん保育園	呉市広古新開2丁目2-15	73-1680	73-1684	電話・FAX・メール	子ども施設課
広	幼稚園	呉中央幼稚園	呉市広古新開2丁目2-15	73-5255	73-5274	電話・FAX・メール	子ども施設課
広	病院	医療法人社団薫風会 横山病院	呉市広古新開2丁目5-20	74-1122	74-1124	電話・FAX・メール	地域保健課
広	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所ハーモニー	呉市広古新開5丁目4-16-102	080-2882-0308	76-5722	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	児童発達支援事業所	歩歩	呉市広古新開5丁目5-25	76-5711	76-5722	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後等デイサービス	歩歩	呉市広古新開5丁目5-25	76-5711	76-5722	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後等デイサービス	アーチ	呉市広古新開5丁目5-26	36-2202	36-2224	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	短期入所生活介護事業所	ショートステイめぐみ園 広	呉市広大新開1丁目3-24	36-7652	36-7650	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	通所介護事業所	デイサービスセンターめぐみ園 広	呉市広大新開1丁目3-24	36-7651	36-7650	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	サービス付き高齢者向け住宅	めぐみ園広サービス付き高齢者向け住宅	呉市広大新開1丁目3-24	36-7652	36-7650	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後児童会	遊学児童会 EPICワンダーキッズ 広校	呉市広大新開1丁目10543-2	25-6532	-	電話・FAX・メール	子ども支援課
広	診療所	中央内科クリニック	呉市広駅前1丁目4-58	71-8585	71-8586	電話・FAX・メール	地域保健課
広	放課後児童会	白岳すみれ児童会	呉市広駅前1丁目6-1	73-5449	73-5449	電話・FAX・メール	子ども支援課
広	小学校	呉市立白岳小学校	呉市広駅前1丁目6-1	71-8094	71-4113	電話・FAX・メール	学校安全課
広	中学校	呉市立白岳中学校	呉市広駅前2丁目11-1	74-2121	74-3503	電話・FAX・メール	学校安全課
広	児童発達支援事業所	ともだちひろば にんな	呉市広白石1丁目1-18	73-5433	73-5433	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後等デイサービス	ともだちひろば にんな	呉市広白石1丁目1-18	73-5433	73-5433	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	保育所・認定こども園等	長浜東保育所分園乳児施設RUBY	呉市広白石1丁目4-9	73-0322	-	電話・メール	子ども施設課
広	共同生活援助事業所	グループホーム メロン D	呉市広白石2丁目7-5	70-0307	73-4413	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	保育所・認定こども園等	名田保育園	呉市広白岳1丁目3-8	71-8497	71-7308	電話・FAX・メール	子ども施設課
広	共同生活援助事業所	グループホーム メロン R	呉市広白岳3丁目1-25	70-0307	73-4413	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後児童会	広児童会	呉市広杭本町3-1	74-2254	74-2254	電話・FAX・メール	子ども支援課
広	小学校	呉市立広小学校	呉市広杭本町3-1	71-7667	71-4114	電話・FAX・メール	学校安全課
広	放課後等デイサービス	コペルプラス広中央教室	呉市広中町12-15	31-4797	31-4798	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	診療所	眼科栄道医院	呉市広中町15-25	71-8717	71-8721	電話・FAX・メール	地域保健課
広	自立訓練事業所	株式会社 巣だち	呉市広名田1丁目6-35	73-3658	73-3668	電話・FAX・メール	福祉保健課

## 資料編（災害予防編関係）

地区	施設区分	施設の名称	施設の所在地	電話	FAX	伝達手段	担当課
広	就労移行支援事業所	株式会社 巢だち	呉市広名田1丁目6-35	73-3658	73-3668	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	就労継続支援事業所	株式会社 巢だち	呉市広名田1丁目6-35	73-3658	73-3668	電話・FAX・メール	福祉保健課
広	放課後児童会	広南かめめ児童会	呉市広長浜4丁目1-26	71-7101	71-7101	電話・FAX・メール	子ども支援課
広	小学校	呉市立広南小学校	呉市広長浜4丁目1-26	71-7965	71-4112	電話・FAX・メール	学校安全課
広	中学校	呉市立広南中学校	呉市広長浜4丁目1-9	71-7920	74-3502	電話・FAX・メール	学校安全課
広	保育所・認定こども園等	長浜東保育所	呉市広長浜4丁目3-3	73-0100	74-5372	電話・FAX・メール	子ども施設課
広	保育所・認定こども園等	臨海保育所	呉市広小坪1丁目50-15	73-1000	73-1045	電話・FAX・メール	子ども施設課
仁方	保育所・認定こども園等	認定こども園しろはと	呉市仁方棧橋通6-23	79-5541	79-2255	電話・FAX・メール	子ども施設課
仁方	短期入所事業所	すりーぶ ぼこ・あ・ぼこ	呉市仁方棧橋通10-3	79-5119	79-5179	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	生活介護事業所	ほっぷ ぼこ・あ・ぼこ	呉市仁方棧橋通10-3	79-5119	79-5179	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	就労移行支援事業所	ふれいぶ ぼこ・あ・ぼこ	呉市仁方棧橋通10-3	080-3899-3715	79-5179	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	中学校	呉市立仁方中学校	呉市仁方棧橋通16-8	79-1177	79-6929	電話・FAX・メール	学校安全課
仁方	就労継続支援事業所	らびんぐるっく	呉市仁方棧橋通1493-197	79-6910	79-6910	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	サービス付き高齢者向け住宅	大和の故郷	呉市仁方棧橋通1511-24	70-2080	70-2081	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	保育所・認定こども園等	呉市皆実保育所	呉市仁方皆実町1-4-101	79-0641	79-6905	電話・FAX・メール	子ども施設課
仁方	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	通所介護事業所	通所介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	障害者支援施設	障害者支援施設仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	生活介護事業所	生活介護事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
仁方	短期入所事業所	短期入所事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	70-2222	79-0020	電話・FAX・メール	福祉保健課
川尻	中学校	呉市立川尻中学校	呉市川尻町西1丁目23-47	87-2072	87-2507	電話・FAX・メール	学校安全課
川尻	サービス付き高齢者向け住宅	憩いの家ローズマリー	呉市川尻町東1丁目23-22	87-6700	87-6701	電話・メール	福祉保健課
川尻	共同生活援助事業所	ソーシャルインクルーホーム呉川尻町西	呉市川尻町西2丁目1-13	87-0550	87-0551	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	保育所・認定こども園等	呉市安浦中央保育所	呉市安浦町中央3丁目3-7	84-2250	84-5591	電話・FAX・メール	子ども施設課
安浦	就労継続支援事業所	やすらぎ作業所	呉市安浦町中央3丁目3-19	84-0493	84-0493	電話・FAX・メール	福祉保健課
安浦	中学校	呉市立安浦中学校	呉市安浦町中央4丁目2-1	84-5151	84-5152	電話・FAX・メール	学校安全課
安浦	放課後等デイサービス	ポラーノ広場	呉市安浦町中央6丁目1-25	36-3377	36-3377	電話・FAX・メール	福祉保健課
下蒲刈	保育所・認定こども園等	呉市下蒲刈保育所	呉市下蒲刈町下島1713-1	65-3351	65-3352	電話・FAX・メール	子ども施設課
下蒲刈	通所介護事業所	呉市社会福祉協議会下蒲刈通所介護事業所	呉市下蒲刈町下島1713-1	65-3120	65-3125	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊浜	児童養護施設	救世軍豊浜学寮	呉市豊浜町大字豊島3082-5	68-2029	-	電話・メール	子ども支援課
豊浜	通所介護事業所	デイサービスセンター豊浜	呉市豊浜町大字豊島3082-28	68-4800	68-3332	電話・FAX・メール	福祉保健課
豊浜	中学校	呉市立豊浜中学校	呉市豊浜町大字豊島字妙現3438	68-2009	68-2909	電話・FAX・メール	学校安全課
豊	小学校	呉市立豊小学校	呉市豊町久比字新開乙2411-1	66-2353	66-2356	電話・FAX・メール	学校安全課

## 海岸保全施設一覽表

引用：広島県地域防災計画附属資料

## （国土交通省水管理・国土保全局所管分）

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	位置	指定年月日 告示番号	延長 (m)
呉（豊）	宇留明		豊町沖友字鼻	S45. 1. 13 27	700. 00
呉（豊）	沖友		豊町沖友字西広谷	S45. 1. 13 27	330. 00
呉（豊）	仁方	戸田東, 戸田西	仁方	S51. 4. 1 263	1, 045. 00
呉（豊）	警固屋	9丁目	警固屋9丁目	H17. 3. 14 333	1, 099. 80
呉（豊）	警固屋		警固屋通8～12丁目	S44. 2. 28 161	1, 810. 00
呉（豊）	警固屋	11丁目	警固屋通11丁目	S50. 4. 25 415	41. 00
呉（豊）	警固屋	12丁目	警固屋通12丁目	S50. 4. 25 415	361. 00
呉（豊）	警固屋	冠崎	警固屋	S57. 3. 26 345	188. 00
呉（豊）	狩留賀	狩留賀吉浦町	吉浦町吉浦	H14. 3. 25 316	514. 00
呉（音戸）	波多見大浦崎	木船, 請石	音戸町大字音戸字友倉	H1. 12. 22 1276	708. 00
呉（音戸）	波多見		音戸町大字音戸字桐ノ木	S37. 3. 16 179	2, 743. 00
呉（音戸）	波多見			S55. 2. 22 151	
呉（音戸）	音戸	引地外2	音戸町大字音戸隠尾山林	S63. 2. 4 127	740. 00
呉（音戸）	渡の子		音戸町渡の子字南高瀬岩	S39. 3. 13 212	1, 609. 00
呉	天応	大浜	天応大浜	H28. 3. 24 184	872. 30

## （国土交通省港湾局所管分）

港湾名	海岸名	地区海岸名	指定年月日 告示番号	備 考
御手洗港	御手洗港海岸	大長地区海岸	S46. 11. 5	
		御手洗地区海岸	広島県告示第 971 号	
		内浜地区海岸		
		平羅地区海岸		
		久比地区海岸		
		三角地区海岸		
		普登地区海岸		
		小柳地区海岸		
		大島地区海岸		
		小島地区海岸		
川尻港	川尻港海岸	沖田地区海岸	S34. 3. 6 広島県告示第 130 号	
		岩戸地区海岸	S40. 5. 21 広島県告示第 449 号	H28. 3. 10 広島県告示第 143 号の 変更
		森町地区海岸	S40. 5. 21 広島県告示第 449 号	
		川尻地区海岸	S45. 11. 27 広島県告示第 1002 号	
蒲刈港	蒲刈港海岸	田戸（その 1，その 2） 地区海岸	H11. 10. 14 広島県告示第 983 号	H9. 3. 13 広島県告示第 293 号の 変更
		大浦地区海岸	H9. 3. 13	S43. 3. 22
		宮盛地区海岸	広島県告示第 294 号	広島県告示第 219 号の 変更
		向（その 1）地区海岸		H7. 11. 30
		向（その 2）地区海岸		広島県告示第 1245 号 の変更
		三之瀬地区海岸	H16. 4. 12 広島県告示第 619 号	H9. 3. 13 広島県告示第 294 号の 変更
		下島地区海岸	H8. 11. 18 広島県告示第 1101 号	H7. 9. 18 広島県告示第 975 号の変更
釣士田	釣士田港海岸	音戸地区海岸	H11. 3. 1	S43. 3. 22 広島県告示第 219 号の 変更
		倉橋（その 1）地区海岸	広島県告示第 216 号	
		倉橋（その 2）地区海岸		
		倉橋（その 3）地区海岸		
		倉橋（その 4）地区海岸		

## （水産庁所管分）

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日	告示番号	
音戸漁港海岸	鰯浜, 高須, 坪井地区海岸		S39. 9. 18	734	
倉橋漁港海岸	須川地区海岸		S33. 6. 24	300	
	須川西地区海岸		H18. 10. 5	867	
	瀬郷地区海岸		H3. 11. 7	1209	
	尾立地区海岸		S33. 6. 24	300	
	室尾地区海岸		H3. 11. 7	1209	
	鹿老渡南地区海岸			S33. 6. 24	300
				S50. 6. 24	568
	大向地区海岸			S39. 9. 18	734
	石持地区海岸			H4. 1. 23	84
	海越地区海岸			S33. 6. 24	300
				S50. 6. 24	568
	鹿老渡地区海岸		鹿老渡北地先海岸	S50. 6. 24	568
			新町通地先海岸		
			矢尻地先海岸		
	鹿島中地区海岸		鯛ノ浦地先海岸	H3. 3. 18	383
			家ノ元地先海岸		
			砦ノ元地先海岸		
宮の口地先海岸			H13. 3. 8		
本浦地区海岸			H19. 1. 18	30	
海越南地区海岸	塚之浦地先海岸		H1. 12. 28	1326	
安浦漁港海岸	日之浦地区海岸	日之浦地先海岸	S42. 3. 3	175	
	水尻地区海岸	水尻地先海岸			
	小路地区海岸	小路地先海岸			
	実成地区海岸	実成地先海岸			
	亀戸地区海岸	亀戸地先海岸			
	三津口地区海岸	三津口地先海岸	H18. 12. 25	1038	
豊島漁港海岸	山崎地区海岸		S40. 1. 22	57	
	斎地区海岸	斎地先海岸	S33. 6. 24	300	
			S40. 1. 22	57	
			S40. 4. 27	355	
	豊島地区海岸			S33. 6. 24	300
	大浜地区海岸	大浜地先海岸		S33. 6. 24	300
				H20. 8. 7	672
	沖友地区海岸	沖友地先海岸		H20. 12. 25	1027
	内浦地区海岸			S40. 1. 22	57
	立花地区海岸	立花地先海岸		H27. 6. 1	377
	代間地区海岸			S40. 4. 27	355
松山地区海岸					
尾久比地区海岸	尾久比地先海岸		H8. 8. 8	762	
大屋漁港海岸	大屋地区海岸		H19. 4. 2	397	

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日	告示番号
長谷漁港海岸	長谷地区海岸	小網代地先海岸	S40. 1. 22	57
		大網代地先海岸		
大地蔵漁港海岸	大地蔵地区海岸	大地蔵地先海岸	S55. 4. 25	380
原漁港海岸	恋が浜地区海岸		S34. 3. 6	127

**（農村振興局専管）**

海岸名	地区海岸名	指定年月日	告示番号
安登	久多田	S33. 5. 9	221
下蒲刈	小地蔵	S34. 3. 6	127
蒲刈	長瀬黒禿	S34. 3. 6	127
	大浦		
倉橋	脇田	S34. 10. 27	648
	亀ヶ首	S34. 11. 24	715
	大迫		
	寒那		
三角	西浜	S37. 2. 27	131
倉橋	本倉井	S37. 2. 27	131
	鹿島		
	唐船	S38. 2. 26	146
安浦	小島	S40. 1. 12	24
豊	三角浦		
豊浜	斎		

**（農村振興局共管－港湾区域）**

海岸名	地区海岸名	指定年月日	告示番号	備考
蒲刈港	大浦	S34. 3. 6	130	土木部指定



土砂災害警戒区域等指定箇所一覧表

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
中央	呉市江原町	江原町1(845)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市江原町	江原町3(830)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市江原町	江原町6(1147)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上内神町	上内神町1(853)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上内神町	上内神町10(1371)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上内神町	上内神町12(1148)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上内神町	上内神町4(1150)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市内神町	内神町1(846)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市内神町	内神町2(843)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市内神町	内神町20(848)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.1.28	64
中央	呉市内神町	内神町7(842)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上二河町	上二河町1(838)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市二河町	二河町2(4921)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市二河町	二河町2(4921-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.19	240
中央	呉市二河町	西中央5丁目12(839)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	712
中央	呉市西中央5丁目	西中央5丁目12(839-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市莊山田村	二川町(591-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市下山田町	上山田町5(5454)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西片山町	西片山町9(840)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市郷町	西辰川1丁目1(849)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西辰川1丁目	西辰川1丁目2(850)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西辰川2丁目	西辰川2丁目14(1152)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.12.24	1274
中央	呉市西辰川2丁目	西辰川2丁目5(851)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西辰川2丁目	西辰川2丁目7(855)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東辰川町	東辰川町10(4960)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東辰川町	東辰川町8(1153)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東片山町	東片山町12(447)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市長ノ木町	長ノ木町12(863)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市長ノ木町	長ノ木町9(1375)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市畝原町	畝原町13(862)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市畝原町	畝原町17(1156)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町14(504)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町20(1077)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町21(1310)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町25(1311)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町27(4918)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	西惣付町5(1154)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町8(5866-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町8(5866-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町9(5912-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町9(5912-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町5(1155)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	西惣付町27(4918-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町19(4382)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市東惣付町	東惣付町19(4382-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市伏原1丁目	下山田町7(449)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市伏原3丁目	伏原3丁目1(869)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市伏原3丁目	伏原3丁目5(1088)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市吾妻1丁目	吾妻1丁目2(4974)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	710
中央	呉市上山田町	上山田町1(1157)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市上山田町	上山田町1(1157-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上山田町	西谷3(878)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市平原町	平原町21(4922)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市平原町	平原町6(464)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上平原町	上平原町1(870)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上平原町	上平原町15(592)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市上平原町	上平原町19(872)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.12.24	1268
中央	呉市上平原町	上平原町20(1314)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
中央	呉市上平原町	上平原町4(881)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上平原町	上平原町8(871)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.12.24	1268
中央	呉市上平原町	平原町3(1158)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市望地町	上平原町14(6395)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市望地町	望地町13(867)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市望地町	望地町4(1159)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	上平原町15(592-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷町1(864)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷町10(4966)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷町14(502)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷町7(866)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷町9(1385)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西畑町	西畑町7(821)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市東畑1丁目	東畑1丁目10(882)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市東畑1丁目	東畑1丁目11(1165)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市東畑1丁目	東畑1丁目13(5936)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.1.28	63
中央	呉市東畑1丁目	東畑1丁目16(5938)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市東畑1丁目	東畑1丁目5(883)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市東畑2丁目	東畑2丁目7(1164)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町(6345)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町1(877)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町11(875)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町13(1089)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町22(5879)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町22(5917)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町25(827)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町30(491)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑町6(873)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市本通6丁目	本通6丁目7(1007)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市本通7丁目	本通7丁目12(892)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市溝路町	溝路町9(485)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市長迫町	長迫町7(893)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	西鹿田1丁目8(482)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	上長迫町12(895)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	上長迫(1096)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	上長迫(1096-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	上長迫(1096-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	上長迫町2(488)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田1丁目12(890)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田1丁目6(891)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田1丁目2(4976)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田1丁目9(1171)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田1丁目8(1172)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田2丁目	西鹿田2丁目9(1076)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田2丁目	西鹿田2丁目16(889)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町4(478)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町13(884)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町11(885)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町1(888)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町24(1166)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町20(1167)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田町20(1167-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市本町	本町18(491)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市三和町	三和町21(5886)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市三和町	三和町26(901)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市三和町	三和町24(902)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市三和町	三和町6(903)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水1丁目	清水1丁目2(5937)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水1丁目	清水1丁目2(5937-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水2丁目	清水2丁目14(1179)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
中央	呉市清水2丁目	清水3丁目3(905)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水2丁目	清水2丁目14(494)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	清水3丁目2(493)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	清水3丁目8(1176)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市幸町	幸町4(5916-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
中央	呉市幸町	幸町5(5916-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
中央	呉市幸町	幸町6(5916-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
中央	呉市寺本町	寺本町15(486)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市寺本町	寺本町15(4928)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市和庄1丁目	和庄1丁目12(490)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市和庄2丁目	上長迫町1(489)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市和庄2丁目	和庄2丁目17(896)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市和庄2丁目	和庄2丁目11(899)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.15	241
中央	呉市西愛宕町	西愛宕町3(817)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市西愛宕町	西愛宕町11(819)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市西三津田町	西三津田町5(823)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市東愛宕町	東愛宕町13(822)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市東愛宕町	東愛宕町2(826)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市東愛宕町	東愛宕町2(826-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.4.30	540
中央	呉市東三津田町	東三津田町4(828)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市東三津田町	東三津田町5(958)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市山手1丁目	山手1丁目18(1382)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市山手1丁目	山手1丁目15(829)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市山手2丁目	山手2丁目16(833-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市山手2丁目	山手2丁目13(834)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市二河峡町	二河峡町1(4899)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二川町(590)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二川町(590-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二川町(590-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二川町(591)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二川町(591-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市三条1丁目	三条1丁目14(805)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城1丁目	両城1丁目9(442)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城1丁目	両城1丁目3(808)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城2丁目	両城1丁目11(810)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城2丁目	両城2丁目23(811)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城2丁目	両城2丁目1(448)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市両城2丁目	両城2丁目16(488)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市東川原石町	東川原石町1(804)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	678
中央	呉市東川原石町	東川原石町(804-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	614
中央	呉市海岸3丁目	海岸3丁目5(441)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市光町	光町2(1306-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
中央	呉市光町	光町5(1305)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市光町	光町(459)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	614
中央	呉市西川原石町	西川原石町20(1138)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西川原石町	西川原石町18(1139)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西川原石町	西川原石町20(796-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西川原石町	西川原石町26(6327)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西川原石町	西川原石町8(835)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市東川原石町	東川原石町12(1141)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西塩屋町	西塩屋町7(792)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西塩屋町	西塩屋町3(793)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市東塩屋町	東塩屋町9(1136)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市東塩屋町	東塩屋町14(794)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	北塩屋町12(801)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	北塩屋町5(5909)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	北塩屋町4(1307)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	新宮町19(786)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	新宮町17(787)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	新宮町13(789)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
中央	呉市新宮町	新宮町3(790)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市上内神町	障子林川(20)	土石流	○	○	H31.3.7	156
中央	呉市上内神町	内神川(21)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市上内神町	割岩川(22)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西辰川2丁目	西辰川川(1)	土石流	○		H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	迫川・惣付川(2隣a)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	迫川・惣付川(2隣b)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	迫川・惣付川(2隣c)	土石流	○		H29.12.7	676
中央	呉市西惣付町	迫川・惣付川(2)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4-1)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4-2)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	迫川・惣付川(4-3)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4隣a)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4隣b)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4隣c)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	辰川川(4隣d)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	二河川左支溪(6472)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市荘山田村	上内神(6474)	土石流	○	○	H29.12.7	676
中央	呉市西谷町	西谷川(7-1)	土石流	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷川(7-2)	土石流	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	西谷川(7-3)	土石流	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市西谷町	茆地川(8)	土石流	○	○	H29.12.7	675
中央	呉市上畑町	上畑川(10-1)	土石流	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	上畑川(10-2)	土石流	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	吾妻川(9-1)	土石流	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	吾妻川(9-2)	土石流	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上畑町	吾妻川(9-3)	土石流	○	○	H30.3.15	243
中央	呉市上長迫町	上長迫川(13)	土石流	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市上長迫町	西鹿田下川(6424)	土石流	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田1丁目	西鹿田川(12)	土石流	○		H30.3.15	242
中央	呉市西鹿田2丁目	東鹿田川(11)	土石流	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田川支川(28)	土石流	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市東鹿田町	東鹿田川支川(28隣)	土石流	○	○	H30.3.15	242
中央	呉市和庄本町	和庄川(16)	土石流	○		H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	八幡川(17)	土石流	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	檜垣川(18-1)	土石流	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	檜垣川(18-2)	土石流	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市清水3丁目	檜垣川(18-3)	土石流	○	○	H30.3.15	240
中央	呉市和庄2丁目	古江川(14)	土石流	○		H30.3.15	241
中央	呉市東三津田町	三津田川(3)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市東愛宕町	本迫川(2)	土石流	○		H29.12.7	677
中央	呉市山手2丁目	金立川(4隣a)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市山手2丁目	金立川(4隣b)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市二河峡町	二河峡川(5)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	金立川(4-1)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	金立川(4-2)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二河峡川(5隣)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二河峡(62)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二河川右支溪(6406)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二河川右支溪(6407)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市荘山田村	二河川右支溪(6407隣)	土石流	○	○	H29.12.7	677
中央	呉市両城2丁目	両城川(1)	土石流	○		H29.12.7	678
中央	呉市西塩屋町	西塩屋川(114)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市西塩屋町	西塩屋川(114隣)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市東塩屋町	大下川(115隣c)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	大下川(115)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	大下川(115隣a)	土石流	○		H29.12.7	679
中央	呉市北塩屋町	大下川(115隣b)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	水ヶ迫川(113-1)	土石流	○		H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	水ヶ迫川(113-2)	土石流	○	○	H29.12.7	679

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
中央	呉市新宮町	水ヶ迫川(113-3)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	水ヶ迫川(113隣)	土石流	○	○	H29.12.7	679
中央	呉市新宮町	水ヶ迫川右支溪(6405)	土石流	○	○	H29.12.7	679
吉浦	呉市若葉町	若葉町5(5889)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.12.7	679
吉浦	呉市若葉町	若葉町5(5889-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	214
吉浦	呉市晴海町	晴海町14(1306)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市晴海町	晴海町4(1306-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市晴海町	晴海町1(1289-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市晴海町	晴海町12(1289-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市瀬戸見町	瀬戸見町19(5907-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市瀬戸見町	瀬戸見町15(5907-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町1(6343)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町2(1288)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町7(5907)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町12(1289)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町9(1289-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町12(1289-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦池ノ浦町9(1303)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦潭鼓町	吉浦潭鼓町6(784)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦潭鼓町	吉浦潭鼓町10(785)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦潭鼓町	吉浦潭鼓町11(1130)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東町9(782)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東町10(783)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東町11(1128)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東町12(1129)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦神賀町	吉浦神賀町8(781)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町3(1073)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町8(1302)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町10(1124)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町9(5906)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町(1091) 吉浦新出町13(6385)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町14(1277)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町15(1125)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦新出町	吉浦新出町17(1126)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町3丁目	吉浦東本町3丁目2(1122)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町3丁目	吉浦東本町3丁目9(1123)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目5(586)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目6(4379-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目4(1287)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目3(587-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目2(1300)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦東本町4丁目4(4898)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	吉浦中町3丁目18(4898-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	吉浦中町3丁目11(780)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	吉浦中町3丁目15(1121)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	吉浦中町3丁目16(6342)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	吉浦中町3丁目17(6342-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦上城町	吉浦上城町8(1285)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦上城町	吉浦上城町(1285-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	615
吉浦	呉市吉浦上城町	吉浦上城町(1285-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	615
吉浦	呉市吉浦岩神町	吉浦岩神町10(1120)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦岩神町	吉浦岩神町12(1120-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦岩神町	吉浦岩神町8(1127)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦西城町	吉浦西城町6(779)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦西城町	吉浦西城町3(1098)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	864
吉浦	呉市吉浦西城町	吉浦西城町7(1116)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦西城町	吉浦西城町16(1118-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦西城町	吉浦西城町11(1378)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町11(776)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町9(777)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町2(778)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町11(1114)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町10(1115)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	吉浦宮花町4(1117)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	864
吉浦	呉市吉浦新町2丁目	吉浦新町2丁目5(1289-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町(583-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	615
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町12(5862)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	吉浦中学校(5905)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	吉浦中学校(5905-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町12(6376)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町14(4380)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町13(456)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.12.24	1276
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町3(583)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町11(774)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町6(775)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀町5(775-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市梅木町	梅木町11(455)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市梅木町	梅木町11(455-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市梅木町	梅木町10(1112)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	867
吉浦	呉市梅木町	梅木町10(1112-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町17(440) 長谷町3(5891)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町14(1113)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町5(1281)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町15(1282)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町11(1284)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	長谷町21(4378)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	弥生町(1111-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	622
吉浦	呉市弥生町	弥生町6(1111)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	弥生町7(1111-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	弥生町2(6357-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	弥生町4(6357-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	弥生町8(6340-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦町	吉浦町6552(4380-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦町	吉浦町6552(4380-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦町	吉浦町(775-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦東(6404隣d)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦池ノ浦町	吉浦東(6404隣e)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦潭鼓町	吉浦東(6404隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦潭鼓町	吉浦東(6404隣c)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東町	東川(111)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東(6404隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東町	吉浦東(6404)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108b)	土石流	○	○	R5.2.24	168
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108c)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108d)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108e)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108f)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108g)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108h)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108i)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦新出町	宇根川・笠岩川(108j)	土石流	○	○	R2.3.26	354
吉浦	呉市吉浦東本町3丁目	大川(927)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106a)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106b)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106c)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106d)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106e)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106f)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106g)	土石流	○	○	H27.3.19	181

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106h)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106隣b)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	吉浦大川(106隣c)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	平林川(107a)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	平林川(107b)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	平林川(107c)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦東本町4丁目	平林川(107d)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦中町3丁目	寺山川(105)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦本町2丁目	西城川(101a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦本町2丁目	西城川(101b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦松葉町	寺山川(105隣)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦松葉町	東宮川(926)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦上城町	東宮川(926隣)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦上城町	宮川第2支川(104)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦岩神町	西城川(101隣)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦岩神町	宮川第1支川(102a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦岩神町	宮川第1支川(102b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦宮花町	宮花川(100)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市吉浦宮花町	宮花川(100隣a)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦宮花町	宮花川(100隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀1(5063)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀1(5063隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀1(5063隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀1(5063隣c)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀1(5063隣d)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀西川(99)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀西川(99隣)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣c)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣d)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣e)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣f)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市狩留賀町	狩留賀川(925隣g)	土石流	○	○	R5.2.24	168
吉浦	呉市吉浦町	狩留賀第2(5064)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦町	狩留賀第2(5064隣a)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市吉浦町	狩留賀第2(5064隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	272
吉浦	呉市梅木町	梅木(923)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市長谷町	梅木川(97)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市長谷町	梅木川(97隣)	土石流	○	○	R5.2.24	168
吉浦	呉市長谷町	梅木川第二支川(98)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市長谷町	吉浦(5062a)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市長谷町	吉浦(5062b)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市長谷町	梅木(6403)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市長谷町	梅木(922)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市大山町	梅木川支川(96a)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市大山町	梅木川支川(96b)	土石流	○	○	R5.2.24	168
吉浦	呉市大山町	梅木川支川(96隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市大山町	梅木川支川(96隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	277
吉浦	呉市弥生町	宅垣内川(95a)	土石流	○	○	H27.3.19	181
吉浦	呉市弥生町	宅垣内川(95b)	土石流	○	○	H27.3.19	181
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目17(935-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目16(936)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目16(936-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目9(937)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目12(4938)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目12(4938-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目12(4938-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目15(941)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目13(942)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目14(943) 警固屋1丁目14(1075)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目1(944)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目1(944-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋1丁目	警固屋1丁目1(944-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.7.11	476
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目(5919)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目(5919-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目(5919-2)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目(5920)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目(5920-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目3(946)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(947)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(947-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948) 警固屋1丁目4(5882)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948-4)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋2丁目	警固屋2丁目5(948-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
警固屋	呉市警固屋3丁目	警固屋3丁目8(945)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋4丁目	警固屋4丁目14(925)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋4丁目	警固屋4丁目11(950)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋4丁目	警固屋4丁目11(950-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	警固屋5丁目2(951)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	警固屋5丁目2(951-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	警固屋5丁目8(952)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	警固屋5丁目13(1201)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	警固屋5丁目10(5861)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目12(4939)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目12(4939-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目4(5884)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目4(5884-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目11(1202)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目(1327)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目15(1328)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目6(953)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目6(953-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目5(954)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	警固屋6丁目9(955)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目12(956-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目12(956-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目11(704)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目11(704-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目11(704-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目16(1329)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目16(1203)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	警固屋7丁目17(4940)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目10(6398)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目6(1205)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目11(1379)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.5.25	801
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目2(1079)	急傾斜地の崩壊	○		R3.1.28	66
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目3(957)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274



地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目5(959)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目5(959-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目15(960)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目15(960-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目15(960-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	警固屋8丁目15(960-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目3(961)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目4(962)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.5.25	801
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目7(963)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目11(964)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目11(964-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目11(964-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目11(964-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目1(1380)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目1(1380-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目1(1380-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目7(1381)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目8(1335)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目12(1237)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目8(6399)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目7(5873)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目12(4961)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目3(4968)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目8(465)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目9(496)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋9丁目9(496-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目3(938)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目3(938-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目3(939)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目4(940)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目1(1097)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目2(6382)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	的場1丁目4(595)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目15(1199)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.7.11	476
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目11(513)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目11(513-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目11(513-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場2丁目	的場2丁目8(1065-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	的場3丁目9(1198-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目5(949)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目5(949-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目5(949-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目6(6331)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目6(6331-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目7(5883)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目7(5883-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場4丁目	的場4丁目7(5883-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場5丁目	的場5丁目7(1078)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場5丁目	的場5丁目7(1078-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
警固屋	呉市の場5丁目	的場5丁目7(1078-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場5丁目	的場5丁目6(502)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場5丁目	的場5丁目6(502-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目(4978)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目(4978-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目1(4942-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目7(1216)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目7(1216-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴1丁目	見晴1丁目2(1330)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目7(1331)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目7(1331-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目2(1377-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目6(1080)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	見晴2丁目6(1080-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目2(621)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目2(621-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目2(621-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目3(1332)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目3(1332-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目9(1334)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目2(1217)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目2(1217-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目8(1218)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目8(1218-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目8(1218-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目8(1218-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目8(1218-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目5(6332)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴3丁目D(6352)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋5丁目	舞々尻川支川(132)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	新共川(133)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋6丁目	新共川(133隣)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	棚田川(134)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋7丁目	棚田川(134隣)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋8丁目	西晴見川(6427)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	警固屋川(137)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	長郷川(139)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	南長郷川(5066)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	東晴見川(6428)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市警固屋9丁目	見晴下川(6429)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	南的場川(937)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場1丁目	北的場川(6426)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	鍋大川(129)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	鍋大川(129隣1)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	鍋大川(130)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	鍋大川(130隣1)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市の場3丁目	舞々尻川(131)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴2丁目	観音堂西川(938)	土石流	○	○	H28.3.31	274

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
警固屋	呉市見晴3丁目	観音堂北川(939)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	宇亀川(5065)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴川三丁目	見晴川(138a)	土石流	○		R5.5.25	801
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴川(138b)	土石流	○	○	H28.3.31	274
警固屋	呉市見晴3丁目	見晴川(138隣)	土石流	○	○	H28.3.31	274
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目20(463)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目20(463-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目11(965)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目4(969)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目4(969-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目16(975)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目8(1232)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目10(1233)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目10(1233-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目(5867)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	阿賀北1丁目18(6379)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北2丁目	阿賀北2丁目5(971)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北2丁目	阿賀北2丁目5(971-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北2丁目	阿賀北2丁目10(1316)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目1(511)	急傾斜地の崩壊	○		H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目7(967)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目7(967-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目7(967-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目9(968)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目18(1230)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目13(970)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目10(1228)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目10(1228-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目14(1229)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目14(1229-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目20(4926)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北3丁目	阿賀北3丁目20(4926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目2(1214)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目2(1214-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目14(1226)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目14(1226-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目14(1226-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目11(1227)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北4丁目	阿賀北4丁目2(4925)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目31(972・974)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目(1008)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目(1008-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目12(1087)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目14(1234)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目28(4924)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目28(4924-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北5丁目	阿賀北5丁目(6360)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	863
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目11(512)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目11(512-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目10(513)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目(978)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目9(979)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目2(980)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目2(980-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	863
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目14(4948)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目14(4948-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北6丁目	阿賀北6丁目12(4949)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目24(973)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目18(976)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目20(1213)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目20(1213-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目21(1215)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目17(1231)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目17(1231-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北7丁目	阿賀北7丁目17(1231-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目22(472)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目23(602)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目22(472-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目23(602-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目11(988)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目12(989)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目15(990)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目1(991-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目19(992)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目19(992-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目20(4930)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目(5927)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目(5927-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目25(6384)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	阿賀中央1丁目25(6384-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央3丁目	阿賀中央3丁目12(984)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目5(985)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目3(986)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目2(1238)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目2(1238-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目2(1238-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目2(1238-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目2(1238-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目8(1239)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目10(6990)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目10(6990-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀中央4丁目10(6990-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目13(993)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目9(994)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目19(1210)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目22(1343)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目22(1343-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央8丁目(5922)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	862
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	阿賀中央9丁目8(981-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目5(995)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目5(995-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目5(995-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目8(512)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目8(981)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央9丁目	阿賀中央9丁目8(981-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南4丁目	阿賀南4丁目6(996)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南4丁目	阿賀南4丁目6(996-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南4丁目	阿賀南4丁目12(1209)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南4丁目	阿賀南4丁目12(1209-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南5丁目	阿賀南5丁目17(601)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南5丁目	阿賀南5丁目16(1208)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南5丁目	阿賀南5丁目17(6333)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目(6351)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目3(997)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目3(997-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目15(470)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目13(599)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目7(998)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目14(999)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目14(999-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南6丁目	阿賀南6丁目20(1206)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
阿賀	呉市阿賀南8丁目	阿賀南8丁目35(6396)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目7(1002)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目7(1002-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目7(1002-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目6(1005)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1006)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1006-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目(1007-14)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1017)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1017-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1017-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1017-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目28(1219)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	862
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目27(1220)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目20(1221)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目20(1221-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目20(1221-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目20(1221-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1222)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1222-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1222-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目16(1222-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目30(1336)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目23(1337)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目23(1337-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目3(1339)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀南9丁目	阿賀南9丁目3(1339-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北8丁目	阿賀北8丁目18(977)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北9丁目	阿賀北9丁目9(982)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北9丁目	阿賀北9丁目15(983)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北9丁目	阿賀北9丁目17(1236)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀町情島	情島A(1276)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀町情島	情島B(1279)	急傾斜地の崩壊	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀北1丁目	大谷川(6)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北1丁目	大谷川(6隣)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北2丁目	中畑川支川(8)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北2丁目	原西川(17a)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北2丁目	原西川(17b)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北3丁目	大坪谷川(5)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北4丁目	南原川(16)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北6丁目	清水谷川(11c)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北6丁目	清水谷川支川(12a)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北6丁目	清水谷川支川(12b)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北8丁目	朝迫谷川(6441)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀北9丁目	東浜西川(13)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀北9丁目	東浜西川(13隣a)	土石流	○	○	H29.9.7	479

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
阿賀	呉市阿賀北9丁目	郷川(13隣b)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北9丁目	東浜西川(13隣c)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀北9丁目	東浜中川(14)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	原中川(6421)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	萩原川(4)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	中畑川(7)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	原川(9a)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	原川(9隣)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	原東川(9b)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	原東川(10)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	清水谷川(11a)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀町	清水谷川(11b)	土石流	○	○	H29.9.7	480
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	神立川(2)	土石流	○		H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	神立川支川(2隣a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	神立川支川(2隣b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	高田川支流(3)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	高田川支流(3隣)	土石流	○	○	H23.3.10	202
阿賀	呉市阿賀中央1丁目	南神立川(6440)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央3丁目	東浜東川(15)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	先小倉川(1a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	先小倉川(1b)	土石流	○		H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	先小倉川(1隣)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央4丁目	阿賀川(6422)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	大上川(1a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀中央8丁目	大上川(1b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南7丁目	西塩谷川(149a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南7丁目	西塩谷川(149b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南7丁目	西塩谷川(149c)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南7丁目	西塩屋川(150)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南7丁目	西塩屋川(150隣)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	東駿河川(5068)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	南大入川(6434)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	大入川(146e)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	浜田川(148a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	駿河川(145a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	ヒヲキ川(6437)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	ヒヲキ川(6437隣a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	ヒヲキ川(6437隣b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南8丁目	ヒヲキ川(6437隣c)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南9丁目	冠崎川第2支川(140)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀南9丁目	西駿河川(5067)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	塩谷川(151a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	西塩屋川(151b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	塩谷川支川(152a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	塩谷川(152b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	塩谷川支川(152c)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	延崎川(155a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	延崎川(155b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	延崎川(155隣a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町	延崎川(155隣b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町奥迫	大入川及び第1支川(146a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町観音谷	大入中央川(147)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町山ノ神	大入川(146b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町山ノ神	大入川(146c)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町山ノ神	大入川(146d)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町初子	浜田川(148隣b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町上ノ山	冠崎川支川(6431)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町仁井迫	冠崎川支川(141)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町仁井迫	隣冠崎川(142隣)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町姥ヶ迫	冠崎川(142)	土石流	○	○	H29.9.7	479

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
阿賀	呉市阿賀町北迫	冠崎川(143a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町正田平	冠崎川(143b)	土石流	○	○	R5.5.25	800
阿賀	呉市阿賀町清水谷	川谷川(940)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町大崎	東浜田川(6435)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町大駿河	駿河川(145b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町長通	浜田川(148d)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町長通	浜田川(148隣a)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町御墓	東浜田川及び同右支川(148b)	土石流	○	○	H29.9.7	479
阿賀	呉市阿賀町東	東浜田川及び同右支川(148c)	土石流	○	○	H29.9.7	479
広	呉市広横路1丁目	広横路1丁目(1240-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	613
広	呉市広横路1丁目	広横路1丁目(1240-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	613
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目26(1012)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目21(1240)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目31(606)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目18(1235)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目28(607)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	広横路2丁目28(607-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路3丁目	広横路3丁目9(1241)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路3丁目	広横路3丁目16(1397)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路4丁目	広横路4丁目9(1013)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.3.23	510
広	呉市広横路4丁目	広横路4丁目10(1242)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路4丁目	広横路4丁目8(1396)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(605)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(605-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(605-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広1丁目	広大広1丁目2(1242-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広1丁目	大広西1丁目4(1243)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広1丁目	大広西1丁目11(1244)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広1丁目	広大広1丁目1(4950)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広2丁目	広大広2丁目9(1014)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広大広2丁目	広大広2丁目(1246)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	861
広	呉市広大広2丁目	広大広2丁目7(1393)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内1丁目	広石内1丁目10(1019-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内1丁目	広石内1丁目10(1019-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内1丁目	広石内1丁目10(1019-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内1丁目	広石内2丁目B(6355)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内3丁目	広石内3丁目16(1019,6365)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内3丁目	広石内3丁目2(1019-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内4丁目	広石内4丁目9(1020,5900)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広石内4丁目	広石内4丁目9(1020-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(4947-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(6355-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(6355-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町(6355-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広徳丸町	広徳丸町10(1272)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広徳丸町	広徳丸町6(4980)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.19	239
広	呉市広徳丸町	広徳丸町20(509,1018)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広徳丸町	広徳丸町19(509-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広徳丸町	広徳丸町8(509-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広三芦1丁目	広三芦1丁目7A(1021)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広三芦1丁目	広三芦1丁目1(1022)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広三芦1丁目	広三芦1丁目1(1398)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広三芦1丁目	広三芦1丁目7(4973)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広三芦2丁目	広三芦2丁目5(1015)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
広	呉市広三芦2丁目	広三芦2丁目(5901)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広吉松1丁目	広吉松1丁目5(1024)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.4.30	541
広	呉市広吉松1丁目	広吉松1丁目7(1248)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広吉松2丁目	広吉松2丁目14(1023)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広吉松2丁目	広吉松2丁目10(1247)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広吉松2丁目	広吉松2丁目10(1247-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広吉松2丁目	広吉松2丁目16(515-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広両谷2丁目	広両谷2丁目(1028)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広両谷2丁目	広両谷2丁目(1028-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広両谷2丁目	広両谷2丁目(5902)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広両谷3丁目	広両谷3丁目7(1026)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広両谷3丁目	広両谷3丁目7(1026-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目8(1249)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目21(1250)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目23(1400)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目3(4951-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目3(4951-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目15(6338-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	広白石3丁目15(6374-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目4(1029)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目4(1029-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目4(1029-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目9(1083)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目6(1251)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目6(1251-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目6(1251-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目17(4953)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目17(4953-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目17(4953-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目17(4953-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目(5903)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目(5903-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目16(508)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目16(508-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目16(508-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目(4401)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目12(524)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目12(524-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目11(604)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石4丁目	広白石4丁目11(604-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広白石4丁目16(508-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町白石免田老人ホーム裏(5897)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広町白石免田老人ホーム裏(5897-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目9(1031)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目9(1031-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目9(1031-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目12(1064)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目12(1064-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳3丁目	広白岳3丁目12(1064-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目10(1030)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目14(1032)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目14(1032-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目14(1032-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目14(1032-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目14(1032-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目6(1254)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	広白岳4丁目17(6322)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳5丁目	広白岳5丁目13(1253)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目6(1252)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目4(4954)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目4(4954-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳6丁目14-13	広白岳6丁目14(4955)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	885
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目(5898)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目(5898-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳6丁目	広白岳6丁目(6363)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.10.24	821
広	呉市広町	広白岳6丁目6(1252-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広白岳6丁目4(4954-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広白岳6丁目14(4955-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広白岳4丁目17(6322-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町	広白岳4丁目17(6322-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目(1033)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目14(1071)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目14(1071-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目9(1095)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目9(1095-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目9(1095-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目9(1095-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目18(1101)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目18(1101-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目14(4969)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目14(4969-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目(707)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目(707-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	広名田2丁目(707-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(1034)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(1034-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(1035)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	860
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(1035-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(1408)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(4970)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	広津久茂町(6362)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(1036)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(1037)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(1066)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(1255)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(1255-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(522)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜1丁目	広長浜1丁目(6390)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜2丁目	広長浜2丁目(1256)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜2丁目	広長浜2丁目(1256-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜2丁目	広長浜2丁目(4956)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜2丁目	広長浜2丁目(464)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	883
広	広長浜3丁目	広長浜3丁目(1038)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜3丁目	広長浜3丁目(1039)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜3丁目	広長浜3丁目(1039-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜3丁目	広長浜3丁目(1257)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜3丁目	広長浜3丁目(1258)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜4丁目	広長浜4丁目(1081)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜4丁目	広長浜4丁目(1081-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜4丁目	広長浜4丁目(4957)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1040)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1040-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1042)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1259)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1261)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1261-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1262)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1262-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(1278)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(6323)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
広	広長浜5丁目	広長浜5丁目(701)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1043)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1044)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1045)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1046-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1046-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1046-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1072)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	860
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1407)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1407-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(1407-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(6361)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(6361-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(6361-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	広小坪1丁目(6389)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪2丁目	広小坪2丁目(5895-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	先小倉川(2)	土石流	○		H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	先小倉川支川(2隣a)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広横路2丁目	先小倉川支川(2隣b)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	西横路川支川(4a)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	西横路川支川(4b)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	西横路川(4c)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	上横路川(5)	土石流	○		H29.11.2	589
広	呉市広横路2丁目	上横路川支川(5隣)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広横路3丁目	横路川(6)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路3丁目	東横路川(7)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路4丁目	中須賀川支川(8)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広横路4丁目	中須賀川(9)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広大広1丁目	中須賀川(6420)	土石流	○		H29.11.2	589
広	呉市広大広1丁目	大広西川(10)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広大広2丁目	大広川支川(11a)	土石流	○		H29.11.2	589
広	呉市広大広2丁目	大広川(11b)	土石流	○		H29.11.2	589
広	呉市広大広2丁目	大広川支川(11c)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広大広2丁目	真光寺川(60)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広石内1丁目	原組川(5004)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	小浜川支川(5001a)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広町	小浜川支川(5001f)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広町	小滝川(6419a)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広町	小滝川(6419b)	土石流	○	○	H29.11.2	589
広	呉市広町	広町川(6412)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広町	広町下川(6413)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	大津江川(6414)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広町	下大津江川(6415)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広町	段原川(6416)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	下段原川(6417)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	片山川(6418)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	片山川(6418隣)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広町	森川(19)	土石流			H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20a)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20b)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20c)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20d)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20e)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20隣a)	土石流	○	○	H21.3.30	331

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
広	呉市広町	荒采川(20隣b)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町	荒采川(20隣c)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広徳丸町	徳丸川支川(156)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広徳丸町	徳丸川(157)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広塩焼1丁目	北三坂地川(941)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広塩焼2丁目	北三坂地川(158)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159a)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159b)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159c)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159d)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159e)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159f)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159g)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159h)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159i)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159j)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159隣a)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159隣b)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159隣c)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広三芦2丁目	三坂地川(159隣d)	土石流	○	○	H29.11.2	588
広	呉市広町四本松	三坂地川(942)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町芦冠尻	芦冠川(160a)	土石流	○		R4.3.24	221
広	呉市広町四本松	芦冠川(160b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町四本松	芦冠川(160c)	土石流	○		H29.11.2	588
広	呉市広町吉松中谷	吉松川(161)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町吉松北谷	吉松川(161隣)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広吉松1丁目	両谷川(162隣3)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町吉松南谷	両谷川(162隣2)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町船上	両谷川(162隣1)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町両谷	中両谷川(163)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広町両谷	東両谷川(164a)	土石流	○		R3.3.25	320
広	呉市広町両谷	東両谷川(164b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町両谷	東両谷川(164c)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町両谷	両谷川(162a)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町両谷	両谷川(162b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石岡垣内	白石川(165)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広町白石奥川	白石川(166)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石東谷	白石川(166隣)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石東谷	白石奥川(944)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石峠	東白石奥川(945)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石峠	仁方川(946隣)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石峠	仁方川(946a)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	東白石川(943)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白石3丁目	白石奥川(944隣)	土石流	○	○	H29.11.2	587
広	呉市広白石4丁目	仁方川(946b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石免田	大坪川(167)	土石流	○		R5.6.22	885
広	呉市広町白石免田	大坪川(167隣)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石免田	中大坪川(948a)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石免田	中大坪川(948b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町白石免田	下大坪川(949)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町上福浦	福浦川(168a)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広町上福浦	福浦川(168b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町上福浦	福浦川第2支川(170)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町神開	福浦川(171)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町神開	福浦川第3支川(172)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町西福浦	福浦川支川(169)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町相生	福浦川(168c)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広白岳4丁目	福浦川(168d)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広町灘開	名田川(173)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町灘開	名田川(173隣)	土石流	○		H21.3.30	331

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
広	呉市広町灘山	第2名田川(174隣)	土石流	○		H21.3.30	331
広	呉市広名田2丁目	第2名田川(174)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広町灘山	下白岳川(6442)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	津久茂川支川(175)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広津久茂町	北津久茂川支川(952)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広黄幡町	広長浜川(6444)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広長浜1丁目	大盤川(176)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜1丁目	大盤川支川(176隣a)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広長浜1丁目	大盤川支川(176隣b)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広長浜1丁目	大盤川支川(176隣c)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜1丁目	大盤川支川(176隣d)	土石流	○		R4.3.24	220
広	呉市広長浜3丁目	胡子川(177)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜3丁目	胡子川支川(177隣)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜4丁目	長浜西川(178)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜4丁目	金時川(178隣a)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜4丁目	不老谷川(178隣b)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜5丁目	大東谷川(179a)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜5丁目	大東谷川支川(179b)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜5丁目	長浜東川(179隣)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広長浜5丁目	長浜東川(953)	土石流	○		H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	小坪川(181)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	小坪川支川(181隣)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	小坪西川(182a)	土石流	○	○	H21.3.30	331
広	呉市広小坪1丁目	小坪西川(182b)	土石流	○	○	R5.6.22	883
広	呉市広小坪1丁目	中小坪川(183a)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	中小坪川(183b)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	小坪川(954)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	西小坪境川(6445)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	西小坪川(6446)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪1丁目	小坪川(181隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	238
広	呉市広小坪2丁目	東小坪川(184a)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪2丁目	東小坪川(184b)	土石流	○	○	H29.11.2	586
広	呉市広小坪2丁目	東小坪川(955)	土石流	○	○	H29.11.2	586
仁方	呉市仁方町戸田西	仁方町戸田西4407(6368-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町戸田西	仁方町戸田西4313(6368)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町戸田東	戸田東3939(521)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町戸田東	戸田東3992(1264)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町16(1047)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町15(1047-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町12(1048)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町11(1049)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町4(1050)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町18(1050-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町17(1265)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	仁方皆実町6(6367)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町22(1266)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町25(1051)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町5(1102)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町3732(1052)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町14(1099)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町12(6366)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町10(6366-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町11(1267-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町11(1267-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町9(1267)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	859
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町8(1268)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町11(520-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	仁方錦町11(520)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町14(468)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町15(468-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町14(1085-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町14(1085)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町17(1054-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町17(1054)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町18(1053)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町20(1054-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町20(1054-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町19(1100)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町19(1100-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町31(6339-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町31(6339)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町34(4952)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町35(526)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町35(4952-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町35(4952-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町36(4952-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町29(1402-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	仁方西神町37(1402)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町3(526-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町3(609)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町6(1245-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町6(1245)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町15(1245-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町20(1245-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	仁方宮上町(526-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	716
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町26(516)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町27(516-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町16(612)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町18(612-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町8(1409)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	仁方中筋町8(5875)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目29(1269)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目28(1055)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目31(1055-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目31(1055-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目22(1056)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目28(1056-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目22(1056-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目19(6370)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目14(6370-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目13(6370-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目18(6370-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町1丁目	仁方本町1丁目11(1212)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目4(1057) 仁方本町2丁目6(1404)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目9(1058)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目10(1059)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.26	353
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目15(1270)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目15(1060)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目19(1061)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	仁方本町2丁目21(1094)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町A(706)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町6(518)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町28(518-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町24(5904)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町9(6375-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町17(6371)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町17(1405)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町16(527)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方大歳町	仁方大歳町16(527-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	仁方大歳町(527-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	716

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(527-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(527-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(527-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(519-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町	川尻越新開(527-5)	急傾斜地の崩壊	○		R3.3.25	323
仁方	呉市仁方町戸田東	戸田川(185)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方町戸田東	戸田東川(186)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方町戸田東	下戸田東川(956)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方皆実町	西皆実川(958)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方皆実町	西皆実川(958隣)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方皆実町	中皆実川(6449)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	中皆実川(6449隣)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	西皆実川(187)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方皆実町	皆実川(188)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方皆実町	皆実川(188隣)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	東皆実川(189)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	東皆実川(189隣)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	東皆実川2号(190)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	錦三川(191)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	錦三川支川(192)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	観音川支川(959隣)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方錦町	観音川(959)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	大畠川(193)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	錦川第二支川(194a)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方錦町	錦川第二支川(194b)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	丸石川(961)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	丸石川支川(961隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	丸石川支川(961隣b)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	丸石川支川(961隣c)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	神町川(195隣)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	神町川(195a)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方西神町	神町川(195b)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	宮上川(196隣a)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方西神町	宮上川(196隣b)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方宮上町	宮上川(196)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方宮上町	大津江川支川(198b)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	谷本池川(197)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	谷本池川(197隣)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方宮上町	大津江川支川(198a)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	西鍋石川(199a)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	西鍋石川(199b)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	西鍋石川(199c)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	西鍋石川(199d)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	塔ノ後川(200a)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	塔ノ後川(200b)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	滝野久保川(201)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	石休川(202)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方中筋町	船石川(203)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方中筋町	上中筋川(6451)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町1丁目	小田池北川(962)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町1丁目	汐入川支川(204)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町1丁目	汐入川第2支川(205)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町3丁目	大歳川支川(206)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町3丁目	大歳川第2支川(207)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町3丁目	大歳川(208)	土石流	○	○	H28.3.31	275

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
仁方	呉市仁方本町3丁目	西新開川(6452)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町3丁目	中新開川(6453)	土石流	○	○	H27.3.19	180
仁方	呉市仁方本町2丁目	西大歳下川(963隣1)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町2丁目	西大歳下川(963)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方本町2丁目	西大歳上川(964)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方大歳町	東大歳川(965)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方大歳町	宮原川(209)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方町	下中新開川(6454)	土石流	○	○	H28.3.31	275
仁方	呉市仁方町	上中新開川(6455)	土石流	○	○	H27.3.19	180
宮原	呉市青山町	青山町9(5916-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町3(5916-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町10(497)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町10(497-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町3(5916-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
宮原	呉市青山町	青山町3(5916-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
宮原	呉市青山町	青山町1(5916-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
宮原	呉市青山町	青山町5(1318-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町5(1318-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市青山町	青山町4(1318-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
宮原	呉市青山町	青山町2(1318-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	278
宮原	呉市昭和町	昭和町4(1197-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市昭和町	昭和町6(1324-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市昭和町	昭和町6(1324-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市昭和町	昭和町6(1324-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市昭和町	昭和町1(4935-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目14(882)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目14(909)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目15(910)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目13(5872)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目13(911)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目12(913)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	宮原1丁目6(914)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原2丁目	宮原2丁目8(1069)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.1.28	65
宮原	呉市宮原2丁目	宮原2丁目9(1069-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原2丁目	宮原2丁目5(1318)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原2丁目	宮原2丁目1(5916)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原3丁目	宮原3丁目1(4931)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原3丁目	宮原3丁目17(883)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原3丁目	宮原3丁目17(1084)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原3丁目	宮原3丁目3(915)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原3丁目	宮原3丁目7(917)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原4丁目	宮原4丁目13(1180) 宮原4丁目12(1181)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原4丁目	宮原4丁目12(1181-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原6丁目	宮原6丁目8(1185-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原6丁目	宮原6丁目5(920)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原6丁目	宮原6丁目6(1062)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原6丁目	宮原6丁目6(1062-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原6丁目	宮原6丁目8(922)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目11(1187)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目11(1188)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目12(1189)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目12(1189-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目13(5925)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目10(1186)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目10(1186-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目10(1186-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目6(923)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目4(5921)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目4(4934)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	宮原7丁目13(1190)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目8(924)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目7(924-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目10(1192)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目10(1192-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	882
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目4(1191)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	276
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目4(1191-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.3.31	276
宮原	呉市宮原8丁目	宮原8丁目10(4963-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原9丁目	宮原9丁目8(4963)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目11(6330)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目9(6330-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目11(926)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目5(499)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目11(499-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	宮原10丁目13(1082)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原11丁目	宮原11丁目6(927)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原11丁目	宮原11丁目13(1068)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原11丁目	宮原11丁目12(1193)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.7.11	476
宮原	呉市宮原11丁目	宮原11丁目11(1194)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目6(929)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目4(6324)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目13(6324-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目4(6324-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目1(6324-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	宮原12丁目2(6324-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目6(930) 坪/内町10(1196)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.7.11	476
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目9(931)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	217
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目9(931-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目12(933)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目3(933-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目5(933-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	882
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目16(500)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目17(500-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目17(500-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目14(934)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	宮原13丁目1(4936-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市室瀬町	室瀬町2(1182)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町16(4933)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町15(4933-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町12(4933-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町18(4933-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町7(1183)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町20(1183-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町8(1183-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町8(1183-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町6(6341)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町3(916)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町5(1184)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町6(919)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬町15(912)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町7(921) 神原町20(5881)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町21(5881-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町21(1320)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町6(1320-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町6(1320-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町21(1320-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町6(1320-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町6(1185)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町14(919-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町14(919-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
宮原	呉市神原町	神原町16(919-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町16(919-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町16(919-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町13(4967)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町13(4967-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町22(5924)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町22(5924-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原町1(918)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原村	宮原村(5924-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市船見町	船見町1(4935)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町2(1197)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町4(1324-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町2(928)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町2(928-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町2(503)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市船見町	船見町4(1324)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.25	322
宮原	呉市船見町	船見町4(6324-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市坪ノ内町	坪ノ内町1(4936)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市坪ノ内町	坪ノ内町1(4936-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原1丁目	休川(19a)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原1丁目	休川(19b)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	小原川(122)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原7丁目	南小原川(934)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市宮原9丁目	ホタ谷川(123a)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	清田川(123b)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	洗川(125隣)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	洗川(125a)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	洗川(125b)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原10丁目	洗川(125c)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	岡田川(126)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原12丁目	西岡田川(6425)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	湯垣川(127)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	湯垣川(127隣)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	湯垣見川(128a)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	湯垣見川(128b)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	青畑川(936a)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市宮原13丁目	青畑川(936b)	土石流	○	○	H28.3.31	276
宮原	呉市室瀬町	室瀬大谷川(117a)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬大谷川(117b)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	室瀬川(118)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市室瀬町	谷ノ渡川(119)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	権暮ヶ谷川(121a)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原川(121b)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原川支川(121c)	土石流	○	○	H28.3.31	273
宮原	呉市神原町	神原川(121d)	土石流	○	○	H28.3.31	273
天応	呉市天応福浦町	天応福浦町8(766)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応福浦町	天応福浦町5(1103)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応福浦町	天応福浦町12(1104)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応福浦町	天応福浦町10(1105)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応伝十原町	天応伝十原町10(767) 天応伝十原町9(1106)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応伝十原町	天応伝十原町3(768)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応伝十原町	天応伝十原町3(768-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応伝十原町	天応伝十原町12(1290)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応伝十原町	天応伝十原町12(1290-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条1丁目	天応西条1丁目4(4916) 天応西条1丁目(6358)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条1丁目	天応西条1丁目(6358-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条2丁目	天応西条2丁目13(6334)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目21(446)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目23(447)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目26(769)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目25(1107)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目12(1291)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目20(1292)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.25	324
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目24(1293)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	708
天応	呉市天応西条3丁目	天応西条3丁目16(5863)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条4丁目	天応西条4丁目27(613-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条4丁目	天応西条4丁目4(581)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応西条4丁目	天応西条4丁目27(613)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応東久保1丁目	天応東久保1丁目8(492)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応東久保1丁目	天応東久保1丁目12(1108)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応東久保2丁目	天応東久保2丁目7(1294)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応東久保2丁目	天応東久保2丁目8(1295)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応東久保2丁目	天応東久保2丁目4(1296)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応宮町	天応宮町1(770) 天応南町1(772) 天応塩谷町7(1110)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応宮町	天応宮町8(1086)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応宮町	天応宮町7(1280)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町13(771) 天応塩谷町12(1090)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	865
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町7(1109)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町10(1373)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町8(4979)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町10(5864)	急傾斜地の崩壊	○	○	H24.12.10	930
天応	呉市天応塩谷町	天応塩谷町(1373-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	616
天応	呉市天応町	福浦川(86)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応伝十原町	伝十原川(87)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	伝十原川(87隣)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応西条3丁目	背戸の川右支溪(6401a)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応西条3丁目	背戸の川右支溪(6401b)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応西条4丁目	大屋大川(92隣b)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	大屋大川(92隣c)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	大屋大川(92隣e)	土石流	○	○	R5.4.27	708
天応	呉市天応町	大屋大川(92隣a)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	背戸川支川(90a)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	背戸川支川(90b)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	背戸川支川(90c)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	背戸川支川(90d)	土石流	○	○	R2.7.16	839
天応	呉市天応町	背戸川支川(90e)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	背戸川支川(90f)	土石流	○	○	R2.3.26	355
天応	呉市天応東久保1丁目	池之川(93)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応東久保1丁目	塩谷川(94a)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応東久保1丁目	塩谷川(94b)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応東久保2丁目	大屋大川(92隣f)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応東久保2丁目	大屋大川(92隣g)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応東久保2丁目	大屋大川(92隣h)	土石流	○	○	R5.4.27	708
天応	呉市天応町	大屋大川(92隣i)	土石流	○	○	R2.12.24	1273
天応	呉市天応町	山の垣内川(92隣d)	土石流	○	○	R1.5.23	385
天応	呉市天応町	塩谷川左支溪(6402)	土石流	○	○	R1.5.23	385
昭和	呉市栃原町	栃原町152(2939-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町(2939-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町292-1(2940-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町(4402-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町586(4402-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町287(2940-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栃原町	栃原町1401(6400)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栃原町	応和(2917)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市栞原町広田	広田242(2940-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町広田	広田(2940-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町小越原	馬越ヶ原(2940-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町小越原	小越原B(2940)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町小越原	中倉(2939)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町小越原	中倉(2939-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町小菅	小菅(2940-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町西谷	西谷(2916)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町西谷	西谷(4402)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町西谷644	西谷644(6404)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町東谷	東谷A(2942)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町東谷1153-3	東谷1153(6405)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町東谷1264	東谷1264(708)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.9.22	499
昭和	呉市栞原町東谷1285	東谷1285(4384)	急傾斜地の崩壊	○	○	H16.3.29	499
昭和	呉市栞原町峠	峠(2940-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町	苗代町(0483-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町	苗代町(0483-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町	苗代町2152(4385)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町	苗代町702-9(478-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町	苗代町611(4907)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町	苗代町611-30(4907-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町岡条	岡条(2914)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町下条	苗代町下条1383(6403)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町下条	下条1434(0483)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町下条	苗代町下条(0483-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町下条	下条(2930)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町原条	原条A(2931)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町原条	原条B(2932)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町原条	多賀雄神社(2933)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	上条A(2935)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	上条E(2936-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	上条C(2937)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	上条D(2938)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	苗代町上条C(6401)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	苗代町上条D(6401-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	苗代町上条(2936-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町上条	戸石(478-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町上条	戸石(2936)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町上条	戸石山700(478)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町上条	戸石山(478-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町西条	西条(5870)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町西条	苗代町西条(0485-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町西条	西条1387(0484)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町西条	西条(0485)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町西条	西条(0487)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市苗代町西条	西条(2934)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ツ石町	焼山中央6丁目1(4908-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ツ石町	焼山中央6丁目1(4908-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ツ石町	焼山中央6丁目1(4908-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	焼山中央6丁目1(4908-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山南1丁目(1365-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山中央6丁目1(4908-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山南1丁目7(1365-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山南1丁目11(1365-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山南2丁目1(1365-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山南1丁目	焼山南1丁目(6349)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山南2丁目	焼山南2丁目3(1365-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山南2丁目	焼山南2丁目1(1365)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目19(6326)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目19(6326-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目21(6326-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目15(6326-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目10(6326-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目14(6348)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山1丁目	焼山中央6丁目1(4908-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市神山1丁目	神山1丁目D(6350)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市神山2丁目	神山2丁目1(6348-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山2丁目	神山2丁目2(6348-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山2丁目	神山2丁目8(6348-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山2丁目	神山2丁目7(6348-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市神山3丁目	焼山中央6丁目1(4908-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市神山3丁目	焼山中央6丁目1(4908-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込1丁目	押込1丁目10(1006)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込1丁目	押込1丁目5(4903)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込2丁目	押込2丁目1(1346)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込2丁目	押込2丁目(1346-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込2丁目	押込2丁目(1346-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込2丁目	押込2丁目(1346-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込3丁目	押込3丁目12(4971)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込3丁目	押込3丁目(4971-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込3丁目	押込3丁目(4971-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込4丁目	押込4丁目(4971-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込5丁目	押込5丁目(0480-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込5丁目	押込5丁目(0480-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目(0482-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目(0480-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目(0480-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目(0480-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目17(0480)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目19(0481)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込6丁目	押込6丁目12(0482)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込西平町	押込西平町(1006-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込西平町	押込西平町(1006-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込西平町	押込西平町(1006-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込西平町	押込西平町(1006-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込町	押込町(0480-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市押込町	押込町(4903-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山泉ヶ丘1丁目	焼山泉ヶ丘1丁目(5876)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山泉ヶ丘1丁目	焼山泉ヶ丘1丁目(5876-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山泉ヶ丘2丁目	焼山泉ヶ丘2丁目(5876-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北1丁目	焼山北1丁目14(6335)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北1丁目	焼山北1丁目(6335-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北1丁目	焼山北1丁目(6359)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北1丁目	焼山北1丁目(1366-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(4904-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(1347-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(1347-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北2丁目	焼山北2丁目(1347-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-7)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-10)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-13)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目21(1347)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目(1347-2)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山北3丁目	焼山北3丁目41(1366)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目19(1001)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-3)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-4)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東1丁目	焼山東1丁目(5892-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東2丁目	焼山東2丁目(5892-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東2丁目	焼山東2丁目(5892-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東4丁目	焼山東4丁目(5893-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東4丁目	焼山東4丁目(5893-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東4丁目	焼山東4丁目(5893-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山東4丁目	焼山東4丁目(5893)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央3丁目	焼山政畝3丁目4(1363-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央3丁目	焼山中央3丁目(5893-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央4丁目	焼山中央6丁目1(4908-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央5丁目	焼山政畝3丁目4(1363-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央6丁目	焼山中央6丁目1(4908-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央6丁目	焼山中央6丁目1(4908)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝1丁目	焼山政畝2丁目8(1362-2)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝1丁目	焼山政畝2丁目8(1362-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝1丁目	焼山政畝2丁目8(1362-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝1丁目	焼山政畝2丁目8(1362-5)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝2丁目	焼山政畝2丁目8(1362)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝2丁目	焼山政畝2丁目4(4910)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝3丁目	焼山政畝2丁目8(1362-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝3丁目	焼山政畝3丁目4(1363)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山政畝3丁目	焼山政畝3丁目4(1363-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫1丁目	焼山宮ヶ迫1丁目(4904)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫1丁目	焼山宮ヶ迫1丁目(4904-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫1丁目	焼山宮ヶ迫1丁目(4904-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫1丁目	焼山宮ヶ迫1丁目(4904-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	焼山宮ヶ迫2丁目(4904-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	焼山宮ヶ迫2丁目(0619)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	焼山宮ヶ迫2丁目(0619-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	焼山宮ヶ迫2丁目(0619-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	焼山宮ヶ迫2丁目9(4905)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目20(4900)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目20(4900-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目(1352-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目11(0615-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目17(1351)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目17(1351-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目23(1352)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山此原町8(4913-2)	急傾斜地の崩壊	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目11(0615)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目(1352-6)	急傾斜地の崩壊	○		H31.3.18	198
昭和	呉市焼山西1丁目	焼山西1丁目(1352-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山西2丁目	焼山西2丁目7(4911)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西2丁目	焼山西2丁目7(4911-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目12(6391)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目13(1275)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目13(1275-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目17(1349)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目10(1350)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目10(1350-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目A(6346)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目(6346-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目(6346-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目(6346-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目(6346-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目(6346-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目23(1352-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目23(1352-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目23(1352-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目23(1352-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目鍋土(0589)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目鍋土(0589-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	618
昭和	呉市焼山西3丁目	天心西条4丁目(613-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	617
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目8(4913-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目16(1353)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目19(0614)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目ひばりヶ丘1丁目(4915-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目ひばりヶ丘1丁目11(4901)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目ひばりヶ丘1丁目16(1354)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目ひばりヶ丘1丁目10(1355)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目6(1356)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目13(4912)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘3丁目10(1361-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘3丁目10(1361-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘3丁目10(1361)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目6(1356-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目10(1357)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目12(1358)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘1丁目5(4902)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目4(4914)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目12(1359)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目12(1359-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目12(1359-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目8(1360)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西3丁目松ヶ丘2丁目8(1360-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	荒蒔川(13a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	荒蒔川(13b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	荒蒔川(13c)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	荒蒔川(13d)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	広田川(14a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	広田川(14b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	広田川(14c)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	広田川(14隣)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市焼山西3丁目	二瀬川(5004)	土石流	○	○	H31.3.18	201

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市栞原町	東谷川(6463)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	二瀬川左支溪1(6464)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	神山1(6465)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	神山1(6465隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	神山1(6465隣b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	荒蒔川(12a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	荒蒔川(12b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	東谷川(27a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	東谷川(27b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	東谷川支川(27隣)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	焼の川(28a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町	焼の川(28e)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市栞原町小菅下	神山1(6465隣c)	土石流	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市栞原町小菅下	神山1(6465隣d)	土石流	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市苗代町	掃部城(11)	土石流	○		H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代2(75)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	苗代西条(5003a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(5003b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(6429a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(6429b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代(6430)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	鎌ヶ原川右支溪(6444)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	鎌ヶ原川右支溪(72)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(71)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	苗代西条(69a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(69b)	土石流	○		H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(69c)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(69d)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	下条川(26)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	下条川(26隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	下条川(26隣b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	下条川(26隣c)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	鎌ヶ原川(6445a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	鎌ヶ原川(6445b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	鎌ヶ原川(6445c)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市苗代町	原垣内川右支溪(6453b)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣b)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣c)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣d)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣e)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣f)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣g)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣h)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣i)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣j)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣k)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣l)	土石流	○	○	R1.12.26	982
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6431隣m)	土石流	○	○	R1.12.26	982
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6432)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6433)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6433隣)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	原垣内川右支溪(6454)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	原垣内川右支溪(6455)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	原垣内川右支溪(6456)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	原垣内川右支溪(6457)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	焼山東(6458)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市苗代町	苗代西条(70)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町	苗代西条(70隣)	土石流	○	○	H31.3.18	201



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市苗代町	呉地川左支溪(6434隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	201
昭和	呉市苗代町、安芸郡熊野町	呉地川左支溪(6434隣b)	土石流	○	○	H31.3.18	202
昭和	呉市苗代町、安芸郡熊野町	呉地川左支溪(6435)	土石流	○		H31.3.18	202
昭和	呉市苗代町、安芸郡熊野町	呉地川(6436)	土石流	○	○	H31.3.18	202
昭和	呉市苗代町、安芸郡熊野町	呉地川左支溪(6434)	土石流	○	○	H31.3.18	202
昭和	呉市苗代町上条	苗代2(6462)	土石流	○	○	H17.3.31	514
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(16a)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(16b)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(16c)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(16隣1)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(16隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山三ッ石町	三ッ石川(16隣3)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ッ石町	三ッ石(77)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ッ石町	三ッ石(78隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山三ッ石町	三ッ石(78隣2)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市神山1丁目	三ッ石(77隣)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市神山1丁目	三ッ石(78)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市神山1丁目	神山川(15隣)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	神山川(15)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	神山2(76)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	神山3(5005)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	神山3(5005隣a)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	神山3(5005隣b)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	二瀬川右支溪1(6460)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	二瀬川右支溪2(6461a)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	二瀬川右支溪2(6461b)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市押込西平町	二河川支川(68隣b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込西平町 広島市安芸区矢野町	二河川支川(68隣c)	土石流	○		H31.3.18	200
昭和	呉市押込町	二河川支川(68隣d)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68隣e)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68c)	土石流	○		H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68d)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68e)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	二河川支川(68隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	小田川左支溪(6438)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6439)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6440)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6441)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6442)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣b)	土石流	○		R2.12.24	1270
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣c)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣d)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣e)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣f)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣g)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6446隣h)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6447a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6447b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川左支溪(6447c)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6443a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6443b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込町	鎌ヶ原川右支溪(6443隣)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市押込6丁目	呉地川左支溪(71隣)	土石流	○		R2.9.3	978
昭和	呉市焼山町 広島市安芸区矢野町	二河川支川(9隣)	土石流	○	○	H31.3.18	200

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市焼山町	二河川支川(9a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	二河川支川(9b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	二河川支川(9c)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	二河川支川(9d)	土石流	○		R2.12.24	1270
昭和	呉市焼山町	二河川支川(6452隣)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	槇原川支川(6427a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	槇原川支川(6427b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	槇原川支川(6427c)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	槇原川支川(6428)	土石流	○		R2.3.26	356
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣a)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣b)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣c)	土石流	○		H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣d)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山東2丁目	大道田(73隣e)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣f)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣g)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣h)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	大道田(73隣i)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山東4丁目	大道田(73)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	梅ノ木(74a)	土石流	○		R3.3.25	321
昭和	呉市焼山町	梅ノ木(74b)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	梅ノ木(74c)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	梅ノ木(74隣)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	二瀬川(6459)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山中央4丁目	三石川(6468隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央4丁目	三石川(6468隣2)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山中央4丁目	三石川(6468隣3)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三石川(6468)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(6466)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	三ッ石川(6467)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	奥条川支川(6425)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山宮ヶ迫2丁目	二河川支川(67)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	西小屋川支川(6426)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	奥条川支川(6422)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	奥条川支川(6423)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	奥条川支川(6424a)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	奥条川支川(6424b)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山西1丁目	打田川左支溪(65隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西1丁目	打田川左支溪(65隣2)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	打田川左支溪(65)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	打田川右支溪(6411)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	打田川右支溪(6411隣)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	打田川右支溪(6412)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西(66)	土石流	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西(66隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西(66隣2)	土石流	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西(6420)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山西3丁目	焼山西(6420隣)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	大屋大川(92隣j)	土石流	○	○	R1.5.23	386
昭和	呉市焼山町	大屋大川(92)	土石流	○		R2.12.24	1271
昭和	呉市焼山町	原垣内川(6452)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	原垣内川右支溪(6453a)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	原垣内川右支溪(6453隣)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	山/垣内川(6417a)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	山/垣内川(6417b)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	山/垣内川(6417c)	土石流	○		H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	山/垣内川(6417隣)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	寺尾川(6418)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	寺尾川(6418隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	寺尾川(6418隣2)	土石流	○	○	H20.3.27	322

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
昭和	呉市焼山町	寺尾川(6418隣3)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山(6415)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山(6416a)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山(6416b)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山(6416c)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山(6416d)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	焼山西(6421)	土石流	○	○	H31.3.18	196
昭和	呉市焼山町	焼山西(6421隣)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	西小屋川(8a)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	西小屋川(8b)	土石流	○	○	H31.3.18	199
昭和	呉市焼山町	打田川(6419a)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	打田川(6419b)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	打田川(6419隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	打田川(6419隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山此原町	滝向川(6隣)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山此原町	此原(64隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山此原町	此原(64隣3)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	此原(64)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	此原(64隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山ひばりヶ丘町	滝向川(6)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山ひばりヶ丘町	滝向川左支溪(63隣)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	滝向川左支溪(63)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	二河川(6410隣)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	桜ヶ丘(6469)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山松ヶ丘2丁目	桜ヶ丘(6469隣1)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	桜ヶ丘(6469隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	桜ヶ丘(6469隣3)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	二河川左支溪(6470隣1)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	二河川左支溪(6470隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山町	二河川左支溪(6470隣3)	土石流	○	○	H31.3.18	198
昭和	呉市焼山桜ヶ丘2丁目	政畝川(18)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山桜ヶ丘3丁目	焼山川(17)	土石流	○	○	H20.3.27	322
昭和	呉市焼山町	焼山川(17隣1)	土石流	○	○	H31.3.18	197
昭和	呉市焼山町	焼山川(17隣2)	土石流	○	○	H31.3.18	197
郷原	呉市郷原町空条	空城558(6394)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町岡条	岡条870(1273)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町岡条	岡条A(1273-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町岡条	岡条B(1273-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町岡条	岡条1946(0705)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町神田	神田A(2924)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町神田	神田A(2924-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町神田	神田B(2925)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町神田	神田2128(0505)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷D(2923-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷E(2923-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	郷原町惣引谷332(5939)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷A(5939-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷B(5939-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	郷原町惣引谷332(5939-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷(6336)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町惣引谷	惣引谷C(6336-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑E(2923-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑A(2918-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑B(2919-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑B(2919-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑B(2919-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑B(2919-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑B(2919-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	畑ヶ迫A(2920-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	畑ヶ迫A(2920-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	畑ヶ迫A(2920-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	畑ヶ迫A(2920-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	畑ヶ迫A(2920-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑C(2922)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑	桑畑D(2923)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町桑畑字畑ヶ迫	畑ヶ迫A(2920)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	長谷(2915)	急傾斜地の崩壊	○	○	H20.3.27	322
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町長谷	郷原町長谷(0620-14)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町芋福	芋福1527(0507)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町芋福	芋福A(0507-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町芋福	芋福(2927)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町山田	山田(2928-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町山田	山田(2928-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町山田	山田(2928-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町山田	山田(2928-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町土休	土休A(6336-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町土休	土休(6354)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町土休	土休B(6354-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町二夕瀬	二夕瀬2539(6364)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町大積	大積4283(1391)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町大積	大積4335(1411)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町大積	大積(2929)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町畑	畑A(0506-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町畑	畑B(0506-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町畑	畑C(0506-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町畑	畑D(0506-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町隠地	隠地6545(1389)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.5.25	799
郷原	呉市郷原町隠地	隠地(5887)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町隠地	隠地6462(6402)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町渡川	渡川(2926)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町渡川	渡川A(2926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町渡川	渡川B(2926-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町鷹犬原	鷹犬原(2927-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市学びの丘1丁目	学びの丘一丁目A(2927-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市学びの丘1丁目	学びの丘一丁目B(2927-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市学びの丘1丁目	学びの丘一丁目C(2927-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市学びの丘1丁目	学びの丘一丁目D(2927-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市学びの丘2丁目	学びの丘二丁目(2927-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	南空条川支川(66a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	南空条川(66b)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	空条川(67)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	岡条川支川(65a)	土石流	○	○	H18.3.27	349

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
郷原	呉市郷原町	岡条川支川(65b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	岡条川(65c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	長谷川支川(6404a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	長谷川支川(6404b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	横尾川支川(6404隣a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	長谷川支川(6404隣b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町 東広島市黒瀬町津江	惣引谷川支川(6404隣e)	土石流	○	○	R1.12.26	983
郷原	呉市郷原町 東広島市黒瀬町津江	惣引谷川支川(6404隣f)	土石流	○	○	R1.12.26	983
郷原	呉市郷原町 東広島市黒瀬町津江	惣引谷川支川(6404隣g)	土石流	○	○	R1.12.26	983
郷原	呉市郷原町 東広島市黒瀬町津江	惣引谷川(6404隣h)	土石流	○	○	R1.12.26	983
郷原	呉市郷原町 東広島市黒瀬町津江	惣引谷川支川(6404隣i)	土石流	○	○	R1.12.26	983
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣j)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣k)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣l)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	惣引谷川支川(6404隣m)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	山王川支川(16a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	山王川支川(16b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	山王川支川(16c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	山王川(16d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	柿の木谷川支川(6403a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	柿の木谷川支川(6403b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	柿の木谷川(6403c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	柿の木谷川支川(6403隣)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	下条谷(6478)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	下条谷(6478隣)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	二光川(6400)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	東長谷川支川(6400隣a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	東長谷川支川(6400隣b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	東長谷川支川(6400隣c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	東長谷川支川(6400隣d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	団地川(6402a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	団地川(6402b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	団地川(6402c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	茶折川(6402隣)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44a)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44b)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44e)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44f)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44g)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川(44h)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	畑迫川支川(44隣a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	畑迫川(44隣b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣e)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣f)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣g)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣h)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣i)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣j)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣k)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	西長谷川支川(44隣l)	土石流	○	○	R1.12.26	982

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
郷原	呉市郷原町	坂根川(12)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	下二夕瀬川(5002a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	下二夕瀬川(5002b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積山川(6409)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	上二夕瀬川(6410)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	中二夕瀬川(6411)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	森池川(15a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	森池川(15b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	森池川(15c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	山田川(61)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	土休川(62隣a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	土休川(62隣b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	土休川(62)	土石流	○	○	H18.3.27	349
郷原	呉市郷原町	大積川(13a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川(13b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川支川(14)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川支川(14隣a)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川支川(14隣b)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川支川(14隣c)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川(14隣d)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川(14隣e)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大積川(14隣f)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	東大積川(5003)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	大谷川(17)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	野呂山川(6405)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	松原川(6406)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	松原川(6406隣)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	上相ヶ谷川(6407)	土石流	○	○	R1.12.26	982
郷原	呉市郷原町	相ヶ谷川(6408)	土石流	○	○	R1.12.26	982
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	見戸代(765)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	三之瀬(6686)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	町新開2087(6690)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島3395(728)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島3395(728-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島3395(728-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島3395(728-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	野迫(6677)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	仕方(6682)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	三之瀬302(6683)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	丸谷(1544)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.3.23	512
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	御坊迫(1545)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下城(1547)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	清福(1549)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	清福(1549-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	清福(1549-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉(1551-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	谷新開(1556)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	柳谷(1557)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	上明神嶽(1562)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	見戸代(5035)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	野迫(5036)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	岡谷(5037)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	梅崎(5039)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	見戸代(5040)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島見戸代(6989)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	町新開(6690-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	619
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	丸谷(1544-1)	急傾斜地の崩壊	○		R2.5.28	619
下蒲刈	呉市下蒲刈町三之瀬	三之瀬(1541)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(737)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵971半田(6684)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵3618(6685)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵西(1540)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.12.24	1275
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵民宿杉ノ(6991)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	宇都迫(6671)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	田ノ尻(6672)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	田ノ尻(6672-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6673)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6673-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6676)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6676-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6676-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(6676-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(726)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	大地蔵(727)	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	田ノ尻(6672-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	619
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉川(6465隣a)	土石流	○		H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉川(6465隣b)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉川(6465隣c)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	住吉川(6465隣d)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	白崎川(6457)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	仕方川(6457隣)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	立石川(6459隣)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	岡谷川(5077)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	半田谷川(636)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島大川(636隣a)	土石流	○		H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島大川(636隣b)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島大川(636隣c)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	下島大川(636隣d)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	梅崎川(640)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	半田川(977)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	半田川(977隣)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町下島	柳谷川(979)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	東大地蔵川(983)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	東大地蔵川(983隣a)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	東大地蔵川(983隣b)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	平原川(984)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	東宇都迫川(5079)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	西宇都迫川(6460)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	中田ノ尻川(6462)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	中田ノ尻川(6462隣)	土石流	○	○	H30.6.28	526
下蒲刈	呉市下蒲刈町大地蔵	東田ノ尻川(6463)	土石流	○	○	H30.6.28	526
川尻	呉市川尻町小用	小用1020(9759-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用E(2446)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用E(2446-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用G(2448) 小用一丁目B(5468)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用G(2448-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用G(2448-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用H(2449)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用一丁目A(0938)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用一丁目17(9760)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用一丁目17(9760-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用一丁目17(9760-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用I(2450)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用I(2450-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用二丁目13(9761)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用二丁目13(9761-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用A(2442-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用C(2444)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用C(2444-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用C(2444-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用D(2445)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用D(2445-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町寒風	小用I(2450-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町寒風	小用H(2449-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町寒風	小用H(2449-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	東二丁目16(1722)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	東二丁目16(1722-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	東二丁目16(1722-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	向田(9747)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	向田(9747-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	向田(9747-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	向田(9747-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東2丁目	向田(9747-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町東3丁目	久俊二丁目5(1719-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町縄繰	向田(9747-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町縄繰	向田(9747-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久筋1丁目	久俊一丁目4(1720) 久俊一丁目2(1721)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久筋2丁目	向田(9747-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久筋3丁目	森一丁目14(6395-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久俊2丁目	久俊二丁目5(1719) 久俊(2451)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久俊2丁目	久俊(2451-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久俊2丁目	久俊(2451-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町久俊3丁目	森一丁目14(6395-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町岩戸	西三丁目11(6394-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	沖田(2452)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	沖田(2452-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	西三丁目(6392)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	西三丁目(6392-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	西三丁目(6392-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西3丁目	西三丁目11(6394)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西4丁目	西四丁目(5471)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西4丁目	西四丁目11(6393)	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.25	315
川尻	呉市川尻町西4丁目	沖田(2452-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西5丁目	柳迫B(1715-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(6391)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	884
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(1729-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(1729-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(1729-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(2462-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(2462-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(2462-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	西六丁目5(1106)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	西六丁目5(1106-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
川尻	呉市川尻町西6丁目	西六丁目5(1106-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	西六丁目5(1106-3)	急傾斜地の崩壊	○		H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町西6丁目	小仁方(2462-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	620
川尻	呉市川尻町原山1丁目	原山一丁目(5469)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町原山1丁目	原山一丁目(5469-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町原山1丁目	原山一丁目(5469-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町原山1丁目	原山一丁目(5469-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町原山3丁目	原山三丁目2(1712)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山三丁目2(1712-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町後懸	原山一丁目(5469-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町川尻	川尻517(9757-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町柳迫	川尻517(9757)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町柳迫	柳迫A(1714)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町川尻	柳迫A(1714-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町岩戸	柳迫B(1715)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	原山一丁目(5469-1)	急傾斜地の崩壊	○		H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	森一丁目13(1718)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	森一丁目13(1718-1)	急傾斜地の崩壊	○		H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	森一丁目13(1718-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	森一丁目14(6395)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森1丁目	森一丁目14(6395-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	柳迫(2454) 森四丁目(9750)	急傾斜地の崩壊	○		H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	柳迫(2454-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	柳迫(2454-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	柳迫(2454-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目6(1713)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目6(1713-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目8(9758)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目8(9758-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目15(9756)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目15(9756-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目15(9756-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目15(9756-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目16(1717)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目16(1717-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目17(1716)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目17(1716-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目17(1716-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目17(1716-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目17(1716-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目18(9755-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目18(9755-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	森四丁目18(9755-18)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町森4丁目	後懸(2453)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-14)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-15)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-16)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷(9755-17)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町向田	小仁方(2455)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(1729)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(9748)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2459-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2459-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2459-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2460)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2460-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2460-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2462)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(2462-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方	小仁方(6391)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方(2459-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目(5472)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目(5472-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目5(9753)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目5(9753-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目5(9753-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目6(9752)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目6(9752-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目8(9751)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目8(9751-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目8(9751-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目8(9751-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目8(9751-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一丁目9(1723)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方二丁目(5473)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町川尻	小仁方小用(2457)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町川尻	小仁方小用(2457-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H22.3.23	219
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用川(216a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用川(216b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用1丁目	小用川(216c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用川(216隣)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	竜王川(217)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	竜王川(217隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	竜王川(217隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	東竜王川(218)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用1号(1018)	土石流	○	○	R2.12.24	1272
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用1号(1018隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用1号(1018隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用2号(5113)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小用2丁目	小用2号(5113隣)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町東2丁目	東1号(7514隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町東2丁目	東1号(7514隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町東2丁目	東1号(7514隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町寒風	東1号(7514隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町寒風	東1号(7514隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	久筋川(214)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	久筋川支川(1016a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	久筋川支川(1016b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	久筋川支川(1016c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213c)	土石流	○	○	R2.3.19	242

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大戈川(213隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大才川支川(215a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大才川支川(215b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大才川支川(215隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋	大才川支川(215隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町縄繰	久筋川支川二号(7513)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町縄繰	久筋川支川二号(7513隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町縄繰	久筋川支川二号(7513隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町縄繰	久筋川支川二号(7513隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋2丁目	久筋川支川二号(7513隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋2丁目	久筋川支川二号(7513隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久筋2丁目	久筋川支川二号(7513隣f)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212f)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町久俊	小川(212隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山1丁目	光明寺川支川(1013隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山1丁目	光明寺川支川(1013隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山1丁目	光明寺川(211)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山2丁目	東江の川(7507)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山3丁目	江の川(210)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町原山3丁目	江の川支川(1012隣)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町柳迫	江の川支川(1012)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川(210隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川(210隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川(210隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町後懸	江の川支川二号(7503隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森1丁目	光明寺川支川二号(1014)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森1丁目	光明寺川支川(1013)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	江の川支川三号(7504)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	江の川支川四号(7505)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	江の川支川四号(7505隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	江の川支川四号(7505隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	江の川支川五号(7506)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	西三号(7510隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	西三号(7510隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	西四号(7511隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	西四号(7511隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町森4丁目	西四号(7511隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷二号(7501)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷三号(7502)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	西三号(7510隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	小仁方一号(7508隣i)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	小仁方一号(7508隣j)	土石流	○	○	R2.3.19	242

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
川尻	呉市川尻町才野谷	小仁方一号(7508隣k)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	小仁方一号(7508隣l)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町才野谷	才野谷一号(7500隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西4丁目	森一号(1011)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西4丁目	西五号(7512)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西四号(7511a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西四号(7511b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西四号(7511隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西5丁目	西三号(7510隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西6丁目	西一号(5111)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西6丁目	西一号(5111隣)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町西6丁目	西二号(7509)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508隣c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508c)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	小仁方一号(7508f)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方1丁目	西一号(5111隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣b)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣d)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣e)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣g)	土石流	○	○	R2.3.19	242
川尻	呉市川尻町小仁方2丁目	小仁方一号(7508隣h)	土石流	○	○	R2.3.19	242
音戸	呉市音戸町坪井1丁目	坪井1丁目(1413)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井2丁目	坪井2丁目(4983)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井2丁目	坪井2丁目(551)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井2丁目	坪井2丁目(6965)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井3丁目	坪井3丁目(1412)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井3丁目	坪井3丁目(1412-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井3丁目	坪井3丁目(5001)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町坪井3丁目	坪井3丁目(549)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町引地1丁目	引地1丁目(5009)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町引地2丁目	引地2丁目(1440)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町鰯浜3丁目	鰯浜3丁目(1441)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町鰯浜3丁目	鰯浜3丁目(1441-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	212
音戸	呉市音戸町鰯浜3丁目	鰯浜3丁目(1441-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町鰯浜3丁目	鰯浜3丁目(5940)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡1丁目	北隠渡1丁目(1417)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.3.23	511
音戸	呉市音戸町北隠渡1丁目	北隠渡1丁目(1417-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡1丁目	北隠渡1丁目(558)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡1丁目	北隠渡1丁目(623)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡1丁目	北隠渡1丁目(625)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡2丁目	北隠渡2丁目(1419)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡2丁目	北隠渡2丁目(1420)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡2丁目	北隠渡2丁目(1443)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町北隠渡2丁目	北隠渡2丁目(6554)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡1丁目	南隠渡(6467)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡2丁目	南隠渡2丁目(4408)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡2丁目	南隠渡2丁目(4412)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡2丁目	南隠渡2丁目(4985)	急傾斜地の崩壊	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡2丁目	南隠渡2丁目(4986)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.12.28	1378



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
音戸	呉市音戸町波多見8丁目	波多見8丁目(6488)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見8丁目	波多見8丁目(6561)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(1454-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(1456-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(5948)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(642)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(644)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(644-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(6474)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目(655)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見9丁目B(6407)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	波多見10丁目(653)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	波多見10丁目(653-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	波多見10丁目(653-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	波多見10丁目(653-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	波多見10丁目(653-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(652)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(652-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(652-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(681-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(681-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見11丁目	波多見11丁目(682)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町大字音戸	音戸赤崎(680)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑(6519)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑(6521)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1丁目(651)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1丁目(657)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1丁目(663)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1丁目(675)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1丁目(676)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑(6477)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑(6478)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑(6517)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑2丁目(4419)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑2丁目(662)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑2丁目(683)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑2丁目(6962)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑3丁目	畑3丁目(4995)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.3.23	513
音戸	呉市音戸町畑3丁目	畑3丁目(6658)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町音戸畑	音戸畑A(665)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町音戸畑	音戸畑B(666)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町音戸畑	音戸畑F(670)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(643)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(6513)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(6566)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(690)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(690-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清1丁目(691)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清2丁目	有清2丁目(4415)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清2丁目	有清2丁目(689)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清2丁目	有清2丁目(692-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥1丁目	先奥1丁目(6509)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥1丁目	先奥1丁目(684)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥1丁目	先奥1丁目(685)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥2丁目(637)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥2丁目(686)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥2丁目(687)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥2丁目(688-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥2丁目(6957)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(4994)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(631)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(634)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(6537)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(6660)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(6662)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(721)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥3丁目(721-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町大字音戸	先奥3丁目(1466)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字音戸	藤脇1丁目(1465)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目(4999)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目(5000)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目(5000-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目13(6534)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目3(4417)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	藤脇1丁目33(5013)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇2丁目	藤脇2丁目(672)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇2丁目	藤脇2丁目(673)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇2丁目	藤脇2丁目35(6964)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇2丁目	藤脇2丁目35(6964-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇3丁目	藤脇3丁目(1464)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇3丁目	藤脇3丁目(4998)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(628)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(629)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(629-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6496)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6664)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6664-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6665)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6953)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(6994)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(710)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(711)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(712)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目(722)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1丁目17(713-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬(6525)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(1426)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(1427)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(1429)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(1429-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(655)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目(660)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目34(4418)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目36(6667)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	早瀬2丁目37(6663)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目(1425)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.12.28	1377
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目(4996)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目(515)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目(664)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目1(6546)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	早瀬3丁目18(6963)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(534)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(6447)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(6447-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(703)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(703-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(725)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原1丁目	田原1丁目(725-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(1430)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(1430-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(4411)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(531)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(577)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(5943)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(5944)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(5944-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6409)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6409-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6452)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6453)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6457)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6547)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原2丁目	田原2丁目(6966)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原3丁目	田原3丁目(581)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町田原3丁目	田原3丁目(708)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.12.28	1377
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子1丁目(6548)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子1丁目(6550)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子1丁目(693)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子1丁目(695)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子1丁目(6992)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(1431)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(1431-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(1431-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(1434)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(1434-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(6406)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(6416)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(6955)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(702)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子2丁目	渡子2丁目(711)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1432)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1432-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1433)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1433-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1437)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1437-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(1437-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(532)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(535)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(6410)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子3丁目	渡子3丁目(6413)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	大字渡子(6550-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.6.22	886
音戸	呉市音戸町大字音戸	菅原川支川(527)	土石流	○		R5.3.23	511
音戸	呉市音戸町北隠渡2丁目	後菅原川(528)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町南隠渡2丁目	太田川(529)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(530-1)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(530-2)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(531-1)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(531隣1)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(531隣2)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(532)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(533)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	太田川(534)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	満田川支川(535)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町高須2丁目	満田川(536)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	東満田川(537)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	双見川(538)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町大字音戸	高須(5070)	土石流	○	○	H29.11.16	614
音戸	呉市音戸町波多見3丁目	波多見川(539-1)	土石流	○	○	H31.1.31	72



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
音戸	呉市音戸町波多見3丁目	波多見川(539-2)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見8丁目	宮ノ浦川(541)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	田の浦川支川(542)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	田の浦川支川(542隣)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	西田ノ浦川(544)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見9丁目	波多見3(6482)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町波多見10丁目	請石川(545)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	赤崎1(6485)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑大田川支川(546)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑1丁目	畑1(6940)	土石流	○		H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川支川(6486)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川(547)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川(547隣a)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川(547隣b)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川(547隣c)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑2丁目	畑大田川(547隣d)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑3丁目	鈍田川(549)	土石流	○		H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑3丁目	鈍田川(549隣)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町畑3丁目	鈍田川左支溪1(6491)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清1丁目	有清川(550)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町有清2丁目	八幡川(6492)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥1丁目	国谷川(551)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥2丁目	先奥川(553)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	岡棟川(554-1)	土石流	○		R5.3.23	513
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	岡棟川(554-2)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	先奥1(6493)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町先奥3丁目	国谷川左支溪(6494)	土石流	○	○	H31.1.31	72
音戸	呉市音戸町大字音戸	境川(502)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	境川(503)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字音戸	境川支川(504)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字音戸	藤川支川(505隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇1丁目	境川(6476)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町藤脇2丁目	藤川支川(505)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	北中田川(509-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	北中田川(509-2)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	早瀬1(6478-2)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬1丁目	渡子3(6479)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町早瀬2丁目	鯉ノ浦川(507隣a-1)	土石流	○		R5.6.22	886
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	鯉ノ浦川(507隣a-2)	土石流	○		R5.6.22	886
音戸	呉市音戸町早瀬3丁目	鯉ノ浦川(507)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	下太田川(515-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	下太田北川(517-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	下北雨ノ浦川(510-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	吉ヶ谷川(511-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	蟬川(512-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	早瀬(6477)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	早瀬1(6478-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	棚田川(518-1)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	中田川(508)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	土井川(514)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	土井川支川(513)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	東大神川(520)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	北八次郎川(525)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	渡子1(6481)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	渡子1(6481隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町大字渡子	渡子川支川(523)	土石流	○	○	H31.1.31	73
音戸	呉市音戸町渡子1丁目	渡子中川(522)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町宇和木	宇和木6414(6609)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	宇和木6521(6976)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	宇和木6521(6976-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町宇和木	宇和木6521(6976-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	下岩畔(1530-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	下岩畔(1530-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	小宇和木A(694)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	小宇和木A(694-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	小塚A(1477)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	215
倉橋	呉市倉橋町宇和木	草卸A(1479)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	草卸D(1481)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.19	241
倉橋	呉市倉橋町宇和木	灘光ヶ瀬(6579)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	柳A(705)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	215
倉橋	呉市倉橋町海越	海越(6590)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越(6590-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越(718)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越14649(6978)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越4145(6605)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越4145(6605-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	前浜(1517)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	木長(714-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	原ノ奥(1504)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	宮浜(1505)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	711
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	長串(4436-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	長串(4436-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	長串(4436-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	長串(4436-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	215
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	長串(4436-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町鹿島上	瀬戸C(1523)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島上	瀬戸D(721-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島上	鯛ノ浦(1011)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島上	鯛ノ浦(1011-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	家ノ元(1525)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	家ノ元(6592)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	家ノ元18670(6625)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	碓ノ元(1526)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	碓ノ元(6626)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	碓ノ元B(1538)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	宮の口(1527)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	西郷(1529)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	西郷(1529-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	東郷(1528)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	東郷(1528-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	西山ノ根(1520)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	住吉山(519)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	沖ノ串(4435-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	鹿老渡(6589-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	鹿老渡南(724)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	奥迫(1513)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	藻浦(5027)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	池之庄(1512)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	池之庄(1512-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	尾立(6582-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	岡ノ下C(5026-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	観音谷(1516)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	観音谷(1516-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	観音谷(1516-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	空ノ庄(1515)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾(6604)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾(6604-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾12485(6603)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(6585)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(6585-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(689)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(689-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(689-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	洲崎(689-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	西深見(1535)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	西深見(1535-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	西深見(1535-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町松原	上ノ山(1503)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町松原	本浦(6578)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	宮脇(1501)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	恵周山(1534)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	恵周山(1534-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	恵周山(1534-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町上河内	城ノ岸(1502)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	城ノ岸(1502-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	本浦(6577)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	原田(4434)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	江田(6973)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	山ノ田(1496)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	上郷(1497)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	上郷A(1536)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	上江田(1498)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	須川(6587)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	須川3639(6601)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	西平(1495)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	西平(1495-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	西平(1495-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	泊り(1493)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	大影(151)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	西宇土(6975)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	西宇土(6600)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	尾平A(6972)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	須古谷(1490)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	白石(1491)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	本谷(1492)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町石原	石原A(711)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	笠松(1487)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	笠松(1487-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	獄ヶ浦(4433)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	西宇土(6600-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町大向	船倉(1488)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	船倉(1488-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	船倉(1488-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	西大迫(5018)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	西大迫(5018-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	西大迫(5018-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	東大迫(6969)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	東大迫(6969-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	東大迫A(717)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾曾郷	瀬郷(1499)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾曾郷	中瀬郷(1500)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾曾郷	中瀬郷(1500-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町尾立	畦下B(5023)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	藻浦奥(715)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	堂元(1532)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納(6968)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納(6968-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納(6968-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納(6968-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立(1510)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立(6582)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立(6582-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立(6584)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立(716)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	宝登路(1506)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	木長(714-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	江ノ浦新開(4431)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	江ノ浦南受(707)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極B(1484)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極B(1484-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極C(146)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極C(146-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極D(4430)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極D(4430-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極D(4430-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町重生	重生(6599)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	西平(5015)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	西平(5015-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	西平(5015-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	西平(5015-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.6.11	767
倉橋	呉市倉橋町重生	相之山(6568)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	東平(1486)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	鳴滝C(6970)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町長谷	伊屋石(693)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	古カヤ(1469)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	古カヤ(1469-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	古カヤ(1469-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	甲地神(6967)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	誠和A(6621)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	誠和A(6621-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	誠和B(4425)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	青木(1468)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江A(697)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江C(145)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6571)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6572)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6573)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6594)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6594-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6607)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷(6607-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷8879(6617)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	迫山A(1467)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	迫山B(1470)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	大坪(1471)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	大坪A(702)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	大城戸(1472)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	沼里(1473)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	岩木(1474)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	岩木(1474-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	平見山(1475)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	向田(4427)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	向田(4427-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	飛渡A(6569)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田(6574)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田7445(6608)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田(6620)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田(6620-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	誠和A(6621-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	先典3丁目22(6662-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.1.31	73

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町灘	光ヶ瀬(1482)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町灘	光ヶ瀬A(713)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町灘	鳴滝B(1483)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町灘	鳴滝D(710)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	光川1(6520)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川(618-1)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川(618-2)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川1(616-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川1(616-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川1(616隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大谷川右支溪(6521)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川(619-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川(619-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川(619-3)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川(619隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川2(621-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川2(621-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川2(621隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町宇和木	大白明川右支川(6522)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越南川(563)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越川(564-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越川(564-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越川左支溪1(6514)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	海越川左支溪1(6514隣)	土石流	○	○	R2.3.26	357
倉橋	呉市倉橋町海越	海越左支川(6515)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	吹上川1(6513)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町海越	吹上川2(6505)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	桂川(579)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	桂川右支溪1(971)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	才ノ木浦川(6518)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	石持川(6519)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町才ノ木	倉中川(580)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島上	鹿島川1(6512)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	家ノ元川(634)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	家ノ元川(632)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	鹿島川2(6510)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	不動院川(3511)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島中	碓ノ元川(633)	土石流	○		R5.12.28	1379
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	宮の口川(631)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿島下	鹿島東郷川(5076)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	鹿老渡川1(6508)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	鹿老渡川2(6509)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町鹿老渡	鹿老渡川3(6506)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	尾立川10(6501)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾西	尾立川9(6502)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾川1(6516)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾川(566)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町室尾東	室尾川支川(970)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町小林	旭川(584-1)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町小林	旭川(584-2)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町小林	旭川(584-3)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町松原	倉下川(581)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町松原	倉下川(581隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	大谷川第一支川(583)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町上河内	大谷川第一支川(583隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	東須川(591-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	東須川(591-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	東須川(591-3)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	東須川(591隣a)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	東須川(591隣b)	土石流	○		R1.11.7	866

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町須川	西須川(592)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町須川	西須川西川(593)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	西宇土川(594)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	西宇土川(594隣)	土石流	○		R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	西宇土西川(597)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	白石川(596)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町西宇土	大影川(598)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町石原	倉西川(587)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町石原	倉南川(588)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町石原	倉南川支川(589)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	大向東川(5072)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	笠松東川支川(599)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	大向笠松川支川(601-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	大向笠松川支川(601-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大向	大向笠松川支川(601隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	東大迫川(969)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	大進川(562)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町大迫	大進川1(6504)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾曾郷	瀬郷川(590)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納川(561)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	納川(561隣)	土石流	○		R3.3.25	316
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川11(6497)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川12(6498)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川2(569-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川2(569-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川2(569隣)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川3(568)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川5(574)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川6(575)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川7(6499)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川8(6500)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川左支溪1(6517)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川支川(572-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川支川(572-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川支川(572-3)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立川支川(572-4)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立東川(567)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立南川(576)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立南川(576隣a)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町尾立	尾立南川(576隣b)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	江ノ浦川(608-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	江ノ浦川(608-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	江ノ浦川(608-3)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極西川(5073)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極川(611)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重極南川(5074)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重生中央川(603-1)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重生中央川(603-2)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重生中央川(603-3)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重生東川(606)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	重生東川支川(607)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町重生	長門川(975)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江川(6495)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江東川(555)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江東川(555隣a)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	大江東川(555隣b)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(556)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(556隣a)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(556隣b)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(557)	土石流	○	○	H31.1.31	73

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(557隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(558)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(558隣a)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(558隣b)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(558隣c)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川支川(559)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川支川(559隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町長谷	長谷川(560)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	境川支川(976)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	境川支川(976隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	港下川(625)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	港下川支川(626)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	港川支川(6523)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	港南川(624)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	先奥(6496)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	先奥(6496隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田川支川(629)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	釣土田川支川(629隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	湊川支川(627)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町釣土田	湊川支川(627隣)	土石流	○	○	H31.1.31	73
倉橋	呉市倉橋町灘	鳴下川(612)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町灘	鳴滝川(614)	土石流	○	○	R1.11.7	866
倉橋	呉市倉橋町灘	光川(615)	土石流	○	○	R1.11.7	866
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	上り田(815)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	上り田2(1590)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	上り田(6651)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	西沖(1585)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	西沖(1585-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	赤道(1614)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	赤道(6647)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	中原(812)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	中原(1587)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	峠1(1591)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	峠(1623)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	東沖(1588)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	寺下(1586)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	蒲刈中学校(1594)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	岡ノ上(769)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	岡ノ上(1600)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	刈浜(774)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	刈浜(1570)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	213
蒲刈	呉市蒲刈町向	久保頭(1601)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	串山(1569)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向(1572)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向(1572-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向(1572-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向(1572-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向1345(6654)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向2638(6656)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向2931(6987)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向388(6985)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向388(6985-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向垣内(1568)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向垣内(1604-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	小浜(1605)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	迫向1(1565)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	迫向2(1566)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	北刈浜(1571)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	沖浦(1618-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	呉田(6628)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	呉田(785)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	後原(816-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	高田(6641)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	高田(6641-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	高田(789)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	西越(791)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	前原(817-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	前原(817-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	大久保(1599)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	大久保(1610)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	大久保(804)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	竹の鼻(1597)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	竹内(796)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	中神(6983)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	中谷(1598)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	東谷(6984)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	平尾(1595)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	北尾(1606)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	北尾(1606-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	北尾(1607)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	北尾(778)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	脇谷(6981)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	原畑(767-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	原畑(767-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	港上(1577)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	港谷2(1579)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	十年(6643)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	十年(6643-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	十年(6648)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	大西(6631)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	大西(6631-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	大西2(1574)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	大西2(1574-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	東谷(807)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	板田(1580)	急傾斜地の崩壊	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	名川(649-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	名川(649-2)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	雁河川(650-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	雁河川(650-2)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町宮盛	段原川(651)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向川(643-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	向川(643-4)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	刈浜川(644)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	上北刈浜川(6469隣)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町向	小市川(661)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	梶屋川(656-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	梶屋川(656-2)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	後原川(659-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	後原川(659-2)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	後原川(659-3)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	松尾川(6472)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	前原川(658)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	大谷川(657)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	中神川(988)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	殿垣内川(653)	土石流	○	○	R1.12.26	984



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	北尾川(652)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町大浦	林迫川(654)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	登々良川(645)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	田戸大川(648-1)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	田戸大川(648-3)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	田戸大川(648-4)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	田戸大川(648-5)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	大西川(6468隣-2)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	初神川(5080)	土石流	○	○	R1.12.26	984
蒲刈	呉市蒲刈町田戸	支野辺川(6477)	土石流	○	○	R1.12.26	984
安浦	呉市安浦町安登	安登3706(2392)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3706(2392-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3332(2392-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3732(1679)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3344(1679-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3344(9708)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3339(9708-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3318(9730)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1018(9759-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1018(9759-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1141(1709-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1151(1709-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3629(1709-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3629(1709-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3565(1709-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3565(1709-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3565(1709-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3565(1709-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1141(1709-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1105(295-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1105(295-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3560(295-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3674(295-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3674(295-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3674(295-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3674(295-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3674(295-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町安登	安登1047(5471)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1048(5471-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1048(5471-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登2867(5471-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登2279(5471-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登2975(5471-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登2975(5471-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3059(1720)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3059(1720-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3069(1105)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3084(9709)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3084(9740)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3084(9740-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登3148(9740-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	安登1105(1719)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西1丁目	安登西1丁目11(5463)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西1丁目	安登西1丁目11(5464)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西1丁目	安登西1丁目8(1710)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町安登西2丁目	安登西2丁目9(5464-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	安登西3丁目11(1724)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	安登西3丁目11(2436-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	安登西3丁目14(2436-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	安登西3丁目15(2436)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	安登西3丁目3(1104)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西4丁目	安登西4丁目14(1104-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西5丁目	安登西5丁目11(2391-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西5丁目	安登西5丁目15(2419)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西5丁目	安登西5丁目16(5468)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西5丁目	安登西5丁目17(2419-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西5丁目	安登西5丁目25(5466)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西6丁目	安登西6丁目2(273)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.26	358
安浦	呉市安浦町安登西6丁目	安登西6丁目2(273-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西6丁目	安登西6丁目1(2391)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西6丁目	安登西6丁目2(2391-2)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西6丁目	安登西6丁目6(2391-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目11(9738)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目3(9738-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目12(9759-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目13(9759-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目13(9759-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目13(9759-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登西7丁目15(9759)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西8丁目	安登西8丁目14(2438) 中央ハイ20(2439)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西8丁目	安登西8丁目18(2437)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西8丁目	安登西8丁目23(2438-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西8丁目	安登西8丁目4(2437-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西10丁目	安登西10丁目1(1104-2)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西10丁目	安登西10丁目19(2438-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西10丁目	安登西10丁目2(2438-3)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西10丁目	安登西10丁目6(1104-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	709
安浦	呉市安浦町安登東2丁目	安登東2丁目10(1721)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東2丁目	安登東2丁目8(9732)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東2丁目	安登東2丁目8(9732-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	安登東4丁目5(9659)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	安登東4丁目2(9659-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	善兵衛山(5470)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	安登東4丁目11(5470-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	安登東6丁目2(2389)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	安登東6丁目6(5469)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	安登東6丁目10(937)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	安登東6丁目8(6389)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.4.27	709
安浦	呉市安浦町原畑	原畑866(1716)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑1027(1717)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑871(1717-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑158(1717-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑1064(1717-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑123(1717-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑690(9725)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑376(9725-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑388(9725-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑710(9725-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑723(9726)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑762(9727)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑203(1678) 原畑203(1703)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町大字安登	安登(1709-14)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	621
安浦	呉市安浦町大字安登	安登(1709-15)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	621

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ15(2439-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ2(2439-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ21(2440)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ27(678)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ10(678-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ28(679) 中央ハイツ29(680)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	中央ハイツ32(680-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(2433)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(2433-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(2433-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(2433-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(2433-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切340(6383)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切311(6383-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切325(6383-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切311(6383-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切361(6383-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切194(6386)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(6387)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(6387-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切9(6387-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切1324(674)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切1354(674-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切1467(9713)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切1508(9713-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切184(1680)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切201(1680-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	赤仁田橋前(1681)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平594(1715)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平96(1715-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平162(1715-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平200(1715-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平275(1715-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平147(1715-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平378(1715-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平303(1715-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内755(1709)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内805(2415)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内844(2415-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内392(2415-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内691(9723)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2100(9729)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2112(9729-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2125(9729-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口318(9729-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口319(9729-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口319(9729-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口319(9729-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2112(9729-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2112(9729-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2193(9733)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2192(295)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口2192(295-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-14)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-15)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-16)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-17)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-18)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-19)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-20)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口326(295-21)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口(1693-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口(1693-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口(1693-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口(1702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口1丁目	三津口1丁目3(2394)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口1丁目	三津口1丁目(2394-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	623
安浦	呉市安浦町三津口1丁目	三津口1丁目21(2395)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口1丁目	三津口1丁目19(2418)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口2丁目	三津口2丁目28(2397)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口2丁目	三津口2丁目28(2424)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口2丁目	三津口2丁目27(2424-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口3丁目	三津口3丁目9(2398)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口3丁目	三津口3丁目10(2399)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口3丁目	三津口3丁目13(2400)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口5丁目	三津口5丁目7(9742)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口5丁目	三津口5丁目12(1702)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口5丁目	三津口5丁目1(1702-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口5丁目	三津口5丁目3(1702-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目5(1702)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目4(1702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目3(1702-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目(1702-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	623
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目8(9717)	急傾斜地の崩壊	○	○	R5.5.25	802
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目8(9717-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目10(9717-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目11(9718)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目13(9718-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口6丁目	三津口6丁目13(9718-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑128(289)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑128(289-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑128(289-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑128(289-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑128(289-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1384(9704)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1595(1689-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1771(2411)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑617(2411-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2141(293)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1862(293-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1895(2414-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1906(2414)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2222(2413)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2266(2412)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2328(293-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2367(1688)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2613(1688-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2594(1688-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑86(1689)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑2729(1689-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑32(1689-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑1458(9703)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑614(9703-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目4(2390)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目5(677)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目26(5465)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目27(5465-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目15(9712)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目17(9712-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目14(9712-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目14(9712-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目21(9712-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目6(556)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻1丁目2(1708)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻2丁目	水尻2丁目5(5465-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻2丁目	水尻2丁目4(5465-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻2丁目	水尻2丁目7(5465-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻2丁目	水尻2丁目10(5465-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町水尻2丁目	水尻2丁目8(5465-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂349(2421)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1411(2421-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂544(6385)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂554(6385-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂536(6385-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂481(6385-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂836(6385-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂792(6385-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂410(1695)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂468(1695-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂696(1695-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂436(1695-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂390(1697)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂89(1697-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂329(1697-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂134(1697-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂180(1697-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂151(1697-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂293(1697-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂299(1697-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂302(1697-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂615(1700)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂38(1700-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂42(1700-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1102(9701)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1066(9701-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1133(9701-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1168(9701-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1190(9701-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1183(9701-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1125(9702)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1050(9702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1756(9705)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂56(9705-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂33(9705-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂87(9705-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂(9705-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	624
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1719(9710)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1744(9710-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1726(9710-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂1690(9710-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町大字中畑	中畑(9736-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.5.28	624
安浦	呉市安浦町中央北1丁目	中央北1丁目18(2396)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町中央北1丁目	中央北1丁目10(5465)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町中央北1丁目	中央北1丁目11(5465-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町中央北2丁目	中央北2丁目18(2406)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
	中央北2丁目16(2407)						
	中央北1丁目2(2393)						

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町中央北2丁目	中央北2丁目18(1705-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑417(2416)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑8(2416-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑945(2416-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑879(2416-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑910(2416-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑235(2416-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑229(2416-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1284(2417)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1295(2417-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1336(2417-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1336(2417-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1354(2417-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑341(2428)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑440(6384)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑641(673)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑641(673-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1423(1685)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1486(1685-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑637(1685-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑314(1710)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1149(1722)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑219(9706)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑179(9706-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑153(9706-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑148(9706-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑110(9706-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑110(9706-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑96(9706-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑676(9722)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑718(9722-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑518(9722-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑688(9722-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑310(9722-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1388(9734)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1474(9735)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1113(9736-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1130(9736-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1726(9736-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑517(9736-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑510(9736-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1486(9737)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑1446(9737-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	内海(290-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	内海(1691-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	内海(1711-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	内海(1711-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	内海(6388-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南4丁目	内海南4丁目9(1688-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南5丁目	内海南5丁目1(2401)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町内海南5丁目	内海南5丁目8(6388)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南5丁目	内海南5丁目8(6388-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南6丁目	内海南6丁目4(6388-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南6丁目	内海南6丁目7(6388-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南6丁目	内海南6丁目8(6388-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南6丁目	内海南6丁目10(6388-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海南5丁目	内海南5丁目4(6390)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北3丁目	内海北3丁目1(2405)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北3丁目	内海北3丁目4(1706)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北3丁目	内海北3丁目5(2404)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目13(1708)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目13(2402)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目17(1692)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目17(1692-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目15(1692-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目18(9716)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目19(9720)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目8(1711)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目21(1711-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目22(1711-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目24(1711-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目26(1711-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目24(1711-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目8(1711-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.3.19	243
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目4(2429)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北4丁目	内海北4丁目7(290)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目12(2403)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目12(2430-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目14(2403-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目15(9711)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目16(9711-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目6(1266-1)	急傾斜地の崩壊	○		H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北5丁目	内海北5丁目7(1266)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北6丁目	内海北6丁目11(2430)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目14(2432)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目15(9707)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目15(9707-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目16(1690-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目16(675)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目8(1712)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海北7丁目	内海北7丁目8(9724)	急傾斜地の崩壊	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町安登	塩谷西川(1019a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷西川(1019b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷川(7503)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷川(7503隣)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷東川(7538)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷東川(7538隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	塩谷東川(7538隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	奥条川(39)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	岡谷川(40)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	岡谷川(40隣)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(219)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(219隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(219隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(7500)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(7501)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(7502a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	久多田川(7502b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29e)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(29f)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32e)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(32f)	土石流	○	○	H28.6.16	425

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町安登	十郎川(5003)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	小島川(5114a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	小島川(5114b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	小島川(5114隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	小島川(5114隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	小島川(5114隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣b)	土石流	○		R5.4.27	709
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	寸田原川(7539隣f)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣f)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣g)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣h)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣i)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣j)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	大泊川(7504隣k)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	中切川支川(5002隣)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦川(1020a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦川(1020b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦川(5117)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7506)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7506隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7506隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7507a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7507b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7507隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7507隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7539a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7539b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7539c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦南川(7539d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦北川(5116a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦北川(5116隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	日之浦北川(5116隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登	北石仏川(5116b)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	奥条川(36)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	奥条川(36隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	奥条川(37)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西3丁目	奥条川(38)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西4丁目	奥条川(36隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西4丁目	奥条川(5005)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西4丁目	奥条川(5005隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登中央川(35隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	安登中央川(35隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西7丁目	跡条川(5004隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登西10丁目	見行川(13)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東3丁目	善兵衛山川(12隣)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	善兵衛山川(12a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東4丁目	善兵衛山川(12b)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	跡条川(5004a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	跡条川(5004b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	跡条川(5004c)	土石流	○	○	H28.6.16	425



## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	跡条川(5004隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町安登東6丁目	跡条川(5004隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑川(5)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑川(7513)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	原畑川(7531)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	石ヶ鼻川(7)	土石流	○		R3.3.25	318
安浦	呉市安浦町原畑	石ヶ鼻川(7512)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町原畑	内平川(41)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	安登中央川(35)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	安登中央川(35隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中央ハイツ	安登中央川(35隣d)	土石流	○		H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川支川(5002)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14d)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14e)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	中切川(14f)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町中切	赤仁田川(7514e)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内平	内平川(3)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平川(3隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平川(3隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	内平川(3隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	山條川(4)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	山條川(4隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町内平	山條川(4隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	425
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内川(5013)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内川(5013-1)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町下垣内	下垣内川(5013隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	中ヶ原川(19)	土石流	○		R2.12.24	1269
安浦	呉市安浦町下垣内	中ヶ原川(19隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	中ヶ原川(19隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町下垣内	中ヶ原川(19隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	亀戸川(1022隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	才崎川(26)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	才崎川(7516)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	才崎川(7516隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	才崎川(7516隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口西川(222隣)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222c)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222d)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222e)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222f)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222g)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222h)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222i)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	三津口谷川(222隣a)	土石流	○	○	R2.3.19	243
安浦	呉市安浦町三津口	子之浦川(1024a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	子之浦川(1024b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	子之浦川(7540)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	子之浦東川(5119)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	子之浦東川(7508)	土石流	○	○	H28.6.16	423

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町三津口	小日之浦川(7505隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	小日之浦川(7505隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	小日之浦川(7505隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	日之浦南川(7506隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川(5120)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川(5121a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121b)	土石流	○		H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	深之浦川支川(5121隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	水尻川(1b)	土石流	○		R3.3.25	317
安浦	呉市安浦町三津口	水尻川(25a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	水尻川(25b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	水尻南川(1a)	土石流	○		H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	水尻南川(1隣)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	長尾谷川(221a)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町三津口	長尾谷川(221b)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町市原	エナリ谷川(10)	土石流	○		R3.3.25	319
安浦	呉市安浦町市原	光木川(8)	土石流	○		H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	光木川(8隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	光木川(8隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	光木川(8隣c)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町市原	市原川(11a)	土石流	○		R4.3.24	219
安浦	呉市安浦町市原	市原川(11b)	土石流	○		R5.5.25	802
安浦	呉市安浦町市原	市原川(5010)	土石流	○	○	R5.5.25	802
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7510)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7510隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7511)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7511隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣f)	土石流	○	○	R2.3.26	359
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣g)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町市原	市原川(7521隣h)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町市原	田之原川(5009)	土石流	○	○	R5.5.25	802
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5006a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5006b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5006隣)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5007a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5007b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5007隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町市原	野呂川(5007隣b)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町女子畑	甲手亀川(7a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	甲手亀川(7b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	高野川(6a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	高野川(6b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	高野川(6隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	高野川(6隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	高野川(6隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	寺迫川(3)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	寺迫川(3隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	寺迫川(3隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	寺迫川(3隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	寺迫川(4)	土石流	○	○	H28.6.16	424

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑川(10)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	女子畑川(7536)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	新小屋川(7532隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川(5003a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川(5003b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川(5003c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	白坂川支川(5001隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町女子畑	柳谷川(5)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町水尻1丁目	水尻川(7517)	土石流	○	○	H28.6.16	423
安浦	呉市安浦町赤向坂	上野前川(20)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	上野前川(20隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂川(5016)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	赤向坂川(5016隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	要垣内川(7533a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	要垣内川(7533b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	藤木川(7535)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	藤木川(7535隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	新小屋川(7532)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町赤向坂	新小屋川(7532隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	下垣内川(5015)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	下垣内川(7520)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	下垣内川(7520隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	山田谷川(5014)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	山田谷川(5014隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	山田谷川(5014隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	山田谷川(5014隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	泉谷川(18)	土石流	○		R2.12.24	1269
安浦	呉市安浦町中畑	泉谷川(18隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	泉谷川(18隣b)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518隣a)	土石流	○	○	R3.3.25	319
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518隣c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518隣d)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7518隣e)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川(7519)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	中畑川支川(17)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町中畑	日之平川(45)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	日之平川(45隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町中畑	日之平川(45隣b)	土石流	○	○	R1.5.23	388
安浦	呉市安浦町内海	岡田川(2)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	下垣内川(7526a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	下垣内川(7526b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	下垣内川(7526隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	下垣内川(7526隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	原垣内川(5011)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	原垣内川(5011隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	向山支川(28a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	向山支川(28b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	向山川(5001)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	寺迫川(15a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	寺迫川(15b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	赤仁田川(7514a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	赤仁田川(7514b)	土石流	○	○	H28.6.16	424

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
安浦	呉市安浦町内海	赤仁田川(7514c)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	赤仁田川(7514d)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	草木川(23)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	大河内川(7528)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	大河内川(7528隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	大北川支川(5118)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	滝山川(5012隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	長谷川(16)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	頓原川(5012)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	頓原川(7534)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	南谷川(43a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	南谷川(43b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(21)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(21隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(22)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(5017)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(5017隣a)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	北川(5017隣b)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	柳迫川(27)	土石流	○	○	H28.6.16	424
安浦	呉市安浦町内海	柳迫川(27隣)	土石流	○	○	H28.6.16	424
豊浜	呉市豊浜町斎島	芥(1732)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町斎島	芥(1736)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	岡田A(2481)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	沖友(6398-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	大浜(1743)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	大浜(2491)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	大林(5475)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	猪尻(2479)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	猪尻(2479-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	猪尻B(2480)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	南立花(2484)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	浜(2482)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	浜(2482-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	浜(2482-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	浜B(9763)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	北立花(2483)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	立花(1742)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	立花(1742-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	丸山(2465)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎(6397)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎(6397-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎2948(1268)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎2948(1268-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎2948(1268-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	齒朶山(2471)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	齒朶山(2471-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	齒朶山(2471-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	室原神社(2468)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	小ノ浦金崎(2472)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	小学校下(2485)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	小学校下(2485-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	小野浦2263(9766)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	城ヶ口(2470)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	畝松(2475)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	畝松(2475-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	畝松(2475-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	畝松(2475-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	其御前(2469)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	峯(9762)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	豊島(1741)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
豊浜	呉市豊浜町豊島	豊島(1741-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	妙見(2464)	急傾斜地の崩壊	○		R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	札幌口(2467)	急傾斜地の崩壊	○	○	R4.3.24	218
豊浜	呉市豊浜町斎島	橋谷川(667隣c)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	橋谷川(667)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	橋谷川(667隣b)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	国広川(668)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	猪尻川(669)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	猪尻川支川(670)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	立花1号(1060隣b)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町大浜	立花川(672)	土石流	○		R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎1号(662)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎2号(5132)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎2号(5132隣-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎6号(1057)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	山崎7号(1058)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	上城川(663)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	水野川(664)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	内浦川(666-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊浜	呉市豊浜町豊島	北内浦川(665)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	奥(2497-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友(6398)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友748(9773)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	下原(2499)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	下原(2499-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	加登(2498)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	加登(2498-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	浜口(2496)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	沖本(2504)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比(9767-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比1499(9771-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比1499(9771-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比1499(9771-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比1499(9771-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	久比697(1108)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	三角A(9770)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	三角A(9770-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	三角A(9770-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	三角B(9774)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	三角B(9774-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	浜ノ崎(2500)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	大浦(2502)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	新開(2503)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	東郷(6399)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	東郷(6399-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	畑中(5476)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	畑中(5476-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	畑中(5476-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町御手洗	弁天(2493)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町御手洗	御手洗(2494)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町御手洗	御所河原(2495-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	草露明(939)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	草露明(939-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	草露明(939-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	草露明(939-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53

## 資料編（災害予防編関係）

地区	所在地	区域名	自然現象 の区分	警戒 区域指定	特別警戒 区域指定	指定 年月日	告示 番号
豊	呉市豊町大長	水無(2505-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	水無(2505-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	船津(2506)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	宮城(2507)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	池内(2508-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	田中(2510)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	田中(2510-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長(2515)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長(2515-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長(2515-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長(2518)	急傾斜地の崩壊	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友1号(676)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友2号(1069)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友川(107)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友川支川(678)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	沖友川支川2号(679)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	西沖友川(680)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町沖友	野作川(677)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	東郷川(1-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	東郷川(1-2)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	成定川(2)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	成定川支川(7)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	桜島川(3)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	高田川(4-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	高田川(4-3)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町久比	南郷川(674-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	御手洗1号(1067)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	御手洗2号(1068)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長1号(5134)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長南川(2)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長北川(675-1)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	大長北川(675-2)	土石流	○	○	R2.1.30	53
豊	呉市豊町大長	土井川(1)	土石流	○	○	R2.1.30	53

## 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

引用：広島県地域防災計画附属資料

区分	指定区域数 ( )内は指定回数	戸数(戸)	面積(a)
呉市	766(1185)	16,025	49,183.99
内 旧呉市	587(960)	12,685	38,296.84
内 旧音戸町	40(53)	688	2,149.23
内 旧倉橋町	37(42)	627	2,172.50
内 旧下蒲刈町	6(7)	176	259.16
内 旧蒲刈町	20(23)	310	1,177.71
内 旧安浦町	26(31)	387	2161.60
内 旧川尻町	9(13)	280	718.43
内 旧豊浜町	24(35)	499	1,058.75
内 旧豊町	17(21)	373	1,189.77

※ 呉市及び川尻町にまたがる区域あり（柳迫地区・新規）

(令和5年4月1日現在)

## 山地災害危険地の状況

引用：広島県地域防災計画附属資料

	山腹崩壊危険地区数	地すべり危険地区数	崩壊土砂流出地区数	合計
呉市	954	0	1,025	1,979
民有林	940	0	1,013	1,953
国有林	14	0	12	26

(令和5年4月1日現在)

## 砂防指定地指定状況

引用：広島県地域防災計画附属資料

区分	砂防指定地指定箇所 数(溪流数)		砂防指定地指定面積 (ha)	砂防指定地指定延長 (km)
呉市	(293)	375	881.3154	229.5672
内 旧呉市	(176)	230	270.8768	119.5512
内 旧音戸町	(8)	11	27.9775	4.9110
内 旧倉橋町	(30)	30	96.7921	23.0770
内 旧下蒲刈町	(4)	7	16.3785	4.5230
内 旧蒲刈町	(15)	19	93.5286	13.1320
内 旧安浦町	(22)	26	114.0180	24.4310
内 旧川尻町	(11)	17	75.7804	18.1040
内 旧豊浜町	(8)	10	111.9700	8.7900
内 旧豊町	(19)	25	73.9935	13.0480

※ ( )内の数字は砂防指定地に編入した溪流数である。

(令和5年4月1日現在)

孤立予想集落一覧表

地区名	孤立予想集落名
吉 浦	狩留賀
警 固 屋	見晴，長郷，警固屋9丁目
阿 賀	冠崎，大入，情島
広	広大広，広石内，長浜，小坪
仁 方	戸田
昭 和	栃原，苗代，押込
郷 原	大積
川 尻	小用
安 浦	女子畑，藤木，赤向坂，下垣内・中畑，市原，内平・原畑，亀戸，水尻，日之浦，塩谷，久多田，野呂山
音 戸	波多見，波多見西（波多見10丁目，同11丁目），田原，早瀬，藤脇（倉橋・釣土田を含む）
倉 橋	宇和木，長谷，長谷北，長谷西，大迫，才ノ木，西宇土，大向，重生，灘，江ノ浦，光ヶ瀬，尾立，室尾，袋の内，納，洲ノ崎，海越，鹿老渡，鹿島上，鹿島中，鹿島下，本浦，尾曾郷，須川
下 蒲 刈	三之瀬，小地藏，下島，大地蔵
蒲 刈	大浦，宮盛，田戸，向，原
豊 浜	斎島，立花，大浜，内浦，小野浦，山崎
豊	三角，沖友，大長，御手洗，久比



（ 空 白 ）

## 林野火災対策用資機材の状況

呉市消防局調べ

背負式手動ポンプ（基）	116
組立式水槽（個）	17
長柄かま（本）	21
かま（本）	148
のこ（丁）	88
つるはし（本）	23
手おの（丁）	21
スコップ（丁）	279
チェーンソー（基）	24
エンジンカッター（基）	12
動力草刈り機（基）	7
火たたき（本）	2
林野火災用小型動力消防ポンプ（基）	16
かけや（本）	48
ウォーターチャージャー（基）	2
発電機	40
サーチライト	49

（令和5年4月1日現在）

## 消防組織等の状況

呉市消防局調べ

## 1 消防局・消防署所

消防署名	分署名	出張所名	所在地	実員 （人）	車両数 （台）
消防局			呉市西中央3丁目1-9	63	6
西消防署	本署		呉市西中央3丁目1-9	57	12
	昭和分署		呉市焼山中央2丁目8-21	24	4
	音戸分署		呉市音戸町高須2丁目1-19	24	6
		狩留賀出張所	呉市狩留賀町3-19	18	3
		南出張所	呉市宮原13丁目2-29	18	3
		倉橋出張所	呉市倉橋町1771-1	18	3
東消防署	本署		呉市広古新開2丁目1-9	66	16
		阿賀北出張所	呉市阿賀北4丁目3-27	10	3
		郷原出張所	呉市郷原町7100	10	2
		仁方出張所	呉市仁方本町1丁目6-18	10	2
		川尻出張所	呉市川尻町西1丁目1-1	10	3
		安浦出張所	呉市安浦町中央6丁目2-1	18	4
		蒲刈出張所	呉市蒲刈町向字小市369-5	18	3
		大崎下島出張所	呉市豊浜町大字大浜311-1	12	3
合 計				376	73

※ 大崎下島出張所には車両の他に救急艇1艇を配置

（令和5年4月1日現在）

## 2 消防団

方面 隊	地区隊（分団名）	実員 （人）	消防ポンプ 車	小型動力ポ ンプ付積載 車	指揮車他
呉市消防団本部		34	—	—	4
呉	呉東（大和，本通分団）	116	—	8	—
	呉中央（中央，湾岸分団）	82	—	6	—
	呉北（昭和，天応分団）	104	—	6	—
広	広西（阿賀，大冠，広西，広北，郷原分団）	157	—	13	—
	広東（広中央，広東，広南，仁方分団）	132	—	13	—
安芸	下蒲刈（下蒲刈分団）	62	—	6	—
	蒲刈（蒲刈向，蒲刈中央，蒲刈大浦分団）	77	—	7	—
	豊浜（豊浜分団）	62	—	7	—
	豊（豊分団）	114	—	9	—
安川	川尻（川尻分団）	68	—	9	—
	安浦（安浦三津口，安浦内海，安浦野路，安浦北，安浦安登分団）	184	—	14	—
音倉	音戸（瀬戸，音戸東，波多見，音戸南，音戸西分団）	229	—	19	—
	倉橋（倉橋西，倉橋北，倉橋東，倉橋南分団）	214	—	18	—
合計		1,635	—	135	4

(令和5年4月1日現在)

## 消防水利の状況

種別	消火栓		防火水槽				プ ール	河 川	溝	濠	池	海	井 戸	そ の 他	合 計
	公設	私設	公設		私設										
			40t 以上	40t 未満	40t 以上	40t 未満									
数	5,242	398	421	61	172	49	50	10	—	—	3	46	0	206	6,658

(令和5年4月1日現在)

## 市街再開発事業等の状況

呉市調べ

## 1 土地区画整理事業

地区名	決定年月日	面積 (ha)	施行者	事業計画決定公告 年月日	施行年度
呉復興	昭和21.10.4 戦災復興院告示第201号	232	呉市長	昭和21.11.1 戦災復興院告示第242号	昭和21～昭和46
豊栄新開	昭和37.8.2 建設省告示第1888号	40.7	呉市	昭和37.11.13	昭和37～昭和47
広第一	昭和54.4.6 広島県告示第301号	40.9	呉市	昭和55.1.10	昭和54～平成9
安浦駅北	平成1.8.3 安浦町告示第30号	17.1	呉市	平成2.6.18	平成2～平成24
古新開	平成2.3.8 広島県告示第271号	31.0	呉市	平成3.11.28	平成3～平成28
呉駅南拠点整備	平成10.2.20 呉市告示第37号	4.5	呉市	平成10.9.28	平成10～平成14

## 2 市街地再開発事業

地区名	決定年月日	面積 (ha)	施行者	事業認可年月日	施行年度
呉駅前西地区 第一種	昭和62.10.22 広島県告示第976号	1.3	個人	昭和63.2.8	昭和62～平成2

## 防火、準防火地域の指定状況

市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおりである。

区分	面積 (ha)
防火地域	107
準防火地域	525

(令和5年3月31日現在)

## 呉市被災宅地危険度判定実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は豪雨等の災害（以下「大地震等」という。）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、及び危険度判定を実施することによって二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地その他の危険度判定実施本部が危険度判定を必要と認める建築物等の敷地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士が現地踏査により宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、呉市の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、広島県災害対策本部に設置された組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、広島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月10日実施）に基づき広島県知事が認定及び登録をし、広島県被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載した者をいう。
- (6) 判定調整員 危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う者として広島県知事が認めた宅地判定士をいう。

## （事前準備）

第3条 呉市は、広島県被災建築物・宅地危険度判定協議会での活動を通じ、広島県及び県内の他の市町村と協力し、危険度判定の実施に関する相互支援体制の充実及び円滑な危険度判定制度の運用に関する研究に努めるものとする。

- 2 呉市は、被災状況を正確に把握するため、関係機関と連携し情報収集の体制を構築するものとする。
- 3 呉市は、単独で危険度判定が実施できるよう宅地判定士及び判定調整員の育成に努めるものとする。
- 4 呉市は、広島県の策定する備蓄計画に基づき判定資機材を備蓄するものとする。
- 5 呉市は、危険度判定制度について住民に周知させるため、必要な措置を講じる。

## （危険度判定の実施）

第4条 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、直ちに危険度判定実施本部を設置するものとする。
- 3 危険度判定実施本部は、危険度判定の対象となる区域及び宅地等を定めた判定実施計画を策定するものとする。
- 4 危険度判定実施本部は、呉市単独では危険度判定の実施が困難と判断した場合は、必要な支援を広島県に要請する。

（判定結果の表示等）

第5条 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「全国協議会」という。）の定める被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに従い行うものとし、当該表示に用いる判定ステッカーの様式は全国協議会の定める擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引きに定めるところによる。

（広島県との連絡調整）

第6条 市長は、危険度判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに広島県知事に報告するものとする。

2 危険度判定実施本部は、危険度判定支援本部と支援の内容、支援開始時期等について協議・調整を行う。

（他の市町村に対する支援）

第7条 市長は、広島県知事から宅地判定士の他の市町村への派遣等に係る支援要請があった場合は、可能な範囲内において、これに応じる。

（宅地判定士の災害補償）

第8条 前条の規定により他の市町村に派遣した宅地判定士が、危険度判定の実施により死亡し、負傷し、又は危険度判定の実施に起因する疾病にかかった場合における当該補償については、当該宅地判定士が呉市の職員の場合にあっては災害時の相互応援に関する協定（平成8年12月2日締結・施行）別紙の応援経費の負担基準第1項イの規定により呉市が負担し、呉市の職員以外の者である場合にあっては全国協議会が整備する補償制度によりこれに対応する。

（危険度判定実施訓練）

第9条 呉市は、被災時の対応を迅速に行うため、広島県及び県内の他の市町村と協力して定期的に危険度判定の訓練を実施するものとする。

（宅地判定士名簿）

第10条 呉市は、呉市内に在住する宅地判定士に係る宅地判定士名簿の副本を調製し、保管するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

## 緊急輸送道路の指定路線の状況

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)
第1次	その他の有料道路	一般国道31号 (広島呉道路)	15.1
第1次	一般国道 (指定区間)	一般国道31号	18.1
第1次	一般国道 (指定区間)	一般国道185号	53.8
第1次	一般国道 (指定区間)	一般国道375号 (東広島・呉道路)	32.8
第1次	一般国道 (指定区間外)	一般国道487号	26.7
第1次	一般国道 (指定区間外)	一般国道487号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9
第1次	一般国道 (指定区間外)	一般国道487号 (藤脇バイパス)	1.3
第1次	主要地方道	音戸倉橋線 (県道35号)	5.2
第1次	主要地方道	呉環状線 (県道66号)	7.1
第1次	主要地方道	呉平谷線 (県道31号)	1.0
第1次	主要地方道	矢野安浦線 (県道34号)	19.1
第1次	市町村道	市道(中央二河町線)	0.6
第1次	市町村道	市道(宝町本通線 (蔵本通り))	1.1
第1次	市町村道	天応大浜長谷線	1.0
第1次	市町村道	天応西条2丁目12号線	0.6
第1次	市町村道	阿賀中央2丁目13号線	0.3
第1次	市町村道	阿賀中央町田線	0.6
第1次	その他の道路	臨港道路阿賀マリノポリス1号線	2.4
第1次	その他の道路	安浦駅北線	1.0
第2次	その他の有料道路	下蒲刈川尻線(安芸灘大橋)	2.7
第2次	一般国道(指定区間外)	一般国道487号	5.8
第2次	一般国道(指定区間外)	一般国道487号(小用バイパス)	0.8
第2次	主要地方道	音戸倉橋線 (県道35号)	14.8
第2次	主要地方道	音戸倉橋線 (釣士田バイパス)	1.4
第2次	主要地方道	下蒲刈川尻線(県道74号線)	4.3
第2次	主要地方道	呉環状線 (県道66号)	9.8
第2次	主要地方道	呉平谷線 (県道31号)	11.7
第2次	主要地方道	矢野安浦線 (県道34号)	1.0
第2次	一般県道	見戸代大地蔵線 (県道288号線)	0.7
第2次	一般県道	大崎下島循環線 (県道355号線)	7.6
第2次	一般県道	豊島線 (県道354号線)	3.3
第2次	一般県道	豊浜蒲刈線 (豊島大橋)	3.8
第2次	市町村道	丸谷8号線	1.0
第2次	その他の道路	農道 (蒲刈大橋)	1.5
第2次	その他の道路	農道 (豊浜大橋)	1.0
第3次	一般国道(指定区間外)	一般国道487号	2.1
第3次	主要地方道	呉環状線 (県道66号)	5.0

## 【第1次から第3次までの緊急輸送道路の定義】

第1次	県外の他都市及び広域都市圏相互の連携を図る道路をいう。
第2次	第1次緊急輸送道路の補完及び近隣市町相互の連携を図る道路をいう。
第3次	第1次及び第2次緊急輸送道路を補完する道路をいう。

港湾の現況（令和5年4月1日現在）

引用：広島県地域防災計画附属資料

## 1 港湾施設整備状況

【県管理港湾】（単位:m）

港湾名	港格	外郭施設						係留施設		
		防波堤	防潮堤及び堤防	道流堤	護岸	その他	計	大型係船岸-4.5m以上	小型係船岸-4.5m未満	計
川尻港	地方	1,124			5,209		6,333		515	515
御手洗港	地方	1,244		901	11,417	626	14,188	319	1,745	2,064
蒲刈港	地方	3,360	754		19,647	113	23,874	95	1,691	1,786
釣士田港	地方	1,721			7,899	142	9,762	60	736	796

【市管理港湾】（単位:m）

港湾名	港格	外郭施設						係留施設		
		防波堤	防潮堤及び堤防	道流堤	護岸	その他	計	大型係船岸-4.5m以上	小型係船岸-4.5m未満	計
吉悪港	地方	38			93		131	81	238	319
小用港	地方	103			1,147		1,250			0
大迫港	地方	106	1,208		451	545	2,310		35	35
袋の内港	地方	197			2,037	351	2,585		273	273
波多見港	地方				596	402	998		28	28
奥の内港	地方	124			126		250		93	93

## 2 主要港湾施設一覧表

港湾名	地区名	施設名	水深(m)	延長(m)	構造形式	建設年度	備考
呉港	川原石(南)	川原石南埠頭岸壁	-4.5	120	L型	S49~57	
		川原石南埠頭岸壁	-5.5	180	L型	S49~57	
		川原石南埠頭岸壁	-10.0	370	セルラーブロック	S49~57	
	川原石(西)	川原石西埠頭岸壁	-5.5	180	セルラーブロック	S49	
		川原石西埠頭岸壁	-7.5	260	セルラーブロック	S49	
	川原石	川原石第一栈橋	-7.0	60	—	S55	
		川原石第二栈橋	-5.0	20	—	S62	
		川原石第三栈橋	-5.0	35	—	S63	
	宝町	呉中央フェリー岸壁	-5.0	70	橋脚式	S45	
		宝町第一岸壁	-5.5	200	ケーソン	H7	耐震強化岸壁
宝町第二岸壁		-4.5	117	棚式	S42		
宝町第二岸壁		-6.5	117	矢板式	H6		



港湾名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式	建設年度	備考
呉港	宝町	呉中央第一栈橋	-5.0	160	—	H9～12	
		呉中央第二栈橋	-5.0	35	—	H9～12	
	阿賀マリノポリス	阿賀マリノ埠頭岸壁 (-7.5m)	-7.5	260	ケーソン	H11～H19	耐震強化岸壁
	広多賀谷町	広埠頭岸壁	-4.5	240	棚式	S45	
		広埠頭第2岸壁	-5.5	360	ケーソン	S56～H4	
		-7.5m岸壁	-7.5	180	—	—	計画
		-10m岸壁	-10.0	170	—	—	計画
	広黄播	-4.5m岸壁	-4.5	350	—	—	計画
	仁方	仁方栈橋	-3.5	90	—	S49	
御手洗港	三角	三角浮栈橋	-4.0	50	—	S56	
	久比	西の堀物揚場	-1.0	75	重力式	S26	
		久比浮栈橋	-3.0	42	—	S36	
		久比第2浮栈橋	-10.0	60	—	S50	
	小長	小長1号物揚場	-3.0	87	重力式	S50～55	
		小長2号物揚場	-4.0	115	重力式	S55～60	
		小長第1フェリー浮栈橋	-8.0	45	—	S55	
		小長第2フェリー浮栈橋	-8.0	45	—	H5	
	大長	大長フェリーポート 基地物揚場	-3.0	31	棚式	S39～43	
		大長浮栈橋	-8.0	99	—	S35～42	
	御手洗	御手洗浮栈橋	-10.0	70	—	S50～51	
	川尻港	西港	西港浮栈橋	-3.5	49	—	S56
西港物置場2号			-2.0	108.5	—	H20～23	
蒲刈港	向浦	向浦物揚場	-3.0	70	重力式	—	
		向浦浮栈橋	-4.0	42	—	—	
	刈浜	刈浜岸壁	-4.5	60	重力式	H5～7	
	田戸	田戸浮栈橋	-3.0	60	—	—	
	宮盛	宮盛浮栈橋	-2.5	75	—	—	
	大浦	大浦浮栈橋	-2.5	50	—	—	
	見戸代	見戸代浮栈橋	-2.5	60	—	H1	
	丸谷	丸谷物揚場3号	-4.0	149	重力式	S46～55	
		丸谷浮栈橋	-3.0	60	—	S48	
丸谷2号浮栈橋		-3.0	30	—	H1		
釣士田港	早瀬	早瀬1号浮栈橋	-3.0	69	—	H15	
		早瀬1号岸壁	-4.5	60	重力式	H5～8	
	藤の脇	藤の脇浮栈橋	-3.0	42	—	—	
	宇和木	宇和木浮栈橋	-4.0	42	—	S62	

## 3 漁港の現況（単位:m）

漁港	管理者 又は 所有者	外郭施設				係留施設			
		総数	防波堤	護岸	防砂堤 等	総数	岸壁棧橋 浮棧橋	船揚場	物揚場
第1種									
大屋	呉市	1,113	209	790	114	156	40	6	110
情島	呉市	246	175	71	—	282	70	16	196
田原	呉市	1,245	446	799	—	491	101	20	370
長谷	呉市	744	53	691	—	46	—	—	46
大地蔵	呉市	3,540	973	2,516	51	851	128	20	703
原	呉市	2,100	190	1,910	—	177	30	8	139
第2種									
音戸	広島県	3,368	871	2,497	—	880	355	67	458
倉橋	広島県	14,750	3,664	10,059	1,027	1,878	315	125	1,438
安浦	広島県	2,785	238	726	1,821	501	104	20	377
豊島	広島県	19,276	3,238	15,682	355	3,691	1,047	65	2,581

## 危険物施設の状況

呉市消防局調べ

製造所	貯蔵所							取扱所					合計
	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般	
—	106	45	14	67	6	59	24	80	2	1	3	114	521

(令和5年3月31日現在)

## 高圧ガス施設の状況

呉市消防局調べ

第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者
34	305	132	12	28	30

(令和5年3月31日現在)

## (1) 一般ガス事業者（広島ガス株式会社呉支店）

製造能力及び基数	貯蔵能力 (m <sup>3</sup> )	導管延長 (m)		供給区域	供給戸数	
		1.0 MPa未満計	0.1～1.0 MPa		家庭用	事業用計
圧縮ガス式 移動式ガス発生装置 50 m <sup>3</sup> /時 (保有能力 157.6 m <sup>3</sup> ) × 1 基 空気吸入式 移動式ガス発生装置 4 m <sup>3</sup> /時 (保有能力 100 kg) × 2 基 30 m <sup>3</sup> /時 (保有能力 950 kg) × 1 基	阿賀供給所 球形ガスホルダー — 5,000 m <sup>3</sup> (0.735)	1.0 MPa未満計	0 84,385 517,395 610,780	呉市	家庭用	43,535
					事業用	2,982
					計	46,517

※供給戸数はメーター取付戸数。

※導管延長は、平成25年度末現在四捨五入の関係で一致しない場合がある。

※製造能力は供給熱量スペース、貯蔵能力の () 内は最高使用圧力、空気吸入式移動式ガス発生設備の能力は 62.8 MJ/m<sup>3</sup>換算

## (2) 高圧ガス大量保有事業所（一般高圧ガス）

事業所名	所在地	貯蔵量	ガス種別
海上自衛隊呉造修補給所	昭和町 5-2	267	酸素等

※貯蔵量 50t 以上が対象

## 火薬類施設の状況

呉市消防局調べ

1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計
4	-	-	1	5

(令和5年3月31日現在)

## 毒劇物取扱施設の状況

呉市調べ

製造業	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	特定毒物研究者	計
—	134	26	3	2	165

(令和5年4月1日現在)

## 防災重点ため池の状況(317箇所)

呉市調べ（令和5年4月1日現在）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
山中池	仁方宮上町2247	2.4	330
山中池	仁方宮上町2240	1.7	70
谷本	仁方町宮上町	2.6	80
新池	仁方大歳町464-2	1.9	110
向田	仁方町立場畦	2.8	60
相原池	仁方本町1丁目1043	2.6	510
からがあち池	仁方町戸田西4196	3.9	540
熊本	仁方皆実町3903-5	1.6	80
中川	仁方皆実町3862-3	2.5	90
谷本	仁方錦町甲3464	1.9	70
谷本池	仁方錦町甲3478	2.4	510
竹内	仁方錦町3537	1.4	20
竹内	仁方錦町3539	1.4	20
山中	郷原町上ノ原2974	1.8	110
平田の池	郷原町東遅越10560-2	1.1	40
植尾	郷原町東遅越10559-4	1.8	20
深谷池	郷原町山王3012	5.7	3,500
鬼池	郷原町上ノ原2995	2.7	690
新宅	郷原町中ミノカヤ8211-2	1.7	30
小池	郷原町上ミノカヤ8326	1.9	1,300
大池	郷原町上ミノカヤ8374-1	4.6	12,000
三ッ池上	郷原町岩山下410	2.5	120
三ッ池中	郷原町岩山下409	2.5	80
三ッ池下	郷原町岩山下408	1.9	40
ひょうたん池	郷原町シメノ松194	2.2	150
桑畑池	郷原町ワラヒノ山12526	6.0	28,000
十文池	郷原町西長谷4036-1	5.5	1,720
羽久井原池	郷原町一ノ松光山12507-412	10.3	42,000
松小屋池	郷原町一ノ松光12507-164	7.6	7,020
かんど池	郷原町片矢12155	2.8	270
林頭池	郷原町字林頭11996-2	3.3	1,000
惣田池	郷原町笹原11923	7.2	47,000
樋口前の池	郷原町中畑7459	2.1	5,400
新池	郷原町オケ峠2324	5.2	12,000
鳴子新池	郷原町上ミノカヤ8270	5.0	2,600
宮岡池	郷原町西岡条1471	3.5	210
繁田池	焼山北3丁目180	2.3	330
大田池	焼山町一ノ瀬龍ヶ畝	3.7	340
原垣内池	焼山町荒蒔4284	3.9	4,000
上条池	焼山北2丁目706	2.8	670
国僧大池	焼山町模原206	2.6	300
大池	焼山町高井出1258	6.4	22,500

## 資料編（災害予防編関係）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
二ツ下池	焼山町切地1323	3.1	460
二ツ上池	焼山町切地1322	2.5	320
大田池	焼山町南1丁目3946	4.3	420
神山大池	焼山町峠ヶ11188	14.0	11,400
荒谷池	栃原町平小管154	1.8	180
下垣内池	栃原町西谷685	2.1	1,300
亀池	苗代町亀石2108-1	3.8	5,000
小池	苗代町源氏高地2024	3.1	1,100
大池	苗代町源氏高地2024	4.5	2,490
新池	苗代町久井ヶ内10090-4	6.0	7,400
新池	苗代町久井ヶ内10090-4	6.0	6,000
広田上池（浅沼3号）	苗代町狐城10528	1.7	154
大野屋上池	苗代町掃部城10572-3	7.2	4,400
大野屋前池	苗代町大元1140	3.4	280
井手田屋上池	苗代町掃部城10595-3	2.2	1,200
南の上池（焼山井出 南池）	苗代町札ノ本1052	4.0	1,000
三ツ池下	苗代町字船ヶ原10642	4.5	900
坊主池	苗代町久井河内	3.1	4,400
応和池	郷原町下夕伐4091	11.1	33,300
浅沼2号池（小池1号）	苗代町狐城10489	1.7	235
西平2号池	押込3丁目1157	2.3	900
西平6号池	押込町西平367-2	3.0	470
西平7号池	押込3丁目1156	3.5	2,000
渡川新池	郷原町字東渡川6341, 6342	4.7	4,200
下高池	郷原町下カウ5804	3.0	1,200
鷹犬原池	郷原町野呂山麓12385	3.1	1,840
ねころぎ池	押込町中倉313	2.9	1,800
ねころぎ池	押込町中倉316	6.5	16,200
ねころぎ池	押込町中倉	1.5	820
大津池	押込4丁目556	1.7	300
吉田屋1号池	押込町6丁目228-6	2.0	200
中井池	押込6丁目222-2	1.7	370
開田小屋池	押込6丁目甲104-26	2.4	560
鍋土池	吉浦町鍋土3427	6.9	9,400
西ノ谷池	長谷町6513	1.8	100
中池	阿賀町奥田6475	9.0	2,400
新池	阿賀町八反田6224	5.2	2,800
と池	阿賀北2丁目414	2.5	340
新池	阿賀町藤掛2614	4.2	960
平原池	阿賀町平原6532	4.3	470
吉本池	広町正防寺8563	2.8	550
中池	広町神開13831	2.6	230
上福浦2号池	広白岳4丁目13629	1.8	70

## 資料編（災害予防編関係）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
吉田屋 2 号池	押込町東平113	2.5	500
鳩岡の池	音戸町北隠渡2丁目1339	3.7	2,500
観音池	音戸町南隠渡2丁目2120	3.0	390
大田の池 1 号	音戸町波多見三丁目4819	1.7	85
太田の池 2 号	音戸町波多見三丁目4820	3.6	2,200
桐ノ木の池	音戸町音戸桐ノ木5506	3.0	620
新池（波多見）	音戸町波多見九丁目5525	4.5	1,400
清水池	音戸町音戸大原7061	4.1	1,750
洞観池	音戸町音戸字通7723	4.0	2,000
中池	音戸町藤脇1丁目9146-1	3.7	2,100
郷田ヶ原池	音戸町音戸郷田ヶ原9442	2.7	315
おおずの池	音戸町早瀬1丁目甲5399	3.6	285
雨ノ浦池	音戸町渡子上南雨ノ浦5084	3.6	390
新池（田原）	音戸町渡子字丸子4416	7.7	10,000
ソリ田の池	音戸町田原3丁目4624-1	3.2	760
ハンミョウ池	音戸町田原3丁目4260	4.6	620
川ノ奥池	音戸町田原2丁目甲3575	2.5	140
柳田の池	音戸町渡子柳田464	3.0	550
おゆうの池	音戸町高須2丁目3975	2.8	290
島原の池	音戸町波多見3丁目4615	2.2	430
浦島の池	音戸町音戸天満5640	3.4	480
西河内の池	音戸町波多見9丁目5647	3.5	210
浦島の池 2 号	音戸町波多見11丁目5760	2.7	300
浦島の池 1 号	音戸町波多見11丁目5760	4.0	900
向井の池	音戸町音戸久保田6167-2	2.2	90
中大迫池	倉橋町中大迫14019	1.2	2,400
蕨郷池	倉橋町13245-7地先	5.0	3,920
観音上池	倉橋町向田7256	3.2	330
小塚池	倉橋町小塚6415	3.4	1,500
住吉谷池	下蒲刈町下島住吉谷3023-1	7.2	3,700
宇都迫池	下蒲刈町下島宇都迫3627, 3565-3	4.3	880
高下	蒲刈町大浦高下4532	3.8	830
上河内	蒲刈町大浦松尾4173-1	4.9	2,200
野瀬浦池	蒲刈町大浦梶屋2170-1	3.8	2,200
赤道	蒲刈町宮盛シノへ18	2.5	40
雁田池	蒲刈町宮盛雁田1150	10.1	18,000
美山下池	蒲刈町宮盛美山	8.1	2,100
美山上池	蒲刈町宮盛美山10181	6.8	1,170
柏原池	蒲刈町田戸柏原1565	5.0	3,000
釜ヶ谷池	安浦町赤向坂白稲1862	5.3	3,000
新池	安浦町赤向坂白稲1832	8.5	15,000
大池	安浦町赤向坂穴ヶ峠96-1外	4.5	5,400
山脇浦池	安浦町赤向坂深道250	2.9	950

## 資料編（災害予防編関係）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
阿知ヶ迫池	安浦町赤向坂阿知ヶ迫325	2.5	210
大林池	安浦町赤向坂大之本542	3.1	160
内海池	安浦町女子畑万畑10139	8.9	30,500
峠原共同池（下）	安浦町女子畑峠原1271-1	3.8	4,800
多尾田上池	安浦町女子畑峠原1288	2.8	880
金たたき池	安浦町女子畑峠原1338	3.0	2,000
峠原山田の池	安浦町女子畑峠原1348	5.0	800
多尾田下池（1）	安浦町女子畑峠原1291	2.4	400
多尾田池（下2）	安浦町女子畑峠原1292	2.0	200
峠原旭池（上）	安浦町女子畑峠原	4.6	400
峠原旭池（下）	安浦町女子畑峠原1344	3.1	400
峠原共同池	安浦町女子畑峠原1329	1.7	600
上田池（上2）	安浦町女子畑峠原1354-1	3.5	400
峠原中川池	安浦町女子畑峠原10179-2	2.9	200
青木原仲田池（北）	安浦町女子畑青木原1465	3.3	800
青木原青木池	安浦町女子畑青木原1428	2.4	1,800
小駒池	安浦町女子畑惣田1693	2.9	1,610
甲手亀池	安浦町女子畑字段地27,28	9.6	27,500
脇田の池	安浦町女子畑舟木119	2.5	400
舟木下重池	安浦町女子畑舟木255	1.5	400
木原池	安浦町女子畑舟木301-2	2.2	400
中谷の池	安浦町女子畑舟木290	5.3	580
岡之畝下重池	安浦町女子畑岡之畝337	2.0	600
山田の池	安浦町女子畑平畑833	3.5	600
平畑仁井岡池（下）	安浦町女子畑平畑855	2.4	950
平畑池	安浦町女子畑平畑759	5.0	5,600
土橋池	安浦町女子畑平畑800	2.3	3,000
助実1号池	安浦町女子畑字林2720	3.8	2,500
助実中池	安浦町女子畑字林2722	6.5	9,800
助実下池	安浦町女子畑字林2723	4.6	3,000
林藤元池（上）	安浦町女子畑林2684	2.3	400
林中井池（上）	安浦町女子畑林2682	2.0	600
神社上池（2／2）	安浦町女子畑中ノ迫2657	1.8	400
神社上池（1／2）	安浦町女子畑中ノ迫2658	9.0	800
藤元上池	安浦町女子畑林2672-2	2.1	200
上畑平西池	安浦町女子畑上畑2556	3.3	800
上畑下重池	安浦町女子畑上畑2426	2.8	400
上畑共同池	安浦町女子畑上畑2433	3.9	800
上畑池本池（上）	安浦町女子畑上畑2451	2.3	400
柳谷池本池	安浦町女子畑柳谷2396-1	3.7	800
柳谷下重池	安浦町女子畑柳谷2381	2.7	400
岡田之口中村池	安浦町下垣内岡田之口747	3.8	200
岡田之口中村池	安浦町下垣内岡田之口748	5.5	400



## 資料編（災害予防編関係）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
栗林池	安浦町下垣内栗林637	3.4	400
津江ヶ迫共同池	安浦町下垣内津江ヶ迫666-2	2.6	400
津江ヶ迫平岡池	安浦町下垣内津江ヶ迫669-1	2.9	200
栗林武谷池	安浦町下垣内津江ヶ迫674	1.9	200
栗林武谷池	安浦町下垣内栗林601	4.6	400
栗林共同池 (右)	安浦町下垣内栗林585	4.6	900
内海昭和池	安浦町赤向坂長松295-3	13.5	64,000
香川池 1号	安浦町赤向坂順境谷1544	2.4	96
香川池 2号	安浦町赤向坂順境谷1530-2	3.1	490
山本 1号	安浦町中畑向畠521	3.9	760
山本 2号池	安浦町中畑向畠514	2.8	480
山本池	安浦町中畑向畠508	3.0	400
日ノ平 2号	安浦町中畑日ノ平631	1.8	200
日ノ平下 1号	安浦町中畑日ノ平634-1	1.7	600
堂年桜谷池	安浦町中畑堂年737	5.3	400
石佛池	安浦町中畑字石佛784	4.4	10,500
今本池	安浦町中畑小部大168	2.6	400
上田池 (上)	安浦町中畑竹野本10168	2.8	200
堀本池	安浦町中畑小橋谷3-1	2.7	300
堀田迫大池	安浦町中畑堀田迫136	2.0	180
大久保池原池	安浦町原畑字宮之原10202-5	0.8	20
大久保大池	安浦町原畑大久保1048	4.5	6,800
寺山 1号池	安浦町原畑向垣内711-2	1.8	107
寺山 2号池	安浦町原畑向垣内708	1.1	46
竹の内池	安浦町内平向条624-1	6.1	7,400
おせど	安浦町内平掛野原648	5.3	735
丘野原池	安浦町内平恵穂子垣10126	2.5	1,540
むかいだ 1号	安浦町内平大向95	2.0	250
むかいだ 2号	安浦町内平大向95	2.9	340
畠中池	安浦町中切西麻鼻368	4.0	200
松迫池	安浦町中切北小林524	3.0	150
新池	安浦町中切信祖784	10.7	16,500
新池	安浦町中切信祖山10219-78	7.4	5,320
信祖池	安浦町中切字信祖876	9.6	81,200
堀本池	安浦町中切南向田1566	2.3	490
延相下池	安浦町安登延相824	3.5	5,200
新池 (延相中池)	安浦町安登字延相823	4.5	2,600
中池 (延相上池)	安浦町安登字延相822	4.3	10,400
下向之原下池	安浦町安登西9丁目550	4.5	13,200
下向之原上池	安浦町安登西9丁目567	4.8	530
ツンジ池	安浦町安登野呂山	8.5	4,500
岡山池	安浦町安登野呂山	4.3	3,730
新畑池 (下方)	安浦町安登新畑702	4.8	2,160

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
小迫池	安浦町安登西5丁目489-1	3.0	292
土井池 1号	安浦町安登西6丁目116-2	2.0	107
土井池 2号	安浦町安登西6丁目120	3.0	300
三ヶ峠共同池 1号	安浦町安登西7丁目52	2.6	1,900
榊岡池 1号	安浦町安登西7丁目2608	4.0	227
榊谷池 2号	安浦町安登寒風2657	2.0	40
寒風池	安浦町安登字寒風2649	8.5	44,000
榊岡池	安浦町安登	4.0	233
山口共同池 1号	安浦町安登東6丁目2627	2.0	147
山口共同池 2号	安浦町安登東6丁目2618	2.7	510
池本池 1号	安浦町安登東6丁目2540	4.0	292
池本池 2号	安浦町安登大谷10905-3	3.0	192
花本池	安浦町安登立石2534	3.0	310
後久保池	安浦町安登立石2531	3.0	200
池本池	安浦町安登東4丁目2281-1	4.0	140
升谷池	安浦町安登上跡条2247	3.0	345
池本池 6号	安浦町安登立石2918	2.8	500
住本池 2号	安浦町安登立石10868-5	2.0	320
住本池 3号	安浦町安登立石2521-2	4.0	340
和泉池	安浦町安登東4丁目2287-4	2.0	120
高橋池 1号	安浦町安登東6丁目2123-1	2.5	800
下池	安浦町安登東3丁目1997-1	3.5	1,600
新池（共同池 2号）	安浦町安登十郎	4.0	1890
山本 1号池	安浦町安登東1丁目1533	3.4	220
清水長谷東池	安浦町内海長谷1010	3.1	520
清水長谷西池	安浦町内海長谷1011	6.1	2,400
長谷清水池	安浦町内海長谷1035	2.7	350
長谷竹吉池	安浦町内海長谷1004	2.2	170
原垣内竹原池 1号	安浦町内海原垣内1117	1.7	260
原垣内竹田池	安浦町内海原垣内1085	2.8	250
原垣内竹岡池 2号	安浦町内海原垣内1077	2.9	80
原垣内共有池 1号	安浦町内海原垣内1173-1	5.5	590
原垣内上迫池	安浦町内海原垣内1184	1.6	60
原垣内共有池 4号	安浦町内海北5丁目1240	2.6	480
むら池	安浦町内海北5丁目1292	3.8	4,000
世良池 2号	安浦町内海寺迫1905	3.0	215
寺迫共有池 3号	安浦町内海寺迫1896-2	3.4	420
寺迫共有池 4号	安浦町内海字寺迫1896-1	3.1	690
寺迫共有池 6号	安浦町内海寺迫1927	3.4	345
寺迫大池	安浦町内海北5丁目1990	4.7	830
新池	安浦町内海字寺迫1933	7.2	3,400
寺迫共有池 7号	安浦町内海寺迫1935	3.9	340
南谷池	安浦町内海南谷北2262	4.1	160

## 資料編（災害予防編関係）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
岩本池 1 号	安浦町内海南谷北10607-4	4.0	345
岩本池 2 号	安浦町内海南谷北2089	4.0	170
岩本池 3 号	安浦町内海南谷北2096	3.9	240
南谷大池	安浦町内海字南谷北2288	5.8	6,200
大谷池 1 号	安浦町内海星垣内2272	4.1	340
大谷池 2 号	安浦町内海星垣内2276-1	2.9	195
大石池	安浦町内海南3丁目3401-1	1.7	40
厚谷池 3 号	安浦町内海岡田3486	3.7	290
赤仁田大池 1 号	安浦町内海字赤仁田3893-1	5.5	1,500
岩見池	安浦町内海赤仁田3944	3.5	440
大西池	安浦町内海赤仁田3946	3.7	355
浜道池	安浦町内海赤仁田3925	2.9	145
沖田池	安浦町内海南6丁目4060	5.0	3,000
浜道池 2 号	安浦町内海向山4131	4.2	2,500
桐山池 3 号	安浦町内海向山10920-5	4.0	305
大下池	安浦町内海向山4172	3.1	110
山中池 2 号	安浦町内海才崎4225	4.0	460
塚本池	安浦町内海才崎4280	4.0	2,400
森林池 1 号	安浦町内海才崎4302	3.0	220
森林池 2 号	安浦町内海才崎4303-1	4.0	415
中村池	安浦町三津口深之浦10002-9	3.7	315
松本池	安浦町三津口深之浦10053-6	3.8	860
三原池	安浦町三津口深之浦10055-6	3.4	625
伊藤池 2 号	安浦町三津口深之浦10058-5	5.3	2,700
伊藤池	安浦町三津口古城1677	2.9	710
伊藤池 1 号	安浦町三津口津谷ヶ浦1239	2.1	50
伊藤池	安浦町三津口3丁目1266-1	3.0	550
内後迫池	安浦町三津口字内後迫1400	3.9	2,900
子之浦村池	安浦町三津口内後迫1430	5.0	460
小田池 1 号	安浦町三津口才崎1880-1	3.7	410
小田池 2 号	安浦町三津口才崎1878	3.3	495
小田池 3 号	安浦町三津口水尻10244-5	2.7	310
佐藤池 2 号	安浦町三津口水尻10254	3.7	610
東池 2 号	安浦町三津口水尻10266	2.3	125
西本池 2 号	安浦町三津口亀戸2115-1	7.7	800
かノヲク山共有池 2 号	安浦町安登かノヲク山11152-8	5.2	2,500
かノヲク山共有池 3 号	安浦町安登かノヲク山11152-10	7.0	3,500
平畑上池（新池）	安浦町女子畑岡之畝398	4.1	3,800
奥の原池	安浦町女子畑鷹巣1499	3.0	900
橘池	川尻町小仁方2丁目43	3.0	383
小仁方共有池（A）	川尻町小仁方2丁目44	3.0	200
後懸古池	川尻町後懸792	4.4	6,000
後懸新池	川尻町後懸796-1	4.7	16,000

ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
野呂山水池	川尻町	3.8	22,500
黄盤池	川尻町原山1丁目1966-1	3.4	600
ヨ夕池	川尻町久俊2丁目2271	3.3	2,800
久筋大池	川尻町久筋1丁目2997-1ほか	6.7	17,500
大原新池	川尻町久俊2丁目5560	5.0	533
小畑1号池（通称 おみ池）	川尻町久筋2丁目3173-1	6.0	2,897
小畑2号池（通称 うわ池）	川尻町小畑3193-1	3.0	2,300
昭和池	川尻町後懸5337-2	7.0	55,000
岡田池（A）	川尻町西4丁目357	3.0	67
迫田池	川尻町沖田376-1	2.0	43
柳迫新池	川尻町森4丁目569 他	9.5	36,000
平木池	川尻町久俊2丁目3030-10	3.0	159
沖田池	川尻町岩戸5051-132	3.0	72
檜ノ池	川尻町真光地5696	4.6	1,370
前西池	川尻町小畑3222	3.0	2,300
笹根池	川尻町久筋3丁目3149	2.0	100
丸子池	川尻町大原3120	3.0	150

（ 空 白 ）

## 防災行政無線の整備状況

呉市調べ（令和5年12月31日現在）

〔旧呉市内〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	天応緑地	天応大浜4丁目1-1
2	天応市民センター	天応宮町4-15
3	背戸の川右岸	天応西条3丁目99-1
4	天応中学校	天応東久保2丁目7-1
5	JR天応駅横駐輪場	天応塩谷町1648-6
6	落走集会所	長谷町22-4
7	吉浦中学校	狩留賀町8-6
8	吉浦集会所	吉浦本町3丁目11-35
9	吉浦市民センター	吉浦東本町1丁目7-23
10	上城公園	吉浦上城町584-21
11	吉浦墓地入口	吉浦新出町296-2
12	海上自衛隊吉浦宿舎入市道	吉浦宮花町2-6
13	池の浦団地児童遊園	吉浦池ノ浦町1-2
14	瀬戸見第1公園	瀬戸見町11-147
15	海岸4丁目公園	海岸4丁目117-4
16	北塩屋民地	西川原石町392
17	二川まちづくりセンター	築地町3-1
18	東愛宕市営住宅集会所	東愛宕町1-1
19	両城小学校	三条2丁目15-12
20	呉駅西共同ビル	宝町1-10
21	大和ミュージアム	宝町5-20
22	消防局	西中央3丁目1-9
23	呉市役所	中央4丁目1-6
24	ビュー・ポートくれ	中通1丁目1-2
25	和庄小学校	八幡町10-7
26	清水ちびっ子広場	清水3丁目267-1
27	呉市環境試験センター	青山町5-3
28	二河球場	二河町1238-1
29	二河峡橋上市道	二河峡町151-36地先
30	内神公園	内神町204-19
31	長ノ木公園	長ノ木町40-8
32	寺本公園	寺本町15-22
33	西惣付公園	西惣付町86-1
34	畝原公園	畝原町415-1
35	平原浄水場	平原町26-51
36	呉市消防団本通詰所（本通8）	本通8丁目3-15
37	東惣付町	東惣付町666-1
38	西谷公園	西谷町333-33
39	上畑第2公園	上畑町340
40	広島電鉄（株）東畑車庫	東畑2丁目4-32
41	室瀬公園	室瀬町86

番号	拡声子局名	設置場所
42	宮原市民センター	宮原 4 丁目 10-1
43	神原町子供会倉庫	神原町 9-2
44	宮原まちづくりセンター	宮原 7 丁目 4-21
45	宮原中学校	船見町 1-1
46	坪内小学校	宮原 12 丁目 13-1
47	アレイからす小島 市道	船見町 4 地内
48	宮原 1 3 丁目公園	宮原 13 丁目 6-27
49	鍋山第 2 公園上市道	警固屋 1 丁目 176-8
50	いそがめ公園	的場 2 丁目 173
51	警固屋まちづくりセンター	警固屋 2 丁目 222
52	警固屋 4 丁目商業施設南側	警固屋 4 丁目 223-29
53	警固屋市民センター	警固屋 6 丁目 24-3
54	音戸の瀬戸公園	警固屋町 8 丁目 10 地内
55	県営警固屋アパート横	警固屋 8 丁目 292
56	さくらの里公園上バス転換場	見晴 1 丁目 139-2
57	警固屋 9 丁目市営住宅屋上	警固屋 9 丁目 7-18
58	見晴公園	見晴 2 丁目 77-4
59	警固屋 9 丁目 1 1 市有地	警固屋 9 丁目 369-1
60	冠崎観音堂	阿賀南 9 丁目 12174
61	冠崎方向変換地	阿賀南 9 丁目 11219-4
62	大入公園	阿賀南 8 丁目 9142-3
63	旧大入小学校	阿賀南 8 丁目 8-20
64	阿賀南 7 丁目 5 県道沿い	阿賀南 7 丁目 7503-14
65	旧延崎小学校	阿賀南 6 丁目 6731 番 1
66	阿賀町塩谷	阿賀南 6 丁目 6782-2
67	豊栄公園	阿賀南 2 丁目 100-2
68	JR 海岸通踏切北	阿賀中央 8 丁目 5756-45
69	阿賀市民センター	阿賀中央 6 丁目 2-16
70	阿賀中央公園	阿賀中央 2 丁目 2920-1
71	豊栄東公園	阿賀南 1 丁目 3-12
72	ほうゆう病院南側市道	阿賀北 1 丁目 164-3
73	大坪谷公園	阿賀北 3 丁目 820-16
74	阿賀郷公園	阿賀北 8 丁目 1866-2
75	原公園	阿賀北 5 丁目 1437
76	広市民センター	広古新開 2 丁目 1-3
77	虹村公園	広多賀谷 2 丁目 3-1
78	クリーンセンターくれ	広多賀谷 3 丁目 9-3
79	広公園	広大新開 1 丁目 7-1
80	津久茂明磯神社	広津久茂町 15445
81	広南中学校	広長浜 4 丁目 1-9
82	広南小学校	広長浜 4 丁目 1-26
83	旧小坪小学校	広小坪 1 丁目 24-1
84	小坪第 4 公園	広小坪 2 丁目 18060-189

番号	拡声子局名	設置場所
85	横路自治会館	広横路 3 丁目 12-2
86	横路小学校	広横路 4 丁目 1-9
87	大広自治会館	広大広 2 丁目 3488-4
88	文化新開第 2 公園	広文化町 1017-191
89	四新開第 2 公園	広古新開 6 丁目 49
90	名田公園	広名田 1 丁目 10836-41
91	白岳住宅 屋上	広白岳 3 丁目 6-6
92	白石第 5 公園	広白岳 5 丁目 11045-25
93	広島電鉄（株）広東のりばバス停	広白岳 4 丁目 11305 地先
94	白岳中学校	広駅前 2 丁目 11-1
95	広小学校	広杭本町 3-1
96	広中央中学校	広吉松 2 丁目 15-1
97	塩焼第 2 公園	広塩焼 1 丁目 7385-27
98	広町田 2 丁目市道	広町田 2 丁目 7491-6
99	芳渕トンネル北	広石内 2 丁目 6611-3
100	石内第 2 公園	広石内 3 丁目 5546-13
101	仁方宮上町市道	仁方宮上町 2617-4
102	仁方中筋公園	仁方中筋町 1753-1
103	仁方市民センター	仁方本町 1 丁目 6-11
104	仁方栈橋公園	仁方栈橋通 1511-37
105	皆実第 2 公園	仁方皆実町 3908-13
106	皆実公園	仁方皆実町 3900-1
107	戸田自治会館	仁方町字戸田東 4060-1
108	大歳神社南側	仁方大歳町 440-8
109	仁方川尻線入口	仁方町 37-29
110	長谷工業団地内歩道上	郷原町字一ノ松光山 2507-657
111	総合スポーツセンター	郷原町 2519-1
112	郷原第 7 地区自治会集会所南西側	郷原町字大積山 2516-28
113	郷原工業団地内	郷原町字一ノ松光山 626-24
114	桑畑工業団地歩道上	郷原町 4010-9
115	二級ダム	郷原町字大積山 12534 番
116	郷原第 6 区集会所東側市道	郷原町山田 1426-2 地先
117	郷原第 5 区集会所	郷原町字上ノ原 2865-2
118	郷原第 4 区自治会館	郷原町字惣引谷 3302
119	郷原第 8 区集会所	郷原町字平岩 1607-3
120	学びの丘第 2 公園	郷原学びの丘 2 丁目 1825-94
121	郷原市民センター	郷原町 1585-8
122	胡神社前県道歩道	郷原町岡条 565-6
123	野路の里第 2 公園	郷原野路の里 1 丁目 2222-149
124	郷原第 10 区集会所	郷原町字地藏平 7342-1
125	斎場	焼山町字鍋土 10723 番地の 24
126	ひばりヶ丘第 1 公園	焼山ひばりヶ丘町 690-19 地先
127	梅ヶ丘公園	焼山松ヶ丘 2 丁目 747-31



番号	拡声子局名	設置場所
128	芳井田第2公園	焼山西1丁目659-65
129	政畝南公園	焼山政畝1丁目799-43
130	呉昭和高校入口市道	焼山町557
131	昭和西ふれあい集会所	焼山西3丁目1632-3
132	宮ヶ迫第1公園	焼山宮ヶ迫2丁目367-23
133	宮ヶ迫ニュータウン1号公園	焼山宮ヶ迫2丁目255-363
134	本庄第1公園	焼山本庄3丁目123-749
135	昭和北中学校	焼山泉ヶ丘2丁目11-1
136	夢ヶ丘自治会館	押込西平町24-1
137	のぞみヶ丘第1公園	押込4丁目333-203
138	押込第1公園	押込5丁目414
139	レイクパーク本庄	押込2丁目386-2
140	本庄水源地	焼山北3丁目1542-1
141	広島電鉄（株）北原バス停	焼山北1丁目504-1
142	昭和市民センター	焼山中央2丁目8-12
143	第3焼山団地9号公園	焼山東1丁目1485-43
144	第2焼山団地1号公園	焼山中央4丁目914-30
145	涼ヶ台公園	焼山東4丁目1435-32
146	焼山南ハイツポンプ場	焼山南1丁目3125-19
147	焼山南2丁目市道上	焼山南2丁目3832
148	焼山南ハイツ第3公園	神山3丁目3208-259
149	神山1丁目市道上	神山1丁目3635-3
150	苗代公園	苗代町字掃部城611-39
151	狐城ポンプ所	押込6丁目201-1
152	苗代下条バス停	苗代町字下条1515-1
153	苗代自治会館	苗代町字岡台544-2
154	昭和東まちづくりセンター	苗代町39-2
155	栃原町竹内神社下	栃原町字宮ノウ称974
156	串山公園	船見町13-1
157	汐見ヶ丘団地	吉浦町白崎1289-2
158	広石内4丁目地内	広石内4丁目5352-2地内
159	常楽園	警固屋9丁目9地内
160	小坪第5公園	広小坪2丁目19地内
161	古新開第2公園	広古新開9丁目2201

## 〔下蒲刈地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	丸谷港	下蒲刈町下島字丸谷耕 2120-9
2	蘭島閣美術館別館	下蒲刈町三之瀬字見東 195
3	住吉谷	下蒲刈町下島字住吉谷 3071-2
4	塩浜橋横	下蒲刈町下島字塩浜新開耕 1653-1
5	下島地区汚水浄化センター	下蒲刈町下島字町新開 1713-1
6	中田	下蒲刈町下島字中田耕 508-4
7	上明神獄	下蒲刈町下島字上明神耕 912
8	大地蔵集会所	下蒲刈町下島字大地蔵 3290-4
9	平原	下蒲刈町下島字平原耕 3484-3
10	宇都迫	下蒲刈町下島字田ノ尻 3556-7
11	三之瀬御本陣芸術文化館前県道	下蒲刈町三之瀬字南町 310-12 地先

## 〔川尻地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	川尻市民センター	川尻町東1丁目 1-21
2	小用1	川尻町小用2丁目 1045-4
3	小用2	川尻町小用 2774-5
4	水落	川尻町小用1丁目 2679-2
5	郷	川尻町東2丁目 2726-72
6	川尻小学校	川尻町久俊1丁目 5-24
7	久筋	川尻町久筋1丁目 2848-2
8	大原	川尻町久俊3丁目 5582-2
9	要垣内	川尻町久俊1丁目 3003-4
10	原山上	川尻町原山1丁目 5466-3
11	柳迫	川尻町森4丁目 5079-2 地内
12	岩戸団地	川尻町西4丁目 312-20
13	岩戸	川尻町西5丁目 239-8
14	小仁方団地	川尻町西6丁目 5032-232
15	小仁方	川尻町小仁方1丁目 5015-10
16	上畑	川尻町原山3丁目 919-4
17	川尻グラウンド	川尻町西1丁目 23-47
18	森	川尻町森2丁目 1621-1

## 〔音戸地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	消防団消防車庫	音戸町坪井 2 丁目 100-5
2	瀬戸八幡神社	音戸町引地 2 丁目 411-1
3	音戸高校	音戸町北隠渡 1 丁目 784-2
4	南隠渡天神社	音戸町南隠渡 3 丁目 1810-2
5	南区集会所	音戸町南隠渡 1 丁目 1244-1
6	高須	音戸町高須 3 丁目 4287-11
7	外双見	音戸町波多見 1 丁目 4553-96
8	波多見消防ポンプ	音戸町波多見 2 丁目 9955-6
9	大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見 6 丁目 5234-1
10	宮浦	音戸町波多見 9 丁目 576-1
11	請石	音戸町波多見 10 丁目 759-2
12	畑区老人集会所	音戸町畑 1 丁目 6864-4
13	畑区コミュニティ会館	音戸町畑 1 丁目 6907-2
14	旧奥内小学校	音戸町畑 3 丁目 7322-3
15	先奥自治会館	音戸町先奥 2 丁目 8276-19
16	藤脇	音戸町藤脇 2 丁目 9622-9
17	鯉の浦	音戸町早瀬 3 丁目 6236-5
18	早瀬漁港	音戸町早瀬 2 丁目 6102-9
19	早瀬大橋	音戸町早瀬 1 丁目 5512-7
20	田原漁協	音戸町田原 2 丁目 3765-22
21	田原	音戸町田原 2 丁目 3093-1
22	旧音戸西中学校	音戸町渡子 3 丁目 2215-1
23	渡子	音戸町渡子 2 丁目 967
24	渡子東	音戸町渡子 1 丁目 145-1
25	渡子コミュニティセンター	音戸町渡子 2 丁目 1168-6
26	畑説教所	音戸町畑 2 丁目 6441
27	田原入作	音戸町田原 3 丁目 4355
28	旧音戸小学校	音戸町引地 2 丁目 418-23
29	瀬戸分団詰所	音戸町鯛浜 1 丁目 524
30	双見団地	音戸町波多見 1 丁目 534-2
31	坪井港	音戸町坪井 3 丁目地内
32	三軒鼻	音戸町坪井 1 丁目 281-3
33	音戸高校 2	音戸町北隠渡 2 丁目 1133
34	南隠渡 2	音戸町南隠渡 4 丁目 2870
35	高須 1	音戸町南隠渡 1 丁目 1902
36	高須上	音戸町高須 3 丁目 4513-73
37	波多見消防ポンプ 2	音戸町波多見 2 丁目 10244-11
38	波多見 2	音戸町波多見 4 丁目 5065-1
39	大浦崎ハイツ	音戸町波多見 6 丁目 5134-12
40	畑コミュニティー 2	音戸町畑 3 丁目 7090-8
41	先奥 2	音戸町先奥 3 丁目 8961
42	藤脇 2	音戸町藤脇 1 丁目 9309

番号	拡声子局名	設置場所
43	明德小2	音戸町藤脇 1 丁目 9112-13
44	檜ノ木	音戸町藤脇 3 丁目 9935-1
45	早瀬本手	音戸町早瀬 1 丁目 5152-1
46	下流田	音戸町早瀬 1 丁目 5000-16
47	田原ウシロ	音戸町田原 1 丁目 2534-1
48	美化センター	音戸町渡子 1 丁目 31-17

## 〔倉橋地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	西宇土	倉橋町字西宇渡本谷下 3904-2
2	須川 1	倉橋町字岩本 580-15 地先
3	須川 2	倉橋町字中郷 3301-4
4	尾曾郷	倉橋町字瀬郷耕 2807-24
5	桂浜	倉橋町字先宮ノ浦五本松耕 384-2
6	誠和団地	倉橋町字小敷ヶ峠 7820-1
7	尾立 1	倉橋町字東浜中 9964-13
8	納	倉橋町字納耕 9675-19
9	釣土田 2	倉橋町字飛渡 6950-2
10	袋ノ内	倉橋町字藻浦 11320-6 外
11	大迫	倉橋町大迫地内
12	室尾	倉橋町字宮ノ庄 11959-29
13	海越 1	倉橋町字海越北耕 15101-2
14	鹿老渡	倉橋町字江ノ内耕 16533
15	瀬戸	倉橋町字鹿島瀬戸耕 18877-3
16	碓之元	倉橋町字鹿島碓ノ元 4247-3
17	宮ノ口	倉橋町字鹿島西郷耕 17740-1
18	大向	倉橋町字大向笠松耕 4707-1
19	重生	倉橋町字西平 4885-1
20	瀬戸内台 1	倉橋町字鳴滝耕 5838-1
21	光ヶ瀬	倉橋町字鳴滝耕 5869-2
22	宇和木 1	倉橋町字下岩畔 6086 地先
23	宇和木 2	倉橋町字宇和木新開 6644-32
24	宇和木 3	倉橋町字柳 6857-1
25	釣土田 1	倉橋町字沼里 7151-6
26	大江	倉橋町字大江 7765
27	長谷 1	倉橋町字迫耕 8191-1
28	江ノ浦	倉橋町字江ノ浦尻ナシ 5544-3
29	上河内	倉橋町字楮岩耕 1321-2
30	才ノ木 1	倉橋町字財崎 601-9
31	尾立 2	倉橋町字加登耕 17575-3
32	海越 3	倉橋町字長瀬耕 15243-1
33	長谷 2	倉橋町字長谷新開耕 8055
34	倉橋市民センター（才ノ木 2）	倉橋町字前宮ノ浦 440
35	瀬戸内台 2	倉橋町字重極耕 5786-6
36	瀬戸内台 3	倉橋町字鳴滝耕 5849-11
37	小林	倉橋町字新町耕 1211-1
38	小宇和木展望台	倉橋町小宇和木 5897-7 地内
39	須の浦山	倉橋町字須ノ浦 809-3 地先

## 〔蒲刈地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	片山	蒲刈町向字片山 684-3
2	蒲刈まちづくりセンター	蒲刈町向字串山 1112-29
3	向コミュニティセンター	蒲刈町向字北刈浜 3206-1
4	鳩崎神社	蒲刈町田戸字湊谷耕 770-1
5	拾年	蒲刈町田戸字拾年 2199
6	亀山神社	蒲刈町宮盛字中原耕 626-1
7	上り田	蒲刈町宮盛字上り田 1400
8	殿河内	蒲刈町大浦字殿河内耕 324
9	宮田新開	蒲刈町大浦字宮田新開耕 5420 地先
10	梶屋	蒲刈町大浦字梶屋耕 1831
11	後原	蒲刈町大浦字後原 3396-5
12	沖浦	蒲刈町大浦字前沖浦 7369-1
13	蒲刈市民センター	蒲刈町宮盛 1-2 他

## 〔安浦地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	市原	安浦町大字中畑字市原 1312-5
2	中畑	安浦町大字中畑字向島 434-7
3	下垣内	安浦町大字下垣内字下之坪 786-1
4	赤向坂	安浦町大字赤向坂字沖田 390-7
5	女子畑	安浦町大字女子畑字堂之畝 635 外
6	藤木	安浦町大字赤向坂字宮迫 304-1
7	三津口東	安浦町三津口 4 丁目 1352-1
8	三津口中	安浦町三津口 2 丁目 1081
9	三津口西	安浦町中央 6 丁目 1002-2
10	大北	安浦町中央北 2 丁目 1020-26
11	田屋	安浦町内海北 1 丁目 1680-4 地先
12	頓原	安浦町内海北 4 丁目 745-9
13	南谷	安浦町内海北 7 丁目 2550-1
14	浦尻	安浦町内海南 4 丁目 3774-6
15	水尻	安浦町水尻 1 丁目 275-2
16	日之浦	安浦町大字安登字道中山 1167-6
17	塩谷	安浦町大字安登字塩谷 3084-31
18	原畑	安浦町大字原畑字田中 349-1
19	内平	安浦町大字内平字山条 311-3 地先
20	中切	安浦町大字中切字梶耶 1052-1
21	岡谷	安浦町安登西 1 丁目 1583-14
22	奥条	安浦町安登西 3 丁目 1079-3
23	小田野原	安浦町安登西 10 丁目 315-1
24	市迫	安浦町安登西 8 丁目 142-72
25	向野原	安浦町安登西 5 丁目 341-1
26	跡条	安浦町安登東 3 丁目 2036-1

番号	拡声子局名	設置場所
27	山口	安浦町安登東 6 丁目 2596-1
28	源道尻	安浦町安登東 2 丁目 689-2 外
29	中央ハイツ	安浦町中央ハイツ 1-112
30	晴海園	安浦町中央 5 丁目 1-98
31	内海南自治会館前	安浦町中央 3 丁目 132-7
32	岡谷集会所	安浦町安登西 2 丁目 1365
33	赤仁田	安浦町内海南 6 丁目 3988-1 地先
34	水尻対岸	安浦町中央 7 丁目 1865-42 地先
35	亀戸	安浦町大字三津口字亀戸 2111-3 地先
36	女垣内	安浦町大字女子畑字宮之本 1949-1
37	安浦市民センター	安浦町中央 4 丁目 3-2
38	水道課ポンプ場	安浦町大字中畑字日ノ平 600-1
39	バイパス上	安浦町大字中畑字竹野本 890
40	バイパス下	安浦町大字中畑字萩原山 739
41	赤向坂西	安浦町大字赤向坂字広島 223
42	女子畑上	安浦町大字女子畑字段地 70-2
43	女子畑 J A	安浦町大字女子畑字堂之畝 738-1
44	峠原 1	安浦町大字女子畑字青木原 1360-2
45	深之浦	安浦町大字三津口字深之浦 10050-12 地先
46	分団屯所	安浦町三津口 3 丁目 1264-30
47	原畑西	安浦町大字原畑字大久保 950-2
48	中切下	安浦町大字中切字梶耶 1130-7 地先
49	小田野原北	安浦町安登西 10 丁目 315-1
50	市迫東	安浦町安登西 8 丁目 134-23
51	跡条上	安浦町安登東 4 丁目 2184-1 地先
52	大谷団地	安浦町安登東 6 丁目 917-21

## 〔豊浜地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	小野浦 1	豊浜町大字豊島字札場口耕 3582-1
2	小野浦 2 - 1	豊浜町大字豊島字妙現 3438-5
3	小野浦 2 - 2	豊浜町大字豊島字札場口耕 3426-15
4	内浦	豊浜町大字豊島字下堀耕 1033-4
5	山崎	豊浜町大字豊島字山崎耕 3084-4
6	立花	豊浜町大字大浜字北立花耕 38-7
7	大浜 1	豊浜町大字大浜字深田耕 477-1
8	大浜 2	豊浜町大字大浜字浜 1131
9	斎島	豊浜町大字斎島字柳ヶ浦 204
10	田ノ浦 2	豊浜町大字豊島字立野山 1703-3
11	長砂	豊浜町大字豊島字先長砂耕 1382
12	長砂 2	豊浜町大字豊島字小田ノ段耕 2023-1
13	西松山	豊浜町大字大浜字西松山耕甲 1814-1
14	坂本	豊浜町大字豊島字中平野 241-2

## 〔豊地区〕

番号	拡声子局名	設置場所
1	小長	豊町大長字小長 5992-90
2	大長棧橋	豊町大長字船津 5983-5
3	旧豊小学校	豊町大長字前大浦 4796-40
4	御手洗多目的センター	豊町御手洗字蛭子町 255-1
5	大長3区	豊町大長字草露明 5695-1
6	大長4区	豊町大長字皆見 5272-1
7	豊町スポーツセンター	豊町沖友字下原耕 1132-1
8	片山	豊町久比字片山 894-1
9	大和	豊町久比字畑成 2023-2
10	豊小学校	豊町久比字沖田耕 252-6
11	浜の崎	豊町久比字浜ノ崎耕 188-1
12	三角	豊町久比字三角新開耕 3645
13	ふるさと学園	豊町御手洗字北富永町 410
14	沖友コミュニティセンター	豊町沖友字上西垣内 1277
15	久比西堀	豊町久比字新開地内
16	葦の浦	豊町大長字葦の浦地先
17	北津倉	豊町御手洗字北津倉地先
18	白潟公園	豊町沖友字佛崎耕 1760-2
19	豊市民センター	豊町大長字堂之尻 5915-4



（ 空 白 ）

## 消防・救急無線の整備状況

呉市消防局調べ

## (固定局・基地局)

名 称	設置場所	種 別		
		固定局	基地局	合 計
くれしょうぼう	呉市西中央3丁目1-9	1	0	1
くれしょうぼうぜんだなやま	呉市広町字馬離場 1237-27	1	1	2
くれしょうぼうだほうざん	江田島市大柿町大原 410	1	1	2
くれしょうぼういっぼうじ	呉市豊町大長 4127	1	1	2
くれしょうぼうやすみやまとんねる	呉市阿賀中央1丁目14-14	0	1	1
くれしょうぼうよこる・あげやまとんねる	呉市広町 4195	0	1	1
合 計		4	5	9

(令和5年4月1日現在)

## (移動局配置)

種 別 \ 配置別	消防局	西消防署	東消防署	合 計
車載無線機・10W	6	31	37	74
携帯無線機・5W	13	33	34	80
携帯無線機・10W	1	2	1	4
合 計	20	66	72	158

(令和5年4月1日現在)

## 中国地方非常通信協議会

### 1 目的

電波法第 74 条（昭和 25 年公布）の規定に基づき、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、昭和 26 年 7 月 19 日、中央非常協議会が設立され、これに伴い、中国地方においては、昭和 27 年 4 月 1 日に中国地方非常通信協議会が設立された。

その後、昭和 40 年 6 月 2 日の電波法改正により、第 74 条の 2 の規定が追加され、非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられ、現在に至っている。

### 2 非常通信とは（電波法第 74 条（非常の場合の無線通信））

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

### 3 非常通信体制の整備等（電波法第 74 条の 2（非常の場合の通信体制の整備））

総務大臣は、前条第 1 項に規定する通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人等の協力を求めることができる。

### 4 非常時における重要通信の確保

総務大臣は、電波法 74 条の 2 の規定に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備し、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を行っている。

### 5 事務局等

会 長 中国総合通信局長

事務局 防災対策推進室 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

電 話 (082) 222-3398 F A X (082) 221-0075

MAIL chugoku-hi joukyou@soumu. go. jp

### 6 構成機関

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部	備北地区消防組合
中国四国管区警察局情報通信部	安芸高田市消防本部
中国四国管区警察局広島県情報通信部	尾道市消防局
広島県警察本部	廿日市市消防本部
中国総合通信局	北広島町消防本部
広島矯正管区	東広島市消防局
中国地方整備局	福山地区消防組合消防局
中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	江田島市消防本部
広島地方気象台	日本赤十字社広島県支部
第六管区海上保安本部	日本放送協会広島放送局

西日本高速道路株式会社	株式会社中国放送
本州四国連絡高速道路株式会社	広島テレビ放送株式会社
広島県	株式会社広島ホームテレビ
広島市	株式会社テレビ新広島
呉市	広島エフエム放送株式会社
竹原市	株式会社中国コミュニケーションネットワーク
三原市	株式会社エフエムふくやま
尾道市	尾道エフエム株式会社
福山市	株式会社FMはつかいち
府中市	特定非営利活動法人エフエムハムスター
三次市	日本ケーブルテレビ連盟中国支部
庄原市	西日本電信電話株式会社中国支店
大竹市	KDDI株式会社
東広島市	株式会社NTTドコモ中国支社
廿日市市	ソフトバンク株式会社
安芸高田市	Wireiess City Planning 株式会社
江田島市	一般財団法人移動無線センター 中国センター
府中町	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
海田町	中国電力株式会社
熊野町	中国電力ネットワーク株式会社
坂町	広島ガス株式会社
安芸太田町	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
北広島町	一般社団法人中国自動車無線協会
大崎上島町	広島移動無線センター
世羅町	日本通運株式会社広島支店
神石高原町	株式会社中国新聞社
広島市消防局	日本銀行広島支店
呉市消防局	株式会社日本政策金融公庫広島支店
三原市消防本部	社団法人日本アマチュア無線連盟中国地方本部
大竹市消防本部	社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部
府中町消防本部	

7 広島県内の非常通信ルート（広島県から県内各市町間の代替通信ルート）

市名	番号	ルート名	ルート				県庁
<b>呉市</b> (危機管理課) TEL0823-25-3326 FAX0823-25-0315  防災相互無線 (防災) 400MHz ML	①	通常	034-202-110 034-202-199 音声/FAX 034-101-2785 034-101-119 地星				<b>広島県</b> 危機管理監危機管理課 TEL082-513-2785 FAX082-227-2122
	②	警察	←-----→ 使送(1.5km)	呉警察署 (警備課) TEL0823-29-0110 FAX(電話切替) (24時間)	←-----→ 警察	広島県警察本部 (警備課) TEL082-228-0110 FAX082-228-0009 (24時間)	内線電話 防災相互無線 (防災) 150MHz FP/MP 400MHz MP
	③	警察	←-----→ 使送(12km)	広警察署 (警備課) TEL0823-75-0110 FAX(電話切替) (24時間)	←-----→ 警察	←-----→ 使送(0.1km)	
	④	建設	←-----→ 使送(8km)	呉国道出張所 (広島国道事務所 と連携のこと) TEL0823-73-4798 FAX0823-73-9414 (昼間のみ)	←-----→ 水防	太田川河川事務所 (電気通信担当) TEL082-221-2436 FAX082-221-3245 (昼間のみ)	←-----→ 水防
	⑤	電力	←-----→ 使送(1.2km)	中国電力ネットワーク 呉ネットワークセンター (ネットワークサービス課) TEL0823-26-2623 FAX0823-26-2614 (平日8:50~17:20)	←-----→ 音声/FAX 電力	中国電力本社 (広報環境部門 地域総括担当) TEL082-544-2854 FAX082-504-7006 (平日8:50~17:20)	専用FAX その他
	⑥	JR	←-----→ 使送(1km)	呉駅 (当務) TEL0823-21-2002 FAX0823-24-2574 (24時間)	←-----→ JR	広島駅 (当務) TEL082-261-4697 FAX082-262-4576 (24時間)	←-----→ 使送(1.5km)
	⑦	消防	←-----→ 使送(1.1km)	呉市消防局 (警防課) TEL0823-26-0119 FAX0823-26-0309 (24時間)	←-----→ 消救	広島市消防局 (通信指令室) TEL082-546-3456 FAX082-542-1007 (24時間)	←-----→ 使送(2.4km)

## 危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置状況

## 1 危機管理型水位計（県・国）

## (1) 県

担当	水系	河川名	水位	観測所
			観測開始水位	位置
西部建設事務所 呉支所	野呂川	中畑川	-1.86	呉市安浦町中央北2丁目（御幸橋）
	大谷川	大谷川	-1.30	呉市阿賀中央1丁目9-30付近
	堺川	堺川	-1.26	呉市中通4丁目（巴橋）
	堺川	内神川	-1.08	呉市内神町（濱田橋）
	高田川	高田川	-1.40	呉市豊町久比

※ 観測開始水位に達したら水位観測を監視し、10分ごとに水位が更新される。

広島県河川防災情報システム（「各種防災情報」・「危機管理型水位計」）参照

## (2) 国土交通省中国地方整備局

担当	水系	河川名	水位	観測所
			観測開始水位	位置
広島西部山系砂防事務所	大屋大川	大屋大川	-1.98	呉市天応西条4丁目（大屋大川下流）

※ 危機管理型水位計は、砂防、河川改修などの工事予定期間である平成31年から令和5年までの5年間設置。（ただし、工事期間が延長した場合はその間継続される。）

広島県河川防災情報システム（「各種防災情報」・「危機管理型水位計」）参照

## 2 河川監視カメラ（呉市・県・国所管）

## (1) 呉市所管

河川名	観測所名	観測所位置	内容
黒瀬川	黒瀬川	広古新開9丁目11街区大広橋東詰	インターネットを通じて5分 間隔で静止画データを確認
二河川	二河川	二河町1番山手橋東詰	
中畑川	中畑川	安浦町中央北2丁目10街区西側	

## (2) 県所管

河川名	観測所名	観測所位置	カメラ種別	内容
黒瀬川	黒瀬川	広中迫町	CCTV	インターネットを通じて2分 間隔で静止画データを確認
野呂川	野呂川	安浦町内海南	CCTV	
二河川	呉市山手2丁目（山手橋）	山手2丁目	簡易型	インターネットを通じて5分 間隔で静止画データを確認
二河川	呉市焼山西3丁目（兎の 口橋）	焼山西3丁目	簡易型	
堺川	呉市中央4丁目（巴橋）	中央4丁目	簡易型	
大谷川	呉市阿賀中央2丁目 法輪寺付近	阿賀中央2丁目	簡易型	
中畑川	呉市安浦町内海北（沖北 川1号橋）	安浦町内海北	簡易型	
中畑川	呉市安浦町内海北4丁目 内海北自治会館前	安浦町内海北4 丁目	簡易型	
野呂川	呉市安浦町内海北7丁目	安浦町内海北7 丁目	簡易型	
野呂川	呉市安浦町大字原畑	安浦町大字原畑	簡易型	

※ 広島県河川防災情報システム（「観測情報」・「カメラ」・「呉市」）参照

(3) 国土交通省中国地方整備局広島西部山系砂防事務所

河川名	観測所名	観測所位置	内容
大屋大川	大屋大川上流	焼山町	インターネットを通じて約3分間隔で静止画データを確認
大屋大川	大屋大川中流	天応町	
大屋大川	大屋大川下流	天応西条4丁目	
背戸の川	背戸の川	天応西条3丁目	

※ 河川監視カメラは、砂防、河川改修などの工事予定期間である平成31年から令和5年までの5年間設置。（ただし、工事期間が延長した場合はその間継続される。）

広島西部山系砂防事務所HP（「溪流監視カメラ」・「坂町・呉市」）参照

# 呉市避難情報の発令・伝達マニュアル

令和元年7月全部改正  
(令和5年1月一部改正)  
呉市



## 1 マニュアルの対象

本マニュアルにおいては、自然災害のうち、人的被害が発生するような土砂災害、洪水及び雨水出水（内水）（以下「洪水等」という。）、高潮、津波を対象とする。

## 2 避難行動とは

### （1）避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

ただし、災害から命を確実に守るためには、自身が「自らの命は自らが守る。」という認識のもとに、避難経路が危険な状況となる前の早めの指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」が大前提である。

### （2）避難行動の分類（立退き避難，屋内安全確保，緊急安全確保）

#### ア 立ち退き避難

内 容
<p>ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域，雨水出水浸水想定区域，土砂災害警戒区域等，高潮浸水想定区域，津波浸水想定や，そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い，局所的な低地，山裾等）（以下，「災害リスクのある区域等」とする。）の居住者等が，自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ，災害リスクのある区域等の外側等，対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり，「立退き避難」が避難行動の基本である。なお，「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。</p>
避 難 先 例
<p>1) 指定緊急避難場所<sup>※1</sup>            災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として，あらかじめ呉市が指定した施設・場所。小中学校，まちづくりセンター，高台等</p> <p>2) 安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の自主的な避難先            これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに，遠方にある場合は早めに避難する。</p>
当該行動が関係する災害
土砂災害，洪水等，高潮，津波
当該行動をとるタイミング
警戒レベル3 高齢者等避難，警戒レベル4 避難指示の発令時 ただし，津波が発生・切迫した状況で呉市から発令される避難情報は「避難指示」である。

## 当該行動に関する注意事項

当該行動は、リードタイム<sup>※2</sup>を確保できる場合にとるべき避難行動である。

- ※1 指定避難所は、指定緊急避難場所も兼ねているため、第1開設避難所、第2開設避難所、地域開設避難所も指定緊急避難場所に含まれる。
- ※2 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

## イ 屋内安全確保

内 容
<p>災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。</p> <p>ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅、施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>※1</sup>に存していないこと</li> <li>・自宅、施設等に浸水しない居室があること</li> <li>・自宅、施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障<sup>※2</sup>を許容できること</li> </ul> <p>※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。</p> <p>※2 支障の例：水，食糧，薬等の確保が困難になるおそれ 電気，ガス，水道，トイレ等の使用ができなくなるおそれ</p>
当 該 行 動 例
<p>1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）</p> <p>2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）</p>
当該行動が関係する災害
<p>洪水等，高潮</p> <p>なお、土砂災害及び津波については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。</p>
当該行動をとるタイミング
<p>警戒レベル3高齢者等避難，警戒レベル4避難指示の発令時</p>

なお、上階への移動は一般に立退き避難より短時間で行うことができるが、急激な水位上昇による居室の浸水に備え、立退き避難と同じ警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが望ましく、また、発令されていなくても就寝はあらかじめ安全な上階ですべきである。

ただし、居室が浸水すると、家具が倒れたり水圧で扉が開かないなどして居室から身動きが取れなくなり、垂直避難ができなくなる場合もあることに留意が必要である。

#### 当該行動に関する注意事項

当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとり得る避難行動である。

### ウ 緊急安全確保

内 容
<p>「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き「避難を安全にできない可能性がある状況」※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。</p> <p>ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で呉市から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、呉市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。</p> <p>このため、呉市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。</p> <p>※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり</p> <p>（災害発生後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況</li> <li>・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況</li> </ul> <p>（災害発生直前）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水により被災するおそれ</li> <li>・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれ</li> <li>・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば</li> </ul>

<p>路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風による飛散物により被災するおそれ</li> <li>・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれ</li> </ul>
<b>当該行動例</b>
<p>1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。</p> <p>2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。</p>
<b>当該行動が関係する災害</b>
土砂災害、洪水等、高潮、津波
<b>当該行動をとるタイミング</b>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>ただし、津波が発生・切迫した状況で呉市が発令する避難情報は「避難指示」である。</p>
<b>当該行動に関する注意事項</b>
当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動である。

## 避難行動の整理表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等があらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全とは限らない自宅・施設等</li> <li>・近隣の建物(適切な建物が近隣にあるとは限らない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上階への移動</li> <li>・上層階に留まる</li> <li>・崖から離れた部屋に移動</li> <li>・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認</li> </ul>	<p>リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動</p>	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>(※津波は避難指示のみ発令)</p>	<p>洪水等 土砂災害 高潮 津波</p>
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)</li> <li>・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル、旅館等) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が安全かを確認</li> <li>・自主避難先が安全かを確認</li> <li>・避難先への持参品を確認</li> <li>・地区防災計画や個別計画等の作成・確認 等</li> </ul>	<p>リードタイムを確保可能な時にとるべき行動</p> <p>(※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否不明)</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>(※津波は避難指示のみ発令)</p>	<p>洪水等 土砂災害 高潮 津波</p>
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な上階へ移動</li> <li>・安全な上層階に留まる 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等で家屋倒壊氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を容認できるかを確認</li> <li>・孤立に備え備蓄等を準備 等</li> </ul>	<p>リードタイムを確保可能な時にとるべき行動</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>洪水等 高潮</p>

- ※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。
- ※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

### 避難行動のイメージ図



### (3) 「立退き避難」が必須な災害の事象

災害種別ごとに「命を脅かす危険性」がある主な事象は、次のとおり。  
これらの事象に対しては、「立退き避難」が必須となる。

災害種別	「立退き避難」が必須な事象
土砂災害	<p>土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流出・全壊させるほどの破壊力を有しており、屋内での身の安全を確保することができるとは限らないため、土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、土砂災害については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p> <p>なお、呉市からの「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」の発令によって、指定緊急避難場所又は安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」を行う必要がある。</p>
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>・山間部等の川の流が速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫による浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）</li> <li>・ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>・浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>・地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）</li> <li>・ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
津波	<p>津波浸水想定 of 居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、津波については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p> <p>なお、津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や呉市の避難指示の発令を待たずに、指定緊急避難場所等に限らず、可能な限り高い安全な場所への「立退き避難」を直ちに行う必要がある。</p>

なお、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合、既に立退き避難することができない場合等において、避難行動としては屋内での安全確保が命を守る避難行動となる。

しかし、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、この本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。このため、呉市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

### 3 住民等の行動を促す避難情報等

#### （1）高齢者等避難

##### 【基本的な考え方】

「高齢者等避難」は、災対法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、呉市が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、呉市は警戒レベル 3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

##### 【状況：災害のおそれあり】

- ・警戒レベル 3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、呉市から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。
- ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

##### 【行動：危険な場所からの高齢者等は避難】

- ・呉市から警戒レベル 3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。
- ・高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。
- ・具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- ・本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。このため、このような状況に至る前の警戒レベル 3 高齢者等避難や警戒レベル 4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

#### （2）避難指示

##### 【基本的な考え方】

「避難指示」は、災対法第 60 条第 1 項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、呉市は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、呉市

は警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

**【状況：災害のおそれ高い】**

- ・警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、呉市から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

**【行動：危険な場所から全員避難】**

- ・呉市から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
- ・具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

**（3）緊急安全確保**

**【基本的な考え方】**

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、呉市は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、警戒レベル5緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、呉市は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

**【状況：災害発生又は切迫】**

- ・警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう呉市が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を呉市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は呉市から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、呉市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、呉市は平時から居住者



等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、警戒レベル5 緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

**【行動：命の危険 直ちに安全確保！】**

- ・ 呉市から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。
- ・ 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。
- ・ ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が呉市から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

**（4）避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）**

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：呉市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>➢ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表される状況：気象状況悪化</li> <li>・居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>・居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>

## 警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 <sup>※1</sup>
-----<警戒レベル4までに必ず避難！>-----			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 <sup>(注)</sup>
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <sup>※2</sup>	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 呉市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

## (5) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

(警戒レベル相当情報の詳細)

警戒レベル相当情報とは、国・県が発表する防災気象情報（土砂災害、洪水等、高潮）のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。

呉市は、居住者等が防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、自らの判断で適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、災害時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国・県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべ

きである。

呉市自身も、避難情報の発令にあたり防災気象情報を参考にすることから、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について平時より確認し、適時適切な避難情報を発令できるようにしておく。

特に、警戒レベル3相当情報や警戒レベル4相当情報といった居住者等の避難に直結する防災気象情報を迅速かつ確実に入手し、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする。

(6) 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと警戒レベル相当情報との関係を示すと、次の表のとおりである。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発作されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 ([緊急している可相性])	大雨特別警報(浸水害)※2 危険度分布：黒 ([緊急])		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 ([緊急])	高潮氾濫発生情報※3
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の改正法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 ([緊急危険水位超過相当])	危険度分布：紫 ([危険])	内水氾濫危険情報 (水位観測下流域において危険な情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 ([危険])	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 ([避難判断水位超過相当])	洪水警報 危険度分布：赤 ([警戒])		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 ([警戒])	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 ([注意])	危険度分布：黄 ([注意])		危険度分布：黄 ([注意])	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からファクシムレで提供される情報）  
下段赤字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。  
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
※3 水位未知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

## 4 災害ごとの避難情報発令の判断基準等

## 《土砂災害編》

## (1) 避難情報の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流等を発令対象とする。

## (2) 避難情報の対象となる区域

避難情報の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

## (3) 避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は、広島県が提供する土砂災害危険度情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

## (4) 避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、地区単位を基本とし、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令する。

（「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

## (5) 避難情報の発令を判断するための情報

①大雨警報(土砂災害)	高齢者等避難の発令の判断材料とする。 (なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も高齢者等避難の発令の判断材料とする。)
②土砂災害警戒情報	避難指示の発令の判断材料とする
③土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	避難情報の発令の判断材料とする。 (1kmメッシュで提供されている。)
④土砂災害危険度情報	避難情報の発令の判断材料とする。 (1～5kmメッシュで提供されている。)

## (6) 避難情報の発令に係る具体的な判断基準

発令区分	具体的な判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル3相当情報[土砂災害]，メッシュを赤色で表示）する場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 「土砂災害危険度情報」は最大2～3時間先までの予測であるため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、「土砂災害危険度情報」において危険度が高まる前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>（1、2及び5に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市区町単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報[土砂災害]，メッシュを紫色又は濃い紫色で表示）する場合</p>

	<p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 事前通行規制や冠水等により避難経路の安全な通行が困難となる場合は、規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時までに、避難所等の開設を行う。）</p> <p>※ 警戒レベル4 避難指示発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5 緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 「土砂災害危険度情報」の実況で大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]、メッシュを黒色で表示）する場合</p> <p>（災害発生を確認）</p>

	<p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、土砂災害危険度情報を参照し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p> <p>※ 発令基準例1～2を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
解除の基準	<p>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後でも発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>

【大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）について】

大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）の発表を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害危険度情報において「極めて危険（最も濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

また、既に発令した警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなどを再度確認するために用いる。

具体的には土砂災害危険度情報を参照し、対応すべき事項は次のとおりである。

- 1 警戒レベル3 高齢者等避難を発令している地域（区域）においては、警戒レベル3 高齢者等避難の対象地域（区域）の範囲の拡大又は警戒レベル4 避難指示や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 2 警戒レベル4 避難指示を発令している地域（区域）においては、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 3 避難情報を発令していない地域（区域）においては、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示又は警戒レベル5 緊急安全確保の発令が必要かどうか判断する。

## 《水害（洪水等）編》

### （1）避難情報の対象とする洪水等

対象とする水害（洪水等）は、降雨による河川の氾濫に伴う浸水とする。

### （2）避難情報の対象となる区域

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本とする。なお、洪水発生時における実際の発令に当たっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。

洪水予報河川，水位周知河川，その他河川等の氾濫についても，气象台等からの助言も踏まえ，それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。

### （3）避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は，洪水予報河川と水位周知河川については水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域とし，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。

その他河川については，それぞれの過去の浸水実績及び河川特性に応じて発令範囲を設定する。

### （4）避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は，地区単位又は河川名の流域を基本とし，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲に対して避難情報を発令する。

（「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

### （5）避難情報の発令を判断するための情報

#### 【水位上昇の見込みを判断するための情報】

		洪水予報河川 (黒瀬川(二級ダム～海))	水位周知河川 (黒瀬川(東広島市～二級ダム), 二河川(二河峡町付近～海), 野呂川(石ヶ鼻堰堤～海))	その他河川
確からしさ	①	水位予測 (指定河川洪水予報)		
	②	上流の水位(上流地点に水位観測所がある場合)		
	③		洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 流域雨量指数の予測値	
		実況雨量や予測雨量(流域平均雨量, 代表地点の雨量等)		



## (6) 判断材料となる情報の入手

- ア 気象台とのホットライン
- イ 消防機関等からの情報  
堤防等の施設の異常にかかる報告（位置，程度等）
- ウ 野呂川ダムに関する重要情報
- エ 二級ダムに関する重要情報
- オ 広島県とのホットライン（広島県危機管理監等）

## (7) 避難情報の発令の判断基準

- ア 洪水予報河川（黒瀬川（二級ダム～海））

発令区分	具体的な判断基準
<p data-bbox="256 1263 470 1346">【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p data-bbox="502 689 1473 772">1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="502 786 1473 913">1 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.75mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合</li> <li data-bbox="502 927 1473 1055">2 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所で氾濫危険水位（レベル4水位）である3.45mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li data-bbox="502 1068 1125 1106">3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li data-bbox="502 1120 1473 1247">4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> </ol> <p data-bbox="502 1308 657 1346">（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="502 1359 1473 1585">※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるように、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行う。</li> <li data-bbox="502 1599 1473 1682">※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li data-bbox="502 1695 1473 1921">※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4 避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</li> </ul>
<p data-bbox="256 1935 470 2018">【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p data-bbox="502 1935 1473 2018">1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>

	<p>(1～3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.45mに到達したと発表された場合</li> <li>2 黒瀬川の町田水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.45mに到達していないものの、黒瀬川の町田水位観測所の水位が越水開始水位である4.35mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合</li> <li>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> <li>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時までに、避難所等の開設を行う。</li> <li>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p>

	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 黒瀬川の町田水位観測所の水位が、越水開始水位である4.35mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> </ol> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、消防機関等からの報告等により把握できた場合）</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</li> <li>※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</li> <li>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 水位周知河川（黒瀬川（東広島市～二級ダム）、二河川（二河峡町付近～海）、野呂川（石ヶ鼻堰堤～海））

発令区分	具体的な判断基準						
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。						
	1 次の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）に到達した場合						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所</td> <td style="width: 30%;">2. 10m</td> </tr> <tr> <td>二河川の二河水位観測所</td> <td>2. 15m</td> </tr> <tr> <td>野呂川の藤浪水位観測所</td> <td>1. 05m</td> </tr> </table>	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 10m	二河川の二河水位観測所	2. 15m	野呂川の藤浪水位観測所	1. 05m
	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 10m					
二河川の二河水位観測所	2. 15m						
野呂川の藤浪水位観測所	1. 05m						

	<p>2 次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>(2) 次の河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤色）」が表示された場合</p> <table border="1" data-bbox="579 342 1187 495"> <tr> <td>黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所</td> <td>2.10m</td> </tr> <tr> <td>二河川の二河水位観測所</td> <td>2.00m</td> </tr> <tr> <td>野呂川の藤浪水位観測所</td> <td>0.80m</td> </tr> </table> <p>(3) 上流で大量の又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 野呂川ダムについて、ダム管理者からダム操作に関する重要情報（流入量が洪水量（20 m<sup>3</sup>/s）に達したため、洪水調節を開始した。）の連絡があった場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるように、18時まで（7、8月は19時までに、避難所等の開設を行う。）</p> <p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台・中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2.10m	二河川の二河水位観測所	2.00m	野呂川の藤浪水位観測所	0.80m
黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2.10m						
二河川の二河水位観測所	2.00m						
野呂川の藤浪水位観測所	0.80m						
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>（1～4に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>1 次の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <table border="1" data-bbox="531 1832 1187 1984"> <tr> <td>黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所</td> <td>2.65m</td> </tr> <tr> <td>二河川の二河水位観測所</td> <td>2.50m</td> </tr> <tr> <td>野呂川の藤浪水位観測所</td> <td>1.30m</td> </tr> </table> <p>2 次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p>	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2.65m	二河川の二河水位観測所	2.50m	野呂川の藤浪水位観測所	1.30m
黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2.65m						
二河川の二河水位観測所	2.50m						
野呂川の藤浪水位観測所	1.30m						

(2) 次の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が表示された場合

黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2.10m
二河川の二河水位観測所	2.15m
野呂川の藤浪水位観測所	1.05m

(3) 上流で大量の又は強い降雨が見込まれる場合

- 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 4 野呂川ダムについて、ダム管理者からダム操作に関する重要情報（流入量が洪水量（50 m<sup>3</sup>/s）に達しており、洪水調節を継続している。）の連絡があった場合
- 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
- 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

（留意事項）

- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時までに、避難所等の開設を行う。）
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令のタイミングや発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）

【警戒レベル5】  
緊急安全確保

1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）

（災害が切迫）

- 1 次の河川の水位観測所の水位が越水開始水位に到達した場合

黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	3. 88m
二河川の二河水位観測所	3. 13m
野呂川の藤浪水位観測所	1. 90m

（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

- 2 黒瀬川、二河川又は野呂川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が表示された場合
- 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）
- 5 野呂川ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作（計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」）開始の通報があった場合

（災害発生を確認）

- 6 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）

（留意事項）

- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ※ 発令基準例1～5を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。

## ウ その他の河川等（小河川・下水道等を除く）

発令区分	具体的な判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤色）が表示された場合</li> <li>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。</li> <li>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li>※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4 避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>（1及び2に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が表示された場合</li> <li>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> <li>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。</li> </ul>

	<p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「洪水」）が表示した場合</li> <li>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> <li>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む）</li> </ol> <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 堤防の決壊又は越水・溢水が発生した場合（消防機関等からの報告により把握できた場合）</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <p>※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p> <p>※ 発令基準例2について、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が表示した場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>



	<p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## エ 避難指示等の解除

解除の基準	洪水予報 河川 水位周知 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</li> <li>・ 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>
	その他の 河川等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該河川の水位が十分下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

## 【防災重点ため池】

防災重点ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定する。

防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに警戒レベル4 避難指示等が発令する。

また、防災重点ため池の管理者等との情報連絡体制を整え、管理者等から警戒レベル4 避難指示等発令の判断に必要な情報提供を受けられるようにしておくものとする。

## 《高潮災害編》

### （1）避難情報の対象とする高潮

高潮により命を脅かす危険性がある場合であり、次の二つに分類する。

- ア 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
- イ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊した場合。

### （2）避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、高潮発生のおそれが高まっている浸水のおそれのある区域を基本とする。

### （3）避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は、水位周知海岸が指定された場合においては、その指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

### （4）避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、地区単位を基本とし、浸水のおそれのある地区を含めた範囲に対して避難情報を発令する。なお、高潮浸水想定区域等が広範囲で、地区ごとの発令が困難な場合は、沿岸全域に対して発令する。

（「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

### （5）避難情報の発令を判断するための情報

高潮に関する防災気象情報、高潮氾濫危険情報等は次のとおりである。

①台風情報	台風の位置や強さ等の実況及び予想
②高潮注意報	高潮に対する注意を呼びかける（警戒レベル2）。 また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される（警戒レベル3相当情報[高潮]）。
③高潮警報	高潮により重大な災害が発生するおそれがある。潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される（警戒レベル4相当情報[高潮]）。
④高潮特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮の発生するおそれが著しく大きい（警戒レベル4相当情報[高潮]）
⑤高潮氾濫発生情報	水位周知海岸において高潮により水位が上昇し、いつ氾濫してもおかしくない状況、高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生したとき又は氾濫したものと推測されるときに発表される情報（警戒レベル

	5相当情報[高潮])
⑥暴風警報・暴風特別警報	暴風が予想される3～6時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる6～24時間前に暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。

注 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定する。

#### （6）避難情報の発令の判断基準

発令区分	具体的な判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高潮注意報が発表され、当該注意報が警報に切り替わる可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</li> <li>高潮注意報が発表され、台風情報で、台風の暴風域が呉市にかかると予想されている、又は台風が呉市に接近することが見込まれる場合</li> <li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> <li>「伊勢湾台風」級の台風（中心気圧930 hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風）が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <p>※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、潮位情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>（1，3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</li> <li>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7，8月は19時まで）に発令）</li> <li>3 呉港（倉橋漁港，御手洗港は参考）の潮位観測所の潮位が，高潮警報（警報レベル4相当情報 [高潮]）の潮位基準であるT. P※2. 6 mに達すると予想される場合</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが，避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には，台風情報や強風注意報等を判断材料に，警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令する。</li> <li>※ 地震発生時には，地震により堤防の決壊，漏水・侵食も想定されるため，堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li>※ 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風が吹き始める時間帯）にも留意して，暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示を発令する。</li> <li>※ 警戒レベル4避難指示発令後は，潮位情報等を監視するとともに，状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう，発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は，躊躇することなく，広島地方気象台や中国地方整備局，県に助言を求める。）</li> <li>※ 高潮が予想される状況下においては，台風等の接近に伴い風雨が強まり，立退き避難が困難になる場合が多い。このため，台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は，潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから，高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し，暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。</li> <li>※ 高潮特別警報の場合は，広範囲の居住者等の避難が必要で，より多くの時間が必要になることから，警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため，特別警報発表の可能性を言及する県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視する。</li> </ul>
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>※ 潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>2 海岸堤防等の倒壊した場合</p> <p>3 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2～3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p> <p>※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p>
<p>解除の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

※T. Pとは東京湾平均海面を示します。日本の標高（海拔）はこの東京湾平均海面（T. P）を基準として測られている。

C. D. L（基本水準面）は港ごとに異なっており、呉港のC. D. LはT. Pと比べ1.87m低いため、T. Pに1.87m加えた高さが、標高（海拔）となる。

**【高潮警報・高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）について】**

高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が高潮警報基準を超える3～6時間前に発表される。また、高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）は、数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧等（以下「台風等」という。）により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表される。つまり、高潮警報又は高潮特別警報発表後から数時間で高潮からの避難が困難となる可能性がある。

## 《津波災害編》

### （１）避難指示の対象とする津波

- ア 大津波警報，津波警報，津波注意報が発表された場合
- イ 停電，通信途絶等により，津波警報等を適時に受けることができない状況において，強い揺れを感じた場合，あるいは，揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れ感じた場合

### （２）避難指示の対象となる区域

大津波警報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき広島県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）</li> <li>・ただし，津波の浸水範囲は浸水想定に限界があることから，上記の区域より内陸側であっても，立退き避難を考える。</li> </ul>
津波警報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さが高いところで3mと予想される，海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。</li> <li>・ただし，津波の高さは，予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから，避難対象区域は広めに設定する。</li> </ul>
津波注意報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため，避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者，海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。</li> <li>・ただし，津波の高さは，予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから，海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する。</li> <li>・海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では，立退き避難の対象とする。</li> </ul>

### （３）避難指示の発令範囲

避難指示の発令範囲は，大津波警報，津波警報及び津波注意報のいずれも，津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき広島県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域とし，さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭にその区域より広い範囲（おおむね標高 8 m 以下の区域（以下、「津波災害警戒区域」及び「おおむね標高 8 m 以下の区域」をあわせて「津波災害警戒区域等」という。）をまとめて発令する。

### （４）避難指示の発令単位

避難指示の発令単位としては，沿岸全域を基本とし，危険な地域からの一刻も早い避難を必要とする津波災害警戒区域等に対する避難指示を発令する。

（「資料 1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

## (5) 避難指示の発令を判断するための情報

## 【大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分】

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m～	10 m超	巨大
	5 m～10 m	10 m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(表記しない)

## (6) 避難指示の発令の判断基準

発令区分	具体的な判断基準
避難指示	<p>1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 (夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても、1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、沿岸全域に対して避難指示のみを発令する。 ※ 遠地で発生した地震や火山噴火等(我が国から遠く離れた場所で発生した地震や海底火山噴火等)に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表されることを認識し、津波警報等が発表前であっても、その内容により必要に応じて、高齢者等避難の発令を検討する。 ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等についての情報収集に努める。</p>
解除の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>・浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

津波は20 cm から30 cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。



### 《複数の災害を考慮すべき地域》

地域によっては洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる必要がある。

#### 関連情報

##### 【同地域で異なる種別の災害のおそれが高まった場合の避難情報の発令】

例えば、洪水浸水想定区域かつ土砂災害警戒区域の居住者等に対し、洪水による浸水のおそれが高まったために警戒レベル4避難指示を発令した後に、土砂災害のおそれが高まった場合の警戒レベル4避難指示の発令について考える。

この場合、同区域に対して土砂災害を理由に警戒レベル4避難指示を再度「発令」するのではなく、既に警戒レベル4避難指示を発令済みであること及び新たに土砂災害の危険が高まったことを状況変化の追加情報として提供し、居住者等に避難を重ねて呼びかけることとなる。

なお、洪水は「屋内安全確保」することも可能である一方で、土砂災害は「立退き避難」が基本であることから、同区域の居住者等に求める避難行動は、先に洪水による浸水のおそれが高まった時点で発令した警戒レベル4避難指示の時点で、「屋内安全確保」は推奨せず「立退き避難」のみを求めるなど、複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を、避難情報の発令時点から求める必要がある。

※県のシステムでは、災害種別に応じて避難対象エリアが設定されているので、災害種別ごとに発令する必要がある。

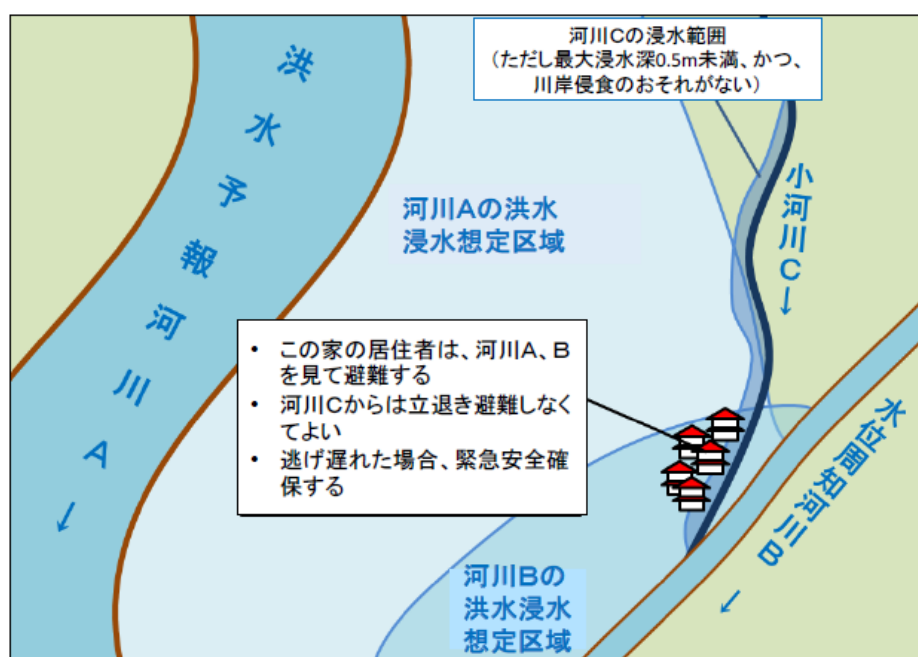


図 洪水の浸水範囲が重複する事例（イメージ）



図 洪水の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

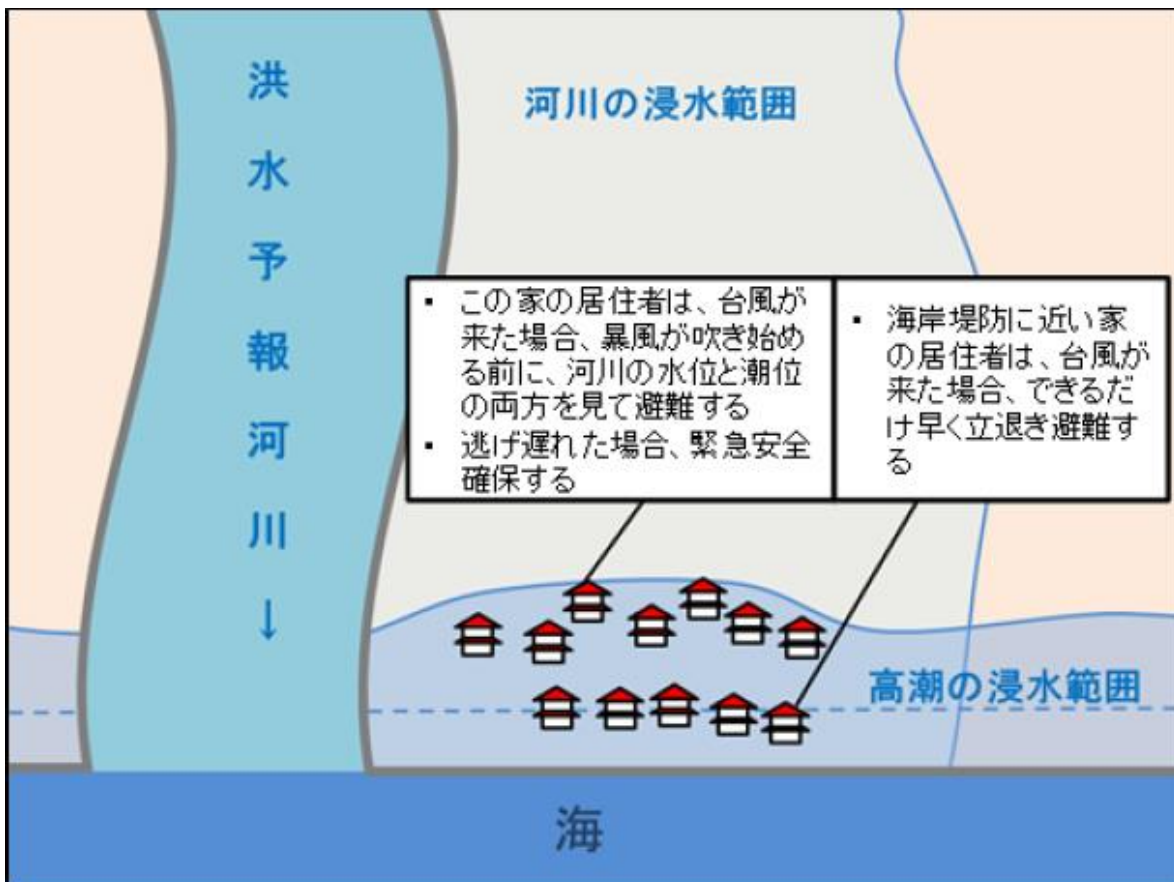


図 洪水と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

## 5 情報の入手・分析等

### （1）関係機関の協力・助言

#### ア 発令基準の設定における協力・助言

河川管理者，海岸管理者又は砂防関係機関等は，施設を設計するに当たり，過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

このため，避難情報の発令基準を設定する際には，これらの機関の協力を積極的に求める。

#### イ 発令時における協力・助言

避難情報の発令に際し，リアルタイムのデータや専門的知見に基づく助言が必要な場合は，躊躇することなく，国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求める。

また，これらの機関から能動的に助言があった場合には，これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり，重要な判断材料として受け止める。

### （2）情報の入手（リアルタイムで入手できる防災気象情報等）

国（気象庁・国土交通省）や県は，防災情報システム等により，リアルタイムの降水量・水位等の数値や範囲を示す情報を配信しており，また，様々なWebサイトを通じて，水位等に加えて映像情報も提供されているので，これらの情報を有効に活用し，常に最新の情報を入手・把握するよう努める。

避難情報の発令に当たり参考となる防災気象情報等については，情報を入手する手段を確認しておく。気象庁や国土交通省，県が提供する防災気象情報等については，市が発令する避難情報の参考となるレベルも提供され，特に，避難情報に直結する防災気象情報等については，迅速かつ確実に入手し，避難情報の発令が遅れないようにしておく。

### （3）情報の分析

降雨量・水位等の数値が避難指示等の発令基準に到達する前に，防災情報システム等によりリアルタイムのデータを調べ，災害発生の危険性を分析することとし，情報分析には，時間を要する場合もあるため，必要な情報については，早めの確認を心掛ける。土砂災害，洪水等や高潮で，大雨や高潮の注意報が発表される中で，警報へ切り替わる可能性に言及された場合は，その可能性について気象台に確認する。

## 6 情報伝達の方法等

### （1）避難情報の伝達方法

伝達方法については、避難情報の種類・伝達先ごとに、地域特性等を考慮するとともに、停電や機器・システム等の予期せぬトラブル等を想定し、複数の方法を定める。

その際は、緊急速報メール、登録制メール、一斉電話伝達サービス等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信される PUSH 型の伝達手段を活用するとともに、受け手側が能動的に必要な情報を取りに行く PULL 型の伝達手段も活用して、伝達手段の多様化・多重化に取り組む。

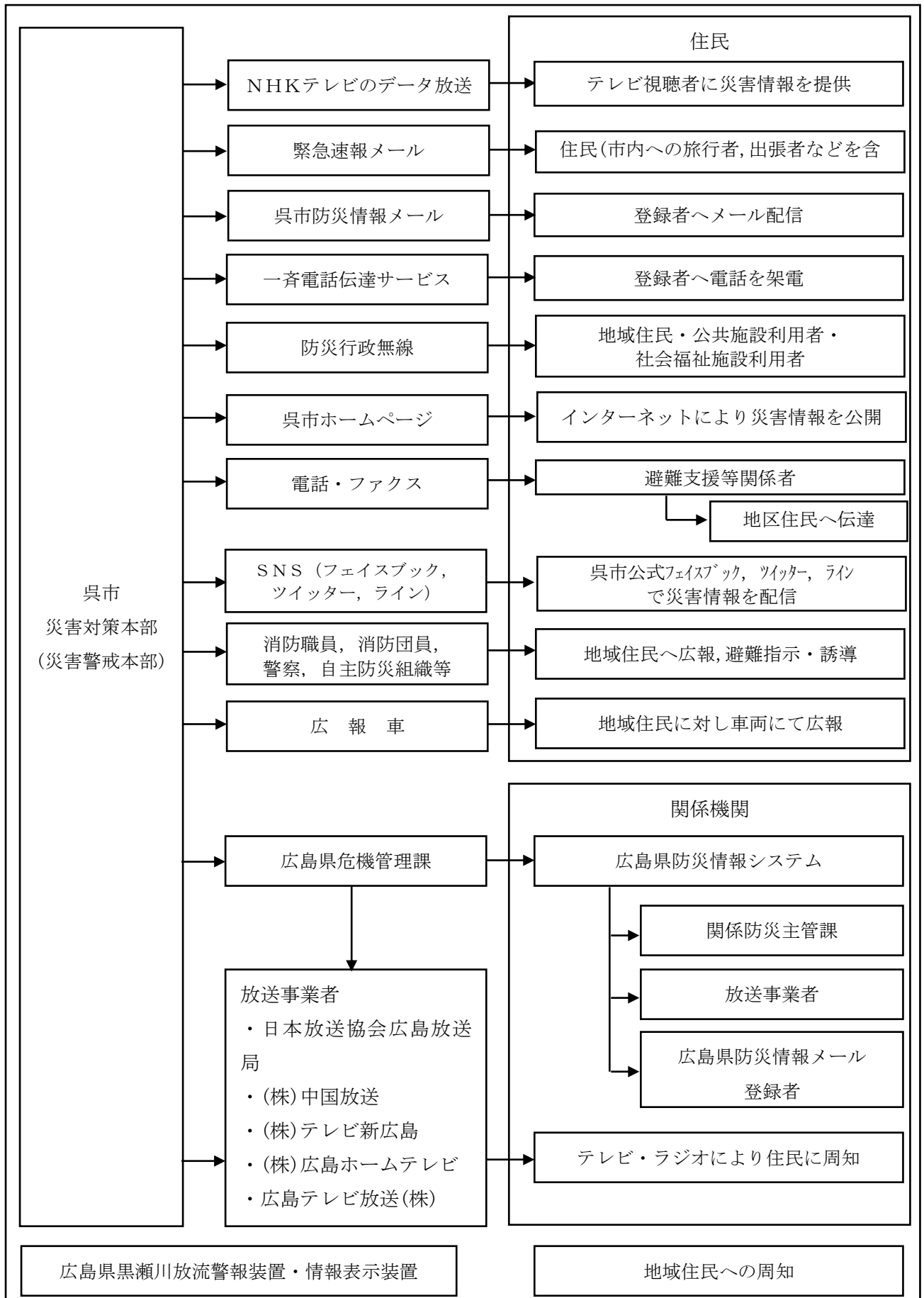
なお、避難情報を居住者・施設管理者等に伝達する主な方法は、次のとおりである。

- ①NHKテレビのデータ放送
- ②緊急速報メール
- ③呉市防災情報メール
- ④一斉電話伝達サービス
- ⑤防災行政無線
- ⑥呉市ホームページ
- ⑦SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）
- ⑧電話・ファクス
- ⑨消防職員，消防団員，警察，自主防災組織等
- ⑩広報車

（「資料2 災害ごとの避難情報の発令伝達文例」参照）

情報伝達系統図は次のとおり。

【伝達系統図】



(2) 要配慮者利用施設や要配慮者への情報の伝達

ア 要配慮者利用施設への情報の伝達

水防法，土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では，市の地域防災計画において，同計画に位置付けられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており，また，伝達を迅速に行うためには，施設管理者等に対する避難情報の伝達については，市が一元的に行う。

※要配慮者利用施設とは，水防法及び土砂災害防止法に定める，主として高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

イ 要配慮者への情報の伝達

要配慮者への情報伝達に当たっては，それぞれの特性に応じた，多様な伝達手段や方法を活用し，伝達する。

(3) 県・関係機関への伝達

ア 県

避難情報を発令したときは，災害対策基本法の規定に基づき，速やかに県に報告する。

イ 関係機関

国土交通省の河川事務所，气象台，消防，警察，自衛隊等の関係機関に対しても，必要に応じて，情報伝達を行う。

## 資料 1 災害ごとの避難情報の発令対象区域

## 《土砂災害編》

地区名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
天応	天応福浦町，天応伝十原町，天応大浜2丁目，天応西条1～4丁目，天応東久保1～2丁目，天応南町，天応宮町，天応塩谷町
吉浦	汐見町，梅木町，長谷町，弥生町，大山町，狩留賀町，吉浦宮花町，晴海町，若葉町瀬戸見町，吉浦池ノ浦町，吉浦潭鼓町，吉浦新町2丁目，吉浦東町，吉浦神賀町，吉浦新出町，吉浦本町1～3丁目，吉浦中町2～3丁目，吉浦東本町2～4丁目，吉浦松葉町，吉浦上城町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦町
中央	吾妻1～2丁目，上内神町，内神町，畝原町，江原町，郷町，西辰川1～2丁目，東辰川町，南辰川町，長ノ木町，上山田町，下山田町，西谷町，西惣付町，東惣付町，伏原1～3丁目，望地町，上畑町，上平原町，平原町，西畑町，東畑1～2丁目，西鹿田1～2丁目，東鹿田町，長迫町上長迫町，寺本町，溝路町，本町，三和町，八幡町，和庄本町，和庄1～2丁目，和庄登町，清水1～3丁目，幸町，昭和町，中央7丁目，東中央2～4丁目，本通1～2丁目，本通6～8丁目，光町，新宮町，海岸1～4丁目，西塩屋町，東塩屋町，北塩屋町，西川原石町，東川原石町，三条1～4丁目，両城1～2丁目，西愛宕町，東愛宕町，西三津田町，東三津田町，山手1～2丁目，二河町，二河峡町，上二河町，西中央5丁目，西片山町，東片山町
宮原	宮原1～13丁目，坪ノ内町，船見町，青山町，室瀬町，神原町
警固屋	警固屋1～9丁目，的場1～5丁目，見晴1～3丁目，警固屋町
昭和	焼山ひばりヶ丘町，焼山此原町，焼山松ヶ丘1～2丁目，焼山桜ヶ丘1～3丁目，焼山政畝1～3丁目，焼山西1～3丁目，焼山中央1～6丁目，焼山東1～4丁目，焼山南1～2丁目，神山1～3丁目，焼山三ツ石町，焼山宮ヶ迫1～2丁目，焼山北1～3丁目，焼山本庄1～3丁目，焼山本庄5丁目，焼山泉ヶ丘1～2丁目，押込1～6丁目，押込西平町，焼山町，苗代町，栃原町，押込町
阿賀	阿賀北1～9丁目，阿賀中央1丁目，阿賀中央3～6丁目，阿賀中央8～9丁目，阿賀南4～9丁目，阿賀町
広	広横路1～4丁目，広大広1～2丁目，広石内1～4丁目，広三芦1～2丁目，広中迫町，広塩焼1～2丁目，広徳丸町，広吉松1～2丁目，広大新開3丁目，広両谷1～3丁目，広白石1～4丁目，広白岳3～6丁目，広名田1～2丁目，広末広2丁目，広津久茂町，広黄幡町，広長浜1～5丁目，広小坪1～2丁目，広町
仁方	仁方本町1～3丁目，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方錦町，仁方皆実町，仁方町戸田
郷原	郷原学びの丘1～2丁目，郷原野路の里1～2丁目，郷原町
川尻	川尻町岩戸，川尻町柳迫，川尻町才野谷，川尻町後懸，川尻町要垣内，川尻町大原，川尻町小畑，川尻町小用，川尻町小仁方1～2丁目，川尻町東2～4丁目，

	川尻町西1～6丁目，川尻町森1～4丁目，川尻町小用1～2丁目， 川尻町久俊1～3丁目，川尻町久筋1～3丁目，川尻町原山1～3丁目
安浦	安浦町女子畑，安浦町藤木，安浦町赤向坂，安浦町下垣内，安浦町中畑，安浦町市原， 安浦町原畑，安浦町内平，安浦町中切，安浦町野呂山，安浦町安登西1～10丁目， 安浦町安登東1～6丁目，安浦町中央ハイツ，安浦町沖之手，安浦町日ノ浦， 安浦町塩谷，安浦町大泊，安浦町亀戸，安浦町小日ノ浦，安浦町久多田，安浦町小島， 安浦町中央1丁目，安浦町中央北1～2丁目，安浦町水尻1～2丁目， 安浦町三津口1～6丁目，安浦町内海北1～7丁目，安浦町内海南2～6丁目
音戸	音戸町坪井1～3丁目，音戸町引地1～2丁目，音戸町鰯浜1～3丁目， 音戸町北隠渡1～2丁目，音戸町南隠渡1～4丁目，音戸町高須1～3丁目， 音戸町波多見1～4丁目，音戸町波多見5～11丁目，音戸町畑1～3丁目， 音戸町有清1～2丁目，音戸町先奥1～3丁目，音戸町藤脇1～3丁目， 音戸町早瀬1～3丁目，音戸町田原1～3丁目，音戸町渡子1～3丁目， 音戸町大字音戸
倉橋	倉橋町本浦，倉橋町尾曾郷，倉橋町須川，倉橋町西宇土，倉橋町大向，倉橋町重生， 倉橋町灘，倉橋町宇和木，倉橋町釣士田，倉橋町長谷，倉橋町尾立，倉橋町室尾， 倉橋町大迫，倉橋町海越，倉橋町鹿老渡，倉橋町鹿島
下蒲刈	下蒲刈町下島，下蒲刈町三之瀬，下蒲刈町大地蔵
蒲刈	蒲刈町大浦，蒲刈町田戸，蒲刈町宮盛，蒲刈町向
豊浜	豊浜町斎，豊浜町立花，豊浜町大浜，豊浜町山崎，豊浜町内浦，豊浜町小野浦
豊	豊町御手洗，豊町大長，豊町久比，豊町沖友



《水害（洪水等）編》

河川種別	河川名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
洪水予報河川	黒瀬川（二級ダム～海）	（計画規模降雨） 阿賀中央4～5丁目，広石内2～4丁目，広横路1～4丁目， 広大広1～2丁目，広弁天橋町，広三芦1丁目，広中迫町， 広塩焼1～2丁目，広古新開4～9丁目
		（想定最大規模降雨） 阿賀中央4～7丁目，広石内2～4丁目，広横路1～4丁目， 広大広1～2丁目，広弁天橋町，広三芦1～2丁目，広中迫町， 広塩焼1～2丁目，広町田1～2丁目，広徳丸町， 広吉松1～2丁目，広杭本町，広大新開1～3丁目， 広中新開1～3丁目，広中町，広本町1～3丁目， 広末広1～2丁目，広白石1～4丁目，広両谷1～3丁目， 広白岳1～6丁目，広駅前1～2丁目，広名田1～2丁目， 広多賀谷1～4丁目，広古新開1～9丁目，広文化町
水位周知河川等	黒瀬川（東広島市～二級ダム）	（計画規模降雨） 郷原町1～2区，郷原町9～10区
		（想定最大規模降雨） 郷原町1～6区，郷原町8～10区
	二河川（中央地区）	（計画規模降雨） 山手1丁目
		（想定最大規模降雨） 二河峡町，山手1～2丁目，三条1～4丁目，両城1～2丁目， 海岸1～4丁目，築地町，上二河町，二河町，西片山町，東片山町， 西中央1～5丁目，中央1～6丁目，東中央1丁目， 中通1～4丁目，本通1～5丁目，本町，寺本町，和庄1丁目， 幸町，宝町
	二河川（昭和地区）	（計画規模降雨） 焼山政畝2丁目，焼山中央1～2丁目，焼山西2～3丁目， 焼山北1丁目，焼山北3丁目，押込4丁目，栃原町，苗代町
		（想定最大規模降雨） 焼山町，焼山松ヶ丘1～2丁目，焼山桜ヶ丘1丁目， 焼山桜ヶ丘3丁目，焼山西2～3丁目，焼山政畝2丁目， 焼山中央1～2丁目，焼山北1～3丁目，押込1～5丁目， 押込町，栃原町，苗代町

水位周知河川等	野呂川（野呂川ダム～海）	（計画規模降雨） 安浦町中央1～5丁目，安浦町中央北1丁目， 安浦町内海北1丁目，安浦町内海北6丁目， 安浦町内海南1～5丁目，安浦町大字内海，安浦町大字原畑 （浸水実績によるもの） 安浦町内海北7丁目
		（想定最大規模降雨） 安浦町中央1～8丁目，安浦町中央北1～2丁目， 安浦町内海北1～2丁目，安浦町内海北5～7丁目， 安浦町内海南1～5丁目，安浦町三津口1丁目，安浦町大字内海， 安浦町大字原畑
中小河川	堺川・内神川（中央地区）	（想定最大規模降雨） 上畑町，西畑町，東畑町1～2丁目，平原町，吾妻1～2丁目，伏原1丁目，朝日町，東中央1～2丁目，寺本町，和庄1丁目，内神町，郷町，東片山町，本通1～8丁目，本町，中通1～4丁目，幸町，宝町，中央1～7丁目，西中央1～5丁目
	平谷川（昭和地区）	（想定最大規模降雨） 押込4～5丁目，押込町
	大谷川（阿賀地区）	（想定最大規模降雨） 阿賀南3～5丁目，阿賀中央1～9丁目，阿賀北1～2丁目，阿賀北4～9丁目
	長谷川（郷原地区）	（想定最大規模降雨） 郷原町1～6区
	野呂川（上流～野呂川ダム）	（想定最大規模降雨） 安浦町大字中畑
	中切川・中畑川（安浦地区）	（想定最大規模降雨） 安浦町安登東1～3丁目，安浦町大字安登，安浦町大字中切，安浦町安登西1～2丁目，安浦町安登西5丁目，安浦町内海南1～6丁目，安浦町内海北1～5丁目，安浦町大字内海，安浦町中央北1～2丁目，安浦町三津口1丁目，安浦町中央1～8丁目
	高野川（安浦地区）	（想定最大規模降雨） 安浦町大字女子畑
	高田川（豊地区）	（想定最大規模降雨） 豊町久比
	大長川（豊地区）	（想定最大規模降雨） 豊町大長
その他河川	大屋大川（天応地区）	（浸水実績によるもの） 天応南町，天応宮町，天応大浜1～2丁目，天応西条1～4丁目

≪高潮災害編≫

地区名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
天応地区	天応福浦町，天応大浜 1～2 丁目，天応南町，天応宮町，天応塩谷町，天応伝十原町
吉浦地区	梅木町，汐見町，狩留賀町，吉浦新町 1～2 丁目，吉浦本町 1 丁目，吉浦中町 1～2 丁目，吉浦東本町 1 丁目，吉浦東町，吉浦潭鼓町，若葉町
中央地区	光町，海岸 1～4 丁目，築地町，宝町，昭和町，中通 2～4 丁目，本通 2～4 丁目
警固屋地区	警固屋 4～8 丁目
阿賀地区	阿賀南 1～9 丁目，阿賀中央 5～9 丁目
広地区	広多賀谷 1～4 丁目，広文化町，広古新開 1 丁目，広古新開 6 丁目，広名田 1 丁目，広末広 1～2 丁目，広本町 1～3 丁目，広中町，広黄幡町，広長浜 1～5 丁目，広小坪 1～2 丁目
仁方地区	仁方錦町，仁方本町 1～3 丁目，仁方棧橋通，仁方皆実町，仁方町戸田
川尻地区	川尻町小仁方 1 丁目，川尻町西 1～2 丁目，川尻町西 6 丁目，川尻町東 1 丁目，川尻町東 3～4 丁目，川尻町小用 1～2 丁目
安浦地区	安浦町内海南 1～2 丁目，安浦町内海南 4～5 丁目，安浦町中央 2～3 丁目，安浦町三津口 1～3 丁目
下蒲刈地区	下蒲刈町下島，下蒲刈町三之瀬，下蒲刈町大地蔵
蒲刈地区	蒲刈町向，蒲刈町田戸，蒲刈町宮盛，蒲刈町大浦
音戸地区	音戸町坪井 1 丁目，音戸町引地 1 丁目，音戸町鰯浜 1～2 丁目，音戸町北隠渡 1～2 丁目，音戸町南隠渡 1～3 丁目，音戸町高須 1～3 丁目，音戸町波多見 4 丁目，音戸町畑 1 丁目，音戸町畑 3 丁目，音戸町有清 1 丁目，音戸町先奥 1～3 丁目，音戸町田原 2～3 丁目，音戸町渡子 2 丁目
倉橋地区	倉橋町長谷，倉橋町大向，倉橋町西宇土，倉橋町重生，倉橋町宇和木，倉橋町須川，倉橋町尾曾郷，倉橋町本浦，倉橋町尾立，倉橋町室尾，倉橋町大迫，倉橋町鹿島，倉橋町海越，倉橋町鹿老渡
豊浜地区	豊浜町小野浦，豊浜町内浦，豊浜町立花，豊浜町斎
豊地区	豊町御手洗，豊町大長，豊町久比，豊町沖友

≪津波災害編≫

地区名	ハザードマップ上での避難指示の対象となる区域	
	津波災害警戒区域内	津波災害警戒区域外 (おおむね標高8m以下の区域)
天応	天応大浜1～4丁目, 天応南町, 天応塩谷町	天応福浦町, 天応伝十原町 天応西条1～3丁目, 天応宮町
吉浦	汐見町, 梅木町, 狩留賀町, 若葉町, 吉浦潭鼓町, 吉浦新町1～2丁目, 吉浦東町, 吉浦神賀町, 吉浦東本町1～2丁目, 吉浦中町1～2丁目, 吉浦本町1～2丁目, 吉浦宮花町, 吉浦町	吉浦西城町
中央	光町, 海岸1～4丁目, 築地町, 三条1～4丁目, 両城1～2丁目, 宝町, 幸町, 昭和町, 中央1～4丁目, 西中央1～3丁目, 中通1～4丁目, 本通1～4丁目, 本町	東塩屋町, 西愛宕町, 東愛宕町, 西三津田町, 東三津田町, 山手1丁目, 山手2丁目, 二河町, 上二河町, 西片山町, 東片山町, 郷町, 中央4～7丁目, 西中央4～5丁目, 東中央1～2丁目, 朝日町, 長ノ木町, 本通5～6丁目, 寺本町, 和庄1丁目, 本町
警固屋	警固屋2～9丁目	
阿賀	阿賀南1～6丁目, 阿賀南8～9丁目, 阿賀中央3～9丁目	阿賀南7丁目, 阿賀中央1～2丁目 阿賀北8～9丁目
広	広横路1～4丁目, 広文化町, 広古新開1～7丁目, 広多賀谷1～4丁目, 広末広1～2丁目, 広本町1～3丁目, 広中新開1丁目, 広杭本町, 広吉松1～2丁目, 広駅前1～2丁目, 広両谷1～3丁目, 広白石1～3丁目, 広大新開1～3丁目, 広中町, 広名田1～2丁目, 広白岳1～3丁目, 広白岳5丁目, 広黄幡町, 広長浜1～5丁目, 広小坪1丁目	広大広1～2丁目, 広古新開8～9丁目, 広弁天橋町, 広中新開2～3丁目, 広中迫町, 広三芦1～2丁目, 広徳丸町, 広塩焼1～2丁目, 広町田1～2丁目, 広白石4丁目, 広白岳4丁目, 広白岳6丁目, 広長浜5丁目, 広小坪2丁目
仁方	仁方町戸田, 仁方皆実町, 仁方錦町, 仁方棧橋通, 仁方本町1～3丁目, 仁方町	仁方西神町
川尻	川尻町小仁方1丁目, 川尻町西1～2丁目, 川尻町西5～6丁目, 川尻町東1～4丁目, 川尻町小用1～2丁目	川尻町小仁方1～2丁目, 川尻町西3～4丁目

安浦	安浦町安登(久多田, 塩谷), 安浦町三津口(小日之浦), 安浦町水尻 1～2 丁目, 安浦町中央 1～8 丁目, 安浦町内海南 1～2 丁目, 安浦町内海南 4～5 丁目, 安浦町内海北 1 丁目, 安浦町中央北 1～2 丁目, 安浦町三津口 1～4 丁目	安浦町安登(日之浦, 大泊), 安浦町内海南 3 丁目, 安浦町内海北 2 丁目
音戸	音戸町坪井 1～3 丁目, 音戸町引地 1 丁目, 音戸町鰯浜 1～2 丁目, 音戸町北隠渡 1～2 丁目, 音戸町南隠渡 1～3 丁目, 音戸町高須 1～3 丁目, 音戸町波多見 1～2 丁目, 音戸町波多見 4～1 1 丁目, 音戸町畑 1 丁目, 音戸町畑 3 丁目, 音戸町有清 1 丁目, 音戸町先奥 1～3 丁目, 音戸町藤脇 2～3 丁目, 音戸町早瀬 1～3 丁目, 音戸町田原 1～3 丁目, 音戸町渡子 1～3 丁目	音戸町波多見 3 丁目, 音戸町藤脇 1 丁目
倉橋	倉橋町本浦, 倉橋町尾曾郷, 倉橋町須川, 倉橋町西宇土, 倉橋町大向, 倉橋町重生, 倉橋町灘, 倉橋町宇和木, 倉橋町釣士田, 倉橋町長谷, 倉橋町尾立, 倉橋町室尾, 倉橋町大迫, 倉橋町海越, 倉橋町鹿老渡, 倉橋町鹿島	
下蒲刈	下蒲刈町下島, 下蒲刈町三之瀬, 下蒲刈町大地蔵	
蒲刈	蒲刈町大浦, 蒲刈町田戸, 蒲刈町宮盛, 蒲刈町向	
豊浜	豊浜町斎, 豊浜町立花, 豊浜町大浜, 豊浜町山崎, 豊浜町内浦, 豊浜町小野浦	
豊	豊町御手洗, 豊町大長, 豊町久比, 豊町沖友	

## 資料2 災害ごとの避難情報の発令伝達文例

## 《土砂災害編》

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（土砂災害発生が切迫している状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■呉市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul> <p>（土砂災害発生を確認した状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）</li> <li>■こちらは、〇〇市です。</li> <li>■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>■〇〇地区は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li><li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</li></ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪水害（洪水等）編≫

<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>（河川氾濫が切迫している状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>



	<p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）</li><li>■こちらは呉市です。</li><li>■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</li><li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</li></ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪高潮災害編≫

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（高潮氾濫が切迫している状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> </ul>

	<p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>（高潮氾濫発生を確認した状況）</p> <p>■緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）</p> <p>■こちらは、呉市です。</p> <p>■〇〇地区で高潮氾濫が発生したため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</p> <p>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

≪津波災害編≫

<p>避難指示 （大津波警報，津波警報が発表された場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送，緊急放送，避難指示発令。</li> <li>■ こちらは，呉市です。</li> <li>■ 大津波警報（又は津波警報）が発表されたため，呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。</li> <li>■ 直ちに海岸や河川から離れ，できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p>避難指示 （強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送，緊急放送，避難指示発令。</li> <li>■ こちらは，呉市です。</li> <li>■ 強い揺れの地震がありました。</li> <li>■ 津波が発生する可能性があるため，呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。</li> <li>■ 直ちに海岸や河川から離れ，できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p>避難指示 （津波注意報が発表された場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送，緊急放送，避難指示発令。</li> <li>■ こちらは，呉市です。</li> <li>■ 津波注意報が発表されたため，呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。</li> <li>■ 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて，高い場所に緊急に避難してください。</li> </ul> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>

修正経過

平成27年3月	全部改正
平成28年9月	一部改正
平成29年3月	一部改正
平成29年5月	一部改正
平成30年3月	一部改正
令和元年5月	一部改正
令和元年7月	全部改正
令和3年8月	一部改正
令和5年1月	一部改正

呉市避難情報の発令・伝達マニュアル

作成：呉市 総務部 危機管理課

（ 空 白 ）

（ 空 白 ）

（ 空 白 ）



## 指定避難所・指定緊急避難場所の状況

## 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表の注記は以下のとおり。

- 「地」は地震災害、「土」は土砂災害、「津」は津波水害、「高」は高潮水害、「洪」は洪水水害を示す。
- 災害種別欄の○印は、避難に適応していることを示し、また、○内の数値は階数を示し、その階数以上の階への避難することを示す。
- 表中に○印が付されていなくても、被害の状況によって安全であると認められる場合には、避難所として開設できるものとする。
- 地震災害欄の空白は、耐震性が不明または、耐震性がないものを示す。耐震性が確保でき次第、避難可能施設として○印に変更する。
- 「大雨開設」欄 ○印は大雨（洪水、土砂）時に開設する第1開設避難所を表し、「地震開設」欄の○印は地震時に開設する第1開設避難所を示す。

## (1) 避難所種類別

## ア 指定避難所

## ①第1開設避難所

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
				地	土	津	高	洪		
中央地区	つばき会館	中央6丁目2-9	250	○	○	○	○	○	○	○
	呉中央中学校（体育館，教室）	西中央4丁目10-52	880	○	○	○	○	○	○	○
	港町小学校（体育館，教室）	海岸3丁目5-30	610		②		○	○	○	
	山手1丁目集会所	山手1丁目23-16	40	○	②	○	○	○	○	○
	長迫小学校（体育館，教室）	長迫町12-5	560	○	②	○	○	○	○	○
	東畑中学校（体育館，教室）	東畑2丁目7-38	730	○	②	○	○	○	○	○
	片山中学校（体育館，教室）	東片山町13-5	580	○	○	○	○	○	○	○
	本通小学校（体育館，教室）	寺本町1-10	660	○	○	○	○	○	○	○
	明立小学校（体育館，教室）	伏原2丁目6-38	750	○	②	○	○	○	○	○
	両城小学校（体育館，教室）	三条2丁目15-12	630	○	②	③	○	○	○	○
	和庄小学校（体育館，教室）	八幡町10-7	770	○	○	○	○	○	○	○
	荘山田小学校（体育館，教室）	東中央3丁目1-23	760	○	②	○	○	○	○	○
	呉三津田高等学校（体育館）	山手1丁目5-1	750	○	○	○	○	○	○	○
畑老人集会所	東畑2丁目4-35	70		○		○	○	○		
二川まちづくりセンター	築地町3-1	190	○	○		②	○	○		
吉浦地区	吉浦小学校（体育館，教室）	吉浦中町2丁目6-5	940	○	②	○	○	○	○	○
	吉浦中学校（体育館，教室）	狩留賀町8-6	800	○	②	○	○	○	○	○
	吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23	180	○	○	③	②	○	○	○
警固屋地区	警固屋中学校（体育館，教室）	警固屋7丁目4-1	570	○	②	③	○	○	○	○
	警固屋小学校（体育館，教室）	警固屋7丁目5-1	520	○	②	③	○	○		○
	警固屋まちづくりセンター	警固屋2丁目222	660	○	○	○	○	○	○	○
阿賀地区	(旧)延崎小学校（体育館）	阿賀南6丁目4-28	150		②		○	○	○	
	阿賀小学校（体育館，教室）	阿賀南2丁目1-1	1,210	○	○	③	②	○	○	○
	原小学校（体育館，教室）	阿賀北4丁目3-16	700	○		○	○	○		○
	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6丁目2-16	320	○	○	③	②	○	○	○
宮原地区	宮原小学校（体育館，教室）	宮原4丁目8-1	640	○	②	○	○	○	○	○
	宮原中学校（体育館，教室）	船見町1-1	670	○	②	○	○	○	○	○
	坪内小学校（体育館，教室）	宮原12丁目13-1	570	○	②	○	○	○	○	○
	宮原まちづくりセンター	宮原7丁目4-21	60	○	②	○	○	○	○	○
天応地区	呉ポートピアパーク（こども館・一休館）	天応大浜3丁目2-3	238	○	○	○	②	○	○	○
	天応学園（体育館，教室）	天応大浜2丁目1-64	858	○	○	③	②	○	○	○
	天応まちづくりセンター	天応宮町4-15	310	○	○	○	②	○	○	○

## 資料編（災害予防編関係）

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
				地	土	津	高	洪		
広地区（西部）	横路小学校（体育館，教室）	広横路4丁目1-9	1,200	○	○	③	○	③		○
	横路中学校（体育館，教室）	広横路4丁目9-15	800	○	②	③	○	③	○	○
	広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	1,160	○	○	③	○	○	○	○
広地区（東部）	広小学校（体育館，教室）	広杭本町3-1	1,100	○	○	③	○	○	○	○
	広中央中学校（体育館，教室）	広吉松2丁目15-1	1,010	○		○	○	○		○
	白岳小学校（体育館，教室）	広駅前1丁目6-1	1,390	○	○	③	○	○	○	○
	白岳中学校（体育館，教室）	広駅前2丁目11-1	890	○	○	③	○	○	○	○
広地区（南部）	（旧）小坪小学校（体育館）	広小坪1丁目24-1	260		○		○	○	○	
	広南中学校（体育館，教室）	広長浜4丁目1-9	520	○	○	③	②	○	○	○
広地区（北部）	三坂地小学校（体育館，教室）	広中迫町4-1	820	○	○	○	○	②	○	○
	石内老人集会所	広石内2丁目8-7	60		②		○	○	○	
仁方地区	皆実会館	仁方皆実町1-11	180		②		○	○	○	
	仁方小学校（体育館，教室）	仁方本町1丁目6-6	910	○	○	③	②	○		○
	仁方中学校（体育館，教室）	仁方棧橋通16-8	580	○	○	③	②	○	○	○
	仁方まちづくりセンター	仁方本町1丁目6-11	260	○	○	○	②	○	○	○
昭和地区	昭和西小学校（体育館，教室）	焼山宮ヶ迫1丁目3-1	1,000	○	○	○	○	○	○	○
	昭和中央小学校（体育館，教室）	焼山中央4丁目1-1	1,170	○		○	○	○		○
	（旧）昭和東小学校（体育館，教室）	苗代町字八幡野39-2	480	○	○	○	○	○		○
	昭和南小学校（体育館，教室）	焼山此原町14-1	680	○	②	○	○	○	○	○
	昭和中学校（体育館，教室）	焼山中央6丁目9-1	970	○	○	○	○	○	○	○
	昭和北中学校（体育館，教室）	焼山泉ヶ丘2丁目11-1	980	○	○	○	○	○	○	○
	昭和市民センター	焼山中央2丁目8-12	310	○	○	○	○	○	○	○
	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野39-2	120		○		○	○	○	
郷原地区	郷原小学校（体育館，教室）	郷原町1584-1	940	○	○	○	○	○		○
	郷原まちづくりセンター	郷原町字飛垣内1585-8	420	○	○	○	○	○	○	○
	郷原中学校（教室，図書室）	郷原町1706	740	○	○	○	○	○	○	○
下蒲刈地区	下蒲刈市民センター	下蒲刈町下島2361-7	40	○	○	○	○	○	○	○
	下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島1730	190	○	○	○	○	○	○	○
川尻地区	川尻小学校（体育館，教室）	川尻町久俊1丁目5-24	1,070	○	②	○	○	○	○	○
	川尻中学校（体育館，教室）	川尻町西1丁目23-47	1,040	○	○	③	○	○	○	○
	川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1-21	990	○	○	③	○	○	○	○
音戸地区	早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬2丁目53-1	140	○	○		○	○	○	
	波多見小学校（体育館，教室）	音戸町波多見9丁目11-1	760	○	○	③	○	○	○	○
	明德中学校（体育館，教室）	音戸町藤脇1丁目30-1	570	○		○	○	○		○
	音戸まちづくりセンター	音戸町南隠渡1丁目7-1	210	○	○	③	○	○	○	○
倉橋地区	倉橋小中学校（体育館，教室）	倉橋町383-2	1,040	○	②	○	○	○		○
	農業技術拠点センター	倉橋町894	110	○	○	③	②	○	○	○
	倉橋東センター	倉橋町11959-25	90	○	○		○	○	○	
	倉橋まちづくりセンター釣士田分館	倉橋町7529	50		○		○	○	○	
	倉橋まちづくりセンター	倉橋町431	20	○	②	○	○	○	○	○
蒲刈地区	蒲刈小学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	300	○	②	○	②	○	○	○
	大浦集会所（旧蒲刈小学校）	蒲刈町大浦5116	250		○		○	○	○	
	蒲刈市民センター	蒲刈町宮盛1-2	80	○	②		○	○	○	
安浦地区	（旧）野路東小学校（体育館）	安浦町女子畑639	200	○	○	○	○	○	○	○
	安登小学校（体育館，教室）	安浦町安登西5丁目7-19	680	○	○	○	○	○	○	○
	安浦小学校（体育館，教室）	安浦町内海北1丁目2-5	690	○	○	○	○	②	○	○
	安浦まちづくりセンター	安浦町中央4丁目3-2	200	○	○	③	○	○	○	○
豊浜地区	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島3959-1	100	○	②	○	②	○	○	○
	豊浜まちづくりセンター	豊浜町大字豊島3526-15	100	○	②		②	○	○	
	豊浜中学校（体育館，教室）	豊浜町大字豊島3438	540	○	②	③	②	○		○
豊地区	豊まちづくりセンター	豊町大長5915-3	290	○	○	②	②	○	○	○
	豊小学校（体育館，教室）	豊町久比2411-1	700	○	○			○	○	

## ②第2開設避難所

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
中央地区	辰川会館（旧辰川小学校（体育館））	東辰川町6-32	190				○	○
	呉中央小学校（体育館，教室）	西中央4丁目10-52	1,310	○	○	○	○	○
	スポーツ会館	二河町1-8	390	○	②	○	○	○
	呉市体育館	中央4丁目1-1	840	○	○	○	○	○
	中央図書館	中央3丁目10-3	80	○	○	③	○	○
	福祉会館	中央5丁目12-21	170	○	○	○	○	○
	両城中学校（体育館，教室）	両城2丁目22-15	630	○	②	○	○	○
和庄中学校（体育館，教室）	和庄登町3-18	710		○		○	○	
吉浦地区	海上保安大学校（講堂兼体育館）	若葉町5-1	1,000	○		○	○	○
警固屋地区	警固屋体育館	警固屋2丁目222	750	○	○	○	○	○
阿賀地区	（旧）大入小学校（教室）	阿賀南8丁目8-20	160				○	○
	阿賀中学校（体育館，教室）	阿賀中央5丁目14-16	850	○	○		③	○
	呉工業高等学校（体育館）	阿賀北2丁目10-1	300		②		○	○
	呉高等学校（体育館，教室）	阿賀中央5丁目13-56	1,120	○	○		③	○
	呉南特別支援学校（屋内運動場）	阿賀中央5丁目13-71	325	○	○			○
	広島文化学園大学 阿賀キャンパス（体育館）	阿賀南2丁目10-3	420	○	○	③	②	○
国立呉工業高等専門学校（体育館）	阿賀南2丁目2-11	400		○			○	
広地区（西部）	呉商業高等学校（体育館）	広古新開4丁目1-1	390	○	○	○	○	○
	広島国際大学呉キャンパス（体育館）	広古新開5丁目1-1	1,301		○		○	○
広地区（東部）	オークアリーナ	広大新開1丁目7-1	2,760	○	○		○	○
	広会館	広白岳3丁目6-34	180		○		○	○
	広高等学校（体育館，格技場）	広大新開3丁目6-44	590	○	○		○	○
広地区（南部）	広南小学校（体育館，教室）	広長浜4丁目1-26	430	○	②	③	②	○
宮原地区	呉宮原高等学校（体育館）	宮原3丁目1-1	130	○	②	○	○	○
	清水ヶ丘高等学校（体育館）	青山町2-1	540				○	○
昭和地区	昭和体育館	焼山中央2丁目8-12	430	○	○	○	○	○
	昭和北小学校（体育館，教室）	焼山本庄1丁目6-1	1,130	○	○	○	○	○
	呉特別支援学校（体育室）	焼山北3丁目22-1	308	○	○	○	○	○
下蒲刈地区	（旧）下蒲刈中学校（体育館，教室）	下蒲刈町下島2119	970	○		○	②	○
	下蒲刈まちづくりセンター（大津会館）	下蒲刈町下島1628-1	310	○	○	③	○	○
音戸地区	音戸中学校（体育館，教室）	音戸町南隠渡4丁目15-1	630	○		○	○	○
	（旧）奥内小学校（体育館）	音戸町畑3丁目27-1	140				○	○
	音戸小学校（体育館，教室）	音戸町南隠渡1丁目12-6	570	○	○	③	②	○
	音戸高等学校（体育館）	音戸町北隠渡1丁目1-1	510	○		○	○	○
	大浦崎体育館（大浦崎スポーツセンター）	音戸町波多見6丁目20-1	500	○		○	○	○
倉橋地区	明德小学校（体育館，教室）	倉橋町7490	450	○	○	③	○	○
	（旧）倉橋小学校（体育館，教室）	倉橋町963	520		○		○	○
	（旧）倉橋東小学校（体育館）	倉橋町11161-1	170				○	○
	鹿老渡社会教育施設	倉橋町16537	90	○		③	②	○
	倉橋体育館	倉橋町539-1	730	○		○	○	○
蒲刈地区	蒲刈中学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	600	○	②	○	②	○
	蒲刈まちづくりセンター	蒲刈町向1112-29	200	○	○			○
安浦地区	安浦中学校（体育館，教室）	安浦町中央4丁目2-1	840	○	○	③	○	○
	（旧）三津口小学校（体育館，教室）	安浦町三津口2丁目27-2	820	○	②	○	○	○
豊浜地区	（旧）豊島小学校（教室）	豊浜町大字豊島3690	400	○		○	○	○
豊地区	豊スポーツセンター	豊町沖友1132	190		②		②	○

## ③地域開設避難所

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
中央地区	三条集会所	三条3丁目7-13	50	○	○	③	○	○
	山の手会館	山手2丁目2-1-101	70				○	○
	新宮町自治会館	新宮町13-5	30	○		○	○	○
	正円寺	海岸1丁目2-13	30		○		○	○
	川原石集会所	海岸2丁目5-8	40				○	○
	惣付ふれあい集会所	西惣付町12-26	30	○		○	○	○
	東愛宕アパート集会所	東愛宕町1-1	30		○		○	○
	内神自治会館	内神町16-6	10				○	○
	明西寺	三条3丁目8-9	40	○	○	○	○	○
	和庄集会所	本町22-4	40		○		○	○
東塩屋町自治会館	東塩屋町203番地	20	○	②	○	○	○	
北塩屋町自治会館	北塩屋町9番28号	12				○	○	
吉浦地区	吉浦集会所	吉浦本町3丁目11-35	60		②		○	○
	勝法寺	吉浦東町1-14	30		○			○
	誓光寺	吉浦中町2丁目8-30	250				○	○
	落走集会所	長谷町22-4	10	○		○	○	○
	落走自治会館	汐見町12-8	20				○	○
	魚見会館	吉浦潭鼓町3-12	10	○	○			○
	宮花町区自治会館	吉浦宮花町1-27	10		○		○	○
	晴海町自治会館	瀬戸見町1-1	20	○	○	○	○	○
警固屋地区	みはらし荘	警固屋8丁目17-1	730		○		○	○
	警固屋9丁目アパート集会所	警固屋9丁目7	20				○	○
	見晴説教場	見晴2丁目5-57	450		○		○	○
	法晃寺	警固屋5丁目9-8	90				○	○
	法正寺	的場3丁目7-12	60				○	○
	満行寺	警固屋4丁目11-5	50				○	○
	警固屋集会所(警固屋支所)	警固屋6丁目3-15	70	○	○	③	○	○
阿賀地区	阿賀集会所	阿賀南3丁目12-2	40		○		②	○
	冠崎集会所	阿賀南9丁目30-26	20	○	○	○	○	○
	称名寺	阿賀中央9丁目8-2	40	○		○	○	○
	(旧)情島小学校(校舎)	阿賀町12973	20	○		○	○	○
	西光寺	阿賀中央8丁目2-6	40				○	○
	東延崎自治会館	阿賀南4丁目2番14号	50		○			○
	大誠寺	阿賀南8丁目17-13	60				○	○
大入老人集会所	阿賀南8丁目15-13	30		②		②	○	
広地区(西部)	南横路自治会館	広横路2丁目1-5	10		○		○	
	教法寺	広古新開6丁目17-27	30		○		○	○
	広西集会所	広横路4丁目1-47	60	○	○	○	○	
広地区(東部)	広中央老人集会所	広大新開1丁目2-27	120		○		○	○
	広白岳3丁目自治会館	広白岳3丁目11-18	50				○	○
	善通寺支坊	広中新開2丁目2-10	260	○	○	○	○	○
	日新製鋼白岳寮	広両谷1丁目1-46	900		○		○	○
広地区(南部)	広津久茂自治会館	広津久茂町7-8	30				○	○
	住蓮寺	広長浜3丁目8-31	130				○	○
	小坪集会所	広小坪1丁目40-6	30	○		○	○	○
	専徳寺	広長浜3丁目13-21	230				○	○
	長浜老人集会所	広長浜2丁目1-17	50		○		②	○
	東小坪自治会館	広小坪2丁目1-1	40	○	○	○	○	○
広地区(北部)	名田説教場	広名田2丁目8-8	60				○	○
	広北ふれあい集会所	広塩焼1丁目2-29	50	○	○	○	○	②
	徳丸自治会館	広徳丸町11-17	20				○	○

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
仁方地区	戸田自治会館	仁方町戸田4060-1	40				○	○
	実相院	仁方西神町7-9	30	○			○	○
	八岩華神社	仁方西神町26-2	40				○	○
	神町自治会館	仁方西神町34-1	30				○	○
	浄徳寺	仁方中筋町1-2	150				○	○
	中筋自治会館	仁方中筋町21	30	○		○	○	○
	仁方大歳自治会館	仁方大歳町20-37	40	○		○	○	○
	仁方老人集会所	仁方棧橋通3-5	130		○		②	○
	大東自治会館	仁方本町1丁目4-20	30	○	○	○		○
	東側自治会館	仁方本町1丁目17-1	50				○	○
宮原地区	休谷ホーム	宮原1丁目5-26	60	○	②	○	○	○
	宮原集会所(宮原支所)	宮原4丁目10-1	40		②		○	○
	正圓寺	宮原5丁目7-29	30				○	○
	坪ノ内アパート集会所	坪ノ内町10	30	○		○	○	○
天応地区	天応ふれあい集会所	天応宮町4-22	10	○	○	○	②	○
	天応西いきいきライフホーム	天応伝十原町15-1	50	○		○	○	○
	大西自治会館	天応西条3丁目25-65	10				○	○
	福浦集会所	天応福浦町12-37	60					○
昭和地区	円福寺	焼山西3丁目19-14	150		○		○	
	押込集会所	押込3丁目5-2	50	○	○	○	○	○
	呉二河峡ゴルフセンター	焼山松ヶ丘2丁目1-1	160				○	○
	桜ヶ丘老人集会所	焼山桜ヶ丘2丁目6-5	60				○	○
	昭和西ふれあい集会所	焼山西3丁目4-3	50	○	○	○	○	○
	昭和中央集会所	焼山中央4丁目4-18	50	○	○	○	○	○
	昭和南いきいきライフホーム	焼山ひばりヶ丘町19-28	40	○		○	○	○
	神山集会所	神山1丁目19-29	40	○		○	○	○
	第3団地老人集会所	焼山東2丁目2-6	110				○	○
	道心寺礼拝堂	押込6丁目3-2	70				○	○
	栃原自治会館	栃原町西谷683-1	40	○		○	○	○
苗代自治会館	苗代町字岡ノ台544-2	30	○	○	○	○	○	
郷原地区	グリーンヒル郷原	郷原野路の里2丁目3-1	410	○	②	○	○	○
	浄光寺	郷原町1912	50		○		○	○
下蒲刈地区	正念寺	下蒲刈町下島3314-2	10		○		②	○
	大地蔵集会所	下蒲刈町下島3290-3	40	○	○	○		○
川尻地区	小仁方文化会館	川尻町小仁方1丁目23-7	50	○	○	○	②	○
	森・沖田コミュニティホーム	川尻町西1丁目29-1	20	○	○	○	○	○
	森文化会館	川尻町西3丁目1-5	50	○	③	○	○	○
	西の宮地区会館	川尻町西4丁目4-18	50	○	②	○	○	○
	岩戸自治会館	川尻町西6丁目5-83	30	○	○	○	○	○
	原山会館	川尻町森3丁目11-31	20	○	②	○	○	○
	久俊文化会館	川尻町久俊2丁目10-27	50	○	②	○	○	○
	川尻町転作促進研修所	川尻町久筋1丁目7-27	40	○	②	○	○	○
	小用文化会館	川尻町小用1丁目13-12	40	○	○		○	○
	かわじり中央会館	川尻町東1丁目8-15	200		○		○	○
川尻福祉センターふれあい	川尻町西2丁目3-33	118	○	○	③	○	○	
音戸地区	せとぎん会館	音戸町鱚浜2丁目4-21	60	○	②		②	○
	引地区集会所	音戸町引地1丁目4-18	20	○				○
	高須集会所	音戸町高須2丁目3-44	80		○		○	○
	先奥区自治会館	音戸町先奥2丁目3-29	30		○		②	○
	大浦崎会館(大浦崎スポーツセンター)	音戸町波多見6丁目20-1	110	○	②		○	○
	坪井区自治会館	音戸町坪井2丁目7-11	30		○		○	○
	田原保健福祉活動センター	音戸町田原2丁目3-16	70	○	②		○	○
	渡子区自治会館(旧渡子小学校)	音戸町渡子2丁目23-1	230	○	○		○	○

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
音戸地区	藤脇憩いの家	音戸町藤脇 2丁目8-2	50		○		○	○
	南隠渡区集会所	音戸町南隠渡 1丁目4-26	60		○		②	○
	波多見コミュニティセンター	音戸町波多見 2丁目17-1	370	○	○		○	○
	畑区自治会館	音戸町畑 1丁目27-31	40		○		○	○
	北隠渡区集会所	音戸町北隠渡 1丁目7-15	60	○	○		②	○
	有清区自治会館	音戸町有清 1丁目23-26	30				○	○
倉橋地区	須川説教所	倉橋町3296-2	80		○		○	○
	宇和木老人集会所	倉橋町5921-2	90	○	○	○	○	○
	海越生活改善センター	倉橋町15101-2	30		○		②	○
	才ノ木老人集会所	倉橋町597-3	10		○			○
	鹿島社会教育施設	倉橋町18733	220		○		②	○
	鹿島下老人集会所	倉橋町乙17738	30		○			○
	鹿島瀬戸コミュニティホーム	倉橋町4279-11	10	○	②	○	○	○
	鹿島中コミュニティホーム	倉橋町18650-2	30	○		○	○	○
	鹿島中老人集会所	倉橋町18320-2	30					○
	重生コミュニティホーム	倉橋町5345-20	20					○
	重生生活改善センター	倉橋町5786-6	30				○	○
	西宇土老人集会所	倉橋町3904-2	20	○		○	○	○
	石原老人集会所	倉橋町2390-8	40	○				○
	大向老人集会所	倉橋町4492-2	30				○	○
	大迫コミュニティホーム	倉橋町14105-10	20		○			○
	長谷老人集会所	倉橋町8191-1	20				○	○
	灘コミュニティホーム	倉橋町5869-1	30	○			○	○
	尾曾郷老人集会所	倉橋町2807-7	30	○				○
	尾立生活改善センター	倉橋町9964-7	30		○		②	○
蒲刈地区	蒲刈町開発総合センター	蒲刈町田戸2308-1	450		○		②	○
	宮盛集会所	蒲刈町宮盛字前田913-1	110				○	○
	蒲刈介護予防センター	蒲刈町大浦字宮田新開5109番地2	40	○	○		○	○
	向清水集会所	蒲刈町向2535-1	30	○		○	○	○
	向コミュニティセンター	蒲刈町向3206番地1	70				○	○
安浦地区	コミュニティいちざこ	安浦町安登西 8丁目4-3	20	○	○	○	○	○
	塩谷自治会館	安浦町安登3084-31	10				○	○
	奥条自治会館	安浦町安登西 3丁目6-20	30	○		○	○	○
	岡谷自治会館	安浦町安登西 2丁目9-18	10	○	○	○	○	○
	原畑集会所	安浦町原畑348-2	10	○	○	○	○	○
	向野原自治会館	安浦町安登西 5丁目20-50	30	○	○	○	○	○
	三津口憩いの家	安浦町三津口 2丁目18-11	40		○		②	○
	三津口西自治会館	安浦町中央 6丁目2-40	10	○	○		○	○
	市原集会所	安浦町中畑1385-6	10	○		○	○	○
	女子畑自治会館	安浦町女子畑1788-1	30	○	○	○	○	○
	小田野原自治会館	安浦町安登西10丁目1-14	10				○	○
	水尻集会所	安浦町水尻 1丁目14-11	30	○		○	○	○
	晴海園自治会館	安浦町中央 5丁目1-8	20	○	○		○	○
	赤向坂自治会館	安浦町赤向坂390-7	10	○		○	○	○
	跡条自治会館	安浦町安登東 5丁目8-12	30	○		○	○	○
	大谷自治会館	安浦町安登東 6丁目5-11	10	○		○	○	○
	中央ハイツ自治会館	安浦町中央ハイツ13-32	50	○	○	○	○	○
	藤木自治会館	安浦町赤向坂1093	10		○		○	○
	内海南自治会館	安浦町中央 3丁目2-9	20	○	○		②	②
	内平自治会館	安浦町内平593-1	10	○		○	○	○
	日之浦自治会館	安浦町安登1167-6	10	○	○	○	○	○
	老人福祉センター安浦内海会館	安浦町中央北 2丁目6-32	80	○	○	③	○	○
	中畑自治会館	安浦町中畑434-7	20				○	○

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
安浦地区	中切自治会館	安浦町中切1023-4	30	○		○	○	○
	内海北自治会館	安浦町内海北4丁目13-13	20	○		○	○	○
	安浦会館	安浦町内海南4丁目6-21	40		○		○	○
	子之浦自治会館	安浦町三津口3丁目14-22	20	○		○		○
	瑞雲寺	安浦町三津口1丁目21-14	110				○	○
豊浜地区	斎島集会所	豊浜町大字斎島1605-5	30	○				○
	山崎集会所	豊浜町大字豊島3142-1	40		②		○	○
	大浜集会所	豊浜町大字大浜622	80	○	②	○	○	○
	内浦集会所	豊浜町大字豊島1033-4	70		○		②	○
	立花集会所(農業構造改善センター)	豊浜町大字大浜286	20		②		○	○
豊地区	沖友コミュニティセンター	豊町沖友1005-1	60	○	②	○	○	○
	久比コミュニティセンター	豊町久比2321-4	50	○	○	○	○	○
	久比東コミュニティセンター	豊町久比328	80	○	○	○	○	○
	御手洗港町交流館施設	豊町御手洗231-1	30	○	○			○
	三角集会所	豊町久比3955	20		○		○	○

## ④福祉避難所

地区名	施設名	所在地
中央地区	介護老人保健施設 かがわ	本通2丁目8-16
	呉ベタニアホーム	本通4丁目3-21
	オールファーマシータウン	中通1丁目3-14
	介護老人保健施設 メディケア・くれ	中央2丁目6-20
	介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	中央5丁目1-6
	介護医療院 グリーン三条	三条1丁目3-14
	介護老人保健施設 呉中央コスモス園	西中央3丁目6-7
	嶺南荘	東畑2丁目2-18
吉浦地区	特別養護老人ホーム かるが	狩留賀町3-16
警固屋地区	初音の家	警固屋1丁目17-1
	養護老人ホーム 呉清光園	警固屋1丁目17-15
	特別養護老人ホーム 常楽園	警固屋9丁目1-1
	養護老人ホーム 呉保生院	警固屋9丁目1-38
阿賀地区	介護老人保健施設 なごみ	阿賀北1丁目14-15
	介護老人保健施設 あおやま	阿賀北6丁目15-30
	ケアハウス 花みずき	阿賀北3丁目4-11
	介護老人保健施設 阿賀コスモス園	阿賀南3丁目7-1
広地区	特別養護老人ホーム 延寿荘	広町中横路2445
	介護老人保健施設 パナケイア	広白石4丁目7-22
	特別養護老人ホーム 成寿園	広町字白石免田13010
	介護老人保健施設 成寿園	広町字白石免田13012
仁方地区	仁風園	仁方西神町35-11
	障害者支援施設 仁方	仁方町戸田4407
宮原地区	ときわ呉	宮原13丁目2-12
天応地区	ライフサポートてんのう	天応南町15-35
昭和地区	特別養護老人ホーム 温養院	焼山中央6丁目6-13
	特別養護老人ホーム コスモス園	焼山北3丁目21-5
	介護老人保健施設 コスモス園	焼山北3丁目171-4
	呉広風園	焼山北3丁目21-2
	特別養護老人ホーム 後楽荘	焼山町字打田623
	特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	栃原町中倉150-2
郷原地区	生活介護センター たまご	郷原町1943
	野呂山学園	郷原町2380-181
	デイセンター のろさん	郷原町2380-181
	特別養護老人ホーム 郷原の里	郷原町1882-12
	特別養護老人ホーム あすらや荘	郷原町2380
川尻地区	特別養護老人ホーム 恵の海	川尻町西6丁目10-1
音戸地区	特別養護老人ホーム あかさき園	音戸町畑1丁目2-51
	夕霧の家	音戸町畑3丁目20-36
	朝顔の家	音戸町畑3丁目20-36
	老人保健施設 さざなみ苑	音戸町高須3丁目7-15
倉橋地区	ルネッサンス瀬戸内	倉橋町2638-3
	常夏の家	倉橋町石持154-1
	蛍の家	倉橋町石持154-1
	特別養護老人ホーム たちばな苑	倉橋町14649
	障害者支援施設 倉橋の里	倉橋町5364-2
安浦地区	介護老人保健施設 葵の園・安浦	安浦町安登西5丁目11-19
	特別養護老人ホーム 春香園	安浦町内海北1丁目2-42
豊地区	特別養護老人ホーム 豊寿園	豊町大長6000
	ゆたかデイサービスセンター	豊町大長6005-1
	若葉作業所	豊町大長6007-1



## イ 指定緊急避難場所

## ①広域避難場所

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
中央地区	市民広場	幸町 5	52,511	○	-	○	-	-
	中央公園	中央4丁目	23,911	○	-	○	-	-
	二河公園多目的グラウンド	二河町	15,900	○	-	○	-	-
	二河野球場	二河町	20,000	○	-	○	-	-
吉浦地区	吉浦運動場	吉浦西城町16	5,299	○	-	○	-	-
警固屋地区	警固屋公園多目的広場	警固屋 2 丁目	18,987	○	-	○	-	-
広地区	広公園	広大新開 1 丁目 7	19,940	○	-		-	-
昭和地区	焼山公園	焼山町	49,348	○	-	○	-	-
	野外活動センター	焼山町字山の神598	45,029	○	-	○	-	-
郷原地区	グリーンヒル郷原グラウンド	郷原野路の里 2 丁目3-1	14,206	○	-	○	-	-
	総合スポーツセンター	郷原町ワラヒノ山	103,122	○	-	○	-	-
川尻地区	川尻グラウンド	川尻町東 2 丁目	19,705	○	-		-	-
音戸地区	大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見 6 丁目20-1	29,879	○	-		-	-
蒲刈地区	恵みの丘蒲刈	蒲刈町大浦字前沖浦	40,000	○	-	○	-	-
安浦地区	安登公園	安浦町安登西 6 丁目	16,514	○	-	○	-	-
	安浦中学校グラウンド	安浦町中央 4 丁目2-1	11,842	○	-		-	-
豊浜・豊地区	豊浜グラウンド（架橋記念公園）	豊浜町大字大浜地内	8,349	○	-	○	-	-

## ②一時避難場所

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
中央地区	呉中央小学校グラウンド	西中央4丁目10-52	4,751	○	-	○	-	-
	呉中央中学校グラウンド	西中央4丁目10-52	5,804	○	-	○	-	-
	港町小学校グラウンド	海岸3丁目5-30	2,169	○	-	○	-	-
	呉三津田高等学校グラウンド	山手1丁目5-1	9,223	○	-	○	-	-
	荘山田小学校グラウンド	東中央3丁目1-23	3,883	○	-	○	-	-
	長迫小学校グラウンド	長迫町12-5	3,762	○	-	○	-	-
	東畑中学校グラウンド	東畑2丁目7-38	5,694	○	-	○	-	-
	片山中学校グラウンド	東片山町13-5	5,072	○	-	○	-	-
	本通小学校グラウンド	寺本町1-10	5,576	○	-	○	-	-
	明立小学校グラウンド	伏原2丁目6-38	3,841	○	-	○	-	-
	両城小学校グラウンド	三条2丁目15-12	2,788	○	-		-	-
	両城中学校グラウンド	両城2丁目22-15	6,169	○	-	○	-	-
	和庄小学校グラウンド	八幡町10-7	4,239	○	-	○	-	-
	和庄中学校グラウンド	和庄登町3-18	5,773	○	-	○	-	-
吉浦地区	吉浦小学校グラウンド	吉浦中町2丁目6-5	4,427	○	-	○	-	-
	吉浦中学校グラウンド	狩留賀町8-6	6,849	○	-	○	-	-
	(旧)落走小学校グラウンド	汐見町10-25	1,326	○	-	○	-	-
警固屋地区	(旧)鍋小学校グラウンド	的場4丁目1-1	3,185	○	-	○	-	-
	警固屋小学校グラウンド	警固屋7丁目5-1	1,974	○	-		-	-
	警固屋中学校グラウンド	警固屋7丁目4-1	8,174	○	-		-	-
阿賀地区	(旧)延崎小学校グラウンド	阿賀南6丁目4-28	2,619	○	-	○	-	-
	(旧)大入小学校グラウンド	阿賀南8丁目8-20	1,957	○	-	○	-	-
	阿賀小学校グラウンド	阿賀南2丁目1-1	5,782	○	-		-	-
	国立呉工業高等専門学校グラウンド	阿賀南2丁目2-11	37,501	○	-		-	-
	広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド	阿賀南2丁目10-3	10,616	○	-		-	-
	阿賀中学校グラウンド	阿賀中央5丁目14-16	14,731	○	-		-	-
	呉高等学校グラウンド	阿賀中央5丁目13-56	7,730	○	-		-	-
	原小学校グラウンド	阿賀北4丁目3-16	4,858	○	-	○	-	-
呉工業高等学校グラウンド	阿賀北2丁目10-1	9,439	○	-	○	-	-	
広地区	横路小学校グラウンド	広横路4丁目1-9	5,605	○	-		-	-
	横路中学校グラウンド	広横路4丁目9-15	9,326	○	-		-	-
	呉商業高等学校グラウンド	広古新開4丁目1-1	20,127	○	-		-	-
	広島国際大学呉キャンパスグラウンド	広古新開5丁目1-1	9,000	○	-		-	-
	オークアリーナ（駐車場）	広大新開1丁目7-1	5,248	○	-		-	-
	広高等学校グラウンド	広大新開3丁目6-44	14,073	○	-		-	-
	広小学校グラウンド	広杭本町3-1	6,497	○	-		-	-
	広中央中学校グラウンド	広吉松2丁目15-1	10,880	○	-	○	-	-
	白岳小学校グラウンド	広駅前1丁目6-1	9,344	○	-		-	-
	白岳中学校グラウンド	広駅前2丁目11-1	9,956	○	-		-	-
	(旧)小坪小学校グラウンド	広小坪1丁目24-1	7,577	○	-		-	-
	広南小学校グラウンド	広長浜4丁目1-26	5,769	○	-		-	-
	広南中学校グラウンド	広長浜4丁目1-9	8,988	○	-		-	-
三坂地小学校グラウンド	広中迫町4-1	6,530	○	-	○	-	-	
仁方地区	仁方小学校グラウンド	仁方本町1丁目6-6	5,564	○	-		-	-
	仁方中学校グラウンド	仁方棧橋通16-8	13,358	○	-		-	-
宮原地区	宮原小学校グラウンド	宮原4丁目8-1	3,984	○	-	○	-	-
	宮原中学校グラウンド	船見町1-1	11,100	○	-	○	-	-
	呉宮原高等学校グラウンド	宮原3丁目1-1	10,266	○	-	○	-	-
	清水ヶ丘高等学校グラウンド	青山町2-1	5,983	○	-	○	-	-
	坪内小学校グラウンド	宮原12丁目13-1	2,515	○	-	○	-	-
天応地区	天応学園グラウンド	天応大浜2丁目1-64	10,612	○	-		-	-

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
昭和地区	昭和市场センター駐車場	焼山中央 2 丁目8-12	1,989	○	-	○	-	-
	昭和西小学校グラウンド	焼山宮ヶ迫 1 丁目3-1	6,622	○	-	○	-	-
	昭和中央小学校グラウンド	焼山中央 4 丁目1-1	9,955	○	-	○	-	-
	昭和中学校グラウンド	焼山中央 6 丁目9-1	9,351	○	-	○	-	-
	(旧) 昭和東小学校グラウンド	苗代町字八幡野39-2	5,291	○	-	○	-	-
	昭和南小学校グラウンド	焼山此原町14-1	11,128	○	-	○	-	-
	昭和北小学校グラウンド	焼山本庄 1 丁目6-1	7,932	○	-	○	-	-
郷原地区	郷原小学校グラウンド	郷原町1584-1	8,028	○	-	○	-	-
	郷原中学校グラウンド	郷原町1706	6,666	○	-	○	-	-
下蒲刈地区	(旧) 下蒲刈中学校グラウンド	下蒲刈町下島2119	370	○	-	○	-	-
川尻地区	川尻小学校グラウンド	川尻町久俊 1 丁目5-24	6,159	○	-	○	-	-
	川尻中学校グラウンド	川尻町西 1 丁目23-47	13,095	○	-	-	-	-
音戸地区	(旧) 奥内小学校グラウンド	音戸町畑 3 丁目27-1	5,714	○	-	-	-	-
	音戸高等学校グラウンド	音戸町北隠渡 1 丁目1-1	7,371	○	-	○	-	-
	音戸小学校グラウンド	音戸町南隠渡 1 丁目12-6	7,318	○	-	-	-	-
	音戸中学校グラウンド	音戸町南隠渡 4 丁目15-1	15,157	○	-	○	-	-
	音戸西中学校グラウンド	音戸町渡子 3 丁目16-1	4,954	○	-	○	-	-
	(旧) 早瀬小学校グラウンド	音戸町早瀬 1 丁目8-15	2,281	○	-	-	-	-
	(旧) 田原小学校グラウンド	音戸町田原 2 丁目3-1	4,398	○	-	-	-	-
	(旧) 渡子小学校グラウンド	音戸町渡子 2 丁目23-1	7,130	○	-	-	-	-
倉橋地区	波多見小学校グラウンド	音戸町波多見 9 丁目11-1	7,434	○	-	-	-	-
	明德中学校グラウンド	音戸町藤脇 1 丁目30-1	11,661	○	-	○	-	-
	宇和木社会教育施設グラウンド	倉橋町5926-2	2,769	○	-	-	-	-
	鹿島社会教育施設グラウンド	倉橋町18733	2,428	○	-	○	-	-
	鹿老渡社会教育施設グラウンド	倉橋町16537	1,544	○	-	-	-	-
	倉橋小中学校グラウンド	倉橋町383-2	7,092	○	-	○	-	-
	(旧) 倉橋小学校グラウンド	倉橋町963	5,372	○	-	○	-	-
	(旧) 倉橋西中学校グラウンド	倉橋町1313	4,712	○	-	○	-	-
	(旧) 倉橋東小学校グラウンド	倉橋町11161-1	5,896	○	-	-	-	-
蒲刈地区	(旧) 倉橋東中学校グラウンド	倉橋町12612	5,216	○	-	-	-	-
	(旧) 尾立小学校グラウンド	倉橋町10003	4,569	○	-	○	-	-
	明德小学校グラウンド	倉橋町7490	4,232	○	-	-	-	-
	大浦集会所グラウンド	蒲刈町大浦5116	4,021	○	-	-	-	-
安浦地区	蒲刈小学校グラウンド	蒲刈町向771	5,824	○	-	○	-	-
	蒲刈中学校グラウンド	蒲刈町向771	3,178	○	-	○	-	-
	(旧) 野路東小学校グラウンド	安浦町女子畑639	2,942	○	-	○	-	-
	安登小学校グラウンド	安浦町安登西 5 丁目7-19	4,134	○	-	○	-	-
	(旧) 三津口小学校グラウンド	安浦町三津口 2 丁目27-2	2,763	○	-	○	-	-
	安浦小学校グラウンド	安浦町内海北 1 丁目2-5	4,134	○	-	○	-	-
豊浜地区	(旧) 野路中切小学校グラウンド	安浦町中切9-2	3,834	○	-	○	-	-
	いなしふれあい広場	安浦町大字中畑字高野谷10713	425	○	-	○	-	-
豊地区	(旧) 豊島小学校グラウンド	豊浜町大字豊島3690	2,406	○	-	○	-	-
	豊浜中学校グラウンド	豊浜町大字豊島3438	5,549	○	-	-	-	-
	久比コミュニティセンター駐車場	豊町久比2321-4	682	○	-	○	-	-
	豊スポーツセンターグラウンド	豊町沖友1132	2,363	○	-	-	-	-
	豊市民センター駐車場	豊町大長5915-3	3,544	○	-	-	-	-
豊地区	(旧) 豊小学校グラウンド	豊町大長4790-1	5,708	○	-	-	-	-
	豊小学校グラウンド	豊町久比2411-1	11,727	○	-	-	-	-

## ③一時避難施設

地区名	施設名	所在地	収容人員	災害種別				
				地	土	津	高	洪
中央地区	呉駅西共同ビル	宝町1-10	6,410	-	-	③	○	○
	呉中央栈橋ターミナル	宝町4-44	2,610	-	-	③	②	○
	折本マリビル 3号館	宝町4-21	300	-	-	③	○	○
	ゆめタウン呉	宝町5-10	1,060	-	-	③	○	○
	三菱日立パワーシステムズ(株)呉工場	宝町6-9	720	-	-	③	○	○
	広島ガス不動産呉ビル	中央1丁目6-26	600	-	-	③	○	○
	消防局	西中央3丁目1-9	230	-	-	○	○	○
	アポート呉	西中央3丁目7-34	200	○	○	○	②	②
	蔵本駐車場	中央3丁目11-5	2,730	-	-	③	○	○
	呉地方合同庁舎(立体駐車場)	中央3丁目9-15	800	-	-	③	○	○
	呉中央小学校(管理棟, 教室棟)	西中央4丁目10-52	1,200	-	-	○	○	○
	両城小学校(第1校舎)	三条2丁目15-12	110	-	-	③	○	○
	両城小学校(第2校舎, 第3校舎)	三条2丁目15-12	160	-	-	③	○	○
	スーパーOZ	築地町1-16	660	-	-	③	○	○
阿賀地区	阿賀小学校(校舎)	阿賀南2丁目1-1	420	-	-	③	②	○
	広島県呉高等技術専門学校(管理棟, 実習棟)	阿賀中央5丁目11-17	490	-	-	③	②	○
	阿賀駅前駐車場	阿賀中央6丁目2-3	380	-	-	③	②	○
	広島文化学園大学 阿賀キャンパス(本館)	阿賀南2丁目10-3	1,730	-	-	③	②	○
	広島県豊栄住宅	阿賀南1丁目7-37	970	-	-	③	②	○
	阿賀駅前複合ビル西棟(駐車場)	阿賀中央6丁目2-11	840	-	-	③	②	○
広地区	東消防署・防災センター	広古新開2丁目1-9	940	-	-	③	○	○
	横路小学校(南校舎)	広横路4丁目1-9	580	-	-	③	○	③
	横路小学校(北校舎)	広横路4丁目1-9	460	-	-	③	○	③
	横路中学校(校舎)	広横路4丁目9-15	720	-	-	③	○	③
	横路中学校(西校舎)	広横路4丁目9-15	640	-	-	③	○	③
	広島国際大学呉キャンパス1号館	広古新開5丁目1-1	547	-	-	③	○	○
	広島国際大学呉キャンパス5号館	広古新開5丁目1-1	592	-	-	③	○	○
	新日本造機(株)(事務棟・食堂棟)	広末広1丁目2-10	680	-	-	②	○	○
	クリーンセンターくれ	広多賀谷3丁目9-3	2,550	-	-	③	②	○
	ゴッド・広中央パーキング	広文化町1-6	3,090	-	-	③	○	○
	広小学校(第一校舎)	広杭本町3-1	610	-	-	③	○	○
	広小学校(第二校舎)	広杭本町3-1	310	-	-	③	○	○
	広小学校(第三校舎)	広杭本町3-1	760	-	-	③	○	○
	白岳小学校(校舎)	広駅前1丁目6-1	240	-	-	③	○	○
白岳小学校(東西校舎)	広駅前1丁目6-1	240	-	-	③	○	○	
白岳中学校(校舎)	広駅前2丁目11-1	290	-	-	③	○	○	
白岳中学校(特別教室)	広駅前2丁目11-1	100	-	-	③	○	○	
仁方地区	仁方中学校(校舎)	仁方栈橋通16-8	630	-	-	③	②	○
天応地区	天応学園(校舎)	天応大浜2丁目1-64	1309	-	-	③	②	○
昭和地区	ダイナム広島呉焼山店	焼山中央6丁目13-13	80	○	○	○	○	○
川尻地区	川尻中学校(校舎)	川尻町西1丁目23-47	400	○	-	③	○	○
安浦地区	安浦中学校(校舎)	安浦町中央4丁目2-1	410	-	-	③	○	○
	安浦小学校(南校舎)	安浦町内海北1丁目2-5	60	-	-	○	○	②
	安浦小学校(北校舎)	安浦町内海北1丁目2-5	40	-	-	○	○	②

## (2) 地区別

## ①中央地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
つばき会館	中央6丁目2-9	250	○	○	○	○	○	○	
呉中央中学校（体育館，教室）	西中央4丁目10-52	880	○	○	○	○	○	○	
港町小学校（体育館，教室）	海岸3丁目5-30	610		②		○	○		
山手1丁目集会所	山手1丁目23-16	40	○	②	○	○	○	○	
長迫小学校（体育館，教室）	長迫町12-5	560	○	②	○	○	○	○	
東畑中学校（体育館，教室）	東畑2丁目7-38	730	○	②	○	○	○	○	
片山中学校（体育館，教室）	東片山町13-5	580	○	○	○	○	○	○	
本通小学校（体育館，教室）	寺本町1-10	660	○	○	○	○	○	○	
明立小学校（体育館，教室）	伏原2丁目6-38	750	○	②	○	○	○	○	
両城小学校（体育館，教室）	三条2丁目15-12	630	○	②	③	○	○	○	
和庄小学校（体育館，教室）	八幡町10-7	770	○	○	○	○	○	○	
荘山田小学校（体育館，教室）	東中央3丁目1-23	760	○	②	○	○	○	○	
呉三津田高等学校（体育館）	山手1丁目5-1	750	○	○	○	○	○	○	
畑老人集会所	東畑2丁目4-35	70		○		○	○		
二川まちづくりセンター	築地町3-1	190	○	○		②	○		

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
辰川会館（旧辰川小学校（体育館））	東辰川町6-32	190				○	○
呉中央小学校（体育館，教室）	西中央4丁目10-52	1,310	○	○	○	○	○
スポーツ会館	二河町1-8	390	○	②	○	○	○
呉市体育館	中央4丁目1-1	840	○	○	○	○	○
中央図書館	中央3丁目10-3	80	○	○	③	○	○
福祉会館	中央5丁目12-21	170	○	○	○	○	○
両城中学校（体育館，教室）	両城2丁目22-15	630	○	②	○	○	○
和庄中学校（体育館，教室）	和庄登町3-18	710		○		○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
三条集会所	三条3丁目7-13	50	○	○	③	○	○
山の手会館	山手2丁目2-1-101	70				○	○
新宮町自治会館	新宮町13-5	30	○		○	○	○
正円寺	海岸1丁目2-13	30		○		○	○
川原石集会所	海岸2丁目5-8	40				○	○
惣付ふれあい集会所	西惣付町12-26	30	○		○	○	○
東愛宕アパート集会室	東愛宕町1-1	30		○		○	○
内神自治会館	内神町16-6	10				○	○
明西寺	三条3丁目8-9	40	○	○	○	○	○
和庄集会所	本町22-4	40		○		○	○
東塩屋町自治会館	東塩屋町203番地	20	○	②	○	○	○
北塩屋町自治会館	北塩屋町9番28号	12				○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
市民広場	幸町5	52,511	○	-	○	-	-
中央公園	中央4丁目	23,911	○	-	○	-	-
二河公園多目的グラウンド	二河町	15,900	○	-	○	-	-
二河野球場	二河町	20,000	○	-	○	-	-

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
呉駅西共同ビル	宝町1-10	6,410	-	-	③	○	○
呉中央棧橋ターミナル	宝町4-44	2,610	-	-	③	②	○
折本マリビル 3号館	宝町4-21	300	-	-	③	○	○
ゆめタウン呉	宝町5-10	1,060	-	-	③	○	○
三菱日立パワーシステムズ(株)呉工場	宝町6-9	720	-	-	③	○	○
広島ガス不動産呉ビル	中央1丁目6-26	600	-	-	③	○	○
消防局	西中央3丁目1-9	230	-	-	○	○	○
アポート呉	西中央3丁目7-34	200	○	○	○	②	②
蔵本駐車場	中央3丁目11-5	2,730	-	-	③	○	○
呉地方合同庁舎(立体駐車場)	中央3丁目9-15	800	-	-	③	○	○
呉中央小学校(管理棟, 教室棟)	西中央4丁目10-52	1,200	-	-	○	○	○
両城小学校(第1校舎)	三条2丁目15-12	110	-	-	③	○	○
両城小学校(第2校舎, 第3校舎)	三条2丁目15-12	160	-	-	③	○	○
スーパーOZ	築地町1-16	660	-	-	③	○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
呉中央小学校グラウンド	西中央4丁目10-52	4,751	○	-	○	-	-
呉中央中学校グラウンド	西中央4丁目10-52	5,804	○	-	○	-	-
港町小学校グラウンド	海岸3丁目5-30	2,169	○	-	○	-	-
呉三津田高等学校グラウンド	山手1丁目5-1	9,223	○	-	○	-	-
荘山田小学校グラウンド	東中央3丁目1-23	3,883	○	-	○	-	-
長迫小学校グラウンド	長迫町12-5	3,762	○	-	○	-	-
東畑中学校グラウンド	東畑2丁目7-38	5,694	○	-	○	-	-
片山中学校グラウンド	東片山町13-5	5,072	○	-	○	-	-
本通小学校グラウンド	寺本町1-10	5,576	○	-	○	-	-
明立小学校グラウンド	伏原2丁目6-38	3,841	○	-	○	-	-
両城小学校グラウンド	三条2丁目15-12	2,788	○	-	-	-	-
両城中学校グラウンド	両城2丁目22-15	6,169	○	-	○	-	-
和庄小学校グラウンド	八幡町10-7	4,239	○	-	○	-	-
和庄中学校グラウンド	和庄登町3-18	5,773	○	-	○	-	-

## ②吉浦地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
吉浦小学校（体育館，教室）	吉浦中町2丁目6-5	940	○	②	○	○	○	○	○
吉浦中学校（体育館，教室）	狩留賀町8-6	800	○	②	○	○	○	○	○
吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23	180	○	○	③	②	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					
			地	土	津	高	洪	
海上保安大学校（講堂兼体育館）	若葉町5-1	1,000	○		○	○	○	

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					
			地	土	津	高	洪	
吉浦集会所	吉浦本町3丁目11-35	60		②		○	○	
勝法寺	吉浦東町1-14	30		○			○	
誓光寺	吉浦中町2丁目8-30	250				○	○	
落走集会所	長谷町22-4	10	○		○	○	○	
落走自治会館	汐見町12-8	20				○	○	
魚見会館	吉浦潭鼓町3-12	10	○	○			○	
宮花町区自治会館	吉浦宮花町1-27	10		○		○	○	
晴海町自治会館	瀬戸見町1-1	20	○	○	○	○	○	

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
吉浦運動場	吉浦西城町16	5,299	○	-	○	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
吉浦小学校グラウンド	吉浦中町2丁目6-5	4,427	○	-	○	-	-
吉浦中学校グラウンド	狩留賀町8-6	6,849	○	-	○	-	-
(旧)落走小学校グラウンド	汐見町10-25	1,326	○	-	○	-	-

## ③警固屋地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
警固屋中学校（体育館，教室）	警固屋7丁目4-1	570	○	②	③	○	○	○	○
警固屋小学校（体育館，教室）	警固屋7丁目5-1	520	○	②	③	○	○		○
警固屋まちづくりセンター	警固屋2丁目222	660	○	○	○	○	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
警固屋体育館	警固屋2丁目222	750	○	○	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
みはらし荘	警固屋8丁目17-1	730		○		○	○
警固屋9丁目アパート集会所	警固屋9丁目7	20				○	○
見晴説教場	見晴2丁目5-57	450		○		○	○
法晃寺	警固屋5丁目9-8	90				○	○
法正寺	的場3丁目7-12	60				○	○
満行寺	警固屋4丁目11-5	50				○	○
警固屋集会所（警固屋支所）	警固屋6丁目3-15	70	○	○	③	○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
警固屋公園多目的広場	警固屋2丁目	18,987	○	-	○	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
（旧）鍋小学校グラウンド	的場4丁目1-1	3,185	○	-	○	-	-
警固屋小学校グラウンド	警固屋7丁目5-1	1,974	○	-		-	-
警固屋中学校グラウンド	警固屋7丁目4-1	8,174	○	-		-	-



## ④阿賀地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
(旧)延崎小学校(体育館)	阿賀南6丁目4-28	150		②		○	○	○	
阿賀小学校(体育館, 教室)	阿賀南2丁目1-1	1,210	○	○	③	②	○		○
原小学校(体育館, 教室)	阿賀北4丁目3-16	700	○		○	○	○		○
阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6丁目2-16	320	○	○	③	②	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
(旧)大入小学校(教室)	阿賀南8丁目8-20	160				○	○
阿賀中学校(体育館, 教室)	阿賀中央5丁目14-16	850	○	○		③	○
呉工業高等学校(体育館)	阿賀北2丁目10-1	300		②		○	○
呉高等学校(体育館, 教室)	阿賀中央5丁目13-56	1,120	○	○		③	○
呉南特別支援学校(屋内運動場)	阿賀中央5丁目13-71	325	○	○			○
広島文化学園大学 阿賀キャンパス(体育館)	阿賀南2丁目10-3	420	○	○	③	②	○
国立呉工業高等専門学校(体育館)	阿賀南2丁目2-11	400		○			○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
阿賀集会所	阿賀南3丁目12-2	40		○		②	○
冠崎集会所	阿賀南9丁目30-26	20	○	○	○	○	○
称名寺	阿賀中央9丁目8-2	40	○		○	○	○
(旧)情島小学校(校舎)	阿賀町12973	20	○		○	○	○
西光寺	阿賀中央8丁目2-6	40				○	○
東延崎自治会館	阿賀南4丁目2番14号	50		○			○
大誠寺	阿賀南8丁目17-13	60				○	○
大入老人集会所	阿賀南8丁目15-13	30		②		②	○

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
阿賀小学校（校舎）	阿賀南 2 丁目 1-1	420	-	-	③	②	○
広島県呉高等技術専門学校（管理棟、実習棟）	阿賀中央 5 丁目 11-17	490	-	-	③	②	○
阿賀駅前駐車場	阿賀中央 6 丁目 2-3	380	-	-	③	②	○
広島文化学園大学 阿賀キャンパス（本館）	阿賀南 2 丁目 10-3	1,730	-	-	③	②	○
広島県豊栄住宅	阿賀南 1 丁目 7-37	970	-	-	③	②	○
阿賀駅前複合ビル西棟（駐車場）	阿賀中央 6 丁目 2-11	840	-	-	③	②	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
（旧）延崎小学校グラウンド	阿賀南 6 丁目 4-28	2,619	○	-	○	-	-
（旧）大入小学校グラウンド	阿賀南 8 丁目 8-20	1,957	○	-	○	-	-
阿賀小学校グラウンド	阿賀南 2 丁目 1-1	5,782	○	-	-	-	-
国立呉工業高等専門学校グラウンド	阿賀南 2 丁目 2-11	37,501	○	-	-	-	-
広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド	阿賀南 2 丁目 10-3	10,616	○	-	-	-	-
阿賀中学校グラウンド	阿賀中央 5 丁目 14-16	14,731	○	-	-	-	-
呉高等学校グラウンド	阿賀中央 5 丁目 13-56	7,730	○	-	-	-	-
原小学校グラウンド	阿賀北 4 丁目 3-16	4,858	○	-	○	-	-
呉工業高等学校グラウンド	阿賀北 2 丁目 10-1	9,439	○	-	○	-	-

## ⑤広地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
横路小学校（体育館，教室）	広横路4丁目1-9	1,200	○	○	③	○	③		○
横路中学校（体育館，教室）	広横路4丁目9-15	800	○	②	③	○	③	○	○
広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	1,160	○	○	③	○	○	○	○
広小学校（体育館，教室）	広杭本町3-1	1,100	○	○	③	○	○	○	○
広中央中学校（体育館，教室）	広吉松2丁目15-1	1,010	○		○	○	○		○
白岳小学校（体育館，教室）	広駅前1丁目6-1	1,390	○	○	③	○	○	○	○
白岳中学校（体育館，教室）	広駅前2丁目11-1	890	○	○	③	○	○	○	○
（旧）小坪小学校（体育館）	広小坪1丁目24-1	260		○		○	○	○	
広南中学校（体育館，教室）	広長浜4丁目1-9	520	○	○	③	②	○	○	○
三坂地小学校（体育館，教室）	広中迫町4-1	820	○	○	○	○	②	○	○
石内老人集会所	広石内2丁目8-7	60		②		○	○	○	

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
呉商業高等学校（体育館）	広古新開4丁目1-1	390	○	○	○	○	○
広島国際大学呉キャンパス（体育館）	広古新開5丁目1-1	1,301		○		○	○
オークアリーナ	広大新開1丁目7-1	2,760	○	○		○	○
広会館	広白岳3丁目6-34	180		○		○	○
広高等学校（体育館，格技場）	広大新開3丁目6-44	590	○	○		○	○
広南小学校（体育館，教室）	広長浜4丁目1-26	430	○	②	③	②	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
南横路自治会館	広横路2丁目1-5	10		○		○	
教法寺	広古新開6丁目17-27	30		○		○	○
広西集会所	広横路4丁目1-47	60	○	○	○	○	
広中央老人集会所	広大新開1丁目2-27	120		○		○	○
広白岳3丁目自治会館	広白岳3丁目11-18	50				○	○
善通寺支坊	広中新開2丁目2-10	260	○	○	○	○	○
日新製鋼白岳寮	広両谷1丁目1-46	900		○		○	○
広津久茂自治会館	広津久茂町7-8	30				○	○
住蓮寺	広長浜3丁目8-31	130				○	○
小坪集会所	広小坪1丁目40-6	30	○		○	○	○
専徳寺	広長浜3丁目13-21	230				○	○
長浜老人集会所	広長浜2丁目1-17	50		○		②	○
東小坪自治会館	広小坪2丁目1-1	40	○	○	○	○	○
名田説教場	広名田2丁目8-8	60				○	○
広北ふれあい集会所	広塩焼1丁目2-29	50	○	○	○	○	②
徳丸自治会館	広徳丸町11-17	20				○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
広公園	広大新開 1 丁目 7	19,940	○	-	-	-	-

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
東消防署・防災センター	広古新開 2 丁目 1-9	940	-	-	③	○	○
横路小学校（南校舎）	広横路 4 丁目 1-9	580	-	-	③	○	③
横路小学校（北校舎）	広横路 4 丁目 1-9	460	-	-	③	○	③
横路中学校（校舎）	広横路 4 丁目 9-15	720	-	-	③	○	③
横路中学校（西校舎）	広横路 4 丁目 9-15	640	-	-	③	○	③
広島国際大学呉キャンパス 1 号館	広古新開 5 丁目 1-1	547	-	-	③	○	○
広島国際大学呉キャンパス 5 号館	広古新開 5 丁目 1-1	592	-	-	③	○	○
新日本造機（株）（事務棟・食堂棟）	広末広 1 丁目 2-10	680	-	-	②	○	○
クリーンセンターくれ	広多賀谷 3 丁目 9-3	2,550	-	-	③	②	○
ゴッド・広中央パーキング	広文化町 1-6	3,090	-	-	③	○	○
広小学校（第一校舎）	広杭本町 3-1	610	-	-	③	○	○
広小学校（第二校舎）	広杭本町 3-1	310	-	-	③	○	○
広小学校（第三校舎）	広杭本町 3-1	760	-	-	③	○	○
白岳小学校（校舎）	広駅前 1 丁目 6-1	240	-	-	③	○	○
白岳小学校（東西校舎）	広駅前 1 丁目 6-1	240	-	-	③	○	○
白岳中学校（校舎）	広駅前 2 丁目 11-1	290	-	-	③	○	○
白岳中学校（特別教室）	広駅前 2 丁目 11-1	100	-	-	③	○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
横路小学校グラウンド	広横路 4 丁目 1-9	5,605	○	-	-	-	-
横路中学校グラウンド	広横路 4 丁目 9-15	9,326	○	-	-	-	-
呉商業高等学校グラウンド	広古新開 4 丁目 1-1	20,127	○	-	-	-	-
広島国際大学呉キャンパスグラウンド	広古新開 5 丁目 1-1	9,000	○	-	-	-	-
オークアリーナ（駐車場）	広大新開 1 丁目 7-1	5,248	○	-	-	-	-
広高等学校グラウンド	広大新開 3 丁目 6-44	14,073	○	-	-	-	-
広小学校グラウンド	広杭本町 3-1	6,497	○	-	-	-	-
広中央中学校グラウンド	広吉松 2 丁目 15-1	10,880	○	-	○	-	-
白岳小学校グラウンド	広駅前 1 丁目 6-1	9,344	○	-	-	-	-
白岳中学校グラウンド	広駅前 2 丁目 11-1	9,956	○	-	-	-	-
（旧）小坪小学校グラウンド	広小坪 1 丁目 24-1	7,577	○	-	-	-	-
広南小学校グラウンド	広長浜 4 丁目 1-26	5,769	○	-	-	-	-
広南中学校グラウンド	広長浜 4 丁目 1-9	8,988	○	-	-	-	-
三坂地小学校グラウンド	広中迫町 4-1	6,530	○	-	○	-	-

## ⑥仁方地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
皆実会館	仁方皆実町1-11	180		②		○	○	○	
仁方小学校（体育館，教室）	仁方本町1丁目6-6	910	○	○	③	②	○		○
仁方中学校（体育館，教室）	仁方栈橋通16-8	580	○	○	③	②	○	○	○
仁方まちづくりセンター	仁方本町1丁目6-11	260	○	○	○	②	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
戸田自治会館	仁方町戸田4060-1	40				○	○
実相院	仁方西神町7-9	30		○		○	○
八岩華神社	仁方西神町26-2	40				○	○
神町自治会館	仁方西神町34-1	30				○	○
浄徳寺	仁方中筋町1-2	150				○	○
中筋自治会館	仁方中筋町21	30	○		○	○	○
仁方大歳自治会館	仁方大歳町20-37	40	○		○	○	○
仁方老人集会所	仁方栈橋通3-5	130		○		②	○
大東自治会館	仁方本町1丁目4-20	30	○	○	○		○
東側自治会館	仁方本町1丁目17-1	50				○	○

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
仁方中学校（校舎）	仁方栈橋通16-8	630	-	-	③	②	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
仁方小学校グラウンド	仁方本町1丁目6-6	5,564	○	-		-	-
仁方中学校グラウンド	仁方栈橋通16-8	13,358	○	-		-	-

## ⑦宮原地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
宮原小学校（体育館，教室）	宮原4丁目8-1	640	○	②	○	○	○	○	○
宮原中学校（体育館，教室）	船見町1-1	670	○	②	○	○	○	○	○
坪内小学校（体育館，教室）	宮原12丁目13-1	570	○	②	○	○	○	○	○
宮原まちづくりセンター	宮原7丁目4-21	60	○	②	○	○	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
呉宮原高等学校（体育館）	宮原3丁目1-1	130	○	②	○	○	○
清水ヶ丘高等学校（体育館）	青山町2-1	540				○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
休谷ホーム	宮原1丁目5-26	60	○	②	○	○	○
宮原集会所（宮原支所）	宮原4丁目10-1	40		②		○	○
正圓寺	宮原5丁目7-29	30				○	○
坪ノ内アパート集会所	坪ノ内町10	30	○		○	○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
宮原小学校グラウンド	宮原4丁目8-1	3,984	○	-	○	-	-
宮原中学校グラウンド	船見町1-1	11,100	○	-	○	-	-
呉宮原高等学校グラウンド	宮原3丁目1-1	10,266	○	-	○	-	-
清水ヶ丘高等学校グラウンド	青山町2-1	5,983	○	-	○	-	-
坪内小学校グラウンド	宮原12丁目13-1	2,515	○	-	○	-	-

## ⑧天応地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
呉ポートピアパーク（こども館・一休館）	天応大浜3丁目2-3	238	○	○	○	②	○	○	○
天応学園（体育館，教室）	天応大浜2丁目1-64	858	○	○	③	②	○	○	○
天応まちづくりセンター	天応宮町4-15	310	○	○	○	②	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
天応ふれあい集会所	天応宮町4-22	10	○	○	○	②	○
天応西いきいきライフホーム	天応伝十原町15-1	50	○		○	○	○
大西自治会館	天応西条3丁目25-65	10				○	○
福浦集会所	天応福浦町12-37	60					○

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
天応学園（校舎）	天応大浜2丁目1-64	1309	—	—	③	②	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
天応学園グラウンド	天応大浜2丁目1-64	10,612	○	—		—	—

## ⑨昭和地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
昭和西小学校（体育館，教室）	焼山宮ヶ迫1丁目3-1	1,000	○	○	○	○	○	○	○
昭和中央小学校（体育館，教室）	焼山中央4丁目1-1	1,170	○		○	○	○		○
（旧）昭和東小学校（体育館，教室）	苗代町字八幡野39-2	480	○	○	○	○	○		○
昭和南小学校（体育館，教室）	焼山此原町14-1	680	○	②	○	○	○	○	○
昭和中学校（体育館，教室）	焼山中央6丁目9-1	970	○	○	○	○	○	○	○
昭和北中学校（体育館，教室）	焼山泉ヶ丘2丁目11-1	980	○	○	○	○	○	○	○
昭和市民センター	焼山中央2丁目8-12	310	○	○	○	○	○	○	○
昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野39-2	120		○		○	○	○	

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
昭和体育館	焼山中央2丁目8-12	430	○	○	○	○	○
昭和北小学校（体育館，教室）	焼山本庄1丁目6-1	1,130	○	○	○	○	○
呉特別支援学校（体育室）	焼山北3丁目22-1	308	○	○	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
円福寺	焼山西3丁目19-14	150		○		○	
押込集会所	押込3丁目5-2	50	○	○	○	○	○
呉二河峡ゴルフセンター	焼山松ヶ丘2丁目1-1	160				○	○
桜ヶ丘老人集会所	焼山桜ヶ丘2丁目6-5	60				○	○
昭和西ふれあい集会所	焼山西3丁目4-3	50	○	○	○	○	○
昭和中央集会所	焼山中央4丁目4-18	50	○	○	○	○	○
昭和南いきいきライフホーム	焼山ひばりヶ丘町19-28	40	○		○	○	○
神山集会所	神山1丁目19-29	40	○		○	○	○
第3団地老人集会所	焼山東2丁目2-6	110				○	○
道心寺礼拝堂	押込6丁目3-2	70				○	○
栃原自治会館	栃原町西谷683-1	40	○		○	○	○
苗代自治会館	苗代町字岡ノ台544-2	30	○	○	○	○	○



## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
焼山公園	焼山町	49,348	○	-	○	-	-
野外活動センター	焼山町字山の神598	45,029	○	-	○	-	-

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
ダイナム広島呉焼山店	焼山中央6丁目13-13	80	○	○	○	○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
昭和城市センター駐車場	焼山中央2丁目8-12	1,989	○	-	○	-	-
昭和西小学校グラウンド	焼山宮ヶ迫1丁目3-1	6,622	○	-	○	-	-
昭和中央小学校グラウンド	焼山中央4丁目1-1	9,955	○	-	○	-	-
昭和中学校グラウンド	焼山中央6丁目9-1	9,351	○	-	○	-	-
(旧) 昭和東小学校グラウンド	苗代町字八幡野39-2	5,291	○	-	○	-	-
昭和南小学校グラウンド	焼山此原町14-1	11,128	○	-	○	-	-
昭和北小学校グラウンド	焼山本庄1丁目6-1	7,932	○	-	○	-	-
昭和北中学校グラウンド	焼山泉ヶ丘2丁目11-1	17,174	○	-	○	-	-

## ⑩郷原地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
郷原小学校（体育館，教室）	郷原町1584-1	940	○	○	○	○	○		○
郷原まちづくりセンター	郷原町字飛垣内1585-8	420	○	○	○	○	○	○	○
郷原中学校（教室，図書室）	郷原町1706	740	○	○	○	○	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
グリーンヒル郷原	郷原野路の里2丁目3-1	410	○	②	○	○	○
浄光寺	郷原町1912	50		○		○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
グリーンヒル郷原グラウンド	郷原野路の里2丁目3-1	14,206	○	-	○	-	-
総合スポーツセンター	郷原町ワラヒノ山	103,122	○	-	○	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
郷原小学校グラウンド	郷原町1584-1	8,028	○	-	○	-	-
郷原中学校グラウンド	郷原町1706	6,666	○	-	○	-	-

## ⑪下蒲刈地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
下蒲刈市民センター	下蒲刈町下島2361-7	40	○	○	○	○	○	○	
下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島1730	190	○	○	○	○	○	○	

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
(旧)下蒲刈中学校(体育館, 教室)	下蒲刈町下島2119	970	○		○	②	○
下蒲刈まちづくりセンター(大津会館)	下蒲刈町下島1628-1	310	○	○	③	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
正念寺	下蒲刈町下島3314-2	10		○		②	○
大地蔵集会所	下蒲刈町下島3290-3	40	○	○	○		○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
(旧)下蒲刈中学校グラウンド	下蒲刈町下島2119	370	○	-	○	-	-

## ⑫川尻地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
川尻小学校（体育館，教室）	川尻町久俊1丁目5-24	1,070	○	②	○	○	○	○	○
川尻中学校（体育館，教室）	川尻町西1丁目23-47	1,040	○	○	③	○	○	○	○
川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1-21	990	○	○	③	○	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
小仁方文化会館	川尻町小仁方1丁目23-7	50	○	○	○	②	○
森・沖田コミュニティホーム	川尻町西1丁目29-1	20	○	○	○	○	○
森文化会館	川尻町西3丁目1-5	50	○	③	○	○	○
西の宮地区会館	川尻町西4丁目4-18	50	○	②	○	○	○
岩戸自治会館	川尻町西6丁目5-83	30	○	○	○	○	○
原山会館	川尻町森3丁目11-31	20	○	②	○	○	○
久俊文化会館	川尻町久俊2丁目10-27	50	○	②	○	○	○
川尻町転作促進研修所	川尻町久筋1丁目7-27	40	○	②	○	○	○
小用文化会館	川尻町小用1丁目13-12	40	○	○		○	○
かわじり中央会館	川尻町東1丁目8-15	200		○		○	○
川尻福祉センターふれあい	川尻町西2丁目3-33	118	○	○	③	○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
川尻グラウンド	川尻町東2丁目	19,705	○	-	-	-	-

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
川尻中学校（校舎）	川尻町西1丁目23-47	400	○	-	③	○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
川尻小学校グラウンド	川尻町久俊1丁目5-24	6,159	○	-	○	-	-
川尻中学校グラウンド	川尻町西1丁目23-47	13,095	○	-		-	-

## ⑬音戸地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬2丁目53-1	140	○	○		○	○	○	
波多見小学校（体育館，教室）	音戸町波多見9丁目11-1	760	○	○	③	○	○	○	○
明德中学校（体育館，教室）	音戸町藤脇1丁目30-1	570	○		○	○	○		○
音戸まちづくりセンター	音戸町南隠渡1丁目7-1	210	○	○	③	○	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					
			地	土	津	高	洪	
音戸中学校（体育館，教室）	音戸町南隠渡4丁目15-1	630	○		○	○	○	
（旧）奥内小学校（体育館）	音戸町畑3丁目27-1	140				○	○	
音戸小学校（体育館，教室）	音戸町南隠渡1丁目12-6	570	○	○	③	②	○	
音戸高等学校（体育館）	音戸町北隠渡1丁目1-1	510	○		○	○	○	
大浦崎体育館（大浦崎スポーツセンター）	音戸町波多見6丁目20-1	500	○		○	○	○	

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					
			地	土	津	高	洪	
せとぎん会館	音戸町鰯浜2丁目4-21	60	○	②		②	○	
引地区集会所	音戸町引地1丁目4-18	20	○				○	
高須集会所	音戸町高須2丁目3-44	80		○		○	○	
先奥区自治会館	音戸町先奥2丁目3-29	30		○		②	○	
大浦崎会館（大浦崎スポーツセンター）	音戸町波多見6丁目20-1	110	○	②		○	○	
坪井区自治会館	音戸町坪井2丁目7-11	30		○		○	○	
田原保健福祉活動センター	音戸町田原2丁目3-16	70	○	②		○	○	
渡子区自治会館（旧渡子小学校）	音戸町渡子2丁目23-1	230	○	○		○	○	
藤脇憩いの家	音戸町藤脇2丁目8-2	50		○		○	○	
南隠渡区集会所	音戸町南隠渡1丁目4-26	60		○		②	○	
波多見コミュニティセンター	音戸町波多見2丁目17-1	370	○	○		○	○	
畑区自治会館	音戸町畑1丁目27-31	40		○		○	○	
北隠渡区集会所	音戸町北隠渡1丁目7-15	60	○	○		②	○	
有清区自治会館	音戸町有清1丁目23-26	30				○	○	

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別			
			地	土	津	高
大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見6丁目20-1	29,879	○	-	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別			
			地	土	津	高
(旧) 奥内小学校グラウンド	音戸町畑3丁目27-1	5,714	○	-	-	-
音戸高等学校グラウンド	音戸町北隠渡1丁目1-1	7,371	○	-	○	-
音戸小学校グラウンド	音戸町南隠渡1丁目12-6	7,318	○	-	-	-
音戸中学校グラウンド	音戸町南隠渡4丁目15-1	15,157	○	-	○	-
音戸西中学校グラウンド	音戸町渡子3丁目16-1	4,954	○	-	○	-
(旧) 早瀬小学校グラウンド	音戸町早瀬1丁目8-15	2,281	○	-	-	-
(旧) 田原小学校グラウンド	音戸町田原2丁目3-1	4,398	○	-	-	-
(旧) 渡子小学校グラウンド	音戸町渡子2丁目23-1	7,130	○	-	-	-
波多見小学校グラウンド	音戸町波多見9丁目11-1	7,434	○	-	-	-
明德中学校グラウンド	音戸町藤脇1丁目30-1	11,661	○	-	○	-

## ⑭倉橋地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
倉橋小中学校（体育館，教室）	倉橋町383-2	1,040	○	②	○	○	○		○
農業技術拠点センター	倉橋町894	110	○	○	③	②	○	○	○
倉橋東センター	倉橋町11959-25	90	○	○		○	○	○	
倉橋まちづくりセンター釣土田分館	倉橋町7529	50		○		○	○	○	
倉橋まちづくりセンター	倉橋町431	20	○	②	○	○	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
明德小学校（体育館，教室）	倉橋町7490	450	○	○	③	○	○
（旧）倉橋小学校（体育館，教室）	倉橋町963	520		○		○	○
（旧）倉橋東小学校（体育館）	倉橋町11161-1	170				○	○
鹿老渡社会教育施設	倉橋町16537	90	○		③	②	○
倉橋体育館	倉橋町539-1	730	○		○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
須川説教所	倉橋町3296-2	80		○		○	○
宇和木老人集会所	倉橋町5921-2	90	○	○	○	○	○
海越生活改善センター	倉橋町15101-2	30		○		②	○
オノ木老人集会所	倉橋町597-3	10		○			○
鹿島社会教育施設	倉橋町18733	220		○		②	○
鹿島下老人集会所	倉橋町乙17738	30		○			○
鹿島瀬戸コミュニティホーム	倉橋町4279-11	10	○	②	○	○	○
鹿島中コミュニティホーム	倉橋町18650-2	30	○		○	○	○
鹿島中老人集会所	倉橋町18320-2	30					○
重生コミュニティホーム	倉橋町5345-20	20					○
重生生活改善センター	倉橋町5786-6	30				○	○
西宇土老人集会所	倉橋町3904-2	20	○		○	○	○
石原老人集会所	倉橋町2390-8	40	○				○
大向老人集会所	倉橋町4492-2	30				○	○
大迫コミュニティホーム	倉橋町14105-10	20		○			○
長谷老人集会所	倉橋町8191-1	20				○	○
灘コミュニティホーム	倉橋町5869-1	30	○			○	○
尾曾郷老人集会所	倉橋町2807-7	30	○				○
尾立生活改善センター	倉橋町9964-7	30		○		②	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別			
			地	土	津	高洪
宇和木社会教育施設グラウンド	倉橋町5926-2	2,769	○	-	-	-
鹿島社会教育施設グラウンド	倉橋町18733	2,428	○	-	○	-
鹿老渡社会教育施設グラウンド	倉橋町16537	1,544	○	-	-	-
倉橋小中学校グラウンド	倉橋町383-2	7,092	○	-	○	-
(旧) 倉橋小学校グラウンド	倉橋町963	5,372	○	-	○	-
(旧) 倉橋西中学校グラウンド	倉橋町1313	4,712	○	-	○	-
(旧) 倉橋東小学校グラウンド	倉橋町11161-1	5,896	○	-	-	-
(旧) 倉橋東中学校グラウンド	倉橋町12612	5,216	○	-	-	-
(旧) 尾立小学校グラウンド	倉橋町10003	4,569	○	-	○	-
明德小学校グラウンド	倉橋町7490	4,232	○	-	-	-



## ⑮蒲刈地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
蒲刈小学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	300	○	②	○	②	○	○	○
大浦集会所（旧蒲刈小学校）	蒲刈町大浦5116	250		○		○	○	○	
蒲刈市民センター	蒲刈町宮盛1-2	80	○	②		○	○	○	

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
蒲刈中学校（体育館，教室）	蒲刈町向771	600	○	②	○	②	○
蒲刈まちづくりセンター	蒲刈町向1112-29	200	○	○			○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
蒲刈町開発総合センター	蒲刈町田戸2308-1	450		○		②	○
宮盛集会所	蒲刈町宮盛字前田913-1	110				○	○
蒲刈介護予防センター	蒲刈町大浦字宮田新開5109番地2	40	○	○		○	○
向清水集会所	蒲刈町向2535-1	30	○		○	○	○
向コミュニティセンター	蒲刈町向3206番地1	70				○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
恵みの丘蒲刈	蒲刈町大浦字前沖浦	40,000	○	-	○	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
大浦集会所グラウンド	蒲刈町大浦5116	4,021	○	-		-	-
蒲刈小学校グラウンド	蒲刈町向771	5,824	○	-	○	-	-
蒲刈中学校グラウンド	蒲刈町向771	3,178	○	-	○	-	-

## ⑩安浦地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
(旧)野路東小学校(体育館)	安浦町女子畑639	200	○	○	○	○	○	○	○
安登小学校(体育館, 教室)	安浦町安登西5丁目7-19	680	○	○	○	○	○	○	○
安浦小学校(体育館, 教室)	安浦町内海北1丁目2-5	690	○	○	○	○	②	○	○
安浦まちづくりセンター	安浦町中央4丁目3-2	200	○	○	③	○	○	○	○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
安浦中学校(体育館, 教室)	安浦町中央4丁目2-1	840	○	○	③	○	○
(旧)三津口小学校(体育館, 教室)	安浦町三津口2丁目27-2	820	○	②	○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
コミュニティいちざこ	安浦町安登西8丁目4-3	20	○	○	○	○	○
塩谷自治会館	安浦町安登3084-31	10				○	○
奥条自治会館	安浦町安登西3丁目6-20	30	○		○	○	○
岡谷自治会館	安浦町安登西2丁目9-18	10	○	○	○	○	○
原畑集会所	安浦町原畑348-2	10	○	○	○	○	○
向野原自治会館	安浦町安登西5丁目20-50	30	○	○	○	○	○
三津口憩の家	安浦町三津口2丁目18-11	40		○		②	○
三津口西自治会館	安浦町中央6丁目2-40	10	○	○		○	○
市原集会所	安浦町中畑1385-6	10	○		○	○	○
女子畑自治会館	安浦町女子畑1788-1	30	○	○	○	○	○
小田野原自治会館	安浦町安登西10丁目1-14	10				○	○
水尻集会所	安浦町水尻1丁目14-11	30	○		○	○	○
晴海園自治会館	安浦町中央5丁目1-8	20	○	○		○	○
赤向坂自治会館	安浦町赤向坂390-7	10	○		○	○	○
跡条自治会館	安浦町安登東5丁目8-12	30	○		○	○	○
大谷自治会館	安浦町安登東6丁目5-11	10	○		○	○	○
中央ハイツ自治会館	安浦町中央ハイツ13-32	50	○	○	○	○	○
藤木自治会館	安浦町赤向坂1093	10		○		○	○
内海南自治会館	安浦町中央3丁目2-9	20	○	○		②	②
内平自治会館	安浦町内平593-1	10	○		○	○	○
日之浦自治会館	安浦町安登1167-6	10	○	○	○	○	○
老人福祉センター安浦内海会館	安浦町中央北2丁目6-32	80	○	○	③	○	○
中畑自治会館	安浦町中畑434-7	20				○	○
中切自治会館	安浦町中切1023-4	30	○		○	○	○
内海北自治会館	安浦町内海北4丁目13-13	20	○		○	○	○
安浦会館	安浦町内海南4丁目6-21	40		○		○	○
子之浦自治会館	安浦町三津口3丁目14-22	20	○		○		○
瑞雲寺	安浦町三津口1丁目21-14	110				○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
安登公園	安浦町安登西6丁目	16,514	○	-	○	-	-
安浦中学校グラウンド	安浦町中央4丁目2-1	11,842	○	-	-	-	-

## 一時避難施設

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
安浦中学校（校舎）	安浦町中央4丁目2-1	410	-	-	③	○	②
安浦小学校（南校舎）	安浦町内海北1丁目2-5	60	-	-	○	○	②
安浦小学校（北校舎）	安浦町内海北1丁目2-5	40	-	-	○	○	②

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
（旧）野路東小学校グラウンド	安浦町女子畑639	2,942	○	-	○	-	-
安登小学校グラウンド	安浦町安登西5丁目7-19	4,134	○	-	○	-	-
（旧）三津口小学校グラウンド	安浦町三津口2丁目27-2	2,763	○	-	○	-	-
安浦小学校グラウンド	安浦町内海北1丁目2-5	4,134	○	-	○	-	-
（旧）野路中切小学校グラウンド	安浦町中切9-2	3,834	○	-	○	-	-
いなしふれあい広場	安浦町大字中畑字高野谷10713	425	○	-	○	-	-

## ⑰豊浜地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島3959-1	100	○	②	○	②	○	○	○
豊浜まちづくりセンター	豊浜町大字豊島3526-15	100	○	②		②	○	○	
豊浜中学校（体育館，教室）	豊浜町大字豊島3438	540	○	②	③	②	○		○

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
（旧）豊島小学校（教室）	豊浜町大字豊島3690	400	○		○	○	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
斎島集会所	豊浜町大字斎島1605-5	30	○				○
山崎集会所	豊浜町大字豊島3142-1	40		②		○	○
大浜集会所	豊浜町大字大浜622	80	○	②	○	○	○
内浦集会所	豊浜町大字豊島1033-4	70		○		②	○
立花集会所（農業構造改善センター）	豊浜町大字大浜286	20		②		○	○

## 広域避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
豊浜グラウンド（架橋記念公園）	豊浜町大字大浜地内	8,349	○	-	○	-	-

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
（旧）豊島小学校グラウンド	豊浜町大字豊島3690	2,406	○	-	○	-	-
豊浜中学校グラウンド	豊浜町大字豊島3438	5,549	○	-		-	-

## ⑱豊地区

## 第1開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別					大雨開設	地震開設
			地	土	津	高	洪		
豊まちづくりセンター	豊町大長5915-3	290	○	○	②	②	○	○	
豊小学校（体育館，教室）	豊町久比2411-1	700	○	○			○		

## 第2開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
豊スポーツセンター	豊町沖友1132	190		②		②	○

## 地域開設避難所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
沖友コミュニティセンター	豊町沖友1005-1	60	○	②	○	○	○
久比コミュニティセンター	豊町久比2321-4	50	○	○	○	○	○
久比東コミュニティセンター	豊町久比328	80	○	○	○	○	○
御手洗港町交流館施設	豊町御手洗231-1	30	○	○			○
三角集会所	豊町久比3955	20		○		○	○

## 一時避難場所

施設名	所在地	収容人員	災害種別				
			地	土	津	高	洪
久比コミュニティセンター駐車場	豊町久比2321-4	682	○	-	○	-	-
豊スポーツセンターグラウンド	豊町沖友1132	2,363	○	-		-	-
豊市民センター駐車場	豊町大長5915-3	3,544	○	-		-	-
（旧）豊小学校グラウンド	豊町大長4790-1	5,708	○	-		-	-
豊小学校グラウンド	豊町久比2411-1	11,727	○	-		-	-

## 2 指定避難所・指定緊急避難場所としての施設使用に伴う災害協定

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
(1)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	広島ガス株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(2)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社イズミ	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(3)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	折本産業株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(4)	避難所等	災害時における避難場所等としての使用に関する協定書	広島文化学園大学	避難場所, 避難所, 一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(5)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社グラインド	一時避難施設としての使用	平成 24 年 8 月 31 日
(6)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	ロイヤル観光株式会社	一時避難施設としての使用	平成 24 年 9 月 25 日
(7)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	バブコック日立株式会社呉事業所	一時避難施設としての使用	平成 24 年 9 月 25 日
(8)	避難所等	災害時における避難場所等としての使用に関する協定書	学校法人常翔学園広島国際大学	避難場所, 避難所, 一時避難施設としての使用	平成 24 年 2 月 20 日
(9)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	新日本造機株式会社呉製作所	一時避難施設としての使用	平成 29 年 10 月 23 日
(10)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社 N T T 西日本アセット・プランニング中国支店	一時避難施設としての使用	令和 5 年 12 月 13 日
(11)	一時避難施設	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社ダイナム	一時避難施設としての使用	令和 5 年 12 月 13 日
(12)	福祉避難所	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	社会福祉法人 19 団体・医療法人 4 団体・医療法人社団 5 団体	福祉避難所の設置・運営協力	平成 26 年 2 月 13 日
(13)	福祉避難所	災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定	マイライフ株式会社	妊産婦等福祉避難所の設置・運営協力	令和元年 9 月 2 日

## （避難場所・避難所）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
広島ガス不動産呉ビル	呉市中央 1 丁目 6-26	広島ガス株式会社総務部	082-252-3001	082-253-3117
株式会社イズミ	呉市宝町 5-10	ゆめタウン呉	0823-23-9200	
折本産業株式会社	呉市宝町 4-21	折本マリンビル	0823-23-3117	0823-23-3119
広島文化学園大学	呉市阿賀南 2 丁目 10-3	看護学部	0823-74-6000	0823-74-5722
株式会社グランド	呉市広文化町 1-6	ゴッド事務所	0823-75-1777	
ロイヤル観光株式会社	呉市築地町 1-16	スーパーOZ事務所	0823-25-6236	
三菱日立パワーシステムズ(株) 呉工場	呉市宝町 6-9	総務部	0823-21-1161	0823-25-0682.
学校法人常翔学園 広島国際大学	呉市広古新開 5 丁目 1-1	呉庶務課	0823-73-8987	0823-73-8981
新日本造機株式会社 呉製作所	呉市広末広 1 丁目 2-10	総務課	0823-71-1111	0823-72-5267
三菱日立パワーシステムズ(株) 呉工場	呉市宝町 6-9	うるめ荘(総務部)	0823-21-1161	0823-25-0682.
株式会社NTT西日本 アセット・プランニング 中国支店	広島市南区西蟹屋 4 丁目 1 番 14 号	事業推進部	082-555-0011	082-555-0022
株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里 2 丁目 27 番 5 号	経営企画部	0834-36-2583	0834-26-0309

【参考】(国・県・市が関係する施設は承諾書により指定)

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
呉地方合同庁舎立体駐車場	呉市中央 3 丁目 9-15	呉税務署	0823-23-2424	
広島県立呉高等技術専門校	呉市阿賀南 5 丁目 11-17	事務所	0823-71-8816	0823-71-8848
阿賀駅前複合ビル西棟管理組合	呉市阿賀中央 6 丁目 2-11	阿賀プラザ店友会事務所	0823-72-3398	
海上保安大学校	呉市若葉町 5-1	総務課	0823-21-4962	0823-21-8105
広島県豊栄住宅 東棟・西棟	呉市阿賀南 5 丁目 11-17 広島市中区基町 10-52	指定管理者 ビルックス(株) 阿賀南 1 丁目 8-49 広島県都市局住宅課	0823-74-5963 082-513-4171	082-223-3551

## 【福祉避難所】

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町 2638-3	医療法人社団 林医院	0823-50-3333	0823-50-3355
常夏の家	呉市倉橋町石持 154-1	医療法人社団 林医院	0823-50-2112	0823-50-2113
蛍の家	呉市倉橋町石持 154-1	医療法人社団 林医院	0823-50-2112	0823-50-2113
夕霧の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20-36	医療法人社団 林医院	0823-56-1202	0823-56-1203
朝顔の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20-36	医療法人社団 林医院	0823-56-1230	
初音の家	呉市警固屋 1 丁目 17-1	医療法人社団 林医院	0823-28-2008	0823-28-0900
呉広風園	呉市焼山北 3 丁目 21-2	社会福祉法人 呉福祉会	0823-33-7177	0823-33-7225
介護老人保健施設かがわ	呉市本通 2 丁目 8-16	医療法人 宗和会	0823-22-3420	0823--24-7408
特別養護老人ホーム 後楽荘	呉市焼山町字打田 623	社会福祉法人 天寿会	0823-34-1388	0823-34-0822
介護老人保健施設なごみ	呉市阿賀北 1 丁目 14-15	医療法人 緑風会	0823-74-7531	0823-74-7533
介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北 6 丁目 15-30	医療法人 せいざん	0823-76-3311	0823-76-3310
介護老人保健施設 メディケア・くれ	呉市中央 2 丁目 6-20	医療法人社団 永楽会	0823-25-8100	0823-25-8112
介護老人保健施設 パナケイア	呉市広白石 4 丁目 7-22	医療法人社団 和恒会	0823-70-0556	0823-70-0557
特別養護老人ホーム 豊寿園	呉市豊町大長 6000	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-3300	0823-66-3310
ゆたかデイサービスセンター	呉市豊町大長 6005-1	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-2244	0823-66-2224
若葉作業所	呉市豊町大長 60007-1	社会福祉法人 豊寿会	0823-66-3050	0823-66-3050
生活介護センターたまご	呉市郷原町 1943	社会福祉法人 たまご会	0823-70-3737	0823-77-1840
呉ベタニアホーム	呉市本通 4 丁目 3-21	社会福祉法人 政樹会	0823-26-8844	0823-24-1570
養護老人ホーム 呉保生院	呉市警固屋 9 丁目 1-38	社会福祉法人 呉同済義会	0823-20-2066	0823-28-1787
養護老人ホーム 呉清光園	呉市警固屋 1 丁目 17-15	社会福祉法人 呉同済義会	0823-28-0901	0823-28-0925
特別養護老人ホーム 温養院	呉市焼山中央 6 丁目 6-13	社会福祉法人 呉同済義会	0823-33-3858	0823-33-3314
特別養護老人ホーム 常楽園	呉市警固屋 9 丁目 1-1	社会福祉法人 呉同済義会	0823-28-0370	0823-28-0372
嶺南荘	呉市東畑 2 丁目 2-18	社会福祉法人 呉同済義会	0823-21-3197	
仁風園	呉市仁方西神町 35-11	社会福祉法人 呉同済義会	0823-79-5553	0823-79-5674
特別養護老人ホーム かるが	呉市狩留賀町 3-16	社会福祉法人 かるが会	0823-20-3601	0823-20-3062



## 資料編（災害予防編関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
野呂山学園	呉市郷原町 2380-181	社会福祉法人 広島岳心会	0823-77-0111	0823-77-0112
デイセンターのろさん	呉市郷原町 2380-181	社会福祉法人 広島岳心会	0823-77-1717	0823-77-1719
ライフサポートてんのう	呉市天応南町 15-35	社会福祉法人 広島岳心会	0823-30-0212	0823-30-0213
ときわ呉	呉市宮原 13 丁目 2-12	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会	0823-32-3777	0823-32-3770
介護老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田 13012	社会福祉法人 成寿会	0823-71-7171	0823-72-3400
特別養護老人ホーム 成寿園	呉市広町字白石免田 13010	社会福祉法人 成寿会	0823-71-8500	0823-73-6666
特別養護老人ホーム 郷原の里	呉市郷原町 1882-12	社会福祉法人 朋輝福祉会	0823-77-1558	0823-77-1833
特別養護老人ホーム 春香園	呉市安浦町内海北 1 丁目 2-42	社会福祉法人 広島順道会	0823-84-3118	0823-84- 2188
特別養護老人ホーム 延寿荘	呉市広町中横路 2455	社会福祉法人 愛栄会	0823-71-6776	0823-71-6799
ケアハウス花みずき	呉市阿賀北 3 丁目 4-11	社会福祉法人 愛栄会	0823-76-5710	0823-76-5720
特別養護老人ホーム 恵の海	呉市川尻町西 6 丁目 10-1	社会福祉法人 福祉の森	0823-87-0280	0823-87- 0282
老人保健施設 さざなみ苑	呉市音戸町高須 3 丁目 7-15	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会	0823-50-0688	0823-51-3139
特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	呉市栃原町中倉 150-2	社会福祉法人 本城福祉会	0823-34-2755	0823-34-2757
特別養護老人ホーム たちばな苑	呉市倉橋町 14649	社会福祉法人 たちばな福祉会	0823-54-1515	0823-54-2015
特別養護老人ホーム あすらや荘	呉市郷原町 2380	社会福祉法人 三篠会	0823-77-0949	0823-77-1207
障害者支援施設 仁方	呉市仁方町田戸 4407	社会福祉法人 三篠会	0823-70-2222	0823-79-0020
特別養護老人ホーム コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 21-5	社会福祉法人 白寿会	0823-33-8000	0823-33-6104
特別養護老人ホーム あかさき園	呉市音戸町畑 1 丁目 2-15	社会福祉法人 白寿会	0823-56-2555	0823-56-2646
老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 171-4	社会福祉法人 白寿会	0823-34-4000	0823-34-4003
介護老人保健施設 呉中央コスモス園	呉市西中央 3 丁目 6-7	社会福祉法人 白寿会	0823-32-7100	0823-32-7200
介護老人保健施設 阿賀コスモス園	呉市阿賀南 3 丁目 7-1	社会福祉法人 白寿会	0823-73-7300	0823-73-7500
介護医療院 グリーン三条	呉市三条 1 丁目 3-14	医療法人社団 中川会	0823-23-0303	0823-23-0642
障害者支援施設 倉橋の里	呉市倉橋町 5364-2	社会福祉法人 江能福祉会	0823-53-2700	0823-50-2188

## 資料編（災害予防編関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西 5 丁目 11-19	医療法人社団 あずま会	0823-84-0006	0823-84-0116
介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	呉市中央 5 丁目 1-6	医療法人 ほほえみ会	0823-32-5678	0823-32-6606
オールファーマシータウン	呉市中通 1 丁目 3-14	マイライフ株式会社 総務部総務課	0823-21-1200	0823-21-1203

## (1) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（広島ガス株式会社）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

(1) 所在地 呉市中央1丁目6番26号

(2) 所有者 広島ガス株式会社

(3) 施設名称 広島ガス不動産呉ビル

(4) 構造等 鉄骨造、8階建て

(5) 使用範囲 駐車場車路等の3階から8階まで 各階1,000㎡（別紙図面のとおり）（各階約100人収容 合計約600人収容）

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意により破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設の破損を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

## （一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市南区皆実町二丁目7番1号  
広島ガス株式会社  
代表者 取締役常務執行役員  
総務部長 中 村 治

## (2) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社イズミ）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町5番10号
- (2) 所有者 株式会社イズミ
- (3) 施設 ゆめタウン呉
- (4) 構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、5階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路等の4階及び5階 各階5,300㎡  
(各階約530人収容 合計約1,060人収容)

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

## （一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市南区京橋町2番22号  
株式会社イズミ  
代表者 代表取締役社長 山西 泰明

## (3) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（折本産業株式会社）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と折本産業株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町4番21号
- (2) 所有者 折本産業株式会社
- (3) 施設名称 折本マリビル3号館
- (4) 構造等 鉄骨造、6階建て屋上
- (5) 使用範囲 駐車場車路等の3階から屋上階（約300人収容）まで、約3,000㎡

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時的避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設及び対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意により破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

## （一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市宝町4番21号  
折本産業株式会社  
代表者 代表取締役 松浦 信三



## (4) 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書（広島文化学園大学）

## 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島文化学園大学（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、広島文化学園大学呉阿賀キャンパス（呉市阿賀南2丁目10番3号）を一時避難場所、一時避難施設及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設の一部（以下「対象施設」という。）を、甲の避難場所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設は、別紙のとおりとする。

3 対象施設の使用料は無料とする。

（避難場所等として使用できる対象施設の周知）

第2条 甲は、避難場所等として使用することができる対象施設の範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第3条 甲は、災害時において、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した対象施設の一部に避難場所等を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所等を開設する際、事前にその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知をすることなく、乙の指定した対象施設の一部を避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、甲は、避難場所等を開設したときは、速やかに、その旨を通知するものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任と負担において行うものとする。

2 乙は、避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

3 避難場所等に係る備蓄物資の保管等に関する取扱いについては、別途協議する。

（施設変更等の報告）

第6条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、始期を第3条の規定による開設日とし、終期を災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により当該期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、当該期間を延長するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、乙の所有する施設を避難場所等としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年2月20日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市阿賀南2丁目10番3号  
広島文化学園大学  
代表者 学長 岡 隆光

## (5) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社グランド）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社グランド（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 所在地  | 呉市広文化町1番6号                         |
| (2) 所有者  | 株式会社グランド                           |
| (3) 施設   | ゴッド・広中央パーキング                       |
| (4) 構造等  | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、7階建て                |
| (5) 使用範囲 | 駐車場車路等 3階から6階まで 各階 631㎡<br>7階 566㎡ |

（約3,090人収容）

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年8月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広文化町1番6号  
株式会社グランド  
代表者 代表取締役 山本 孝烈

## (6) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（ロイヤル観光株式会社）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とロイヤル観光株式会社（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において、甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次の施設の一部（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市築地町1番16号
- (2) 所有者 ロイヤル観光株式会社
- (3) 施設 スーパーOZ 立体駐車場
- (4) 構造等 鉄骨造, 3階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路等 3階 327㎡  
R階 337㎡

（約664人収容）

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時的避難施設としての使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲が一時的避難施設としての役割の終了を確認した時までとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時的避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （対象施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時的避難施設として使用された際に、対象施設又は対象施設を使用中の車両等が破損した場合（地震、津波等の災害により破損した場合及び地域住民等の故意による破損した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時的避難施設として使用された場合において、対象施設又は対象施設を利用中の車両等が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、原則として、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年9月25日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中通3丁目2番9号  
ロイヤル観光株式会社  
代表者 代表取締役 山田 徳雄

## (7) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（バブコック日立株式会社呉事業所）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とバブコック日立株式会社呉事業所（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）に、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において地域住民等が乙の管理する施設の一部を、一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市宝町6番9号
- (2) 所有者等 バブコック日立株式会社呉事業所
- (3) 名称 事務棟
- (4) 構造等 鉄骨造 7階建
- (5) 使用場所 居室 368.28 m<sup>2</sup>、屋上 193.6 m<sup>2</sup>、廊下 158.58 m<sup>2</sup>（約720人収容）

## （施設変更の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積、構造等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波、洪水及び高潮が発生し、又は発生するおそれがあるときから、乙及び地域住民等が一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲及び地域住民等は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （施設・備品等の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用されたときに施設等が破損した場合（地震、津波等の災害により損傷した部分は除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。なお、原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、対象施設が一時避難施設として使用されたときに施設等の破損を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （利用者責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

## （一時避難場所の表示、公開）

第9条 甲は、施設の使用箇所等を確認のうえで一時避難施設として指定し、原則として、それを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

## （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月3日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市宝町6番9号  
バブコック日立株式会社 呉事業所  
代表者 取締役事業所長 重中 利則



## (8) 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書（学校法人常翔学園 広島国際大学）

## 災害時における避難場所等としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と学校法人常翔学園 広島国際大学（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、一時避難場所、一時避難施設及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する施設（以下「対象施設」という。）の一部を、甲の避難場所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設は、別紙のとおりとする。

3 対象施設の使用料は、無料とする。

（避難場所等として使用できる施設の周知）

第2条 甲は、避難場所等として使用することができる対象施設の範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の開設）

第3条 甲は、災害時において、避難場所等を開設する必要がある場合、乙の指定した対象施設の一部に避難場所等を開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難場所等を開設する際、事前にその旨を文書又は口頭で乙に通知するものとする。

2 甲は、避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前の通知をすることなく、乙の指定した対象施設の一部を避難場所等として開設することができるものとする。この場合において、甲は避難場所等を開設したときは、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。

（避難場所等の管理運営等）

第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任と負担において行うものとする。

2 乙は、避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

3 避難場所等に係る備蓄物資の保管等に関する取扱いについては、別途協議する。

（施設変更等の報告）

第6条 乙は、対象施設の増改築等により、その面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情により対象施設の使用が不可能となるときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は、始期を第3条の規定による開設日とし、終期を災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により当該期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、当該期間を延長するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、乙の所有する施設を避難場所等としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年4月4日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広古新開5丁目1番1号  
学校法人常翔学園 広島国際大学  
代表者 理事長 坂口 正雄

別紙（第1条関係）

避難場所等の区分	施設名	使用場所	使用面積（㎡）	収容人員（人）
一時避難場所	呉キャンパス	グラウンド	9,000	9,000
一時避難施設	呉キャンパス	1号館	3階教室 1,520 廊下 221 4階教室 1,310 廊下 275 5階教室 977 廊下 201 6階教室 1,147 廊下 265 7階教室 849 廊下 310	7,075

一時避難施設	呉キャンパス	2号館	3階教室 8 2 6 廊下 1 7 4 4階教室 8 2 7 廊下 1 7 7 5階教室 8 3 1 廊下 1 7 0 6階教室 8 4 2 廊下 1 7 2 7階教室 8 0 5 廊下 1 9 2 8階教室 7 8 1 廊下 1 8 5 9階教室 4 0 9 廊下 1 8 5 10階教室 4 1 3 廊下 1 8 5 11階教室 4 1 3 廊下 1 8 5	7, 7 7 2
		5号館	3階教室 6 5 6 廊下 8 8 4階教室 6 5 6 廊下 8 8 5階教室 6 5 6 廊下 8 8	2, 2 3 2
		6号館	3階教室 9 9 2 廊下 1 2 2 4階教室 7 1 8 廊下 1 1 9 5階教室 8 4 3 廊下 1 1 9 7～10階 廊下 5 4 2	3, 9 3 3
避難所	呉キャンパス	体育館	1階 1, 6 7 7 2階 9 2 6	2, 6 0 3

## (9) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（新日本造機株式会社呉製作所）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と新日本造機株式会社呉製作所（以下「乙」という。）とは、呉市内において津波、洪水又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波等の災害時」という。）において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、津波等の災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 所在地  | 呉市広末広1丁目2番10号                      |
| (2) 所有者  | 新日本造機株式会社                          |
| (3) 名称   | 事務棟及び食堂棟                           |
| (4) 構造等  | 事務棟 鉄骨造 3階建て<br>食堂棟 鉄骨造 2階建て       |
| (5) 使用場所 | 事務棟2階 286平方メートル<br>食堂棟2階 400平方メートル |

（約680人収容）

## （施設変更の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積、構造等に変更が生じるとき又は何らかの事情によりその使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波等の災害時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （施設の破損時の対応）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設が破損した場合（地震、津波等の災害により破損したとき及び地域住民等の故意による破損をしたときを除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設が破損したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の周知）

第9条 甲は、対象施設に、一時避難施設であることを表示する看板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年10月23日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広末広1丁目2番10号  
新日本造機株式会社呉製作所  
代表者 取締役呉製作所長 岡田 太志

## (10) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社NTT西日本アセット・プランニング中国支店）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社NTT西日本アセット・プランニング（以下「乙」という。）とは、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する施設の一部をこれらの危険を回避するために、一時的に甲の地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が避難する施設（以下「一時避難施設」という。）として甲が使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が、車両等を利用して緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する地域住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難施設の一部利用制限などの必要な措置を実施することができるものとする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、災害時に乙が所有する次の施設（以下「対象施設」という。）の一部を甲の一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市西中央3丁目7番34号
- (2) 所有者 株式会社NTT西日本アセット・プランニング
- (3) 名称 a p o r t 呉（アポート呉）
- (4) 構造等 鉄骨造2階建て
- (5) 使用範囲 駐車場車路2階（1,985平方メートル）（約200人収容）  
FreeWi-Fi設備、太陽光蓄電池の非常用コンセント

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、この協定の履行が不可能となるときは、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の一時避難施設としての使用期間は、一時避難施設の開設の必要があるときから、おおむね1週間程度とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （賠償）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設が損傷した場合（地震、津波等の災害により損傷した場合及び地域住民等の故意又は重大な過失により損傷した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復又は損害賠償に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設が損傷したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを相互に確認するものとする。

（平常時の連携）

第11条 甲及び乙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。ただし、対象施設において、乙と入居中の各テナントとの間で締結した定期建物賃貸借契約の終了（2053年3月15日予定）に伴い、その効力は失効するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島市南区西蟹屋4丁目1番14号NTT西蟹屋ビル3階  
株式会社NTT西日本アセット・プランニング中国支店  
支店長 吉野 克敏

## (11) 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社ダイナム）

## 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）とは、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する施設の一部をこれらの危険を回避するために、一時的に甲の地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）が避難する施設（以下「一時避難施設」という。）として甲が使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が、車両等を利用して緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設の一部を甲の一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する地域住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

## （協力の内容）

第2条 乙は、災害時に乙が所有する次の施設（以下「対象施設」という。）の一部を甲の一時避難施設として、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 呉市焼山中央6丁目13番13号
- (2) 所有者 株式会社ダイナム
- (3) 名称 ダイナム広島呉焼山店
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
- (5) 使用範囲 ア 駐車場車路1階（800平方メートル）（80人収容）  
イ トイレ及びこれに附帯する施設（使用可能な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難施設の一部利用制限などの必要な措置を実施することができるものとする。

## （施設変更等の報告）

第3条 乙は、対象施設の増改築等により、この協定の履行が不可能となるときは、その旨を甲に報告するものとする。

## （使用期間）

第4条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波等の災害時から、甲が一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

## （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を一時避難施設以外の目的に使用しないものとする。

## （費用負担）

第6条 対象施設の使用料は、無料とする。

## （賠償）

第7条 対象施設が一時避難施設として使用された際に、対象施設が損傷した場合（地震、津波等の災害により損傷した場合及び地域住民等の故意又は重大な過失により損傷した場合を除く。）は、甲の責任で速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

2 前項の原状回復又は損害賠償に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、対象施設が一時避難施設として使用された場合において、対象施設が損傷したことを確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。

## （避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、こ



の限りでない。

（一時避難施設の指定等）

第9条 甲は、対象施設を確認の上、一時避難施設として指定し、その旨を表示する看板等を設置し、甲のホームページ等により市民に対して周知するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを相互に確認するものとする。

（平常時の連携）

第11条 甲及び乙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持する。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 東京都荒川区西日暮里2丁目27番5号  
株式会社ダイナム  
代表取締役 保坂 明

## (12) 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定（福祉施設 30 施設）

## 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定

呉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、呉市内に災害が発生した場合において、甲が乙に対して福祉避難所の設置及び運営に関する協力の要請ができること及びその場合の手續等について定めることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者等で、身体等の状況により一般の避難所では避難生活が困難なものをいう。

3 この協定において「福祉避難所」とは、災害時において、一般の避難所に避難した要援護者が二次的に避難するための避難所をいう。

## （指定施設）

第3条 福祉避難所として甲が指定する乙の施設（以下「指定施設」という。）は、別表のとおりとする。

## （受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、要援護者を把握した場合は、乙に対し、当該要援護者の指定施設への受入れの要請をすることができるものとする。この場合において、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

## （手續）

第5条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、身体等の状況及び連絡先
- (2) 当該要援護者に同行する介護者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 当該要援護者の身元引受人の住所、氏名及び連絡先

## （福祉避難所の開設及び運営）

第6条 乙は、第4条の要請を受けたときは、指定施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて、指定施設のうち開設可能なものについて、福祉避難所を開設し、その運営を行うものとする。

2 前項の運営には、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 福祉避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (2) 福祉避難所に避難した要援護者の日常生活上の支援及び相談
- (3) 当該要援護者及び同行する介護者等の状況の把握並びに甲に対する報告
- (4) その他甲乙両者が協議して定める業務

3 福祉避難所を開設する期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの間とする。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

4 甲は、乙が福祉避難所を開設している間、乙の職員並びに要援護者及びその家族等と協力して当該福祉避難所の運営を支援するとともに、必要な物資や第2項第1号の当直者の確保及び配置についても支援するものとする。

## （要援護者の移送）

第7条 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族等が行うものとする。

（経費の負担）

第8条 福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の予算の範囲内で甲が負担するものとし、甲の予算を超える部分は乙が負担するものとする。

（受入可能人数の把握）

第9条 乙は、平常時から指定施設における受入可能人数を把握するとともに、その結果を甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市〇〇町〇〇番〇〇号  
〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇  
代表者 理事長 〇〇 〇〇

## ※協定締結法人と指定施設

医療法人社団 林医院 呉市倉橋町11777番地

施設名	施設所在地	施設種別等
ルネッサンス瀬戸内	呉市倉橋町 2638 番地の 3	介護老人保健施設
常夏の家	呉市倉橋町石持 154 番地の 1	小規模多機能型居宅
蛍の家	呉市倉橋町石持 154 番地の 1	グループホーム
夕霧の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20 番 36 号	グループホーム
朝顔の家	呉市音戸町畑 3 丁目 20 番 36 号	小規模多機能型居宅
初音の家	呉市警固屋 1 丁目 17 番 1 号	小規模多機能型居宅

社会福祉法人 呉福祉会 呉市焼山北 3 丁目 21 番 2 号

施設名	施設所在地	施設種別等
呉広風園	呉市焼山北 3 丁目 21 番 2 号	救護施設

医療法人 宗和会 呉市本通 2 丁目 8 番 16 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設かがわ	呉市本通 2 丁目 8 番 16 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 天寿会 呉市焼山町字打田 623 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 後楽荘	呉市焼山町字打田 623 番地	特別養護老人ホーム

医療法人 緑風会 呉市阿賀北 1 丁目 14 番 15 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設なごみ	呉市阿賀北 1 丁目 14 番 15 号	介護老人保健施設

医療法人 せいざん 呉市阿賀北 5 丁目 15 番 3 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北 6 丁目 15 番 30 号	介護老人保健施設

医療法人社団 永楽会 呉市中央 2 丁目 6 番 20 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 メディケア・くれ	呉市中央 2 丁目 6 番 20 号	介護老人保健施設

医療法人社団 和恒会 呉市広白石 4 丁目 7 番 22 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 パナケイア	呉市広白石 4 丁目 7 番 22 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 豊寿会 呉市豊町大長 6000 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 豊寿園	呉市豊町大長 6000 番地	特別養護老人ホーム
ゆたかデイサービスセンター	呉市豊町大長 6005 番地 1	通所介護
若葉作業所	呉市豊町大長 6007 番地 1	障害者支援施設

社会福祉法人 たまご 呉市郷原町 1943 番地

施設名	施設所在地	施設種別等
生活介護センターたまご	呉市郷原町 1943 番地	障害者支援施設

## 資料編（災害予防編関係）

社会福祉法人 呉同済義会 呉市中央5丁目12番21号

施設名	施設所在地	施設種別等
養護老人ホーム 呉保生院	呉市警固屋9丁目1番38号	養護老人ホーム
養護老人ホーム 呉清光園	呉市警固屋1丁目17番15号	養護老人ホーム
特別養護老人ホーム 温養院	呉市焼山中央6丁目6番13号	特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム 常楽園	呉市警固屋9丁目1番1号	特別養護老人ホーム
嶺南荘	呉市東畑2丁目2番18号	母子生活支援施設
仁風園	呉市仁方西神町35番11号	児童養護施設

社会福祉法人 かるが会 呉市狩留賀町3番16号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム かるが	呉市狩留賀町3番16号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 広島岳心会 呉市郷原町2380番地の181

施設名	施設所在地	施設種別等
野呂山学園	呉市郷原町2380番地の181	障害者支援施設
デイセンターのろさん	呉市郷原町2380番地の181	障害者支援施設
ライフサポートてんのう	呉市天応南町15番35号	障害者支援施設

社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会 東広島市八本松町原5946番地7

施設名	施設所在地	施設種別等
ときわ呉	呉市宮原13丁目2番12号	医療型障害児入所施設

社会福祉法人 成寿会 呉市広町字白石免田13010番地

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 成寿園	呉市広町字白石免田13012番地	介護老人保健施設
特別養護老人ホーム 成寿園	呉市広町字白石免田13010番地	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 朋輝福祉会 呉市郷原町字鶴畑1882番地12

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 郷原の里	呉市郷原町1882番地の12	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 広島順道会 呉市安浦町内海北1丁目2番42号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 春香園	呉市安浦町内海北1丁目2番42号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 愛栄会 呉市広町字中横路2445番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 延寿荘	呉市広町中横路2445番地	特別養護老人ホーム
ケアハウス花みずき	呉市阿賀北3丁目4番11号	ケアハウス

社会福祉法人 福祉の森 呉市川尻町西6丁目10番1号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 恵の海	呉市川尻町西6丁目10番1号	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会 呉市中央5丁目12番21号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 さぎなみ苑	呉市音戸町高須3丁目7番15号	介護老人保健施設

## 資料編（災害予防編関係）

社会福祉法人 本城福祉会 呉市栃原町字西谷667番地の2

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム 栃ノ木荘	呉市栃原町中倉 150 番地の 2	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 たちばな福祉会 呉市倉橋町14649番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム たちばな苑	呉市倉橋町 14649 番地	特別養護老人ホーム

社会福祉法人 三篠会 広島市安佐北区白木町大字井原4487番地

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム あすらや荘	呉市郷原町 2380 番地	特別養護老人ホーム
身体障害者療護施設 仁方	呉市仁方町田戸 4407 番地	障害者支援施設

社会福祉法人 白寿会 呉市焼山北 3 丁目 21 番 5 号

施設名	施設所在地	施設種別等
特別養護老人ホーム コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 21 番 5 号	特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム あかさき園	呉市音戸町畑 1 丁目 2 番 51 号	特別養護老人ホーム
介護老人保健施設 コスモス園	呉市焼山北 3 丁目 17 番 4 号	介護老人保健施設
介護老人保健施設 呉中央コスモス園	呉市西中央 3 丁目 6 番 7 号	介護老人保健施設
介護老人保健施設 阿賀コスモス園	呉市阿賀南 3 丁目 7 番 1 号	介護老人保健施設

医療法人社団 中川会 呉市中通 1 丁目 3 番 8 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護医療院 グリーン三条	呉市三条 1 丁目 3 番 14 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 江能福祉会 江田島市大柿町飛渡瀬4027番地の2

施設名	施設所在地	施設種別等
知的障害者更生施設 倉橋の里	呉市倉橋町 5364 番地の 2	障害者支援施設

医療法人社団 あずま会 東広島市八本松東 3 丁目 2 番 8 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 葵の園・安浦	呉市安浦町安登西 5 丁目 11 番 19 号	介護老人保健施設

医療法人 ほほえみ会 呉市中通 1 丁目 2 番 3 号

施設名	施設所在地	施設種別等
介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	呉市中央 5 丁目 1 番 6 号	介護老人保健施設

社会福祉法人 呉慈愛会 呉市広弁天橋町13番3号

施設名	施設所在地	施設種別等
呉慈愛寮	呉市広弁天町 13 番 3 号	婦人保護施設

## (14) 災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定（マイライフ株式会社）

## 災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協定

呉市（以下「甲」という。）とマイライフ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内に災害が発生した場合において、甲が乙に対して妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に関する協力の要請ができること、その場合の手續等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。

2 この協定において「要配慮者」とは、妊産婦及び乳児のうち、避難所での集団生活において相談体制等、特別な配慮を必要とする者で医療機関等に入院するに至らない程度のものをいう。

3 この協定において「妊産婦等福祉避難所」とは、災害時において、小学校等の一般の避難所（以下「一次避難所」という。）に避難した要配慮者が二次的に避難するための避難所をいう。

（指定施設）

第3条 妊産婦等福祉避難所として甲が指定する乙の施設（以下「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名	所在地	備考
オールファーマシー タウン	呉市中通1丁目3番14号	2階フロア部分

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、一次避難所内に要配慮者を把握した場合は、乙に対し、当該要配慮者の指定施設への受入れの要請をすることができるものとする。この場合において、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（手續）

第5条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、身体等の状況及び連絡先
- (2) 当該要配慮者に同行する介助者の住所、氏名及び連絡先

（妊産婦等福祉避難所の開設及び運営）

第6条 乙は、第4条の要請を受けたときは、指定施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて、妊産婦等福祉避難所を開設し、その運営を行うものとする。

2 前項の運営には、次に掲げる業務を含むものとする。

- (1) 妊産婦等福祉避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (2) 妊産婦等福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
- (3) 当該要配慮者、同行する介助者等の状況の把握及び甲に対する報告
- (4) その他甲乙両者が協議して定める業務

3 妊産婦等福祉避難所を開設する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が当該期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議の上、7日を限度として延長することができることとし、延長した設置期間を更に延長しようとするときも、また同様とする。

4 甲は、乙が妊産婦等福祉避難所を開設している間、乙の職員、要配慮者、その家族等と協力して当該妊産婦等福祉避難所の運営を支援する。

（要配慮者の移送）

第7条 妊産婦等福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行うものとする。

（経費の負担）

第8条 妊産婦等福祉避難所の開設及び運営に要する経費については、乙が負担するものとする。

2 妊産婦等福祉避難所の開設期間中に、当該避難所に避難した要配慮者等の責めに帰する事由により、指定施設、指定施設内の設備等が損傷し、又は滅失したときは、甲が原状に回復する経費を負担するものとする。

（受入可能人数の把握）

第9条 乙は、甲が指定施設における受入可能人数の報告を求めた場合、当該人数を把握するとともに、その結果を甲に報告するものとする。

（個人情報保護）

第10条 甲及び乙は、妊産婦等福祉避難所の設置及び運営に際して知り得た要配慮者、その介助者等の個人情報を他に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原 芳明  
乙 呉市中通1丁目3番12号  
マイライフ株式会社  
代表者 代表取締役 糸賀 誠



## 指定緊急避難場所の災害種別ごとの指定基準

災害種別	指定基準
洪水	<p>(ア) 黒瀬川、二河川及び野呂川による浸水想定区域のある区域では、原則として、各洪水ハザードマップに示される浸水想定区域外にある施設又は場所とする。</p> <p>(イ) 浸水想定区域内の施設であっても、施設の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれかであるほか、次のとおりとする。</p> <p>a 想定される浸水深が2 m未満であれば2階以上の階</p> <p>b 想定される浸水深が2 m以上5 m未満であれば3階以上の階</p> <p>その場合は「施設の何階以上」と限定して指定するものとする。</p>
崖崩れ、土石流（土砂災害）	<p>(ア) 土砂災害特別警戒区域外にある施設又は場所とする。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域外、又は平成14年に広島県が公表した土砂災害のおそれのある箇所図に示される、危険区域（土石流により被害の恐れのある箇所、崖崩れにより被害の恐れのある箇所）外にある施設又は場所とする。</p> <p>(ウ) 土砂災害特別警戒区域内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設、土砂災害警戒区域内又は危険箇所内であっても、施設の構造が鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えているほか、2階以上に避難場所がある施設とする。その場合は「施設の何階以上」と限定して指定するものとする。</p>
高潮	<p>(ア) 原則として「呉市高潮ハザードマップ」に示される浸水想定区域外にある施設又は場所とする。</p> <p>(イ) 浸水想定区域内の施設であっても、施設の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれかであるほか、次のとおりとする。</p> <p>a 想定される浸水深が2 m未満であれば2階以上の階</p> <p>b 想定される浸水深が2 m以上5 m未満であれば3階以上の階</p> <p>その場合は「施設の何階以上」と限定して指定するものとする。</p>
津波	<p>(ア) 原則として津波災害警戒区域外にある施設又は場所とする。</p> <p>(イ) 津波災害警戒区域内の施設であっても、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たし、施設の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のいずれかであるほか、次のとおりとする。</p> <p>a 想定される浸水深が2 m未満であれば3階以上の階</p> <p>b 想定される浸水深が2 m以上5 m未満であれば4階以上の階</p> <p>その場合は「施設の何階以上」と限定して指定するものとする。</p>
地震	<p>(ア) 施設にあっては、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること、又は耐震診断等により耐震性が確認された施設であること。</p> <p>(イ) 屋外にあっては、グラウンド、公園などのまとまった空地であり、地震が発生した場合において、周辺に生命や身体に危険を及ぼす建築物等がないこと。</p>

※ 災害対策基本法施行令第20条の3に基づき基準を設定

**避難所開設謝礼金支出要領**

第1条 この要領は、災害時において、避難所を開設した者に謝礼金を支出することを定める。

第2条 市長は、避難所（呉市等の公共団体が直接管理しているものを除く。以下同じ。）の開設を依頼し、開設された避難所のうち、適当と認められたものについて、当該避難所を管理する者に開設1日につき3,000円の謝礼金を支払う。

2 前項に規定する1日とは、24時間のうち8時間以上を避難所として開設したものをいう。

3 警備保障会社に警備を委託している小中学校について、学校施設業務を受託した者が避難所の開錠又は施錠をしたときは、その者に開錠又は施錠1回につきそれぞれ1,000円の謝礼金を支払う。

第3条 謝礼金は、総務部危機管理課において支払う。

付 則

1 この要領は、平成4年6月1日から実施する。

2 民間施設避難所に対する避難所開設謝礼金支出要領（昭和47年11月1日）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成11年6月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成15年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

（ 空 白 ）

## 救助・救急・救難資器材等の配置状況

呉市消防局調べ

## 1 救急・救助車両

種別	救急車		救助工作車		はしご車	
	救急自動車 (高規格仕様)	高規格 救急自動車	Ⅱ型	Ⅲ型	35m級	30m級
台数	10	6	1	1	1	1

(令和5年4月1日現在)

## 2 救急・救助・救難資器材

救急用	ア 高度救急資器材, 非常用救急資器材, 消防隊用救命資器材 イ その他 (トリアージタグ・エアータント等)
救助用	ア 高度救助用資器材 (画像探索装置・夜間暗視装置・熱画像直視装置・地震警報器等) イ 救助用ユニット (油圧救助器具・空気式救助器具・鉄筋カッター等) ウ 消防隊員用救助用資器材 (担架・大型万能ハンマー・チェーンソー・エンジンカッター・削岩機・大型パール・鋸, 鉄線ハサミ・大ハンマー・スコップ・救助ロープ・カラビナ等)
救難用	ア ボート ・ゴムボート 6人 1台 (15PS) ・ゴムボート 5人 1台 (9.9PS) ・ゴムボート 4人 1台 (9.8PS) ・ゴムボート 4人 2台 (船外機なし) イ 投光器 ・26台 (150V500W) ・16台 Nomad360 (LED式) ウ 救命索投射装置 ・M3型 60m ・M300型 120m ・レスキューMAX 80m

(令和5年4月1日現在)

（ 空 白 ）

## 災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表

## 1 災害拠点病院

保健医療圏	病院名	住所	連絡先		病床数
			電話	F A X	
呉	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町 3-1	0823-22-3111	0823-21-0478	700
	中国労災病院	呉市広多賀谷 1 丁目 5-1	0823-72-7171	0823-74-0371	410
	呉共済病院	呉市西中央 2 丁目 3-28	0823-22-2111	0823-25-4752	440

## 2 呉市保健所管内別国立及び公的病院一覧表

設置者	病院名	所在地					
			一般	結核	精神	感染症	療養
独立行政法人労働者健康福祉機構	中国労災病院	呉市広多賀谷 1 丁目	410				
独立行政法人国立病院機構	呉医療センター	呉市青山町	650		50		
社会福祉法人恩賜財団広島県済生会	済生会呉病院	呉市三条 2 丁目	150				
国家公務員等共済組合連合会	呉共済病院	呉市西中央 2 丁目	394	46			
呉市	公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町	49				
防衛省	自衛隊呉病院	呉市昭和町	50				

## 3 助産施設

施設名	設置者	病床数	摘 要
呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数
中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	47	産婦人科・小児科病床数

## 災害医療コーディネーター活動要領

## 災害医療コーディネーター活動要領

平成31年2月8日

## 第1 概要

## 1 背景

我が国は、これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、災害時における医療体制を整備してきた。まず、阪神・淡路大震災を契機に、「災害拠点病院の整備」、「災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）の養成」、「広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System：EMIS）の整備」、「災害医療に係る保健所機能の強化」、「搬送機関との連携」等に取り組んできた。

その後、東日本大震災の経験から、「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」（平成23年10月）を踏まえ、厚生労働省は「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）を发出し、各都道府県に対し、医療チームの派遣調整等のコーディネート機能を十分に発揮できる体制の整備を求めるとともに、平成26年度より災害医療コーディネーターの養成を開始した。

また、小児・周産期医療と災害医療との連携の必要性が指摘されたことから、平成26・27年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「東日本大震災の課題からみた今後の災害医療体制のあり方に関する研究」（研究代表者：小井土雄一）において、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期医療に関する情報収集、関係機関との調整等を担う災害時小児周産期リエゾンを活用した体制について検討が行われた。さらに、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）においては、地方自治体が、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、災害から子供を守るための関係機関の連携の強化を図ることを促進することとした。これらを踏まえ、厚生労働省は、平成28年度より災害時小児周産期リエゾンの養成を開始した。

さらに、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月）において、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する必要があるとされたことを踏まえ、厚生労働省は「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、各都道府県に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

本要領は、このような経緯を踏まえ、大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害医療コーディネーターの運用、活動内容等について定めるものである。

## 2 本要領の位置付け

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画（地方公共団体間の災害時相互応援協定を含む。）等において、災害医療コーディネーターの運用計画等について記載する際及び都道府県の医療計画等において、災害医療コーディネーターの整備、運用等の災害時の医療に係る項目を記載する際の指針となるものである。

なお、本要領は、災害医療コーディネーターの運用、活動内容等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動を制限するものではない。

### 3 用語の定義

#### (1) 保健医療調整本部

災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。（「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長，医政局長，健康局長，医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知））

#### (2) 災害時小児周産期リエゾン

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者をいう。

#### (3) 保健医療活動チーム

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT），日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team：JMAT），日本赤十字社の救護班，独立行政法人国立病院機構の医療班，歯科医師チーム，薬剤師チーム，看護師チーム，保健師チーム，管理栄養士チーム，災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT），その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。

#### (4) 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）

災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームをいう。DMAT事務局，DMAT都道府県調整本部，DMAT活動拠点本部等における活動，広域医療搬送，地域医療搬送，病院支援，現場活動等を主な活動とする。また，各本部における業務のサポート，病院支援，情報収集等のロジスティクスも行う。

#### (5) ロジスティクス

保健医療活動に関わる通信，移動手段，医薬品，生活手段等を確保することをいう。

保健医療活動に必要な連絡，調整，情報収集の業務等も含む。

#### (6) 災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team：DHEAT）

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。

（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」（平成30年3月20日付け健健発0320第1号厚生労働省健康局健康課長通知））

#### (7) 地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、都道府県防災会議において防災基本計画に基づき作成される、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画をいう。

#### (8) 広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System：EMIS）

全国の災害医療に係る情報を共有し、災害時に、被災地域における迅速かつ適切な医療及び救護に関わる各種情報の集約及び提供を行うものをいう。

#### (9) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県，市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター，救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であり、広域医療搬送以外のものをいう。

災害現場から被災地域内の医療機関への搬送，被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送，被災地域内の医療機関から航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：SCU）への搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含む。



**(10) 広域医療搬送**

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

**4 災害医療コーディネーターとは**

災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村（以下「都道府県等」という。）が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部（以下「保健医療調整本部等」という。）において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。

都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。（以下、特別の記載がない限り、「災害医療コーディネーター」とは「都道府県災害医療コーディネーター」及び「地域災害医療コーディネーター」のいずれも該当するものとする。）

災害医療コーディネーターは、平常時から当該都道府県等における医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とする。

**5 運用の基本方針**

- (1) 厚生労働省は、平常時に、災害医療コーディネーターの活動要領を策定するとともに、その知識や技能の向上を目的とした研修を実施する。
- (2) 厚生労働省は、都道府県による、災害医療コーディネーターの運用を含む災害時の医療提供体制の整備等について、必要な助言及び支援を行う。
- (3) 都道府県は、平常時に、災害医療コーディネーターの運用計画の策定、災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネーターの所属する医療機関等（以下「災害医療コーディネーター所属施設」という。）との協定の締結等を行い、災害時に、災害医療コーディネーターの助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。
- (4) 都道府県は、災害医療コーディネーターの活動について、その労務管理の観点等から、災害の規模等に応じて交代要員を確保し、継続的な対応が可能となるよう配慮する。
- (5) 災害医療コーディネーターの活動は、都道府県と災害医療コーディネーターとの間及び都道府県と災害医療コーディネーター所属施設との間で平常時に締結された協定、都道府県が策定する災害医療コーディネーターの運用計画等に基づくものである。
- (6) 災害医療コーディネーターの活動は、都道府県の招集に基づくものである。
- (7) 災害医療コーディネーター所属施設は、平常時に、災害医療コーディネーターが災害に関する研修、訓練等に参加できるよう協力し、災害時に、都道府県との協定に基づき災害医療コーディネーターを派遣する。

**第2 平常時の準備****1 運用に係る計画の策定**

- (1) 厚生労働省は、災害医療コーディネーターの業務等について厚生労働省防災業務計画に明示する。
- (2) 都道府県は、災害医療コーディネーターの運用計画を策定するとともに、災害医療コーディネーターの業務等について地域防災計画に明示する。

- (3) 都道府県は、災害医療コーディネーターの運用計画を策定するに当たり、各都道府県の地域防災会議、災害医療に関する協議会等において検討を行う。
- (4) 災害医療コーディネーターの運用計画には、災害医療コーディネーターの任命状況等を踏まえ、招集基準、招集及び配置の方法、保健医療調整本部等における活動等について明記することが望ましい。
- (5) 都道府県は、地域の実情等を踏まえ、予め市町村と協議を行い、地域災害医療コーディネーターを市町村に配置する可能性がある場合は、災害時に地域災害医療コーディネーターを当該市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置することについて、運用計画に明記することが望ましい。

## 2 任命及び協定

- (1) 都道府県は、災害医療コーディネーターを任命し、その活動内容や身分保障等について協定を締結する。協定の締結に当たっては、災害医療コーディネーターに地方公務員としての身分を付与することが望ましい。
- (2) 都道府県と災害医療コーディネーターとの協定は、以下の事項を含むものとする。
  - ア 災害発生時の招集の方法（招集基準、自主参集基準、招集場所等を含む。）
  - イ 業務（活動場所等を含む。）
  - ウ 活動費用、事故等への補償
  - エ 任期、身分の取扱
- (3) 都道府県は、任命した災害医療コーディネーターの一覧を作成する。
- (4) 都道府県は、災害医療コーディネーターの任命に当たり、災害医療コーディネーター所属施設とも十分な協議を行い、必要な事項について災害医療コーディネーター所属施設とも協定を締結する。
- (5) 都道府県と災害医療コーディネーター所属施設との協定は、以下の事項を含むものとする。
  - ア 災害発生時の招集の方法
  - イ 活動費用、事故等への補償
  - ウ 任期、身分の取扱
- (6) 災害医療コーディネーター所属施設は、自施設の業務継続計画、災害対策マニュアル等を策定するに当たり、災害医療コーディネーターを派遣することについて留意する。
- (7) 災害医療コーディネーターは、都道府県との協定を締結した後に、所属施設の変更等が生じた場合は、速やかに都道府県へ届け出る。

## 3 災害医療コーディネーターの業務

- (1) 災害医療コーディネーターは、当該都道府県の平常時における医療提供体制等を踏まえ、災害時における医療提供体制の構築について、都道府県に対して、平常時から助言を行う。具体的には、平常時に開催される災害医療対策会議等の会議に出席するほか、都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等に当たり、助言を行う。
- (2) 災害医療コーディネーターは、都道府県が関係学会、関係団体又は関係業者（食料、飲料水、医薬品、燃料、通信、交通等を含む。）との連携を構築する際にも、助言を行う。

## 4 研修、訓練等の実施

- (1) 厚生労働省は、災害医療コーディネーターの養成並びに災害医療コーディネーターの知識及び技能の向上を目的として、災害医療コーディネーター研修事業等を実施する。
- (2) 都道府県は、厚生労働省の実施する研修及び各都道府県が実施する研修、訓練等を通じて、災害医療コーディネーターの養成並びに災害医療コーディネーターの知識及び技能の向上に努める。

- (3) 都道府県は、災害に関する研修，訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に当たり，災害医療コーディネーター所属施設に対して，災害医療コーディネーターの派遣を要請する。
- (4) 災害医療コーディネーター所属施設は，都道府県からの派遣要請を受けた場合，災害医療コーディネーターが災害に関する研修，訓練（訓練の企画及び検証を含む。）等に参加できるよう協力する。
- (5) 災害医療コーディネーターは，都道府県が実施する災害に関する研修，訓練（訓練の企画及び検証を含む。）に参加するとともに，円滑な実施に協力する。

## 5 EMIS の活用のための準備

- (1) 厚生労働省は，都道府県に対し，災害医療コーディネーターが共同で使用するためのEMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (2) 都道府県は，災害医療コーディネーターに対し，災害医療コーディネーターが共同で使用するために厚生労働省から付与されたEMIS の機関コード及びパスワードを付与する。
- (3) 都道府県は，災害医療コーディネーターに対し，EMIS の入力方法等について十分把握できるよう研修の機会を設ける。

## 第3 災害時の活動

### 1 災害医療コーディネーターの招集，配置，運用

- (1) 被災都道府県は，招集基準に基づき，災害医療コーディネーターの招集を行い，必要に応じて，災害医療コーディネーター所属施設に対し，災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。
- (2) 被災都道府県は，都道府県災害対策本部の下に，災害時の保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し，保健医療調整本部に都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
- (3) 被災都道府県は，地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう，必要に応じて保健所における保健医療活動の調整等を担う本部に地域災害医療コーディネーターを配置する。
- (4) 被災都道府県は，地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう，地域の実情や災害の規模等を踏まえて，市町村と協議を行い，必要に応じて市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。
- (5) 非被災都道府県は，被災都道府県からの患者の受入れ等の支援を行うに当たり，必要に応じて非被災都道府県の医務主管課等に都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
- (6) 被災都道府県は，災害医療コーディネーターの健康管理に留意し，災害医療コーディネーターが業務を交代できる体制を確保する。
- (7) 被災都道府県は，災害医療コーディネーターが他の災害医療コーディネーターへ業務を引き継ぐに当たり，引き継ぎに十分な期間を確保し，保健医療調整本部等の活動が円滑に継続されるよう努める。
- (8) 被災都道府県は，保健医療調整本部等において適宜会議を行うこと等を通じて，災害医療コーディネーターの活動状況等について把握し，災害医療コーディネーターの活動縮小及び活動終了についても検討する。この際，必要に応じて保健所，市町村，医療機関その他の関係機関と協議を行う。

### 2 災害医療コーディネーターの業務

#### (1) 組織体制の構築に係る業務

##### ① 保健医療調整本部の組織体制の構築に係る業務

- ア 都道府県災害医療コーディネーターは，保健医療調整本部において，医務主管課，保健衛生主管課，薬務主管課，精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員等の関係者が相互に連携して行う，当該保健医療調整本部に係る業務について，助言及び支援を行う。

イ 都道府県災害医療コーディネーターは、被災都道府県が、保健医療調整本部に参画することが望ましいと考えられる関係者や、連絡及び情報連携を円滑に行うために、保健医療調整本部内に担当者を配置することが望ましい保健医療活動に係る関係機関等について検討するに当たり、助言を行う。

② 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部の組織体制の構築に係る業務

ア 都道府県災害医療コーディネーターは、被災都道府県が、保健医療活動の調整等を担う本部を設置することが望ましい保健所又は市町村について検討するに当たり、助言を行う。

イ 地域災害医療コーディネーターは、都道府県災害医療コーディネーターと連携し、都道府県災害医療コーディネーターの業務に準じて、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に係る業務について、助言及び支援を行う。

(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務

① 保健医療調整本部等において収集すべき情報

ア 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関、介護保険施設、障害者支援施設、救護所、避難所、居宅、薬局等（以下「医療機関等」という。）の被災状況及び復旧状況

イ 被災都道府県及び圏域ごとの医療機関等における保健医療ニーズ等

(ア) 支援を要する患者等の状況（人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。）

(イ) 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。）

ウ 保健医療活動チームの活動状況

エ その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報

② 情報の収集に係る業務

ア 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部等が、保健医療活動チーム、災害時健康危機管理支援チームその他の保健医療活動に係る関係機関（以下「保健医療活動チーム等」という。）から情報を収集するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部等が、医療機関等の被災状況及び復旧状況、保健医療活動チームの活動状況等についてEMIS 等から情報を収集するに当たり、必要な情報や優先して収集すべき情報等について助言を行い、情報の収集に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。

③ 情報の分析と対応策の立案に係る業務

ア 災害医療コーディネーターは、被災都道府県及び圏域ごとの保健医療ニーズと支援体制の状況について整理又は分析するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部等において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等を検討するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務

① 被災都道府県における受援の調整に係る業務

ア 災害医療コーディネーターは、派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画について検討するに当たり、保健医療調整本部等における活動の初期から、中長期的視点に立って、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害医療コーディネーターは、活動している保健医療活動チームの再配置の要否等について検討するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

ウ 災害医療コーディネーターは、他の都道府県、関係学会、関係団体又は関係業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画を検討するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

エ 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部等において、時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等について保健医療活動チーム等と情報共有を行うに当たり、助言及び調整の支援を行う。

オ 災害医療コーディネーターは、被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について検討するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

② 人的支援及び物的支援を行う都道府県における支援の調整に係る業務

人的支援及び物的支援を行う都道府県（以下「支援元都道府県」という。）の災害医療コーディネーターは、当該支援元都道府県が被災都道府県に対して、保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援を行うに当たり、当該支援元都道府県の要請に応じて、助言及び調整の支援を行う。

**(4) 患者等の搬送の調整に係る業務**

① 被災都道府県における患者等の搬送の調整に係る業務

ア 災害医療コーディネーターは、患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の要否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、助言及び調整の支援を行う。

イ 災害医療コーディネーターは、被災都道府県外へ患者等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県の災害医療コーディネーター等と連携を図る。

ウ 災害医療コーディネーターは、搬送手段の確保に当たり、航空運用調整班、DMAT都道府県調整本部（ドクターヘリ調整部を含む。）、厚生労働省、消防機関、搬送手段を保持する他の保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関と連携できるよう、助言及び調整の支援を行う。

② 搬送先都道府県における患者等の受入れの調整に係る業務

搬送先都道府県の災害医療コーディネーターは、当該搬送先都道府県が被災都道府県から患者等の受入れを行うに当たり、当該搬送先都道府県の要請に応じて、助言及び調整の支援を行う。

**(5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務**

① 災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部等において、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び保存並びにEMIS 等を用いた共有を行うに当たり、助言を行い、これらの作業に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。

② 災害医療コーディネーターは、自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、保健医療調整本部等に報告する。

**3 災害医療コーディネーターの活動の終了**

被災都道府県は、当該都道府県等における医療提供体制等の確保に係る業務を、当該都道府県等の職員等により実施することが可能と判断する時点の一つの目安として、災害医療コーディネーターの活動の終了を決定する。

**第4 費用の支弁と補償**

1 都道府県は、災害医療コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

2 都道府県からの招集又は都道府県により予め策定された自主参集基準に基づかない災害医療コーディネーターの参集について、費用支弁は原則として行わない。

## 災害時健康危機管理支援チーム活動要領

## 災害時健康危機管理支援チーム活動要領

## 1. 災害時健康危機管理支援チームの概要

## (1) 活動理念

豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する「災害」をいう。以下、「災害」という。）が発生した場合、被災地方公共団体の指揮調整機能が混乱し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、健康危機管理対応が困難となることが懸念される。

こうした災害に対応するために、平成29年7月に、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置するとともに、保健所（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）において、保健医療活動チームの指揮又は連絡等を行うほか、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うこととして、厚生労働省の5部局長等による通知（平成29年7月5日付け科発0705第3号、医政発0705第4号、健発0705第6号、薬生発0705第1号、障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）が発出されたところである。

また、本通知において、保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）に対し、災害対策基本法等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいとしている。

災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team；以下、「DHEAT」という。）は、上記の人的支援に当たるものであり、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への応援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣されるものである。

## (2) 本要領の位置付け

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、各都道府県等が策定する地域防災計画等にDHEATの応援要請及び応援派遣並びにDHEATの編成及び運用等について記載する際の指針となるものである。

## (3) 本要領における用語の定義

## ア 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。

その主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援することである。

## イ 保健所設置市

地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条各号に掲げる、地域保健法（昭和22年法律101号）第5条の規定に基づき保健所を設置する市をいう。

## ウ 応援要請

災害対策基本法又は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき、被災地方公共団体が実施する災害時における救助その他の災害対策に対する応援を他の地方公共団体に対し要請することをいう。

## エ 応援派遣

地方公共団体が、被災地方公共団体に対し、応援のために職員を派遣することをいう。

## オ 応援調整

地方公共団体が実施するDHEATのチーム編成、応援時の安全の確保・装備等の準備、応援職員に対する後方支援など、DHEATの応援派遣に係る諸業務の調整をいう。

## カ 受援調整

DHEATの被災都道府県内における応援先の決定、応援先での役割の付与又は変更等の、被災都道府県以外の都道府県からのDHEATの受援に係る諸業務の調整をいう。

## 2. DHEATの活動の枠組（別添1参照）

## (1) DHEATの活動の基本

ア DHEATの活動は、災害が発生した際に、被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に応援派遣され、保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援する。

イ DHEATは、保健所の指揮のもと、所管する市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を応援する。

ウ 応援派遣されるDHEATの単位を「班」といい、班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務にあたる一連の単位を総称して「チーム」という。

エ DHEAT 1班あたりの活動期間は1週間以上を標準とする。

オ DHEATの各班は、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。

## (2) DHEATの編成

ア DHEATは、都道府県及び指定都市がその職員により編成する。都道府県及び指定都市は、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成したDHEATの班をチーム編成の中に追加することができる。また、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区の職員をDHEATの構成員に追加することができる。

イ DHEATは、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員の中から、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員（ロジスティクス：連絡調整、運転等、DHEATの活動を行うための支援全般を行う者をいう。専門職が業務調整員を兼務することを妨げない。）により、現地のニーズに合わせて、1班当たり5名程度（自動車での移動を考慮した機動性の確保できる人数を検討。）で構成する。なお、各職種の特性を活かしつつ、実働においては職種の枠にとらわれず協働する。

ウ 大規模な災害において、多くの班編成が必要なときは、専門的な研修・訓練を受けた職員以外の職員もDHEATの構成員に加えて応援派遣できるものとする。

エ 地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の地方公共団体職員、関連機関（大学、研究機関並びに病院及び診療所等。）の者をDHEATの構成員に加えることができるものとする。ただし、この場合において当該構成員には、地方公務員としての身分を付与することを必要とする。

## (3) 国及び都道府県等の役割

## ア 厚生労働省の役割

## (ア) 平時

- ・厚生労働省防災業務計画に基づき、DHEATの応援派遣に関する調整を行う体制を整備する。
- ・DHEATの活動に関する研究及び研修を推進する。

## (イ) 災害発生時

- ・被災都道府県からDHEATの応援派遣に関する調整の依頼に基づき調整を行う。

- ・都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEAT が実施している活動に係る必要な助言 及びその他の応援を行う。
- ・都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEAT が実施している活動により収集された情報の提供を行う。

#### イ 国立保健医療科学院の役割

- (ア) DHEAT の養成及び資質向上のための研修・研究を企画立案する。
- (イ) DHEAT の養成等に係る技術的支援、情報提供を行う。
- (ウ) DHEAT の活動に係る必要な情報の提供等のため、健康危機管理情報支援ライブラリー（Health Crisis and Risk Information SupportInternet System: H-CRISIS）の運用・管理を行う。
- (エ) 都道府県等におけるDHEAT の編成及び被災都道府県におけるDHEATの受援調整に資するため、国の実施する災害時健康危機管理支援チーム養成研修（以下、「DHEAT 養成研修」という。）修了者の受講履歴を管理する。

#### ウ 都道府県及び指定都市の役割

##### (ア) 平時

- ・DHEAT の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
- ・DHEAT の応援要請があった際に、概ね継続して1ヶ月間程度の応援派遣が可能となるよう、指定都市以外の保健所設置市及び特別区の職員を編成に加えるなど、平時からの体制を確保し、これに必要な人材を育成するよう努める。
- ・DHEATの応援派遣に備え、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
- ・DHEATの応援派遣に備え、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用について定めた「保健衛生職員応援調整マニュアル（仮称）」等を作成し、DHEAT を編成する準備に努める。
- ・DHEAT応援派遣チーム（案）を編成し、応援派遣計画（ローテーション表）などの作成に努める。
- ・DHEATの応援派遣に備え、必要な物品の確保及び健康危機管理に係る情報収集を行う。

##### (イ) 災害発生時

- ・厚生労働省防災業務計画又は地方公共団体間の相互応援協定等に基づくDHEAT の応援可否の照会に対応し、必要な応援調整又はその準備を行う。
- ・DHEATを編成し、応援要請のあった被災都道府県に対してDHEATを応援派遣する。

#### エ 指定都市以外の保健所設置市及び特別区の役割

##### (ア) 平時

- ・DHEATの構成員の人材育成を図り、DHEATの班を編成することに努める。
- ・DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
- ・DHEATの班の編成にあたり、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用について定めた「保健衛生職員応援調整マニュアル（仮称）」等を作成し、DHEATを編成する準備に努める。
- ・都道府県又は指定都市がDHEATを編成する場合は、当該DHEATの班又はその構成員として加わることにについて検討し、都道府県又は指定都市と協議する。

##### (イ) 災害発生時

- ・都道府県又は指定都市が編成するDHEATの班又はその構成員として加わる場合は、都道府県又は指定都市と連携して必要な応援調整及びその準備を行う。
- ・DHEATの班又は構成員を都道府県又は指定都市を通じて被災都道府県に応援派遣する。



・DHEATの応援派遣元である都道府県又は指定都市にDHEATの活動の報告を行う。

### 3. 平時における対応

#### (1) 研修・訓練の実施

ア DHEATの養成並びに資質の維持及び向上を図るため、厚生労働省、国立保健医療科学院、都道府県等は、連携した取組を行う。

イ 厚生労働省は、DHEAT養成研修を実施し、全国のDHEATの養成並びに資質の維持及び向上を図る。

ウ 国立保健医療科学院は、都道府県等に対して技術的支援を行う。

エ 都道府県等は、国の実施するDHEAT養成研修及び地方公共団体独自の研修・訓練等により、DHEATの構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図る。

#### (2) DHEATの応援派遣に関する調整の事前準備

都道府県及び指定都市は、DHEATに係る本庁の応援調整窓口を定め、これを厚生労働省健康局健康課に登録する。

### 4. 発災後における対応（別添2及び参考資料1参照）

#### (1) DHEATの応援派遣に関する調整

##### ア 応援派遣に関する調整の依頼

(ア) 被災都道府県等は、災害が発生し、保健医療調整本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、被災都道府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、DHEATの応援要請を検討する。

(イ) 被災都道府県は、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(ウ) 被災都道府県等は、地方公共団体間の相互応援協定等に基づき他の都道府県等へDHEATの応援要請を行うことができる。

(エ) 被災都道府県等は、(イ)及び(ウ)の場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにする。

(オ) 被災保健所設置市及び特別区が、厚生労働省にDHEATの応援派遣に関する調整の依頼を行う場合は、被災都道府県を通じて行う。

(カ) 被災保健所設置市・特別区が地方公共団体間の相互応援協定等に基づいて他の保健所設置市・特別区にDHEATの応援要請を行う場合は、事前に被災都道府県と情報を共有する。

(キ) (イ)及び(カ)の場合、被災都道府県は、地方公共団体間の相互応援協定等に基づくDHEATの応援要請について、厚生労働省と情報を共有する。

##### イ 厚生労働省による照会

厚生労働省は、被災都道府県からDHEATの応援派遣に関する調整の依頼を受け、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対してDHEATの応援派遣の可否に関する照会を行う。

##### ウ 厚生労働省によるDHEATの応援派遣に係る照会時の被災都道府県以外の都道府県及び指定都市の対応

(ア) DHEATの担当部局はDHEATの応援派遣の可否を決定する。

(イ) DHEATの応援派遣が可能と決定した場合、担当部局は、実施可能な活動の内容、応援派遣の日程及び体制、DHEATの構成員の氏名、所属・役職、職種及びDHEAT養成研修等の受講歴、過去の災害派遣経験並びに連絡先（応援調整及び現地の活動班の窓口）等を記載したDHEAT応援派遣計画を作成する。

(ウ) 同一道府県及び指定都市は、厚生労働省からの応援派遣の照会への対応について相互に情報を共有する。

(エ) 都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区においてDHEATの編成又はDHEATの構成員の応援派遣の可否を照会し、可能な場合は、都道府県又は指定都市のチーム編成に加えたDHEAT応援派遣計画を作成することができる。

エ 厚生労働省への回答

(ア) 厚生労働省よりDHEAT応援派遣の可否に関する照会を受けた都道府県及び指定都市は、厚生労働省にDHEATの応援派遣の可否を回答する。

(イ) 応援派遣が可能と回答した都道府県及び指定都市は、DHEAT応援派遣計画を厚生労働省健康局健康課に提出する。

(2) 応援派遣先の決定及び応援要請の実施

ア 厚生労働省の対応

(ア) 厚生労働省は、都道府県及び指定都市から提出されたDHEAT応援派遣計画に基づき、DHEATの応援派遣に関する調整の依頼があった被災都道府県ごとにDHEATの応援派遣を行う都道府県及び指定都市の案を作成し、調整を行う。

(イ) 厚生労働省は、地方公共団体間の相互応援協定等による応援派遣に係る情報を把握した場合は、これを踏まえてDHEATの応援派遣に関する調整に努める。

イ 応援要請の実施

応援派遣先となる被災都道府県（以下、「応援派遣先都道府県」という。）は、アの調整案を了承した場合は、DHEATの応援派遣元となる都道府県及び指定都市（以下、「応援派遣元都道府県市」という。）に応援要請を行うとともに、DHEATの活動場所（保健医療調整本部及び保健所）の調整その他の受援調整作業（派遣根拠及び費用負担に係る調整を含む。）を行う。

(3) 応援派遣元都道府県市及び応援派遣先都道府県等の対応

ア 応援派遣元都道府県市の対応

(ア) 応援派遣元都道府県市は、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部にDHEAT応援派遣計画を提出する（ウ(エ)の変更後のDHEAT応援派遣計画を含む。）。

(イ) 応援派遣元都道府県市のDHEATは原則として、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部に集合する。ただし、第2班以降のDHEATは、イ(ア)により応援派遣先都道府県が決定した活動場所に集合する。

(ウ) 同一の都道府県又は保健所（当該保健所が所管する市町村を含む）を応援している応援派遣元都道府県市は、応援活動のロジスティクス等に係る支援を連携して行う。

イ 応援派遣先都道府県等の対応

(ア) 応援派遣先都道府県は、応援派遣元都道府県市から提出されたDHEAT応援派遣計画により、DHEATの活動場所を決定する。

(イ) 応援派遣先都道府県の保健医療調整本部及び応援派遣先都道府県等の保健所は、集合したDHEATに被災地の状況や担当する役割を説明するなど必要な情報提供を行う。

ウ 応援要請等の見直し

(ア) 応援派遣先都道府県は、保健医療調整本部及び応援派遣先都道府県等の保健所における災害対応業務及びDHEATの活動の状況を勘案し、DHEATの人員体制の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場合には、DHEATの活動に係る応援要請の見直しを検討する。

(イ) 応援派遣中のDHEATは、その活動等を通じてその人員体制の増員又は縮小などDHEAT応援派遣計画の見直しが必要と判断した場合は、応援派遣元都道府県市にその旨を報告する。

(ウ) 応援派遣先都道府県及び応援派遣元都道府県市は、応援要請及びDHEAT応援派遣計画の見直しについて協議する。

(エ) (ウ)の協議が調った場合、応援派遣先都道府県は応援派遣元都道府県市に応援要請の変更を通知し、応援派遣元都道府県市は応援派遣先都道府県に変更後のDHEAT 応援派遣計画を提出する。

(オ) 応援派遣先都道府県は、追加の応援派遣が必要と判断した場合は、厚生労働省に応援派遣に関する調整を依頼する。

(カ) 厚生労働省は、応援派遣先都道府県から追加の応援派遣に関する調整の依頼を受けた場合は、都道府県及び指定都市に対して応援派遣の可否に関する照会を行う。（以降の手続きは4(1)イ以降に同じ。）

#### (4) DHEATから応援派遣元都道府県市への報告等

ア 応援派遣中のDHEATは、応援派遣元都道府県市に対し、その構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に報告する。

イ 応援派遣中のDHEATは、業務に必要な資器材の確保その他のロジスティクスに関する後方支援が必要となった場合には、随時その旨を要請する。

#### (5) DHEATの活動の引継ぎ

ア DHEATの構成員は、チーム内でDHEATの活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。班のリーダーは、後続班のリーダーと十分な引継ぎ期間を設けるよう努める。

イ DHEATは、引継ぎに当たり応援派遣先都道府県の保健医療調整本部及び応援派遣先都道府県等の保健所並びに応援派遣先都道府県又は市町村の災害対策本部と十分な情報の交換を行う。

#### (6) DHEATの活動の終結

ア 応援派遣先都道府県は、保健医療調整本部及び保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、厚生労働省並びに応援派遣元都道府県市にDHEATの活動の終結を報告する。

イ 応援派遣先都道府県の保健所設置市・特別区は、当該保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、応援派遣先都道府県にDHEATの活動の終結を報告する。

ウ 応援派遣元都道府県市は、DHEATの構成員に対し、心のケアを含めた継続的な健康管理に留意する。

### 5. DHEATの活動内容

#### (1) DHEATの任務

被災都道府県等に応援派遣されたDHEATは、被災都道府県等が行う超急性期から慢性期までの医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援する。

#### (2) DHEATの構成員による応援の在り方（参考資料2参照）

応援派遣されたDHEATは、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮下に入るとともに、DHEATの構成員が各々配置され、被災都道府県等の職員とともに活動することを基本とする。原則として、移動時や宿泊時を除き、独自の班単位では活動しない。

#### (3) DHEATの構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務

DHEATの構成員は、被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。

（別添3参照）

ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築

イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案

ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整

- エ 保健医療調整本部及び保健所への報告，支援要請及び資源調達
- オ 広報及び渉外業務
- カ 被災都道府県等の職員の安全確保並びに健康管理

(4) DHEATの活動の記録

ア 活動の記録

DHEATは，応援派遣先における指揮調整等に係る応援内容に係る情報の共有及び活用を図るため，応援派遣先に応援活動に係る情報記録を残す。

イ 個人情報の取扱い

DHEATの活動の記録の作成において必要となる個人情報は，被災地方公共団体における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。

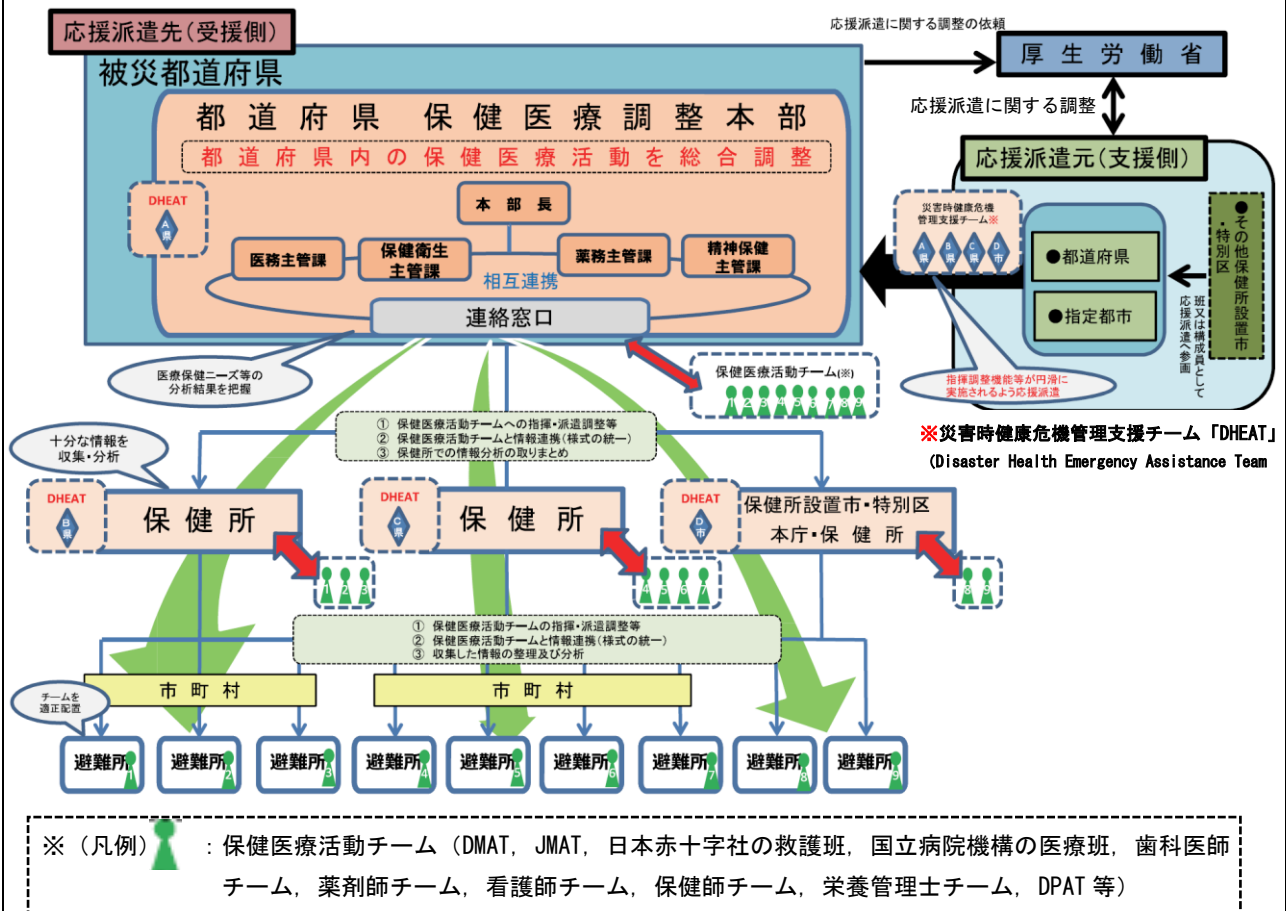
6. 費用と補償

応援派遣に要する費用については，原則として応援派遣元都道府県市の負担となるが，地方公共団体間の相互応援協定等や応援要請の根拠となる災害対策基本法等に基づき，応援派遣元都道府県市より応援派遣先都道府県に対し，費用を求償することが可能な場合がある。

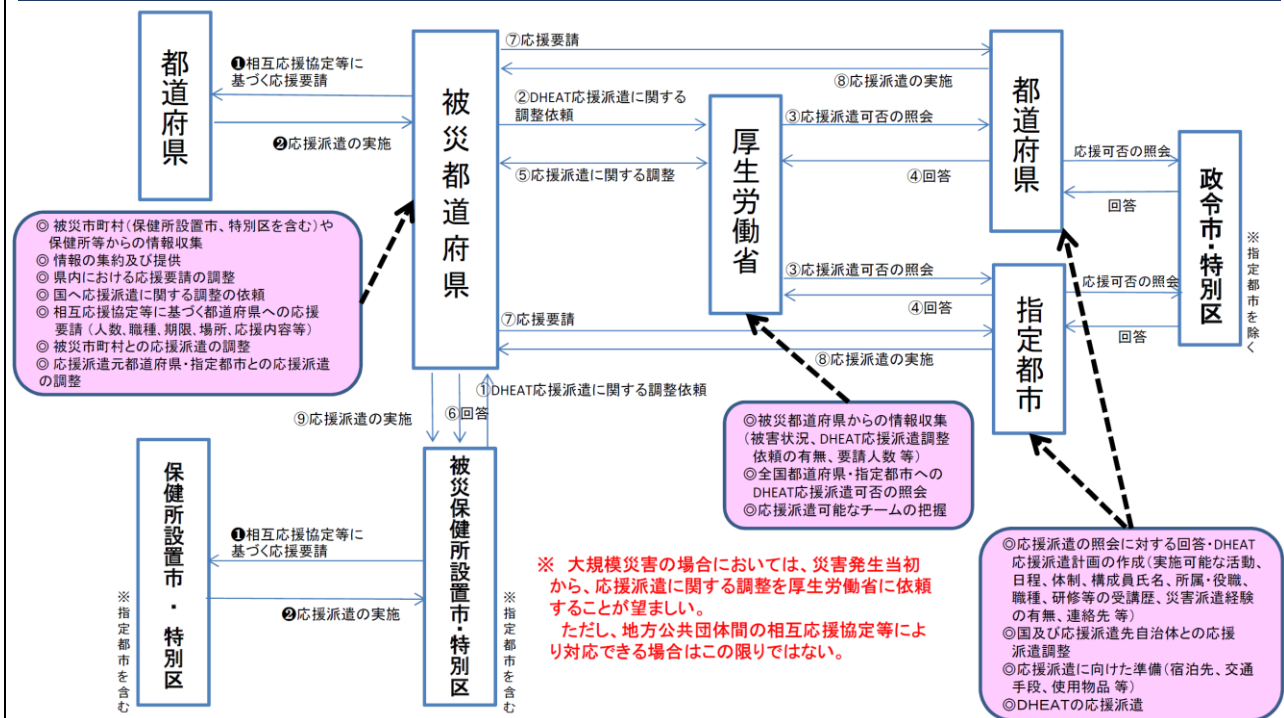
なお，費用求償の考え方については，他の地方公共団体間支援と同様である。

また，補償についても，応援派遣される者は，いずれも地方公務員の身分を有することから，地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき，地方公務員災害補償基金からの補償を受けることとなる。

(別添1) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣



（別添2） 災害時健康危機管理支援チームの応援要請・応援派遣スキーム



（別添3）

DHEATが支援する被災都道府県等による災害時保健医療対策及びその指揮調整等の体制と業務

1 被災都道府県等が指揮調整する災害時保健医療対策被災者の所在と時間の経過に伴い変化する保健医療ニーズ、医療施設等の地域資源の被災状況、応援の現状と課題等の全体像を把握し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、以下に掲げる保健医療対策を指揮調整する。

(1) 医療対策

ア 超急性期における、医療チームの応援調整や広域医療搬送等の救命・救護対策及び、透析患者や人工呼吸器装着患者など医療機能が失われることにより生命の危機に直面する患者の把握と医療救護

イ 救護所、在宅等における、被災して医療を受けられない者に対する医療救護活動及び、災害により失われた医療提供体制の復旧と再開

(2) 避難所等における保健衛生対策と生活環境衛生対策

ア 被災者の保健衛生・生活環境衛生に係る一般応急対策を関係部局、関係機関・団体との緊密な情報連携の下に実施する。

生活環境の悪化に起因する慢性疾患やメンタルヘルスの増悪、静脈血栓塞栓症、生活不活発病等の予防と食中毒、感染症の予防及び拡大防止対策

2 被災都道府県等による保健医療活動に係る指揮調整体制

(1) 保健医療に係る応急救助と指揮調整等

ア 災害時など災害救助法が適用された場合は、被災都道府県が応急救助の実施主体（法定受託事務）となり、応急救助を行うとともに、事前の取り決めに基づき応急救助の一部を市町村に委任し、その補助のもとに保健医療に係る応急救助を行う。

イ 被災都道府県は、応急救助の実施主体として、市町村と連携して、市町村に委任した業務も含めた保健医療に係る応急救助全般について指揮調整等を行う。

## (2) 災害時の保健医療活動に係る指揮調整等の整備

ア 被災都道府県は、都道府県災害対策本部のもとに、その災害対策に係る保健医療活動の指揮調整等を行うため保健医療調整本部を設置し、保健所とともに保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行う。

## (3) 被災都道府県及び保健所、市町村の関係

ア 被災都道府県は、被災現場である市町村に積極的に出向いて市町村と連携して保健医療活動の指揮調整等を行う。市町村は当該市町村内で対応できないことを都道府県保健所に、都道府県保健所はその所管区域内で対応できないことを保健医療調整本部に報告・応援要請し、都道府県及び都道府県保健所は市町村の応援及び広域調整を行う。

イ 保健所設置市及び特別区は、規模の大小と多様な組織特性があるものの、平時から都道府県保健所と一般市町村の役割を一体的に担っていることから、事前に都道府県と災害時の業務の委任について協議を行う。また、災害時には被災都道府県が、保健所設置市及び特別区と連携して指揮調整等を行う。

## 3 DHEATの構成員が支援する被災都道府県等による指揮調整業務

## (1) 健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築

ア 地域防災計画等に基づく保健所、市町村の健康危機管理組織の立ち上げ

イ 被災情報、救護所情報、避難所情報等に係る情報収集・伝達共有ラインの構築（避難所の状況把握、感染症サーベイランス等）

ウ 保健医療活動チームの受援体制の構築と統合指揮調整のための会議体の設置

エ 災害対応のフェーズ毎の災害業務自己点検簡易チェックシート（仮称）に基づく確認

## (2) 被災情報等の収集と分析評価、対策の企画立案

ア 組織横断的、組織縦断的な情報共有に係る連絡・調整業務

(ア) 市町村、保健所、保健医療調整本部のそれぞれにおける保健医療と環境、介護福祉、その他部門との組織横断的な情報共有に係る連絡調整

(イ) 保健所と保健医療調整本部、保健医療調整本部と厚生労働省の間における情報共有に係る連絡調整

(ウ) 市町村保健医療部門及び保健医療活動チームから保健所への報告等の連絡調整

イ 収集した情報の整理、分析評価と対策の企画立案

(ア) 収集した情報の入力・整理と見える化

(イ) 収集した情報の分析評価と全体を俯瞰した優先課題の抽出、優先課題への資源の最適配分と不足資源の調達等に係る対策の企画立案

ウ 次のフェーズを見通した対策の企画立案

(ア) 医療救護班の撤退と災害により失われた医療提供体制の復旧と再開に向けた行程表の作成

(イ) 市町村及び保健所による通常の保健業務の再開・復旧に向けた行程表の作成

## (3) 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整

ア 行政職員である保健師等支援チームの受援調整

(ア) 受付、担当エリアと業務の割振り、オリエンテーション等

(イ) 市町村の統括的な役割を担う保健師等と連携した保健師等応援チームに対する指揮調整

イ その他、医療支援チーム等の受援調整

(ア) 受付、名簿とシフト管理表の作成、オリエンテーション等の受援調整

(イ) 応援チームへの担当エリアと業務の割振り及び連絡調整

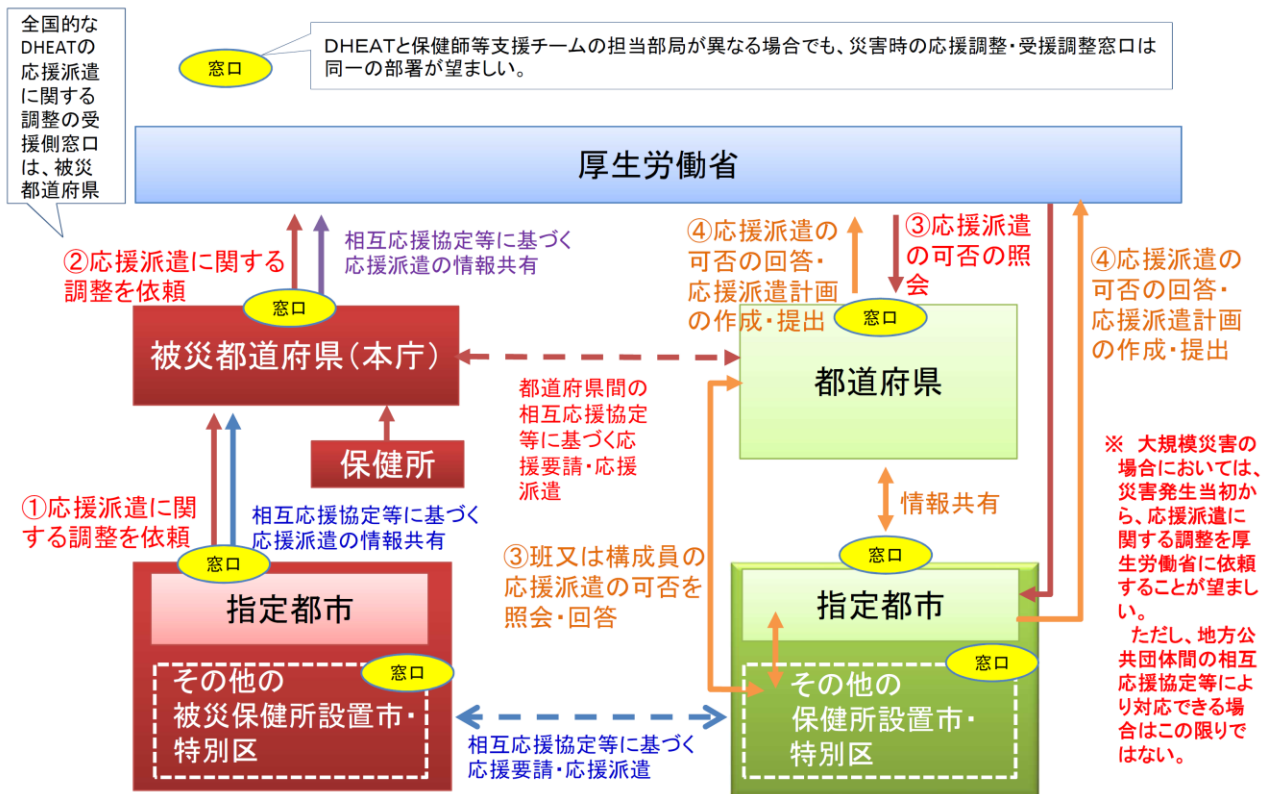
ウ 行政、医師会、救護班、災害医療コーディネーター等で構成する対策会議等の開催と統合指揮調整

(ア) 各種ミーティング、対策会議等の企画運営

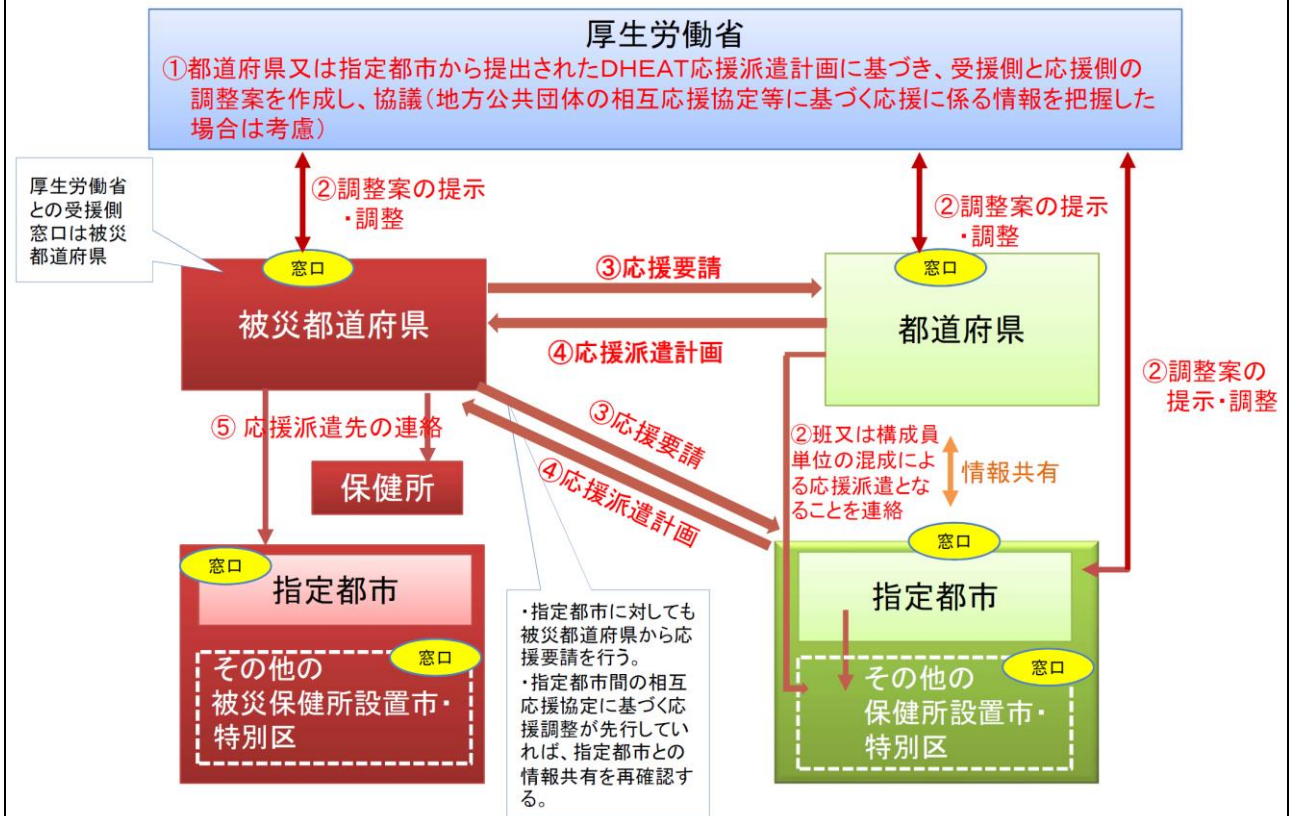
- (イ) 会議資料作成，会議運営，会議録の作成等
- (4) 保健医療調整本部及び保健所への応援要請と資源調達
  - ア 保健医療調整本部及び保健所への報告と不足する人的・物的資源の要請と配分調整
  - イ 国立保健医療科学院又は国立感染症研究所等の専門機関への支援要請，専門的な支援に係る連絡調整
- (5) 広報及び渉外業務
  - ア メディア対応の補助的業務や様々な来訪者等への渉外
  - イ 現地ニーズとの乖離のある応援者への窓口対応
- (6) 職員や応援者の安全の確保と健康管理
  - ア 被災都道府県等の職員の安全確保及び健康チェックと休養等に関する助言

(参考資料1)

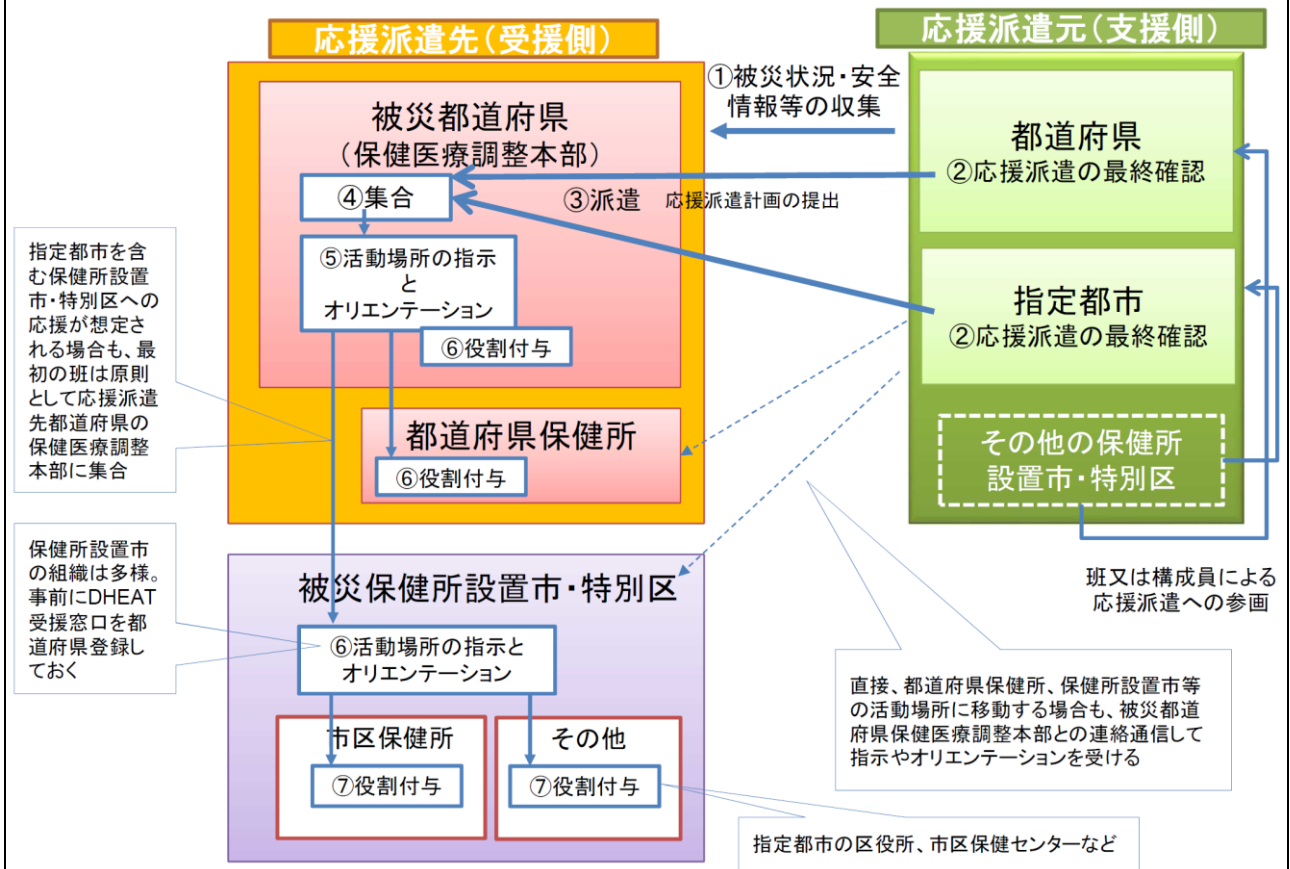
### 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整



## 応援派遣先の決定及び応援要請の実施

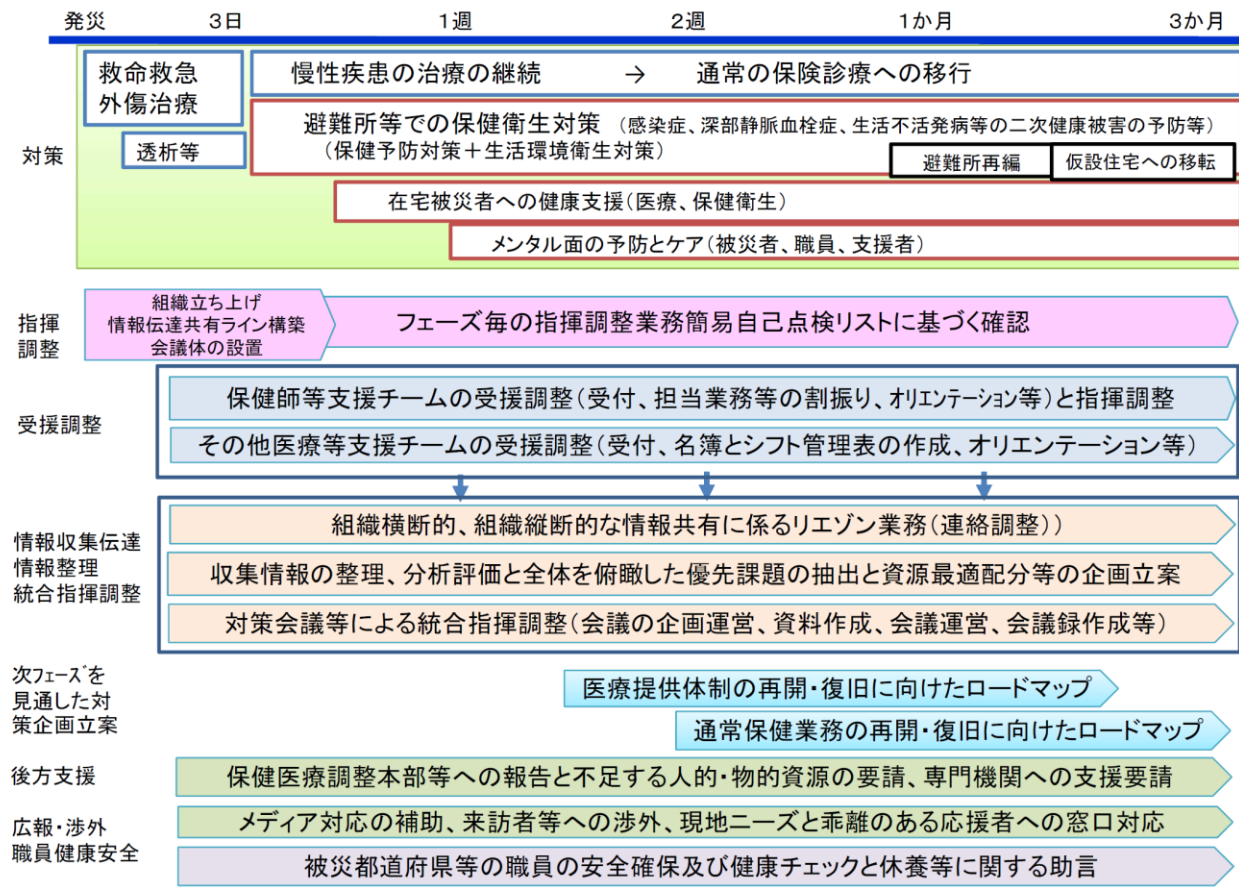


## 応援派遣の実施



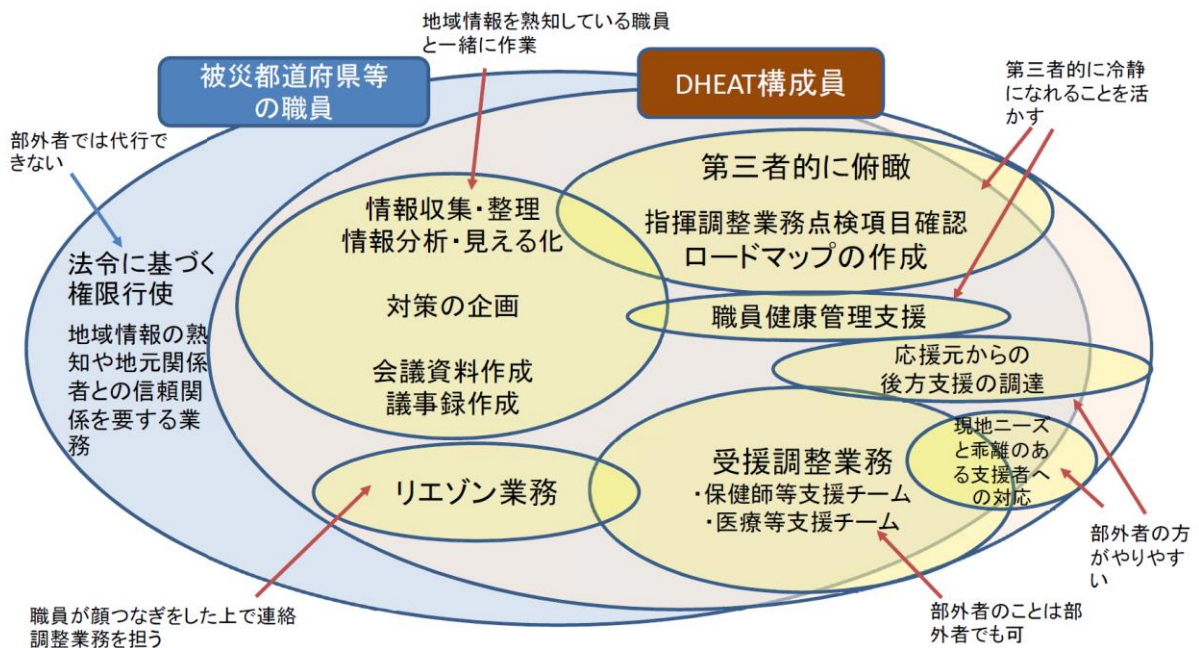


## 参考資料2 被災都道府県等による災害時保健医療対策について



## 被災都道府県等の職員と災害時健康危機管理 支援チームの構成員の役割分担

被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、災害時健康危機管理支援チームの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



物資・人員輸送（令和5年4月1日現在）

引用：広島県地域防災計画附属資料

## 1 車両の保有状況

## (1) 広島県トラック協会支部別貨物自動車運送業者の自動車保有状況

支部名	所在地	電話	会員数	車両数（台）
広島県トラック協会呉支部	呉市東中央1丁目12-20	0823-21-2261	123	1,788

## (2) 旅客自動車運送事業者の自動車保有台数状況

	乗合(路線定期)	乗合(路線不定期)	乗合(区域)	貸切	特定
車両数	1,831	41	509	1,206	119
連絡先	中国運輸局広島運輸支局（広島市西区観音新町4丁目13番13-2 電話(082)233-9167）				

## 2 内航海運業者保有貨物船等の状況

区分 組合別	組合員数	貨物船		油送船		その他の船舶 (曳船, はしけ, 特殊タンク)	
		鋼船		鋼船		鋼船	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
広島県内航海運組合	166	145	102,288	19	7,882	84	40,995
全国内航タンカー海運 組合中国支部	18			28	27,342		

（ 空 白 ）

備蓄物資（令和5年4月1日現在）

引用：広島県地域防災計画附属資料，呉市調べ

## 1 関係機関が保有する備蓄物資等の状況

## (1) 自衛隊保有物資

## ア 食料貸与可能数

品名	数量	保管食数	保管場所	所在地	連絡先
パック飯	1,224kg	6,000食分	海上自衛隊	呉市幸町8-1	0823-22-5511 内線2823
缶詰食	1,004kg	6,000食分	呉造修補給所		

## イ 応急給水器具一覧表

機器名	所有者	
	陸上自衛隊13旅団	海上自衛隊呉地方総監部
浄水セット	2	
水運搬車	6	
1 t 水トレーラー	21	
給水機		
造水装置（海水←真水）		1

## ウ 寝具

保管場所	品名	数量
海上自衛隊呉造修補給所	毛布	500枚
陸上自衛隊海田駐屯地	毛布	800枚

## (2) 大型とう精業者

所在地	工場名	代表者	精米器の型式	台数	精米本機の馬力
呉市海岸1丁目11-7	株式会社糧配 第一精米工場 Tel0823-21-3010 (組合0823-23-1234)	谷口 彰啓	毛利精穀研究所 DM75S	1	75馬力

## 2 県及び本市の保有備蓄物資の状況

## (1) 食料の備蓄

品名		広島県	呉市
乾パン	(食)		
アルファ化米等	(食)	64,808	
調理不要食（7年保存）※	(食)		33,033
ビスケット	(食)		
クラッカー	(食)	230,520	
レトルトパン（7年保存）※	(食)		19,821
粉ミルク	(缶)		40
	(g)	149,472	32,000
液体ミルク	(缶)		720
	(ml)	708,480	172,800
乳児離乳食	(食)	3,360	
飲料水(10年保存 500ml)※	(本)		72,432

※ 避難情報発令時に開設する第一開設避難所に分散備蓄

## (2) 寝具・衣類の備蓄

品名		広島県	呉市
ふとん	(組)		27
毛布	(枚)	34,610	11,000
段ボールベッド	(組)		150
エアマット	(枚)		2,149
テント	(張)		58
間仕切り	(組)		753

## (3) 生活必需品等の備蓄

品名			広島県	呉市
身の回り品	タオル	(枚)		11,075
	生理用品	(食)	32,400	4,752
	紙おむつ(大人用)	(枚)	2,266	976
	紙おむつ(小人用)	(枚)	14,526	4,445
	簡易トイレ・携帯トイレ	(台)	7,617	1,159
炊事用具	カセットコンロ	(個)		61
	カセットコンロ用燃料	(本)		192
	炊飯装置	(個)		
食器	コップ	(個)		
	皿	(枚)		
	箸	(膳)		
	スプーン	(本)		
	フォーク	(本)		
	哺乳瓶	(本)		260
日用品	ブルーシート	(枚)		415
	軍手	(双)		
	トイレットペーパー	(ロール)		4,297
	ティッシュペーパー	(箱)		803
	アルコール消毒液	(本)		1,116
	体温計	(個)		375
光熱材料	灯油	(缶)		
	マッチ	(箱)		
	懐中電灯	(個)		263
	電池	(個)		1,845
	発電機	(台)		186
	投光器	(個)		418
	石油ストーブ	(台)		

## 3 給水

## (1) 応急給水機器の保有状況

種別		積載能力及び保有数			配置場所	所管電話
		積載能力	保有数	合計		
給水車	アルミ製	2.0 m <sup>3</sup>	1 台	2.0 m <sup>3</sup>	宮原浄水場	26-1609
	ステンレス製	3.0 m <sup>3</sup>	1 台	3.0 m <sup>3</sup>		
給水タンク	アルミ製	1.5 m <sup>3</sup>	4 基	6.0 m <sup>3</sup>		
		1.0 m <sup>3</sup>	1 基	1.0 m <sup>3</sup>		
	ポリエチレン製	0.5 m <sup>3</sup>	4 基	2.0 m <sup>3</sup>		
		0.3 m <sup>3</sup>	39 基	11.7 m <sup>3</sup>		
			2 基	0.6 m <sup>3</sup>		
0.1 m <sup>3</sup>	3 基	0.3 m <sup>3</sup>				
仮設給水タンク		1.0 m <sup>3</sup>	10 基	10.0 m <sup>3</sup>		
水中ポンプ			4 台			
緊急貯水槽用ポンプ			1 台			
ポリ容器		18ℓ	265 個	0.48 m <sup>3</sup>		
		15ℓ	1,000 個	15.0 m <sup>3</sup>		
		12ℓ	2,000 個	24.0 m <sup>3</sup>		
給水用ポリ袋		6ℓ	9,800 袋	58.8 m <sup>3</sup>		
非常用給水パック製造機			1 台			
アルミタンク用給水スタンド		4 栓	5 個			
緊急貯水槽用給水スタンド		4 栓	2 個			
消火栓用給水スタンド		2 栓	13 個			
		3 栓	7 個			
緊急時給水栓用給水スタンド		4 栓	3 個			

## (2) 公営水道施設の現況

給水地区名	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	浄水能力 (公称能力) (m <sup>3</sup> /日)	実績一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
呉市	251,400	112,100	208,096	206,536	118,920	76,184

## (3) 耐震性配水池設置状況

配水池の名称	配置場所	容量 (m <sup>3</sup> )	備考
西部高区配水池	呉市吉浦町岡横谷	1,000	
吉浦高区配水池	呉市吉浦町	200	
本庄配水池	呉市焼山町字吉平	2,400	
狐城配水池 1号池	呉市苗代町字狐城	1,000	
狐城配水池 2号池	呉市苗代町字狐城	1,500	
焼山南ハイツ配水池	呉市焼山町字松ヶ丘	540	
焼山北部高区配水池	呉市押込西平町	800	
鬼坂配水池	呉市広町字三ッ石	140	
郷原第2配水池	呉市郷原町字野呂山麓	550	
宮ヶ迫配水池	呉市焼山宮ヶ迫	500	
長谷調整池	呉市郷原町	100	
郷原第1配水池	呉市郷原町字鷹伏原	1,000	
宮原低区配水池 1号	呉市青山町	8,000	
宮原低区配水池 2号	呉市青山町	11,500	
休山隧道配水池	呉市青山町	20,000	
南隠渡配水池	呉市音戸町	800	
平原低区配水池	呉市平原町	10,000	

※災害発生時に緊急遮断弁又はそれに類するものにより、飲料水が確保できる配水池

## (4) 耐震性貯水槽（飲料水兼用を含む）の設置状況

規格	設置場所	工事完了年月日	備考
飲料水兼用100m <sup>3</sup>	呉市中央4丁目	平成9年3月21日	中央公園
飲料水兼用100m <sup>3</sup>	呉市広大新開1丁目	平成10年1月30日	広公園

## (5) 緊急時給水栓の設置状況（令和5年10月1日現在）

名称	設置場所	設置年月日	備考
阿賀中央公園	呉市阿賀中央2丁目7	令和3年5月26日	補水拠点併設
海岸4丁目公園	呉市海岸4丁目19	令和4年5月25日	補水拠点併設
アレイからすこじま駐車場	呉市船見町4	令和4年5月25日	補水拠点併設
音戸市民センター	呉市音戸町南隠渡1丁目7-1	令和4年5月25日	補水拠点併設
大浦崎公園	呉市音戸町波多見6丁目20	令和4年5月25日	補水拠点併設
川尻港	呉市川尻町西1丁目1	令和5年2月17日	

## 呉市自主防災組織結成及び助成要綱

## 呉市自主防災組織結成及び助成要綱

（趣旨）

第1条 自主防災組織の結成及び育成を推進するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「自治会等」とは、地域住民の福祉の向上を図るため、当該住民により組織されている自治会、連絡区その他の住民組織をいう。

2 この要綱において「自主防災組織」とは、防災を主な目的として自主的かつ継続的に活動する地域的な組織（原則として自治会等を単位として結成するものに限る。）をいう。

（結成の届出・指定）

第3条 自主防災組織を結成した者は、結成届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された結成届の内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに自主防災組織としての指定をするものとする。

（補助の対象）

第4条 補助の対象となる自主防災組織は、前条第2項の規定により市長の指定を受けた組織とする。

（補助金の種別及び内容）

第5条 補助金の種別及び助成の内容は、次のとおりとする。

(1) 防災器材等購入助成金 別表に掲げる防災器材等（以下「防災器材等」という。）を購入した場合に、3箇年度に1回助成を行う。ただし、市長が特に認めた団体については、結成した年度に助成を行い、2回目以降の助成については、本文の例による。

(2) 防災訓練助成金 呉市防災担当職員、呉市消防職員、呉市消防団員又は呉市防災リーダー等の防災に関する有識者の指導の下に防災・避難訓練等を実施する場合に、1年度に1回限り、助成を行う。

（補助金の額）

第6条 自主防災組織1団体当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 防災器材等購入助成金 防災器材等の購入総額の3分の2に相当する額（前条第1号ただし書に該当する団体については、10分の10に相当する額）とする。ただし、複数の団体が共同で使用する防災器材等を購入するときは、当該額を当該団体数で除した額とする。

(2) 防災訓練助成金 2万円

2 前項第1号に規定する補助金の額は、4万円（前条第1号ただし書きに該当する団体については、5万円）を限度とし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則の定めにかかわらず、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、内容について審査し、交付を決定した場合は、規則の定めにかかわらず、交付決定通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

（完了報告等）

第9条 前条の規定により通知を受けた団体は、規則の定めにかかわらず、防災器材等の購入又は防災訓練の実施の完了の日から40日以内に完了報告書（様式第4号）及び請求書（兼委任状）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。



## （補助金の交付）

第10条 市長は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

## （補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用した場合
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為があった場合

## 付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

改正	平成元年3月1日	平成27年6月1日
	平成8年9月1日	平成29年4月1日
	平成15年12月1日	平成30年4月1日
	平成16年1月1日	平成31年4月1日
	平成16年6月1日	令和元年5月1日
	平成17年4月1日	令和4年4月1日
	平成20年4月1日	

## 別表（第5条関係）

用 途	防 災 器 材 等
情報収集・連絡用	ラジオ、トランシーバー、メガホン、携帯無線機、サイレン、非常用放送設備、腕章その他情報の収集又は連絡に必要な器材等
消火用	可搬式動力ポンプ、簡易防火水槽、ホース、管そう、ノズル、格納器具一式、消火器、バケツ、とび口、ヘルメット、消火活動服その他消火活動に必要な器材等
水防用	スコップ、つるはし、かけや、ロープ、土のう、防水シート、土のう作成用砂、一輪車、救命胴衣その他水防用に必要な器材等
救出・救護用	エンジンカッター、テント、チェーンブロック、チェーンソー、救急セット、はしご、担架、防じんマスク、保護めがね、のこぎり、ジャッキ、投光器、発電機、コードリール、保護手袋、救助工具、バール、おの、ハンマー、リヤカー、車いす、鉄線はさみその他救出・救護に必要な器材等
給食・給水用	給水タンク、ろ水装置、釜、鍋、炊き出しセット、ガスボンベ、炊飯装置その他給食・給水用に必要な器材等
避難用	標識板、小型ライト、標旗その他避難用に必要な器材等
防災教育用	放送機器、ビデオ装置、訓練用消火器、ビデオ教材、防災パンフレット、地図その他防災教育用に必要な器材等
その他	器材等収納倉庫、簡易トイレその他防災用に必要な器材等

1 風の強さ・雨の強さ・台風の解説表

(1) 風の強さの解説表

平均風速(m/s)	およその時速(km/h)	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速(m/s)	
10以上 15未満	～50	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋（とい）が揺れ始める。	20	
15以上 20未満	～70	強い風		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。		30
20以上 25未満	～90	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていけないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40	
25以上 30未満	～110			固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩壊する。	特急電車	屋外での行動は極めて危険	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。		
30以上 35未満	～125	固定の不十分な仮設足場が崩壊する。	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	50					
35以上 40未満	～140	猛烈な風						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	60
40以上	～140								

## (2) 雨の強さの解説表

時間雨量 (mm/h)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 ～ 20未満	やや強い 強雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上 ～ 30未満	強い 強雨	どしゃ降り。				ワイパーを速くしても見づらい。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30以上 ～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	傘をさしていてもぬれる。		道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50以上 ～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く。）	傘は全く役に立たなくなる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じずる。					雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

### (3) 台風の解説

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の「大きさ」と「強さ」を表現しています。「大きさ」は、「台風に伴う風速 15m/s 以上の領域の半径（風速 15m/s 以上の半径が非対称の場合は、その平均値）」を、「強さ」は、「最大風速」を基準としています。

さらに、台風周辺で、平均風速が 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域を暴風域と呼びます。

大 き さ	風速 15m/s 以上の半径
大 型 (大 き い)	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

強 さ	最大風速
強 い	33m/s(64 ノット)以上～44m/s (85 ノット) 未満
非 常 に 強 い	44m/s(85 ノット)以上～54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s(105 ノット)以上

## 2 気象庁震度階級関連解説表

### 【使用にあたっての留意事項】

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 【人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなないと歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本が落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 【木造建物（住宅）の状況】

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり，建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや，倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや，倒れるものがさらに多くなる。

（注1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 【鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁・梁（はり）・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁・梁（はり）・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁・梁（はり）・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁・梁（はり）・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁・梁（はり）・柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間部の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁・梁（はり）・柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間部が変形し、まれに傾くものがある。	壁・梁（はり）・柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間部の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

#### 【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

#### 【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 【大規模構造物への影響】

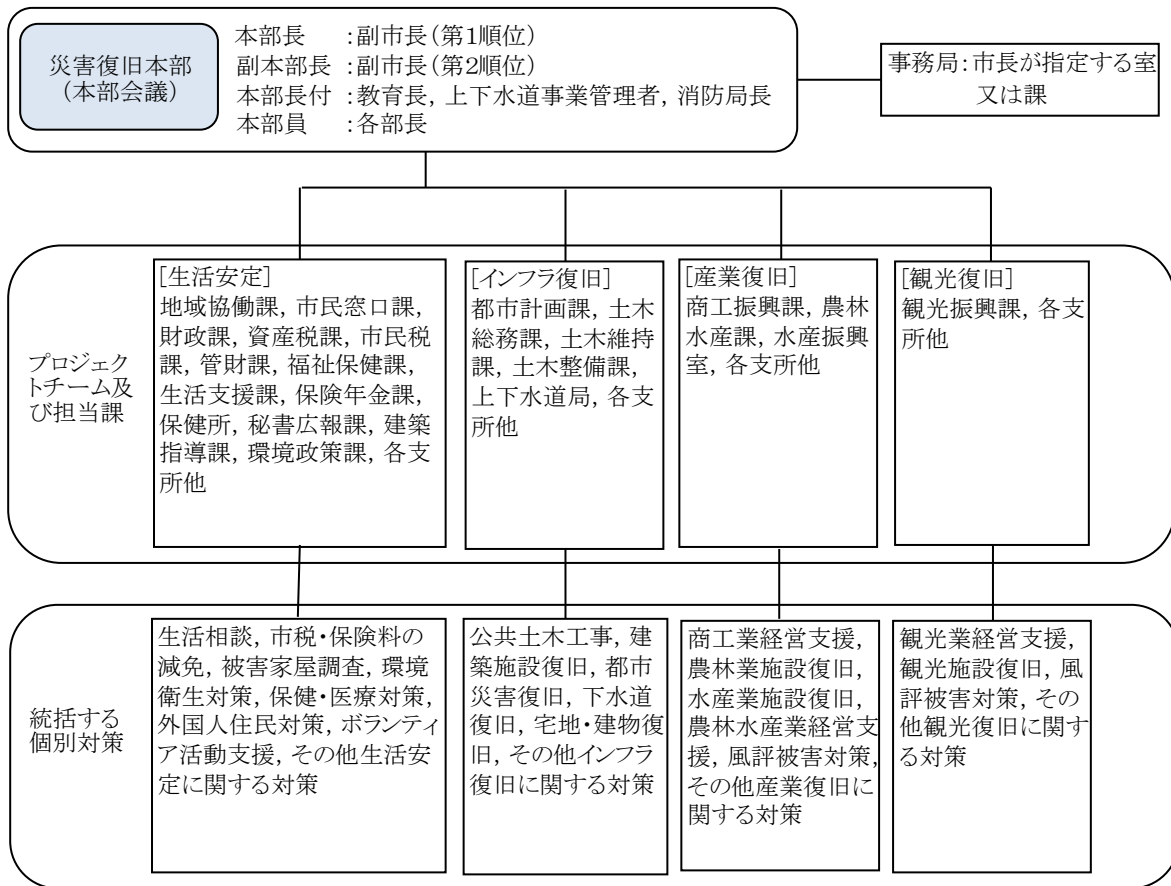
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。



（ 空 白 ）

災害復旧本部体制図



災害復旧事業計画一覧表

事業計画	内容	根拠法令等	担当課
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川, 海岸, 砂防施設, 急傾斜地崩壊防止施設, 道路, 港湾, 漁港, 下水道, 公園等	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 公園災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	港湾漁港課 水産振興室 土木総務課 土木維持課 土木整備課 上下水道局
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地, 農業用施設, 林業用施設, 漁業用施設, 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産課 水産振興室 土木維持課
都市 災害復旧事業計画	街路, 公園等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市計画課 土木維持課
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道も含む。）	水道法	上下水道局
下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法	上下水道局
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設, 児童福祉施設, 老人福祉施設, 身体障害者更生援護施設	生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 身体障害者福祉法等	福祉保健課
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	教育委員会
公営住宅施設 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	住宅政策課 営繕課
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法, 感染症予防法等	市立病院
その他	環境衛生施設, 鉄道災害等	各法令等	関係各課

## 呉市被災者支援制度・相談窓口一覧表

区分	支援制度等	制度の概要	受付担当課 電話番号
相談	被災者の生活上の相談受付	被災者の方の生活上の相談（生活再建、住まい、ごみ、給水、道路・交通など）の受付や被災者支援に関する情報提供する。	被災者支援窓口 (0823)25-2830
	住宅ローンなどの免除・減税等	住宅ローンなどの免除・減税等に関する相談に応じる。	中国財務局 金融ホットライン 電話 (082)221-1552 FAX (082)223-0479
	道路の復旧依頼		土木維持課 (0823)25-3352 (0823)25-3354
	就学援助	学用品等の支給	学校教育課 (0823)25-3453
	学区外通学	避難先の学校に通学する場合	
住まい	公営住宅等への一時入居	住居が被害を受け、居住できない被災者の方に対して、市営住宅等を目的外使用として提供する。	住宅政策課 (0823)25-3391 (0823)25-3830
	応急仮設住宅への一時入居	住居が被害を受け、居住できない被災者の方に対して、建設型の応急仮設住宅を提供する。	
	被災した住宅の応急修理に対する支援	住居が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となる住家の居住者に 58 万 4 千円を限度に修理費用を支援する。	住宅政策課 (0823)25-3830 建築指導課 (0823)25-3515
	被災した宅地崖の復旧工事に関する相談	被災した宅地崖の復旧工事に関する相談窓口。	都市計画課 (0823)25-3369
	浄化槽に関する相談	浄化槽に関する相談窓口。	環境試験センター (0823)25-3551
外国人	日本語で話ができない人の相談窓口	日本語で話ができない外国の方からの相談窓口。	国際交流センター (0823)25-5604
ライフライン	水道に関する問い合わせ	水道に関するお問い合わせ窓口。	上下水道局 (0823)26-1622
医療	乳幼児等医療費助成制度の所得制限緩和	所得制限により受給対象外となっている方で、災害により住家が全壊・半壊、又はこれに準ずる被害を受けた方に対し、所得制限による受給要件を緩和し、受給対象者とする事で、医療費の自己負担の一部を助成する。	子育て支援課 (0823)25-3173

ごみ	災害ごみ, 土砂等の受入に係ること	家庭から出た災害ごみや土砂等を受け入れる。※災害ごみの搬入受付には、り災証明書(写しでも可)の提示が必要。	【災害ごみ】 環境政策課 (0823)25-3302 【土砂(土のうを含む。)] 土木維持課 (0823)25-3208
証明	罹災証明書交付申請受付	罹災証明書を無料で発行する。【受付場所】・収納課(本庁舎3階)・各市民センター 【交付場所】 収納課(本庁舎3階)・各市民センター(※郵送対応可)	収納課 (0823)25-3199
減免	固定資産税・都市計画税の減免	土地・家屋・償却資産について、災害により減少した価値の程度により、10分の4から10分の10までの割合で減額又は免除。	資産税課 (0823)25-3214
	市民税の減免	居住に係る住宅又は家財の損害の程度により、前年の合計所得金額に応じて、8分の1から10分の10までの割合で減額又は免除。	市民税課 (0823)25-3193
	税金の徴収猶予	被災により、納付が困難な場合は、納税の猶予が認められることがある。また、申請によって1年以内の期間に限り、納める金額を分割して納付ができる。	収納課 (0823)25-3201
	税証明手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅への入居等の手続に必要な所得証明書等の交付手数料を免除する。 (被災、復旧等に関する手続に用いるものに限る。)	【市民税関係】 被災された法人・個人に係る税関係証明 市民税課 (0823)25-3193 【固定資産税関係】 被災された個人(相続関係人含む)又は法人に係る税関係証明書等 資産税課 (0823)25-3211
	住民票等交付手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続等に必要な住民票等の交付手数料を免除(コンビニでの交付は除く。)する。	市民窓口課 (0823)25-3161
	通知カード・マイナンバーカードの再交付手数料の免除	天災により通知カード及びマイナンバーカードを紛失し、消失し、または著しく損傷した場合の再交付手数料を免除する。	

	介護保険料の減免	災害等により、被保険者又はその世帯を主として生計を維持する者が、自己の居住する家屋、家財又はその他の財産について著しい損害（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）を受けた場合、保険料を減免する。	介護保険課 (0823)25-3176
減免	介護保険サービス利用料の減免	災害等により、要介護等被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）を受けた場合等で、一定の要件に該当する場合は、サービス利用料を免除する（食費、居住費（滞在費）、日常生活費用等を除く。）。	介護保険課 (0823)25-2626
	総合事業サービス（指定事業所提供分）利用料の免除		介護保険課 (0823)25-2626
	国民健康保険料の減免	災害等により、自己の居住の用又は主たる事業の用に供する資産に甚大な損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）を受けた場合、保険料を減免する。	保険年金課 (0823)25-3153
	後期高齢者医療保険料の減免	災害等により、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、自己の居住に供する家屋、家財又はその他の財産を滅失し、又は著しい損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）を受けた場合、保険料を減免する。	保険年金課 (0823)25-3156
	後期高齢者医療の一部負担金（窓口負担）の免除	一定の要件に該当する場合、市などが発行する一部負担金免除証明書と被保険者証（保険薬局にあっては処方せん）の両方を医療機関等に提示することで一部負担金を免除する（指定する期間内に限る。）。	保険年金課 (0823)25-3154 保険年金課 (0823)25-3156
	保育料の減免	保育所等入所児童の属する世帯が現に居住している住宅等が災害による被害を受けた場合、り災証明書の提出により、被災した日の属する月から1年間、保育料の全額または一部を免除する。	子育て施設課 (0823)25-3144
	放課後児童会分担金の減免	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月から1年間、分担金を免除する。	子育て支援課 (0823)25-3254
減免	呉市有線テレビジョン放送施設の使用料の減免	災害救助法による救助が行われた区域内で、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた加入者に対し、当該救助の期間の初日の属する月分及び翌月分の使用料の全額を免除する。	情報統計課 (0823)25-3589
	障害福祉サービス等利用者負担額の	災害により、自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた場合、り災証	障害福祉課 (0823)25-3523

	免除	明の提出により、障害福祉サービス等の利用者負担額を被災した月から1年間免除する。	
	国民年金保険料の免除	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、保険料を免除する（所有財産のおおむね2分の1以上の損害）。	保険年金課 (0823)25-3157
	上下水道料金等の免除	居住用の家屋が、全壊、半壊、一部損壊及び床上・床下浸水したお客様について、当該者の居住用家屋の上下水道料金等を次のとおり免除する（申請必要）。・り災場所に係り災日の属する1期分（2か月）の料金・家屋全壊・半壊等のため市内に転入居した場合、その転入居先における入居した日の属する期から最長12期分（2年）の料金	上下水道局営業課 (0823)26-1615
	消防関係手数料の免除	災害により被害を受けた危険物施設を現状復旧する場合、設置・変更許可申請等の手数料を免除する。	消防局予防課 (0823)26-0323
見舞金等	災害弔慰金	【対象】 亡くなられた方（関連死と認められた場合も含む）のご遺族 【給付額】 生計維持者の死亡：500万円 その他の者の死亡：250万円	福祉保健課 (0823)25-3265
	災害障害見舞金	【対象】 心身に重度の障害を受けた方（労災1級相当） 【給付額】 生計維持者の障害：250万円 その他の者の障害：125万円	
	呉市災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯、1か月以上の入院治療を要する重傷を負った方 【給付額】 全壊・流失：6万円／半壊：4万円／床上浸水：2万円／重傷者：3万円	
	広島県災害弔慰金	【対象】 自然災害で死亡した場合 【給付額】 50万円	
	広島県災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯 【金額】 全壊：30万円／半壊：10万円	
	被災者生活再建支援金	【対象】 ①住家が全壊の被害を受けた世帯 ②住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、	

		<p>その住家をやむなく解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> <p><b>【支給額】</b></p> <p>1 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額（⑤中規模半壊世帯を除く）</p> <p>①住家の被害程度に応じて支給する支援金 基礎支援金：最高100万円（75万円）</p> <p>②住家の再建方法に応じて支給する支援金 加算支援金：最高200万円（150万円）</p> <p>2 中規模半壊世帯への支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 加算支援金：最高100万円（75万円）</p> <p>※（ ）内の金額は、単身世帯の場合</p>	
	義援金の配分	<p>呉市義援金配分委員会が被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を決定する。</p>	<p>福祉保健課 (0823)25-3265</p>
見舞金等	災害見舞金(社会福祉協議会)	<p><b>【対象】</b> 住家に被害を受けた世帯、お亡くなりになられた方のご遺族等</p> <p><b>【給付額】</b> 全壊：1世帯1万円／半壊：1世帯5,000円／死亡：1万円【その他】手続不要</p>	<p>社会福祉協議会 (0823)25-3509</p>
融資・貸付	中小企業融資制度	<p>被害を受けた中小企業者等に対し、運転・設備資金を融資する。</p> <p>・融資限度額1,000万円、融資期間10年以内（据置期間2年以内）、利率1.0%</p>	<p>商工振興課 (0823)25-3814</p>
	災害復興住宅資金（住宅金融支援機構）	<p>災害により被害が生じた住宅の所有者等を対象に、住宅の建設、購入、補修等の資金を融資する（住宅や敷地の面積等で要件あり。）固定金利（猶予期間中の金利引下げあり）</p>	<p>住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353</p>
	急傾斜地復旧整備事業資金融資	<p>高さ2mを超えて傾斜角30度以上の宅地がけ又は宅地に隣接するがけを復旧する者に500万円を限度に金融機関が融資し、その利子を全額市が補助する。</p>	<p>土木総務課 (0823)25-3207</p>
	災害援護資金貸付金	<p>災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。</p>	<p>福祉保健課 (0823)25-3524</p>



生活福祉資金の貸付	<p>①災害を受けたことにより臨時に必要な費用を貸付け（低所得者世帯，障害者世帯等が対象。貸付限度額：150万円。貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%。災害援護資金貸付制度の対象者を除く。）</p> <p>②災害により被害を受けた住宅の補修・保全等に必要な経費を貸付け（低所得者世帯，障害者世帯等が対象。貸付限度額：250万円，貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%，災害援護資金貸付制度の対象者を除く。）</p> <p>③被災された方で，県内に住所を有し，当座の生活費を必要とする世帯に，1世帯につき10万円（特別な場合は，20万円）を無利子で貸付け（今回の災害に対する特例貸付）</p>	社会福祉協議会 (0823)69-3323
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	災害により住宅が全壊，半壊等の被害を受け，住宅の建設，購入，改修等を行う場合，貸付限度額：200万円	子育て支援課 (0823)25-3297
グループ補助金	災害により被災した中小企業者等の施設・設備の復旧を支援するため，復旧経費の一部を補助します。	商工振興課 (0823)25-3310

## 罹災証明等の様式

## 1 被災者台帳（様式第1号）

## 被災者台帳

番号		行政区		個人番号		情報共有事項	<input type="checkbox"/> DV・児童虐待該当
----	--	-----	--	------	--	--------	------------------------------------

## 基本情報

氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生
電話番号		FAX番号				メールアドレス	
住所又は居所							
安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )						
要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )						
避難先		世帯の構成		<input type="checkbox"/> 単数	<input type="checkbox"/> 複数( 世帯 名)		
世帯の構成	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
	要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
	要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
	要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
	要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
	要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	氏名		続柄		性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日生
安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )						
要配慮者該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )						

世帯の構成	氏名	続柄	性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )				
	要配慮者 該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
	氏名	続柄	性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生
	安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )				
	要配慮者 該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
	氏名	続柄	性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生
安否情報	<input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 死亡( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 負傷・疾病状況( )					
要配慮者 該当事由	<input type="checkbox"/> 障害(種類: 程度: ) <input type="checkbox"/> 要介護制度区分( ) <input type="checkbox"/> その他( )					

罹災建物の被災状況

罹災建物の場所					
罹災建物	<input type="checkbox"/> 住家( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家)		<input type="checkbox"/> 非住家 ( )		
罹災建物との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借家人等		罹災建物所有者氏名		
罹災建物所有者住所			罹災建物所有者連絡先	( ) -	
罹災建物の被害状況			家屋被害調査状況		
罹災建物の種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造		罹災建物の延べ面積	m <sup>2</sup>	
第一次調査結果	第一次調査申請書	年 月 日	調査		
	第一次調査実施日	年 月 日	メモ		
第二次調査結果	第二次調査申請書	年 月 日	調査		
	第二次調査実施日	年 月 日	メモ		
再調査結果	再調査申請日	年 月 日	調査		
	再調査実施日	年 月 日	メモ		
罹災建物以外の被害					

援護の実施状況

罹災証明の交付	第1回	罹災証明申請日	年 月 日	証明書番号	
		罹災証明交付日	年 月 日	交付数	枚
	第2回	罹災証明申請日	年 月 日	証明書番号	
		罹災証明交付日	年 月 日	交付数	枚
呉市以外の者に台帳情報を提供(法第90条の3第2項第8号)	同意した提供先	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 他市町村 <input type="checkbox"/> その他( )			
	国	提供日	年 月 日	備考	
	広島県	提供日	年 月 日	備考	
	本市町村	提供日	年 月 日	備考	
		提供日	年 月 日	備考	
		提供日	年 月 日	備考	
		提供日	年 月 日	備考	

## 被災者支援

被災者生活再建基礎支援金 1次配分申請状況	1次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	1次配分支給日	年 月 日	1次配分支援金額（基礎）	円
被災者生活再建基礎支援金 2次配分申請状況	2次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	2次配分支給日	年 月 日	2次配分支援金額（基礎）	円
被災者生活再建加算支援金 1次配分申請状況	1次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	1次配分支給日	年 月 日	1次配分支援金額（基礎）	円
被災者生活再建加算支援金 2次配分申請状況	2次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	2次配分支給日	年 月 日	2次配分支援金額（基礎）	円
災害弔慰金申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害弔慰金支給金額	円
災害障害見舞金申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害障害見舞金支給金額	円
呉市災害義援金 1次配分申請状況	1次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	1次配分支給日	年 月 日	1次配分支援金額（基礎）	円
呉市災害義援金 2次配分申請状況	2次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	2次配分支給日	年 月 日	2次配分支援金額（基礎）	円
呉市災害義援金 3次配分申請状況	3次配分申請日	年 月 日	申請者氏名	
	3次配分支給日	年 月 日	3次配分支援金額（基礎）	円
災害見舞金（県）申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害見舞金（県）支給金額	円
災害見舞金（日赤広島県支 部）申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害見舞金（日赤広島県 支部）支給金額	円
災害見舞金（呉市赤十字奉仕 団）申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害見舞金（呉市赤十字 奉仕団）支給金額	円
災害見舞金（呉市社会福祉協 議会）申請状況	申請日	年 月 日	申請者氏名と被災者との 関係	
	支給日	年 月 日	災害見舞金（呉市社会福 祉協議会）支給金額	円

災害復旧貸付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	災害援護資金貸付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
生活福祉資金貸付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	母子寡婦福祉資金貸付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住宅の応急修理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	応急仮設住宅・見なし住宅・公営住宅等入居の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
住民税の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	固定資産税の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国民保険料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	幼稚園入園料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
介護保険料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	高等学校入学料等の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	火葬料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
水道料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	し尿・浄化槽汚泥処理料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ごみ処理料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	証明書発行手数料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
浄化槽使用料の徴収猶予等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	医療の給付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育料の減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	児童扶養手当の特例措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
学用品の現物支給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特別障害者手当の特例措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
食料の給付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特別児童扶養手当の特例措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
障害児童福祉手当の特例措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

## 備考

- 被災者台帳は、建物・土地・人的の各被害を受けた被災者について、台帳を作成すること。
- 基本情報の「安否情報」の欄には、死亡日、負傷・疾病状況、被害状況等を記入すること。
- 基本情報の「要配慮者該当事由」の欄には、「要介護制度の区分」、「障害の種類・程度」、「乳幼児」、「妊婦」、「持病（難病・特定疾病等）」、「支援を要する高齢者」等を記入すること。

## 2 罹災証明書交付申請書

## 罹災証明申請書

申請者	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	
	住所	電話番号
	氏名	

被災住家※の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	性別	個人番号	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地	
---------------	--

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の 被害	
-------------	--

自己判定調査 同意欄 (希望する場合)	<p>○ 自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります。（現地調査は行いません。）</p> <p>○ 自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合のみとなります。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。</p>
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	

罹災原因	の	による
------	---	-----

被災住家※の所在地		
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）	
住家以外の被害		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

呉市長 新 原 芳 明

資料編（災害復旧・復興編関係）

主な支援・融資・救済の制度・概要（災害復旧又は災害復興のための資金に窮する者への融資制度表）

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	据置期間	相談窓口
災害弔慰金の支給に関する法律	災害援護資金	被災者の自立更正に必要な資金	災害により負傷又は住居が全半壊等した災害罹災者（低所得世帯）	1件当たり 350万円以内	保証人有 無利子 保証人無 1.0%	10年	3年	市町
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）	災害に係る住宅の補修に必要な経費	母子家庭の母，父子家庭の父，寡婦	1回 200万円	保証人有 無利子 保証人無 1.0%	7年以内	6か月以内	市町
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）	母子家庭などに緊急に必要な資金	母子家庭など	1回当たり 3～5万円	無利子	3～6か月	無し	地区母子会
社会福祉・医療事業団法	甲種増改築資金	不足地域における増改築	私的医療機関（病院，診療所，助産所，歯科技工所，医療従事者養成施設）	標準建設費の80% （ただし，施設の種類ごとに制限あり）	50% （例外あり）	対象施設及び構造により異なる	3年以内	社会福祉医療事業団 社会福祉医療事業団代理店 （全国の都市銀行，地方銀行，信用金庫，相互銀行，信託銀行，長期信用銀行，商工組合中央金庫，医療関係信用組合など）
	乙種増改築資金	甲種増改築を除く増改築	私的医療機関（病院，診療所，助産所，歯科技工所，薬局，施術所（あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師及び柔道整復師），衛生検査所医療従事者養成施設，老人保健施設）		5.45%			
	機械購入資金	1品の価格が20万円以上のもの		購入価格の80% （ただし，施設の種類ごとに制限あり）	5.5%	5年以内	6か月以内	
	長期運転資金	医療関係施設の経営に必要なもの		所要資金の80% （ただし，施設の種類ごとに制限あり）		3年以内		



資料編（災害復旧・復興編関係）

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	据置期間	相談窓口
日本政策金融公庫	災害復旧貸付	災害復旧に必要な設備資金、 運転資金	指定被災地域内に所在し、被災した中小企業者	中小企業事業 直接貸付 1億5,000万円 代理貸付 7,500万円 国民生活事業 3,000万円	その都度定める	設備 15年以内 運転 10年以内	2年以内	日本政策金融公庫及びその代理店
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資セーフティネット資金（国指定）	災害復旧に必要な設備資金、 運転資金	災害により被害を受けた中小企業者	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	所定の利率	設備 10年以内 運転 10年以内	設備 3年以内 運転 1年以内	銀行、信用金庫など
呉市中小企業経営安定資金融資制度要綱	災害復旧資金	災害復旧に必要な設備資金、 運転資金	災害により被害を受けた中小企業者	1,000万円	所定の利率	10年以内	2年以内	銀行、信用金庫など
（独）住宅金融支援機構法	災害復興住宅資金	新築家屋（建設等） 補修 新築家屋（購入等） 中古家屋（購入等）	災害罹災者	（別表）	毎日変更有	（別表）	（別表）	銀行 信用金庫 労働金庫 県信連
日本政策金融公庫法	農林漁業セーフティネット資金	一時的に経営状況が悪化した場合における経営の維持安定を図る事業	認定農業者等	600万円 （特認の場合、年間経営費等の12分の3）	貸付期間に応じて 1.35% ~ 1.45%	10年以内	3年以内	農林漁業金融公庫等

資料編（災害復旧・復興編関係）

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	据置期間	相談窓口
天災融資法	天災資金	天災融資法に基づき指定された天災により被害を受けた場合における、営農再開に必要な種苗、農薬等の購入のための経営資金	農業者	個人 ・一般農業者 200万円(激甚法適用の際は250万円) ・果樹栽培・家畜飼養 500万円(激甚法適用の際は600万円) 法人 ・一般経営 2,000万円 ・果樹経営・家畜飼養 2,500万円	発動の都度定められる。	3～6年 (激甚法適用の際は4～7年)	なし	農協等
呉市農林水産業融資制度要綱	農地等災害復旧資金	災害により被害を受けた農地及び林地の復旧に必要な資金	農業者	800万円	貸付日現在の近代化資金の貸付利率×0.9×0.5	8年	1年以内	農協
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金 (福祉資金・福祉費)	被災者の自立更正に必要な経費	災害罹災者世帯 (低所得世帯) ※法に基づく災害援護資金の貸付対象外の場合	1世帯当たり 150万円以内 (ただし、住宅資金と重複貸付けの場合は、350万円以内)	連帯保証有 無利子 連帯保証無 年1.5%	7年以内	6か月以内 ※当該災害の状況に応じ、2年以内	市町社会福祉協議会
		住宅の増改築、補修、保全等に要する資金	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯	住宅資金 1世帯当たり 250万円以内				

（ 空 白 ）

## 激甚法の適用対象事業一覧表

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土木部・都市部・産業部	農林水産局・土木局
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部・都市部・産業部	農林水産局・土木局
	3 公共学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育委員会
	4 公営住宅施設建設補修事業	都市部	土木局
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健部	健康福祉局
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条 第19条	11 感染症予防事業	福祉保健部	健康福祉局
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	土木部・産業部	農林水産局・土木局
第3条 第10条	14 湛水排除事業	土木部・産業部	農林水産局・土木局
第5条	15 農地, 農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	土木部・産業部	農林水産局
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業部	農林水産局
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業部	商工労働局・農林水産局
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	文化スポーツ部	教育委員会
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業	総務部	総務局
第20条	25 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健部	健康福祉局
第21条	26 水防資材費の補助の特例	都市部	土木局
第22条	27 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例		
第24条	28 公共土木施設, 農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	財務部・産業部・土木部・教育委員会	総務局・農林水産局・土木局

## 激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準

## 1 激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第2条 第3条 第4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準） 事業費見込額＞全国都道府県及び市町村の標準税収入×0.5% （B基準） 事業費見込額＞全国都道府県及び市町の標準税収入×0.2%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ア 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% イ 一の都道府県内の市町村負担事業費査定見込総額＞当該都道府県内市町村の標準税収入総額×5%
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準） 事業費見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 事業費見込額＞全国農業所得推定額×0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ア 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の農業所得の推定額×4% イ 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	次の要件に該当する災害。（ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。） ア 激甚法第5条の措置が適用される場合 イ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される場合
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	以下のいずれかに該当する災害。（ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。） （A基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者＞当該都道府県内の農業を就業とする者の数×3%

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第 11 条 の 2	森林災害復旧事業に 対する補助	以下のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。） > 全国生産林業所得 （木材生産部門。以下同じ）推定額 × 5 % (B 基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%，かつ、次の 要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ア 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林 業農業所得推定額 × 60 % イ 一の都道府県内の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定 額 × 1 %
第 12 条	中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例	以下のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2 % (B 基準)
第 13 条	小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る貸付金の償還期関 等の特例	中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%，かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ・ 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当 該都道府県の中小企業所得推定額 × 2 %，又は、その中小企業 関連被害額 > 1,400 億円
第 15 条	中小企業者に対する 資金の融通に関する 特例	ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企 業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合につい ては、被害の実情に応じ、特例措置が講ぜられることがある。
第 16 条	公立社会教育施設災 害復旧事業に対する 補助	激甚法第 2 条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設 に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除 く。
第 17 条	私立学校施設災害復 旧事業に対する補助	
第 19 条	市町村施行の感染症 予防事業に関する負 担の特例	
第 22 条	罹災者公営住宅建設 等事業に対する補助 の特例	以下のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 滅失住宅戸数が被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の被災地全域の滅失 戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられる。 ア 滅失住宅戸数が被災地全域で 2,000 戸以上、かつ、一の市町 村内で 200 戸以上又は住戸戸数の 10% 以上のもの イ 滅失住宅戸数が被災地全域で 1,200 戸以上、かつ、一の市町 村内で 400 戸以上又は住戸戸数の 20% 以上のもの

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	ア 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 イ 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
	上記以外	その他、災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

## 2 局地激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第2章 第3条 第4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	以下のいずれかに該当する災害 ア (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50 億円) × 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 イ アの公共施設災害復旧事業費等の事業費の査定見込額から見てアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	以下のいずれかに該当する災害 ア 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （災害復旧事業費に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 イ アの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	<p>以下のいずれかに該当する災害</p> <p>ア 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  <math>\gt</math> 当該市町村の農業所得推定額<math>\times</math>10%  （災害復旧事業費に要する経費が1千万円未満のものを除く。）  ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>イ アの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見てアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）  ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁業等の被害額  <math>\gt</math> 当該市町村の漁業所得推定額<math>\times</math>10%  （漁業等の被害額が1千万円未満のものを除く。）  ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るものに限る。）  <math>\gt</math> 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）<math>\times</math>1.5  （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）  かつ  ア 大火による災害にあつては、要復旧見込み面積<math>\gt</math>300ha  又は  イ その他の災害にあつては、要復旧見込み面積  <math>\gt</math> 当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）<math>\times</math>25%</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>中小企業関係被害額<math>\gt</math> 当該市町村の中小企業所得推定額<math>\times</math>10%  （被害額が1千万円未満のものを除く。）  ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章第3条及び第4条又は第5条の措置が適用される場合。



（ 空 白 ）

## 市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン（令和4年9月更新）抜粋）

## 8.1 躊躇なく避難情報を発令するための体制】

自然災害は全国各地で毎年発生しているが、多くの市町村にとっては被災するのが数十年ぶりといったことも珍しくない。そのため、多くの市町村では経験やノウハウが十分には蓄積されていないことが考えられる。そのような状態においても、市町村が躊躇なく避難情報を発令するための防災体制について、以下に示す。

なお、ここではその概要について示すこととし、詳細については、「市町村のための水害対応の手引き（<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>）」にまとめられているので、そちらを参照されたい。

## (1) 全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

- ・災害発生のおそれが高まっている場合、市町村は、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難情報を発令・伝達しなければならない。その業務量は、担当部局の処理能力を大幅に上回ることに留まらず、全庁をあげて対応したとしても迅速な処理が困難な場合があり得る。そのような事態の発生に備え、市町村長が避難情報を適切なタイミング・範囲に発令できるよう、防災気象情報の収集・分析、災害発生の前兆把握、避難情報の発令・伝達など、優先させる業務を可能な限り絞り込んだ上で、さらにその業務においても優先順位を明確にしておくべきである。平時から決めておくことで、避難情報の発令をはじめとする最優先業務に対応することが可能となる。
- ・上記の優先業務を遂行するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくべきである。例えば、防災担当部局が情報の収集・分析・伝達等を一手に担う状態を避けるため、気象情報等を収集・分析する組織、居住者からの情報や問い合わせを処理する組織、避難情報を伝達する組織を分け、あらゆる部局の職員（特に災害対応業務に関連の薄い部署の職員）を積極的に活用することが望ましい。
- ・指定緊急避難場所の開放に要する時間、費用を案じて、そのことが避難情報の発令を躊躇した一因となっているとの指摘もある。指定緊急避難場所の開放費用については、災害救助法適用があっても費用負担はできないが、その後、指定緊急避難場所から指定避難所に移行した場合には、指定避難所の費用として、災害救助法の適用後の費用負担が可能となる。また、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等も考えられる。

## (2) 河川事務所・気象台等の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築

- ・いざという時に河川事務所・気象台等の職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川事務所等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。そのためには、平時から河川事務所・気象台等の職員とやりとりをして、顔の見える関係（意見を言い合える信頼関係）を築いておくべきである。
- ・ホットラインによる連絡があった際には、市町村長が状況を確実に把握できるような体制を市町村は構築しておくべきである。例えば、先に述べた防災気象情報を収集・分析する組織を専任で設置し、当該組織はホットライン等の防災気象情報を確実に市町村長に報告するとともに、避難情報の発令に資する情報の分析を一元的に担うことで、市町村長の意思決定を補佐する組織とすること等が考えられる。
- ・平時において、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川や突発性が高く予測が困難である土砂災害の違いを考慮した、よりの確な避難情報の発令基準とするとともに、災害時において防災体制を強化するため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川事務所・気象台等の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくべきである。例えば、市町村と河川事務所等からなる大規模汎

濫減災協議会等の仕組みを積極的に活用することが考えられる。その他にも、既に河川・砂防・気象などの専門性を有している人材（気象防災アドバイザー等）を活用している市町村での取組事例を参考に、市町村の防災体制を強化することが考えられる。

- ・要配慮者利用施設の避難計画作成等の促進についても、市町村と河川事務所等からなる大規模氾濫減災協議会等の仕組みを活用し、河川事務所等と市町村の防災担当部局や、洪水、土砂災害、高潮等の専門知識をもつ土木部局とが連携し、都道府県・市町村の担当部局（社会福祉施設であれば福祉部局）が、要配慮者利用施設の取組みを支援することが考えられる。
- ・国・都道府県から市町村への指定河川洪水予報や水防警報等の情報伝達は、FAXを送信し、さらにその後に電話で着信確認をすることが多い。しかし、災害の切迫度が高まって、伝達量が多くなるとともに、他の情報処理等に追われるようになると、着信確認に労力をさくことができなくなるほど手が足りなくなる事態が発生する。その一方で、気象庁の防災情報提供システムで実現しているようなPCソフトウェアを活用した情報伝達・メール配信の仕組みの導入や、都道府県単位で独自に整備されている市町村等への情報伝達システムと国の情報システムとの接続を推進することで、より効率的に情報伝達ができる可能性がある。これらのことから、関係機関との情報の確認については、より効率的な方法を平時から検討しておくことが望ましい。

### (3) 訓練及び研修を通じた改善

- ・様々な災害発生状況を考慮し、災害対策本部が設置される前から避難情報発令に至るまでの訓練を定期的実施すべきである。また、前記(1)の優先業務については、防災担当部局以外の職員でも代行できるよう、他部局の職員にも当該業務を経験させるような訓練を実施すべきである。
- ・新任市町村長及び市町村危機管理責任者をはじめとする市町村職員は、国・都道府県等が実施する研修に参加するよう努めるべきである。
- ・上記全般について、実践や訓練等を通じて防災体制や避難情報の発令基準・伝達手段等、避難に関わる施策全般の改善を重ねるべきである。

## 8.2 自然災害の発生が想定される際の地方公共団体の防災体制

災害時の体制が整う前に災害が発生することを防ぐため、災害時の体制に早めに移行する基準を、平時から作っておくべきである。

地震を除く自然災害の発生が想定される際の市町村における防災体制、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町村の規模、発生する可能性のある災害の多さ等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町村の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は夜間や休日における代表的な例示であり、これを参考にしつつ地域の実情に応じて防災体制を検討する。

### ① 第1次防災体制（災害準備体制）： 防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報等の把握に努める。

- ・対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
- ・大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合
- ・高潮注意報が発表された場合

注 なお、第1次防災体制の条件になっていなくても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、地元の気象台が早期注意情報や府県気象情報を発表しているため、これらを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行っておく。このことで、その後の体制移行や避難情報の発令判断などを円滑に行えることが期待できる。

- ② 第2次防災体制（災害注意体制）：警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断できる体制とする。  
防災気象情報等を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。
- ・ 対象河川が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えることが確実となった場合
  - ・ 管内の雨量観測所の累加雨量が〇〇mmを超えた場合
  - ・ 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合
  - ・ 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
  - ・ 強風注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
- ③ 第3次防災体制（災害警戒体制）：警戒レベル3高齢者等避難を発令した段階市町村長あるいは市町村長の代理が登庁し、警戒レベル4避難指示の発令を判断できる体制とする。  
専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。  
要配慮者用の指定緊急避難場所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。
- ・ 対象河川が避難判断水位（レベル3水位）を超えることが確実となった場合
  - ・ 大雨警報又は洪水警報が発表された場合
  - ・ 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合
  - ・ 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
- ④ 第4次防災体制（災害対策本部設置）：警戒レベル4避難指示を発令した段階あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。
- ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えることが確実となった場合
  - ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合
  - ・ 高潮警報が発表された場合
- なお、津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示」を発令し、直ちに第4次防災体制を取る必要がある
- 注 災害が切迫・発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

### 8.3 防災気象情報の発表等と市町村の災害時対応の時系列

市町村にとっては、複数の災害に同時に対応できるよう体制を整えておく必要がある。台風が来襲する場合は、洪水等、土砂災害、高潮が発生することを念頭に防災気象情報等を確認・分析する必要がある。前線による大雨が発生している場合は、洪水等、土砂災害が発生することを想定する必要がある。以下に、大雨をもたらす台風が来襲する場合に発表される防災気象情報等と本ガイドラインで想定している体制等との関係を例示する。前線性降雨の場合も同様である。

具体的には、台風や前線による大雨の場合、数日前から早期注意情報の[高][中]が発表された時には、担当者は心構えを早めて高めて台風情報や府県気象情報の内容に十分留意する。また、夜間～翌日早朝までの期間を対象に早期注意情報の[中]が発表されたときは、担当者は夜間における警報発表も想定して心構えを一段高めておく。さらに、府県気象情報が発表されれば、担当者が、雨量や潮位等の情報を常に把握できる体制を取る。その後、大雨注意報や洪水注意報が発表されれば、洪水等か土砂災害を想定し、1時間毎に河川の水位、雨量、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値、土砂災害の危険度分布等を確認する体制を取る、ということ为例示している。

なお、あくまでも標準的な流れであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意する必要がある。

防災気象情報等の標準的な発表の流れとこれに伴う災害時対応

※この表は、あくまでも防災気象情報等と災害時の対応の関係をわかりやすく示すことを目的としたものであり、実際の情報や対応の流れがこのとおりにならない。

防災気象情報等		共通		水害		土砂災害		高潮災害	
●台風情報 ●府県気象情報									
●早期注意情報 (警報級の可能性)	●水防団待機水位	●氾濫注意水位	●氾濫危険水位	●氾濫開始相当水位 ●氾濫発生情報					
●早期注意情報 (警報級の可能性)	●大雨注意報	●大雨注意報 (警報切替の可能性)	●大雨警報(土砂災害) ●土砂災害 警戒情報	●大雨特別警報(土砂災害)					
●高潮注意報 (警報切替の可能性)	●高潮注意報 (警報切替の可能性)	●高潮警報または 高潮特別警報		●高潮氾濫発生情報					
		警戒レベル3 高齢者等避難の発令開始 (避難が必要な状況の改善、早期の帰宅)	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保				
	●パソコン画面表示	●第1次防災体制	●第2次防災体制	●第3次防災体制	●第4次防災体制				
		●1時間毎に河川水位、雨量(実況)、予測、 洪水警報の危険度分布等を確認	●1時間毎に河川水位、雨量(実況)、予測、 洪水警報の危険度分布等を確認	●10分毎に河川水位、雨量(現況、予測)、 洪水警報の危険度分布等を確認					
		警戒レベル3 高齢者等避難の発令開始 (避難が必要な状況の改善、早期の帰宅)	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保				
	●パソコン画面表示	●第1次防災体制	●第2次 防災体制	●第3次防災体制	●第4次防災体制				
		●1時間毎に雨量(現況、予測)、 土砂災害の危険度分布を確認	●10分毎に雨量(現況、予測)、 土砂災害の危険度分布を確認	●10分毎に雨量(現況、予測)、 土砂災害の危険度分布を確認					
		警戒レベル3 高齢者等避難の発令開始	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保				
	●第1次 防災体制	●第2次防災体制	●第3次防災体制	●第4次防災体制					
	●パソコン画面表示	●1時間毎に潮位 (現況、予測)を確認	●1時間毎に潮位 (現況、予測)を確認	●10分毎に潮位 (現況、予測)を確認					

災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務

令和3年4月1日

呉市地域防災計画の「風水害応急対策編の第2節 第1 2 (2) カ」及び「震災応急対策編の第2節 第1 2 (1) カ」の市長が別に定める災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務は次のとおりとする。

災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務

別紙1のとおり

## 別紙1 災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務

組 織	所 掌 事 務
共通	・危機管理課への被害情報等の伝達
危機管理課	・被害情報・気象情報の収集及び伝達 ・関係機関への通報及び連絡 ・高齢者等避難の発令の検討 ・職員の動員・配備の総括 ・災害警戒本部の設置準備 ・気象状況，体制，被害状況等の記録
人事課	・職員の動員配備（あらかじめ配備計画を策定し各職員に周知しておく。）
秘書広報課	・市ホームページ，フェイスブックへの防災情報等の掲載
地域協働課	・避難所の開設・運営 ・住民情報の受付，避難情報等の収集 ・各市民センターとの連絡調整 ・外国人住民への多言語情報提供
各市民センター	・避難所の開設・運営 ・管内における住民情報の受付，避難情報の収集 ・被害状況等の収集
福祉保健課	・福祉施設等との連絡調整 ・要配慮者への防災情報の伝達等
港湾漁港課 農林水産課 農林土木課	・山地，港湾施設，漁港施設，水産施設，農林道及び農林水産生産物の被害状況の把握 ・港湾施設，漁港施設，水産施設及び農林道の災害応急対策 ・臨港道路の交通規制 ・航路，潮位に関する情報の収集 ・公共岸壁利用船舶に対する避難指示等の伝達
土木企画室 土木総務課 土木維持課 土木整備課	・国道（広島呉道路及び東広島・呉自動車道を含む。），県道（安芸灘大橋有料道路を含む。）に係る情報の収集 ・市道，公園等の被害状況の把握 ・市道，公園等の災害応急対策 ・市道の交通規制
交通政策課	・JR呉線，路線バス，生活バス，乗合タクシー，航路の運行状況の収集
消防局	・被害情報等の収集及び災害応急対策の実施 ・事務局への被害情報及び災害応急対策の実施状況の連絡 ・被害情報・気象情報の受信及び伝達 ・警戒巡視・広報活動の実施 ・避難指示等の伝達及び避難誘導の実施
上下水道局	・水道施設及び公共下水道等の被害状況の把握 ・水道施設及び公共下水道等の災害応急対策
その他危機管理 監が指定する課	・被害情報等の収集等その課の事務



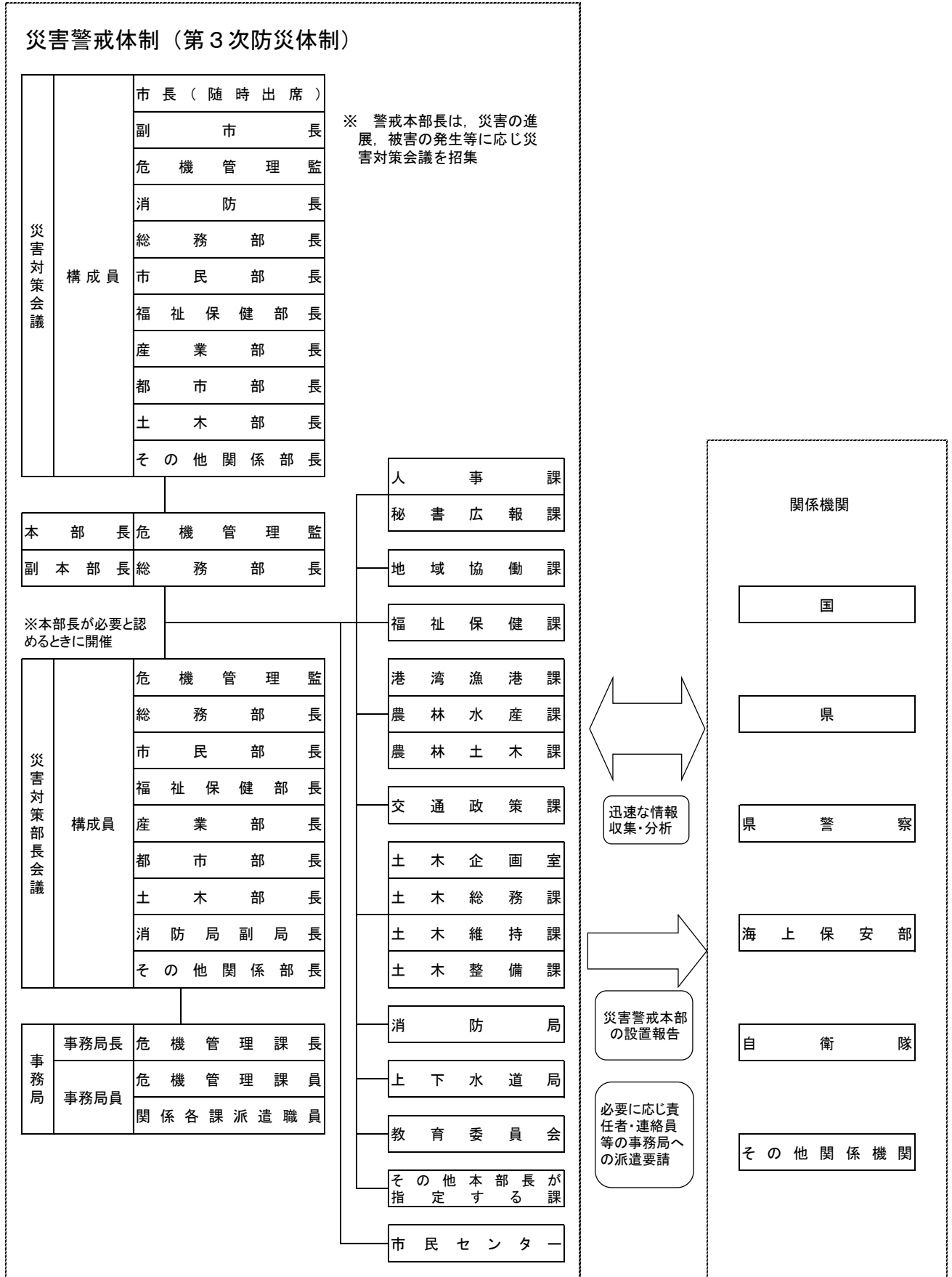
災害警戒体制（第3次防災体制）の組織及び分掌事務

令和5年4月1日

呉市地域防災計画の「風水害応急対策編の第2節 第1 2 (3) キ (イ)」及び「震災応急対策編の第2節 第1 2 (2) キ (イ)」の市長が別に定める警戒本部の組織及び分掌事務は次のとおりとする。

- 1 災害警戒本部組織図  
別紙1のとおり
- 2 災害警戒体制（第3次防災体制）の組織及び分掌事務  
別紙2のとおり

別紙1 災害警戒本部組織図



## 別紙2 災害警戒体制（第3次防災体制）の組織及び分掌事務

組 織	所 掌 事 務
共通	・危機管理課への被害情報等の伝達
危機管理課	・被害情報・気象情報の収集及び伝達 ・関係機関への通報及び連絡 ・高齢者等避難等の発令 ・職員の動員・配備の総括 ・災害対策本部の設置準備 ・気象状況，体制，被害状況等の記録
人事課	・職員の動員配備（あらかじめ配備計画を策定し各職員に周知しておく。）
秘書広報課	・市ホームページ，フェイスブックへの防災情報等の掲載
地域協働課	・避難所の開設・運営 ・住民情報の受付，避難情報等の収集 ・各市民センターとの連絡調整 ・外国人住民への多言語情報提供
各市民センター	・避難所の開設・運営 ・管内における住民情報の受付，避難情報の収集 ・被害状況等の収集
福祉保健課	・福祉施設等との連絡調整 ・要配慮者への防災情報の伝達等
こども支援課 こども施設課	・福祉施設等との連絡調整 ・要配慮者への防災情報の伝達等 ・保育園児等・児童の安全対策の総括に関する事。こと。 ・保護者への防災情報の提供に関する事。こと。 ・保育園児等・児童・保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関する事。こと。 ・保育所等の保健衛生に関する事。こと。
港湾漁港課 農林水産課 農林土木課	・山地，港湾施設，漁港施設，水産施設，農林道及び農林水産生産物の被害状況の把握 ・港湾施設，漁港施設，水産施設及び農林道の災害応急対策 ・臨港道路の交通規制 ・航路，潮位に関する情報の収集 ・公共岸壁利用船舶に対する避難指示等の伝達
土木企画室 土木総務課 土木維持課 土木整備課	・国道（広島県道路及び東広島・呉自動車道を含む。），県道（安芸灘大橋有料道路を含む。）に係る情報の収集 ・市道，公園等の被害状況の把握及び災害応急対策 ・市道の交通規制
交通政策課	・JR呉線，路線バス，生活バス，乗合タクシー，航路の運行状況の収集
教育委員会	・児童・生徒の安全対策の総括に関する事。こと。 ・保護者への防災情報の提供に関する事。こと。 ・児童・生徒・保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関する事。こと。 ・学校の保健衛生に関する事。こと。
消防局	・被害情報等の収集及び災害応急対策の実施 ・事務局への被害情報及び災害応急対策の実施状況の連絡 ・被害情報・気象情報の受信及び伝達 ・警戒巡視・広報活動の実施 ・避難指示等の伝達及び避難誘導の実施
上下水道局	・水道施設及び公共下水道等の被害状況の把握及び災害応急対策

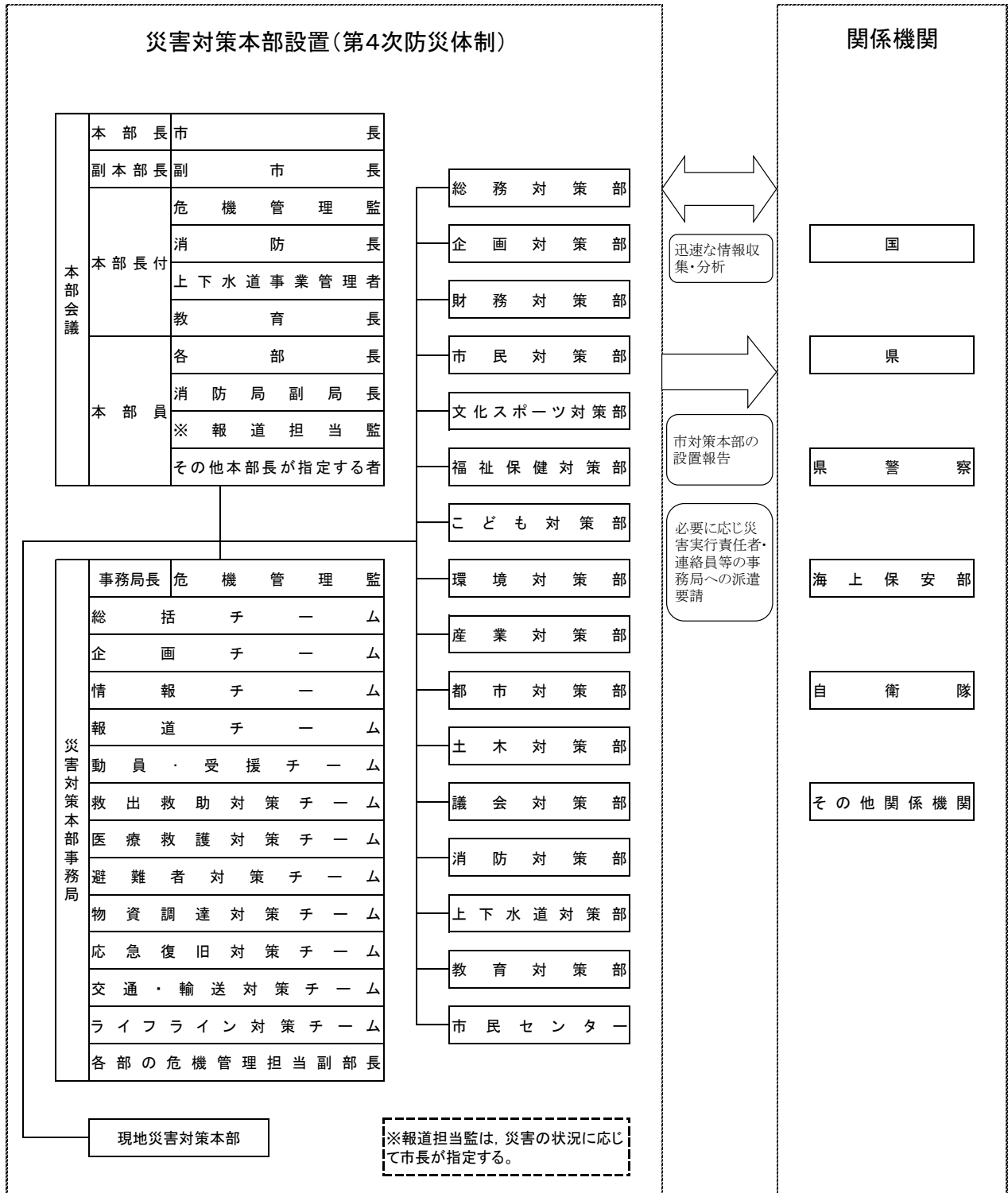
災害対策本部設置（第4次防災体制）の組織及び分掌事務

令和5年4月1日

呉市地域防災計画の「風水害応急対策編の第2節 第1 3 (8) カ」及び「震災応急対策編の第2節 第1 3 (8) カ」の市長が別に定める災害対策本部の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期は次のとおりとする。

- 1 災害対策本部組織図  
別紙1のとおり
- 2 災害対策本部事務局の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期  
別紙2のとおり
- 3 災害対策本部の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期  
別紙3のとおり

別紙1 災害対策本部組織図



## 別紙2 災害対策本部事務局の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期

## ◆災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

チーム名/ TL (チームリーダー) SL (サブリーダー)	分掌事務	～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日	応 急	復 旧
総括チーム TL：危機管理課長	(1) 本部の設置及び運営に関すること。	●	●	●	●	
	(2) 地震・気象情報等の収集、伝達に関すること。	●	●	●	●	
	(3) 本部会議室、防災危機管理室の管理・運営に関すること。	●	●	●	●	
	(4) 事務局内各チームの総括に関すること。	●	●	●	●	
	(5) 非常配備体制の確立の指示、伝達に関すること。	●	●	●	●	
	(6) 避難指示等の指示総括に関すること。	●	●	●	●	
	(7) 防災行政無線の統制に関すること。	●	●	●	●	
	(8) 放送及び広報車両による災害情報の配信の統制に関すること。	●	●	●	●	
	(9) 県災害対策本部との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
	(10) 防災関係機関等との連絡調整の総括に関すること。	●	●	●	●	
	(11) 自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等の応援要請及び活動調整に関すること。	●	●	●	●	
	(12) 災害救助法の適用判断に関すること。		●	●	●	
	(13) 広域的な避難に関すること。			●	●	
	(14) 災害応急・復旧対策活動の総括及び総合調整に関すること。				●	●
	(15) 復旧・復興計画の連絡調整に関すること。				●	●
企画チーム TL：企画部副部長	(1) 災害情報の総括に関すること。	●	●	●	●	
	(2) 資料の作成に関すること。	●	●	●	●	
	(3) 記録の収集に関すること。		●	●	●	●
情報チーム TL：総務部副部長	(1) 通信機器等の保全に関すること。	●	●	●	●	
	(2) 災害情報及び被害情報の把握・整理並びに各対策部等への伝達に関すること。	●	●	●	●	
	(3) 災害情報及び被害情報の電話問合せに関すること（報道機関からの問合せを除く）。	●	●	●	●	
	(4) 災害情報の分析に関すること。	●	●	●	●	
	(5) アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達に関すること。		●	●	●	
報道チーム TL：秘書広報課長	(1) プレスルームの開設に関すること。	●	●	●	●	
	(2) 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。	●	●	●	●	
	(3) 各種情報の市民への提供に関すること（安否情報は除く）。	●	●	●	●	
	(4) インターネット（SNS、HP等）による災害情報の配信の統制に関すること。	●	●	●	●	
動員・受援チーム TL：総務部副部長	(1) 職員の動員・配備に関すること（職員の支援調整を含む）。		●	●	●	●
	(2) 災害対策本部事務局内各チーム及び各対策部からの連絡員の動員に関すること。		●	●	●	●
	(3) 各対策部及び現地対策本部が行う応援人員等の調整に関すること。		●	●	●	●
	(4) 国、県、他市町との応援要請に関すること（自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等に関するものを除く）。		●	●	●	●
	(5) 他の自治体からの応援部隊の受援及び連絡、後方支援に関すること。			●	●	●

チーム名/ TL (チームリーダー) SL (サブリーダー)	分掌事務	～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日	応 急	復 旧
救出救助対策チ ーム TL：消防局副局長	(1) 救出救助活動，行方不明者の捜索，その他各種支援に係る自衛隊，海上保安部，警察，緊急消防援助隊，医療救護班，DMAT等との調整に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(2) 消防関係情報等の収集と分析に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(3) 大規模災害対策，広域応援部隊運用に係る総合調整に関する事 こと。			●	●	●
医療救護対策チ ーム TL：福祉保健部副 部長	(1) 災害医療，保健活動に係る総括及び総合調整に関する事 こと。	●	●	●	●	
	(2) 医療機関の被害状況，受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情 報提供に関する事 こと。	●	●	●	●	
	(3) 医師会，歯科医師会，薬剤師会，県，県警察等関係機関との連絡調 整に関する事 こと。	●	●	●	●	
	(4) 救護所等の開設及び医療救護班，DMATの配置調整に関する事 こと。	●	●	●	●	
	(5) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関する事 こと。	●	●	●	●	
	(6) 被災者の心身の保持及び疾病予防に関する事 こと。		●	●	●	●
	(7) 医薬品等の供給調整に関する事 こと。			●	●	
	(8) 医療ボランティア，他市町応援保健職員等の受入れ及び運用調整に 関する事 こと。				●	
	(9) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関する事 こと。				●	
避難者対策チ ーム TL：市民部副部長 SL：福祉保健部副 部長	(1) 避難所の開設・運営の総括及び総合調整に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(2) 開設する避難所の選定，開設指示に関する事 こと。	●	●	●		
	(3) 避難所等の管理者・自治会・自主防災組織等への開設要請に関する 事 こと。	●	●	●		
	(4) 避難行動要支援者の避難誘導等に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(5) 高齢者の避難誘導等に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(6) 福祉避難所の福祉保健班への開設指示に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(7) 避難所との連絡調整に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(8) 住民の安否情報の集約と提供に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(9) 避難者の状況把握に関する事 こと。	●	●	●	●	●
	(10) 避難所への応援職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に関す る事 こと。		●	●	●	●
	(11) 避難所等の必要物資の集約及び物資調達対策チームへの依頼に関 する事 こと。		●	●	●	●
	(12) 避難者の物資ニーズの集約に関する事 こと。		●	●	●	●
	(13) 在宅避難者の支援に関する情報の集約に関する事 こと。		●	●	●	●

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

チーム名/ TL (チームリーダー) SL (サブリーダー)	分掌事務	～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日	応 急	復 旧
物資調達対策チ ーム TL：産業部副部長	(1) 物資に係る総括及び総合調整に関すること。		●	●	●	
	(2) 備蓄物資の供給及び給水に関すること。		●	●	●	
	(3) 食料・飲料水・生活必需品等の調達・配分・供給及び輸送に関する こと。			●	●	
	(4) 県、他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。			●	●	
	(5) 県、自衛隊等への物資輸送に係る支援要請に関すること。			●	●	
	(6) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。			●	●	
	(7) 物資の集積拠点への職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に 関すること。			●	●	
応急復旧対策チ ーム TL：技術監理室長	(1) 災害復旧対策に係る総合調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(2) 道路、橋りょうの被害状況の把握及び総括に関すること。		●	●	●	●
	(3) 障害物排除に係るライフライン機関、警察、建設・土木業者等との 調整に関すること。		●	●	●	●
	(4) 災害廃棄物対策に係る総合調整に関すること。			●	●	●
	(5) 災害廃棄物の発生量の把握に関すること。				●	●
	(6) 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。				●	●
	(7) 災害廃棄物の広域処理に伴う県等との調整に関すること。				●	●
	(8) 仮設処理施設の設置に関すること。				●	●
交通・輸送対策チ ーム TL：都市部副部長	(1) 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(2) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。	●	●	●	●	
	(3) 帰宅困難者の状況把握に関すること。	●	●	●	●	
	(4) 開設する一時滞在施設の選定、開設指示に関すること。	●	●	●	●	
	(5) 交通情報の集約及び提供に関すること。	●	●	●	●	●
ライフライン対策 チーム TL：土木部副部長	(1) ライフライン施設の復旧対策に係る総合調整に関すること。		●	●	●	●
	(2) ライフライン施設の被害状況の把握及び総括に関すること。		●	●	●	●
	(3) ライフラインの復旧工事の情報収集に関すること。			●	●	●
各部の危機管理担 当副部長	本部事務局の各チームリーダー及びサブリーダーは、所属する対策部 のリエゾンを兼ねる。 本部事務局のチームリーダー又はサブリーダーに指名された職員がい ない部においては、危機管理担当副部長をリエゾンとして本部事務局に 派遣する。					



別紙3 災害対策本部の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期

各対策部共通事項	(1) 各対策部各班の設置に関する事。                 (2) 各対策部から本部事務局への職員応援に関する事。                 (3) 各対策部及び各班相互の連携及び職員の相互応援に関する事。                 (4) 住民の避難誘導及び避難者の安全確保に関する事。                 (5) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定・派遣に関する事。                 (6) 各班における他地方公共団体等への応援職員の要請及び受入れに関する事。                 (7) 各対策部各班から本部事務局への各種情報の報告に関する事。                 (8) 各対策部各班が所管する施設の被害状況の把握並びに応急対策及び保全に関する事。                 (9) 各対策部の所管に係る被害の調査結果等の報告に関する事。                 (10) その他各対策部長が必要と認める災害対策及び復旧・復興に関する事。                 (11) その他市長が特に必要と認める事。
各対策部庶務担当課 共通事項	(1) 部の庶務に関する事。                 (2) 部内各班の連絡調整に関する事。                 (3) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事。                 (4) 部関連被害状況の集約に関する事。                 (5) 部応急対策活動の集約に関する事。                 (6) 部内職員の動員に関する事。                 (7) 部内職員の厚生に関する事。                 (8) 部内職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。                 (9) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施に関する事。                 (10) 部内各班に属さない事項に関する事。                 (11) その他特命事項に関する事。

◆総務対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応 急	復 旧
				～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日		
総務部長	秘書広報班 秘書広報課 長	秘書広報課	(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関する事。	●	●	●	●	
			(2) プレスルームの開設に関する事。	●	●	●	●	
			(3) 各種情報の市民への提供に関する事。(安否情報は除く。)	●	●	●	●	
			(4) 出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関する事。	●	●	●	●	
			(5) 災害見舞者の接遇に関する事。			●	●	●
	東京連絡班 東京事務所 長	東京事務所	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関する事。	●	●	●	●	●
	庶務班 総務課長	総務課	(1) 国、県、防災会議委員、その他関係機関との連絡調整に関する事。	●	●	●	●	●
			(2) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関する事。	●	●	●	●	
			(3) 他の班の所管に属さない事。			●	●	●

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
総務部長	動員班 人事課長	人事課	(1) 職員の罹災状況の集約に関する事	●	●	●	●	
			(2) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定に関する事	●	●	●	●	
			(3) 職員の動員及び配備計画に関する事		●	●	●	●
			(4) 職員配備に伴う勤務条件に関する事			●	●	●
			(5) 公務災害補償に関する事				●	●
			(6) 職員の厚生及び健康管理（メンタルヘルス）に係る連絡調整に関する事				●	●
			(7) 災害派遣職員の人件費等（災害派遣手当、赴任旅費、負担金等）に関する事				●	●
			(8) 職員の給与に関する事					●
	情報計画班 行政改革デジタル推進第1課長	行政改革デジタル推進第1・第2課	(1) 本部設置に係る情報機器の設置に関する事	●	●	●	●	
			(2) 電算等の各種システム等の復旧、運用、管理に関する事	●	●	●	●	●
(3) 災害情報の収集・整理に関する事				●	●	●	●	

◆企画対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
企画部長	企画班 企画課長	企画課	(1) 災害に係る記録の収集・整理に関する事		●	●	●	●
			(2) 国の機関等への要望に関する事				●	●
			(3) 国の機関等からの視察対応に関する事				●	●
	復興準備班 復興担当課長	復興総室	(1) 復旧・復興計画の策定の準備に関する事				●	●

◆財務対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
財務部長	財政班 財政課長	財政課	(1) 災害応急対策予算の編成に関する事				●	●
			(2) 財政需要見込み額の把握に関する事				●	●
			(3) 財源確保に関する県及び国との調整及び要望に関する事				●	●
			(4) 災害時の資金調達（情報収集）に関する事				●	
			(5) 資金調達に向けた調整等及び資金調達の実施に関する事				●	●
	管財班 管財課長	管財課	(1) 公有財産の被害状況の調査及び総括に関する事	●	●	●	●	
			(2) 庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関する事	●	●	●	●	
			(3) 非常優先電話の応急架設に関する事（携帯電話を除く）	●	●	●	●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
財務部長	管財班 管財課長	管財課	(4) 公用車の集中管理に関する事	●	●	●	●	
			(5) 公用車等の燃料調達に関する事		●	●	●	
			(6) 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関する事		●	●	●	
			(7) 公有財産の緊急使用許可に関する事		●	●	●	
			(8) 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関する事		●	●	●	
			(9) 災害応急対策のための土地の借上げの契約事務に関する事			●	●	●
			(10) 災害協定等の民間車両の手配に関する事			●	●	●
	契約班 契約課長	契約課	(1) 部内他班の応援に関する事	●	●	●	●	
			(2) 物資・資財等の総括的購買に関する事		●	●	●	
	罹災調査証明班 収納課長	収納課 資産税課 市民税課	(1) 罹災証明(火災に係るものを除く。)発行業務の総括に関する事			●	●	●
			(2) 被災者台帳の総括に関する事				●	●
			(3) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事				●	●
	会計班 会計課長	会計課	(1) 災害対策に係る現金の出納に関する事				●	
			(2) 義援金の保管に関する事				●	●

◆市民対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
市民部長	避難所・ボランティア班 地域協働課長	地域協働課	(1) 避難所の開設・運営に関する事	●	●	●	●	●
			(2) 市民センター班との連絡調整に関する事	●	●	●	●	●
			(3) くれ災害ボランティアセンター設置に係る支援に関する事		●	●	●	
			(4) くれ災害ボランティアセンターが行うボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整の支援に関する事		●	●	●	●
			(5) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事		●	●	●	●
			(6) 自治会との連絡に関する事		●	●	●	
			(7) 中央地区に係る避難行動要支援者名簿の提供、被災者の収容、避難所への物資等の輸送、被災者台帳の作成、罹災証明の発行、中央地区担当の応援職員の要請及び受入れに関する事			●	●	●
			(8) 被災者の物資ニーズ調査の総括に関する事			●	●	●
			(9) 義援金の受納受付に関する事			●	●	●
	市民相談班 市民窓口課長	市民窓口課	(1) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事	●	●	●	●	●
			(2) 市民の安否情報の集約及び問い合わせに関する事	●	●	●	●	
			(3) 避難所・ボランティア班の支援に関する事	●	●	●	●	●

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日		
市民部長	市民相談班 市民窓口課長	市民窓口課	(4) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。			●	●	●
			(5) 災害による税の減免の申請受付に関すること。				●	●
			(6) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。				●	●
		市民相談室	(1) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理・調整に関すること。	●	●	●	●	●
			(2) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。	●	●	●	●	●
			(3) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。			●	●	●
	人権・男女 共同参画課	(1) 避難所・ボランティア班の支援に関すること。	●	●	●	●	●	
		(2) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。			●	●	●	
		(3) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。				●	●	
	(各) 市民 センター班 (各) 市民 センター長	(各) 市民 センター	(1) 所属職員の動員及び厚生に関すること。	●	●	●	●	●
			(2) 現地災害対策本部が設置された場合における連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 市民の安否情報の収集及び問い合わせに関すること。	●	●	●	●	
			(4) 避難所の開設・運営に関すること。	●	●	●	●	●
			(5) 被災者・帰宅困難者の収容に関すること。	●	●	●	●	
			(6) 防災行政無線の管理運営に関すること。	●	●	●	●	
			(7) 災害・避難所情報の収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。	●	●	●	●	
			(8) 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。	●	●	●	●	
			(9) 避難所への物資等の保管及び輸送に関すること。	●	●	●	●	
			(10) 被害調査及びその応急措置に関すること。	●	●	●	●	
			(11) 消防団・指定管理者・関係団体等との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
			(12) 食料・飲料・燃料等の確保に関すること。	●	●	●	●	
			(13) 応援職員の要請及び支援職員（他都市支援職員も含む。）の受入れに関すること。		●	●	●	●
			(14) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。			●	●	●
(15) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理・調整に関すること。						●	●	
(16) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。						●	●	
(17) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。						●	●	
(18) 被災者台帳の作成に関すること。				●	●			
(19) 罹災証明の発行に関すること。				●	●			
(20) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。				●	●			
(21) 災害による税の減免の申請受付に関すること。				●	●			
(22) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。				●	●			
(23) その他応急・復旧対策等に関すること。				●	●			

## ◆文化スポーツ対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
文化スポーツ部長	文化振興班 文化振興課長	文化振興課	(1) 避難所として社会教育施設の供与及び管理に関する事	●	●	●	●	
			(2) 避難所として文化施設の供与及び管理に関する事	●	●	●	●	
			(3) 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
			(4) 文化財の保全に関する事	●	●	●	●	
			(5) 社会教育団体等協力団体との連絡調整に関する事		●	●	●	
	生涯学習センター	中央図書館	(1) 避難所として社会教育施設の供与及び管理に関する事	●	●	●	●	
			(2) 書籍等の被害状況の把握及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
	スポーツ施設班 スポーツ振興課長	スポーツ振興課	(1) スポーツ施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
			(2) 避難所としてスポーツ施設の供与及び管理に関する事	●	●	●	●	
			(3) 備蓄倉庫の被災状況の把握及び管理保全に関する事		●	●	●	

## ◆福祉保健対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
福祉保健部長	福祉保健班 福祉保健課長	福祉保健課 重層の支援推進室 指導監査室	(1) 福祉避難所の開設及び被災者の収容に関する事	●	●	●	●	●
			(2) 社会福祉施設との連絡及び調整の総括に関する事	●	●	●	●	
			(3) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策の総括に関する事	●	●	●	●	
			(4) 社会福祉施設利用者の安否確認の総括に関する事	●	●	●	●	
			(5) 要配慮者対策の総括に関する事	●	●	●	●	
			(6) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供の総括に関する事	●	●	●	●	
			(7) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関する事	●	●	●	●	
			(8) 救護センター及び救護所等の開設に関する事	●	●	●	●	
			(9) 医療救護班、DMAT等の配置調整に関する事	●	●	●	●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
福祉保健部長	福祉保健班 福祉保健課長	福祉保健課 重層的支援推進室 指導監査室	(10) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関する事	●	●	●	●	
			(11) 災害救助法適用時における部内の救助経費求償関連事務の実施並びに全対策部の救助経費求償関連事務の総括及び県との調整に関する事		●	●	●	●
			(12) 日本赤十字社，社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関する事		●	●	●	
			(13) 民生委員児童委員への協力要請に関する事			●	●	●
			(14) 義援金・見舞金等の被災者への支給受付に関する事				●	●
	保険年金班 保険年金課長	保険年金課	(1) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関する事	●	●	●	●	●
			(2) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策の支援に関する事	●	●	●	●	
			(3) 被災者に対する国民健康保険に関する事			●	●	●
			(4) 被災者に対する後期高齢者医療に関する事			●	●	●
			(5) 被災者に対する国民年金に関する事				●	●
	介護保険班 介護保険課長	介護保険課	(1) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関する事	●	●	●	●	●
			(2) 高齢者福祉施設との連絡及び調整に関する事	●	●	●	●	
			(3) 高齢者福祉施設利用者の安否確認に関する事		●	●	●	
			(4) 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事		●	●	●	
			(5) 被災者に対する介護保険に関する事			●	●	●
			(6) 高齢者の援護及び相談に係る高齢者福祉班の支援に関する事			●	●	●
	高齢者福祉班 高齢者支援課長	高齢者支援課	(1) 高齢者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に関する事	●	●	●	●	
			(2) 避難行動要支援者及び高齢者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関する事	●	●	●	●	●
			(3) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関する事			●	●	●
			(4) 高齢者の援護及び相談に関する事			●	●	●
公立下蒲刈病院長	下蒲刈病院班 病院事業課長	公立下蒲刈病院	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
			(2) 所管施設利用者の安否確認及び避難に関する事	●	●	●	●	
			(3) 職員の安否確認及び勤務体制の確保に関する事	●	●	●	●	
			(4) 医療情報の収集及び提供に関する事	●	●	●	●	
			(5) 医薬品・資器材の調達に関する事		●	●	●	
			(6) 病院間の患者の受入れ調整に関する事		●	●	●	
			(7) 救護病院の開設・運営に関する事			●	●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
保健所長	保健医療班 地域保健課長	地域保健課	(1) 医療機関の被害状況，受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事	●	●	●	●	
			(2) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関する事	●	●	●	●	
			(3) 医療救護班，DMA T等の配置調整に係る福祉保健班の支援に関する事	●	●	●	●	
			(4) 在宅の要配慮者（人工透析，特定疾患，難病等）への対応及び支援並びに対応医療機関との調整に関する事		●	●	●	
			(5) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関する事		●	●	●	
			(6) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受入れ，調整に関する事			●	●	
			(7) 感染症の発生及び拡大防止に関する事			●	●	
			(8) 防疫活動に関する事			●	●	
			(9) 防疫薬品及び防疫資材の整備及び調達に関する事			●	●	
		西保健センター	(1) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関する事	●	●	●	●	
			(2) 医療救護班，DMA T等の配置調整に係る福祉保健班の支援に関する事	●	●	●	●	
			(3) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関する事		●	●	●	
			(4) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受入れ，調整に関する事			●	●	
			(5) 被災者等の健康管理及び心のケアに関する事			●	●	●
	(6) 派遣保健師の受入れ，調整に関する事				●	●		
	(7) 医療ボランティアの受入れ，調整に関する事					●	●	
	東保健センター	(1) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関する事		●	●	●		
		(2) 被災者等の健康管理及び心のケアに関する事			●	●	●	
		(3) 派遣保健師の受入，調整に関する事			●			
	生活衛生班 生活衛生課長	生活衛生課	(1) ペット動物等の保護・収容，救護活動に関する事		●	●	●	
			(2) 毒物・劇物の被害調査及び応急対策等に関する事			●	●	
			(3) 生活用水及び食品の衛生確保に関する事			●	●	
			(4) 医薬品等の供給調整に関する事			●	●	
			(5) 獣医師会，動物愛護団体との支援要請及び総合調整に関する事			●	●	
			(6) 災害応急用井戸の水質検査及び情報提供に関する事				●	
			(7) 食中毒の発生及び拡大防止に関する事				●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
保健所長	生活衛生班 生活衛生課長	生活衛生課	(8) 入浴施設の提供に関すること。				●	
			(9) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。				●	
福祉保健部長	障害福祉班 障害福祉課長	障害福祉課	(1) 障害者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 避難行動要支援者及び障害者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関すること。	●	●	●	●	●
			(3) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。	●	●	●	●	●
			(4) 障害者福祉施設との連絡及び調整に関すること。	●	●	●	●	
			(5) 障害者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(6) 障害者福祉施設利用者の安否確認に関すること。	●	●	●	●	
			(7) 障害者の援護及び相談に関すること。			●	●	●
	遺体安置所設置班 生活支援課長	生活支援課	(1) 生活保護対策に係る総括に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 遺体の検視・検案場所の選定・依頼及び必要資器材の調達に関すること。		●	●	●	
			(3) 遺体安置所の選定・依頼及び運営並びに必要な資器材の調達に関すること。		●	●	●	
			(4) 遺体の埋火葬に係る本部事務局，環境対策部との調整に関すること。			●	●	
			(5) 被災者に対する生活保護に関すること。				●	
			(6) 行旅病人及び行旅死亡人（身元不明者を含む。）に関すること。				●	

◆こども対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
こども対策部長	こども支援班 こども支援課長	こども支援課	(1) 私立幼稚園との連絡及び調整に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 私立幼稚園の被害調査及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 所管施設利用者の安否確認に関すること。			●	●	
			(4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。	●	●	●	●	●
	こども家庭相談班 こども家庭相談課長	こども家庭相談課	(1) 児童福祉法に基づく支援を要する児童や妊産婦の援護に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡及び調整に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 母子生活支援施設及び児童養護施設の被害調査及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	



資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧	
				～3h	～12h	～1日			
こども対策部長	こども家庭相談班 こども家庭相談課長	こども家庭相談課	(4) 母子生活支援施設及び児童養護施設設利用者の安否確認に関すること。	●	●	●	●		
			(5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。	●	●	●	●	●	
	こども施設班 こども施設課長	こども施設課	(1) 保育園児等の安全に関すること。	●	●	●	●		
			(2) 保育所等との連絡及び調整に関すること。	●	●	●	●		
			(3) 保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。	●	●	●	●		
			(4) 保護者への引き渡しに関すること。	●	●	●	●		
			(5) 保護者への防災情報の提供に関すること。			●	●		
			(6) 保育所等利用者の安否確認に関すること。			●	●		
			(7) 保育所等の一時休止及び再開に関すること。			●	●		
			(8) 保育所等の保健衛生に関すること。			●	●		
			(9) 保育施設等の応急危険度判定の要請に関すること。					●	
			(10) 応急保育の実施に関すること。					●	●
			(11) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。	●	●	●	●	●	

◆環境対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧	
				～3h	～12h	～1日			
環境部長	環境対策班 環境政策課長	環境政策課	(1) 廃棄物に係る総括及び総合調整に関すること。	●	●	●	●	●	
			(2) 火葬場の現状把握及び火葬準備に関すること。	●	●	●	●		
			(3) 埋火葬に係る災害対策本部等との連絡調整に関すること。		●	●	●		
			(4) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。			●	●	●	
			(5) 広域火葬に関すること。			●	●		
			(6) 火葬相談窓口の設置に関すること。			●	●		
			(7) 遺体の運送（遺体安置所から火葬場まで）に関すること。				●	●	
			(8) 遺体の埋火葬に関すること。					●	●
			(9) 遺骨の一時保管に関すること。					●	
			(10) 廃棄物の不法投棄行為の監視及び法的処理対策に関すること。					●	●
			環境試験センター			(1) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策等に関すること。	●	●	●
	(2) 大気汚染及び水質汚濁等の汚染状況の監視に関すること。						●	●	
	(3) 災害時における公害防止に関すること。						●	●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
環境部長	廃棄物処理班 環境施設課長	環境施設課	(1) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理及び処分に関する こと。			●	●	●
			(2) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関する こと。				●	●
			(3) 仮設処理施設の設置及び運営に関する こと。				●	●
	廃棄物収集班 環境業務課長	環境業務課	(1) 所管施設及び車両の被害調査、応急対策及び管理 保全に関する こと。	●	●	●	●	
			(2) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）取扱業者等との連絡調 整に関する こと。	●	●	●	●	●
			(3) 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集及び運搬に関する こと。		●	●	●	●
			(4) 一般廃棄物（し尿）の緊急汲取に関する こと。		●	●	●	
			(5) 被災地域及び関係部署と連携し、一時集積場所の 設置及び管理運営に関する こと。		●	●	●	
			(6) 避難所等におけるごみ集積場所及びトイレ（くみ 取り式に限る。）の清掃等の指導に関する こと。			●	●	
			(7) 仮設トイレの設置及び運営に関する こと。			●	●	●

◆産業対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧	
				～3h	～12h	～1日			
産業部長	商工振興班 商工振興課長	商工振興課	(1) 工業施設、商業施設等の被害状況の把握に関する こと。		●	●	●		
			(2) 県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整 に関する こと。		●	●	●		
			(3) 協定に基づく食料・生活必需品・資機材等の調達 に関する こと。		●	●	●		
			(4) 備蓄物資及び救援物資の配分・供給に関する こと。 （給水作業に関するものを除く。）		●	●	●		
			(5) 救援物資の集積拠点への職員の派遣の調整に関する こと。			●	●		
			(6) 他都市等への救援物資の要請・受入れに関する こと。			●	●		
			(7) 救援物資に係る総括及び関係対策部との調整に関する こと。			●	●		
			(8) 県との物資の集積拠点の調整に関する こと。			●	●		
			(9) 中小企業に対する金融支援及び相談に関する こと。						●
			(10) 産業振興対策に関する こと。						●
	観光振興班 観光振興課長	観光振興課	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関する こと。	●	●	●	●		
			(2) 観光客の避難対策に関する こと。	●	●	●	●		
			(3) 救援物資に係る商工振興班への支援に関する こと。	●	●	●	●		

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
産業部長	観光振興班 観光振興課長	海事歴史科学館学芸課	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 観光客の避難対策に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。				●	
	港湾漁港班 港湾漁港課長	港湾漁港課	(1) 港湾及び海上における災害関連情報の集約及び伝達に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 港湾及び漁港利用者等の避難対策に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 船舶火災、海難事故及び船舶の被害状況の把握に関すること。	●	●	●	●	
			(4) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	●
			(5) 接岸、けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
			(6) 救援物資の海上輸送基地の選定に関すること。	●	●	●	●	
			(7) 災害時応急処置に伴う関係機関への協力要請に関すること。		●	●	●	
			(8) 避難者、救援物資等の海上輸送に伴う自衛隊、海上保安部、旅客船協会、漁業協同組合等への協力要請に関すること。		●	●	●	
			(9) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。		●	●	●	
農林水産班 農林水産課長	農林水産課	(1) 畜産関係の被害状況の把握に関すること。		●	●	●		
		(2) 農協等との連絡調整、協力要請に関すること。		●	●	●		
		(3) 農業関係の被害状況の把握に関すること。			●	●		
		(4) 救援物資等に係る商工振興班の支援に関すること。			●	●		
		(5) 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関すること。			●	●		
		(6) 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。			●	●	●	
	水産振興室	(1) 水産関係、養殖魚等の被害状況の把握に関すること。	●	●	●	●		
		(2) 漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。		●	●	●		
農林土木班 農林土木課長	農林土木課	(1) 救援物資に係る商工振興班の支援に関すること。	●	●	●	●		
		(2) 交通規制等の応急交通対策に関すること。		●	●	●		
		(3) ひ門及び排水ポンプの操作管理に関すること。			●	●		
		(4) 農地、ため池、農林土木施設の復旧対策に関すること。			●	●	●	

## ◆都市対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3 h	～12 h	～1 日		
都市部長	都市計画班 都市計画課長	都市計画課	(1) 被災市街地の被害状況の把握及び応急対策に関する こと。	●	●	●	●	
			(2) 帰宅困難者の支援の部内総括に関する こと。	●	●	●	●	
			(3) 被災宅地の危険度判定に関する こと。		●	●	●	
			(4) 被災市街地の復旧・復興に関する こと。					●
	交通政策班 交通政策課長	交通政策課	(1) 公共交通情報の収集及び情報提供に関する こと。	●	●	●	●	●
			(2) 交通関係機関等との連絡調整に関する こと。	●	●	●	●	
			(3) 帰宅困難者の情報収集及び状況把握に関する こと。	●	●	●	●	
			(4) 避難所以外の一時滞在施設の選定及び関係者への 協力要請に関すること。		●	●	●	
			(5) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に 関すること。		●	●	●	
	建築指導班 建築指導課長	建築指導課	(1) 帰宅困難者の支援に関する こと。	●	●	●	●	
			(2) 建築物（避難所その他の公共施設等）の応急危険 度判定に関すること。		●	●	●	
			(3) 被災建築物応急危険度判定に関する こと。		●	●	●	
			(4) 住宅の被害認定に関する こと。			●	●	●
			(5) 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支 援に関すること。				●	●
			(6) 災害復興住宅資金の融資に関する こと。				●	●
			(7) 建築関係業者との連絡調整に関する こと。				●	●
			(8) 被災者の建築相談に関する こと。				●	●
			(9) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関する こと。				●	●
			(10) 住宅の応急修理の技術的対応に関する こと。				●	
	住宅政策班 住宅政策課長	住宅政策課	(1) 帰宅困難者の支援に関する こと。	●	●	●	●	
			(2) 市営住宅の被害状況の収集及び応急対策工事に 関すること。	●	●	●	●	
			(3) 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関する こと。	●	●	●	●	
			(4) 市営住宅の入居者の相談に関する こと。		●	●	●	●
			(5) 市営住宅の緊急入居に関する こと。		●	●	●	
			(6) 応急仮設住宅に関する こと。				●	●
			(7) 住宅の応急修理に関する こと。				●	
	復旧工事調 整班 技術監理室 主幹	技術監理室	(1) 災害復旧対策にかかる関係機関との総合調整に 関すること。	●	●	●	●	●
			(2) 帰宅困難者の支援に関する こと。			●	●	
			(3) 災害応急対策工事にかかる工事検査に関する こと。				●	

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日		
都市部長	呉駅周辺事業推進班 呉駅周辺事業推進室担当課長	呉駅周辺事業推進室	(1) 帰宅困難者の支援に関する事。	●	●	●	●	

## ◆土木対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日		
土木部長	幹線道路班 土木企画室長	土木企画室	(1) 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び緊急輸送対策に関する事。	●	●	●	●	●
			(2) 国道，県道の被害状況の把握及び連絡調整に関する事。	●	●	●	●	●
			(3) 道路交通情報の収集及び情報提供に関する事。	●	●	●	●	●
	土木総務班 土木総務課長	土木総務課 用地対策室	(1) 道路，橋りょう，河川等の被害状況調査及び応急対策に関する事。	●	●	●	●	
			(2) 交通規制等の応急交通対策に関する事。		●	●	●	
			(3) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関する事。		●	●	●	
			(4) 道路，橋りょう，河川等の障害物の除去に関する事。			●	●	
			(5) 建設業協会，民間建設業者等の連絡調整に関する事。			●	●	
			(6) 応急資機材の確保及び保管に関する事。			●	●	
			(7) 救援活動拠点等としての公園緑地の使用にかかる連絡調整に関する事。			●	●	
			(8) 国，他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援に関する事。				●	
			(9) 災害応急対策のための土地の収用に関する事。				●	
			(10) 公園緑地等にかかる国，県等との連絡調整に関する事。				●	
	土木施設対策班 土木維持課長	土木維持課 土木整備課	(1) 道路，橋りょう，河川等の被害状況調査及び応急対策に関する事。	●	●	●	●	
			(2) 交通規制等の応急交通対策に関する事。		●	●	●	
			(3) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関する事。		●	●	●	
			(4) 道路，橋りょう，河川等の障害物の除去に関する事。			●	●	
			(5) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関する事。			●	●	
			(6) ひ門，排水ポンプ場，防潮堤の操作管理に関する事。			●	●	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
土木部長	土木施設対策班 土木維持課長	土木維持課 土木整備課	(7) 公園等の電気設備の保全に関する事			●	●	
			(8) 急傾斜地対策に関する事				●	
			(9) 所管の公共土木施設復旧対策に関する事				●	●
	土木施設対策班 土木維持課長	各土木出張所	(1) 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査及び応急対策に関する事	●	●	●	●	
			(2) 交通規制等の応急交通対策に関する事		●	●	●	
			(3) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関する事		●	●	●	
			(4) ため池の被害状況調査及び応急対策に関する事			●	●	
			(5) 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去に関する事			●	●	
			(6) 市街地の排水対策及び沿岸部等の高潮対策に関する事			●	●	
			(7) ひ門、排水ポンプ場、防潮堤の操作管理に関する事			●	●	
			(8) 公園等の電気設備の保全に関する事			●	●	
			(9) 急傾斜地対策に関する事				●	
			(10) 所管の公共土木施設復旧対策に関する事				●	●
営繕班 営繕課長	営繕課	(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の被害状況調査及び応急対策工事に関する事	●	●	●	●		
		(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る住宅政策班の支援に関する事				●	●	

◆議会対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
議会事務局 局長	議会班 議会事務局 議会総務課長	議会事務局 議会総務課 議事課	(1) 議員の安否確認及び罹災状況の把握に関する事	●	●	●	●	
			(2) 災害に関する議会活動に関する事	●	●	●	●	

◆消防対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧	
				～3h	～12h	～1日			
消防局副局長	消防総務班 消防総務課長	消防総務課	(1) 職員及び消防団員の招集に関する事	●	●	●	●		
			(2) 施設、設備等の被害状況の把握及び保守に関する事	●	●	●	●	●	
			(3) 災害情報の広報に関する事	●	●	●	●		
			(4) 必要物資の調達に関する事	●	●	●	●		
			(5) 車両及び機械器具の応急修理に関する事	●	●	●	●		
	予防班 予防課長	予防課	(1) 火災予防に関する事	●	●	●	●		
			(2) 危険物に関する事	●	●	●	●		
	警防班 警防課長	警防課	(1) 所管施設、車両等の被害状況の把握、応急対策及び保全に関する事	●	●	●	●		
			(2) 消防隊等の出動指令に関する事	●	●	●	●		
			(3) 消防通信の運用、統制、保全に関する事	●	●	●	●		
			(4) 消防対策部の災害体制等の発令に関する事	●	●	●	●		
			(5) 消防隊等の編成及び出動に関する事	●	●	●	●		
			(6) 消防隊・救急隊等の指揮及び運用に関する事	●	●	●	●		
			(7) 災害の警戒、防御及び事前措置に関する事	●	●	●	●		
			(8) 災害情報、気象情報等の収集、伝達、報告に関する事	●	●	●	●	●	
			(9) 災害対策本部等、関係機関との連絡調整に関する事	●	●	●	●		
			(10) 緊急消防援助隊、他機関の応援要請に関する事			●	●		
			(11) 記録に関する事	●	●	●	●	●	
	西署班 西消防署長 東署班 東消防署長	西消防署 東消防署	(1) 所管施設、車両等の被害状況の把握、応急対策並びに保全に関する事	●	●	●	●		
			(2) 職員の招集に関する事	●	●	●	●		
			(3) 現場指揮所等の設置に関する事	●	●	●	●		
			(4) 消防隊等の編成に関する事	●	●	●	●		
			(5) 災害の警戒、防御及び事前措置に関する事	●	●	●	●		
			(6) 災害の警戒広報及び指導に関する事	●	●	●	●		
			(7) 応援の要請に関する事	●	●	●	●	●	
			(8) 災害情報の収集、報告に関する事	●	●	●	●	●	
			(9) 危険物に関する事	●	●	●	●		
			(10) 被害調査に関する事				●	●	
			(11) 記録に関する事	●	●	●	●	●	
	消防団長	消防団班 消防団副団長 消防団室長	各消防分団 消防団室	(1) 団の総括及び方面隊、地区隊への指示、連絡調整に関する事	●	●	●	●	
				(2) 消防局、消防団本部、市民センターとの連絡調整に関する事	●	●	●	●	

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
消防団長	消防団班 消防団副団 長 消防団室長	各消防分団 消防団室	(3) 所管施設、車両等の被害状況の把握及び管理保全に関すること。	●	●	●	●	
			(4) 団員の動員、隊の編成に関すること。	●	●	●	●	
			(5) 団員の安否情報及び罹災状況に関すること。	●	●	●	●	
			(6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。	●	●	●	●	●
			(7) 消防広報及び避難誘導に関すること。	●	●	●	●	

◆上下水道対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
経営総務部長	上下水道 総括班 上下水道 総務課長	上下水道 総務課 経営企画 課	(1) 県水道施設の被害状況の把握及び復旧対策の総合調整に関すること。	●	●	●	●	●
			(2) 上下水道事業に係る災害広報の総括に関すること。		●	●	●	
			(3) 水道施設及び下水道施設の災害復旧・復興の総合企画に関すること。		●	●	●	●
			(4) 水道・下水道使用料の減免に関すること。			●	●	●
			(5) 他の地方公共団体からの水道支援の総括に関すること。					●
	上下水道 窓口班 営業課長	営業課	(1) 電話受付に関すること。	●	●	●	●	
		(2) 資材及び車両の調達・管理に関すること。	●	●	●	●		
		(3) 所管車両の管理保全に関すること。			●	●		
技術部長	応急給水 班 水道建設 課長	水道建設 課	(1) 応急給水計画に関すること。		●	●	●	
			(2) 医療機関（災害拠点病院、救急告示医療機関、透析医療機関）への運搬給水に関すること。		●	●	●	
			(3) 地域給水拠点等への運搬給水に関すること。		●	●	●	
	応急排水 班 技術部副 部長	下水建設 課	(1) 所管管きよの閉塞状況の把握及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 応急排水計画及び汚水運搬計画に関すること。	●	●	●	●	
	下水道管 路復旧班 下水建設 課長	下水建設 課	(1) 所管管きよの被害状況の把握及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 修繕計画に関すること。			●	●	
			(3) 下水道管の修繕に関すること。			●	●	
	給水復旧 班 管路管理 課長	管路管理 課	(1) 所管管路の被害状況の把握及び応急対策に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 水道管の修繕に関すること。	●	●	●	●	
			(3) 復旧工事関係者との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
			(4) 修繕計画に関すること。	●	●	●	●	
(5) 市民広報の実施に関すること。				●	●	●		
(6) 濁水対策に関すること。				●	●	●		



資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
技術部長	水道施設班 浄水課長	浄水課	(1) 水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(2) 施設の復旧計画及び水運用計画に関する事 こと。	●	●	●	●	●
			(3) 危険物の点検及び安全確保に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(4) 採水計画及び水質検査に関する事 こと。			●	●	
	下水道施設班 下水施設課長	下水施設課	(1) 下水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(2) 危険物の点検及び安全確保に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(3) 施設の復旧計画及び汚水処理計画に関する事 こと。		●	●	●	●
			(4) 採水計画及び水質検査に関する事 こと。			●	●	

◆教育対策部

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～3h	～12h	～1日		
教育部長	教育総務班 教育総務課長	教育総務課	(1) 災害関連情報の集約及び伝達に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(2) 教育委員との連絡調整に関する事 こと。		●	●	●	
			(3) 他都市応援職員の受入れに関する事 こと。				●	●
	学校施設班 学校施設課長	学校施設課	(1) 学校施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に 関すること。	●	●	●	●	
			(2) 応急教育実施施設の確保に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(3) 教育備品の被害状況の把握及び調達に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(4) 学校施設の災害復旧計画に関する事 こと。			●	●	●
			(5) 学校施設の応急危険度判定の要請に関する事 こと。				●	●
	学校教育班 学校教育課長	学校教育課	(1) 教職員の動員・配備に関する事 こと。		●	●	●	
			(2) 学校の教育再開（応急教育計画）の総括に関する 事こと。				●	
			(3) 被災児童生徒への教科書・学用品等の調達給与に 関すること。				●	
			(4) 被災児童生徒への育英及び奨学に関する事 こと。				●	●
	学校安全班 学校安全課長	学校安全課	(1) 児童生徒の安全対策の総括に関する事 こと。	●	●	●	●	
			(2) 児童生徒、保護者の安否情報及び保護者への引渡 しに関する事こと。	●	●	●	●	
			(3) 保護者への防災情報の提供に関する事 こと。	●	●	●	●	
(4) 災害情報・気象情報等の収集に関する事 こと。			●	●	●	●		
(5) 学校の保健衛生に関する事 こと。					●	●		

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部・局長	班/班長	担当課等	分掌事務	初 動			応急	復旧
				～ 3 h	～ 12 h	～ 1 日		
教育部長	（各）学校 班 各小学校長 各中学校長 義務教育学 校長 高等学校長	各学校教職 員	(1) 児童生徒の安全に関すること。	●	●	●	●	
			(2) 学校施設・設備・教育備品の被害状況の把握に関する こと。	●	●	●	●	
			(3) 児童生徒，保護者の安否情報及び保護者への引渡 しに関すること。	●	●	●	●	
			(4) 所管教職員の安否情報及び罹災状況の把握に関す ること。	●	●	●	●	
			(5) 避難所として学校施設の供与及び管理に関するこ と。	●	●	●	●	
			(6) 避難所運営及び救護所等の支援に関すること。	●	●	●	●	
			(7) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。	●	●	●	●	
			(8) 学校の管理保全及び保健衛生に関すること。			●	●	
			(9) 学校給食及び非常炊出しに関すること。			●	●	
			(10) 学校の教育再開（応急教育計画）に関すること。				●	
			(11) 被災児童生徒への教科書・学用品の給与に関す ること。				●	

## 呉市防災会議構成機関，指定地方公共機関等への通知先及び方法

通知先	所在地	電話番号	F A X 番号
中国財務局呉出張所	呉市中央 3 丁目 9 - 15	0823-21-6411	0823-23-2551
中国四国農政局広島県拠点	広島市中区上八丁堀 6 - 30	082-228-5840	082-228-5817
中国運輸局呉海事事務所	呉市宝町 9 - 25	0823-22-2520	0823-22-2522
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所	広島市南区宇品海岸 3 丁目 10-28	082-254-6414	082-254-6427
呉海上保安部	呉市宝町 9 - 25	0823-21-0123	0823-21-0123
広島地方气象台	広島市中区上八丁堀 6 - 30	082-223-3953	082-223-3968
呉労働基準監督署	呉市中央 3 丁目 9 - 15	0823-22-0005	
呉公共職業安定所	呉市西中央 1 丁目 5 - 2	0823-22-8609	0823-22-1106
中国地方整備局 広島国道事務所	広島市南区東雲 2 丁目 13-28	082-281-4131	082-286-7897
広島県（県危機管理監）	広島市中区上八丁堀 1 - 6	082-513-2784	082-227-2122
広島県西部総務事務所呉支所	呉市西中央 1 丁目 3 - 25	0823-22-5400 夜間0823-22-5408	0823-21-6910 0823-21-6928
広島県西部厚生環境総合事務所呉支所	呉市西中央 1 丁目 3 - 25	0823-22-5400 夜間0823-22-5404	0823-21-6928
広島県西部建設事務所呉支所  （野呂川ダム管理事務所）	呉市西中央 1 丁目 3 - 25  呉市安浦町中畑 641-11	0823-22-5400 夜間0823-22-3456 0823-84-3116	0823-21-6928  0823-84-6850
広島県西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央 1 丁目 3 - 25	0823-22-5400 夜間0823-22-5409	0823-21-6928
呉警察署	呉市西中央 2 丁目 2 - 4	0823-29-0110	0823-24-2447
広警察署	呉市広大新開 1 丁目 5 - 6	0823-75-0110	0823-74-0199
呉市消防団	呉市西中央 3 丁目 1 - 9 （消防団室）	0823-26-0305	0823-26-0308
日本赤十字社広島県支部	広島市中区千田町 2 丁目 5 - 49	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会広島放送局	広島市中区大手町 2 丁目 11-10	082-504-5210	082-504-5320
西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅	呉市宝町 1 - 16	0823-32-7625	0823-24-2574
西日本電信電話株式会社中国支店	広島市南区宇品神田 3 丁目 12-11	082-505-4757	082-2507466
株式会社 N T T ドコモ中国支社 ネットワーク部	広島市中区大手町 4 丁目 1 - 8	082-544-1910	082-544-2366
国立病院機構呉医療センター	呉市青山町 3 - 1	0823-22-3111	0823-21-0478
日本郵便株式会社呉郵便局	呉市西中央 2 丁目 1 - 1	0823-21-8803	0823-21-9763
日本通運株式会社呉支店	呉市阿賀南 7 丁目 11 - 5	0823-73-0077	0823-73-5588
中国電力ネットワーク株式会社 呉ネットワークセンター	呉市西中央 2 丁目 2 - 11	0823-26-2623 夜間・休日 0120-188-514	0823-26-2614
広島ガス株式会社呉支店	呉市中央 1 丁目 6 - 16	0823-22-1244	0823-21-5180
広島電鉄株式会社バス事業本部 呉輸送営業部	呉市宝町 1 - 10	0823-36-2460	0823-36-2481
済生会呉病院	呉市三条 2 丁目 1 - 13	0823-21-1601	0823-24-5274

## 資料編（風水害・震災応急対策編関係）

通知先	所在地	電話番号	F A X 番号
瀬戸内海汽船株式会社	広島市南区宇品海岸1丁目13-13	平日9:00～19:00 082-255-3342 上記時間外当直者 082-255-3326	082-505-0134
株式会社中国放送呉支局	呉市中央2丁目5-15-805	0823-21-2269	0823-22-4546
広島テレビ放送株式会社呉支局	呉市西中央1丁目5-14-402	0823-23-9322	0823-23-9322
株式会社広島ホームテレビ呉支局	呉市中央3丁目6-21	080-8230-2092	0823-25-1131
株式会社テレビ新広島呉支局	呉市焼山政畝2丁目7-3	090-3635-2855	
広島エフエム放送株式会社	広島市南区皆実町1丁目8-2	082-251-2260	082-255-6633
呉市自治会連合会	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3223	0823-25-3013
呉市女性連合会	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3221	0823-25-3013
呉市赤十字奉仕団	呉市中央4丁目1-6（地域協働課）	0823-25-3581	0823-25-3013
呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12-21	0823-25-3509	0823-25-7453
呉市民生委員・児童委員協議会	呉市中央4丁目1-6（福祉保健課）	0823-25-3265	0823-24-4863
ウィ・カメラア	呉市安浦町下垣内810番地1	0823-84-4673	0823-84-4673
呉工業高等専門学校	呉市阿賀南2丁目2-11	0823-73-8400	0823-71-9125
海上自衛隊呉地方総監部	呉市幸町8-1	0823-22-5511	0823-22-5692
呉市議会	呉市中央4丁目1-6（議会事務局）	0823-25-3240	0823-24-7903
呉市議会	呉市中央4丁目1-6（議会事務局）	0823-25-3246	0823-24-7903
呉市医師会	呉市朝日町15-24	0823-22-2326	0823-23-2102
労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷1丁目5-1	0823-72-7171	0823-74-0371
呉共済病院	呉市西中央2丁目3-28	0823-22-2111	0823-25-4752
広島県看護協会	広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361
呉市薬剤師会	呉市中通1丁目4-2	0823-21-4695	0823-21-4855
一般市民	防災行政無線，登録制メール，緊急速報メール，広報車，有線放送又は報道機関		
各局，部，課等	庁内放送，庁内LAN，職員防災情報メール又は電話		

呉市災害対策本部条例

昭和38年6月1日  
条例第28号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、呉市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

（ 空 白 ）

## 災害体制時における職員の配置・編成表

## 1 災害対策本部の本部事務局

チーム名	区分	所属等	職員数（人）		
			第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
総括チーム	チームリーダー	危機管理課長	1	1	1
	構成員	危機管理課職員	1～4	1～6	2～8
		その他応援職員	1～3	1～4	2～4
企画チーム	チームリーダー	企画部副部長	1	1	1
	構成員	企画部職員	0～2	1	1
		その他応援職員	0～2	0～2	1～3
情報チーム	チームリーダー	総務部副部長	1	1	1
	構成員	総務部職員	0～1	1～2	1～3
		その他応援職員	0～1	2～5	4～7
報道チーム	チームリーダー	秘書広報課長	1	1	1
	構成員	秘書広報課職員	0～1	0～1	0～2
動員・受援チーム	チームリーダー	総務部副部長	1	1	1
	構成員	総務部職員	0～1	2～3	2～4
		その他応援職員	0～2	1～3	1～4
救出救助対策チーム	チームリーダー	消防局副局長	1	1	1
	構成員	消防局職員	0～1	2～4	2～4
		その他応援職員	0～1	0～1	0～2
医療救護対策チーム	チームリーダー	福祉保健部副部長	1	1	1
	構成員	福祉保健部職員	0～1	1～2	1～3
		その他応援職員	0～1	1～3	1～4
避難者対策チーム	チームリーダー	市民部副部長	1	1	1
	サブリーダー	福祉保健部副部長	1	1	1
	構成員	市民部職員	0～2	1～3	1～4
		福祉保健部職員	0～2	1～3	1～4
物資調達対策チーム	チームリーダー	産業部副部長	1	1	1
	構成員	産業部職員	0～2	1～3	1～4
		その他応援職員	0～1	1～3	1～4
応急復旧対策チーム	チームリーダー	都市部技術監理室長	1	1	1
	構成員	都市部技術監理室職員	0～1	1～2	1～3
		土木部職員	0～1	1～2	1～3
		その他応援職員	0～1	1～4	1～4
交通・輸送対策チーム	チームリーダー	都市部副部長	1	1	1
	構成員	都市部職員	0～1	1～2	1～3
		その他応援職員	0～1	1～2	1～3
ライフライン対策チーム	チームリーダー	土木部副部長	1	1	1
	構成員	その他応援職員	0～1	1～2	1～3

※ 上記人数は、動員に当たっての目安で有り、災害規模、被災状況等に応じて各チームリーダーは、所属する各対策部から人数を加減し、必要に応じて、全所属から「総務部長が指名する職員」の動員を行う。

※その他応援職員		
○本部事務局の各チームに配置する「その他応援職員」は、右記の表の職員数を目安として各所属から派遣する。 ○動員に当たっては、災害規模等により人数を加減する。	派遣元となる所属名	職員数（人）
	監 査 事 務 局	3
	農 業 委 員 会 事 務 局	1
	議 会 事 務 局	2
	総務部・選挙管理委員会	4
	財 務 部	3
	文 化 ス ポ ー ツ 部	3
	環 境 部	3
	教 育 対 策 部	3



## 2 災害体制ごとの配備・編成表（令和5年4月1日現在）

市長事務部局ほか（消防対策部・上下水道対策部以外）

部局	班	課等	災害注意体制	災害警戒体制 災害対策本部設置	災害対策本部設置	災害対策本部設置	
				第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
						初動	それ以降
本部事務局	本部事務局	危機管理課	2 ～ 3	3 ～ 5	3 ～ 5	11	3 ～ 5
		監査事務局	0 ～ 1	0 ～ 1	1 ～ 2	7	2 ～ 3
		選挙管理委員会事務局	0 ～ 1	0 ～ 1	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		農業委員会事務局	0 ～ 1	0 ～ 1	1 ～ 2	5	1 ～ 2
	小計		2 ～ 6	3 ～ 8	6 ～ 11	28	7 ～ 12
総務対策部	秘書広報班	秘書広報課	1 ～ 1	1 ～ 3	1 ～ 3	12	4 ～ 6
	東京連絡班	東京事務所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	2	0 ～ 1
	庶務班	総務課	0 ～ 0	1 ～ 2	2 ～ 3	11	3 ～ 5
	動員班	人事課	0 ～ 0	1 ～ 3	1 ～ 4	12	4 ～ 6
		人事課（出向者）	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 0	18	6 ～ 9
	情報計画班	行政改革デジタル推進第1課	0 ～ 0	0 ～ 0	2 ～ 3	11	3 ～ 5
		行政改革デジタル推進第2課	～	～	～	10	3 ～ 5
	小計		1 ～ 1	3 ～ 8	6 ～ 14	76	23 ～ 37
企画対策部	企画班	企画課	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 4	16	5 ～ 8
議会対策部	議会班	議会総務課、議事課	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 3	16	5 ～ 8
財務対策部	財政班	財政課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 3	14	4 ～ 7
	管財班	管財課	1 ～ 1	1 ～ 1	1 ～ 5	15	5 ～ 7
	契約班	契約課	0 ～ 0	0 ～ 2	0 ～ 4	10	3 ～ 5
	罹災調査証明班	収納課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 3	23	7 ～ 11
		市民税課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 2	23	7 ～ 11
		資産税課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 3	28	9 ～ 14
	会計班	会計課	0 ～ 0	0 ～ 0	2 ～ 3	9	3 ～ 4
	小計		1 ～ 1	1 ～ 3	7 ～ 23	122	38 ～ 59
市民対策部	避難所・ボランティア班	地域協働課	1 ～ 2	2 ～ 6	5 ～ 8	18	6 ～ 9
	市民相談班	市民窓口課、市民相談室	0 ～ 0	1 ～ 3	4 ～ 8	29	9 ～ 14
		人権・男女協働参画課	0 ～ 0	1 ～ 1	1 ～ 2	7	2 ～ 3
	(各)市民センター班	吉浦市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	8	2 ～ 4
		警固屋市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	6	2 ～ 3
		阿賀民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 3	7	2 ～ 3
		広市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 5	13	4 ～ 6
		仁方市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	7	2 ～ 3
		宮原市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		天応市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		昭和市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	7	2 ～ 3
		郷原市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		下蒲刈市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	7	2 ～ 3
		川尻市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	9	3 ～ 4
		音戸市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 3	9	3 ～ 4
		倉橋市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 3	7	2 ～ 3
		蒲刈市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	6	2 ～ 3
	安浦市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	8	2 ～ 4	
	豊浜市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	1 ～ 2	6	2 ～ 3	
	豊市民センター	1 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 3	6	2 ～ 3	
	小計		18 ～ 19	21 ～ 44	32 ～ 59	175	52 ～ 81
文化スポーツ 対策部	文化振興班	文化振興課	0 ～ 0	0 ～ 1	2 ～ 6	14	4 ～ 7
		生涯学習センター		0 ～ 1	3	1 ～ 1	
		中央図書館		0 ～ 0	1 ～ 2	8	2 ～ 4
	スポーツ施設班	スポーツ振興課	0 ～ 0	0 ～ 1	2 ～ 4	12	4 ～ 6
	小計		0 ～ 0	0 ～ 2	5 ～ 13	37	11 ～ 18

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部局	班	課等	災害注意体制	災害警戒体制 災害対策本部設置	災害対策本部設置	災害対策本部設置	
				第1 配備体制	第2 配備体制	第3 配備体制	
						初動	それ以降
福祉保健対策部	福祉保健班	福祉保健課	0 ～ 2	1 ～ 3	3 ～ 10	29	9 ～ 14
	保険年金班	保険年金課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 6	32	10 ～ 16
	介護保険班	介護保険課	0 ～ 0	1 ～ 2	2 ～ 4	21	7 ～ 10
	高齢者福祉班	高齢者支援課	0 ～ 1	1 ～ 1	1 ～ 4	14	4 ～ 7
	下蒲刈病院班	公立下蒲刈病院	0 ～ 0	1 ～ 3	3 ～ 8	46	15 ～ 23
	保健医療班	地域保健課	0 ～ 0	1 ～ 2	2 ～ 4	19	6 ～ 9
		西保健センター	0 ～ 0	0 ～ 1	2 ～ 4	19	6 ～ 9
		東保健センター	0 ～ 0	0 ～ 0	2 ～ 3	12	4 ～ 6
		音戸保健出張所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	2	0 ～ 1
		倉橋保健出張所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	2	0 ～ 1
		川尻保健出張所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	1	0 ～ 1
		安浦保健出張所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	2	0 ～ 1
		安芸灘保健出張所	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	2	0 ～ 1
	生活衛生班	生活衛生課	0 ～ 0	1 ～ 1	2 ～ 4	16	5 ～ 8
	障害福祉班	障害福祉課	0 ～ 1	1 ～ 2	2 ～ 4	23	7 ～ 11
	遺体安置所設置班	生活支援課	0 ～ 0	1 ～ 1	1 ～ 6	47	15 ～ 23
小計		0 ～ 4	8 ～ 16	21 ～ 62	287	88 ～ 141	
子ども対策部	子ども支援班	子ども支援課	0 ～ 0	1 ～ 2	2 ～ 6	19	6 ～ 9
	子ども家庭相談班	子ども家庭相談課	0 ～ 0	0 ～ 1	0 ～ 2	9	3 ～ 4
	子ども施設班	子ども施設課	0 ～ 1	1 ～ 3	3 ～ 16	90	30 ～ 45
	小計		0 ～ 1	2 ～ 6	5 ～ 24	118	39 ～ 58
環境対策部	環境対策班	環境政策課	0 ～ 0	0 ～ 1	4 ～ 6	21	7 ～ 10
		環境試験センター	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 3	10	3 ～ 5
	廃棄物処理班	環境施設課	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 3	23	7 ～ 11
	廃棄物収集班	環境業務課	0 ～ 0	0 ～ 1	3 ～ 7	55	18 ～ 27
	小計		0 ～ 0	0 ～ 3	9 ～ 19	109	35 ～ 53
産業対策部	商工振興班	商工振興課	0 ～ 0	1 ～ 2	4 ～ 8	18	6 ～ 9
	観光振興班	観光振興課	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 2	17	5 ～ 8
		海事歴史科学館学芸課	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 2	14	4 ～ 7
	港湾漁港班	港湾漁港課	0 ～ 1	1 ～ 4	3 ～ 8	24	8 ～ 12
	農林水産班	農林水産課	0 ～ 1	1 ～ 3	3 ～ 7	14	4 ～ 7
		農業振興センター	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 1	4	1 ～ 2
		水産振興室	0 ～ 0	0 ～ 1	0 ～ 2	4	1 ～ 2
農林土木班	農林土木課	1 ～ 1	2 ～ 7	5 ～ 8	17	5 ～ 8	
小計		1 ～ 3	5 ～ 19	17 ～ 38	112	34 ～ 55	
都市対策部	都市計画班	都市計画課	0 ～ 0	1 ～ 2	2 ～ 4	16	5 ～ 8
	交通政策班	交通政策課	1 ～ 2	3 ～ 4	3 ～ 4	9	3 ～ 4
	建築指導班	建築指導課	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 2	8	2 ～ 4
	住宅政策班	住宅政策課	0 ～ 0	1 ～	2 ～ 3	16	5 ～ 8
	復旧工事調整班	技術監理室	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 4	10	3 ～ 5
	呉駅周辺事業推進班	呉駅周辺事業推進室	0 ～ 0	0 ～ 0	0 ～ 0	4	1 ～ 2
	小計		1 ～ 2	5 ～ 7	9 ～ 17	63	19 ～ 31
土木対策部	幹線道路班	土木企画室	1 ～ 2	1 ～ 2	1 ～ 2	5	1 ～ 2
	土木総務班	土木総務課	0 ～ 2	2 ～ 4	3 ～ 6	16	5 ～ 8
		用地対策室	0 ～ 1	0 ～ 2	0 ～ 3	9	3 ～ 4
	土木対策班	土木維持課	3 ～ 4	7 ～ 9	6 ～ 9	24	8 ～ 12
		音戸倉橋土木出張所	1 ～ 2	3 ～ 3	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		川尻安浦土木出張所	1 ～ 2	3 ～ 3	1 ～ 2	5	1 ～ 2
		安芸灘土木出張所	1 ～ 2	3 ～ 3	1 ～ 2	4	1 ～ 2
		土木整備課	1 ～ 2	3 ～ 6	5 ～ 8	21	7 ～ 10
	當繕班	當繕課	0 ～ 3	0 ～ 7	2 ～ 10	26	8 ～ 13
小計		8 ～ 20	22 ～ 39	20 ～ 44	115	35 ～ 55	

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

部局	班	課等	災害注意体制	災害警戒体制 災害対策本部設置	災害対策本部設置	災害対策本部設置	
				第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
						初動	それ以降
教育対策部	教育総務班	教育総務課	0 ～ 1	0 ～ 2	2 ～ 4	9	3 ～ 4
	学校施設班	学校施設課	0 ～ 0	0 ～ 2	2 ～ 8	23	7 ～ 11
	学校教育班	学校教育課	0 ～ 0	0 ～ 2	2 ～ 5	23	7 ～ 11
	学校安全班	学校安全課	0 ～ 0	0 ～ 1	1 ～ 3	13	4 ～ 6
	学校班	呉高等学校	0 ～ 0	0 ～ 0	1 ～ 3	38	12 ～ 19
	小計		0 ～ 1	0 ～ 7	8 ～ 23	106	33 ～ 51
合計			32 ～ 58	70 ～ 163	146 ～ 354	1,380	424 ～ 667

消防局

部局	班	課等	災害注意体制	災害警戒体制 災害対策本部設置	災害対策本部設置	災害対策本部設置	
				第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
						初動	それ以降
消防対策部	消防総務班	消防総務課	～	1 ～ 4	4 ～ 12	20	6 ～ 10
	警防班	警防課	12 ～ 13	13 ～ 20	20 ～ 39	39	13 ～ 19
	予防班	予防課	～	0 ～ 3	3 ～ 7	7	2 ～ 3
	西署班	西消防署	46 ～ 46	46 ～ 80	105 ～ 160	159	53 ～ 79
	東署班	東消防署	44 ～ 44	44 ～ 80	105 ～ 157	154	51 ～ 77
	消防団班	消防団	～	14 ～ 340	500 ～ 1,600	1,635	545 ～ 817
	合計		102 ～ 103	118 ～ 527	737 ～ 1,975	2,014	670 ～ 1,005

上下水道局

部局	班	課等	災害注意体制	災害警戒体制 災害対策本部設置	災害対策本部設置	災害対策本部設置	
				第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制	
						初動	それ以降
上下水道対策部	上下水道総括班	上下水道総務課 外	2 ～ 12	2 ～ 16	10 ～ 10	17	5 ～ 8
	上下水道窓口班	上下水道総務課 外			4 ～ 4	12	4 ～ 6
	給水復旧班	水道建設課 外			5 ～ 5	22	7 ～ 11
	応急給水班	経営企画課 外			4 ～ 4	46	15 ～ 23
	水道施設班	浄水課			4 ～ 4	35	11 ～ 17
	応急排水班	下水建設課			3 ～ 3	10	3 ～ 5
	下水管路復旧班	下水建設課			3 ～ 3	17	5 ～ 8
	下水施設班	下水施設課			4 ～ 4	26	8 ～ 13
	合計				2 ～ 12	2 ～ 16	37 ～ 37

## 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の発表官署、種類及び発表基準

引用：広島県地域防災計画附属資料

## 1 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合。	気象業務法第13条及び第13条の2 水防法第10条第1項
広島県西部建設事務所呉支所・広島地方気象台（共同）	黒瀬川（左岸・右岸 広島県呉市郷原町二級ダムから海まで）について洪水のおそれがある場合。	水防法第11条第1項 気象業務法第14条の2第3項
広島県土木建設局砂防課・広島地方気象台（共同）	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合。	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波の恐れがある場合。  地震動による重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。 (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	気象業務法第13条

## 2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

## 3 種類及び発表の基準

## (1) 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こる恐れがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、雷雨等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

## ア 注意報

種 類		発 表 基 準 （発表区域：広島・呉）			
一般の 利用に 適合するもの	風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。			
	強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。			
	大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			
		市町村等をまとめた地域	広島・呉	市町	呉
		表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数	108		
	大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には 12 時間の降雪の深さが次の基準以上になると予想されるとき。			
		一時細分区域	南部	市町村等をまとめた地域	広島・呉
		12 時間降雪の深さ	10 cm		
	濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。			
雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。				
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。				
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが 40 cm 以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50 cm 以上あって最高気温が 10℃※以上になると予想されるとき。				
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるとき。				
着雪注意報	着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが、平地で 10 cm 以上になるか、山地で 30 cm 以上になり、気温 0～3℃が予想されるとき。				

種 類	発 表 基 準 （発表区域：広島・呉）																																								
一般の利用に適合するもの	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。																																							
	霜注意報	晩霜により、農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※4月以降最低気温が4℃以下と予想されるとき。																																							
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。																																							
	波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（(注)4）が1.5m以上なると予想されるとき。																																							
	洪水注意報	津波・高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準以上になると予想される場合。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>広島・呉</th> <th>市町</th> <th>呉市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>黒瀬川流域=23.8</td> <td>長谷川流域=3.7</td> <td>野呂川流域=14.1</td> <td>大谷川流域=5.2</td> <td>二河川流域=13</td> <td>中切川流域=7.5</td> <td>中畑川流域=6.7</td> <td>堺川流域=8.2</td> </tr> <tr> <td>※複合基準</td> <td colspan="4">黒瀬川流域=(8, 19)</td> <td colspan="4">長谷川流域=(5, 3.6)</td> <td colspan="4">大谷川流域=(5, 5.2)</td> <td colspan="4">中畑川流域=(5, 6.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="8">黒瀬川水系黒瀬側[町田]</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	広島・呉	市町	呉市	流域雨量指数基準	黒瀬川流域=23.8	長谷川流域=3.7	野呂川流域=14.1	大谷川流域=5.2	二河川流域=13	中切川流域=7.5	中畑川流域=6.7	堺川流域=8.2	※複合基準	黒瀬川流域=(8, 19)				長谷川流域=(5, 3.6)				大谷川流域=(5, 5.2)				中畑川流域=(5, 6.7)				指定河川洪水予報による基準	黒瀬川水系黒瀬側[町田]							
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	市町	呉市																																					
	流域雨量指数基準	黒瀬川流域=23.8	長谷川流域=3.7	野呂川流域=14.1	大谷川流域=5.2	二河川流域=13	中切川流域=7.5	中畑川流域=6.7	堺川流域=8.2																																
	※複合基準	黒瀬川流域=(8, 19)				長谷川流域=(5, 3.6)				大谷川流域=(5, 5.2)				中畑川流域=(5, 6.7)																											
指定河川洪水予報による基準	黒瀬川水系黒瀬側[町田]																																								
高潮注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には潮位が標高2.2m以上になると予想される場合。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																								
地面現象注意報 ※1	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																								
浸水注意報 ※1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																								

イ 警報

種 類		発 表 基 準 （発表区域：広島・呉）			
一般の利用に適合するもの	暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。			
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。			
	大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。			
		市町村等をまとめた地域	広島・呉	市町	呉市
		表面雨量指数基準	22		
		土壌雨量指数	137		
	大 雪 警 報	大雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には 12 時間の降雪の深さが次の基準以上になると予想されるとき。			
		一時細分区域	南部	市町村等をまとめた地域	広島・呉
		12 時間降雪の深さ	20 cm		
	波 浪 警 報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には、有義波高（（注）4）が 2.5m 以上になると予想されるとき。			
洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。				
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	市町	呉市	
	流域雨量指数基準	黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3			
	※複合基準	黒瀬川流域=(8, 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)			
	指定河川洪水予報による基準	黒瀬川水系黒瀬側[町田]			
高 潮 警 報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には潮位が標高 2.6m 以上になると予想されるとき。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。				
地面現象警報 ※ 1	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。				
浸 水 警 報 ※ 1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。				

## ウ 特別警報

一般の利用に適合するもの	種類	発表基準
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	地面現象特別警報 ※1	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
	津波：高いところで3mを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報と位置づける）。	
	火山：居住地域に重大な被害が予想される場合（噴火警報（居住地域）を特別警報と位置づける）。	
地震：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報と位置づける）。		

	種類	発表基準
るもの ※2 の利用に適合す	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

（注） 1 ※は、要素が気象官署のものであることを示す。

※1は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※2は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

## 【雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）】

## (ア) 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨\*がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。



## (イ) 大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨\*がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

※ 1 時間に概ね 30mm 以上の雨

## エ 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の実施基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね 2 4 時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から 1 日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね 1 ヶ月）ごとに、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

## 【大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準】

[暫定基準：震度 6 弱以上の地域] 広島地方気象台から基準設定後、通知

[暫定基準：震度 5 強の地域] 広島地方気象台から基準設定後、通知

## オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種 類	内 容
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]，[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

キ 気象情報

気象情報とは、気象等の予報に係るある台風、その他の異常気象等についての情報を具体的に速やかに発表されるものをいう。

また、目的別には、次のように分けられる。

- |                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 注意報，警報に先立って注意を喚起するためのもの。                                                                                                                       |
| (イ) 注意報，警報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説するもの。<br>数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼びかけるもの。                                                          |
| (ウ) 少雨，長雨，低温，梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり，解説したりするためのもの。                                                                                             |
| (エ) 気象情報の種類としては、台風に関する情報，大雨に関する情報，暴風と高波に関する情報，記録的短時間大雨情報（呉市1時間雨量110mm），土砂災害警戒情報（広島県と共同発表），少雨に関する情報などがある。<br>また、中国地方では対象とする予報区により、地方気象情報，府県気象情報がある。 |
| (オ) これらの情報は広島地方気象台から発表されるが、呉市には広島県を經由して伝達される。                                                                                                      |

ク 防災行政無線による放送等

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、防災行政無線による放送内容は、次のとおりである。

放送の種類	警報音	放送内容
緊急地震速報 （推定震度5弱以上）	チャイム音	緊急地震速報。 地震です。地震です。×3回
震度速報 （震度5弱以上）	なし	震度5弱の地震が発生しました。 火の後始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。×3回
大津波警報	サイレン音	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。×3回
津波警報	サイレン音	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。×3回
津波注意報	サイレン音	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。×3回

## (2) 広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

区分	標題	種類	発表基準
洪水予報 黒瀬川水系	黒瀬川氾濫発生情報	洪水警報（発表）又は洪水警報	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	黒瀬川氾濫危険情報		・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	黒瀬川氾濫警戒情報		・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	黒瀬川氾濫注意情報	洪水注意報（発表）又は洪水注意報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	黒瀬川氾濫注意情報（警戒情報解除）	洪水注意報（警報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	黒瀬川氾濫注意情報	洪水注意報解除	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

## (3) 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表基準	解除基準
警戒情報 土砂災害	大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表	降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時、市町ごとに解除

※ 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

## 気象庁本庁及び広島地方気象台が発表する地震・津波に関する情報

(1) 地震・津波に関する情報は、震度3以上を観測したとき及び津波警報等を行ったとき、その他情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められる場合に気象庁から発表される。

また、広島地方気象台から発表される地震・津波に関する情報は、次のとおりである。

ア 広島県内で震度1以上の地震を観測したとき。

イ 広島県に津波警報等が発表されたとき。

ウ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要性があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

(2) 地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表内容
地震情報 ※注1	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表）
津波情報 ※注2	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時間や高さを津波予報区で発表

※注1 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

※注2 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。（第六管区海上保安本部管理）

## (3) 発表基準，解説，発表される津波の高さ等

## 【津波警報等】

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。</li> <li>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</li> <li>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</li> </ul>	10m超 (10m<高さ)	巨大
			10m (5m<高さ≤10m)	
			5m (3m<高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による被害が発生します。</li> <li>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</li> <li>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</li> </ul>	3m (1m<高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の中や海岸付近は危険です。</li> <li>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</li> <li>潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。</li> </ul>	1m (0.2≤高さ≤1m)	

## (注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い地域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

## 【津波予報】

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 災害発生報告書（様式及び用語の定義）

災 害 発 生 報 告 書											
( ) 県支部 ( ) 市 町											
月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況							
発信者 職氏名					14 交通途絶となっ た路線						
受信者		情報連絡班		氏名		15 破堤越水した河 川海岸ため池					
1 調査 日時					16 その他の被害						
2 発生 場所											
人の被害	3 死者		人		氏名（生年月日）		17 災 害 対 策 本部設置		月 日 時 分		
	うち災害関連 死者		"								
	4 行 方 不明者		"		" "		18 避 難 の 指 示・勸告状 況		地区名	避難場所	人員
	5 重傷者		"		" "						人
	6 軽傷者		"		" "						
住家の被害	7 全壊 (全焼・流出)		棟	世帯		人	災害に 対し と つ て い る 措 置		19 消防職員		人 ( )
	8 半壊 (半焼)		"	"		"			20 消防団員		"
	9 床上浸水		"	"		"			21 警察官		"
	10 床下浸水		"	"		"			22 その他		"
	11 学校等 公共建物								計		"
12 その他						23 そ の 他 の 応 急 措 置					

## ※ 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積が30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家半壊（半壊）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20パーセント未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。



住家被害	一部破損	準半壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木などのたい積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋りょう被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
公共土木施設	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流出埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
自然公園等施設被害	自然公園法、広島県立自然公園条例及び自然環境保全法、広島県自然環境保全条例に定める施設の被害の施設で、施設利用が不能となった程度のものとする。	
その他	水道（断水）	上下水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

（ 空 白 ）

## 市町・消防本部（局）の連絡先

	団体名	担当部署名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
1	広島市	危機管理室 危機管理課	082-504-2653	082-504-2802	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp
2	呉市	総務部 危機管理課	0823-25-3326	0823-25-0315	kurekiki@city.kure.lg.jp
3	竹原市	総務企画部 危機管理課	0846-22-2283	0846-22-8579	kikikanri@city.takehara.lg.jp
4	三原市	危機管理監 危機管理課	0848-67-6165	0848-67-6164	shiminseikatsu@city.mihara.hiroshima.jp
5	尾道市	総務部総務課	0848-38-9216	0848-37-2740	kikikanri@city.onomichi.lg.jp
6	福山市	総務局総務部 危機管理防災課	084-928-1228	084-926-0845	kikikanri-bousai@city.fukuyama.lg.jp
7	府中市	危機管理監 危機管理室	0847-43-7211	0847-46-3450	kikikanri@city.hiroshima-fuchu.lg.jp
8	三次市	危機管理監 危機管理課	0824-62-6116	0824-62-2951	kikikanri@city.miyoshi.lg.jp
9	庄原市	生活福祉部 危機管理課	0824-73-1206	0824-73-1515	kiki@city.shobara.lg.jp
10	大竹市	総務部総務課 危機管理課	0827-59-2119	0827-57-7130	so-bosai@city.otake.lg.jp
11	東広島市	総務部 危機管理課 防災対策係	082-420-0400	082-422-4021	hgh200400@city.higashihiroshima.lg.jp
12	廿日市市	総務部 危機管理課	0829-30-9102	0829-32-1059	bousai@city.hatsukaichi.lg.jp
13	安芸高田市	総務部 危機管理課	0826-42-5625	0826-42-4376	kikikanri@city.akitakata.lg.jp
14	江田島市	危機管理監 危機管理課	0823-43-1633	0823-57-4435	kiki@city.etajima.lg.jp
15	府中町	総務企画部 危機管理課	082-286-3243	082-286-3126	kikikanri@town.hiroshima-fuchu.lg.jp
16	海田町	総務部 防災課	082-823-9208	082-823-7927	bousai@town.kaita.lg.jp
17	熊野町	総務部 危機管理課	082-820-5631	082-854-8009	kiki@town.kumano.lg.jp
18	坂町	民生部 環境防災課	082-820-1506	082-820-1522	bousai@town.saka.lg.jp
19	安芸太田町	総務課	0826-28-2111	0826-28-1622	soumu@town.akiota.lg.jp
20	北広島町	危機管理課	0826-72-7355	0826-72-5242	kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp
21	大崎上島町	総務企画課	0846-65-3111	0846-65-3198	somu01@town.osakikamijima.lg.jp

	団体名	担当部署名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
22	世羅町	総務課	0847-22-1111	0847-22-2768	soumu@town.sera.lg.jp
23	神石高原町	総務課	0847-89-3330	0847-85-3394	jk- soumu@town.jinsekikogen.l g.jp
24	広島市消防局	警防課	082-546-3451	082-249-1160	fs- keibou@city.hiroshima.lg. jp
25	呉市消防局	警防課	0823-26-0314	0823-26-0308	syoukei@city.kure.lg.jp
26	三原市消防本部	警防課	0848-62-2101	0848-62-5119	shoboikeibo@city.mihara.lg .jp
27	尾道市消防局	警防課	0848-55-9122	0848-55-9132	shobo.keibo@city.onomichi .lg.jp
28	大竹市消防本部	消防課	0827-54-0119	0827-53-2928	shoubou@city.otake.lg.jp
29	東広島市消防局	警防課	082-422-5648	082-422-7248	hgh225648@city.higashihir oshima.hiroshima.jp
30	廿日市市消防本部	総務課	0829-32-8111	0829-32-4119	shobo- somu@city.hatsukaichi.lg. jp
31	安芸高田市消防本部	消防課	0826-42-0931	0826-47-1191	acfd- shobo@city.akitakata.lg.j p
32	江田島市消防本部	警防課	0823-40-0119	0823-42-1965	shirei@city.etajima.lg.jp
33	府中町消防本部	警防課警防係	082-286-3119	082-288-6337	syobohonbu@town.hiroshima -fuchu.lg.jp
34	北広島町消防本部	消防課警防係	0826-72-0119	0826-72-7172	syoubou- keibou@town.kitahiroshima .lg.jp
35	備北地区消防広域行政組合消防本部	警防課	0824-63-9575	0824-63-3446	keibou0@119-bihoku.jp
36	福山地区消防組合消防局	警防部警防課	084-928-1193	084-928-1220	shoubou- keibou@city.fukuyama.hiro shima.jp
37	広島県	危機管理監危機管理課	082-513-2786	082-227-2122	kikikanri@pref.hiroshima. lg.jp

## ヘリコプター離着陸場の状況（令和5年4月1日現在）

呉市消防局調べ

## 1 総括表

緊急離着陸場 （広場等） ※1	場外離着陸場（行政機関整備箇所） ※2			合計	屋上緊急離着陸場 ※3
	県	国	市町消防		
18	1			19	2

※1 緊急離着陸場（広場等）：広島県の所有する防災ヘリコプターが離着陸可能と判断し、選定している離着陸場。

※2 場外離着陸場（行政機関整備箇所）：行政機関が整備し、Hマークを塗装された離着陸場及び広島県防災ヘリコプターが離着陸のため年間を通じ、継続して国土交通大臣に申請し許可された離着陸場（根拠法令：航空法第79条）のうち、ブロック拠点ヘリポートに指定されている箇所。

※3 屋上緊急離着陸場：災害活動時、建物屋上で航空消防活動を行うヘリコプター（緊急用）が離発着する場所をいう。（○の中にH）

## 2 緊急離着陸場（広場等）及び場外離着陸場（行政機関整備箇所）

地域	名称	場所	地積 (m)
呉中央	入船山公園多目的広場	幸町 11-1	154×254
呉中央	海上自衛隊呉教育隊	幸町 1-1	50×42
焼山	焼山公園多目的広場	焼山町古津久谷 422-3	152×100
広	虹村公園多目的広場	広多賀谷 2丁目 9	112×107
郷原	ミットヨスポーツパーク郷原	郷原町ワラヒノ山 2519-1 外	166×136
郷原	黒瀬川河川防災ステーション （場外離着陸場）	郷原町地内	37×22
音戸	呉市大浦崎スポーツセンター	音戸町波多見 6丁目 20-1	90×91
倉橋	呉市倉橋グラウンド	倉橋町字石休 235	115×113
安浦	安浦中学校	安浦町中央 4丁目 2-1	113×90
安浦	野呂川ダムグラウンド	安浦町大字中畑打田ヶ原 1446-6	135×85
安浦	安登公園	安浦町安登西 6丁目 166-1 外	93×68
川尻	呉市川尻グラウンド	川尻町東 2丁目地内	108×98
川尻	川尻小学校	川尻町久俊 1丁目 5-24	88×66
豊浜	呉市豊浜グラウンド	豊浜町大字大浜 462	52×52
豊	豊小学校	豊町久比 2411-1	80×75
豊	架橋記念公園（注）	豊町大長字芦ノ浦 6701 外	110×90×89
下蒲刈	旧下蒲刈小学校	下蒲刈町下島 3484-3	40×60
下蒲刈	大津泊庭園	下蒲刈町下島	50×50
蒲刈	県民の浜広場	蒲刈町大浦	106×83

（注）架橋記念公園のヘリポートは三角形。

## 3 屋上緊急離着陸場 ※災害拠点病院（屋上ヘリポート）

地域	名称	場所	スペース(m)	許容加重表示 (t)
呉中央	呉医療センター	青山町 3-1	21×17	9.56
広	中国労災病院	広多賀谷 1丁目 5-1	19.7×23.8	22

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・実施細目

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

## 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「要綱」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

## (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

## (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

## (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

## (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

## 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

## (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

## (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

## (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

## (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

## (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

## 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

## (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

## (2) 火災出場

消火活動のための出場

## (3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)

## (4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

## (5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

## 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

## 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

① 応援側市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

① 必要とする応援の具体的内容

② 応援活動に必要な資機材等

③ 離発着可能な場所及び給油体制

④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

⑤ 離発着場における資機材の準備状況

⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名

⑧ 気象の状況

⑨ ヘリの誘導方法

⑩ 要請側消防本部の連絡先

⑪ その他必要な事項



## 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

## 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

## 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

## 10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

## 11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

## 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

## 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

## 14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

## 15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

## 16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

## 17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

## 1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

## 2 用語の定義

- (1) 要請側市町村  
要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県  
要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村  
要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県  
要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

## 3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続は、次のとおりとする。
- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

## 4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波（150.73MHz）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

## 5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ①地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
- ②燃料の補給体制
- ③応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
- ④離発着場への職員の派遣
- ⑤応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- ⑥空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
- ⑦その他必要と認める事項

(2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

## 6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ①要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
- ②昼間、夜間における連絡体制
- ③市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
- ④広域航空消防応援に関する費用の補助

(2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。

(3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

## 7 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。

- ①人の死傷を伴う事故
- ②航空機の重大な損傷事故
- ③救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

## 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

(1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

- ①保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
- ②特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5

③救助器具 様式6

- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。  
なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。  
(2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 費用負担

要綱第17項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

(1) 要請側市町村の負担する経費

- ①へりの燃料費  
②隊員の出場手当、旅費、日当及び宿泊費  
③当該応援により特別に必要なとなったへりの修繕料

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費

- ①土地、建物及び工作物等に対する補償費  
②一般人の死傷に伴う損害賠償  
③機体の補償費  
④その他の諸経費

- (3) 応援側市町村の長（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した第1号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。

- (4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。

- (5) 要請側市町村は、第3号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

## 緊急消防援助隊

## 1 広島県緊急消防援助隊受援計画

## 第1章 総則

## （目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

## （用語の定義）

第2 代表消防機関は、広島市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、福山地区消防組合消防局とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 応援等の要請

## （応援等要請の手続き）

第3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び広島県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、広島県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

3 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

4 被災地の市町長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び広島県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

7 知事は、被災地の市町長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。

9 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。

10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。  
（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町長に対して通知するものとする。  
（迅速出動等適用時の対応）

第5 広島県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が広島県内で発生した場合は、直ちに管内の被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、広島県に対して報告するものとする。

2 広島県は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が広島県内で発生した場合は、早期に広島県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

3 広島県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。  
（連絡体制）

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

### 第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、原則として県庁舎北館4階に設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び広島県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

部隊長	消防本部
指揮支援部隊長	広島市消防局
指揮支援部隊長代行	福岡市消防局

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 広島県危機管理監の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 広島県防災航空隊の職員（航空運用調整班と兼任）

6 調整本部は、「広島県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 調整本部長は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、広島県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、広島県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、広島県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 広島県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 広島県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 広島県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

9 広島県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長等を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、広島県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

（指揮本部の設置）

第8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。



- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、運用要綱第16条第2項に定める指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、広島県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、広島県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

#### 第4章 指揮体制及び通信運用体制

##### （指揮体制等）

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、広島県内で活動する指揮支援隊を統括し広島県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7により作成し、情報連絡体制の明確化を図るものとする。
- 9 緊急消防援助隊の応援活動を迅速に行うために、被災地での応援部隊等の指揮系統を別紙第3のとおり定める。

##### （通信運用体制）

第10 広島県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

##### （活動報告等）

- 第11 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、広島県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、広島県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（運用要綱別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、運用要綱第11条第3項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 5 指揮支援本部長は、活動日報（運用要綱別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 6 航空小隊長は、活動日報（運用要綱別記様式2）を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 指揮支援部隊長は、活動日報（運用要綱別記様式2）を作成するとともに、第5項及び第6項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

## 第5章 消防応援活動の調整等

### （進出拠点）

第12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空小隊の進出拠点は、別表第6のとおりとする。

(3) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとし、必要に応じて広島県災害対策本部と調整するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊、応援都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

### （任務付与）

第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

### （資機材の貸出し及び地図の配付）

第14 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

### （ヘリコプター離着陸場所）

第15 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

## （宿営場所）

第16 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表10のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

## （燃料補給場所）

第17 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

## （燃料調達要請）

第18 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は広島県災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の確保に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

## （重機派遣要請）

第19 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は広島県災害対策本部と協議し、大規模災害発生時における広島県管理公共土木施設の応急工事の実施に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

## （物資等調達要請）

第20 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は広島県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

## （部隊移動）

第21 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第4又は別紙第5のとおり行うものとする。

## （長官の求め又は指示による部隊移動）

第22 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

## （知事による部隊移動）

第23 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、広島県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式6-5により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-6により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。  
(部隊移動に係る連絡)

第24 調整本部は、部隊移動を行う場合は、広島県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 応援等の引揚げの決定 (活動終了及び引揚げの決定)

第25 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)

3 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

## 第7章 その他 (情報共有)

第26 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第27 広島県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第28 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第29 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、広島県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、広島県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに広島県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

（航空小隊の受援計画）

第30 航空小隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、広島県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定めるものとする。

附則

1 この計画は、平成19年8月24日から施行する。

附則

1 この計画は、平成21年2月9日から施行する。

附則

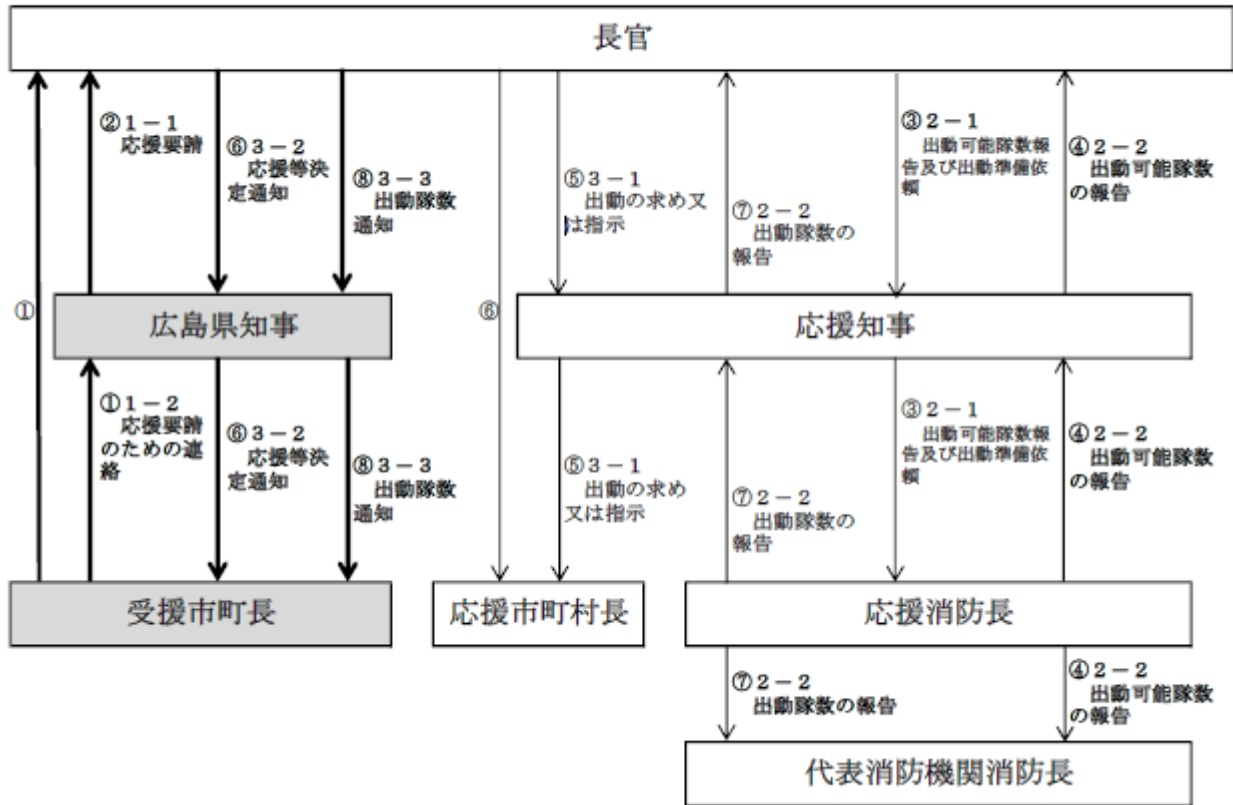
1 この計画は、平成25年3月29日から施行する。

附則

1 この計画は、平成29年4月1日から施行する。

別紙1

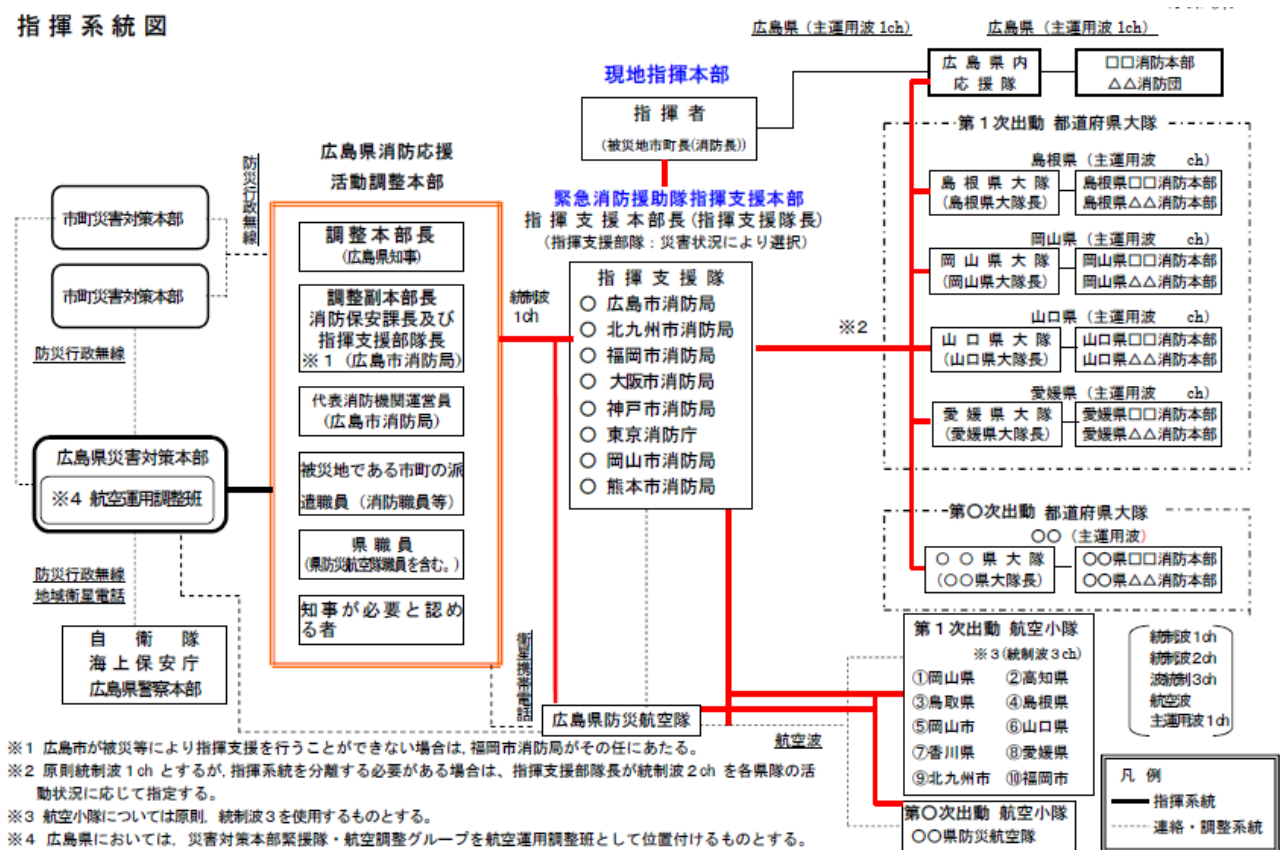
### 緊急消防援助隊応援要請系統図



- 1 応援要請のための市町長等の連絡
  - ① 要請要綱別記様式1-2 市町長（受援）→ 広島県知事（受援）・長官
- 2 応援要請（法第44条第1項）
  - ② 要請要綱別記様式1-1 広島県知事（受援）→ 長官
- 3 出動可能隊数報告及び出動準備依頼
  - ③ 要請要綱別記様式2-1 消防庁→ 知事・市町村長（応援）
- 4 出動可能隊数の報告
  - ④ 要請要綱別記様式2-2  
消防本部（応援）→ 都道府県・代表消防機関（応援）→ 消防庁
- 5 出動の求め又は指示（法第44条第1項～第5項）
  - ⑤ 要請要綱別記様式3-1 長官 → 知事（応援）・市町村長（応援）
- 6 応援等決定通知
  - ⑥ 要請要綱別記様式3-2 長官 → 広島県知事（受援）→ 市町長（受援）
- 7 出動隊数の報告
  - ⑦ 要請要綱別記様式2-2  
消防本部（応援）→ 都道府県・代表消防機関（応援）→ 消防庁
- 8 出動隊数通知
  - ⑧ 要請要綱別記様式3-3 長官 → 広島県知事（受援）→ 市町長（受援）

別紙2

指揮系統図



2 呉市緊急消防援助隊受援計画

呉市緊急消防援助隊受援計画については、消防長が別に定める。

## 3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱・実施細目

## 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱

（通則）

第1条 緊急消防援助隊活動費負担金（以下「負担金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この負担金は、消防庁長官の指示（以下「長官の指示」という。）を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（負担金の対象経費）

第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当
  - ア 特殊勤務手当
  - イ 時間外勤務手当
  - ウ 管理職員特別勤務手当
  - エ 夜間勤務手当
  - オ 休日勤務手当
- (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費
  - ア 鉄道賃・航空賃等
  - イ 日当
  - ウ 宿泊費、食卓料
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）
- (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）
- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）



(8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（出動から帰署までの間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

（負担金の額）

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

（対象者）

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体（当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した災害発生市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を除く。）とする。

（交付申請）

第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

（負担金交付調書）

第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。

2 交付団体が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（変更の承認等）

第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。

4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照し必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。

2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

（交付事業の遂行）

第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的な使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

2 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。

（実績報告）

第12条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第9により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。

ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

（実績報告書の提出期限）

第13条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあつては、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日のいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあつては、翌年度の4月30日とする。

（是正のための措置）

第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

（負担金の額の確定）

第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容（第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれらに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとする。

2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官（出納長）は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。

4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければならない。

5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

（負担金の返還の期限）

第16条 負担金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、負担金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

（財産の処分の制限）

第17条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。

2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

（交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等）

第18条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

（交付事業の検査等）

第19条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第3条第4号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第20条 第3条第4号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第12条に定める実績報告書に添付するものとする。

附則

この要綱は平成16年4月9日から施行する。

附則（平成24年11月28日消防広133号）

この要綱は平成24年11月28日から施行する。

附則（平成26年3月26日消防広第73号）

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年11月7日消防広第303号）

この要綱は平成30年11月7日から施行する。

## 4 一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程・消防広域応援交付金交付細則

## 一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（交付金の目的）

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援（以下「消防応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であつて、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとつたものとする。

（申請）

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）に交付金の交付をすることを申請することができる。

（交付金の交付）

第5条 理事長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。ただし、法第44条第5項の規定に基づき消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用のうち、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条の規定により国が負担する経費については、交付金の交付対象から除くものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容、応援日数等に応じて予算の範囲内で理事長が定める。

（都道府県が消防広域応援を行った場合の特例）

第6条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第4条中「当該応援を行った市町村（以下「応援市町村」という。）」とあるのは「当該応援を行った市町村の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第5条中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えてこの規程を適用するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附則（平成3年6月27日規40）

この規程は、平成3年6月27日から施行し、同日以降に交付する交付金に適用する。

附則（平成6年8月17日規59）

この規程は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附則（平成9年2月24日規62）

この規程は、平成9年2月24日から施行する。

附則（平成17年2月24日規76）

この規程は、平成17年2月25日から施行する。

附則（平成18年6月23日規81）

この規程は、平成18年6月23日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附則（平成25年3月19日規103）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附則（平成26年6月12日規16）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 消防広域応援交付金交付細則

（趣旨）

第1条 この細則は、一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。）第7条の規定に基づき、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（受援市町村の申請）

第2条 規程第4条に規定する消防広域応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、様式第1号及び様式第2号により行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

（応援市町村の報告）

第3条 前条第2項の通知を受けた応援市町村は、様式第3号及び様式第4号により消防広域応援の内容等を協会に報告するものとする。

（交付決定の通知）

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、受援市町村及び応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

（指定口座の通知）

第5条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ指定する金融機関の口座を通知するものとする。

（交付金の交付）

第6条 協会は、前条の指定する金融機関の口座の通知があったときは、応援市町村に交付金を交付するものとする。

（都道府県が消防広域応援を行った場合の特例）

第7条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第2条第2項中「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）」とあるのは「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第3条から第6条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第1号中「下記市（町村）」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「〇〇市（町村）」とあるのは「〇〇県（都道府）」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

附則（平成6年8月17日改正）

この細則は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附則（平成17年1月19日改正）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月19日改正）

この細則は、平成25年3月19日から施行する。

附則（平成26年6月12日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月24日改正）

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

## 自衛隊の災害派遣

昭和45年10月6日

広島県消第237号

## 1 基本的事項

## (1) 自衛隊の災害派遣の意義

天災、地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護に当たり民生安定に寄与することを目的とする自衛隊の基本的任務の一つである。（自衛隊法第83条）

## (2) 災害派遣の一般的任務

派遣部隊はおおむね次の任務を遂行し、市町村の災害対策を支援するものである。（防衛省庁防災業務計画第3条第8項）被害状況のは握、避難の援護、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、給水支援、通信支援、炊飯支援、防疫、応急医療、人員輸送、救援物資の緊急輸送、火薬爆発物等の保安措置等

## (3) 災害派遣要請者

災害に際し、自衛隊に災害派遣要請のできる者は、県知事（自衛隊法第83条）、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長（自衛隊法施行令第105条）のみで市町村長から自衛隊に対し直接要請することはできない。

## (4) 自衛隊の部隊派遣の方法

ア 被災市町村長から県知事に対する災害派遣要請依頼に基づく場合で、通常はこの方法である。

## イ 近傍災害派遣

防衛官庁の庁舎、営舎、その他の防衛官庁関係施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には県知事等から要請がなくても部隊等の長が部隊を派遣する場合をいう。

## (5) 災害派遣の基準

基準的なものはないが、被害規模が特に大で、人命、家屋、公共施設等に被害が及び市町村の自力をもってしては対処が困難である場合又はそのおそれが現に発生している場合とする。

## 2 一般的事項

## (1) 情報連絡について

ア 災害発生に際しては、広島県危機管理監（県に災害対策本部が設置された場合は県の「総括班」。以下同様とする。）と連絡を緊密にし、災害の発生状況、経過状況、防災体制、その他重要な事項等について情報を入れること。

イ 災害は、その種別によっては、突発的に発生する場合もあるので、要請に当たって計画的処理は困難と思われるが、派遣要請を検討する段階に至った時点からは、連絡を特に緊密に保ち、突発的に要請依頼をすることのないよう十分留意すること。

ウ 自衛隊の派遣後は、危機管理室と連絡に当たる者（1～2名）を決めておくこと。

エ 情報連絡は、定時報告（通常一時間間隔）、即報及び緊急報告（刻々の状況、災害対策本部の設置、解散その他重要な事項等）とすること。

## (2) 災害派遣要請の手続

ア 市町村長は、まず電話で要請し、事後速やかに公文書を知事に（危機管理課）提出すること。

イ 要請は市町村長（又はその委任を受けた者）が直接県知事（危機管理監）に行うこと。

ウ 要請に際しては、次の事項を簡潔明りょうに報告し、正確な情報に留意すること。

## ○被害の状況

発生箇所、規模等

## ○派遣要請を必要とする理由

市町村の防災体制、実施能力、見通し

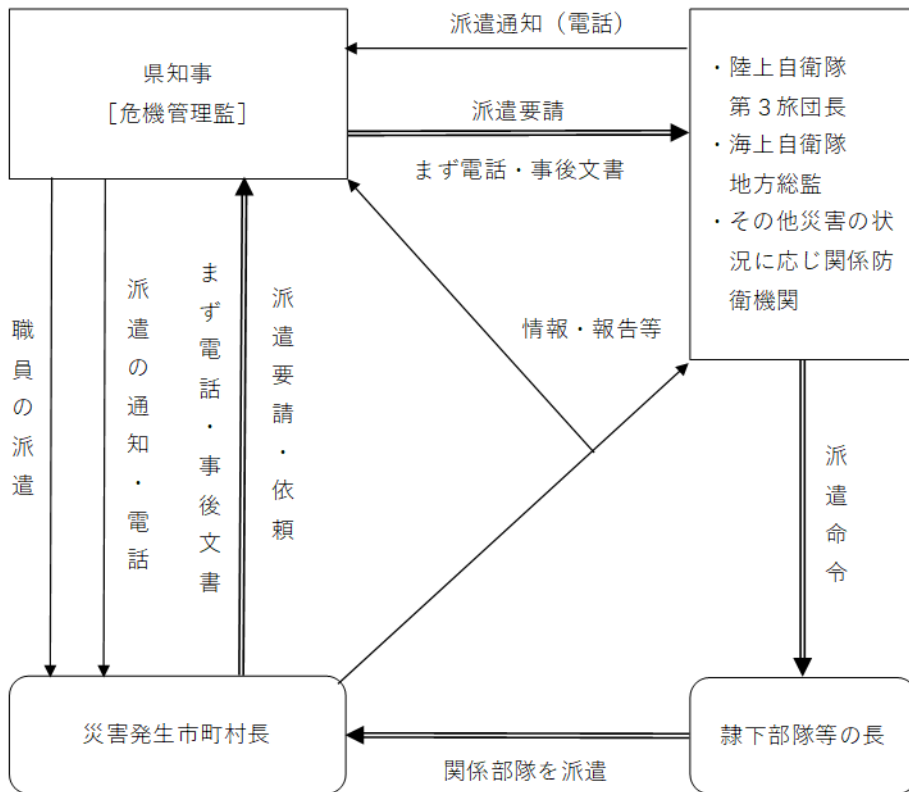
## ○派遣希望人員、船舶等



## ○その他参考事項

エ 災害派遣要請及び撤収要請文の様式は、その他の(1)及び(2)を基準とする。

自衛隊災害派遣の手続き等経路図



## (3) 自衛隊派遣に伴う県職員の派遣について

自衛隊部隊の派遣と同時に又はそれ以前に県から職員を派遣し、自衛隊、市町村との連絡調整、協議に当たるので、この業務について十分遂行出来るよう配慮すること。

## (4) 受入体制の整備について

自衛隊の派遣が決定した場合、次の事項等について整備を図り自衛隊の任務と行動を阻害することのないよう留意すること。

ア 部隊の輸送、食糧等隊の直接経費を除き、派遣部隊の支援作業に必要な資機材、燃料等を速やかに調達するよう努めること。

イ 派遣部隊が宿泊又は野営する場合は、施設の準備をしておくこと。学校公民館等を宿泊施設に当てる場合は、あらかじめ管理者の了解を得ておくこと。

ウ ヘリポート、車両の駐車場、船舶のけい留等、支援作業において使用する施設については、使用に先立ち管理者の了解を得ておくこと。

## (5) 撤収手続について

自衛隊は、初期の人命救助及び財産の保護並びにこれらに関連のある応急復旧について市町村を支援するものであり、これらの見通しがつき次第、撤収要請の申請を行うこと。

## (6) その他

ア 二以上の被災市町村から同時に支援部隊を上回る部隊の派遣要請がなされた場合、状況によっては、被害が特に大で緊急度の高い市町村から順次派遣するよう県で調整することもあったり承すること。

イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等について最小限度の応急復旧を行うものであって、本格的復旧工事は行わないものであること。

- ウ 自衛隊は、災害地の整理復旧等全てを実施するものではないこと。
- エ 個人的整理復旧を、依頼してはならないこと。
- オ 各種の協議は、原則として、被災市町村の現地責任者（市町村長等）と自衛隊派遣部隊の指揮官、県派遣職員等で行うので、これが円滑に進むよう配慮すること。
- カ 支援作業を自衛隊に依頼するのみで、市町村民が傍観したりすることのないよう協力体制について不都合のないよう配慮すること。

### 3 風水害関係の自衛隊派遣について

#### (1) 災害概況の報告について

次の事項について具体的に説明すること。

- 気象状況
- 市町村全域の被災状況
- 被害の大きい地域及び道路、橋りょう、護岸等の決壊状況

#### (2) 要請事由等

人命財産の保護のためであることを念頭に次のことを明確にすること。

- ア 市町村としては自衛隊員を何人で、どういうことをしてもらいたいか。
- イ 市町村の努力で対処できない事由をはっきりすること。

### 4 林野火災の場合の自衛隊派遣について

#### (1) 災害概況の報告について

火災発生場所の正確な地区を地図（5 cm 間隔で縦横に線を入れたもので消防防災課へ提出しているものと同様のもの）をもって示すとともに、次の事項について報告すること。

- 火勢及び延焼の方向、焼損面積
- 民家、公共建物等との距離
- 林野の状況
  - 林相、私有、共有、国有の別
  - 普通林、保安林の別
- 消防体制
  - 消防職団員、地元民等の出動人員、消防ポンプ等の状況
- 今後の見通し
- 災害対策本部、防火対策本部の設置等

#### (2) 自衛隊は、特別の場合を除き火勢鎮圧の段階で撤収するので、残火処理、監視は地元市町村において実施すること。

### 5 その他

派遣要請、撤収要請様式について

まず電話等により要請を行った後速やかに文書を提出すること。

この様式は次のとおりとすること。



発  
令和 年 月 日  
番

広島県知事 殿

市町村長




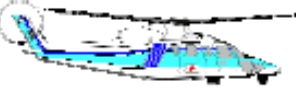

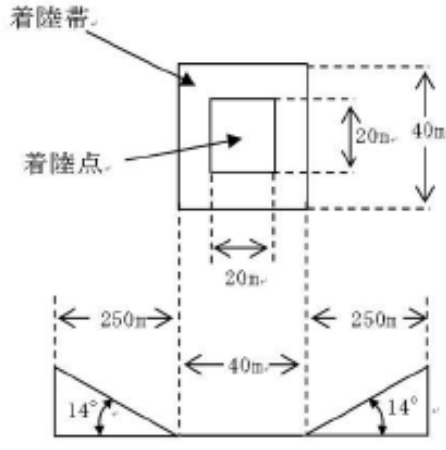



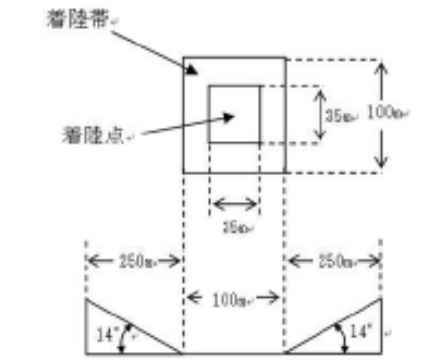
印

自衛隊の撤収について（依頼）

〇〇月〇〇日からの〇〇は、出動中の〇〇〇自衛隊の御協力によって〇〇しました。  
ついては、〇〇時〇〇分〇〇自衛隊の撤収をお願いします。

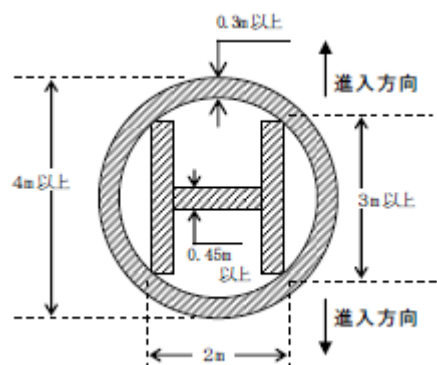
ヘリコプターの緊急離着陸場の設定基準（地積）・表示

(1) ヘリコプターの緊急離着陸場の設定基準（地積）

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

出典：広島県地域防災計画基本編

(2) 着陸地点の表示



※ 車線内は通常白色（石灰），積雪時は赤色とする。

**災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表**

※ 災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表については、資料編「予－9－1 災害拠点病院並びに国立及び公的病院一覧表」参照

（ 空 白 ）

緊急通行車両・規制除外車両の確認標章

1 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項の規定に基づき災対法施行規則第1条に規定する緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項の規定に基づき災対法施行規則第1条に規定する規制除外車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「除外」の文字を青色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「広島県考案委員会」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



**緊急輸送道路の指定路線の状況**

※ 緊急輸送道路の指定路線の状況については、資料編「予－４－４ 緊急輸送道路の指定路線の状況」参照

**呉市被災宅地危険度判定実施要綱**

※ 呉市被災宅地危険度判定実施要綱については、資料編「予-4-2～3 呉市被災宅地危険度判定実施要綱」参照

（ 空 白 ）

**備蓄状況**

※ 備蓄状況については、資料編「予-12-1～4 備蓄物資」参照

炊き出しのできる給食施設を有する施設一覧表

施設名	給食能力（人分）	施設名	給食能力（人分）
仁方小学校	750	安浦小学校	400
広南 "	300	安登 "	400
白岳 "	750	豊 "	60
広 "	750	仁方中学校	60
三坂地 "	550	広南 "	60
郷原 "	550	白岳 "	60
横路 "	750	広中央 "	60
阿賀 "	800	郷原 "	60
原 "	750	横路 "	60
警固屋 "	300	阿賀 "	60
坪内 "	550	警固屋 "	60
宮原 "	550	宮原 "	60
和庄 "	750	和庄 "	60
本通 "	550	東畑 "	60
長迫 "	550	片山 "	60
明立 "	550	呉中央 "	60
荘山田 "	550	両城 "	60
呉中央 "	750	吉浦 "	60
両城 "	550	昭和 "	60
港町 "	550	昭和北 "	60
吉浦 "	750	川尻 "	60
昭和西 "	550	音戸 "	60
昭和中央 "	750	明德 "	60
昭和南 "	750	蒲刈 "	60
昭和北 "	950	安浦 "	700
川尻 "	750	豊浜 "	60
音戸 "	60	天応学園	550
波多見 "	60	呉高等学校	100
明德 "	60	音戸 学校給食共同調理	2,000
倉橋 "	60	蒲刈 "	350
蒲刈 "	60	合計	22,830

## 給水拠点一覧表

地 区	拠 点	地 区	拠 点	
天応地区	ポートピアパーク正門ゲート前	広地区	白岳中学校	
	天応市民センター		広小学校	
	J R天応駅		三坂地小学校	
吉浦地区	旧落走小学校		塩焼第一公園	
	吉浦小学校		石内公園	
	J R吉浦駅裏（藤和ハイタウン吉浦）		白岳第2公園	
	瀬戸見第2公園		広津久茂町7番付近（黄幡弾薬庫前）	
中央地区	港町小学校		広南中学校	
	かもめ公園付近		旧小坪小学校	
	両城小学校		小坪第五公園付近	
	両城中学校	仁方地区	仁方神町自治会館	
	呉中央小学校		仁方中学校	
	中央公園		小須磨公園	
	中通3丁目4番15号（れんが通りポポロ前）		仁方大歳自治会館	
	宮原地区	片山中学校	昭和地区	昭和北中学校
		荘山田小学校		昭和北小学校
		旧辰川小学校		昭和西小学校
		明立小学校		昭和市民センター
		長迫小学校		第3団地老人集会所
		和庄小学校		昭和中央小学校
東畑中学校		呉桜ヶ丘郵便局付近		
警固屋地区		宮原小学校		昭和南小学校
	宮原中学校	広島労災特別介護施設（ケアプラザ呉）		
阿賀地区	警固屋まちづくりセンター	旧昭和東小学校		
	警固屋中学校	郷原地区	郷原小学校	
阿賀地区	背戸谷公園		郷原野路の里 第1公園	
	原小学校		郷原学びの丘 第2公園	
	阿賀中央公園	川尻地区	小仁方文化会館	
	J R阿賀駅前		川尻分団詰所（旧原山会館）	
	阿賀小学校		川尻中学校グラウンド前	
	県営阿賀住宅前（旧延崎小学校入口）		かわじり中央会館	
	旧大入小学校		久俊文化会館	
	呉市消防団大冠分団（阿賀南9丁目）		川尻グラウンド	
広地区	横路小学校		小用文化会館	
	古新開第1公園		安浦地区	安登公園入口
	広市民センター	安浦市民センター		
	広本町2丁目7番付近（ウェルティ広本町付近）	三津口憩の家		
	広公園	日之浦自治会館		

地 区	拠 点
安浦地区	旧野路東小学校
音戸地区	音戸市民センター
	波多見小学校
	旧奥内小学校
	旧渡子小学校
	旧田原小学校
	早瀬簡易郵便局横
倉橋地区	明德小学校
	瀬戸内台（重生）
	藤三宇和木店
	旧倉橋市民センター
	須川老人集会所
	尾立生活改善センター
	倉橋東センター
	瀬戸口バス停留所付近
下蒲刈地区	下蒲刈まちづくりセンター（大津会館）
	下蒲刈市民センター
	大地蔵集会所
蒲刈地区	向棧橋
	蒲刈町高齢者生活福祉センター
	文化の館（旧役場跡地）
	蒲刈町営農センター
豊浜地区	救世軍豊浜学寮
	豊浜市民センター
	J A広島ゆたか内浦支所
	大浜海浜公園
豊地区	豊小学校
	J A広島ゆたか大長選果場前
	観光バス転換所（御手洗防災センター前）
	豊スポーツセンター

飲料水兼用型耐震性貯水槽

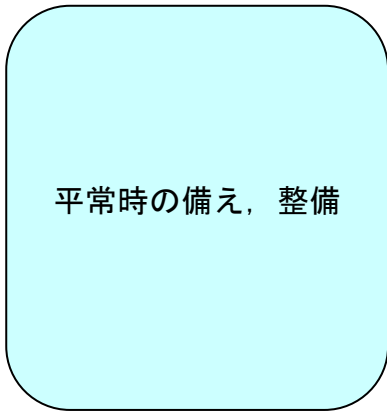
※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽については、資料編「予-12-1～4 備蓄物資」参照



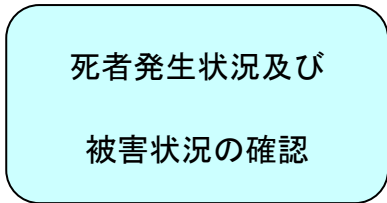
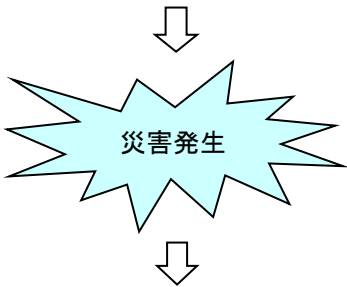
応急給水機器の保有状況

※ 応急給水機器の保有状況については、資料編「予-12-1～4 備蓄物資」参照

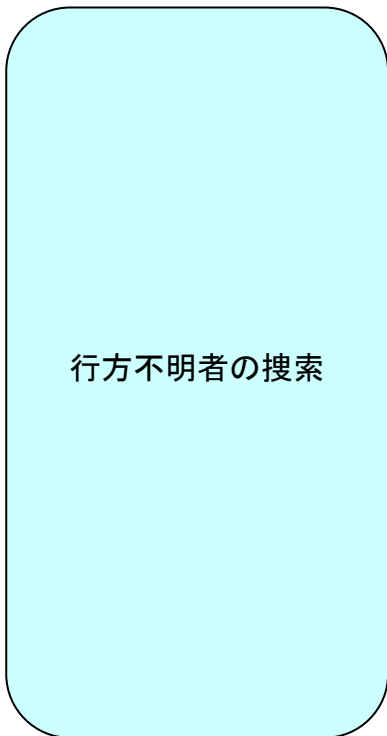
災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアル



- 大規模災害時における遺体安置所の確保  
（公共施設、寺院、葬儀式場等）  
【福祉保健対策部、医師会、警察、日本赤十字社】
- 遺体の搬送体制の整備  
【福祉保健対策部、警察、日本赤十字社】
- 遺体の収容及び安置に必要な資機材等の調達先の確保  
【福祉保健対策部】
- 遺体の火葬対応先の確保  
【環境対策部】



- 死者の発生状況の確認  
【災害対策本部、福祉保健対策部、消防対策部】
- 被害状況の確認  
【災害対策本部、福祉保健対策部、消防対策部】



- 行方不明者の届出  
【市民対策部、本部事務局】  
～届出窓口の開設・受付、行方不明者受付票（様式1）作成  
被災者台帳、安否情報システムによる情報等により安否確認、行方不明者名簿（様式1-2）作成  
応急対策班（火災防ぎょ・救出救助対策担当）がデータ確認、警察へ伝達
- 行方不明者の搜索  
【消防対策部、警察、海上保安部、自衛隊、応援機関、地域団体】  
～連携協力して行方不明者の搜索実施、遺体の搜索状況記録簿（災害救助法様式19）作成  
～搜索期間（原則：発生から10日間）  
～10日間で終了しない場合：県知事へ延長の申請
- 遺体の発見  
【消防対策部、自衛隊、応援機関、地域団体】  
～遺体が発見された場合は、速やかに所轄の警察、海上保安部に連絡

## 遺体の処理

- 遺体の検視及び検案場所・遺体安置所の指定  
【福祉保健対策部，警察，海上保安部】  
～遺体の検視及び検案場所を警察，海上保安部と協議して選定し，災害対策本部に連絡
- ◎災害発生から1週間程度
  - ・救護所（小学校等），災害協定に基づく葬祭式場等を選定
  - ・呉医療センター，中国労災病院，呉共済病院，済生会呉病院，医師会病院，下蒲刈病院については，搬送されてきた傷病者のうち当該病院で死亡診断された遺体の検視及び検案を実施（別紙大規模災害時の検視・検案実施場所一覧参照）
- ◎災害発生後1週間以降  
遺体の検視及び検案場所のほか，遺体安置所として寺院，避難所として使用していない公共施設（体育館等）を選定（別紙大規模災害時に遺体安置所として依頼する寺院一覧参照）
- 資機材等の調達  
【福祉保健対策部】  
～遺体の収容及び安置に必要な洗浄用の水（プール水・災害協定に基づく水の調達）及び資機材等を速やかに調達  
～資機材等の調達が困難な場合は，県に斡旋，葬儀業者に要請  
※社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との「災害時における資機材等の提供に関する協定書」に基づく遺体の収容及び安置に必要な資機材等の提供を要請
- 遺体の検視及び遺体の検案  
【福祉保健対策部，警察，海上保安部，医師会，歯科医師会】  
～警察・海上保安部による遺体の検視，医師による検案実施  
～遺体の洗浄，縫合，消毒等  
～死体検案書・デンタルチャート・遺体調書（様式2）を作成
- 遺体の一時保存  
【福祉保健対策部】  
～納棺の上一時保存，ドライアイスにより遺体の腐乱防止  
～棺に氏名札（様式3）を貼付
- 遺体の記録・報告  
【福祉保健対策部】  
～遺体処理台帳（災害救助法様式20）を作成，災害対策本部への報告
- 遺体の処理期間  
【福祉保健対策部】  
～遺体処理期間（原則：発生から10日間）  
～10日間で終了しない場合：県知事へ延長の申請
- 遺体安置所の閉鎖  
【福祉保健対策部】  
～安置された遺体すべての引渡し完了後，遺体安置所を閉鎖  
～遺体安置所の閉鎖後，災害対策本部へ報告



## 身元確認

- 遺体の身元確認
  - 【市民対策部，福祉保健対策部】
  - ◎身元が確認されていない場合
    - ～警察，海上保安部，地域住民と協力して，遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める
    - ～戸籍法等に基づき措置（戸籍法，行旅病人及び行旅死亡人取扱法，災害救助法等により措置）
    - ～遺体及び所持品を写真撮影し，遺体調書（様式2）及び遺留品処理票（様式4）に必要事項を記入し，遺留品を保存
  - ◎身元が確認されている場合
    - ～身元が確定した遺体は，死体検案書及び遺留品とともに遺族又は引取人に引き渡す。
- 相談窓口の設置
  - 【市民対策部】
  - ～身元引受人の発見，遺族による遺体の火葬・埋葬の相談

## 火葬計画の策定

- 斎場の被災状況等を確認
  - 【環境対策部】
  - ～被害状況，ライフライン状況を確認
  - ～斎場職員の出勤状況を確認
  - ～火葬業務に必要な物品（火葬用品，灯油，骨つぼ等）の調達
- 火葬計画を策定
  - 【環境対策部，市民対策部】
  - ～災害対策本部から災害による死者数を把握
  - ～火葬計画を策定
  - ～本市のみでは火葬が困難であるときは，他都市等への応援要請
  - ～火葬許可証の即時発行
- 火葬相談窓口の設置
  - 【環境対策部】
  - ～遺族のために火葬相談のための窓口を設置
- 遺体の搬送
  - 【福祉保健対策部，環境対策部】
  - ～葬祭業者等に協力要請，搬送車両が不足する場合は県に要請



遺体の火葬、埋葬

様式等は別途確認

○遺体の火葬・埋葬

【福祉保健対策部，環境対策部，市民対策部】

～対象者は，災害によって死亡した者（遺族等が混乱期で火葬が困難な場合，又は死亡した者の遺族がいない場合）

◎遺族等がいる場合

～遺族等に火葬許可証を発行（他都市の協力による火葬を行う計画がある場合は被災地以外での火葬を呼びかける）

◎死亡した者に遺族等がいない場合，又は確認できない場合

～棺に災害遺体送付票（様式5）を貼付し，指定された斎場に遺体を搬送

～火葬後，火葬証明書を発行し，骨箱を提供，遺骨処理票（様式6），埋葬台帳（災害救助法様式20）作成

～遺骨・遺留品は，遺体が収容された斎場若しくは市が保管場所を選定し，一時保管

～災害対策本部長から指示があった場合は，市納骨堂で遺骨を一時保管

～10日間で終了しない場合：県知事へ延長の申請

## 収集車両台数・収集能力，収集機関，し尿の処理能力

呉市調べ

## 1 ごみの処理能力

クリーンセンターくれ	焼却 380t/日，破砕 55t/5H
芸予環境衛生センター	焼却 7t/8H

## 2 し尿収集・処理能力

## (1) 収集車両台数・収集能力

収集車両数	一般廃棄物（液状）処理許可業者 46台
1日当たりの収集能力	一般廃棄物（液状）処理許可業者 230kℓ

## (2) 収集期間

1世帯当たりくみ取り計画量 （ℓ）	1日当たり収集世帯数 （世帯）	想定被害世帯数 （世帯）	収集日数 （日）
400	570	10,000	18
		5,000	9
		3,000	6
		1,000	2

## (3) し尿の処理能力

新宮浄化センター	1日当たり 130 kℓ
東部処理場	1日当たり 120 kℓ
長門園	1日当たり 40 kℓ
安浦処理場	1日当たり 30 kℓ
芸予環境衛生センター	1日当たり 10 kℓ

## 3 市内における一般廃棄物（液状）処理許可業者

処理業者名	住 所	電話番号
呉衛生事業協同組合	呉市広多賀谷3丁目9-1	72-1303
呉市衛生興業(株)	呉市広多賀谷2丁目4-11	72-3443
双葉産業(株)	呉市広長浜5丁目21-12	74-1626
ゴコウ(株)	呉市広多賀谷2丁目7-3	76-4095
呉市清掃工業(株)	呉市吉浦新町2丁目5-9	31-7054
(有)西明商店	東広島市安芸津町風早550-1	0846-46-1117
(有)音倉浄化槽	呉市音戸町波多見2丁目10-10	52-2667
(有)音戸企業	呉市音戸町坪井2丁目6-3	51-2837
蒲刈興業(有)	呉市下蒲刈町下島2260	65-2936
(有)倉橋環境サービス	呉市倉橋町10732-2	54-0503
(有)西部環境開発	呉市倉橋町2456-1	50-2013
内海衛生社	豊田郡大崎上島町木江丙144-1	0846-62-1236

（ 空 白 ）

## 災害救助法による援助

## 1 救助の基準

救助の方法	支出の限度	使途	適用範囲	期間	備考
避難所の設置	<p>1 避難所設置費 1人1日当たり340円以内</p> <p>2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第1号の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 賃金職員等雇上費</p> <p>2 消耗器材費</p> <p>3 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>4 光熱水費</p> <p>5 仮設炊事場又は便所の設置費</p>	<p>収容し得る者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p>	<p>開設期間は災害発生の日から7日以内又は法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間</p>	
応急仮設住宅	<p>1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。</p> <p>建設して供与する場合は、1戸当たり6,775,000円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。</p>	<p>1 建設して供与する場合は、建設にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等</p> <p>2 建設して供与する場合に供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための費用</p> <p>3 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用</p>	<p>1 収容し得る者は住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では、住宅を得ることができない者</p> <p>2 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>3 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p>	<p>供与期間は、完成の日から2年以内</p>	<p>着工は災害発生の日から20日以内</p>



資料編（風水害・震災応急対策編関係）

救助の方法	支出の限度			用途	適用範囲	期間	備考
炊出しその他による食品の給与	1人1日当たり1,230円以内			1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 器物等の使用謝金 5 消耗器材費 6 雑費	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	実費			1 水の購入費 2 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費	災害のため飲料水を得ることができない者	前項に準ずる。	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯				住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。 1 寝具 2 被服 3 身の回り品 4 炊事用具 5 食器 6 日用品 7 光熱材料	災害発生の日から10日以内	季別は、災害発生の日をもつて決定する。
	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)				
	1人世帯	19,200円以内	31,800円以内				
	2人世帯	24,600円以内	41,100円以内				
	3人世帯	36,500円以内	57,200円以内				
	4人世帯	43,600円以内	66,900円以内				
	5人世帯	55,200円以内	84,300円以内				
	6人以上の世帯	55,200円に、5人を超える世帯人員1人につき、8,000円を加算した額以内	84,300円に、5人を超える世帯人員1人につき、11,600円を加算した額以内				
	2 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)により被害を受けた世帯						
	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)				
	1人世帯	6,300円以内	10,100円以内				
	2人世帯	8,400円以内	13,200円以内				
	3人世帯	12,600円以内	18,800円以内				
	4人世帯	15,400円以内	22,300円以内				
5人世帯	19,400円以内	28,100円以内					

救助の方法	支出の限度		使途	適用範囲	期間	備考
	6人以上の世帯	19,400円に、5人を超える世帯人員1人につき、2,700円を加算した額以内	28,100円に、5人を超える世帯人員1人につき、3,700円を加算した額以内			
医療の給付	<p>1 救護班により医療を受けた場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>2 一般の病院又は診療所において医療を受けた場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師(以下「施術者」という。)により医療を受けた場合 協定料金の額以内</p>			<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、一般の病院又は診療所（施術者を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>3 医療は、次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	災害発生の日から14日以内	
助産の給付	<p>1 救護班等により助産を受けた場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>2 助産師により助産を受けた場合 慣行料金の100分の80以内</p>			<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失った者に対し次の範囲内で行う。</p> <p>1 分べんの介助</p> <p>2 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	分べんした日から7日以内	助産の給付

資料編（風水害・震災応急対策編関係）

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
被災者の救出	実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 50,000円以内		1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 応急修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。	災害発生の日から10日以内に完了	
	2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内		1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 2 応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし現物をもって行う。	災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了	

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
学用品の給与	<p>1 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程,中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で,教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。),中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。),特別支援学校の高等部,高等専門学校,専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)</p> <p>正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童1人につき 4,800円以内</p> <p>(2) 中学校生徒1人につき 5,100円以内</p> <p>(3) 高等学校等生徒1人につき 5,600円以内</p>	<p>1 教科書</p> <p>2 文房具</p> <p>3 通学用品</p>	住宅の全焼,全壊,流失,半焼,半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず,就学上支障のある小学校児童,中学校生徒及び高等学校等生徒に対して現物をもって行う。	災害発生の日から教科書は1月以内,その他の学用品は15日以内	
埋葬	<p>1 体当たり</p> <p>大人 219,100円以内</p> <p>小人 175,200円以内</p>		<p>災害の際死亡した者について,死体の応急的処理を行うため次の範囲内において原則として棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>1 棺(附属品を含む。)</p> <p>2 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>3 骨つぼ及び骨箱</p>	災害発生の日から10日以内	

救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
応急救助のための輸送費	実費		<p>応急救助のための輸送費として支出するものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援</li> <li>2 医療及び助産</li> <li>3 被災者の救出</li> <li>4 飲料水の供給</li> <li>5 救済用物資</li> <li>6 死体の捜索</li> <li>7 死体の処理</li> </ol>	救助の実施が認められる期間	
応急救助のための賃金職員等雇上費	実費		<p>応急救助のための賃金職員等雇上費として支出するものは、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難に係る支援</li> <li>2 医療及び助産における移送</li> <li>3 被災者の救出</li> <li>4 飲料水の供給</li> <li>5 救済用物資の整理、配分及び輸送</li> <li>6 死体の捜索</li> <li>7 死体の処理（埋葬を除く。）</li> </ol>	救助の実施が認められる期間	
死体の捜索	当該地域における通常の実費	船艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費は、1体当たり3,500円以内</li> <li>2 死体の一時保存費                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費</li> <li>(2) 既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内</li> <li>(3) ドライアイスの購入費等の費用が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ol> </li> <li>3 検案</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費</li> <li>2 死体の一時保存費</li> <li>3 死体の検案費</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により死亡した者</li> <li>2 検案は、原則として救護班が行う。</li> </ol>	災害発生の日から10日以内	

	当該地域の慣行料金の額以内				
救助の方法	支出の限度	用途	適用範囲	期間	備考
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	1戸当たり 138,700円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	1 自らの資力では障害物を除去することのできない者 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費		1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	

※ 災害救助法による実費弁償の額

種別	職別	日当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医師及び歯科医師	1人1日当たり	21,450円以内	職員の旅費に関する条例(昭和28年広島県条例第23号)に定める旅費に相当する額	勤務1時間当たりの給与額(日当を7.75で除した額)に、職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号)第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日当たり	16,600円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日当たり	15,200円以内		
救急救命士	1人1日当たり	13,950円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	16,550円以内		
大工	1人1日当たり	23,100円以内		
左官	1人1日当たり	21,700円以内		
とび職	1人1日当たり	24,000円以内		
令第4条第5号から第10号までに規定する者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

2 災害救助法適用基準

市町	人口(人)	1号基準世帯数	2号基準世帯数
呉市	214,592*	100	50

※令和2年国勢調査

（ 空 白 ）

## 災害協定

## 第1節 相互応援

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	相互応援	呉市および在日米陸軍司令部との消防援助協約	在日米陸軍司令部	消防活動の相互援助	昭和45年8月14日
2	相互応援	災害時の相互応援に関する協定書	県・県内市町	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成8年12月2日
3	相互応援	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局長	災害発生時等における情報交換	平成23年10月31日
4	相互応援	災害時における旧軍港市相互応援に関する協定	佐世保市, 舞鶴市, 横須賀市	食料・資機材・居住施設の提供, 職員応援派遣等	平成24年9月28日
5	相互応援	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・大分県 沿岸74市町	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成26年12月17日 再締結
6	相互応援	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	中国整備局・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・境港・民間協力者	港湾施設等の応急対策のための人員・テックフォースの派遣, 技術者・資器材等の提供	平成28年3月31日
7	相互応援	中核市災害相互応援協定	中核市各市	食料・資機材提供, 車両提供, 職員応援派遣等	平成28年4月1日
8	相互応援	呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定	呉海上保安部	船舶火災の消火活動及び消防活動等の相互協力	令和元年5月30日
9	相互応援	広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	竹原市, 東広島市, 江田島市, 海田町, 熊野町, 坂町及び大崎上島町	食料・資機材提供, 救出・医療等の応急対策に必要な物資等の提供, 救護・救助に必要な車両・資器材の提供提供, 職員応援派遣等	平成30年8月1日
10	相互応援	広島県内航空消防応援協定書	広島市	回転翼航空機による応援	平成29年9月1日
11	相互応援	広島県内広域消防相互応援協定書	県内市町及び消防組合	消防の相互応援	平成29年6月1日
12	相互応援	広島県防災ヘリコプター応援協定書	県・県内市町	防災ヘリコプターによる応援	平成8年7月11日



## （相互応援）締結機関連絡先一覧表

〔在日米軍〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
在日米軍施設広黄播弾薬庫	呉市広黄播町	広消防隊	71-1028	

〔県・県内市町・消防本部〕

団体名	担当部署名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス①（LGWAN 回線） メールアドレス②（インターネット回線）
1 広島市	危機管理室危機管理課長	082-504-2653	082-504-2802	①kikikanri@city.hiroshima.lg.jp
	危機管理室災害予防課長	082-504-2664	082-504-2802	①saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp
	危機管理室災害対策課長	082-504-2356	082-504-2802	①saigaitaisaku@city.hiroshima.lg.jp
2 呉市	総務部危機管理課	0823-25-3326	0823-25-0315	①kurekiki@city.kure.lg.jp
3 竹原市	総務部総務課防災係	0846-22-7719	0846-22-8579	①soumu@city.takehara.lg.jp
4 三原市	危機管理監危機管理課	0848-67-6066	0848-67-6164	②shiminseikatsu@city.mihara.hiroshima.jp
5 尾道市	総務部総務課	0848-38-9216	0848-37-2740	①kikikanri@city.onomichi.lg.jp ②kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp
6 福山市	総務局総務部危機管理防災課	084-928-1228	084-926-0845	②kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp
7 府中市	総務部総務課	0847-43-7211	0847-46-3450	①soumu@city.hiroshima-fuchu.lg.jp ②soumu@city.fuchu.hiroshima.jp
8 三次市	総務部危機管理課	0824-62-6116	0824-62-2951	①kikikanri@city.miyoshi.lg.jp ②kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp
9 庄原市	生活福祉部危機管理課	0824-73-1206	0824-73-1515	①kiki@city.shobara.lg.jp
10 大竹市	総務部総務課危機管理監	0827-59-2119	0827-57-7130	①so-bosai@city.otake.lg.jp
11 東広島市	総務部危機管理課防災対策係	082-420-0400	082-422-4021	①hgh200400@city.higashihiroshima.lg.jp
12 廿日市市	総務部危機管理課	0829-30-9102	0829-32-1059	①bousai@city.hatsukaichi.lg.jp
13 安芸高田市	総務部危機管理課	0826-42-5625	0826-42-4376	①kikikanri@city.akitakata.lg.jp ②kikikanri@city.akitakata.jp
14 江田島市	危機管理監危機管理課	0823-43-1633	0823-57-4435	①kiki@city.etajima.lg.jp
15 府中町	生活環境部町民生活課 安心安全室	082-286-3243	082-286-3126	①anshinanzen@town.hiroshima-fuchu.lg.jp ②anshinanzen@town.fuchu.hiroshima.jp

## 資料編（災害協定関係）

団体名		担当部署名	電話番号	FAX番号	メールアドレス①（LGWAN回線） メールアドレス②（インターネット回線）
16	海田町	総務部生活安全課	082-823-9208	082-823-7927	①tiiki@town.kaita.lg.jp
17	熊野町	総務部危機管理課	082-820-5631	082-854-8009	①kiki@town.kumano.lg.jp
18	坂町	民生部環境防災課危機管理室	082-820-1540	082-820-1522	①kikikanri@town.saka.lg.jp
19	安芸太田町	総務課	0826-28-2111	0826-28-1622	①soumu@town.akiota.lg.jp
20	北広島町	危機管理課	0826-72-7355	0826-72-5242	①kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp
21	大崎上島町	総務企画課	0846-65-3111	0846-65-3198	①somu01@town.osakikamijima.lg.jp
22	世羅町	総務課	0847-22-1111	0847-22-2768	①soumu@town.sera.lg.jp
23	神石高原町	総務課	0847-89-3330	0847-85-3394	①jk-soumu@town.jinsekikogen.hiroshima.lg.jp
24	広島市消防局	警防課	082-546-3451	082-249-1160	①fs-keibo@city.hiroshima.lg.jp
25	呉市消防局	警防課	0823-26-0314	0823-26-0308	①syoukei@city.kure.lg.jp
26	三原市消防本部	警防課	0848-62-2101	0848-62-5119	①shobo-keibo@city.mihara.lg.jp ②shobo.keibo@city.mihara.hiroshima.jp
27	尾道市消防局	警防課	0848-55-9122	0848-55-9132	①shobo.keibo@city.onomichi.lg.jp
28	大竹市消防本部	消防本部消防課	0827-54-0119	0827-53-2928	②shoubou@city.otake.lg.jp
29	東広島市消防局	警防課	082-422-5648	082-422-7248	①hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp
		指令課（夜間・災害時）	082-422-0119	082-423-8243	①hgh220119@city.higashihiroshima.lg.jp
30	廿日市市消防本部	消防本部総務課	0829-32-8111	0829-32-4119	①shobo-somu@city.hatsukaichi.lg.jp
31	安芸高田市消防本部	消防課	0826-42-0931	0826-47-1191	①acfd-shobo@city.akitakata.lg.jp ②acfd-shobo@city.akitakata.jp
32	江田島市消防本部	警防課	0823-40-0119	0823-42-1965	①shirei@city.etajima.lg.jp
33	府中町消防本部	消防課警防係	082-286-3119	082-288-6337	①syobohonbu@town.hiroshima-fuchu.lg.jp
34	北広島町消防本部	消防課警防係	0826-72-0119	0826-72-7172	①syoubou-keibou@town.kitahiroshima.lg.jp
35	備北地区消防組合	警防課	0824-63-9575	0824-63-3446	②keibou0@119-bihoku.jp
36	福山地区消防組合消防局	警防部警防課警防担当	084-928-1193	084-928-1220	②shoubou-keibou@city.fukuyama.hiroshima.jp

団体名	担当部署名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス①（LGWAN 回線） メールアドレス②（インターネット回線）
広島県	危機管理監危機 管理課	082-513-2786	082-227- 2122	①kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

## 〔国・情報交換〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
国土交通省中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30	企画部防災課	082-511-6162	082-227-2651

## 〔四軍港都市〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
横須賀市	横須賀市小川町 11	危機管理課	046-822-8409	046-827- 3151
舞鶴市	舞鶴市字北吸 1044	危機管理・防災課	0773-66-1089	0773-64-7688
佐世保市	佐世保市平瀬町 9-2	防災危機管理局	0956-23-9258	0956-25-0086

## 〔瀬戸内・海的路ネットワーク〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339
岸和田市	岸和田市岸城町 7-1	危機管理部 危機管理課	072-423-9437 072-423-9537	072-423-6933
貝塚市	貝塚市島中 1 丁目 17-1	都市政策部危機管理課	072-433-7392 072-433-7082	072-432-2482
高石市	高石市加茂 4 丁目 1-1	総務部危機管理課	072-275-6247 072-275-6245	072-267-3078
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34-1	町長公室 自治防災課	0725-22-1122	0725-22-0364
岬町	泉南郡岬町深日 2000-1	まちづくり戦略室 危機管理担当	072-492-2759	072-492-5814
姫路市	姫路市三左衛門堀西の町 3	市長公室危機管理室	079-223-9593 079-223-9595	079-223-9541
明石市	明石市中崎 1 丁目 5-1	総合安全対策室 地域防災担当	078-918-5069	078-918-5140
洲本市	洲本市本町 3 丁目 4-10	総務部消防防災課	0799-24-7623	079-24-1722
芦屋市	芦屋市精道町 7-6	都市建設部防災安全課	0797-38-2093	0797-39-2157
南あわじ市	南あわじ市市善光寺 18-27	総務部防災課	0799-43-5203	0799-43-5203 0799-43-5303
淡路市	淡路市生穂新島 8	危機管理部危機管理課	0799-64-2555 0799-64-2152	0799-64-2170
播磨町	加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5-30	播磨町役場 危機管理グループ	079-435-0991	079-435-7901
和歌山市	和歌山市八番丁 12 和歌山市七番丁 23	危機管理局危機管理部総合防災課 建設局建設総務部河川港湾課	073-435-1199 073-435-1090	073-435-1299 073-435-1398
海南市	海南市日方 1525-6	海南市役所まちづくり部 管理課	073-483-8489 073-483-8488	073-483-8483
湯浅町	有田郡湯浅町大字湯浅 1055	総務課	0737-64-1108	0737-63-3971
由良町	日高郡由良町大字里 1220-1	産業建設課	0738-65-1203	0738-65-0282
玉野市	玉野市宇野 1 丁目 27-1	総務部危機管理課	0863-32-5560	0863-21-3464
笠岡市	笠岡市中央町 1-1	危機管理部危機管理課	0865-69-2222	0865-63-0228 0865-69-2190
備前市	備前市東片上 126 番地	市長室 危機管理課	0869-64-1876	0869-64-3845
浅口市	浅口市寄島町 16010 浅口市鴨方町六条院中 3050	寄島総合支所産業建設課 企画財政部総務課	0856-54-5116 0865-44-7000	0865-54-3589 0865-44-5771
広島市	広島市中区国泰寺 1 丁目 6-34	広島市危機管理室災害予防 課	082 - 504 - 2664	082-504-2802
竹原市	竹原市中央 5 丁目 1-35	総務部総務課 建設部建設課	0846-22-7719 0846-22-7746	0846-22-8579
三原市	三原市港町 3 丁目 5-1	危機管理監 危機管理課	0848-67-6066 0848-67-6165	0848-67-6164

## 資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
尾道市	尾道市久保 1 丁目 15-1	総務部総務課	0848-38-9216 0848-38-9332	0848-37-2740
福山市	福山市東桜町 3-5	総務局総務部危機管理防 災課	084-928-1228 084-928-1007	084-926-0845
大竹市	大竹市小方 1 丁目 11-1	総務部総務課防災係	0827-59-2119	0827-57-7130
東広島市	東広島市西条栄町 8-29	危機管理課	082-420-0400	082-422-4021
廿日市市	廿日市市下平良 1 丁目 11-1	総務部危機管理課	0829-30-9102	0829-32-1059 0829-32-1075
江田島市	江田島市大柿町大原 505	危機管理監 危機管理課	0823-43-1633	0823-57-4435
海田町	安芸郡海田町上市 14-18	総務部生活安全課	082-823-9208	082-823-9203
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜 1 丁目 1-1	民生部環境防災課	082-820-1540	082-820-1522
下関市	下関市東大和町 1 丁目 10-50 下関市南部町 1 番 1 号	港湾局振興課 市民部防災安全課	083-231-1277 083-231-9333	083-233-0860 083-231-9966
宇部市	宇部市常盤町 1 丁目 7-1	総務管理部防災危機管理 課	0836-34-8139 0836-34-8138	0836-29-4266
山口市	山口市亀山町 2-1	総務部 防災危機管理課	083-943-2723 083-934-2962	083-934-2958
防府市	防府市寿町 7-1	総務部防災危機管理課	0835-25-2261 0835-25-2115	0835-23-2136 0835-23-2231
岩国市	岩国市今津町 1 丁目 14-51	総務部 危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213
光市	光市中央 6 丁目 1-1	総務部防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731
柳井市	柳井市南町 1 丁目 10-2	総務部 危機管理室	0820-22-2111	0823-23-4595 0820-22-2142
周南市	周南市岐山通 1-1	行政管理部 防災危機管 理課	0834-22-8208	0834-22-8806
山陽小野田市	山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1	総務部総務課危機管理室	0836-82-1122 0836-82-1121	0836-83-2604
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松 126-2 大島郡周防大島町大字久賀 5134	総務部総務課 産業建設部建設課	0820-74-1000 0820-79-1005	0820-74-1016 0820-79-1021
上関町	熊毛郡上関町 503	総合企画課	0820-62-0316	0820-62-0783 0820-62-1600
小松島市	小松島市横須町 1-1	総務部危機管理課	0885-32-2227	0855-32-3522
松茂町	板野郡松茂町広島東裏 30	危機管理室	088-699-8725	088-699-6012
高松市	高松市番町 1 丁目 8-15	都市整備局河港課	087-839-2522	087-839-2529
丸亀市	丸亀市大手町 2 丁目 3-1	都市整備部建設課	0877-24-8813 0877-24-8943	0877-24-8866 0877-24-8864
坂出市	坂出市室町 2 丁目 3-5	総務部職員課危機監理室	0877-44-5023	0877-44-5023
観音寺市	観音寺市坂本町 1 丁目 1-1	政策部 危機管理課 建設部 建設課	0875-23-3940 0875-23-3935	0875-23-3920 0875-23-3967
さぬき市	さぬき市志度 5385 番地 8	総務部総務課危機管理室	087-894-1115	087-894-4440
東かがわ市	東かがわ市湊 1847-1	事業部建設課	0879-26-1302 0879-26-1235	0879-26-1342 0879-26-1320
三豊市	三豊市高瀬町 2373-1	危機管理課	0875-75-3119	0875-73-3022

## 資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
土庄町	小豆郡土庄町甲 559-2	総務課	0879-62-7000	0879-62-4000
小豆島町	小豆郡小豆島町池田 2100-4	総務部総務課	0879-75-1700	0879-75-1500
直島町	香川郡直島町 1122-1	建設経済課	087-892-2224	087-892-3888
宇多津町	綾歌郡宇多津町 1881	危機管理課	0877-49-8027	0877-49-0662
多度津町	仲多度郡多度津町栄町 1丁目 1-91	建設課	0877-33-1112	0877-33-2550
松山市	松山市二番町 4丁目 7-2	総合政策部 危機管理課	089-948-6793 089-948-6794	089-987-7744 089-934-1813
今治市	今治市別宮町 1丁目 4-1	防災危機管理課	0898-36-1558	0898-32-2765 0898-36-1620
宇和島市	宇和島市曙町 1	総務部危機管理課	0895-49-7006	0895-24-6094
八幡浜市	八幡浜市北浜 1丁目 1-1	総務企画部 総務課	0894-22-5997	0894-24-0610
新居浜市	新居浜市一宮町 1丁目 5-1	市民部 防災安全課	0897-65-1282 090-3184-8488	0897-33-5180
西条市	西条市明屋敷 164	経営戦略部危機管理課	0897-52-1284 0897-52-1542	0897-52-1725 0897-52-1200
大洲市	大洲市大洲 690-1	危機管理課	0893-24-1742 0893-52-0149	0893-24-2122 0893-52-0149
伊予市	伊予市米湊 820	総務部危機管理課	089-982-1111	089-983-3681
四国中央市	四国中央市中曾根町 500	四国中央市消防本部 安全・危機管理課	0896-28-6934	0896-23-6614
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434-1	総務企画部危機管理課	0894-62-6491	0894-62-6514
上島町	越智郡上島町弓削下弓削 1037	上島町消防本部 総務予 防課	0897-77-4118 0897-77-4119	0897-77-4111
松前町	伊予郡松前町大字筒井 631	総務部総務課	089-985-4103 089-985-4113	089-985-4148 089-985-4147
伊方町	西宇和郡伊方町 1993-1	総務課 危機管理室	0894-38-2655	0894-38-1373
愛南町	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	愛南町消防本部防災対策 課	0895-72-0131	0895-73-1119
中津市	中津市豊田町 14-3	総務部防災危機管理課	0979-22-1111	0979-24-7522
姫島村	東国東郡姫島村 1630-1	建設課	0978-87-2283	0978-87-3692

〔国・県・民間包括協定〕

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
国土交通省中国地方整備局港湾空港部	広島市中区東白島町 14-15 N T T クレド白島ビル 13階	港湾空港部港湾空港防 災・危機管理課	082-221-3900	082-511-3910

〔中核市各市〕

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
函 館 市	総務部 総務課	0138-21-3676	0138-21-3006 (宿日直室)	0138-27-6489	0138-27-0482 (宿日直室)	〒040-8666 北海道函館市東雲町 4-13	bousai@city.hakodate .hokkaido.jp
旭 川 市	防災安 全部防 災課	0166-33-9969	0166-33-9961 (消防本部・ 指令課)	0166-33-9936	0166-33-9905 (消防本部・ 指令課)	〒078-8367 北海道旭川市東光27 条8丁目旭川市総合 防災センター	bousai@city.asahikaw a.lg.jp
青 森 市	総務部 危機管 理課	017-777-8850 017-734-5059 (直通)	017-734-1111 (守衛)	017-734-5061		〒030-8555 青森県青森市中央一 丁目22-5	kikikanri@city.aomor i.aomori.jp
八 戸 市	市民防 災部 防災危 機管理 課	0178-43-9225 (直通)	0178-43-2111 (巡視室)	0178-45-0099	0178-45-0099	〒031-8686 青森県八戸市内丸一 丁目1-1	bousai@city.hachinoh e.lg.jp
盛 岡 市	総務部 危機管 理防災 課	019-603-8031	019-651-4111 (当直室)	019-654-4569		〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12 番2号	kikikanri@city.morio ka.iwate.jp
秋 田 市	総務部 防災安 全対策 課	018-888-5434 (直通)	018-823-4265 (消防本部・ 指令課)	018-888-5435	018-888-5435	〒010-8560 秋田県秋田市山王一 丁目1番1号	ro- gnds@city.akita.lg.j p
山 形 市	総務部 防災対 策課	023-625-1177	023-641-1212 (守衛室)	023-624-8847	023-624-8847	〒990-8540 山形県山形市旅籠町 二丁目3番25号	bosai@city.yamagata- yamagata.lg.jp
福 島 市	総務部 危機管 理室	024-525-3793		024-536-4370		〒960-8601 福島県福島市五老内 町3番1号	bousai@mail.city.fuk ushima.fukushima.jp
郡 山 市	総務部 防災危 機管理 課(防 災係)	024-924-2161	024-924-2491 (警備室)	024-924-0999	024-924-0999	〒963-8601 福島県郡 山市朝日一丁目23番 7号	bousaikikikanri@city .koriyama.lg.jp
い わ き 市	総合政 策部危 機管理 課	0246-22-7551 (直通)	0246-22-1111 (守衛・日 直)	0246-22-1145	0246-22-1145	〒970-8686 福島県いわき市平字 梅本21番地	kikikanri@city.iwaki .lg.jp
宇 都 宮 市	行政経 営部危 機管理 課	028-632-2052	028-632-2052	028-632-7123	028-632-7123	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1 丁目1番5号	u2135@city.utsunomi y.a.lg.jp

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
前 橋 市	総務部 防災危 機管理 課	027-898-5935 (直通)	027-224-1111 (市役所宿直 室)	027-221-2813	027-221-2813	〒371-8601 群馬県前橋市大手町 二丁目12-1	kikikanri@city.mae bashi.gunma.jp
高 崎 市	総務部 防災安 全課	027-321-1352	027-321-1111 (宿日直室)	027-321-1277	027-321-1277	〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35-1	bousai@city.takasa ki.lg.jp
川 越 市	防災危 機管理 室	049-224-5554	049-224-8811	049-225-2895	049-224-7335	〒350-8601 埼玉県川越市元町1 丁目3番地1	bosai@city.kawagoe .lg.jp
川 口 市	*実務 担当危 機管理 部防災 課	048-242-6358	048-258-1110	048-281-5765	048-281-5765	〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和 1-14-3	050.05000@city.kaw aguchi.lg.jp
越 谷 市	市民協 働部危 機管理 課	048-963-9285	048-974-0101 (消防本部・ 指令課)	048-965-7809	048-977-1199 (消防本部・ 指令課)	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 四丁目2番1号	kikikanri@city.kos higaya.lg.jp
船 橋 市	市長公 室危機 管理課	047-436-2032 (危機管理 課)	047-435-1111 (消防局警防 指令課)	047-436-2030 (危機管理 課)	047-432-8229 (消防局警防 指令課)	〒273-8501 千葉県船 橋市湊町2丁目10番 25号	bosai@city.funabas hi.lg.jp
柏 市	総務部 防災安 全課	04-7167-1115	04-7167-5551 (守衛)	04-7163-2188	04-7163-2188	〒277-8505 千葉県柏市柏5-10-1	bosaiizen1@city.k ashiwa.chiba.jp
八 王 子 市	生活安 全部 防災課	042-620-7207	042-626-3111	042-626-1271	042-626-1271	〒192-8501 東京都八王子市元本 郷町三丁目24番1号	b210300@city.hachi oji.lg.jp
横 須 賀 市	市長室 危機管 理課	046-822-9708 (市長室 危 機管理課)	046-822-0119 (消防局 指 令課)	046-827-3151 (市長室 危 機管理課)	046-823-3920 (消防局 指 令課)	〒238-8550 神奈川県横須賀市小 川町11番地	bousai- han@city.yokosuka. lg.jp
水 戸 市	市民協 働部防 災・危 機管理 課危機 管理室	029-232-9152 (直通)	029-224-1111 (代表守衛)	029-233-0523	029-233-0523	〒310-8610 茨城県水戸市中央1 -4-1	traffic.safety@cit y.mito.lg.jp



## 資料編（災害協定関係）

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
つ く ば 市	市長公 室危機 管理課	029-883-1111 (代)		029-868-8477		〒305-8555 茨城県つくば市研究 学園一丁目1番地1	ctz072@city.tsukub a.lg.jp
藤 沢 市	防災安 全部防 災政策 課	0466-50-8380	0466-22-8182 (警防課通信指 令担当)	0466-50-8437	0466-22-8184 (警防課通信指 令担当)	〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日 町1番地の1	fj- bousai@city.fujisa wa.lg.jp
富 山 市	建設部 防災対 策課	076-443-2181	076-431-6111	076-431-9939	076-431-9939	〒930-8510 富山県富山市新桜町 7番38号	bousai- 01@city.toyama.lg. jp
金 沢 市	危機管 理課	076-220-2060 (直通)	076-220-2121 (当直室)	076-233-9999	076-220-2124 (当直室)	〒920-8577 石川県金 沢市広坂1丁目1番 1号	kiki@city.kanazawa .lg.jp
長 野 市	総務部 危機管 理防災 課	026-224-5006 (直通)	026-226-4911 (警備員室) 026-226-0119 (消防局通信 指令課)	026-224-5109	026-224-5119 (警備員室) 026-228-6398 (消防局通信 指令課)	〒380-8512 長野県長野市大字鶴 賀緑町1613番地	kikibousai@city.na gano.lg.jp
福 井 市	市民生 活部危 機管理 局危機 管理課	0776-20-5234 (直通)	0776-20-5244 (当直室)	0776-20-5235	0776-20-5235	〒910-8511 福井県福井市大手3 丁目10番1号	kikikanri@city.fuk ui.lg.jp
甲 府 市	市長直 轄組織 危機管 理室防 災企画 課	055-237-5331	055-237-1161	055-237-9911	055-237-9911	〒400-8585 山梨県甲府市丸の内 一丁目18番1号	boutaisaku@city.ko fu.lg.jp
松 本 市	危機管 理課	0263-33- 9119	0263-34-3000	0263-33-1011	0263-34-3006	〒390-8620 長野県松本市丸の内 3番7号	kikikanri@city.mat sumoto.lg.jp
岐 阜 市	都市防 災部都 市防災 政策課	058-267-4763 (直通)	058-265-4141 (守衛室)	058-265-3857	058-264-8602 (代表)	〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町 18番地	bousai@city.gifu.g ifu.jp
豊 橋 市	防災危 機管理 課	0532-51-3116	0532-51-2075 (消防本部通 信指令課)	0532-56-2122	0532-56-0033 (消防本部通 信指令課)	〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1番地	bousaikikikanri@ci ty.toyohashi.lg.jp
岡 崎 市	市民生 活部 防災課	0564-23-6711	0564-21-5151 (消防本部)	0564-23-6618	0564-26-0373 (消防本部)	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 二丁目9番地	bosai@city.okazaki .lg.jp

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
豊 田 市	地域振 興部市 民安全 室防災 対策課	0565-31-1212 (内線 3-2072 ~2074) 0565-34-6750 (ダイヤルイ ン)	0565-35-9724 (消防本部指 令課)	0565-34-6048	0565-35-9739 (消防本部指 令課)	〒471-8501 愛知県豊 田市西町 3 丁目 60 番地	bousai@city.toyota .aichi.jp
一 宮 市	総合政 策部危 機管理 課	0586-28-8959 (ダイヤルイ ン)	0586-28-8959	0586-73-9212	0586-73-9212	〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	kikikanri@city.ich inomiya.lg.jp
津 市	危機管 理部防 災室	059-229-3104	059-229-3355 (警備員室)	059-223-6247	059-229-3355 (警備員室)	〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号	229- 3281@city.tsu.lg.j p
四 日 市 市	危機管 理監危 機管理 室	059-354-8119 (直通)	059-354-8119	059-350-3002	059-350-3022	〒510-8601 三重県四日市市諏訪 町 1-5	kikikanri@city.yok kaichi.mie.jp
大 津 市	総務部 危機・ 防災対 策課	077-528-2616 (直通)	077-525-9927 (消防局通信 指令課)	077-523-2202	077-522-4657 (消防局通信 指令課)	〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号	otsu1223@city.otsu .lg.jp
豊 中 市	危機管 理課	06-6858-2683	06-6843-2345 (豊中市・池 田市消防指令 センター指令 管制係)	06-6858-2667	06-6857-3119 (豊中市・池 田市消防指令 センター指令 管制係)	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1	kikikanri@city.toy onaka.lg.jp
高 槻 市	総務部 危機管 理室	072-674-7314 (直通)	072-674-7000 (直通)	072-675-8184	072-675-8184 ※危機管理室 執務室	〒569-0067 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号	kikikan- 82@city.takatsuki. lg.jp
枚 方 市	市民安 全部危 機管理 室	072-841-1270 (直通)	072-841-1221	072-841-3092	072-841-3092	〒573-8666 大阪府 枚方市大垣内町 2 丁 目 1-20	kikikanri@city.hir akata.osaka.jp
八 尾 市	危機管 理課	072-924-9870 (直通)		072-924-3968		〒581-0003 大阪府八尾市本町一 丁目 1 番 1 号	kikikanri@city.yao .lg.jp
寝 屋 川 市	人・ふ れあい 部危機 管理室	072-825-2194 (直通)	072-825-2194	072-825-0334	072-825-0334	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号	bousai@city.neyaga wa.lg.jp

都市名	担当部署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
東大阪市	危機管理室	06-4309-3000 (代表) 06-4309-3130 (直通)	06-4309-3330	06-4309-3858	06-4309-3858	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本 北1丁目1番1号	kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp
姫路市	危機管理室	079-223-9593 (直通)	079-223-0003 (消防局 情報指令課)	079-223-9541	079-222-8222 (消防局 情報指令課)	〒670-0940 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町3番地 (姫路市防災センター5F)	kikikanri@city.himeji.lg.jp
尼崎市	危機管理安全局・企画管理課・災害対策課	06-6489-6564 (企) 06-6489-6165 (災)	06-6481-0119 (消防局 情報指令課)	06-6489-6166	06-6482-1995 (消防局 情報指令課)	〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23-1	ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp
明石市	総務局総合安全対策室	078-918-5069	078-912-1111	078-918-5140		〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1	bousai@city.akashi.lg.jp
西宮市	防災危機管理局防災総括室災害対策課	0798-35-3626 (災害対策課)	0798-35-3046 (守衛室)	0798-36-1990	0798-35-4051	〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号	boutai@nishi.or.jp
奈良市	危機管理監危機管理課	0742-34-4930	0742-34-1111	0742-35-3635	0742-35-3635	〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号	kikikanri@city.nara.lg.jp
和歌山市	危機管理局危機管理部総合防災課	073-435-1199	073-435-1199	073-435-1299	073-435-1299	〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁12番地	sogobosai@city.wakayama.lg.jp
鳥取市	危機管理部危機管理課	0857-20-3118	0857-22-8111 (警備員室)	0857-20-3042	0857-20-3042	〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116	kikikanri@city.tottori.lg.jp

## 資料編（災害協定関係）

都 市 名	担当部 署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
松 江 市	防災安 全部防 災安全 課	0852-55-5115	0852-55-5555 (守衛室)	0852-55-5617	0852-55-5617	〒690-8540 島根県松江市末次町 86番地	bousai@ city.matsue.lg.jp
倉 敷 市	総務局 防災危 機管理 室	086-426-3645	086-426-3033	086-421-2500	086-421-2500	〒710-8565 岡山県倉敷市西中新 田640	lg- csmgt@city.kurashi ki.lg.jp
福 山 市	総務局 総務部 危機管 理防災 課	084-928-1228	084-921-2130 (警備員室)	084-926-0845	084-928-3501 (警備員室)	〒720-8501 広島県福山市東桜町 3番5号	kikikanri- bousai@city.fukuya ma.hiroshima.jp
下 関 市	総務部 防災危 機管理 課	083-231-9333 (直通)	083-231-1111 (宿直)	083-231-9966	083-231-9966	〒750-8521 山口県下関市南部町 1-1	skbousai@city.shim onoseki.lg.jp
高 松 市	総務局 危機管 理課	087-839-2184	087-839-2258	087-839-2210	087-839-2210	〒760-8571 香川県高 松市番町一丁目8番 15号	bousai@city.takama tsu.lg.jp
松 山 市	総合政 策部危 機管理 課	089-948-6793	089-948-6685	089-934-1813	089-934-1813	〒790-8571 愛媛県松山市二番町 4丁目7-2	kikikanri@city.mat suyama.lg.jp
高 知 市	防災対 策部防 災政策 課	088-823-9055	088-822-8111	088-823-9085	088-823-9877	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1丁目7番45号	kc- 080200@city.kochi. lg.jp
久 留 米 市	総務部 防災対 策課	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712	0942-30-9712	〒830-8520 福岡県久留米市城南 町15-3	bousai@city.kurume .fukuoka.jp
長 崎 市	防災危 機管理 室	095-822-0480	095-822-0461 (消防局)	095-820-0108	095-820-8872 (消防局)	〒850-0032 長崎県長崎市興善町 3番1号	bousai@city.nagasa ki.lg.jp
佐 世 保 市	防災危 機管理 局	0956-23-9258	0956-23-5121 (消防局)	0956-25-0086	0956-23-6898 (消防局)	〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬 町9番地2	bousai@city.nagasa ki.lg.jp
大 分 市	総務部 防災危 機管理 課	代表 097-534-6111 直通 097-537-5664	代表 097-534-6119 直通 097-537-5664	097-533-0252	097-533-0252	〒870-8504 大分市荷揚町2番31 号	bosaikikikanri@cit y.oita.oita.jp

都市名	担当部署名	電話番号		FAX番号		所在地	Eメールアドレス
		昼間	夜間・休日	昼間	夜間・休日		
宮崎市	危機管理 部危機管理 課	0985-21-1730	090-4983-9847	0985-25-2145	0985-25-2145	〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西 1丁目1番1号	03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp
鹿児島市	危機管理課	099-216-1213 (直通)	099-224-1111 (代表)	099-226-0748	099-226-0748	〒892-8677 鹿児島県 鹿児島市山下町 11 番 1 号	kikikanri@city.kagoshima.lg.jp
那覇市	総務部 防災危機管理 課	098-861-1102	090-7456-3500 (課長携帯)	098-862-0614	098-862-0614	〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号	61281KENI@city.naha.lg.jp

## 〔海上保安部〕

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉海上保安部	呉市宝町 9-25	警備救難課	26-0118	

## 〔広島中央地域連携中枢都市圏〕

市町名	住所	担当課	連絡先
竹原市	竹原市中央五丁目 1 番 35 号	総務部 総務課 防災係	0846-22-7719
東広島市	東広島市西条栄町 8 番 29 号	総務部 危機管理課	082-420-0400
江田島市	江田島市大柿町大原 505 番地	危機管理監 危機管理課	0823-43-1633
海田町	安芸郡海田町上市 14-18	総務部 生活安全課 防災係	082-823-9208
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	総務部 総務課	082-820-5601
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	民生部 環境防災課 危機管理室	082-820-1540
大崎上島町	豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1	総務企画課	0846-65-3111

## 1 消防相互援助協約（在日米陸軍司令部）

## 呉市および在日米陸軍司令部

呉市々長並びに在日米陸軍司令官は、ともに火災の予防と消火による人命、財産の保護に責任を有し、その提携による相互利益と妥当性を認め、更に、呉市々長並びに在日米陸軍司令官は、互に相互の責任地区に対する消防活動の相互援助を希望するので、こゝに消防援助協約を結び、互に正当な委任権をもって署名する。

## 第1条 相互援助

呉市々長もしくはその代行者の要請があったときは、在日米陸軍、西南地区技術部広消防隊所属の人員、器材を呉市消防局援助のために派遣する。また、米陸軍西南地区技術部の長あるいはその代行者から要請があったときは、呉市々長は在日米陸軍広弾薬貯蔵施設にその消防隊を援助のため派遣する。

## 第2条 消防援助の要請

1 消防援助の要請は、通常相互の電話連絡によって行れるものとする。この際の電話通報は、次のとおりとする。

(a) 米陸軍側が呉市消防局の援助を要請する場合。

電話番号 119もしくは26-0119

(b) 呉市消防局が米軍側の援助を必要とする場合。

電話番号 71-1028（広消防隊）

2 米軍広弾薬貯蔵施設へ援助出動した消防隊および人員は、通常軍施設正門より保安関係者の誘導によって火災現場へ到達するものとする。呉市の責任地区の火災に出動する米陸軍消防隊は、呉市々長の命ずる地点へ出動すること。応援隊の長は、出動現場で要請部隊の指揮者と協議し、各隊の防御担当面を分担し、協力して火災防御に当るものとする。

## 第3条 弁済と保償

1 この協約に基づいて行なわれる一切の援助行為は、互に弁済の義務を負わないものとする。

2 この協約の結果生じた人身の傷害、死亡あるいは器材の損失にかゝる補償の請求権は、日米地位協定第18条の規定に従うものを除いては、互にその権利を放棄する。

## 第4条 除外規定

呉市消防局々長および在日米陸軍方面消防司令（西南地区技術部長）は、消防隊の援助派遣が独自の消防火にいちじるしい妨げとなると判断した場合、その派遣を中止する権利を保留するものとする。

## 第5条 効力

この協約は、両側代表権者が署名し、その日付をもって効力を発し、この協約以前に取り交された口頭もしくは書面による同種の協定は、その効力を失うものとする。

## 第6条 改定と廃止

1 この協約に使われている字句は、一方からの要請に他方が同意したとき、いかなる場合でも改変できるものとする。

2 この協約は、一方が他方へ書面で通告した場合、いかなる時でも廃止できるものとする。

両側から正当な委任権を認められた両者がこゝに協約を成立させた証として署名する。

1970年9月16日 （調印の地） 呉 市

奥原義人

呉市市長

薄井繁雄

呉市消防局々長

1970年8月14日キャンプ座間において。

在日米陸軍々司令官の委任において

サトル アマキ  
陸軍中佐  
軍司令部消防司令長兼技術本部々長  
佐世保市にて1970年8月18日

ロバート C キーン  
軍属  
司令部副消防司令  
西南地区技術部長

## 2 災害時の相互応援に関する協定書（県・県内市町）

## 災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

## （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項  
（応援要請の手続き等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物質等、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5項に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5 県は、市町村間の応援については必要な指示又は調整を行うものとする。

## （応援の経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

## （連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。



## （連絡協議会の設置）

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

## （他の協定との関係）

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

## （その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

## （施行）

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	代表者	広島県知事	黒瀬町	代表者	黒瀬町長
広島市	代表者	広島市長	福富町	代表者	福富町長
呉市	代表者	呉市長	豊栄町	代表者	豊栄町長
竹原市	代表者	竹原市長	大和町	代表者	大和町長
三原市	代表者	三原市長	河内町	代表者	河内町長
尾道市	代表者	尾道市長	本郷町	代表者	本郷町長
因島市	代表者	因島市長	安芸津町	代表者	安芸津町長
福山市	代表者	福山市長	安浦町	代表者	安浦町長
府中市	代表者	府中市長	川尻町	代表者	川尻町長
三次市	代表者	三次市長	豊浜町	代表者	豊浜町長
庄原市	代表者	庄原市長	豊町	代表者	豊町長
大竹市	代表者	大竹市長	大崎町	代表者	大崎町長
東広島市	代表者	東広島市長	東野町	代表者	東野町長
廿日市市	代表者	廿日市市長	木江町	代表者	木江町長
府中町	代表者	府中町長	瀬戸田町	代表者	瀬戸田町長
海田町	代表者	海田町長	御調町	代表者	御調町長
熊野町	代表者	熊野町長	久井町	代表者	久井町長
坂町	代表者	坂町長	向島町	代表者	向島町長
江田島町	代表者	江田島町長	甲山町	代表者	甲山町長
音戸町	代表者	音戸町長	世羅町	代表者	世良町長
倉橋町	代表者	倉橋町長	世羅西町	代表者	世羅西町長
下蒲刈町	代表者	下蒲刈町長	内海町	代表者	内海町長
蒲刈町	代表者	蒲刈町長	沼隈町	代表者	沼隈町長
大野町	代表者	大野町長	神辺町	代表者	神辺町長
湯来町	代表者	湯来町長	新市町	代表者	新市町長
佐伯町	代表者	佐伯町長	油木町	代表者	油木町長
吉和村	代表者	吉和村長	神石町	代表者	神石町長
宮島町	代表者	宮島町長	豊松村	代表者	豊松村長
能美町	代表者	能美町長	三和町	代表者	三和町長

沖美町	代表者	沖美町長	上下町	代表者	上下町長
大柿町	代表者	大柿町長	総領町	代表者	総領町長
加計町	代表者	加計町長	甲奴町	代表者	甲奴町長
筒賀村	代表者	筒賀村長	君田村	代表者	君田村長
戸河内町	代表者	戸河内町長	布野村	代表者	布野村長
芸北町	代表者	芸北町長	作木村	代表者	作木村長
大朝町	代表者	大朝町長	吉舎町	代表者	吉舎町長
千代田町	代表者	千代田町長	三良坂町	代表者	三良坂町長
豊平町	代表者	豊平町長	三和町	代表者	三和町長
吉田町	代表者	吉田町長	西城町	代表者	西城町長
八千代町	代表者	八千代町長	東城町	代表者	東城町長
美土里町	代表者	美土里町長	口和町	代表者	口和町長
高宮町	代表者	高宮町長	高野町	代表者	高野町長
甲田町	代表者	甲田町	比和町	代表者	比和町長
向原町	代表者	向原町長			

### 応援経費の負担基準

#### 1 応援職員の派遣要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

#### 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした市長村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区分	経費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資器材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

## 3 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）

## 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）は、呉市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、呉市民の生命、身体及び財産の安全並びに安定した生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

## （協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

## （現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、呉市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換に当たらせるものとする。

## （平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

## （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 呉 市 呉 市 長 小村 和年

## 4 災害時における旧軍港市相互応援に関する協定（横須賀市，佐世保市，舞鶴市）

## 災害時における旧軍港市相互応援に関する協定

横須賀市，呉市，佐世保市及び舞鶴市（以下「協定市」という。）は，災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は，協定市のいずれかの地域において災害が発生し，当該被害を受けた市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に，被災市の要請に応え，当該災害により被害を受けていない協定市（以下「応援市」という。）が友愛的精神に基づき，応援協力し，被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，必要な事項について定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市は，平常時から次の事項を実施し，災害時における相互応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は，次のとおりとする。

- (1) 食糧，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページへの掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか，被災市から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は，次の事項を明らかにし，第6条に定める担当部局を通じて電話又は電信により応援を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては，災害の概要，情報通信機器の状況，被害状況，避難場所，ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された応援市は，極力これに応じ，応援に努めるものとする。

2 被災市の応援を実施する場合は，応援市が相互に連携協力の上，行うものとする。

3 激甚な災害が発生し，通信の途絶等により連絡が取れない場合には，応援市が相互に連絡調整し，自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生した時は速やかに情報を相互に交換するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は，協定市が協議して別に定める。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成24年9月28日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月28日

神奈川県横須賀市小川町11番地  
横須賀市  
横須賀市長 吉田 雄人

広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

長崎県佐世保市八幡町1番10号  
佐世保市  
佐世保市長 朝長 則男

京都府舞鶴市字北吸1044番地  
舞鶴市  
舞鶴市長 多々見 良三

## 5 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（74市）

## 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

## （目的）

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

## （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

## （地域ブロックの設置）

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、 大分県中津市、大分県姫島村

## （地域ブロックによる応援の連絡調整）

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

## （応援の要請）

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

## （応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

## （応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

## （協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

## （海ネット共助会員への参加及び離脱）

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

大阪府	堺市長	竹山	修身	山口県	光市長	市川	熙
大阪府	岸和田市長	信貴	芳則	山口県	柳井市長	井原	健太郎
大阪府	貝塚市長	藤原	龍男	山口県	山陽小野田市長	白井	博文
大阪府	高石市長	阪口	伸六	山口県	周防大島町長	椎木	巧
大阪府	忠岡町長	和田	吉衛	山口県	上関町長	柏原	重海
大阪府	岬町長	田代	堯	徳島県	小松島市長	濱田	保徳
兵庫県	姫路市長	石見	利勝	徳島県	松茂町長	広瀬	憲発
兵庫県	明石市長	泉	房穂	香川県	高松市長	大西	秀人
兵庫県	洲本市長	竹内	通弘	香川県	丸亀市長	梶	正治
兵庫県	南あわじ市長	中田	勝久	香川県	坂出市長	綾	宏
兵庫県	淡路市長	門	康彦	香川県	観音寺市長	白川	晴司
兵庫県	播磨町長	清水	ひろ子	香川県	さぬき市長	大山	茂樹
和歌山県	海南市長	神出	政巳	香川県	東かがわ市長	藤井	秀城
和歌山県	湯浅町長	上山	章善	香川県	三豊市長	横山	忠始
和歌山県	由良町長	畑中	雅央	香川県	土庄町長	三枝	邦彦
岡山県	玉野市長	黒田	晋	香川県	小豆島町長	塩田	幸雄
岡山県	笠岡市長	三島	紀元	香川県	直島町長	濱中	満
岡山県	浅口市長	栗山	康彦	香川県	宇多津町長	谷川	俊博
広島県	広島市長	松井	一實	香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
広島県	呉市長	小村	和年	愛媛県	松山市長	野志	克仁



広島県	竹原市長	吉田	基	愛媛県	今治市長	菅	良二
広島県	三原市長	天満	祥典	愛媛県	宇和島市長	石橋	寛久
広島県	尾道市長	平谷	祐宏	愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
広島県	福山市長	羽田	皓	愛媛県	新居浜市長	石川	勝行
広島県	大竹市長	入山	欣郎	愛媛県	西条市長	青野	勝
広島県	東広島市長	藏田	義雄	愛媛県	大洲市長	清水	裕
広島県	廿日市市長	眞野	勝弘	愛媛県	伊予市長	武智	邦典
広島県	江田島市長	田中	達美	愛媛県	四国中央市長	篠原	実
広島県	海田町長	山岡	寛次	愛媛県	西予市長	三好	幹二
広島県	坂町長	吉田	隆行	愛媛県	上島町長	上村	俊之
山口県	下関市長	中尾	友昭	愛媛県	松前町長	白石	勝也
山口県	宇部市長	久保田	后子	愛媛県	伊方町長	山下	和彦
山口県	山口市長	渡辺	純忠	愛媛県	愛南町長	清水	雅文
山口県	防府市長	松浦	正人	大分県	中津市長	新貝	正勝
山口県	岩国市長	福田	良彦	大分県	姫島村長	藤本	昭夫

6 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（中国整備局・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・山口県・境港市・民間協力者）

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省中国地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに鳥取県知事（重要港湾鳥取港港湾管理者）、島根県知事（重要港湾浜田港・西郷港・三隅港港湾管理者）、岡山県知事（国際拠点港湾水島港及び重要港湾宇野港・岡山港港湾管理者）、広島県知事（国際拠点港湾広島港及び重要港湾尾道糸崎港・福山港港湾管理者）、山口県知事（国際拠点港湾徳山下松港及び重要港湾岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港港湾管理者）、呉市長（重要港湾呉港港湾管理者）、及び境港管理組合管理者（重要港湾境港港湾管理者）、（以下「乙」と総称する。）と民間協力者（以下「丙」と総称する。）は、災害における緊急的な応急対策業務の支援に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害における緊急的な応急対策業務の支援範囲において発生した、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による緊急的な応急対策業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長、中国地区港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。（以下、「業務」という。）
- (4) 「港湾施設等」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、中国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（業務の支援範囲）

第4条 業務の支援範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害の発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、港湾施設等に被害が発生し、甲及び乙が個別に締結している災害に関する協定を補完する上で、甲又は乙が丙の協力が必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙が長を努める団体の会員（以下、「丙の会員」という。）を特定し、出動要請を行うものとする。

- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に、資機材等情報の報告を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに技術者及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。ただし、中国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、技術者及び資機材等情報の収集を開始するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
- 4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、できる限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の指示により、業務の支援を実施するものとする。なお、中国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲の出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。
- 5 丙は、本協定に基づく業務が長期にわたる場合、甲の要請により中国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する技術者及び資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に連絡するものとする。
- 8 丙の会員は、業務の支援を迅速に実施できるよう、技術者及び資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は所属する丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
- 9 乙が丙と前2項に定める報告と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項に定める報告先から乙を除く。

（契約の締結）

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく丙の会員と請負契約等を締結するものとする。

- 2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、複数の丙の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

（本協定の適用範囲）

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害発生時においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき調整を行うことができるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

## （損害の負担）

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所に係るものについては甲若しくは事務所と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

## （その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲 国土交通省中国地方整備局副局長 大塚俊介

乙1 重要港湾鳥取港港湾管理者 鳥取県知事 平井伸治

乙2 重要港湾浜田港・西郷港・三隅港港湾管理者 島根県知事 溝口善兵衛

乙3 国際拠点港湾水島港及び重要港湾宇野港・岡山港港湾管理者 岡山県知事 伊原木隆太

乙4 国際拠点港湾広島港及び重要港湾尾道糸崎港・福山港港湾管理者 広島県知事 湯崎英彦

乙5 国際拠点港湾徳山下松港及び重要港湾岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港港湾管理者  
山口県知事 村岡嗣政

乙6 重要港湾呉港港湾管理者 呉市長 小村和年

乙7 重要港湾境港港湾管理者 境港管理組合管理者 平井伸治

丙1 一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長 大下哲則

丙2 中国地区港湾空港建設協会連合会会長 大下哲則

丙3 一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長 深山隆一

丙4 全国浚渫業協会関西支部長 寄神正文

丙5 一般社団法人日本潜水協会会長 鉄芳松

丙6 一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋康宏

丙7 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長 大村哲夫

## 7 中核市災害相互応援協定（中核市各市）

## 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

山形市	山形市長
福井市	福井市長
甲府市	甲府市長
寝屋川市	寝屋川市長
福島市	福島市長
函館市	函館市長
旭川市	旭川市長
青森市	青森市長
八戸市	八戸市長
秋田市	秋田市長
郡山市	郡山市長
いわき市	いわき市長
盛岡市	盛岡市長
宇都宮市	宇都宮市長
越谷市	越谷市長
川越市	川越市長
川口市	川口市長
船橋市	船橋市長
横須賀市	横須賀市長
柏市	柏市長
前橋市	前橋市長
高崎市	高崎市長
八王子市	八王子市長
富山市	富山市長
金沢市	金沢市長
長野市	長野市長

岐 阜 市	岐 阜 市	長
豊 橋 市	豊 橋 市	長
岡 崎 市	岡 崎 市	長
豊 田 市	豊 田 市	長
高 槻 市	高 槻 市	長
枚 方 市	枚 方 市	長
八 尾 市	八 尾 市	長
東 大 阪 市	東 大 阪 市	長
姫 路 市	姫 路 市	長
和 歌 山 市	和 歌 山 市	長
大 津 市	大 津 市	長
豊 中 市	豊 中 市	長
明 石 市	明 石 市	長
西 宮 市	西 宮 市	長
奈 良 市	奈 良 市	長
尼 崎 市	尼 崎 市	長
鳥 取 市	鳥 取 市	長
松 江 市	松 江 市	長
呉 市	呉 市	長
福 山 市	福 山 市	長
下 関 市	下 関 市	長
高 松 市	高 松 市	長
高 知 市	高 知 市	長
長 崎 市	長 崎 市	長
佐 世 保 市	佐 世 保 市	長
大 分 市	大 分 市	長
宮 崎 市	宮 崎 市	長
鹿 児 島 市	鹿 児 島 市	長
久 留 米 市	久 留 米 市	長
那 覇 市	那 覇 市	長

協定締結権者

倉 敷 市	倉 敷 市	長
-------	-------	---

## 8 呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定（呉海上保安部）

## 呉市消防局と呉海上保安部との消防活動等に関する業務協定

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する協定区域において行う「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づく船舶火災の消火活動のほか、当該区域において呉市消防局（以下「甲」という。）が行う消防活動及び呉海上保安部（以下「乙」という。）が行う海難救助活動（以下「消防活動等」という。）に関し、両機関が相互に協力することにより、迅速かつ安全に市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定める。

（協定区域）

第2条 この協定における対象範囲は、甲が管轄する沿岸部の陸域及び海域（以下「協定区域」という。）とする。

（通報）

第3条 甲及び乙は、協定区域及びその周辺域において船舶の火災、相互に協力する必要があると認める災害若しくは事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

2 甲及び乙は、単独で次条に規定する船舶火災の消火活動（以下「船舶消火活動」という。）に従事したときは、速やかにそのてん末を相手方に通報するものとする。

（船舶消火活動に係る担任域）

第4条 甲は、次に掲げる船舶（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第6項に規定する船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟を含む。以下同じ。）の消火活動を担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

(1) 埠頭、岸壁、栈橋等に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川における船舶

2 前項各号に掲げる船舶以外の船舶消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（船舶消火活動）

第5条 甲及び乙は、それぞれが保有する施設及び資機材並びに人員を活用し、相互に協力して船舶消火活動に従事するものとする。

2 甲及び乙は、船舶消火活動を実施するに当たり、各機関の職員、資機材等（以下「職員等」という。）を迅速かつ円滑に移動させる必要があると認めるときは、それぞれが保有する船舶、車両等による職員等の輸送その他の支援を相互に行うものとする。

3 甲及び乙は、円滑な船舶消火活動を行うために必要があると認めるときは、合同指揮所を設けるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、船舶消火活動を効果的に行うため、次に掲げる事項について情報の交換を行うものとする。

(1) 入港船舶の危険物積載の状況

(2) 化学消火剤の備蓄状況

(3) 甲及び乙が所有する船舶が接岸できる栈橋等の状況

(4) その他船舶消火活動を効果的に行うために必要な情報

（火災原因等の調査）

第7条 甲及び乙は、船舶の火災の原因調査並びに火災及び消火による損害調査を行うときは、相互に協議して実施するものとする。



## （消防活動等の対応）

第8条 甲及び乙は、消防活動等を行うときは、必要に応じて相互に協力するものとし、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該規定中「船舶消火活動」とあるのは「消防活動等」と読み替えるものとする。

## （大規模災害対応）

第9条 甲及び乙は、大規模災害発生時において船舶消火活動及び消防活動等を実施するときには、災害対策基本法その他の法令に基づき策定された防災計画等に基づき行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める大規模災害以外の災害における船舶消火活動及び消防活動等を効果的に行うため、次に掲げる事項について、連絡調整を行うものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集
- (2) 通信連絡体制
- (3) 沿岸住民に対する広報及び避難情報
- (4) 消火活動要領
- (5) 多数傷病者発生時における活動体制

## （訓練・研修等）

第10条 甲及び乙は、船舶消火活動及び消防活動等を円滑に行うため、定期的に合同訓練、研修等（以下「訓練等」という。）を実施するものとする。

2 甲及び乙は、訓練等の実施に当たり、安全管理、規律その他遵守すべき事項については、それぞれが定めるところによるものとする。

3 甲及び乙は、訓練等を円滑に実施するため、年度当初において、訓練等の内容、回数、時期等を含む基本的な年間計画を策定するものとする。

## （経費の負担）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく船舶消火活動及び消防活動等に要した経費をそれぞれ負担するものとする。ただし、特別に要した経費については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

## （補償）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく船舶消火活動、消防活動等又は訓練等により、資機材等が紛失若しくは破損し、又は職員が死傷若しくは罹病したときは、他の法令等に定めるもののほか、それぞれがその責任を負うものとする。

## （その他）

第13条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

## 付 則

- 1 この協定は、令和元年5月30日から適用する。
- 2 「業務協定書」（昭和43年10月1日）は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年5月30日

甲 呉市消防局  
代表者 呉市消防局長 中西 賢一

乙 呉海上保安部  
代表者 呉海上保安部長 久留 利彦

## 9 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定（竹原市，東広島市，江田島市，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町）

### 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市，竹原市，東広島市，江田島市，海田町，熊野町，坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は，圏域の防災力強化のため，災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は，協定市町の区域において災害が発生し，当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において，応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう，協定市町が相互に協力することを確認し，必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は，平常時から次の事項を実施し，災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための教育，研修活動等に係る情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は，次のとおりとする。

- (1) 食糧，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか，被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は，次の事項を明らかにし，第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話，ファクシミリ等により応援を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては，物資等の品名，数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては，職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては，災害の概要，情報通信機器の状況，被害状況，避難場所，ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は，極力，応援要請に応じるよう努めるものとする。

2 被災市町の応援を実施する場合は，応援市町が相互に連携協力の上，行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

（応援等経費の負担）

第7条 第2条の規定による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

広島県竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今榮 敏彦

広島県東広島市西条栄町8番29号  
東広島市  
東広島市長 高垣 廣徳

広島県江田島市大柿町大原505番地  
江田島市  
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号  
海田町  
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号  
熊野町  
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号  
坂町  
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1  
大崎上島町  
大崎上島町長 高田 幸典

## 別紙（第7条関係）

## 応援経費の負担基準

## 1 職員の派遣に要する経費の負担等

第7条第2項に定める経費のうち、第3条第4号に掲げる職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

## 2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第7条第3項の規定により応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号、第2号及び第3号の資機材（同条第3号の車両を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) 前号の規定による請求は、応援をした協定市町の長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の長にするものとする。
- (3) 前2号により難いときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

## 10 広島県内航空消防応援協定書（広島市）

## 広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、呉市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 広島県内航空消防応援協定書（平成17年4月1日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。
- 3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

乙 呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

## 11 広島県内広域消防相互応援協定書（県・県内市町）

## 広島県内広域消防相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

（協定市町等の責務）

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

（対象とする災害）

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎよするため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費，消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ）が応援活動により負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が，その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が，応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各項に定める経費以外の経費については，その都度，応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は，広島県及び協定市町等が協議して，実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

（疑義の協議）

第11条 この協定について，疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，広島県及び協定市町等が協議して，実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

この協定の締結を証するため，協定書26通を作成し，それぞれ記名押印の上，各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は，平成29年6月1日から施行する。

2 広島県内広域消防相互応援協定書（平成22年3月16日施行）は，この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島県知事	湯 崎 秀 彦
広島市長	松 井 一 實
呉市長	小 村 和 年
竹原市長	吉 田 基
三原市長	天 満 祥 典
尾道市長	平 谷 祐 宏
福山市長	枝 廣 直 幹
府中市長	戸 成 義 則
三次市長	増 田 和 俊
庄原市長	木 山 耕 三
大竹市長	入 山 欣 郎
東広島市長	藏 田 義 雄
廿日市市長	眞 野 勝 弘
安芸高田市長	浜 田 一 義
江田島市長	明 岳 周 作



府中町長	佐藤信治
海田町長	西田祐三
熊野町長	三村裕史
坂町長	吉田隆行
安芸太田町長	小坂眞治
北広島町長	箕野博司
大崎上島町長	高田幸典
世羅町長	奥田正和
神原高原町長	入江嘉則
備北地区消防組合管理者	増田和俊
福山地区消防組合管理者	枝廣直幹

## 12 広島県防災ヘリコプター応援協定書

## 広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、呉市を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援をもとめることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水  
火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によって、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・指名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めた時は、その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき退院が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運行経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県

代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 呉市

代表者 呉市長 小笠原臣也

## 第2節 医療救護等

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	医療救護等	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 呉市医師会	医療救護活動に係る協力	平成9年5月23日
2	医療救護等	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 安芸地区医師会	医療救護活動に係る協力	平成25年3月1日
3	医療救護等	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 呉市歯科医師会	歯科医療救護活動に係る協力	平成26年4月1日
4	医療救護等	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	安芸歯科医師会	歯科医療救護活動に係る協力	平成26年4月1日
5	医療救護等	災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 呉市薬剤師会	薬剤師医療救護活動に係る協力	平成27年2月2日
6	医療救護等	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書	公益社団法人 広島県柔道整復師会	負傷者への施術, 衛生材料の提供, 応急手当の労務提供	平成29年10月13日
7	医療救護等	災害時等の動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 広島県獣医師会	獣医療行為, 動物救護所の設置・管理等, 転送, 公衆衛生活動等	平成29年8月1日

## (医療救護等) 締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉市医師会	呉市朝日町15-24	事務局	0823-22-2326	0823-23-2120
社団法人安芸地区医師会	安芸郡海田町栄町5-13	事務局	082-823-4931	082-823-7143
呉市歯科医師会	呉市和庄1丁目2-13	事務局	0823-25-4441	082-227-2651
安芸歯科医師会	安芸郡海田町新町19-10	事務局	082-822-9009	
呉市薬剤師会	呉市中通1丁目4-2	事務局	0823-21-4695	0823-21-4855
公益社団法人広島県柔道整復師会	広島市南区東荒神町1-5	事務局	082-262-2332	082-262-8359
公益社団法人広島県獣医師会	広島市南区丹那町4-2	事務局	082-251-6401	082-255-3424

## 1 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人呉市医師会）

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救助の万全を期するため、呉市を甲とし、社団法人呉市医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項の救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年5月23日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小笠原 臣也

乙 呉市朝日町15番24号  
社団法人 呉市医師会  
代表者 会長 鷹橋 靖幸

## 2 災害時の医療救護活動に関する協定（安芸地区医師会）

## 災害時の医療救護活動に関する協定

災害時における救助の万全を期するため、呉市を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及び武力攻撃事態等を含む。以下同じ。）時に甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な乙の会員である医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
  - (5) 前各号に該当しない費用であって、乙が医療救護活動を実施するために要した実費
- （細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）

第14条 甲と乙とが平成24年9月26日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 安芸郡海田町栄町5番13号  
社団法人安芸地区医師会  
代表者 会長 菅田 巖



## 3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（一般社団法人呉市歯科医師会）

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

災害時における救助の万全を期するため、呉市を甲とし、一般社団法人呉市歯科医師会を乙として、甲乙両者は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及び武力攻撃事態等を含む。以下同じ。）時に甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、災害時に歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、歯科医師等で編成される歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（災害歯科医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護組織の編成
- (2) 歯科医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区歯科医師会及び広島県歯科医師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な乙の会員である歯科医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置（歯科医療に係るものに限る。）
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（歯科医療に係るものに限る。）
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する診療及び衛生指導（歯科医療に係るものに限る。）
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 救護所が設置された医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
  - (5) 前各号に該当しない費用であって、乙が歯科医療救護活動を実施するために要した実費
- （細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中央6丁目2番3号  
一般社団法人呉市歯科医師会  
代表者 会長 前谷 照男

## 4 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（安芸歯科医師会）

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

災害時における救助の万全を期するため、呉市を甲とし、安芸歯科医師会を乙として、甲乙両者は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及び武力攻撃事態等を含む。以下同じ。）時に甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、災害時に歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、歯科医師等で編成される歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（災害歯科医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護組織の編成
- (2) 歯科医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区歯科医師会及び広島県歯科医師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な乙の会員である歯科医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置（歯科医療に係るものに限る。）
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（歯科医療に係るものに限る。）
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する診療及び衛生指導（歯科医療に係るものに限る。）
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 救護所が設置された医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
  - (5) 前各号に該当しない費用であって、乙が歯科医療救護活動を実施するために要した実費
- （細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 安芸郡海田町新町19番10号  
安芸歯科医師会  
代表者 会長 岡田 信彦

## 5 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定（一般社団法人呉市薬剤師会）

## 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定

災害時における救助の万全を期するため、呉市を甲とし、一般社団法人呉市薬剤師会を乙として、甲乙両者は、災害時の薬剤師医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害（集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及び武力攻撃事態等を含む。以下同じ。）時に甲が行う薬剤師医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（薬剤師医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、災害時に薬剤師医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、薬剤師で編成される薬剤師医療救護班（以下「薬剤師医療救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師医療救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した薬剤師医療救護班は、甲の要請に基づく薬剤師医療救護班とみなすものとする。

（災害薬剤師医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による災害時の薬剤師医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害薬剤師医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害薬剤師医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師医療救護組織の編成
- (2) 薬剤師医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区薬剤師会及び広島県薬剤師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（薬剤師医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師医療救護班は、被災地に甲が設置する救護所等において、薬剤師医療救護活動を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の薬剤師医療救護活動が可能な乙の会員である薬剤師が開設し、又は所属している医療機関等に救護所を設置することができる。

3 薬剤師医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所、避難所等における傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所、避難所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 避難所等の衛生管理
- (4) その他薬剤師医療救護活動に必要な業務

（薬剤師医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する薬剤師医療救護班に対する指揮命令及び薬剤師医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する薬剤師医療救護班の意見を尊重するものとする。

（薬剤師医療救護班の輸送）

第6条 甲は、薬剤師医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する薬剤師医療救護班が使用する医薬品等は、当該薬剤師医療救護班が携行するもののほか、甲が支給するものとする。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき乙が薬剤師医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 薬剤師医療救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 薬剤師医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 薬剤師医療救護班員が薬剤師医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 救護所が設置された医療機関等において、薬剤師医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
  - (5) 前各号に該当しない費用であって、乙が薬剤師医療救護活動を実施するために要した実費
- （細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中央1丁目4番2号  
一般社団法人呉市薬剤師会  
代表者 会長 大塚 幸三

## 6 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書（公益社団法人広島県柔道整復師会）

## 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と、公益社団法人広島県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時における柔道整復師の救護活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内（以下「市内」という。）において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、市内において災害時に、甲からの要請に基づき甲の指定する場所で、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲において、次に掲げる業務の協力を行うものとする。

(1) 骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷の負傷者に対する施術（ただし、骨折及び脱臼に係る継続手当を行う場合は、医師の同意を必要とする。）

(2) 負傷者に対する施術に必要な衛生材料の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力要請の手続）

第3条 甲は、市内において災害時に、乙の協力が必要と認められるときは、乙に対して、前条の協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対して協力を要請するときは、協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに協力要請書を交付するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙は、第2条第3号に規定する応急手当を行う場合は、必要に応じて、医師の指示の下に行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条第2号に規定する衛生材料に係る費用については、その実費を負担するものとする。

2 この協定に基づき甲が指定する場所において被災者が受けた施術に係る費用は、無料とする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が署名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成29年10月13日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県広島市南区東荒神町1番5号  
公益社団法人 広島県柔道整復師会  
会 長 伊達 琢磨



## 7 災害時等の動物救護活動に関する協定書（公益社団法人広島県獣医師会）

## 災害時等の動物救護活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と、公益社団法人広島県獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時等における動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などにおける甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物（以下「動物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼い主が不明な犬及び猫
- (2) 飼い主が避難生活をしていることにより飼育の支援が必要な犬及び猫
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上定める動物

（協力の要請）

第3条 甲は、必要と認めるときは、動物救護活動協力依頼書（第1号様式）により乙に動物救護活動への協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭で協力の要請をし、後日、乙に動物救護活動協力依頼書を提出するものとする。

（動物救護活動の場所）

第4条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等（以下「避難所等」という。）において、乙が設置する動物救護所及び乙の会員の獣医療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第5条 乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病した動物に対する獣医療行為
- (2) 避難所等における動物救護所の設置
- (3) 避難所等における被災した動物飼育者への支援
- (4) 動物救護所の管理及び指導
- (5) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (6) 飼育者不明動物の個体識別
- (7) 甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (8) 被災した飼育者不明動物に関する情報の収集及び提供活動
- (9) 対象動物の死亡確認

（活動の履行）

第6条 乙は、第3条の規定による要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な動物救護活動を実施するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は動物救護活動を円滑に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（動物救護活動の停止等）

第7条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲と協議の上、動物救護活動を停止し、又は取りやめることができる。

（動物救護活動の終了）

第8条 甲及び乙は、災害が終息し動物救護活動を継続する必要がないと認めた場合は、協議の上、動物救護活動を終了するものとする。

（動物救護活動の報告）

第9条 乙は、動物救護活動を終了した場合は、動物救護活動を行った期間内の活動内容について、動物救護活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（平時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 甲は、動物が適正に飼育され、飼育者とともに避難所で集団生活を営むことができるように、防災訓練等を通じて、動物の疾病予防、しつけ、個体識別等についての普及啓発活動を行うこと。
- (2) 乙は、前号に規定する普及啓発活動に協力すること。

(3) 乙は、甲からの要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加すること。

(4) その他必要な事項

（費用の負担）

第11条 この協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する費用については、原則として当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 甲は、可能な限り、乙が動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供するものとする。

3 乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品を用いるなどの方法で動物救護活動を行うことにより、費用を最小限にするよう努めるものとする。

4 動物の飼育者が不明の場合については、甲及び乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。  
（連絡調整）

第12条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第14条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲又は乙からの申出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島市南区丹那町4番2号  
公益社団法人広島県獣医師会  
会長理事 木原 敏博

（ 空 白 ）

## 第3節 資器材等提供

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	中国建設機械レンタル業協会広島地区支部	応急対応に必要な資機材のレンタル	平成23年10月31日
2	特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置、利用、管理等	平成25年7月10日
3	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会・呉東協議会	LPガス、必要な設備・器具の供給等	平成28年3月1日
4	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書	有限会社石丸商会・株式会社一誠堂・深川医療器株式会社	ストーマ装具等の調達等	平成29年2月1日
5	災害時における物資の提供等に関する協定書	王子コンテナ株式会社	段ボールベッド、段ボールトイレ等の提供等	平成29年2月1日
6	災害時におけるレンタル資器材の有線提供に関する協定書	株式会社ダイワテック	ソーラーシステムハウス等	令和3年3月5日
7	災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書	広島トヨタ自動車株式会社 他6社	外部給電可能な車両及び必要となる機器	令和3年9月6日

## （資器材等提供）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
中国建設機械レンタル業協会広島地区支部長	広島市西区商工センター5丁目3-2	宝物産(株)	082-278-0046 090-3740-0401	082-277-7591
	呉市阿賀中央7丁目7-2	長浜産業(株) 本社	0823-72-5001	(0823)72-5002
西日本電信電話株式会社	広島市中区基町6-77		082-505-4757	082-250-7466
一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会	呉市広横路3丁目3-29	三洋ガス(株)	0823-71-7947	
一般社団法人広島県LPガス協会呉東地区協議会	呉市仁方皆実町3-13	中国酸素(株)	0823-79-5151	
有限会社 石丸商会	呉市中央6丁目6-1		0823-22-1403	
株式会社 一誠堂	呉市中通4丁目4-14		0823-25-2121	0823-24-4888
深川医療器株式会社	広島市西区商工センター4丁目15-17		082-270-0333	082-270-0331
	呉市光町10-20	呉営業所	0823-22-3515	0823-24-1164
王子コンテナ株式会社広島営業所	安芸郡海田町南明神町2-23	広島営業所	082-822-2131	082-822-2173
王子コンテナ株式会社三原工場	三原市南方1丁目2-13	三原工場	0848-86-3711	0848-86-3717

## 1 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書（中国建設機械レンタル業協会広島地区支部）

## 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と中国建設機械レンタル業協会広島地区支部（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における迅速かつ円滑な資機材のレンタルに関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの要請及び協力）

第3条 災害時において、甲が資機材のレンタルを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、資機材のレンタルについて協力するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲の要請により乙が甲にレンタルする資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) トイレ
- (2) ハウス
- (3) 発電機
- (4) 照明機器
- (5) 暖房機器
- (6) 重機
- (7) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（要請手続）

第5条 第3条第1項に規定する甲の乙に対する要請の手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに、乙に文書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて優先的に行うものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後、速やかに、その実施状況を資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

（資機材の搬入等）

第8条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する搬入場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項の規定により資機材を運搬する車両が優先車両として通行できるよう、関係機関へ要請するものとする。

（費用の負担）

第9条 第6条及び前条の規定により乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が予算の範囲内で負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市西区商工センター5丁目3番2号  
中国建設機械レンタル業協会広島地区支部  
代表者 支部長 檜山 邦雄

## 2 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書（西日本電信電話株式会社）

## 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書

呉市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模災害等が発生した際の特設公衆電話の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害の発生時」とは、地震等の発生により呉市域が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるとともに、呉市内において広域停電が発生している状況又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生している状況をいう。

2 この覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた場所に、乙が無償で提供する電気通信回線に甲が準備する電話機を接続した非常用電話で、災害の発生時に被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供（当該利用料は乙が負担）を可能とするものをいう。

（電話機の管理）

第3条 甲は、この覚書に基づき、災害の発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう特設公衆電話の電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、災害の発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう当該設備及び乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下「屋内配線」という。）の維持に努めるものとする。

2 屋内配線や乙が設置する保安器、引込線等の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙にその旨を速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、当該設備等の修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置場所及び電気通信回線数等）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲の意見を参考に乙が決定するものとし、乙は、特設公衆電話の設置場所、電気通信回線数等の情報を避難所特設公衆電話一覧表（別記様式1）に記載したものを2部作成し、甲乙両者がその1部を保管する。

（情報管理責任者）

第6条 甲及び乙は、それぞれ情報管理責任者を定め、その氏名を情報管理責任者通知書（別記様式2）に記載し、相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の設置場所の廃止、移転等）

第7条 甲は、特設公衆電話の設置場所の廃止、移転等が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。この場合において、新たな設置場所を設けるときは、甲は、乙に対しその旨を報告するものとする。

（接続試験の実施）

第8条 甲及び乙は、災害の発生時に特設公衆電話を速やかに設置できるよう、年に1回を目安として、別紙「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

（異常発見時の対応）

第9条 甲及び乙は、特設公衆電話の電気通信回線について何らかの異常を発見したときは、速やかに相互に確認し、異常の解消に向けて相互に協力するものとする。

## （特設公衆電話の利用の開始）

第10条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、特設公衆電話の利用の開始の決定があったときは、甲は、特設公衆電話の電話機を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所の周辺地域において大規模災害が発生し、甲と乙とで連絡が取れない場合は、甲の決定により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。

## （特設公衆電話の適切な利用）

第11条 甲は、特設公衆電話の電話機を設置したときは、被災者又は帰宅困難者等が特設公衆電話を適切に利用できるよう、可能な限り被災者又は帰宅困難者等の誘導に努めるものとする。

## （特設公衆電話の利用の終了）

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲の意見を参考に乙が決定するものとし、特設公衆電話の利用の終了の決定があったときは、甲は、特設公衆電話の電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が特設公衆電話の利用の終了を決定する前に、特設公衆電話の設置場所である避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話の電話機を撤去し、乙に対しその旨を連絡するものとする。

## （目的外利用の禁止等）

第13条 甲は、第8条に規定する接続試験及び第10条の規定による利用以外の特設公衆電話の利用（以下「目的外利用」という。）を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話を定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに目的外利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなったときは、当該撤去に係る工事費用等は、甲が負担するものとする。

## （協議事項）

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月10日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市中区基町6番77号  
西日本電信電話株式会社  
代表者 広島支店長 黒田 吉広



**3 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書（一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会・呉東地区協議会）**

## 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会（以下「乙」という。）及び呉東地区協議会（以下「丙」という。）は、災害時における物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などに甲が乙及び丙の協力を得て、LPガスの円滑な供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙又は丙に対し、その保有するLPガスの供給（LPガスの供給又は利用に必要な設備、器具等の貸出しを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 呉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 呉市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、呉市がLPガスの供給を要請され、又は特に必要と認めてあっせんを行うとき。
- (3) その他緊急にLPガスの供給が必要となったとき。

2 前項の規定による要請は、供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙又は丙は、第1項の規定による要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置を採るとともに、その措置の状況について、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙又は丙は甲からの要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定するもの（LPガスの供給又は利用に必要な設備、器具等（ガスコンロ、ガス炊飯器など））

（物資の優先供給）

第4条 乙又は丙は、甲から第2条第1項の規定による要請を受けたときは、乙又は丙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙又は丙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生直前における適正な価格（乙又は丙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（LPガスの供給に必要な設備の設置等）

第6条 LPガスの供給に必要な設備の設置及び保安に関する業務は、乙又は丙の指定する者が行う。

2 乙又は丙は、前項の業務が終了したときは、甲に報告する。

（物資の搬送及び引渡し）

第7条 乙又は丙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示を含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙又は丙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、引渡しを受けた物資の代金は、乙又は丙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、甲、乙又は丙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年3月1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村和年

乙 広島県呉市広横路3丁目3番29号  
一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会  
地区協議会長 神垣伸司

丙 広島県呉市仁方皆実町3番13号  
一般社団法人広島県LPガス協会呉東地区協議会  
地区協議会長 東親人

## 4 災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書（有限会社石丸商会、株式会社一誠堂、深川医療器株式会社）

## 災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と有限会社石丸商会（以下「乙」という。）、株式会社一誠堂（以下「丙」という。）及び深川医療器株式会社（以下「丁」という。）は、災害時におけるストーマ装具等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などに甲が乙、丙及び丁の協力を得て、物資の円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時などにおける物資の確保を図るため、物資を調達する必要があるときは、乙、丙及び丁に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙、丙及び丁に対し、前項の規定による要請をするときは、次の事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等の方法により供給を要請し、後日、要請書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 単位
- (4) 納入日時
- (5) 納入場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力）

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、物資の確保、運搬等に協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙、丙及び丁に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資その他甲が指定する物資のうち、乙、丙及び丁が保有する物資とする。

（物資の納入）

第5条 物資の納入場所は、甲が指定し、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙、丙及び丁から引渡しを受けるものとする。

（価格及び請求）

第6条 この協定に基づき乙、丙及び丁が供給する物資の価格は、災害時の直前における販売価格を基準として甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

2 乙、丙及び丁は、物資納入後、甲に対して物資の対価及び運搬に係る費用を請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙、丙及び丁から前条第2項の規定による請求があった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項，又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは，甲，乙，丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は，甲，乙，丙又は丁のいずれかから，この協定を終了する旨の申出がない限り，その効力を維持するものとする。

この協定を締結した証として本書4通を作成し，甲乙丙丁記名押印の上，各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県呉市中央6丁目6番1号  
有限会社 石丸商会  
代表取締役 石丸 學

丙 広島県呉市中通4丁目4番14号  
株式会社 一誠堂  
代表取締役 井上 誠司

丁 広島県広島市西区商工センター4丁目15番17号  
深川医療器株式会社  
代表取締役社長 深川 陽彦

## 5 災害時における物資の提供等に関する協定書（王子コンテナ株式会社）

## 災害時における物資の提供等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などにおける物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対してその保有する物資の提供等について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡する。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボールシート、段ボール簡易ベッド、段ボールトイレ、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他、甲が指定する物資で、乙が取り扱う製品

（物資の運搬引渡し）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認の上、物資の引渡しを受ける。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙が物資の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期限は締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期限満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 2月 1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県三原市南方1丁目2番13号  
王子コンテナ株式会社  
三原工場  
工場長 川崎 重則

## 6 災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書（株式会社ダイワテック）

## 災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う応急対策及び復旧業務の実施に必要なレンタル資機材の乙による提供について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において資機材を必要とするときは、乙に対し、その保有するレンタル資機材（以下「資機材」という。）について優先的な提供を要請することができる。

（資機材の種類）

第3条 前条の規定により甲が乙に提供を要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) ソーラーシステムハウス
- (2) ソーラーバイオトイレ
- (3) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に提供することができる資機材の見込み数量について、甲に報告するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、資機材提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 甲の要請により乙が提供する資機材の搬入又は設置の場所は、甲が指定するものとし、甲は甲の職員又は甲が指定した者を当該場所に派遣して、資機材を確認した上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、資機材の引渡しが完了したときは、速やかに資機材引渡し完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲に提供した資機材の賃貸借料及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条に規定する報告書等に基づき、災害時の直前における賃貸借料及び運搬費等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（賃貸借料等の支払）

第8条 甲及び乙は、資機材の提供が終了した後、賃貸借料等の支払の時期を協議して決定する。

2 乙は前項の規定による決定に従い甲に請求書を送付し、甲は当該請求書を受けたときは速やかに乙に支払うものとする。

（損害賠償責任）

第9条 乙が甲に提供する資機材の搬入、設置等に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものと

する。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第10条 甲及び乙は、この協定の確実かつ円滑な運用を図るため、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

令和3年3月5日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 愛知県名古屋市西区大野木3丁目43  
番地  
株式会社ダイワテック  
代表取締役 岡 忠志



## 7 災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書（広島トヨタ自動車(株) 他6社）

## 災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島トヨタ自動車株式会社、広島トヨペット株式会社、トヨタカローラ広島株式会社、ネットトヨタ広島株式会社、ネットトヨタ中国株式会社及び株式会社トヨタレンタリース広島（以下「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社広島支社（以下「丙」という。）は、災害時における外部給電可能な車両及び必要となる機器（以下「車両等」という。）の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、甲が車両等の貸与の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の対象車両等）

第2条 この協定書において、甲が乙に対して協力を要請する車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、車両からの外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時における市内の避難所等の停電時の応急対策（以下「応急対策」という。）のため、乙が保有する車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し、災害時における外部給電可能な車両等の貸与協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により丙に要請することができるものとし、要請後速やかに丙に要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲が応急対策のために乙が保有する車両等の貸与を必要とする場合において、災害の危険性を考慮し、かつ業務に支障を及ぼさない範囲において、甲の要請に応じるよう努めるものとする。

2 丙は、甲から乙への要請に係る窓口及び乙の車両等の貸与の取りまとめに当たるとともに、甲の要請する車両等の数量に対し、乙の提供できる車両等が不足する場合には、乙以外の県内トヨタ車販売会社やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（車両等の引渡し及び貸与期間）

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に応じる場合は、甲の指定する場所に乙が車両等を運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が甲が指定する場所へ運搬をすることが不可能な場合は、甲乙両方で協議し、引渡しの方法について調整する。

2 乙は、車両等の引渡し完了した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両等の引渡し報告書（様式第2号）を提出するものとする。

3 車両等の貸与期間は、引渡しからおおむね1週間程度とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

（車両等の取扱い及び事故等）

第6条 甲は、第3条の要請により乙から貸与された車両等については、原則として呉市内で使用するものとし、その使用方法等取扱いに十分注意するものとする。

2 甲は、貸与期間中に車両等に故障等の不具合が発生し、車両等が使用できなくなったときは、速やかに乙に連絡し、甲乙両者で対応を協議する。

（車両等の返却）

第7条 車両等の提供期間の終了後、甲は乙に速やかに車両等を返却するものとする。なお、返却場所については甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条の要請により乙から貸与された車両等の貸与期間中に生じた電気代、燃料代、その他消耗品に係る費用については甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、車両等の返却を受けたときは、速やかに外部給電可能な車両等の貸与協力完了届（様式第3号）を甲に提出するとともに、甲に対して請求書（様式第4号）により甲が負担する費用を請求するものとする。

（賠償）

第10条 第3条の要請により乙から貸与された車両等の貸与期間中に、事故により第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が賠償をする責任を負うものとする。この場合において、帰責事由が不明なときは、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、同項の賠償について、次条第1項に規定する保険が適用される場合には、当該保険の適用を受けることができる。ただし、当該事故が甲の故意又は重過失により発生したものであるときは、この限りでない。

（車両保険）

第11条 乙は、車両等の貸与に当たり、乙の負担において自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入するものとする。

2 甲は、車両等の貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

3 第1項に規定する保険の適用を受けるに際し要する費用については、全て乙の負担とする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届出票（様式第5号）により、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度相互に報告するものとする。

（平常時の連携）

第13条 甲、乙及び丙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定める事項について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通所持する。

令和3年9月6日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島市中区広瀬北町2番24号  
広島トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 藤井 一裕

広島市西区観音町7番8号  
広島トヨペット株式会社  
代表取締役社長 古谷 英明

広島市西区庚午中1丁目18番13号  
トヨタカローラ広島株式会社  
代表取締役社長 本多 功樹

広島市西区南観音5丁目16番7号  
ネットトヨタ広島株式会社  
代表取締役社長 奥原 賢次郎

広島市西区庚午中1丁目18番13号  
ネットトヨタ中国株式会社  
代表取締役社長 榎本 良二

広島市中区白島北町11番14号  
株式会社トヨタレンタリース広島  
代表取締役会長 ト部 典昌

丙 安芸郡坂町平成ヶ浜5丁目3番37号  
トヨタモビリティパーツ株式会社  
広島支社支社長 今井 裕宏

## 第4節 物資供給

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	物資供給	災害時における食糧供給に関する協定書	呉仕出し弁当組合	弁当の調製, 弁当・飲料水の配給	平成13年7月9日
2	物資供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	広島中央ヤクルト販売株式会社	災害救援自動販売機の製品の無償提供等	平成19年9月1日
3	物資供給	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュ西日本株式会社	食糧及び生活必需品の供給等	平成21年12月2日
4	物資供給	災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書	生活協同組合ひろしま	食糧及び生活必需品の供給等	平成24年3月26日
5	物資供給	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書	株式会社藤三	食糧及び生活必需品の供給等	平成26年9月12日
6	物資供給	災害時における飲料供給等に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	飲料の供給・運搬	平成27年2月2日
7	物資供給	災害時における飲料供給等に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料の供給・運搬	平成27年2月2日
8	物資供給	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	生活・作業・飲料の供給・運搬	平成27年3月10日
9	物資供給	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	生活・作業・食料・飲料の供給・運搬	令和元年5月22日
10	物資供給	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	株式会社フレスタ	食料及び生活必需品の供給等	令和5年12月13日
11	物資供給	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	株式会社ザグザグ	食料及び生活必需品の供給等	令和5年12月13日

## (物資供給) 締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉仕出し弁当組合	呉市阿賀中央3丁目2-11		0823-72-7571	
広島中央ヤクルト販売株式会社	呉市焼山北3丁目2-8	直販営業部	0823-33-0666	0823-33-0667
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南1丁目3-52	広島本社	082-535-8500 (直通 8511)	082-261-0056
	呉市広白石2丁目12番35号	広東店	0823-76-3900	0823-76-3901
生活協同組合ひろしま	広島県廿日市市大野町原1-2-10	総合企画室 統合マネジメントG	0829-50-0409	0829-50-0352
株式会社藤三	呉市広本町3丁目12-26		0823-21-4695	0823-21-4855

## 資料編（災害協定関係）

コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社広島 中央支店	広島市中区光南 6 丁目 3- 68	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン広島中央支店	082-243-3118	082-243-3118
(株) 伊藤園	広島市西区商工センター1 丁目 6-32		082-277-6655	
NPO法人コメリ災害 対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	NPO法人コメリ災害対 策センター事務局	025-371-4185	025-371-4151
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区 魚町 2 丁目 6-10	総務部	093-521-5155	093-521-1694
株式会社フレスタ	広島市安佐南区緑井 5 丁目 18 番 12 号	経営企画本部 不動産開 発部	082-207-4034	082-870-3110
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水 369 番地 2	開発部 店舗開発チーム		

## 1 災害時における食糧供給に関する協定書（呉仕出し弁当組合）

## 災害時における食糧供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と呉仕出し弁当組合（以下「乙」という。）とは、呉市内に災害が発生した場合における食糧の供給体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力）

第1条 呉市内における災害の発生により、呉市地域防災計画の食糧供給計画に基づき、弁当等食糧の配給を実施する必要があるときは、甲は乙に対して次に掲げる事項を要請し、乙は当該事項に協力するものとする。

- (1) 弁当の調製
- (2) 甲の指示する避難所等への弁当及び飲物の配給

## （要請）

第2条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項について、ファクシミリ、電話又は文書等とするものとする。

- (1) 弁当の調製個数及び飲物の配給個数
- (2) 配給の場所及び時刻

## （協力の方法）

第3条 乙は、第1条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る範囲において甲の指示に従い、食品衛生関係法令等に基づいて弁当調製能力の範囲内で第1条各号に掲げる協力を行うものとする。

2 乙は、弁当の調製並びに弁当及び飲物（以下「弁当等」という。）の配給に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく適正な表示をし、清潔かつ堅固に包装しなければならない。

## （協力期間）

第4条 協力の期間は、原則として、弁当等の配給開始の日から7日以内とする。ただし、期間を延長して弁当等の配給を実施する必要があるときは、甲乙が協議して協力期間を延長するものとする。

## （納入の確認及び報告）

第5条 乙は、指定された避難所等に弁当等を配給したときは、納品書に避難所配置職員の確認を受け、甲に提出するものとする。

## （経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による乙の納入の報告があったときは、甲の要請に基づくものであることを確認の上、乙の協力に要した経費について負担するものとする。

## （一人当たりの単価及び額の決定）

第7条 乙の協力に要した経費は、一人1日当たりの単価を根拠として算出するものとし、当該単価の額は、市場の適正な価格を考慮の上、甲乙協議して決定するものとする。

## （経費の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条の経費を甲に請求するときは、一括して請求するものとし、甲は、当該請求があった日から30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

## （連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては市民部市民課長の職にある者を、乙にあっては理事長の職にある者を当該責任者とする。

## （協力体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定に基づいて協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条 この協定は、平成13年7月9日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年7月9日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小笠原 臣 也

乙 呉市阿賀中央3丁目2番11号  
呉仕出し弁当組合  
理事長 木 村 啓 壮

## 2 災害時における救援物資提供に関する協定書（広島中央ヤクルト販売株式会社）

## 災害時における救援物資提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島中央ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内において地震、台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、物資の提供について要請があったときは、乙は次項の内容について協力するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害救援自動販売機の機内在庫の製品を無償提供するものとする。

3 前項で定める災害救援自動販売機の設置場所は、乙が書面により甲に通知するものとし、当該自動販売機の鍵を甲に預けるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（管理）

第4条 災害救援自動販売機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が保管するものとする。

2 甲は、乙の承諾を得た後、自ら解錠するものとする。ただし、状況に応じて乙は甲の施錠を手伝うものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第7条 この協定は、平成19年9月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 呉市焼山北3丁目2番8号  
広島中央ヤクルト販売株式会社  
代表取締役社長 長瀬 昭範



(別記様式)

平成 年 月 日

広島中央ヤクルト販売株式会社  
代表取締役社長 様

呉市長

## 救 援 物 資 提 供 要 請 書

災害時における救援物資提供に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり物資の提供をお願いします。

提 供 場 所	解 錠 予 定 時 刻	備 考
	月 日 時 分～	

## 3 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）

## 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する食料等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする食料等の品目と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表に掲げる物資のうちから指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、食料等の出荷した数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成21年12月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年12月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村和年

乙 姫路市北条口4丁目4番地  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役社長 藤本昭

別表

災害時の食糧・生活必需品

種類	物資名
食器類	紙コップ, 箸, フォーク, スプーン, 紙皿
日用品雑貨	チリ紙, ティッシュ, 石鹸, 洗濯石鹸(粉), 紙オムツ
	歯ブラシ, 歯磨き粉, 軍手, ガムテープ, 生理用品
	ウェットティッシュ, ライター (使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ, ガスボンベ, 電池, ローソク
食糧	米, パン, 牛乳, 各種缶詰, 味噌, 醤油, 砂糖, 各種野菜
	粉ミルク, インスタントラーメン, ソーセージ, ジュース
	マヨネーズ, 玉子, 菓子類, 塩, 調味料, お茶, 水

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 4 災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書（生活協同組合ひろしま）

## 災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）とが相互に協力し、災害時の市民生活の早期安定を図るための応急生活物資の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して第4条の規定による要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目及び品名は、別表のとおりとする。

（応急生活物資の供給の要請）

第4条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

（乙の協力及び生活協同組合連合会との連携）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の供給について優先的に行うとともに、乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、連合会が保有する応急生活物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会と連携して甲の要請に応えるものとする。

（要請手続）

第6条 第4条の規定による要請の手続は、応急生活物資の品名、数量、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等の方法により要請し、追って速やかに、乙に当該文書を送付するものとする。

（応急生活物資の搬入等）

第7条 応急生活物資の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の搬入場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項の規定により応急生活物資を運搬する車両が優先車両として通行できるよう、関係機関へ要請するものとする。

（実施状況の報告）

第8条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、追って速やかに、その実施状況を品名、数量、搬入場所等を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第9条 第5条及び第7条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が予算の範囲内で負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び乙が保有する応急生活物資についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及び品名並びにその数量の適切な把握に努め、必要に応じて当該把握した内容を甲に報告するものとする。

## （協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとし、当該有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定を終了する旨を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月26日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 廿日市市大野原1丁目2番10号  
生活協同組合ひろしま  
代表者 理事長 林 辰也

## 別表（第3条関係）

品目	品名
食料品	主食品，飲料，加工食品，缶詰食品，調味料その他の甲が必要とする食料品
生活必需品	食器類，はし，やかん，鍋，ラップフィルム，タオル，石けん，ティッシュペーパー，トイレットペーパー，紙おむつ，生理用品，歯ブラシ，歯磨き剤，電池，ろうそく，マッチ，下着，靴下，布団，毛布その他の甲が必要とする生活必需品

第1号様式（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

生活協同組合ひろしま 様

〇〇市 長

## 応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

## 記

納入又は引渡し又は品目・数量	食料品	品 名	数 量
納入又は引渡し又は品目・数量	生活必需品	品 名	数 量
納入又は引渡日時	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所 ）		
そ の 他			

## 第2号様式（第10条関係）

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書  
連絡先報告書

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書について、下記のとおり連絡先等について報告します。

## 記

順位	担 当 等	電 話	ファックス
1			
2			
3			

以上

年 月 日

様

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

呉市長様

生活協同組合ひろしま

## 応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

## 記

納入又は引渡し又は品目・数量	食料品	品名	数量
納入又は引渡し又は品目・数量	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日時	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所）		
その他			



## 5 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書（株式会社藤三）

## 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内に地震・台風等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）と株式会社藤三（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する食料等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、当該要請書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を必要とする事由

（2）応援を必要とする食料等の品目と数量

（3）引渡し方法及び引渡し場所

（4）その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表に掲げるものうちから指定する。

（食料等の運搬）

第5条 食料等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲及び乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、食料等の出荷した数量等については、乙の提出する納品書等により算定する。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成26年9月12日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名・押印の上、各自1通を所持する。

平成26年9月12日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広本町3丁目12番26号  
株式会社藤三  
代表者 代表取締役社長 藤村 重造

## 6 災害時における飲料供給等に関する協定書（コカ・コーラウエスト株式会社）

## 災害時における飲料供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、呉市内において地震・台風等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかにかつ円滑に飲料の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に飲料を必要とする場合は、応援要請書（別記様式）をもって、乙に対して飲料の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する飲料の供給及び運搬について協力するものとする。

（飲料の運搬）

第4条 飲料の引渡しまでの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（飲料の引取り）

第5条 飲料の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により乙が供給した飲料の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する飲料の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、出荷した飲料の数量等については、乙の提出する納品書により確認する。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成27年2月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年2月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 福岡市東区箱崎七丁目9番66号  
コカ・コーラウエスト株式会社  
代表者 代表取締役社長 吉松 民雄

## 7 災害時における飲料供給等に関する協定書（株式会社伊藤園）

## 災害時における飲料供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、呉市内において地震・台風等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかにかつ円滑に飲料の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に飲料を必要とする場合は、応援要請書（別記様式）をもって、乙に対して飲料の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の担当営業拠点で保有する飲料の供給及び運搬について協力するものとする。

なお、乙は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（飲料の運搬）

第4条 飲料の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（飲料の引取り）

第5条 飲料の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により乙が供給した飲料の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する飲料の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、出荷した飲料の数量等については、乙の提出する納品書により確認する。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成27年2月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年2月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号  
株式会社伊藤園  
代表者 代表取締役社長 本庄 大介

## 8 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

## 災害時における物資供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達を求めると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格に基づき、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年3月10日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
代表者 理事長 捧 雄一郎

別表（第3条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート，標識ロープ，ヘルメット，防塵マスク，簡易マスク，長靴，軍手，ゴム手袋，革手袋，雨具，土のう袋，ガラ袋，スコップ，ホースリール
日用品等	毛布，タオル，割箸，使い捨て食器，ポリ袋，ホイル，ラップ，ウェットティッシュ，マスク，使い捨て衛生用ポリ手袋，バケツ，水モップ，デッキブラシ，雑巾，簡易ライター，使い捨て懐炉
水関係	飲料水（ペットボトル），生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ，木炭，木炭コンロ
電気用品等	投光器，懐中電灯，乾電池，カセットこんろ，カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ



## 9 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）

## 災害時における物資供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達を求めると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、応援要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する際に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格に基づき、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年5月22日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表者 代表取締役 石田 卓巳

別表（第3条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、土のう袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、ガラ袋
工具・資機材	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、くわ、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリール、投光器
食料・飲料水	即席麺、缶詰、飲料水（ペットボトル）
生活用品	毛布、タオル、下着、紙おむつ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、食器、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、雑巾、携帯トイレ、ポリタンク
調理用品	鍋、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ
冷暖房機器等	扇風機、スポットクーラー、石油ストーブ、湯たんぽ、使い捨てカイロ、木炭、木炭コンロ

## 10 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書（株式会社フレスタ）

## 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社フレスタ（以下「乙」という。）とは、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）の生活の早期安定を図るため、乙が所有する食料等の供給等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、災害時に乙が所有する別表に掲げる食料等の甲に対する優先供給に協力するものとする。

2 食料等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 食料等の引渡し場所は、甲及び乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上、引き取るものとする。

## （協力の要請）

第3条 第3条 甲は、災害時に食料等を確保する必要があるときは、乙に対して前条第1項の規定による協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は、前項の規定による協力の要請をするときは、書面を乙に提出してするものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに書面を乙に提出するものとする。

## （費用負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が所有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、乙が供給した食料等の数量等については、乙の提出する納品書等により算定するものとする。

## （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを相互に確認するものとする。

## （平常時の連携）

第6条 甲及び乙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

## （有効期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

## （協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島市安佐南区緑井5丁目18番12号  
株式会社フレスタ  
代表取締役会長 宗兼 邦生

別表（第2条関係）

## 災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 料	米，パン，牛乳，各種缶詰，味噌，しょう油，砂糖，野菜
	おにぎり，弁当，レトルト食品，漬物，果物，肉，粉ミルク
	インスタントラーメン，ソーセージ，マヨネーズ，玉子
	菓子類，塩，調味料，お茶，水，ジュース
食 器 類	紙コップ，箸，フォーク，スプーン，紙皿
日用品雑貨	ちり紙，ティッシュ，石けん，洗濯石けん(粉)，紙おむつ
	歯ブラシ，歯磨き粉，軍手，ガムテープ，生理用品，哺乳瓶
	毛布，タオル，肌着，履物，作業服，軍手，防水シート
	ウェットティッシュ，ライター（使い捨てライター等）
	マスク，消毒液，常備薬，救急セット，ゴミ袋
光熱材料	卓上ガスコンロ，ガスボンベ，電池，ろうそく

## 1 1 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書（株式会社ザグザグ）

## 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ザグザグ（以下「乙」という。）とは、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、地域の居住者、滞在者等（以下「地域住民等」という。）の生活の早期安定を図るため、乙が所有する食料等の供給等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、災害時にザグザグ呉中央店（呉市西中央3丁目7番34号。以下「乙側店舗」という。）が保有する別表に掲げる食料等の甲に対する優先供給に協力するものとする。

2 食料等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 食料等の引渡し場所は、甲及び乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上、引き取るものとする。

## （協力の要請）

第3条 甲は、災害時に食料等を確保する必要があるときは、乙に対して前条第1項の規定による協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は、前項の規定による協力の要請をするときは、書面を乙に提出してするものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに書面を乙に提出するものとする。

## （費用負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙側店舗が保有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、乙が供給した食料等の数量等については、乙の提出する納品書等により算定するものとする。

## （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを相互に確認するものとする。

## （平常時の連携）

第6条 甲及び乙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

## （有効期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

## （協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 岡山県岡山市中区清水369番地2  
株式会社ザグザグ  
代表取締役 森 信

別表（第2条関係）

## 災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食 料	米, パン, 牛乳, 各種缶詰, 味噌, しょう油, 砂糖, おにぎり
	レトルト食品, 粉ミルク, インスタントラーメン, ソーセージ
	マヨネーズ, 玉子, 菓子類, 塩, 調味料, お茶, 水, ジュース
食 器 類	紙コップ, 箸, フォーク, スプーン, 紙皿
日用品雑貨	ちり紙, ティッシュ, 石けん, 洗濯石けん(粉), 紙おむつ
	歯ブラシ, 歯磨き粉, 軍手, ガムテープ, 生理用品, 哺乳瓶
	ウェットティッシュ, ライター (使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ, ガスボンベ, 電池, ろうそく

- (1) 食料等はおおむねこの表の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 物資名はこの表に定めるもののほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（ 空 白 ）

## 第5節 資器材等提供

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	災害時における資器材等の提供に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容・資器材提供・安置施設の提供等	平成13年1月17日
2	災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書	公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会	遺体の搬送、安置等、葬祭用品等の資機材・消耗品の調達	令和3年10月15日

## 【物資供給】締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区虎ノ門5丁目13-1			
株総合センター	呉市西中央2丁目2-12	本社	0823-23-1288	0823-33-0667

## 1 災害時における資機材等の提供に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

## 災害時における資機材等の提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力）

第1条 呉市内において地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）が発生し、多数の死者が発生した場合に、甲は乙に対して次に掲げる事項を要請し、乙は当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 甲の要請により乙が応じられる事項

## （要請）

第2条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態が発生したときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

## （協力の方法）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る事項において、甲の指示に従い第1条各号に掲げる協力を行うものとする。

## （報告）

第4条 乙は、第1条各号に掲げる協力を行ったときは、次に掲げる事項を、文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

## （経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙



の協力に要した経費について、負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定による請求があったときは、請求があった日から1か月以内に乙が指定する支払先に支払う。

（価格の決定）

第8条 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあつては総務部総務課長の職にある者を、乙にあつては専務理事を当該責任者とする。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条 この協定は、平成13年1月17日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月17日

甲 呉市中央四丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小笠原 臣也

乙 東京都港区虎ノ門5丁目13番1号  
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 山下 宗吉

## 2 災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書（公益社団法人 広島県トラック協会霊柩部会）

### 災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）が発生し、多数の死者が発生した場合に、甲が乙に対して災害応急対策の実施に必要な遺体の搬送、安置等の業務に関し協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送を行う車両の配車及び遺体の搬送
- (2) 遺体を安置する場所の提供、維持管理等
- (3) 前2号の業務において必要となる葬祭用品等の資材、機材及び消耗品の調達
- (4) 第1号及び第2号に掲げる業務に関する助言等を行う専門家（以下「霊柩運送等に関する専門家」という。）の派遣

#### （要請）

第3条 甲は、災害応急対策の実施に当たり、遺体の搬送、安置等を行うため必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 甲は前項に規定する要請をする場合は、遺体搬送等協力要請書（様式第1号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その際は、要請後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

#### （協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る事項において、甲の指示に従い第2条各号に掲げる業務を行うものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、第3条に規定する要請により協力を行ったときは、遺体搬送等実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

#### （費用の負担）

第6条 この協定に基づく乙の協力に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### （費用の請求）

第7条 乙は、前条に規定する費用について、甲に対して請求書（様式第3号）により請求するものとする。

#### （費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定に基づく請求があった場合は、第5条の報告と照合の上、速やかに、乙に対してその費用の支払をするものとする。

#### （支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

#### （連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定める事項について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年10月15日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島市東区光町2丁目1番18号  
公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会  
部会長 向井 祐治

## 第6節 支援・協力

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書	呉市内郵便局	災害特別事務の取扱及び援護，施設の使用，避難所・被災状況の情報提供等	平成9年7月4日
2	災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書	呉市内郵便局	情報の相互提供等	平成12年11月30日
3	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	第一環境株式会社	電話応対，応急給水活動の支援，情報提供，広報活動等	平成22年7月7日
4	災害時の緊急対応における応援に関する協定書	株式会社水みらい広島	資機材のレンタル及び緊急業務の協力	平成28年3月24日
5	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部	情報の収集・伝達，避難支援，給水等の救援，物資等の搬送等	平成23年10月31日
6	災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書	一般社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部	情報の収集伝達	平成23年10月31日
7	災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書	広島文化学園大学	情報の収集・伝達，避難支援，給水等の救援，避難者の介助等	平成26年1月17日
8	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社	連絡・協力体制	令和2年4月10日
9	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給及び利用等	平成28年2月10日
10	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	広島県行政書士会	行政書士法の業務，被災者支援相談センターの開設	平成31年1月29日
11	大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	呉市社会福祉協議会，海上自衛隊	大規模災害時の派遣隊員の留守家族支援（保育・介護サービス，生活相談他）	平成29年1月27日
12	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部	被災車両の撤去等	平成17年9月30日
13	災害時応援協定書	呉市建設業危機管理対策協議会	市民への支援・救護活動，応急・復旧対策，資機材の提供等	平成18年7月7日
14	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道(株)	県との通信設備利用協定に基づく市の準用	昭和62年9月1日
15	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の再建等の施策や融資等の情報交換，住宅相談窓口の設置等	平成27年3月31日
16	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書	一般社団法人広島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	公共施設に係る応急復興のための筆界点情報の収集・復元，登記・協会関係の相談窓口業務等	平成23年3月24日

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
17	災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書	海生産業株式会社	無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動	令和2年3月16日
18	災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書	いしだカメラ店	無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動	令和2年10月8日
19	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	呉市内に居住している者等に対して必要な情報を迅速に提供	令和2年9月10日
20	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	呉市ホテル旅館組合	避難者等の宿泊、入浴又は食事の提供等	令和3年4月30日
21	災害時における緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人広島県タクシー協会呉支部	災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等	令和3年4月30日
22	防災パートナーシップに関する協定書	広島テレビ放送株式会社	災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動	
23	大規模災害時の支援協力に関する協定書	広島県、一般社団法人 広島県測量設計業協会	公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握及び復旧工事を実施するための測量・設計	令和3年6月11日
24	大規模災害時の支援協力に関する協定書	広島県、一般社団法人 建設コンサルタンツ協会中国支部	公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握及び復旧工事を実施するための測量・設計	令和3年6月11日
25	呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書	一般社団法人広島県資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分や災害廃棄物の仮置場の設置及び管理	令和6年2月13日

## （支援・協力）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉郵便局	呉市西中央2-1-1		0823-21-8803	0823-22-9763
第一環境株式会社 広島支店	広島市安佐南区古市1丁目34-9			
呉事務所	呉市中央 6-2-9 つばき会館内	呉市上下水道局 お客様サービスセンター	0823-26-1622	0823-25-8156
株式会社水みらい広島	広島市中区小町1-25		082-258-1315	082-247-3200
		呉事業所 宮原浄水場	0823-26-1608	0823-26-1651
公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部	呉市幸町6-14	隊友会呉支部事務局	0823-25-0863	
社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部	呉市広長浜4丁目11-18	支部長 JR4CQW 小西和男 jr4cqw@jarl.com	0823-72-2323	

## 資料編（災害協定関係）

広島文化学園大学	呉市阿賀南2丁目10-3	看護学部	0823-74-6000	0823-74-5722
中国電力ネットワーク株式会社 呉ネットワークセンター	呉市西中央2丁目2番11号	ネットワークサービス課	0823-26-2623	0823-26-2614
機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部	広島市東区光町1丁目10-19	第一事業本部中国エリア統括部広島営業部	082-506-0600	082-506-0614
		第一事業本部 中国エリア統括部	082-506-0603	082-506-0613
広島県行政書士会事務局	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ10階	事務局	082-249-2480	082-247-4927
呉市社会福祉施設連絡協議会	呉市中央5丁目12-21		0823-25-3509	0823-25-7543
海上自衛隊呉地方総監部	呉市幸町8-1	防衛部第3幕僚室	0823-22-5511 内線2823	0823-22-5692
社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部	広島市西区庚午北2丁目9-3		082-272-0321	082-272-0324
呉市建設業危機管理対策協議会	呉市中央4丁目1-33	会長 井本建設(株)	0823-23-2506	0823-25-1061
西日本旅客鉄道(株)広島支社呉管理駅	呉市宝町1-16	管理駅事務室	0823-32-7625	0823-24-2574
独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽1丁目4-10		082-227-1171 082-221-8653	
住宅金融支援機構中国支店	広島市中区基町8-3	営業推進グループ 総務課	082-221-8654	082-227-4196
			082-221-8694	082-223-1621
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区二葉の里1丁目2-44-301(広島県土地家屋調査士会館3F)	事務所	082-568-2424	082-568-2425
海生産業株式会社	呉市本通4丁目9-5		0823-43-1100	0823-25-1537
いしだカメラ店	呉市中通4丁目5-5		0823-21-3001	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	S R推進統括本部 災害協定担当	03-6898-6763	
呉市ホテル旅館組合	呉市本通1丁目5-35		0823-22-5583	0823-23-1109
一般社団法人広島県タクシー協会呉支部	呉市中央2丁目3-27-202		0823-24-9525	0823-24-8005
広島テレビ放送株式会社	広島市東区二葉の里3丁目5-4	総務局 経営企画部	082-207-0407	082-567-8618
一般社団法人 広島県測量設計業協会	【広島県経由】 呉市西中央1丁目3-25	西部建設事務所呉支所 事業調整特別班	0823-22-5400 (内2660)	0823-21-6928
一般社団法人 建設コンサルタント協会中国支部	【広島県経由】 呉市西中央1丁目3-25	西部建設事務所呉支所 事業調整特別班	0823-22-5400 (内2660)	0823-21-6928
一般社団法人広島県資源循環協会	【(株)こっこー経由】 呉市広多賀谷1丁目9-30	(株)こっこー 環境資源事業部 資源循環部呉リサイクルセンター	0823-71-9194	0823-71-9156

## 1 災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書（呉市内郵便局）

## 災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、呉市内に発生した地震等による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

## （用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

## （協力要請）

第2条 甲及び乙は、呉市内に災害が発生した場合は、次の各号について相互に協力を要請することができる。ただし、状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、乙及び呉市内の集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 呉市内の郵便局長が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- (4) 郵便局又は呉市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前各号に定めのない事項で協力できる事項

## （協力の実施）

第3条 甲乙両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

## （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、適正な方法で算出し、協力を要請した者が負担する。

2 前項に規定する経費の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

## （災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

## （防災訓練への参加）

第6条 呉市内の郵便局長は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

## （情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

## （連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲については呉郵便局総務課長、乙については呉市総務部総務課長とする。

## （協議）

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年7月4日

(甲) 吳市内郵便局 代表者  
吳郵便局長 持 田 憲 一

(乙) 吳 市 長 小笠原 臣 也



**2 災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書（呉市内郵便局）**

## 災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の相互提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 呉市内郵便局は、災害発生時に電気通信事業法施行規則（昭和60年郵便症例第25号）第56条の規定により一般電話の接続が制限され、消防署等への救助要請等の連絡が困難になった場合等に市民等の要望事項等を受け付け、別紙「災害発生状況報告書」等により、呉市災害対策本部に連絡する。

2 呉市災害対策本部は、呉市内郵便局から「災害発生状況報告書」等を受け取った場合は、災害の概要により、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第2条 呉市災害対策本部は、災害情報等でいち早く市民に知らせるべきものを呉市内郵便局に連絡する。

2 呉市内郵便局は、災害情報等を受信した場合は、郵便局窓口ロビー及び局内掲示板等により、速やかに災害情報等を市民に知らせる等の措置を講じる。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年11月30日

(甲) 呉市内郵便局 代表者  
呉郵便局長 濱田 秀勝

(乙) 呉市長 小笠原 臣也

## 3 災害時における応急措置等の協力に関する協定書（第一環境株式会社）

## 災害時における応急措置等の協力に関する協定書

呉市水道局を甲とし、第一環境株式会社を乙として、甲と乙は、災害時における応急措置等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民からの電話対応
- (2) 甲が行う応急給水活動の支援
- (3) 災害情報等の提供
- (4) 市民への広報活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協力できる事項

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 この協定により、乙が実施する業務に要する費用は、無償とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から何らの意思表示のない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、この協定2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月7日

甲 呉市西中央3丁目1番5号  
呉市  
代表者 呉市水道企業管理者  
荒井和雄

乙 岡山市北区野田3丁目12番28号  
第一環境株式会社 中・四国支店  
支店長 渡 邊 正 巳

## 4 災害時の緊急対応における応援に関する協定書（株式会社水みらい広島）

## 災害時の緊急対応における応援に関する協定書

呉市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社水みらい広島（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）の発生により、甲が管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時」という。）における、乙が甲に対して行う緊急対応に必要な重機、発電機その他の資機材（以下「資機材」という。）のレンタル及び社員等の派遣による緊急対応に必要な業務（以下「緊急業務」という。）への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における迅速かつ円滑な資機材のレンタル及び緊急業務の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請等）

第2条 甲は、災害時に乙に対して資機材のレンタル及び緊急業務への協力を要請することができ、乙は、この要請に対し乙の業務に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を承諾する場合、書面での旨を甲に通知するものとする。

## （資機材の範囲）

第3条 甲の要請により乙が甲にレンタルする資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 重機
- (2) 発電機
- (3) 車両
- (4) その他甲が指定する資機材であって、乙が提供可能なもの

## （資機材の運搬・引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して当該資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙から提供を受けた資機材を、災害時における緊急対応のためにのみ使用し、善良なる管理者の注意をもって使用・保管しなければならない。

## （緊急対応の完了）

第5条 甲は、災害時における緊急対応が完了した場合又は資機材のレンタル若しくは緊急業務の協力を受ける必要がなくなったときは、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、できる限り速やかに、当該資機材を乙に返却する。

## （実施報告）

第6条 乙は、甲から受けた要請をすべて完了したときは、災害時における協力報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

## （費用の決定）

第7条 資機材の提供及び返却並びに緊急業務に係る費用は、すべて甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生時直前における適正な金額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の決定に従い、乙は、甲に請求書を送付し、甲は、乙の指定する支払先に支払うものとする。

（損害賠償・労災補償）

第8条 甲の過失により資機材に損傷を与えた場合は、甲乙協議の上、甲が賠償するものとする。

2 緊急対応において、乙の社員等が負傷、疾病に罹患又は死亡した場合は、乙が加入する保険等により補償するものとし、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

（円滑な運用）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 呉市西中央3丁目1番5号  
呉市  
呉市上下水道事業管理者 長原寛和

乙 広島市中区小町1番25号  
株式会社水みらい広島  
代表取締役社長 真鍋孝利

## 5 災害時における隊友会の協力に関する協定書（公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部）

## 災害時における隊友会の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）又は武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部若しくは国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下これらを「本部等」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) がれきの撤去及び清掃並びに防疫
- (6) 物資及び資材の運送及び配分
- (7) その他甲が必要と認める活動

## （協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに、当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

## （協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

## （協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。



様式第2号（第3条関係）

## 協力撤収要請書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会広島隊友会呉支部長 殿

呉市長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり緊急協力の撤収を要請します。

要 請 者	呉市長 (担当：総務部総務課 ) (TEL： FAX： )
撤収の場所	市・郡 町
撤収業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

呉市総務部総務課

( 月 日 時 分)

⇒

(公) 隊友会広島県隊友会呉支部

( 月 日 時 分)

↓

広島県隊友会呉支部 分会

( 月 日 時 分)



## 6 災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書（社団法人日本アマチュア無線連盟広島支部）

### 災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟広島支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における情報の収集伝達（非常通信）に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（性格）

第2条 前条に規定する乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は、最新の構成員名簿を甲に提出するものとする。

（要請及び協力）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

(1) 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項の規定による協力要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

3 第1項の規定による協力要請は、原則として別紙に定める情報連絡系統に基づき行うものとする。

4 乙は、次に掲げる情報を可能な範囲で収集し、その内容を甲に伝達するものとする。

(1) 市内の災害発生状況

(2) 避難所の状況、避難所までの経路の状況、近隣の災害発生状況等

(3) その他甲から収集の協力要請があった情報

（情報の提供）

第5条 構成員は、甲からの協力要請がない場合でも必要と思われる災害情報については、甲に提供することができる。

（連絡系統）

第6条 情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により乙が甲に協力するために要した経費については、乙の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

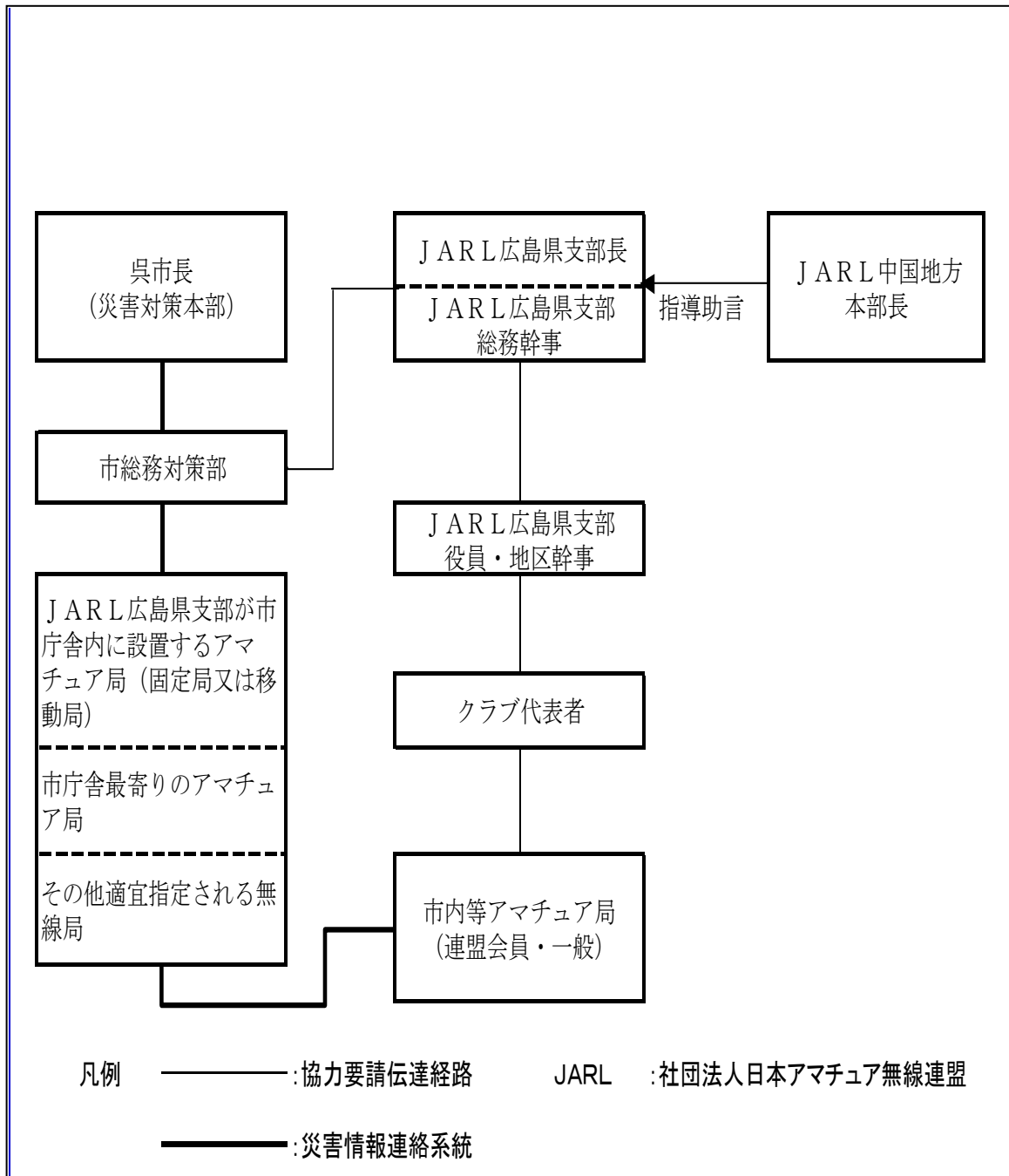
平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 安芸郡府中町緑ヶ丘20番6号  
社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部  
代表者 支部長 越智 良二

別紙

情報連絡系統



## 7 災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書（学校法人広島文化学園広島文化学園大学）

## 災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と学校法人広島文化学園広島文化学園大学（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) 避難者の介助及び健康相談に関する補助
- (6) その他甲が必要と認める活動

## （協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

## （協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

## （協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

## （平常時の活動）

第6条 甲及び乙は、災害時における乙の協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて災害時に備えるものとし、甲は乙の準備に必要な支援を行うものとする。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年1月17日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市阿賀南2丁目10番3号  
学校法人広島文化学園  
広島文化学園大学  
代表者 学長 岡 隆光

## 8 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社）

## 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

呉市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における電力の円滑な供給に資するため、連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（連絡）

第2条 甲が呉市地域防災計画・水防計画に定める災害警戒体制に入った時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で、甲と乙は相互連絡体制を整える。

2 甲と乙の相互連絡は、直通電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。ただし、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

3 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めておくものとする。

4 乙は、大規模停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により次に掲げる事項について、必要の都度、甲に情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電発生原因
- (5) 停電復旧見込み
- (6) 停電復旧時刻

5 甲が警戒体制を解除した時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制を解除した時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（経費の負担）

第3条 前条の直通電話等の設置及び運用に要する費用は、甲及び乙それぞれの負担において行うものとする。

（協力）

第4条 甲は、災害時の停電に関し、乙からの次に掲げる事項に係る協力要請に応じて、協力するものとする。

- (1) 防災情報メール配信サービス・防災無線等を活用した市民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）
- (2) まちづくりセンター等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 指定避難所へ避難した市民への乙の停電等に関する情報の周知
- (4) 市民からの停電等に関する問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携対応）

第5条 甲は、乙からの次に掲げる要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員の派遣）

第6条 大規模災害が発生し、乙が要員の派遣が必要と判断した場合に、乙は甲へ要員を派遣するものとし、その派遣先は次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部事務局

(2) 甲が災害対策本部を設置していない場合は、危機管理課

2 派遣要員の役割は、停電状況、復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況等の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第7条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(覚書の変更)

第8条 この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書は、甲乙いずれから、この覚書を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第11条 この覚書の締結をもって、平成27年7月15日付けで締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」は、失効するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

2020年4月10日

(甲) 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原 芳明

(乙) 呉市西中央2丁目2番11号  
中国電力ネットワーク株式会社  
呉ネットワークセンター  
所長 長谷 雅登

## 9 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において乙が乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成の検討・推進をすることにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 呉市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 呉市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスZNET TOWNをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を要請するときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 第1項の規定による地図製品等の供給に係る対価は、甲及び乙が別途協議して決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、本協定締結後、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理をするものとする。この場合において、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、前2条の規定により乙から供給され、又は貸与された地図製品等につき、次に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに保管に適した場所にて保管・管理をするものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、第4条第1項の規定により貸与された広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、甲は、前項の規定により広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上各自その1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県広島市東区光町1丁目10番19号  
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部  
統括部長 宮岡 宏典



## 10 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（行政書士会）

## 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、呉市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

## （業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

## （支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

## （行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

## （連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

## （費用負担）

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

## （損害への対応）

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年1月29日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 広島市中区中町8番18号  
広島クリスタルプラザ10階  
広島県行政書士会  
代表者 会長 光宗 五十六

## 11 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書（呉市社会福祉施設連絡協議会・海上自衛隊呉地方総監部）

### 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）、呉市社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）及び海上自衛隊呉地方総監部（以下「丙」という。）とは、大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、丙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が被災地に派遣される際に、甲及び乙が丙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （適用）

第2条 この協定は、甲の区域内における被災状況が軽微で、かつ、行政機能が損なわれていない場合に適用する。

#### （支援内容）

第3条 この協定により、甲及び乙が連携して派遣隊員の留守家族に行う支援の内容は次の事項とする。

- (1) 丙の部隊内に設置する臨時の子どもの一時預かり施設及び子どもの面倒見に関する指導・助言
- (2) 緊急時に使用可能な保育施設及び保育サービスの情報提供
- (3) 派遣隊員の要支援・要介護家族に対する介護サービス等に関する助言・情報提供
- (4) 派遣隊員の留守家族の生活全般に対する相談
- (5) その他災害派遣の状況に応じ必要と思われる事項

#### （情報提供）

第4条 丙は、甲及び乙に対し、前条に規定する支援に必要な情報を提供するものとする。

#### （隊員への周知）

第5条 甲及び乙が支援を行う際には、丙に対し資料等を提供するものとし、丙は提供された資料等の内容を隊員及びその家族へ周知するものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれからかこの協定の終了の申出があるまでの間、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が署名・捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月27日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中央5丁目12番21号  
呉市社会福祉施設連絡協議会  
代表者 会長 橋本 一成

丙 呉市幸町8番1号  
海上自衛隊呉地方総監部  
代表者 呉地方総監 池 太郎

## 12 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書（社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長）

## 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次の通り協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合に置いて、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続きについて定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行う時は次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- (2) 担当者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用人たる乙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用人たる乙の責任において行うものとする。

（疑義の協定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれの記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 呉市  
代表者 呉市長 小笠原 臣 也

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部  
広島支部 支部長 藤井 一裕

## 13 災害時応援協定書（呉市建設業危機管理対策協議会）

## 災害時応援協定書

平成18年7月7日

甲 所在地 呉市中央4丁目1番6号  
 名称 呉市  
 代表者 呉市長 小村和年

乙 所在地 呉市中央4丁目1番6号  
 名称 呉市建設業危機管理対策協議会  
 代表者 会長 大之木晴樹

呉市（以下「甲」という。）と呉市建設業危機管理対策協議会（以下「乙」という。）とは、共に協力し、呉市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の通り協定を締結する。

## （支援要請）

第1条 甲は、災害時において、呉市民の生命、身体及び財産を保護する必要があると認めるときは、乙に対し、支援等を求めることができる。

2 甲の支援業務の実施要請は、文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話で要請できるものとする。

## （支援業務の内容）

第2条 甲は、乙に次の各号に掲げる支援業務を要請できる。

- (1) 災害時における市民に対する支援・救護活動に関すること。
- (2) 応急対策・復旧対策に関すること。
- (3) 被災市民からの相談に関すること。
- (4) 所有資機材の貸出及び提供に関すること。

## （支援業務の実施）

第3条 乙は、甲からの申請があったときは、他の業務に優先して前条の支援業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の実施状況を速やかに甲に報告するものとする。

## （情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項について、随時、情報の交換を行うものとする。

## （費用負担）

第5条 この協定に基づき、第3条の協力に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算出については、乙と協議の上、甲が額を設定する。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

## （実施日）

第7条 この協定は、平成18年7月7日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

## 14 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定（西日本旅客鉄道）

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して広島県知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年9月1日

広島県知事 竹下 虎之助

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 角田 達郎

## 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

## （目的）

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき広島県知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

## （通信の種類）

第2 広島県知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

## （申し込み及び承認）

第3 広島県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所長の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所長の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めるときに、その使用を承認するものとする。

## （取扱順位）

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

## （通信の利用方）

第7 広島県知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、も寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

## （免責）

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

## （準用及びその周知）

第9 広島県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、広島県知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

## 付 則

- 1 この協定は昭和62年9月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに相方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。その後においてもこの例による。

2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名なつ印して、各自その1通を保管する。



## 15 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（独立行政法人住宅金融支援機構）

## 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- （1）住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- （2）被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- （3）第7条に規定する連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- （4）第7条に規定する連絡窓口との連絡方法
- （5）その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

## （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

## （職員の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

## （住宅ローン返済中の市民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

## （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する周知に協力するものとする。

## （施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

## （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

## （協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

## （適用等）

第9条 この協定は、平成27年3月31日から適用する。

- 2 呉市と住宅金融公庫中国支店との間で締結した平成16年8月31日付け「災害の予防及び住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 呉市中央四丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
代表者 理事長 宍戸 信哉

## 16 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

## 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務（以下「業務」という。）に関する基本協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合において、呉市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に被災者の生活安定を図るため、乙の協力を受ける業務に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めるもの

## （業務の内容）

第3条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元
- (2) 登記・境界関係の相談窓口業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が特に必要と認める業務

## （派遣の要請）

第4条 甲は、業務に関して乙の協力が必要となったときは、乙に対し、当該業務の実施に当たる土地家屋調査士（以下「支援員」という。）の派遣を要請するものとする。

## （実施方法）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに支援員の派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣計画に基づく乙の協力を受けるときは、当該協力を受ける業務に関して乙と別途委託契約を締結するものとする。
- 3 乙は、前項の委託契約に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

## （連絡調整）

第6条 業務に係る連絡調整は、甲については呉市消防局警防課危機管理室の職員が、乙については社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会呉支所長（次項において「支所長」という。）が行う。

- 2 支所長は、災害時を想定した連絡網をあらかじめ作成し、甲に提出するものとする。

## （委託料の上限）

第7条 第5条第2項の委託契約に係る委託料の額については、甲及び乙が別に定める額を超えないものとする。

## （定めのない事項等の取扱い）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

## （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月24日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市東区二葉の里1丁目2番44-301号  
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
代表者 理事長 伊藤 宏幸

## 17 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

## 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海生産業株式会社（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動（以下「災害応急対策活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （要請の手続）

第2条 乙に対する災害応急対策活動の要請は、災害応急対策活動の要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、第1項の規定による要請について、当該要請の内容、日時、場所等に変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、当該要請の必要がなくなったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

## （要請の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙に実施を要請する災害応急対策活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況等の把握に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (2) 被災者の捜索・救助活動に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (3) その他甲が必要とする事項

## （災害応急対策活動の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

## （実施の報告等）

第5条 乙は、災害応急対策活動を実施した場合は、当該活動の完了後速やかに災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙が災害応急対策活動の実施により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

## （著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙が実施した災害応急対策活動に係る経費については、原則甲が負担するものとし、負担する内容等については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報共有及び訓練等）

第8条 甲及び乙は、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、訓練や研修等の実施に努めるものとする。

（情報の保護）

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施により知り得た個人情報を、甲以外の第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（損害賠償責任）

第10条 災害応急対策活動の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものとする。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害応急対策活動の実施に支障のないよう、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月16日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市長 新原 芳明

乙 広島県呉市本通4丁目9番5号  
海生産業株式会社  
代表取締役 海生 俊史

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

海生産業株式会社  
代表取締役 様

呉 市 長

## 災害応急対策活動の要請書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。

要請内容	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 時 分 ) ~ ( 時 分 )
活動場所	
現場責任	(部署) (氏名) (電話番号) (FAX番号)
備考	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社  
代表取締役

## 災害応急対策活動の実施報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第5条に基づき、次のとおり報告します。

活動内容		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 時 分 ) ～ ( 時 分 )	
活動場所		
活動人数等	延日数	延人数
備考		



様式第3号（第11条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社  
代表取締役

## 連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
乙	勤務時間内			
	勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

海生産業株式会社  
代表取締役様

呉市長

## 連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
甲	勤務時間内及び勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

## 18 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

## 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）といしだカメラ店（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動（以下「災害応急対策活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （要請の手続）

第2条 乙に対する災害応急対策活動の要請は、災害応急対策活動の要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、第1項の規定による要請について、当該要請の内容、日時、場所等に変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、当該要請の必要がなくなったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

## （要請の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙に実施を要請する災害応急対策活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況等の把握に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (2) 被災者の捜索・救助活動に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (3) その他甲が必要とする事項

## （災害応急対策活動の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

## （実施の報告等）

第5条 乙は、災害応急対策活動を実施した場合は、当該活動の完了後速やかに災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙が災害応急対策活動の実施により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

## （著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙が実施した災害応急対策活動に係る経費については、原則甲が負担するものとし、負担する内容等については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

## （情報共有及び訓練等）

第8条 甲及び乙は、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、訓練や研修等の実施に努めるものとする。

## （情報の保護）

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施により知り得た個人情報を、甲以外の第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（損害賠償責任）

第10条 災害応急対策活動の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものとする。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害応急対策活動の実施に支障のないよう、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年10月8日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島県呉市中通4丁目5番5号  
いしだカメラ店  
店主 石田 洋士

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

いしだカメラ店 店主 様

呉 市 長

## 災害応急対策活動の要請書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。

要請内容	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 時 分) ～ ( 時 分)
活動場所	
現場責任	(部署) (氏名) (電話番号) (FAX番号)
備考	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

呉市長様

いしだカメラ店 店主

## 災害応急対策活動の実施報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第5条に基づき、次のとおり報告します。

活動内容		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 時 分) ～ ( 時 分)	
活動場所		
活動人数等	延日数	延人数
備考		

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

呉市長様

いしだカメラ店 店主

## 連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
乙	勤務時間内			
	勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

いしだカメラ店 店主 様

呉 市 長

## 連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
甲	勤務時間内及び			
	勤務時間外			

※ 担当者，連絡先等が変更となる場合は，速やかに新たな連絡先を報告します。

## 19 災害に係る情報発信等に関する協定

## 災害に係る情報発信等に関する協定

呉市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、呉市内における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、甲が呉市内に居住している者等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。

## （取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組の中から、両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙は、甲が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、当該ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲は、甲が指定している指定緊急避難場所等の防災情報を乙に提供し、乙は、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲は、甲が発令する避難勧告、避難指示（緊急）等の緊急情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲は、災害時の呉市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲は、甲が開設している指定避難所等において不足する物資に関する情報を、必要に応じて乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲は、甲が開設した指定避難所等に避難している避難者の名簿を作成する場合は、乙が提示するフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項が円滑に実施されるよう、それぞれの窓口となる連絡先及びその担当者を相互に連絡するものとする。また、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に掲げる事項以外の事項についても、甲及び乙は適宜協議を行い、決定した取組を実施するものとする。

## （費用）

第3条 前条の規定に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に要する旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## （情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供される情報（個人情報を除く。）について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために当該情報の二次利用をしてはならないものとする。

## （公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について別途協議の上、決定するものとする。

## （協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

## （有効期間）



第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から本協定の終了について申出を行わない場合は、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 2年 9月10日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## 20 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（呉市ホテル旅館組合）

## 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

呉市（以下「甲」という。）と呉市ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）のうち、当該災害に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みである場合において、甲が乙に避難者等の宿泊、入浴又は食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 この協定書により甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊施設の提供等が可能な乙に加入する組合員（以下「乙の組合員」という。）の状況確認及び情報提供
- (2) 宿泊施設の提供等
- (3) その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第3条 甲は、前条に規定する業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は、乙に対して同条第1号に規定する業務の協力を要請するときは、協力可能施設確認要請書（様式第1号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに協力可能施設確認要請書を送付するものとする。

3 甲は、乙に対して同条第2号に規定する業務の協力を要請するときは、前項の規定による要請に基づき提供された協力可能施設確認書（様式第2号）により乙の組合員を選定し、受入要請書（様式第3号）により直接当該乙の組合員に要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、要請後速やかに受入要請書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定により、乙の組合員が宿泊施設の提供等に要した費用（宿泊料、食事代等）は甲が負担し、乙の組合員に支払うものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙の組合員が協議して定めるものとする。

（受入実績の報告と費用の請求）

第5条 乙の組合員は、受入れが完了したときは、速やかに受入実績報告書（様式第4号）により甲に報告するとともに、甲に対して請求書（様式第5号）により甲が負担する費用を請求するものとする。

（平時の情報提供）

第6条 乙は、甲から第3条の要請があった場合に即座に対応できるよう、平時から乙の組合員の承諾を得ておき、そのリストを甲に提供するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年4月30日

甲：呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙：呉市本通1丁目5番35号  
呉市ホテル旅館組合  
組合長 三島 義弘

## 21 災害時における緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人広島県タクシー協会呉支部）

## 災害時における緊急輸送等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県タクシー協会呉支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に必要な緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等の業務に関し協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が避難者の安全を確保するために移送する必要があると判断した際の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な職員等及び機材の輸送業務
- (3) 災害による市内の被害情報の収集
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第3条 甲は、前条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対して緊急輸送等の協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は前項の要請をする場合は、災害応急対策に必要なタクシー等の提供要請書（様式第1-1号）又は災害情報の提供要請書（様式第1-2号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

3 乙は、災害発生状況等を十分考慮した上で、乙に所属する会員であるタクシー事業者（以下「乙の会員」という。）と連絡調整し、乙の会員のタクシー車両を出動させるものとする。この場合において、調整の結果、出動させることができないと乙が判断したときは、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請による業務が完了したときは、次のとおり速やかに甲に報告する。

- (1) 第2条第1項第1号及び第2号の業務についての報告は、業務を行った乙の会員が完了報告書（様式第2-1号）を乙に提出し、乙が取りまとめたうえ、実施報告書（様式第2-2号）により報告するものとする。
- (2) 第2条第3号の規定により収集した被害の状況については、被災状況等報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担する。

2 前項の費用のうち運賃及び料金に係るものは、乙の会員が地方運輸局長に届出をして、認可を受けている運賃及び料金によるものとする。

3 甲が負担する費用についての請求は、業務を行った乙の会員から提出された完了報告書（様式第2-1号）による報告に基づき、乙が請求書（様式第4号）により甲に行うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給したタクシーが故障等により運行を中断したときは、乙は、速やかに他の乙の会員のタクシー車両を手配するなどし、その業務を継続しなければならない。

2 乙は、タクシーの運行に際し、乙の会員により事故を起こしたときは、甲に対して事故報告書（様式第5号）により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合には口頭により報告できることとし、その際は、速やかに事故報告書（様式第5号）を乙に提出するものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時において、甲が実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、可能な限り協力するものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年4月30日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 呉市中央2丁目3番27-202号  
一般社団法人広島県タクシー協会呉支部  
支部長 火岡 純也

## 22 防災パートナーシップに関する協定書（広島テレビ放送株式会社）

## 防災パートナーシップに関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。

(2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

## （緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、災害の被害を軽減するために、住民等への情報発信をする緊急の必要があると判断した場合には、乙に対して電話又は電子メール、ファクシミリなどにより情報発信を要請することができる。甲から当該要請を受けた場合には、乙は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努めるものとする。

## （平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、甲の区域内における災害の映像、写真、画像その他の防災関連資料の提供について可能な範囲で協力する。

2 甲及び乙は、その一方がこの協定の目的に資する防災対策の取組を行うときは、可能な範囲で協力する。

## （連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲及び乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合には、速やかにその一方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先及び連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

## （期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙がその一方にこの協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

## （協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年6月3日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号  
広島テレビ放送株式会社  
代表取締役社長 佐野 讓 顯

## 23 大規模災害時の支援協力に関する協定書（一般社団法人広島県測量設計業協会）

## 大規模災害時の支援協力に関する協定書

広島県を甲，呉市を乙，一般社団法人広島県測量設計業協会を丙として，甲，乙及び丙は，広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について，次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は，広島県内に暴風，洪水，高潮，地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め，公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握，その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

## （対象となる災害）

第2条 広島県内において，特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

## （支援協力の内容）

第3条 この協定に定める支援協力の内容は，次のとおりとする。

- （1） 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- （2） 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- （3） 支援協力にあたっての必要な情報提供
- （4） その他甲又は乙が特に必要と認める支援

## （支援協力の要請）

第4条 甲は，災害の発生後，乙と調整の上，この協定に定める支援協力が必要と認めるときは，書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

## （支援協力の要請に対する回答等）

第5条 丙は，前条の要請があったときは，書面により，支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

2 丙は，甲の依頼に基づき，毎年度当初に，あらかじめ，支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

## （契約の締結及び経費の支払い）

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については，支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

## （協定の期間）

第7条 この協定の期間は，締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに，甲，乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は，更に1年延長するものとし，その後もまた同様とする。

## （その他）

第8条 この協定に定めのない事項，又は疑義が生じたときは，甲，乙及び丙が協議のうえ，定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書を3通作成し，甲，乙及び丙が記名・押印



をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10番52号  
広島県  
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 呉市中央四丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原芳明

丙 広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル5階  
一般社団法人 広島県測量設計業協会  
代表者 会長 森脇克彦

## 24 大規模災害時の支援協力に関する協定書（一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部）

## 大規模災害時の支援協力に関する協定書

広島県を甲，呉市を乙，一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部を丙として，甲，乙及び丙は，広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について，次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は，広島県内に暴風，洪水，高潮，地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め，公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握，その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

## （対象となる災害）

第2条 広島県内において，特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

## （支援協力の内容）

第3条 この協定に定める支援協力の内容は，次のとおりとする。

- （1） 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- （2） 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- （3） 支援協力にあたっての必要な情報提供
- （4） その他甲又は乙が特に必要と認める支援

## （支援協力の要請）

第4条 甲は，災害の発生後，乙と調整の上，この協定に定める支援協力が必要と認めるときは，書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

## （支援協力の要請に対する回答等）

第5条 丙は，前条の要請があったときは，書面により，支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭によるものとし，その後速やかに書面を交付するものとする。

2 丙は，甲の依頼に基づき，毎年度当初に，あらかじめ，支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

## （契約の締結及び経費の支払い）

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については，支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と支援協力が当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

## （協定の期間）

第7条 この協定の期間は，締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに，甲，乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は，更に1年延長するものとし，その後もまた同様とする。

## （その他）

第8条 この協定に定めのない事項，又は疑義が生じたときは，甲，乙及び丙が協議のうえ，定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書を3通作成し，甲，乙及び丙が記名・押印

をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10番52号  
広島県  
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 呉市中央四丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原芳明

丙 広島県広島市中区八丁堀1番8号エイトビル8階  
一般社団法人 建設コンサルタント協会中国支部  
代表者 支部長 小田秀樹

**25 呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書（一般社団法人広島県資源循環協会）**呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における  
災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県資源循環協会（以下「乙」という。）とは、地震、大雨洪水等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で大規模災害が発生した場合に、甲が乙に支援・協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において「支援・協力」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分
- (2) 災害廃棄物の仮置場の設置及び管理
- (3) 前2号に付随する事項（支援協力の内容）

## （支援・協力の要請）

第3条 甲は、呉市内で大規模災害が発生した場合において、乙の支援・協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 市の被災状況
- (2) 災害廃棄物の発生地区及び要請事項
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による甲の要請に対し、文書により回答するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で回答し、後に速やかに文書を送付するものとする。

## （支援・協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請に対し、必要な人員、車両及び資機材を調達し、支援・協力をするものとする。

## （実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく支援・協力をしたときは、甲に対し、その内容を文書により報告するものとする。

## （費用負担）

第6条 支援・協力に係る費用については無償を基本とする。ただし、災害廃棄物の処理等が長期に及ぶ場合又は過大な費用負担を伴う場合は、これに要した費用について、乙が定める「災害廃棄物処理等運営要領」を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙の協議によりこの協定の終了について決定しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月13日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長

新原 芳明

乙 広島県広島市中区千田町3丁目7番47号  
一般社団法人広島県資源循環協会  
会長

三谷 哲也

## 第7節 施設提供

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	呉警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日
2	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	広島警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日
3	施設提供	広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書	広島地方気象台	気象台が所管する観測所使用不能時に市の施設の一部を臨時の観測施設の設置場所として提供	平成29年12月13日

## （協力）締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉警察署	呉市西中央2丁目2-4	警備課	29-0110	
広島警察署	呉市広大新開1丁目5-6	警備課	75-0110	
広島地方気象台	広島市中区上八丁堀6-30	観測予報管理官	082-223-3950	

## 1 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（呉警察署）

## 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県呉警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市つばき会館（呉市中央6丁目2番9号）
- (2) すこやかセンターくれ（呉市和庄1丁目2番13号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長

乙 呉市西中央2丁目2番4号  
広島県呉警察署  
代表者 呉警察署長

## 2 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（広警察署）

### 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県広警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市広市民センター（呉市広古新開2丁目1番3号）
- (2) 呉市東消防署（呉市広古新開2丁目1番9号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。



（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長

乙 呉市広大新開1丁目5番6号  
広島県広警察署  
代表者 広警察署長

**3 広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書（広地方気象台）**

## 広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書

呉市（以下、「甲」という。）と広島地方気象台（以下、「乙」という。）は、地震、台風等により乙所管の観測所が被災した場合の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が設置している呉特別地域気象観測所の観測が災害により継続できない場合に、被災地における復旧作業を支援等するために、乙が設置する臨時の観測施設によって気象観測が継続できるよう、甲及び乙の協力について取り決めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲に対し、次の事項について、協力を要請することができる。また、甲は、乙の要請に基づき可能な限り協力する。

（1）甲の保有または管理する別記施設の一部を、乙が設置する臨時の観測施設の設置場所として提供すること。

（2）前号に掲げるもののほか、目的を果たすために甲の協力を必要とする事項に関すること。

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による乙の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請を行い、事後、速やかに文書を提出する。

（設置場所提供期間）

第4条 第2条第1号の規定による設置場所の提供期間は、既存の観測施設が復旧するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する必要がある場合には、乙の申し出を受けて、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第5条 乙が設置する臨時の観測施設の設置及び運用に要する費用の負担は、次項のとおりとする。

（1）第2条第1号に規定する設置場所の使用料については、甲乙協議の上決定する。

（2）臨時の観測施設の設置費及び運用に要する維持管理費は、乙が負担する。

（協力体制の確認）

第6条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用できるよう、平素から設置候補地周辺の被害想定や臨時に設置する機器の仕様など、必要に応じた情報交換を行い、協力体制を確認する。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、平成30年1月1日から平成31年3月31日までとする。

（1）前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれかから解除の申し出がない場合には、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この覚書に関し、疑義または定めのない事項が生じた場合には、甲乙協議の上、これを解決する。

この覚書の成立を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月13日

甲：呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 新原 芳明

乙：広島市中区上八丁堀 6-30  
広島地方気象台長 日当 智明

広島地方気象台が所管する観測所被災時の協力に関する覚書 別紙

- 1 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地  
所在地： 呉市警固屋



- 2 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地  
所在地： 呉市警固屋



- 3 音戸の瀬戸公園 ※黄色で示した場所が設置候補地  
所在地： 呉市警固屋



- 4 大空山公園 ※黄色で示した場所が設置候補地  
所在地： 呉市広町



**重要水防箇所及び主な浸水予想区域**

※ 重要水防箇所及び主な浸水予想区域については、資料編「予－２－１～４」及び「予－２－５」参照

（ 空 白 ）

## 水防倉庫及び備蓄場所並びに備蓄資器材

呉市，呉市消防局調べ

水防倉庫 ・備蓄倉庫	所在地	水防資材								
		土のう	大型土のう	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄パイプ	鉄線
		枚	枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
呉市水防センター倉庫	郷原町（黒瀬川河川防災ステーション内）	4,800	0	0	60	1,001	2,200	1,098	100	
呉市体育館備蓄場所	中央4丁目1-1（呉市体育館内）	0	195	0	48	0	0	0	0	
呉市役所備蓄場所	中央4丁目1-6（市役所庁舎内）	6,000	0	0	80	3	0	0	0	
吉浦地区水防倉庫	吉浦東本町1丁目7-23（市民センター内）	1,200	0	0	70	0	0	0	0	
警固屋地区水防倉庫	警固屋6丁目（市民センター東側敷地内）	800	0	0	40	0	0	30	0	
阿賀地区水防倉庫	阿賀中央6丁目2-16（市民センター内）	1,400	0	0	5	8	0	50	0	
広地区水防倉庫	広古新開2丁目1-3（市民センター内）	3,000	0	0	0	0	0	35	0	
仁方地区水防倉庫	仁方本町1丁目6-11（市民センター内）	1,000	0	0	0	0	0	100	0	
宮原地区水防倉庫	宮原4丁目8-1（宮原小学校校庭）	1,000	0	0	0	0	0	80	0	
天応地区水防倉庫	天応宮町4-15（市民センター敷地内）	1,000	0	0	19	0	0	0	0	
昭和地区水防倉庫	焼山中央2丁目8-12（市民センター敷地内）	2,200	0	0	10	0	0	28	0	
郷原地区水防倉庫	郷原町1585-8（市民センター内）	2,800	0	0	50	1	0	40	0	
下蒲刈地区水防倉庫	下蒲刈町下島2361-7（市民センター内他）	2,400	0	0	16	0	0	29	0	
川尻地区水防倉庫	川尻町東1丁目1-21（市民センター内）	2,450	0	0	45	0	0	0	0	
音戸地区水防倉庫	音戸町南隠渡1丁目7-1（市民センター内）	3,200	0	0	4	4	0	0	0	
倉橋地区水防倉庫	倉橋町431（市民センター東側敷地内）	4,300	0	0	5	0	0	12	0	
蒲刈地区水防倉庫	蒲刈町宮盛（市民センター東側敷地内）	1,700	40	0	15	0	0	0	0	
安浦地区水防倉庫	安浦町中央4丁目3-2（市民センター内他）	4,800	0	0	32	0	0	0	0	
豊浜地区水防倉庫	豊浜町豊島3526-15（市民センター内他）	1,200	0	0	14	0	0	0	0	
豊地区水防倉庫等	豊町大長5915-4（市民センター内，旧豊町小学校体育館）	800	0	0	30	0	0	0	0	
小計		46,050	235	0	543	1,017	2,200	1,502	100	

(令和5年11月1日現在)



## 資料編（水防計画関係）

水防倉庫 ・備蓄倉庫	所在地	水防資材								
		土 の う	大 型 土 の う	麻 袋	シ ー ト	な わ	ロ ー プ	杭 ・ 丸 太	鉄 パイ プ	鉄 線
		枚	枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
西消防署水防倉庫	西中央3丁目1-9（西消防署内）	804	0	0	37	140	200	23	10	
昭和分署備蓄場所	焼山中央2丁目8-21（昭和分署内）	226	0	0	57	36	0	20	10	
音戸分署水防倉庫	音戸町高須2丁目1-19（音戸分署内）	669	0	0	108	400	0	185	1	
狩留賀出張所備蓄場所	狩留賀町3-19（狩留賀出張所内）	253	0	0	92	40	0	20	4	
南出張所備蓄場所	宮原13丁目2-29（南出張所内）	259	0	0	32	5	0	82	3	
倉橋出張所備蓄場所	倉橋町1771-1（倉橋出張所内）	200	0	0	52	8	0	23	5	
東消防署水防倉庫	広古新開2丁目1-9（東消防署内）	325	0	0	314	20	800	120	33	
阿賀北出張所備蓄場所	阿賀北4丁目3-27（阿賀北出張所内）	350	0	0	19	1	0	9	0	
仁方出張所備蓄場所	仁方本町1丁目6-18（仁方出張所内）	183	0	0	24	1	0	10	2	
郷原出張所備蓄場所	郷原町7100（郷原出張所内）	380	0	0	23	2	0	124	0	
川尻出張所備蓄場所	川尻町西1丁目1-1（川尻出張所内）	250	0	0	14	2	0	16	8	
蒲刈出張所備蓄場所	蒲刈町向字小市369-5（蒲刈出張所内）	103	0	0	35	2	0	42	10	
安浦出張所備蓄場所	安浦町中央6丁目2-1（安浦出張所内）	200	0	0	38	1	0	29	2	
大崎下島出張所備蓄場所	豊浜町大字大浜311-1（大崎下島出張所内）	190	0	0	30	1	0	45	0	
	小計	4,392	0	0	878	659	1,000	748	88	
	合計	50,442	235	0	1,421	1,676	3,200	2,250	188	

（令和5年11月1日現在）

## 資料編（水防計画関係）

水防倉庫・備蓄倉庫	主要水防器具											
	かけや	のこぎり	くわ	ペンチ	スコップ	たこづち	かなづち	かすがい	なた	おの	かま	防水懐中電灯
	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	本	丁	丁	丁	個
呉市水防センター倉庫	15	55	21	14	98	33	3	100	18	24	0	6
呉市体育館備蓄場所	0	0	0	0	628	0	0	0	0	0	0	0
呉市役所備蓄場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
吉浦地区水防倉庫	0	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	5
警固屋地区水防倉庫	3	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	6
阿賀地区水防倉庫	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	5
広地区水防倉庫	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0
仁方地区水防倉庫	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	3
宮原地区水防倉庫	2	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0
天応地区水防倉庫	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	16
昭和地区水防倉庫	0	0	0	0	40	0	1	0	0	0	0	0
郷原地区水防倉庫	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	5
下蒲刈地区水防倉庫	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	5
川尻地区水防倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音戸地区水防倉庫	0	1	5	0	40	0	0	0	0	0	2	0
倉橋地区水防倉庫	1	2	0	1	13	0	3	0	1	0	0	0
蒲刈地区水防倉庫	1	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0
安浦地区水防倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊浜地区水防倉庫	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
豊地区水防倉庫等	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
小計	23	58	26	15	1,335	33	7	100	19	24	2	91
西消防署水防倉庫	12	21	3	0	73	0	0	0	2	19	31	0
昭和分署備蓄場所	1	2	0	0	11	0	0	0	0	2	13	0
音戸分署備蓄場所	2	6	0	0	26	0	0	0	4	3	3	0
狩留賀出張所備蓄場所	2	4	0	0	10	0	0	0	0	3	11	0
南出張所備蓄場所	2	7	0	2	14	0	0	0	0	4	7	0
倉橋出張所備蓄場所	4	1	0	2	8	0	0	0	0	0	7	0
東消防署水防倉庫	12	21	0	0	72	0	0	0	3	5	34	0
阿賀北出張所備蓄場所	2	2	0	0	5	0	0	0	0	2	6	2
仁方出張所備蓄場所	1	6	0	0	6	0	0	0	3	1	2	0
郷原出張所備蓄場所	1	3	0	0	8	0	0	0	0	1	4	0
川尻出張所備蓄場所	5	3	0	0	9	0	0	0	0	0	11	3
蒲刈出張所備蓄場所	1	8	0	0	11	0	0	0	1	0	5	0
安浦出張所備蓄場所	1	3	0	0	16	0	0	0	1	0	10	0
大崎下島出張所備蓄場所	2	1	0	0	10	0	0	0	1	1	4	0
小計	48	88	3	4	279	0	0	0	15	41	148	5
合計	71	146	29	19	1,614	33	7	100	34	65	150	96

(令和5年11月1日現在)

（ 空 白 ）

## 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所, 河川	主に使用する資材	
				現在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう, 防水シート, 鉄筋棒	
	せき板工	堤防の天端にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱, 軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご, 玉石, 防水シート	
	水マット工(連結水のう工)	堤防の天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう, 板など入手困難)	既製水のう, ポンプ, 鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ, 半割竹, 土俵	
	裏シート張り工	堤防の裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ, 竹の入手困難)	防水シート, 鉄筋ピン, 軽量鉄パイプ, 土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工(釜築き, 釜止め)	堤防から離れた箇所の漏水を, 土のうを円形に積み上げ池を造り, 池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川	土のう, 防水シート, 鉄筋棒, ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段, 裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂, 土のうの入手困難)	既製水のうポンプ, 鉄パイプ
		鉄板式釜段工(簡易釜段工)	裏小段, 裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂, 土のうの入手困難)	鉄板, 土のう, パイプ, 鉄パイプぐい
		月の輪工	堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を造り, 池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川	土のう, 防水シート, パイプ, 鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段, 裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂, 土のうの入手困難)	既製水のう, くい土のう, ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段, 裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる, 防水シート, 土のう
		漏水シート張り工	裏のり, 犬走りに防水シートなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート, 丸太, 竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所，河川	主に使用する資材
					現在
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ，水深の浅い部分）	土のう，木ぐい，竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ，竹，土のう，竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ，なわ，くい，ロープ，竹，土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート，鉄パイプ，くい，ロープ，土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	たたみ，杭，縄，土のう，鉄線
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工，継ぎむしろ張り工，シート張り工，たたみ張り工	家屋のたたみを連結し，損傷部に敷きつめ傷口の拡大を防止する工法	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し，局部を被覆する	急流河川	立木，土のう，ロープ，鉄線，くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご，詰め石，くい，鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう，石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて，堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹，くい，ロープ，土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉，牛わく，鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み，石俵，鉄線，蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき，断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい，割竹，板，土のう，くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし，かや，よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹，なわ，ロープ，わら，かや，土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹，土のう，ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい，鉄線

原因	工法	工法の概要	利用箇所，河川	主に使用する資材	
				現在	
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	き裂	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹，土のう，なわ，ロープ，鉄線
		継ぎ縫い工	天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい，竹，鉄線，土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい，金鋼，鉄線，土のう
		五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹，なわ，ロープ，鉄線，土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい，ロープ，土のう，丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき，堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹，土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち，竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい，竹，鉄線，土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご，詰め石，くい，そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み，中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい，布木，鉄線，土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	くい，土のう，布木，鉄線，土砂
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい，土のう，布木，鉄線，土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい，竹，そだ，鉄線，土のう
		築きまわし工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい，さく材，布木，土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹，とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車，無線車	

（水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より）

（ 空 白 ）

## 水防活動実績報告書及び水防活動状況報告書

様式第1号

## 水防活動実績報告書

（管理団体で水防箇所毎に作成するもの）

（作成責任者）

管理団体名									指定・非指定の別					
水防実施の台風又は豪雨名									報告年月日		年 月 日			
場 所	左 川 岸 地先 m 右								所 要 経 費			管理団 体分	県支出 分	計
	日 時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時								人 件 費	手 当			
								そ の 他						
出動人 員数	水防団員	消防団員	その他		計			物 件 費		資材費				
	人	人	人		人					器 材 費				
水防作業の概況及び 工法										燃 料 費				
										雑 費				
										計				
								合 計						
水防の結果								使 用 資 材		か ま す				
									俵					
									む し ろ					
効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	な わ						
	m	ha	ha	戸	m	m	人		丸 太					
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人							
他の団体からの 応 援 状 況								立退きの状況及び それを指示した理由						
居住者の出動状況								水防功労者指名年齢所属						
警察の援助状況								堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況						
現場の指導者職指名								水防活動に関する 自 己 批 判						
水防関係者の死傷								備 考						



様式第2号

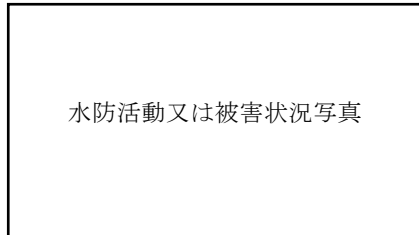
水防活動状況報告書

〇〇年台風第〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

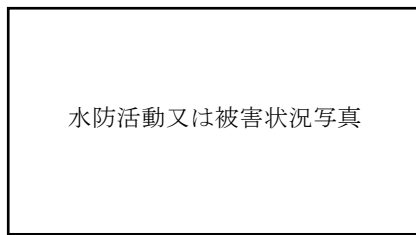
〇概要

〇〇市消防団は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

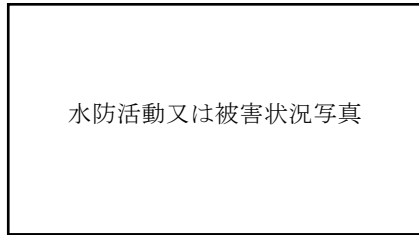
活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300俵) ・避難誘導(200世帯) ・排水作業(3件)



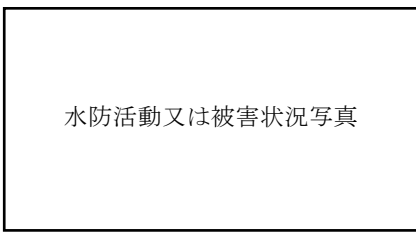
〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視



〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工



〇〇川左岸(〇〇地先)  
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所地図

## 呉市水防協力団体指定要領

## 呉市水防協力団体指定要領

## 1 趣旨

呉市では、消防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

## 2 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

## 3 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防機関が行う水防活動との調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上筆余蘊監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

## 4 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、呉市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（呉市長）に「呉市水防協力団体指定申請書」（様式 1）に「呉市水防協力団体活動業務計画書」（様式 2）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

## 5 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者（呉市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「呉市水防協力団体認定書」（様式 3）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式 1

呉市水防協力団体指定申請書

年 月 日
呉市長様
住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者の氏名
水防法第36条第1項及び呉市水防協力団体指定要領4の規定に基づき、 呉市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業 務計画書」を添えて申請します。

様式 2

## 水防協力団体協力活動業務計画書

## 水防協力団体協力活動業務計画書

下記の呉市の実施する水防活動に協力します。

## 記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

I 河川巡視，土のうの袋詰め及び運搬，避難支援など消防機関が行う水防上必要な監視，警戒その他水防活動への協力

- 1 災害時における土のうの袋詰め及び運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの要配慮者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報，警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導，避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具，資材又は設備の保管及びその提供  
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動，水防に関する情報の収集及びその提供

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況，雨量，強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査，実態調査等の水防に関する調査研究

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

- 1 実体験等に基づく，浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成，各種行事等の開催等

- 1 消防機関が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

様式 3

呉市水防協力団体認定書

呉市水防協力団体認定書	
	年 月 日
住所 (事務所所在地)	
団体の名称	
代表者の氏名	様
	呉市長
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び呉市水防協力団体指定要領 4 の規定に基づき、 貴団体を呉市水防協力団体に指定します。</p>	

## 呉市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

## 呉市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

## 1 趣旨

呉市における水防活動は、呉市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

## 2 水防活動を行う消防機関と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び呉市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

## 3 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 4）を提出させることができる。

## 4 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、呉市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

## 5 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

## 附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

呉市水防協力団体活動報告書

年 月 日

呉市長様

住所  
（事務所所在地）  
団体の名称  
代表者の氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、呉市水防協力団体指定要領6の規定に基づき提出します。

